

平成23年
11 月

宮崎県定例県議会会議録

平成23年11月25日開会

平成23年12月13日閉会

平成23年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月25日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
押川修一郎議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第35号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5
1. 議案第34号及び第35号委員会付託	8
1. 議員発議案送付の通知	8
1. 議員発議案第1号追加上程、採決	8

自11月26日（土曜日）

至11月27日（日曜日） 休 会

11月28日（月曜日） 常任委員会（総務政策、文教警察企業）

11月29日（火曜日） 休 会

11月30日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第36号から第39号まで追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 一般質問	13
黒木正一議員質問	13

- ・知事の政治姿勢（平成24年度予算編成方針）について
- ・みやざき感謝プロジェクトについて
- ・防災対策について
- ・農林業行政（森林・林業再生プラン、鳥獣害対策等）について
- ・福祉保健行政（子育て支援対策、自殺対策（要望））について

山下博三議員質問

- ・知事の政治姿勢（知事のトップセールス、国際交流の取り組み）について
- ・農政問題（T P P交渉参加、県産材利用促進、集成材アーチ型の検証）

について	
・ ジオパークという新たな資源の取り組み（本県観光の現状、県西地区における新幹線効果、霧島ジオパークの取り組み）について	
有岡浩一議員質問 -----	39
・ 知事の政治姿勢（アクションプラン等）について	
・ ポリスマインド（成果主義にとらわれない取り組み、暴力団排除条例）について	
・ 選挙啓発活動（事前運動の禁止）について	
・ 人材が育つ環境づくり（年次有給休暇の活用、看護師のワーク・ライフ・バランス）について	
・ 「いきいき集落」の取り組み（住民主体による民泊や空き家対策の推進）について	
・ 教育行政（教科書選定とふるさと教育、キャリア教育の取り組み）について	
・ 耕作放棄地再生（猿害対策への取り組み）について	
丸山裕次郎議員質問 -----	50
・ 行財政改革（宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例への対応、新宮崎県公社等改革指針、社会保障費等）について	
・ 防災対策（地震・津波防災等に関する見直し等）について	
・ 新燃岳対策（土石流対策、活動火山特別措置法等）について	
・ 口蹄疫復興対策（人工授精自粛に伴う子牛市場の平準化対策等）について	
・ 種雄牛凍結精液の取り扱い（管理体制の強化等）について	
鳥飼謙二議員質問 -----	64
・ 知事の政治姿勢について	
・ 地域循環経済システムと自動販売機設置について	
・ 口蹄疫復興と獣医師の確保について	
・ 県南地区の医療充実について	
1. 常任委員長審査結果報告 -----	76
山下博三総務政策常任委員長 -----	76
河野哲也文教警察企業常任委員長 -----	76
1. 討 論 -----	77
前屋敷恵美議員（議案第34号及び第35号に反対） -----	77
1. 議案第34号及び第35号採決 -----	78

12月1日（木曜日）

1. 出席議員 -----	81
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	81
1. 一般質問 -----	82
中村幸一議員質問 -----	82
・ 上原勇作肖像画のその後について	
・ 親ウナギ育成研究施設支援について	
・ 15年後の国体開催について（要望）	
・ 県立病院事務職のプロパー化について	
・ 刑務所の誘致について	
福田作弥議員質問 -----	90
・ 首都圏への海上物流について	
・ 観光スポットとファーマーズマーケットについて	
・ フードビジネスについて	
・ T P P と本県農業について	
松村悟郎議員質問 -----	100
・ 観光資源の磨き上げ（宮崎恋旅と東京ガールズコレクションのコラボ、西都原古墳群の整備のあり方、西都・児湯の口蹄疫復興地域振興、東児湯観光ネットワークと鍋合戦効果、ルピナスパークの活用）について	
・ 農業再生への課題と対策（口蹄疫からの復興対策の現状、防疫体制の整備状況、葉たばこ廃作による影響、新たな農地利用）について	
・ 農業後継者施設の課題（農業大学校、高鍋農業高校）について	
・ 鳥獣害対策について	
二見康之議員質問 -----	114
・ 知事の政治姿勢（知事としてのあり方）について	
・ 広域行政（宮崎、延岡・日向、都城の三拠点構想）について	
・ 林業公社（公社のあり方、分収契約、経営改善）について	
押川修一郎議員質問 -----	125
・ 伊東マンショの顕彰について	
・ 位置情報利用 I T サービスについて	
・ 防災拠点施設について	
・ 運輸事業の振興について	
・ 犯罪被害者支援について	
・ 障がい者雇用について	
・ 農政について	

- ・西都原の観光と整備について

12月2日（金曜日）

1. 出席議員	143
1. 地方自治法第121条による出席者	143
1. 一般質問	144

渡辺 創議員質問 ----- 144

- ・知事の政治姿勢について
- ・県産品の販路拡大、観光の戦略について
- ・スポーツ振興について
- ・定時制・通信制教育の振興について
- ・県内の治安状況について
- ・八重川河口付近及び津屋原沼の土砂堆積問題について
- ・ウイルス性肝炎患者に対する助成について

井上紀代子議員質問 ----- 161

- ・教育問題について
- ・観光振興について
- ・防災対策について
- ・がん対策に関する条例について

清山知憲議員質問 ----- 175

- ・宮崎県固有の価値について
- ・県の歴史教科書について
- ・副知事の取り組みについて
- ・病院局について
- ・少子化対策について
- ・記者会見について
- ・選挙公報について
- ・救急事業について
- ・公務員獣医師の処遇について

横田照夫議員質問 ----- 191

- ・TPPと幸福について
- ・出るを量って入るを制す（住宅リフォーム事業、オンデマンドバス、宅配事業や移動販売車、ワクチン接種の公費助成）
- ・種雄牛造成について
- ・武道必修化について

自12月3日（土曜日） 休 会

至12月4日（日曜日）休 会

12月5日（月曜日）

1. 出席議員	205
1. 地方自治法第121条による出席者	205
1. 一般質問	206
太田清海議員質問	206
・知事の政治姿勢について	
・原発事故対策について	
・地域医療について	
・自殺対策について	
・市町村への事務移譲について	
・畜産業対策について	
・地域交通について	
・長浜海岸侵食問題について	
前屋敷恵美議員質問	217
・知事の政治姿勢（T P P）について	
・原発と自然エネルギーについて	
・介護保険問題について	
・基金事業について	
・住宅リフォーム助成事業について	
内村仁子議員質問	227
・東九州自動車道等高速自動車道について	
・日本幸せランキングについて	
・高齢者・障がい者福祉について	
・地域医療（ドクターヘリ導入）について	
・霧島ジオパーク推進について	
・公共事業減少と景気対策について	
・災害対策について	
・新エネルギー対策（太陽光発電とCO ₂ 削減）について	
田口雄二議員質問	241
・知事の政治姿勢について	
・医療・福祉行政について	
・商工観光行政について	
・道路行政について	
・教育行政について	

12月6日（火曜日）

1. 出席議員	259
1. 地方自治法第121条による出席者	259
1. 議案第40号追加日程	260
1. 知事提案理由説明	260
1. 一般質問	260

新見昌安議員質問 260

- ・災害防止対策について
- ・サイバー犯罪について
- ・医療対策について
- ・高齢者対策について
- ・地域連携保全活動について
- ・改正PFI法について
- ・警察に係る課題等について

河野哲也議員質問 273

- ・知事の政治姿勢（オールみやざき営業チーム、外国人支援）について
- ・農政問題（鳥インフルエンザ・口蹄疫対策、地域別農業振興）について
- ・雇用問題（地域雇用開発計画）について
- ・うつ病対策（集団認知行動療法、教師メンタルヘルス）について
- ・教育行政（防災教育）について
- ・警察行政（スクールサポーター）について

中野廣明議員質問 285

- ・みやざき行財政改革プラン関連について
- ・林業公社改革について
- ・スマートインターチェンジについて
- ・海外からの誘客対策について
- ・カジノ誘致について
- ・口蹄疫関連について

坂口博美議員質問 297

・知事の政治姿勢について	
・財政問題について	
・地産地消について	
1. 議案第37号から第39号まで採決	309
1. 議案第1号から第33号まで、第36号、第40号及び請願委員会付託	309

自12月7日（水曜日） 常任委員会

至12月8日(木曜日)	常任委員会	
12月9日(金曜日)	特別委員会	
自12月10日(土曜日)	休	会
至12月12日(月曜日)		
12月13日(火曜日)		
1. 出席議員	-----	313
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	313
1. 常任委員長審査結果報告	-----	314
山下博三総務政策常任委員長	-----	314
黒木正一厚生常任委員長	-----	315
松村悟郎商工建設常任委員長	-----	317
田口雄二環境農林水産常任委員長	-----	318
河野哲也文教警察企業常任委員長	-----	319
1. 質 疑	-----	321
前屋敷恵美議員	-----	321
1. 討 論	-----	322
前屋敷恵美議員(議案第29号に反対、請願第7号、第11号から第13号まで 不採択に反対)	-----	322
1. 議案第29号採決	-----	323
1. 議案第1号から第28号まで、第30号から第33号まで、第36号及び第40号 採決	-----	323
1. 請願第11号から第13号まで採決	-----	324
1. 請願第7号採決	-----	324
1. 請願第8号採決	-----	324
1. 請願第3号採決	-----	324
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	324
1. 議員発議案送付の通知	-----	324
1. 議員発議案第2号から第5号まで追加上程、採決	-----	325
1. 閉 会	-----	325
<hr/>		
1. 資 料	-----	327
平成23年11月定例県議会日程	-----	329
議案送付文書	-----	330
一般質問時間割	-----	334
議案委員会審査結果表	-----	336

議案・請願委員会審査結果表	337
閉会中の継続審査・調査申出一覧	340
1. 議案議決件名一覧表	341
1. 意見書、その他	345
軽油引取税の免税措置及び農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免除・ 還付措置に関する意見書	347
新たに創設が見込まれる地球温暖化対策税（環境税）の免除・還付措置 に関する意見書	348
サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書	349
九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会への議員の 派遣	350
第8回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	351
1. 請願一覧表	353
1. 議事経過	367

11月25日（金）

平成 23 年 11 月 25 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日日新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕次郎 (同)
- 23 番 押 川 修一郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀代子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

- | | | |
|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 渡 稲 土 加 米 岡 児 豊 濱 甲 日 近 渡 佐 鶴 村 宮 | 元 邊 用 持 藤 原 村 玉 島 砂 斐 限 藤 辺 藤 見 社 本 |
| 県 民 政 策 部 長 | 福 祉 保 健 部 長 | 俊 亮 博 正 弘 |
| 総 務 部 長 | 環 境 森 林 部 長 | 博 美 美 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 農 政 水 産 部 長 | 博 正 弘 |
| 農 政 水 産 部 長 | 県 土 整 備 部 長 | 裕 彦 隆 夫 |
| 会 計 管 理 者 | 企 業 局 長 | 巖 紀 敏 一 |
| 病 院 局 長 | 財 政 課 長 | 早 文 郎 子 人 夫 男 継 尊 |
| 教 育 委 員 長 | 教 育 委 員 長 | |
| 公 安 委 員 長 | 警 察 本 部 長 | |
| 代 表 監 査 委 員 | 人 事 委 員 長 | |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 内 修 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 宗 仁 |
| 議 事 課 長 | 武 田 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 前 田 陽 一 |

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成23年11月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員39名。全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、後藤哲朗議員、井上紀代子議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。押川議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る11月18日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成23年11月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計35件、その内訳は、補正予算3件、条例14件、予算・条例以外18件であります。このほか1件の報告があります。また、さらに補正予算及び人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から12月13日までの19日間とすることに決定をいたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

提案されます議案のうち、給与改定関連の議案2件につきましては、他の議案に先立ち関係

常任委員会で審査していただき、11月30日の本会議で採決する予定となっております。

次に、今期定例会は、11月30日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計で22名以内とし、質問順序は28日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。12月7日、8日の2日間で各常任委員会を開催していただき、12月13日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りをいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月13日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第35号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第35号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成23年11月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、本県漁協所属漁船の火災事故で、不幸にもお亡くなりになられた方々とその御遺族に対しまして、心よりお悔やみを申し上げます。

11月22日に八丈島近海で発生しました川南町漁協所属のマグロはえ縄船「光栄丸」の火災事故におきまして、乗組員5名のうち、インドネシア人の乗組員1名が救助されましたが、残念ながら、船長と他のインドネシア人乗組員1名の合計2名の死亡が確認され、残る2名の方々がいまだ行方不明となっております。この行方不明2名の方々につきましては、現在も、海上保安庁や近辺海域の本県漁船など多くの方々が懸命に捜索活動を続けておられますので、県民の皆様とともに、一刻も早く発見、救助されますことを強く願いますとともに、お亡くなりになりましたお二方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして4点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫復興宝くじについてであります。

口蹄疫復興宝くじにつきましては、口蹄疫による被害を受けた熊本県、大分県、鹿児島県と本県の4県が共同で発売し、全都道府県及び政令指定都市の協力を得て、10月15日から25日までの11日間、全国で販売いたしました。販売実績につきましては、売上額は23億7,791万5,600円、発行額に対し47.6%と、目標としていた過半数には届かなかったものの、県内においては当初割り当て額の569%を売り上げるなど、県民の皆様のお協力によりまして大変大きな成果を残すことができました。御協力いただきました県議会を初め県民の皆様や県内各団体の皆様に、心より感謝を申し上げます。

また、宝くじを御購入いただいた全国の皆様、宝くじの販売に御尽力をいただいた関係団体の皆様に対しましても、改めまして深く感謝の意を表します。

今後は、この収益金を財源として有効に活用し、口蹄疫からの再生・復興が一日も早く図られるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

2点目は、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)についてであります。

第1次産業を基幹産業とする本県経済にとりまして、TPPへの参加は、大きな打撃となる可能性があるものと考えております。このため、10月26日から27日にかけて、政府・与党に対し、十分な説明や国民的な議論がなされていない現段階で交渉に参加しないよう、外山県議会議長とともに直接要請を行ったところであります。今月11日の政府決定は、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」というものでありまして、大変残念であり遺憾であります。国に対しましては、引き続き、詳細な情報の提示や今後の見通し等についての十分な説明

平成23年11月25日(金)

を求めますとともに、国民的な議論を踏まえた慎重な対応がなされるよう、県内関係団体等とも連携を図りながら、強く要請してまいりたいと考えているところであります。

3点目は、「オールみやぎき営業チーム」による東アジア地域へのアピール及びトップセールスについてであります。

今月15日から19日までの日程で、台湾、香港、マカオにおきまして、相互交流の進展・拡大等を図るべく、外山県議会議長や経済界を代表する方々とともに、交通、観光、ブランド、畜産の各分野の官民が一体となって、宮崎を強力にアピールしてまいりました。まず台湾では、チャイナエアラインや台湾政府に出向き、宮崎—台北線の維持充実や相互交流の促進、本県産農産物の輸出促進に向けた要請などを行うとともに、政府関係者や旅行エージェント等に対し本県をPRするため、「謝恩の夕べ」を開催しました。香港では、国会に当たる立法会において、宮崎牛を初めとする農畜産物の輸出に関する協力要請を行うとともに、宮崎牛指定店での認証式や意見交換、地元最大手を初め旅行エージェント数社に対する本県への送客のお願いをいたしました。またマカオでは、マカオフードフェスティバルにおける宮崎牛ブースでのアピールや、宮崎牛指定店で意見交換を行いました。

東アジアは、本県の経済活性化はもとより、口蹄疫被害等からの復興を図る上でも大変重要な市場と考えておりますので、今回の取り組みが着実な成果につながるよう、今後とも関係者一丸となって引き続き努力してまいりたいと考えております。

4点目は、第66回国民体育大会についてであります。

9月から10月にかけて開催されました第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」におきまして、本県は、団体競技のソフトボール成年男子とバスケットボール少年男子が優勝を果たし、個人競技においてもカヌーやウエイトリフティングで1位となるなど、目覚ましい成果を上げました。その結果、男女総合成績である天皇杯順位が28位となり、昭和62年の沖縄国体以来24年ぶりの20位台という大躍進をなし遂げることができました。これもひとえに、本県選手団が「がんばろう宮崎！」を合い言葉に、宮崎のみならず全国に元気を発信する気概を持って競技に臨んでいただいた結果であると、大変うれしく思っております。県民の皆様にとりましても大変明るいニュースとなり、勇気と元気を与えていただきました。本県選手団の堂々とした戦いぶりに、改めて敬意と感謝を表しますとともに、県議会を初め御支援をいただきました県民の皆様にも、心より感謝を申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計45億5,695万4,000円、特別会計2,435万4,000円であります。このうち一般会計の歳入財源は、使用料及び手数料71万1,000円、国庫支出金31億5,621万3,000円、財産収入1億2,933万1,000円、寄附金1億円、繰入金9億3,809万9,000円、諸収入2億円、県債3,260万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,889億1,338万9,000円となります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、東日本大震災対策についてであります。まず、県内市町村から寄附をいただいた1億円に

平成23年11月25日(金)

つきまして、「宮崎県東日本大震災被災者等支援基金」に積み立てるとともに、その一部を、「みやざき感謝プロジェクト」の一環として、宮城県内の学校給食への食材提供に活用することとしております。また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、環境放射能の監視体制を強化するため、空気中の放射線量を測定するモニタリングポストなどの測定機器の整備を行うこととしております。

次に、口蹄疫・経済復興対策についてですが、口蹄疫防疫期間中の家畜人工授精業務自粛の影響により、今後、競り市場への子牛の出荷頭数の大幅な増減が想定されますことから、子牛価格の安定対策等を講じることとしております。

また、口蹄疫からの再生・復興に当たり、肥育用の子豚を供給する養豚繁殖センターを整備するなど、畜産農家の経営再開に向けた取り組みの積極的な支援を行うことにより、飼養頭数の確保及び地域経済の回復を図ることとしております。

最後に、その他の対策といたしまして、地域医療再生計画の拡充と、葉たばこ農家対策を講じることとしております。

地域医療再生計画につきましては、地域医療再生基金を創設し、宮崎大学医学部における地域医療学講座の設置支援やドクターヘリの導入など、さまざまな事業に取り組んでいるところでありますが、今般、全県的な施策をさらに推進するため、本基金への積み増し等を行うことといたしました。今後、拡充分の計画実施により、がん対策、急性心筋梗塞対策のほか、東日本大震災等を踏まえた災害・救急医療対策など、地域医療対策のさらなる充実強化に向け、各種施策を積極的に講じてまいります。

葉たばこ農家対策につきましては、葉たばこを廃作して作物転換を図る農家や、栽培を継続して規模拡大等を行う農家が、必要な経費について融資を受ける場合に利子補給を行い、農業経営を支援することとしております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、高齢者の居住の安定確保の推進を図るため、サービス付き高齢者向け住宅登録制度を新設することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」は、本県における地球温暖化防止対策の推進を目的に、事業者における省エネルギーなどの温室効果ガス排出量削減の取り組みを強化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号から第30号の「公の施設の指定管理者の指定について」は、宮崎県男女共同参画センターなど109施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、「公の施設に関する条例」等の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第33号「都市公園条例の一部を改正する条例」は、都市公園における自動販売機の設置等に係る使用料の区分等を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第34号及び議案第35号は、県人事委員会勧告を踏まえ、「職員の給与に関する条例」外、関係条例の一部を改正する条例であります。

このほか、議案第5号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」外11件であります。説明

平成23年11月25日(金)

は省略をさせていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第34号及び第35号委員会付託

○外山三博議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第34号及び第35号について、質疑の通告はありません。

当該議案については、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成23年11月25日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

軽油引取税の免税措置及び農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免除・還付措置に関する意見書

◎ 議員発議案第1号追加上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とするこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす26日から29日までは、常任委員会並びに議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時開会、一般質問並びに、先ほど付託いたしました議案につきましての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時20分散会

11月30日（水）

平成 23 年 11 月 30 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|---------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日日新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 選 挙 管 理 委 員 長 | 川 崎 浩 康 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 継 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-------------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 稔 |
| 総 務 課 長 | 山之内 仁 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 議案第36号から第39号まで追加上程

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問並びに議案第34号及び第35号についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。お手元に配付のとおり、知事より議案第36号から第39号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

今回の補正は、国の平成23年度補正予算第3号の成立及び公共事業費の国庫補助の決定に伴うもの、並びにその他必要とする経費について措置するものでありまして、東日本大震災関連の全国防災対策事業としての公共事業や、口蹄疫復興宝くじの収益金の積み立て等を行うものであります。

補正額は、一般会計74億6,765万4,000円であります。これに要します歳入財源は、分担金及び負担金1億3,540万円、国庫支出金36億8,173万1,000円、繰入金9,604万9,000円、諸収入7億9,157万4,000円、県債27億6,290万円でありま

す。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,963億8,104万3,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、国の3次補正関連事業等につきましては、東日本大震災関連としまして、全国防災対策とその他の事業を行うことといたしております。全国防災対策としましては、特別支援学校の耐震補強工事等を行うとともに、道路、河川、漁港、治山等の一般公共事業を行うこととしております。その他の事業としまして、医療関係では、災害拠点病院や災害派遣医療チーム（DMAT）の機能強化を図るとともに、雇用関係では、緊急雇用創出事業の拡充により追加交付される交付金を基金に積み立てることとしております。また、今議会の冒頭に御報告いたしました口蹄疫復興宝くじにつきましては、その収益金の額が確定いたしましたので、その全額を口蹄疫復興対策基金へ積み立てることといたしました。

次に、議案第37号は、収用委員会委員久保和華氏が平成23年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として梅田菜保子氏を任命いたしたく、議案第38号は、収用委員会委員眞茅喜久氏が平成23年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として梅田雄次郎氏を任命いたしたく、また議案第39号は、収用委員会予備委員梅田雄次郎氏が平成23年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任予備委員として沼田憲明氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により県議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○外山三博議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

月日のたつのは早いもので、東日本大震災が起りましてから、もう8カ月以上がたちました。大震災を経験して多くの人たちが、大きな悲しみとともに、何かが変わらなければならないと感じてきました。地震と津波、これも確かに異常なことでした。特に被害に遭われた、犠牲になられた方々にとってはとてつもなく大きな出来事であったと思います。しかし、地震や津波は、千年に一度かどうかはわかりませんが、自然現象の大きなサイクルの一つであります。しかし、原発事故は、それが地震、津波によって引き起こされたものであるにせよ、全く別の出来事でありました。人がもつともつと求めてきた豊かさの産物であり、自然現象とは別物であり、そのことが多くの人たちに、これまでの発展、豊かさを求める延長線では未来はないという思いを持たせたのではないのでしょうか。

先日、ブータン国王夫妻が来日し、その謙虚な態度と言葉が多くの人たちに大きな感動を与えました。ブータンについては過去に井本議員から詳しい解説がありましたが、人口70万人の

小さな国、GDP168位の国の国王の言葉にはなぜか力がありました。何かが変わらなければならないと感じていた我々にとって共感を覚えるものでした。慶應大学名誉博士号授与式での、「我々の世代は真の発展とは何かを考え直すことが求められており、そうすることで本当に持続可能な成長が実現できる」という言葉に心を打たれました。

そこで、総合計画にもうたわれておりますけれども、24年度予算編成方針の中には、財政が厳しい中であっても、本県が抱える政策課題に対応する優先度の高い施策については積極的に推進する必要があるとして、アクションプランにおける重点施策新しい「ゆたかさ」創造プログラムを推進すると書かれておりますが、知事の考える新しい「ゆたかさ」とは何か、考えをお伺いいたします。

以下の質問については質問者席より行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

新しい「ゆたかさ」についてであります。長期的な視点から本県の将来を見ました場合、人口構造の変化や経済のグローバル化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化してまいりますので、これに伴い、価値観や豊かさに対する意識も変わっていくものと考えております。このため、総合計画の中では、人口増加や経済拡大を前提とした従来の価値観を転換し、これからの時代に対応した新しい「ゆたかさ」を創造していくこととしたところであります。

この新しい「ゆたかさ」とは、経済的な豊かさはもちろんであります。人や地域のきずな、健康で安全・安心な暮らし、豊かな自然や環境など、心豊かに幸せに暮らせることを言っ

ておるものであります。今お話のあったブータンの幸福度と相通ずるものもあるのではないかと考えておるところであります。このようなことから、総合計画のアクションプランでは、産業の振興だけでなく、地域コミュニティの機能の強化や高齢者の社会参加の促進、地域防災力の向上や環境・新エネルギーの先進地づくりなど、10の新しい「ゆたかさ」創造プログラムを設定したところであります。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 24年度の予算編成方針重点施策を見ますと、過疎地域における医療確保や、都市部と中山間地域の交流促進による地域の活性化など、中山間地域に特に配慮したものだと私は勝手に解釈をしております。6月の議会において、農家所得が減少していること、農業所得も減少しているものの、農外所得が大きく減少し、全国で最下位の位置にまで減少して経済的に厳しくなっていることを申し上げました。この大きな原因は、公共事業の減少など、雇用の減少、不安定化が大きいと考えられます。本県には高速道路や、国県道もそうでありますけれども、真に整備が必要な社会資本が、特に中山間地域を中心として多く残っています。口蹄疫の影響などにより停滞している本県経済の状況などを踏まえ、特別枠を設け、予算の重点化を図ることが検討されているようでありますが、景気対策に効果のある公共事業の確保について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県の社会資本整備の状況であります。御指摘のような高速道路や国県道の改良を初めとしまして、全国に比べて大きくおこなっている状況でございます。また加えて、東日本大震災を契機といたしました防災対策事業など、県民の安全・安心を確保するた

めの取り組みが必要となっておりますので、今後とも、必要な公共事業予算の確保を図ることが極めて重要であると考えております。しかしながら、国の来年度予算の概算要求における公共事業関係費につきましては、一律10%削減とされておりまして、別枠措置の日本再生重点化措置につきましても、総額7,000億円の予算枠に全体で約2兆円の要求がなされるなど、公共事業予算の見通しは大変厳しい状況にあるものと考えております。

本県におきましては、極めて厳しい財政状況に対応するために、来年度予算編成におきまして、公共事業費についても一定のシーリングを行うこととしておりますが、一方で、口蹄疫の影響などで停滞している地域経済の活性化などを図る観点から、特別枠といたしまして——名称は仮称であります——地域経済活性化枠を設けることを検討することとしております。今後とも、真に県民福祉の向上に必要な公共事業につきましては、的確に取り組むことができるように、県債残高の抑制など財政改革の取り組みとの均衡を図りながら、国庫補助等の財源確保を含めまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 過去の補正予算においても、いろいろと景気対策に配慮していただいて、非常にみんなから喜ばれております。ぜひ、財源の確保についても御努力いただきますように、よろしく願いをしておきたいと思っております。

続きまして、みやざき感謝プロジェクトについてお尋ねをいたします。

先ほども申しましたとおり、大震災が起きて8カ月以上が過ぎました。最近、マスコミで、被災地において自殺者がふえているという報道がありました。すべてが震災の影響を受け

ているとは言えないかもしれませんが、被災地での自殺者数が、4月が4%、5月が20%、6月には8%ぐらいの勢いでふえていることが明らかになっています。この感謝プロジェクトは、県民が心をつなげて県民一体となった取り組みを息長く進めていくための、宮崎としてのさまざまな支援の取り組みについて、「みやざき感謝プロジェクト」という名称を用いて行動するというようになっておりますけれども、この中にあります「息長く進めていく」ということが非常に重要だと思います。口蹄疫のときも、いつまでも宮崎が忘れられなかったことが大きな励みになりました。片づけが次第に進んで、ボランティアの人たちが少なくなったこれからは大事と考えます。今回提案されている補正予算でも、1億円を支援基金に積み立てて、その一部を「みやざき感謝プロジェクト」の一環として活用することになっておりますが、今後の被災地への支援策についてお伺いします。また、現時点において本県への避難者数はどうなっているのか、公営住宅の入居状況、さらに児童生徒の学校での受け入れ状況はどうなっているのかを総務部長にお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 東日本大震災の支援につきましては、「みやざき感謝プロジェクト」といたしまして、県のみならず、市町村、県民、企業・団体の皆様の協力もいただきつつ、また県民の皆様からの寄附を一部財源とする基金も活用して、職員やボランティアなどの人的支援や本県の1次産品を活用した炊き出し等、さまざまな支援に取り組んできているところであります。このような中で、お話がありましたように、震災発生から8カ月が経過し、被災地は本格的な復旧・復興へ向かおうとしてお

りますが、一方では、仮設住宅での生活環境や心身の健康の問題、地域コミュニティーの問題などが生じていると伺っております。また、依然、県外への避難を余儀なくされている被災者が多数いらっしゃるという状況もございます。

大震災の関係で県内へ避難しておられる方は、11月22日現在で245名、このうち公営住宅に入居されている方が100名程度、県内の公立学校で受け入れている児童生徒数が30数名という状況でございます。今後とも、庁内の関係部局や市町村、さらには支援に積極的な県内外の民間団体等とも連携・協力して、その時々被災地・被災者のニーズに応じた支援を行っていきたいと考えております。

○黒木正一議員 これからできることは何なのか、しっかりと検討して、息長く取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、「みやざき感謝プロジェクト」の一環として、中山間地域において被災者の生活再建を図るための雇用を委託する事業を行っておりますけれども、何人雇用しているのか、またどのような職種で雇用されているのかをお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 東日本大震災被災者受入応援事業で雇用された方でございますけれども、11月30日、本日現在で、農業や地域づくり等の分野におきまして7名の方が雇用されております。なお、12月1日からは、農業の分野において新たに1名の方が雇用されることになっておりまして、雇用人数は合わせて8名となる見込みでございます。

○黒木正一議員 大震災の後、私の地元においても、何かしてあげられることはないかということで、廃校を利用したり空き家を利用して被

災者を受け入れたらどうか、食料は何とかみんなですますよという話がありました。ただ、いろいろ話し合っていくうちに、長期的な雇用をどうするかということになったときに非常に悩ましいものがありました。こういう事業で1名ふえて8名になるということでもありますけれども、この実施期間が平成24年3月31日までだったでしょうか。その延長も含めまして、希望に応じられるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、山間部における防災対策についてお伺いをいたします。

災害が起こったら、それを検証して新たな災害に備えるということは非常に重要なことでもあります。大震災による津波の被害を受けて、各地で防災計画・マニュアルの見直しが行われております。本県においては、新燃岳の噴火とか大雨などの災害はあったものの、ここ数年大きな台風の接近、上陸がなくて、かつての台風災害は忘れられようとしております。本年9月の初め、近畿地方を中心に台風12号が甚大な被害を与えました。100人近くの方が亡くなられたと聞いておりますが、この台風12号は、6年前に本県に被害をもたらした平成17年の14号台風と共通する点が多くありました。例えば、1,000ミリを超える大雨が降ったこと、深層崩壊が起きて土砂ダムをつくったこと、避難勧告・指示がなくて惨事が拡大したこと、高齢者の避難に手間取ったこと、情報網がうまく機能しなかったことなどです。このような台風が本県に来た場合、14号台風の教訓は果たして生かされたのかと考えさせられました。

ことしの12号台風の後、死者、行方不明者が出た箇所が多くで、避難指示・勧告発令が出ていなかったということが報道されました。6年

前の台風14号では——これは国土交通省の砂防課の検証でありますけれども——土砂災害で死者の出た箇所のうち、災害前に避難勧告が発出されたのは10カ所中1カ所だけという報告がされております。山間地においては危険箇所が多く、安全な避難適地が少ないことや、河川の水量とか水位などの判断が難しく避難勧告など発令しにくいという状況が考えられます。市町村が発令できない場合には、かわりに知事が出せることになっておりますけれども、このような避難勧告発令等につきまして、県としてはどのような支援を行っているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 住民に対する避難勧告等につきましては、災害対策基本法におきまして、市町村長が判断し、発令するものとされております。しかしながら、特に土砂災害の発生に関しましては、地形・地質や降雨の状況などに左右されるため、災害の発生箇所を事前に特定することが難しく、避難勧告等の発令区域やタイミングの判断が難しいケースもあると思われまます。県といたしましては、平時から市町村に対しまして、避難基準の策定に向けた働きかけや技術的助言などの支援のほか、災害が予想される段階では、総合河川砂防情報システムによる土砂災害の予測情報や、土砂災害警戒情報などの警戒避難のための情報を適時的確に提供し、市町村の判断の支援にも取り組んでいるところであります。なお、市町村の意思決定機能に影響を及ぼすような大災害が発生しました場合には、県が市町村にかかわって避難勧告の発令などを行うこととなっております。

○黒木正一議員 12号台風で10人以上の犠牲者が出ました奈良県十津川村に、私も学生のころ行きました。96%が山林ということで、私の住

んでいる村といい勝負だなど、行ったとき思ったんですけれども、それぐらいの山村でした。ここの避難場所というのは4割ぐらいが災害の危険があるところにあるそうです。多分この村長さんも避難指示・勧告——想定外の雨量があったこともありますけれども——を発令するのに非常に悩んだのではないかなと、想像したところでありました。

6年前の14号台風のときの——これも国土交通省の検証でありますけれども——土砂災害で死者・行方不明者の出た11カ所——宮崎県ですが——のうち砂防施設があったのは1カ所のみであったのが課題とされ、その対応策として避難地を保全、創出する砂防事業の重点実施が必要というふうに指摘されております。深層崩壊の危険地域も多く、すべての危険地域の安全対策は財政的にも困難であるということから、安全な避難地づくりに重点を置いた対策が山間地域の防災上重要なことと考えます。14号台風の検証をもとにその対応がなされているのか、また考え方についてお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 市町村が選定する避難場所につきましては、災害による影響を受ける可能性が少ない場所を確保することは当然であります。山間部など地域の状況によりましては、そのような場所の確保が困難な場合もあると認識しているところであります。県といたしましては、過去の土砂災害の教訓も踏まえながら、安全な避難場所の確保に向けて、市町村に対し、避難場所の見直しについて助言等を行ってまいりますとともに、砂防ダムなど防護施設の整備箇所を選定する場合に、地域の避難場所や災害時要援護者の関連施設がある区域を最優先で検討するなど、可能な限り配慮してまいります。

○黒木正一議員 想定外という自然災害がふえる中で、人命を守るにはいかに安全なところに早く避難するかが重要だと思います。すべての家屋の安全を図るというのは非常に無理なことですから、安全な避難地づくりに可能な限り配慮をいただきたいというふうに思います。

現在、私の地元の商店街におきまして、水防災事業が着々と進んでおり、また九州電力のダムにおいて、洪水時の土砂を通過させるダム改造計画も始まっており、大いに防災対策につながるというふうに期待をしておるところです。そのダムでありますけれども、特に水力発電所が集中している耳川流域のダムの耐震安全性についてお伺いをいたします。耳川流域には支流も含め8つのダムがあります。一番新しいダムで完成から50年がたっており、西郷ダムが一番古く、82年もたっています。一番上流にある上椎葉ダムは、56年前に建設された日本初の大規模アーチダムです。当時、アーチダムは海外では大規模なものが建設されていたようですが、日本では、一つは耐震性の問題で建設が行われておらず、地震国であり、特に日向灘に沿う宮崎県での大規模アーチダムの建設は不安視されていたと聞いておりますけれども、安全性はどうか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 耳川水系には、今お話がありましたとおり、上椎葉ダムを初め、九州電力が管理している8つのダムがございます。これらのダムは、昭和4年から昭和35年までに完成したものであります。九州電力では平成20年から22年にかけて、現行の設計基準に照らして耐震性のチェックを行い、ダムの安全性を確認していると聞いております。さらに、アーチ式コンクリートダムで高さが100メートルを超える上椎葉ダムにつつまし

では、東日本大震災後、同規模程度の地震に対するダムの耐震性を再検証しております、十分な安全性を確保していると聞いているところでございます。今後、国や関係機関によります東日本大震災の検証が進み、ダムの耐震性についての考え方が新たに示されたときには、県は河川管理者として九州電力に対して適切に対処するよう指導してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、林業の問題について質問をいたします。

森林・林業再生プランに基づく森林経営計画がスタートいたします。現在、現場においてその実施に向けた説明会などが行われています。これから森林組合と森林所有者とで経営計画をつくっていくことになろうかと思いますが、説明会の状況を聞きますと、2人とか5人とかの出席しかなかったというところもあるようで、現在の林業の置かれている情勢を感じさせられるものがあります。説明会で出た意見を聞いてみますと、搬出間伐が原則となることから、果たして労力は確保できるのか、また制度自体がよくわからないという声が多いようです。制度の変わり目で混乱が生じることは予想されますが、新しい制度を理解して、計画がスムーズにスタートできるように努めていかなければならないと考えます。今後、どのようにこの計画のスタートに向けて進めていくのか、考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 森林経営計画は平成24年度から認定が開始されることから、県では、市町村や森林組合等に対して説明会を開催するとともに、市町村、森林組合、県出先機関が共同で、森林所有者等を対象とした座談会を開き、経営計画の認定基準や補助制度との

関連等について周知を図ってきたところであります。しかしながら、従来の制度と大きく内容が異なることなどから、森林所有者等には十分浸透していない状況もあります。このため、市町村の広報紙などを活用して、さらに森林所有者等に対する情報提供に努めるとともに、特に、これまで森林施業計画を作成し、補助制度を活用して森林施業を行ってきた森林所有者等に対しては、施業計画との違いなどを座談会等でわかりやすく説明し、森林経営計画への円滑な移行に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 森林・林業再生プランの策定を受けて、実際の路網整備や利用間伐などを実践する先行的な取り組みを全国の5地域で進めております。本県においては椎葉村にある県有林で行われており、私も2回ほど見学に行きました。ドイツ仕様の路網整備が行われて、ヨーロッパ製の高性能林業機械を導入しており、チェーンソーで切り倒した木材を集める「集材」、枝払いをして適当な長さに切る「造材」、材を運ぶ「集積・搬出」を1台でこなす多機能機械が動いておりました。これはすごい機械ですけれども、現場は、椎葉村でも傾斜が緩く条件のよい場所であって、急傾斜の多い林業地帯のどこでも使えるものではないなという印象でした。この取り組みは、現地の作業条件に適合するよう改良を行い、作業効率を飛躍的に向上させるシステムを開発、実証するというようになっており、今後、改良が進められるというふうに思いますけれども、実践事業の取り組みについて、現状をどのように検証されているのかをお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 森林・林業再生プラン実践事業は、最新鋭の高性能林業機械を活用して、間伐の生産性を向上させる先進的

な取り組みをモデル的に行うものでありまして、お話にありましたように、椎葉村において、宮崎県森林組合連合会と造林素材生産事業協同組合連合会が連携して実践する取り組みが、全国5地区の1つとして選定されています。この事業では、本県の森林の特性に適合する新たな低コスト作業システムを構築するため、効率的な路網の作設や、導入した高性能林業機械の改良等を行いながら、素材生産における労働生産性や経費に関するデータを収集し、経済性の検証に取り組んでおります。また、高性能林業機械の作業時における安全性や操作性についても、検証を重ねているところでございます。

○黒木正一議員 この実践事業は、地元の人が見に行くと、これは機械屋がもうけるだけじゃないかとか、メンテナンスがどうなるのかとか、いろんな——かつて大型のチェーンソーがドイツから入ってきて、こんなものが山の中で使えるかというようなことがあったんですけども。これはあくまでモデル事業ですからという話をしているんですけども、今後、日本型に改良していくものだなと、宮崎モデルができればいいなというふうに考えております。

次に、大径木の対策についてお伺いいたします。間伐が促進され、長伐期施業が進みますと、将来、間違いなく大径木がふえ、木材の高齢化が今後の課題となります。木材の価格は、直径30センチを境に、太くなるほど安くなるのが現状です。床の間を備えたような本格的な和室のある家が減ったり、生活様式の変化で木材のニーズが変わり、大径木の需要が減っているのも原因と思われます。大径木に対応した加工施設整備など、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 本県の杉は成長が旺盛であるため、今後、森林資源の充実に伴い、直径30センチ以上の大径材が大幅に増加すると見込まれており、大径材の有効活用を図ることは大変重要であると認識しております。このため、県としましては、木材利用技術センターにおいて、大径材の効率的な木取りや乾燥技術の開発、大径材を活用した付加価値の高い製品づくりなどに取り組むとともに、住宅業界と木材業界が協働して行う大径材を活用した家づくりの提案についても支援しているところであります。また、国の第3次補正予算の森林整備加速化・林業再生事業等を活用して、大径材の製材加工に対応した施設整備も進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 大径木の山がふえますと、当然でありますけれども、山は重くなっていくんじゃないかなというふうに思います。崩壊の起こりやすい土質で台風の影響も多い本県においては、小面積の皆伐を取り入れた循環林業といいますか、そういうシステムをうまく組み合わせることも必要ではないかというふうに思います。それが山村に雇用を生むことにもつながります。また、CO₂の吸収効果は樹齢15年から40年が最も多く、80年を過ぎると吸収力はほとんどないとも言われておりますし、温暖化対策の視点からも考えていかなければならないというふうに思います。

続きまして、中国木材の進出について。この件につきましては、過去に複数の議員から質問がありましたが、昨年10月、中国木材は、大分県の佐伯市の製材業者などと組織しておりました大型製材工場を買収して操業しております。中国木材は、呉とか、伊万里、北広島、鹿島、茨城が生産拠点で、伊万里のような一極集中型

から分散立地型のビジネスモデルを追求するようになるというふうにも言っているといううわさも聞いております。本県においては、細島港が重要港湾として指定され、整備が進み、木材産業の一大拠点として期待されており、その目玉として中国木材の進出が望まれております。知事は、広島県の出身ということでもありまして、中国木材の本社に直接出向かれたというふうにも伺っておりますけれども、その可能性や感想についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 中国木材につきまして、ことし8月に私みずから本社を訪問いたしまして、本県への早期の進出を直接、社長さんを初め、担当者の皆様に要請をしてきたところでありまして、中国木材としましては、本県に進出する意思には変わりがないということでありまして、国内市場における景気の低迷や、特に本県に進出した場合は輸出を中心に考えられるということをございまして、長引く円高による海外市場の動向というものを非常に気にしておられまして、こういった動向等を注視しながら、慎重に進出の時期を見きわめているということでありました。県といたしましては、引き続き、訪問活動などを通じて本県への早期進出を働きかけてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、森林整備加速化・林業再生事業についてお伺いいたします。この基金事業は、地域における間伐などの森林整備の加速化と、森林資源を活用した林業・木材産業などの地域産業の再生を図るという事業で、それぞれの地域に応じたメニューが選択でき、使い勝手がいいということから、24年度以降も拡充、延長を求める声が大きく、我々県議会、林活議連、地方議会等からも意見書の提出、要望などを行ってきたところでありまして、11月21

日、第3次補正予算が成立し、予算額も現行よりも6億円増額して1,399億円となったというふうにも伺っております。ただ、延長の趣旨は、あくまで復興に必要な木材を安定供給するということにより、復興木材安定供給事業となっており、復興に直結しない事業メニューがどうなったのかが懸念されます。延長となった本基金事業は、事業メニュー等が現行とどう変わったのかを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 第3次補正予算の森林整備加速化・林業再生事業は、東日本大震災の被災地での本格的な復興を早期に図るため、間伐や路網の整備、製材施設等の整備を実施し、復興に必要な木材を全国規模で安定供給するとともに、林業・木材産業の再生を図るものであります。このため、搬出間伐や林業専用道などの路網整備、高性能林業機械の導入のほか、木材の加工流通施設やバイオマス関連施設の整備等は、これまで同様、事業の対象となっておりますが、木造公共施設や特用林産施設の整備などにつきましては、対象外とされたところでありまして、

○黒木正一議員 間伐、路網の整備とか、林業の機械化とか、木材加工、バイオマス施設などはメニューに残ったけれども、公共建築物等の整備、それから特用林産施設の整備というのがこの事業のメニューから落ちたということでありまして、この事業から木造施設整備に、全国で250億を超す支出がこれまでであったというふうにも伺っております。これは、復興対策という観点からは仕方がないと考えなければいけないかなとも思いますけれども。ただ、国は公共建築物等木材利用促進法を制定して、公共建築物について可能な限り木造化、木質化を図るということにしておりまして、公共建築物の木造率

を10年後に倍増するという目標を設定しております。また、本県においても、国の基本方針を踏まえて、公共建築物における木材利用のさらなる推進を図るということになっておりますが、この再生事業で木造公共施設などの整備が落ちたということは、これらの流れに逆行するものではないかというふうに考えます。国、県の目標を達成する予算というのは確保できるのかどうか、お伺いをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） ただいま申しましたように、国の3次補正からは木造公共施設等整備が事業の対象外となったところですが、議員御指摘のとおり、昨年10月には、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、国産材需要拡大に向けた環境づくりもなされたところでもありますので、森林・林業・木材産業づくり交付金などの木造公共施設整備への支援拡充につきまして、今後、国に対し要望してまいりたいというふうに考えております。

○黒木正一議員 この事業が延長されたというのは本当にありがたいことだと思います。ぜひ有効に活用していただきたいというふうに思いますし、木造化予算についてもぜひ国に要望して、確保していただきたいというふうに思います。

私の地元において、建設業の廃業などによりまして林業従事者になる人が出てきております。かつて東国原前知事の時代も、建設業から林業にはシフトしやすいんだというようなことをよく言われておりましたけれども、県内でどれぐらいの人が林業に参入しているのかをお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県内の主な林業事業体を対象に行いました調査によります

と、平成22年度では、他の業種から林業へ新規参入した人数は92名となっております。その内訳は、建設業からが36名で約4割を占めており、製造業が12名、運輸業が9名、サービス業が8名、農業・漁業が7名などとなっております。建設業からの参入者が多くを占める状況となっております。

○黒木正一議員 これは大変大きな数だと思います。木材価格が非常に低迷している中で、緊急経済対策や雇用対策などで手当があつて、これだけ参入ができたのではないかと、私は想像するんですけれども、今後、安定した雇用が続くように、事業の確保などに努力していただきたいというふうに思います。

次に、鳥獣害対策についてお伺いいたします。猟期になりました。地元に戻りますと、猟をする犬の鳴き声が聞こえます。私の地元の村では、さきの日曜日にはシカの一斉捕獲が行われておりました。「きょうはシカの一斉捕獲をするので、山で作業する方は注意してください」というお知らせが流れておりました。何頭捕獲したかはわかりませんが、地域ぐるみでの鳥獣害対策が行われております。私の地元では、ほんの数年前までシカの鳴き声を聞くことはありませんでした。ましてや、姿を見ることなどはなかったのですが、この前も山道を車で走っていると、突然大きな角を持った大きな雄ジカが道下から飛び出てきて、車の前を横切りました。秋になると独特な声で、フィーとかピーとかいうような声で鳴きます。シカは繁殖期になると数頭の雌を囲い込み、ハーレムをつくるのだそうです。この鳴き声は雄が雌を呼ぶ声だそうで、この鳴き声を聞くたびに、また来年はシカがふえるなというふうに思います。

本県では鳥獣被害対策緊急プロジェクトをつ

くって、対策を行っております。基本方針は、鳥獣害対策の専門家である井上先生の指導によるものでありますけれども、井上先生によると、鳥獣害がふえた原因は、一般的に言われているような温暖化、過疎・高齢化、人工林の増加、狩猟者の減少ではなく、集落でのえづけが成功した結果、起きて当たり前のことが起きているだけだと言われます。しかし、直接的にはふえた原因がそうであっても、大きくふえたシカが、人工林が成長し、えさ場が次第に少なくなっている中では、えさを求めて里山から平場へと広がっていくことが予想されます。このような中、ある程度、個体密度を下げなければ何をやっても無駄ではないかという声も聞きます。1年や2年で成果を評価することはできないとは思いますが、現時点でのこのプロジェクトの評価、そして目標値も設定しておりますけれども、達成する見込みがあるのかを県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 鳥獣被害対策につきましては、平成22年度から、その推進体制といたしまして、鳥獣被害対策特命チームを本庁と各地域に設置するとともに、緊急プロジェクト推進計画を策定しまして、被害防止対策、捕獲対策、生息環境対策から成る総合的な対策を、全庁挙げて推進しているところでございます。このプロジェクトの進捗状況を見ますと、シカ、イノシシ、猿の捕獲頭数や、モデル集落の設置、技術指導者（マイスター）の育成を初め、おおむね計画どおりに進んでおりますとともに、効果的な防護さくの設置や鳥獣を寄せつけない集落環境の改善が進みまして、住民みずからが被害対策を実施する機運が醸成されつつあります。しかしながら、依然として農林作物等の被害が生じておりまして、取り組

みをより一層推進していく必要があります。今後とも、適切な捕獲とともに、地域住民と一体となった総合的な鳥獣被害対策を展開してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 国は、鳥獣被害防止特措法の制定とあわせ、平成20年に鳥獣害防止総合対策事業を創設し、23年度においては緊急対策として予算額を大幅に増額しております。23年度、鳥獣被害防止総合対策交付金の県別配分額は、本県と同等の被害額の他県と比べるとかなり低くなっております。金をかけるということだけが対策とは思いませんけれども、どのような理由でこのような差が出ているのか、そしてまた、今後どう対応していくのかということについてお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今年度の交付金につきましては、全国段階では予算額の2倍以上の要望が上がっており、結果としましては、本県への配分率は52.3%で、全国平均の48.9%とほぼ同等でございましたが、本県の場合、要望額の積み上げが少なかったことから、交付額は他県と比較して低いものとなっております。なお、来年度事業につきましても、引き続き、国の鳥獣被害防止総合対策として110億円余の概算要求がなされているところであり、本県におきましても、国の事業概要の公表を受け、10月上旬から市町村への事業説明会を行い、現在、2回目の要望調査を実施しているところでございます。さらに、今後につきましても、正式な国への要望に向けまして、再度、県内市町村を個別に巡回いたしまして、一層の事業の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○黒木正一議員 この件に関しましては、さきの議会において押川議員のほうから代表質問で

取り上げた問題でありますけれども、今でもこの件については、これだけ宮崎県の対策費がなかったというのは議員の怠慢ではないかという声も多くいただいておりますし、いまだに理解できないものでありますから——間違いなく被害は広域化しております。広がっております。他県の取り組み等も調査されて、今後、有効に活用できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、緊急プロジェクトについてでありますけれども、この中で、獣肉の商品開発、販路開拓にも取り組むということになっております。このことについてお聞きするわけですが、鳥獣被害というのは日本独自なものかというふうに思っておりましたが、実はヨーロッパやアメリカでも社会問題になっているそうです。「現在の先進諸国はまさに大型草食獣の楽園である」と書いてある本を読んで、驚きました。ヨーロッパでは日本にはない狩猟権というものが土地所有者に与えられており、日本の場合、狩猟免許を取って都道府県で登録を行えば、法律的には県内どこでも狩猟することができますが、ヨーロッパでは、免許と登録に加えて土地所有者から狩猟する許可を得る必要がある。その許可は、山に入るための借地代や動物捕獲代を支払うことで認められるということだそうで、土地所有者は狩猟権を狩猟者に貸し出すことで収入を得ることができる。狩猟した肉の販売は一つの大きな産業になっており、消費者から食肉業者、狩猟者、土地所有者へという経済の流れができてきているということでもあります。日本には、ヨーロッパのような日常的にジビエ料理を食べるといった食習慣がなく、その上、このように食べ物があふれている、そういう中で商品の開発、販路開拓は容易ではないと

いうふうに思いますが、この取り組みについてお伺いをいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） イノシシにつきましては、既に食肉として利活用がなされておるところでございますが、近年、個体数の増加が著しいシカにつきましては、食肉としての特性、あるいはこれまでの食文化でなじみが薄いことなどから、余り利用が進んでおらず、地域資源として利活用すべきとの意見が寄せられているところでございます。県内の事例を見ますと、諸塚村において、シカ、イノシシの生肉の販売が行われており、また延岡市北川町におきまして、シカ、イノシシの生肉の販売に加えまして、加工食品の開発や地元レストランでの料理の提供が行われております。また、えびの市におきましては、シカ皮製品の加工販売が行われておりまして、地域活性化の一つの方策として注目されているところでございます。一方で、獣肉を商業的に取り扱うことにつきましては、食品衛生上の課題、あるいは安定供給、品質の確保、生産コスト等の課題が考えられますが、地域活性化の観点から地域資源の一つとして、その有効な利活用について今後促進してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 続きまして、子育て支援対策についてお伺いをいたします。

8月28日だったと思います。未来みやざき子育て県民運動推進大会というのに出席をいたしました。そこで知事が、未来みやざき子育て県民運動推進宣言なるものを行いました。だれもが子供を安心して生むことができ、子育てが楽しいと感じられる宮崎づくりを県民運動として取り組むということは、大切なことだと思います。ただ、このような事業は成果が目に見えないということもありますし、評価も難しく、継

続することもなかなか容易ではないなというふうに感じたところでした。そして、地域で支え合う子育て応援事業の資料をいろいろいただきましたけれども、どのメニューを見ても宮崎市で行われているものばかりでした。推進大会では杉浦太陽さんのトークショーがあり、漫画家の高野優さんが進行したのですけれども、高野さんのグッズを私の家に置いておりましたところ、ある人が来て、「あら、高野優さんを何で知っとな」と言われまして、私はそれまで全く知らなかったんですが、この人は有名だったんだなと思いました。そして、何で知っているかということ、こういう推進大会が宮崎であったんですよという話をしましたら、「そういうことがあるんですか。全くそういうことを知りません」ということで、話を聞いて、そうだなと思ったのですけれども、こういう人もいます。運動のスタートというのは宮崎市が中心となることは仕方がないとしても、人口の多い都市部でなければならないということもありますが、人口の少ないところでもできることもあると思います。これを市民運動、都会の花火で終わらせない工夫が必要と考えます。県民運動として推進するに当たり、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 社会全体で子育てを応援する機運の醸成をさらに推進するとともに、県民参加による子育て支援を促進していきたい、そのように考えておまして、県内の関係団体、事業所、市町村などが幅広く参加をしました「未来みやざき子育て県民運動推進協議会」を設置しまして、この運動を今、展開しております。各市町村におきましても、運動の推進体制が整備をされまして、「わがまちの子育て応援宣言」を制定するとともに、子育て関連

イベントなどが実施されるなど、さまざまな取り組みがそれぞれに行われているところであります。今後は、市町村との連携を強化しながら、各企業の取り組み促進や、県民一人一人が子育て支援活動に参加できるような仕組みづくり、さらには、今御指摘がありましたようなPR・広報にも努めますとともに、県内全域にこの運動を広げてまいりたいと考えております。

本県は、充実した保育環境や、元気な子供をはぐくむ豊かな自然、さらには地域のきずなが残されているなど、全国の中でも恵まれた子育て環境を有していると考えております。私自身、3人の子育てをしながら実感しているところがございます。こうした本県の財産を生かしながら、県民全体で子育てを支えていきます「未来みやざき子育て県民運動」を展開しまして、だれもが安心して子供を生み、子育てが楽しいと実感できるような「日本一の子育て・子育て立県」を目指してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 私は、宮崎市ばかりでやっているなと思っていたものですから、今、知事から、各市町村でいろいろ取り組みが行われるということをお聞きして初めて知りまして、田舎者のひがみだったなというふうに思って、知らなかったと反省をしております。本当にこういう事業は、評価といいますか、目に見えない。なかなか難しいと思うんですけれども、やるからにはしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

子育ての支援として、子育て世帯向けの期限付きの一般県営住宅——これは県営住宅を有効に使うということで新たな取り組みがスタートしておりますけれども——その応募の状況と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺い

いたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県営住宅の子育て世帯向け期限つき入居につきましては、子育て支援の一環としまして、本年6月の定例県議会におきまして条例改正を行い、本年9月に宮崎市内の小戸団地において募集を行いました。11月1日に入居が完了したところであります。募集結果としまして、募集戸数16戸に対しまして42世帯が応募し、応募倍率が約2.6倍となっております。今後の取り組みについてであります。今回の募集結果、それからまた募集説明会で実施しましたアンケート調査において約9割の方が本制度に賛同していることなどを踏まえまして、対象団地の立地条件、地域のニーズ等を勘案の上、募集団地を段階的に県全体に拡大したいと考えております。

○黒木正一議員 次に、自殺対策についてお伺いしたいと思います。

ついこの前、我々会派の厚生部会で自殺対策について、秋田大学、それから取り組みを行っている青森県境の八峰町というところに行ってきました。秋田大学の本橋教授——医学部長ですか、非常に早くから自殺対策の研究をされてお方でありますけれども——が、宮崎県のことを非常に評価して、成果が上がっているじゃないかというふうに話をされておりました。人口100万ぐらいのところが一番効果が上がるんだと。対策の仕方によっては5年か10年で3割ぐらい減らせるんだということで、大学、県、市町村で連携して、とにかく熱心に取り組んでいるという印象でありまして、宮崎県のことでも評価しておりましたし、今後とも——時間が過ぎましたので、また引き続き熱心に取り組んでいただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。（拍手）

○外山三博議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。通告に従い順次お伺いしてまいります。

東国原前知事からバトンを受けられ、河野知事誕生から、はや10カ月が過ぎたところでありますが、昨年の口蹄疫発生から、知事就任と同時に鳥インフルエンザの発生、そして1月下旬の新燃岳の噴火、3月11日には多くの犠牲者を出したあの東日本大震災と、全く息つく暇もないほどの慌ただしい毎日であられたと思います。そして、最近では地方を犠牲にするようなTPPの動きなど、全く予期せぬことに追われる日々だろうと思いますが、今日のこの予想もしない出来事が発生する中、多くの県民が大きな不安を抱えてきておられると思います。さて、知事、本県のトップリーダーとして県民に何を強く訴えていかれる所存か、お聞かせください。また、就任後のトップセールスの実績と、東国原前知事とのセールスの違いをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、この後、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県民の皆さんに訴えたいことであります。1点目は、知事就任時にも申し上げたところでございますが、改めて県民の皆様には、常在危機という意識——我々は常に危機のもとにあるという意識——を持っていただきたいというふうに考えております。ことし我が国では、東日本大震災を初め大規模な災害が相次ぎ、本県におきましても、昨年の口蹄疫に続き、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火に見舞われたところであります。地震や台風などの災害はいつで

も起こり得るものであります。また、口蹄疫や鳥インフルエンザで起きた悲劇というものを再び繰り返してはならないと考えております。自助・共助・公助の観点から、安全・安心な宮崎づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、県民の皆様には、家庭や地域、事業所において、それぞれに万全な備えを、また改めて防疫の徹底をお願いしたいと考えております。

2点目は、県民の皆様には積極的に県政への参加をお願いしたいということでございます。国、地方ともに大変厳しい社会経済情勢のもとで本県を発展させていくためには、県民の皆様一人一人が、郷土への誇りと愛着を胸に、まずは身近なところから、自分ができるやり方で地域づくりなどに参画していただくこと、県民総力戦をお願いしているところでございます。その積み重ねが大きな力となり、本県の確かな未来を築く原動力になるものと考えております。口蹄疫以来のさまざまな災害によりまして疲弊をした経済の活性化を図りたいということで、みやざき元気プロジェクトなどに取り組んでございますが、そのときにも県民一人一人の力の積み重ねは大変重要なものと考えております。このような県民の皆様への御協力や参画をいただきながら、今後とも、先頭に立って県政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、トップセールスについてであります。本県にとりまして、これまでの宮崎ブームの定番・定着化と、口蹄疫被害などからの復興やイメージ回復を速やかに図ることが大変重要なものと考えております。このため、私自身、本年1月の知事就任以来、全国各地や海外において、農産物や物産、観光などの各分野におきまして、19件のトップセールスを実施していると

ところであります。こういったトップセールスに加えまして、派手さはなくともチームワークを重視しながら、持てる潜在力を十分に発揮しまして、全員で勝利を勝ち取ることができるチームのように、分野の垣根や行政・民間などの枠を超えまして、総力戦で情報発信や販売促進活動に取り組むことが必要と考えておまして、オールみやざき営業チームというコンセプトを政策提案の中に掲げたところでございます。今後とも、必要に応じ、トップセールスやオールみやざき営業チームでの取り組みを適宜組み合わせながら、官民それぞれの強みを結集して、宮崎を強力に売り込んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。つい先日、11月15日から19日までの期間で、河野知事は初の海外でのトップセールスに行かれましたが、収穫もたくさんあったやに聞いておるところであります。東アジアの台湾、香港、マカオでのトップセールスの目的について、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 海外でのトップセールスは、韓国に続いて2件目ということになります。今回の目的でございますが、本県経済の発展を図る上で、経済成長が著しい東アジアの活力を本県に取り込んでいくことが大変重要であると認識しております。このため、今お話のありました今月15日から19日にかけて、台湾、香港、マカオにおきまして、相互交流の進展、拡大などを目指し、交通、観光誘客、ブランド、畜産の各分野の官民が一体となって、政府関係機関や企業などに対しまして、宮崎を強くアピールしてまいったところであります。行程はかなりハードではありましたが、東アジアの経済繁栄の状況というものを再確認いたしまして、

これらの地域との交流の進展と拡大というものが、本県の経済の活性化はもとより、口蹄疫被害などからの復興を図る上でも大変重要であると、改めて認識をしたところであります。今回、例えば、台湾で政府関係者や旅行エージェントなどを招いて開催いたしました「謝恩の夕べ」では、私自身が本県の食や観光の魅力というもののプレゼンテーションを行いまして、宮崎のよさにつきまして理解を深めていただくなど、確かな手ごたえを感じたところであります。こうしたセールスの成果が今後さらに広がってまいりますよう、引き続き関係者が一丸となって努力してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 台湾、香港、マカオが初めてということでありました。済みません。

それでは、また同じく伺っていきたいんですが、今回の訪問について、4つのチーム——交通チーム、誘客チーム、ブランドチーム、畜産チームと、それぞれ4つのチームで目的を持って行っておられますが、その目的について、総括して商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 各チームの目的について、まとめてお答えをいたします。

まず、交通チームにつきましては、チャイナエアライン本社や台湾政府機関に対し、宮崎—台北線の維持充実の要望と相互交流の促進を行うため、次に、観光誘客チームは、台湾、香港の旅行会社等に対し、本県の観光素材の魅力を直接PRし、より一層の本県への送客を促進するため、また、ブランドチームは、台湾政府の検疫、残留農薬検査等を所管する部署に対し、キンカンやメロンなどの本県の輸出余力が大きい品目について、輸出促進に向けた要望活動等

を行うため、最後に、畜産チームにつきましては、マカオフードフェスティバルでのトップセールスによる宮崎牛のPRを初め、香港・マカオの宮崎牛新規指定店の認証や、我が国の国会に当たります香港立法会に対する宮崎牛などの本県農畜産物の輸出への理解と協力依頼を行うため、それぞれチームを編成したところであります。

○山下博三議員 ありがとうございます。それでは、4つのチームに分けて目的を持って行かれたわけですが、その率直な感想と、何を課題としてとらえてお帰りになったのか、同じく総括して商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） まず、交通チームにつきましては、宮崎—台北線が、経済、観光、文化など、さまざまな分野におきまして、宮崎と台湾とを結ぶかけがえのないかけ橋であることを再確認し、今後、民間における双方向の幅広い交流の促進が必要であると認識したところであります。

次に、観光誘客チームにつきましては、台湾や香港で実施いたしました現地旅行社への訪問や意見交換会において、これまで築いてまいりました本県との良好な信頼関係を改めて実感するとともに、本県の観光資源に対する関心をさらに深めていただいたものと感じたところであり、今後、本県観光の魅力についての継続的なPRと、近隣各県と連携した広域ルートの設定などが必要であると認識したところであります。

また、ブランドチームは、台湾当局の対応が極めて好意的で、本県の農産物の安全性や安心確保対策についても十分理解していただいたと感じておりまして、今後、海外輸出の促進に向

けて本県農産物のPRや輸出障壁の解消を積極的に進める必要があると認識したところであります。

最後に、畜産チームにつきましては、香港・マカオにおいて宮崎牛等のPRを行う中で、海外では和牛肉の人气が高く、継続取引への大きな手ごたえを感じており、今後、輸出量の回復や海外におけるPR表現の創意工夫、輸出品目の面的な広がりを進める必要があると認識したところであります。

○山下博三議員 次に入らせていただきますが、それぞれ九州各県、それぞれの分野で東アジアへの進出を目指して強力に営業に取り組んでおられることと思っております。隣の鹿児島県との牛肉の取引状況を調べてみましたので、比較をさせていただきたいと思っております。今回の訪問も、ミヤチクを中心に牛肉の営業というものにウェイトを置いておられたようでありますから、比較させていただきます。本県の平成21年、22年の牛肉の国外へ向けての出荷状況を調べたんですが、平成21年で宮崎県は55.7トン、金額にして6億7,000万、そして22年——口蹄疫が発生した年なんですが——この年も50トン、7億円の売り上げをされております。もちろん相手国は、アメリカ、香港、シンガポール、マカオ、タイ、こういうところが中心なんです。一方、鹿児島は、22年度の実績を調べてみたんですが、同じくアメリカ、香港、シンガポール、マカオ、タイ、ここで220.5トンの輸出をされておるんですね。何と本県の4倍、これほどの量が既に国外へ向けて輸出されておるんです。金額ベースにしても13億6,200万、圧倒的に本県を抜いた中で輸出がされております。宮崎牛日本一ということ、我々は本当に自信を持って、誇りを持ってやってきたんです。その

ことに対して、またさらに、九州各県それぞれの分野でトップセールスが行われていくものと思っておるんですが、今後、本県の特徴として何を売り込めるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) アジア地域であります。将来的に世界の消費市場として成長していくものと見込まれますことから——今、数字を挙げて具体的に御説明いただきましたが——九州を初め、各県がセールスにしのぎを削っている状況、まさにアジアを舞台とした地域間競争が生じている状況かと認識しております。このため、東アジアへのセールス活動の展開に当たりましては、何が本県の強みであるかというのを冷静に見きわめた上で、しっかりとしたPR・アピール、的確な交流戦略が必要になると考えております。

例えば、宮崎牛やカンショに代表されます安心・安全で高品質な農産物を初め、みやざきスギや焼酎、漬物などの特産品、さらには豊かな自然やホスピタリティーあふれる風土、神話・伝説といった観光資源を軸に、本県の魅力や優位性を強くアピールしまして、東アジアにおける宮崎の認知度やブランド価値を高めていくことが不可欠であると考えております。こうした厳しい競争に勝ち抜いていくためには、物産、観光などの各分野が連携しまして、民間企業や関係機関・団体と一丸となって、「オールみやざき」という力で総合的な情報発信や販売促進に取り組む必要があると考えておりますので、今後とも、私みずから先頭に立ってトップセールスに力を注いでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 同じく知事にお伺いしたいと思うんですが、知事は帰国後10日ほどになられ

と思うんですけれども、すぐにでもみずから、訪問された先に電話もしくは手紙でも出すなどアフターフォローをされたか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） こうしたトップセールスで訪問した相手方との人的なネットワークを築くこと、これは今後の仕事を展開する上で大変重要であると考えております。今御指摘のありましたようなお礼などのフォロー、これも大変重要だと考えておまして、担当からは帰庁後すぐにお礼の電話などを行っているところでございます。私からのお礼状も近く送付するように準備しておまして、これも型どおりのお礼状でなしに、私自身の言葉なりお礼の思い、いろんな感想も含めたコメントをつけて送ってまいりたいというふうに考えております。今回の訪問の成果を確かなものとするために、しっかりとフォローを行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 同じ質問ですが、商工観光労働部長はされておりますか。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 観光誘客チームといたしましては、観光コンベンション協会の担当のほうから、現地で訪問しましたすべての旅行エージェントにお礼の電話あるいはメールを差し上げているというふうに聞いておりますし、私のほうも、実際に接した方の中で既にメールを差し上げた方、それからお手紙で、宮崎のスキー場の資料が欲しいと言われた方についても、そのお礼とともに資料をお送り申し上げているところでございます。全体としては、観光誘客チームとしても、正式な形でお礼をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○山下博三議員 なぜこのことをお聞きしたか

と申しますと、まだ知事みずから世話になったところにもされていないということでもありますから、私はちょっと残念に思ったんですね。私は、ここまで行き着くには、県の職員もみずから構想を持って準備をしてきたらうし、いろんな団体の人たちもそれぞれ努力したらうと思うんです。トップセールスというのは、アフターフォローが本当に大事じゃないかなと。今から、九州管内のこれだけ激しい競争に打ち勝つためには、やはりアフターフォローの中で知事が、即座にお礼の感謝の気持ちや、反省を込めた今後の推進方向や——されたのかなという思いを強く持ったものですから、お聞きしたところでありました。アフターフォローまでやるのがトップセールスだと思っておりますから、ぜひともほかの県に負けないトップセールスをしていただきますように、お願い申し上げておきたいと思っております。

次に入らせていただきますが、国際交流の取り組みについて、県民政策部長にお伺いをいたします。過去、黒木元知事、松形元知事時代には、本県青少年団体等が中心になって、フィリピンとか韓国等との友好植樹事業を行ってまいりました。実は私も、黒木元知事時代、松形元知事時代、何回となく日比友好、そして日韓友好植樹の翼の事業に参加をさせていただきました。今、現状を見てもみますと、県内のそういう組織を挙げて、いわゆる目的を持って国際交流をみずから立ち上げてやるんだという機運がないような気がしておるんですが、今日の国際交流事業等の取り組みについてお伺いをいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 本県では、ただいま議員から御紹介がありましたように、かつて植樹を通じた国際交流事業などを行ってお

りました。当時は、日本と諸外国との交流が急速に進み始めた中にありまして、地方レベルの国際交流を、県としても先導して積極的に推進していた時代でございました。そういう取り組みを通じまして、今日、本県においても国際化が大分進み、また県民の海外渡航もふえ、国際交流に対する意識も高まってきております。また、近年では、御案内のとおり、グローバル化がますます進展してきている状況にあります。

こういう中にありまして、国際交流事業を県としてどういうふうに考えるかということですが、観光や経済、文化・スポーツなど幅広い分野におきまして、県民や民間団体の主体的な交流を側面から促進していく、そういう支援を行う、そういう時代に今入っているのではないかと考えております。現在、台湾との文化、芸術、スポーツなど民間交流促進事業、あるいは韓国との児童生徒の相互交流事業などに取り組んでいるところでございますが、今後とも、市町村あるいは民間団体とも連携を図りながら、ことし策定しました「みやざき国際化推進プラン」に基づきまして、多様で身近な国際交流を促進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山下博三議員 ありがとうございます。実はフィリピンに過去8回、韓国に8回ほど行っただろうと思うんです。私も1回は実行委員長をしたんです。常に知事がトップ、団長で行かれてきたんですが、私は、もう何十年となった中で、フィリピンに行ったときに、パターン半島でも、木陰をつくってあげようということで、英霊を休めるための植樹をしたんです。相当な森になっているだろうと思うんです。それと韓国も、過去あれだけの資源を、木を切って日本が木材を輸入してきた。それがはげ山になって

いる。そのことで松形元知事が提唱されて、あのはげ山に木を植えてあげようということで取り組んできた経緯があったんです。もうかなりの年月が過ぎた中で、その当時の人たちをもう一回集めて、再度、今の状況はどうなのか、また検証していくことも必要なのかなと私も思っているものですから。また、行った人たちも、あのおとき植えた木はどうなったんだろうかなと、そう言う人たちもおられますから、ぜひとも何か企画をしていただくとありがたいと思っています。

次に、農政問題に入ってまいります。

野田政権におけるT P P参加表明について、知事の御所見をお伺いいたします。知事は、10月16日に行われたJ A主催のT P P交渉参加反対みやざき県民集会——3,500人集結しておりますが——この大会において、農商工、看護連盟等の中でも、強く反対意見を表明されました。多くの中山間地域を抱える本県の知事として、大変頼もしく思いました。また、11月2日の農業新聞から取材された記事の中で次のように述べておられます。

「振り返れば去年も同じだった。横浜のアジア太平洋経済協力会議で菅首相が平成の開国を突然、表明した。

試験前の学生の一夜漬けじゃあるまいし、環太平洋経済連携協定(T P P)交渉への参加検討は、A P E Cがあるからといってにわかに行うものではない。T P Pは米国の世界戦略の一環。それに対して冷静な分析も対策もなく参加を決めるのは、暴風雨の中でいきなり窓を開けるようなものだ。

宮崎県は、第1次産業の就業者が2割を超える市町村が7割を占める。T P P参加となれば、人口流出を加速させ、地域社会の在り方ま

で変わってしまう恐れがある」と、大変懸念の意見を述べておられます。

今日の野田政権におけるT P P参加表明について、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） T P P協定につきまして、今、これまでの私の主張を説明いただいたところでございますが、物品貿易における関税の撤廃のみならず、労働、政府調達など、さまざまな分野におきまして、規制緩和や経済交流の自由化を目指すものでありまして、協定に参加した場合には、我が国の社会・経済に大きな影響が生じることが想定されるところでございます。特に、第1次産業を基幹産業とする本県にとりましては、関税撤廃により安価な農水産物が大量に輸入されると、本県農水産業に壊滅的な被害が生じ、これが関連産業へ波及しまして、本県経済全体に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるところでございます。私は、この影響の大きさにかんがみまして、しっかりとした農業政策、食料政策というものがなきまま国民的合意が得られない状況において、T P P協定への参加に反対する立場から、直接、政府に対しましても、十分な説明と国民的な理解が必要である旨を訴えてきたところでございます。しかしながら、広く国民に十分な説明も行われないうちに交渉参加に向けて関係国との協議に入ることが決定されたことは大変残念であり、遺憾に思っているところでございます。今後とも、政府に対しましては、各交渉分野におきまます十分な情報提供と具体的な対策を示すとともに、国民的な議論を踏まえた慎重な対応がなされますよう強く求めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。同じく知事にお伺いをいたします。最近、新聞、テ

レビ等の評論家の話を聞いていて、本当にT P Pを前に進めるための話題が中心で、頭にきます。日本農業の高齢者農業、平均年齢66歳を批判されます。若手農業者に農地が集まらない、規模拡大ができないなどの批判であります。これらは、実際の現場を知らない、知ったかぶりの発想であると思っております。日本農業を高齢者が守っていて何で悪いのか。牛が好きで田んぼの稲づくりが好きで、野菜づくりが好きで元気で倒れるまで働きたい、皆さんそんな気持ちで頑張っておられます。それが日本農業の歴史ではないのでしょうか。病院にも行かなくて済む、老人介護も必要としない、そんな人たちが今日の農村を支えているのであります。農村社会において、仮に1人の農業者に20ヘクタールの土地を集積したにしても、農村社会は1人では守れないんです。やはりそこには、1人が1ヘクタール、2ヘクタールの農家が20戸、30戸あって農村社会は成り立つと思うのであります。今、農村では若手農業者や農業法人等も育ってきておりますし、やっと6次産業化に向けての方向性も具体化して育ちつつあるんです。知事にお伺いしたいと思うんですが、もしT P Pが合意された場合、はかり知れない大打撃が予想されるということは今お話があったとおりであるんですが、その対策はあるのか。また、6次化に向けた取り組みで国際競争に打ち勝てるのか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） T P P協定に仮に参加した場合にどのように国内の農業を守っていくのか、保護していくのか、明確な対策が国から今、示されている状況ではございませんが、先日、国が示しました食と農の再生計画におきましては、一つの方向性として、規模拡大によるコストの低減や、我が国が誇る高品質や安全・

安心の付与、さらには6次産業化による付加価値戦略というもの、そういった具体的な方向性が示されているわけですが、どこまでこういった対策によりまして国際競争力を発揮できるかなど、十分な分析と検討が必要であろうかと考えております。

また、仮に国の提示する経営規模まで拡大し、効率化された場合におきましても、相当数の農業従事者が農業生産における職を失うなどの影響も想定されるところでございまして、雇用の確保や国土保全等の観点からの対策も必要であると考えております。

一方、世界的な人口増加や経済成長による食料不足が予想される中、いかなる不測の事態にありましても、持続的な国内生産により食料の安全保障を確保することが国の責務であると考えておるところであります。このため、TPP交渉に当たりましては、畜産や園芸が基幹品目であります本県農業の実情が十分反映されますとともに、地方の社会・経済の支えでもあり、人の命を支える生命産業である農業に対しまして、農業者が明るい展望を持てるような対応をとりますよう、引き続き国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 先日、世界の人口が70億を突破したとの報道がありました。毎年1億の人口が増加していつているんですね。世界的な食料増産に限界が来ておるといふ今日、日本の食料自給率を13%にまで低下させるようなTPP合意というのは絶対認めるわけにはいきません。世界の食料危機になったときに、自国の国民に空腹を我慢させて他国の国民を満腹にさせてくれることはあり得ないんです。知事には、さらに声を大きくして、地方が国の食料安全保障を守っていることをさらに強く訴えていつていた

だきたい、そのように思っています。

次に、環境森林部長にお伺いをしてまいります。県産材利用促進について、ことし6月議会で、私はお伺いをいたしております。そのときの答弁で、首都圏等の大消費地におけるトップセールスのほか、行政と民間が一体となって大口需要者に売り込む「チームみやぎスギ」による取り組みなど、県内外で需要拡大に取り組んでおられるとのことですが、その実績についてお伺いをいたします。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 知事のトップセールスにつきましては、平成15年度から、東京を初め大阪、福岡、名古屋の大消費地において県産材の売り込みを行っております。ことしも10月に福岡市で開催し、県産材はもとより、乾シイタケや宮崎牛等の本県の農畜産物、また観光もあわせてPRしたところでもあります。毎回、50社を超える木材商社やハウスメーカー等の来場を得ており、平成19年度以降は毎年10件程度の商談が成立し、県外への販路拡大に結びついております。また、「チームみやぎスギ」については、県外の大口径需要者をターゲットに、県内製材工場等が共同出荷する体制を確立するため、ことし4月に知事を推進本部長として発足したところでもあります。現在は、新規需要先の市場調査や県産材のPR活動を実施しており、年度内には製材工場数社が集まって「チームみやぎスギ」第1号の実践チームを編成し、共同出荷に取り組むこととしております。

○山下博三議員 私は先日、大手住宅メーカー受注の建築現場に行つてまいりました。私はびっくりしたんですが、ほとんど国産材は使つていないんですね。床板から天井の屋根の下の板まで、ほとんど外材でありました。そして、

ちょうど棟上げでしたから、大工さんがお見えだったんですが、かな一本持ってきていないんです。そして、昔は家を建てるときは、やはり電気のこの音がしたり、のみの音がしたり、ハンマーの音がしたりして、ああ、今、家建てがあるんだなと、そういう思いでずっと周りも注目していたものですが、本当にその現場を見て、今これが建築現場なのかなと、その思いで話をお伺いしてみましたら、この住宅メーカーは山口県のほうですべて加工し、そしてプレカットして、もう大工さんは組み立てるばかりなんですね。やはりそれだけ今、さま変わりな住宅建築注文がある中で、宮崎県産材はどういう売り込みをやっていけばいいのかなと、その思いで茫然とその話を聞いておったんですが、実は東日本大震災における住宅供給というのが、かなり今から期待されるんです。その中で、本県として、大手住宅メーカー等へのPRというのはどのような形でなされておるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 大手住宅メーカー等の中には、これまで必ずしも国産材の利用に積極的でない企業もありましたけれども、国産材の安定供給体制が整いつつあることや、環境に配慮した企業イメージを高めるため、外材から国産材にシフトする動きが出てきております。このような中で、杉の生産量が日本一であり、製材品の約7割を県外に出荷している本県におきましては、需要拡大の大きな機会ととらえ、官民一体となってセミナーや商談会等で大手住宅メーカー等に対してセールスを行い、建築部材として採用していただいたメーカーもごございます。また、本県産材に関心のある大手住宅メーカーが、本県の製材工場や木材利用技術センターなどを視察し、県産材の活用を検討

しているところがございます。今後とも、県産材の安定供給と品質の向上を図りながら、大手住宅メーカー等に対してPRに努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 同じく環境森林部長にお伺いをいたします。先日、私は木材関係者との話し合いを行いました。その中で、樹齢60年以上たった大径材の一番丸太——おわかりになりますね——が全く需要がないという話であります。本県は高温多湿ということで杉の成長は早く、40年で伐期を迎えます。それを、今までの流れの中で材価が合わないということで、本県として長伐期施業に移行してこられました。この現状をどのように認識しておられるのか。また、樹齢が進めば大径材になることはわかっていたはずなんです。なぜ利用価値を見出されていないのか、お伺いをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 本県では、植栽未済地の抑制を図るとともに、森林所有者にとっては利用間伐の繰り返しによる収入の確保が図られることなどから、長伐期施業を推進しているところであります。一方、長伐期施業では大径材が増加することになりますが、大径材は均一な乾燥が難しいことや、効率よく製材できる工場が少ないといったような状況もあります。このため、木材利用技術センターにおきましては、効率的な木取りや乾燥技術の開発、また民間事業者と協力連携した大径材を活用した集成材の開発など、付加価値の高い製品づくりに取り組んでおります。また、国の第3次補正予算の森林整備加速化・林業再生事業等を活用しまして、大径材の製材加工に対応した施設整備も進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 先ほど、黒木正一議員からも、大径材利用については切実な願いがあっ

たところなんです、話を聞いてみますと、今の加工場はツインバンド方式で末口の直径が36センチ以上は加工できないそうなんです。樹齢60年を超える大径材になってくると、一番丸太が末口54センチ以上になってくるそうなんです。それで加工場を新たに整備しなければならないこと、そして、やはり利用のあり方を早急に取り組んでいただきたいという強い要望がありました。それと同時に、本県の負債340億を抱える林業公社、これも長伐期施業の中で大木をずっと移行して抱えているわけですから、やはりその方向も強力に早く進めていかないと、さらに林業公社の不安も私は感じているところがありますから、早急な対策をお願いしたいと思います。

同じく環境森林部長にお伺いをいたしますが、ことし同じく6月議会において私は、3月11日の東日本大震災で津波被害を受けた宮城県石巻市の株式会社山大的の保有する集成材アーチ型の建物が流出を免れて健在であることを報告いたしまして、調査の依頼をいたしました。先日、本県木材利用技術センターの飯村所長より検証結果が報告されたようではありますが、その検証結果についてお伺いをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 宮城県石巻市の地震・津波に耐えた集成材アーチ構造の建築物につきましては、7月に木材利用技術センター所長ほか数名により現地調査を行ったところであり、報告によりますと、今回の調査の結果、この建築物が地震・津波に耐えたのは、集成材とコンクリート基礎が接合金物でしっかりと固定されていたことや、アーチ構造であるため、部材数が少なく、受圧面積が最小化され、津波荷重が軽減されたことなどであることが判明いたしました。また、これらの調査を通

じて、アーチ構造やラーメン構造、方杖構造などの筋交いを不要とする建築物が津波に有効であることがわかりました。今後、今回の調査結果を木質構造研究会で発表するとともに、関係機関に広く提供し、災害対策に役立てていただくこととしております。以上でございます。

○山下博三議員 ありがとうございます。私も報告書を見せていただきました。本当にうまく検証されて、木造アーチ型でも大丈夫だという検証がされているんです。御案内のように、本県は440キロの海岸線を持っておりますから、安全が確認され、この建築というのが普及してくれば、本県の木材普及、利用促進にもなるわけですから、ぜひともいろんな研修会等でもこの検証結果をPRしていただくのとありがたい、そのようにお願いをしておきたいと思っております。

次に、県西地域におけるジオパークという新たな資源の取り組みについてお伺いをいたします。

まず、本県の観光産業について知事にお伺いをいたしますが、昨年度は宮崎県にとっては非常に厳しい年でありました。口蹄疫、鳥インフルエンザに加え、数百年ぶりの新燃岳の大規模な噴火という、まさに自然災害に翻弄された一年でありました。特に、県西地区では新燃岳の影響が著しく、1月26日と27日の両日に降った火山灰は、昨年桜島で降った量を超えると言われており、その影響は、道路など都市基盤や基幹産業である農業だけでなく、観光など幅広い分野に及び、その復興のために圏域を挙げて取り組んでおられるところであり、一部には、火山灰の建設資材への利用のほか、灰干しなど6次産業化につながる明るい兆しはあるものの、新燃岳へのマグマの供給は依然として続いている非常に厳しい状況下にあります。

このような現状を踏まえて、本県の観光といえば県北の高千穂峡と県南の日南、あるいは野球やゴルフのスポーツ観光がイメージされますが、県として今後、宮崎県内にあるさまざまな観光資源をどのように評価し、どのように生かそうとされているのか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県は、霧島屋久国立公園や日南海岸を初めとします4つの国立公園に代表されます豊かで変化に富んだ自然、さらには日本発祥にまつわる神話・伝説、豊富な「食」、そして一年じゅうゴルフやマリンスポーツが楽しめ、一方で冬はスキーもできる環境に恵まれるなど、多彩な観光資源を有しております。それぞれ高いポテンシャルを持っているものと考えております。

先日、台湾へ行ったときであります。現地の方と話しております。今度長野にスキーに行くというようなことをおっしゃってまして、本県には日本最南端のスキー場があるんだという話をしましたら、それは知らなかったということで、しっかりそういった魅力をPRしていく必要も感じたところでございます。また、香港に行きましたとき、現地の旅行エージェントが新聞に出した広告を見てみますと、阿蘇火山、桜島活火山というふうに書いてあるわけですね。火山というものが一つの観光の魅力というような形で、現地では新聞広告などが打たれておりました。新燃岳の活動によりまして観光面でいろんな影響も及んでおるところでございますが、安全性に配慮しながら、新燃岳も含めた霧島連山のアピールということも一つのポイントになるのではないかと考えたところでございます。

こうした本県観光の優位性を生かしながら、本県ならではの体験型観光資源を活用しました

「ゆっ旅」や、サーフィンなどを初めとするマリンスポーツを体験します「波旅」、さらに恋や愛にちなんだ神話スポットなどをめぐる「恋旅」という「三旅」を大きな柱として推進し、観光客の誘致に努めているところでございます。今後とも、地元市町村などと連携を図りながら、国内外のお客様にとって何が魅力なのかという、その視点を十分見きわめた上で、さらなる観光資源の開発や磨き上げ、またPRを行いまして、一層の誘客促進に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。続きまして、昨年から今日までの口蹄疫、鳥インフルエンザ及び新燃岳噴火等が本県に及ぼした影響について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 本県観光は、昨年の口蹄疫で大きな影響を受けた後、年末からは回復傾向にありましたが、ことし1月に発生しました鳥インフルエンザ、新燃岳噴火に加え、東日本大震災等の影響もありまして、県内ホテル等の宿泊者数で見ますと、ことし2月から6月にかけて大きく減少しており、厳しい状況にございました。このため、県としましては、昨年度から、航空会社や旅行会社等と連携しながら、切れ目のない誘客キャンペーンの実施や旅行商品の造成に取り組みますとともに、口蹄疫復興中小企業応援ファンドを活用して、プレミアム商品券の発行や地域活性化イベントの開催、クーポン券つき観光ガイドブックの作成などの支援に努めてきているところでございます。現在は持ち直しつつありますが、口蹄疫発生以前と比べますと、全体としてはいまだ十分な回復には至っていない状況にあり、今後とも、本県観光の振興に向けてしっかりと取

り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 引き続き、商工観光労働部長にお伺いをいたします。新燃岳の噴火も重なった県西地区の観光産業においては、どのような影響があり、今日どの程度回復しておるのか、お伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 地元の市や町にお聞きしているところでは、口蹄疫の影響から回復しないうちに、鳥インフルエンザ及び新燃岳の噴火が重なり、観光客数は前年と比べて大きく減少しているということでございます。施設によっては休園を余儀なくされたところもございます。また、一部の地域において入山規制がかかっているため、えびの高原自体に入れないとか、あるいは霧島エリア全体が危険という誤った認識を持たれた事例があると伺っているところでございます。その後、一部の施設や観光地におきましては、持ち直しているところもありますが、噴火警戒レベル3が継続する中では、依然として厳しいものがあると考えております。

○山下博三議員 次に、県西地区における新幹線効果の取り込みについて、同じく商工観光労働部長にお伺いをいたします。現在、JR都城駅においても3割程度の利用客の増加があり、広島などの中国地方からの利用客もふえていと伺っておりますが、このようなチャンスを生かし、鹿児島と隣接し、新燃岳の噴火などの自然災害から立ち直ろうとしている県西地区における新幹線効果の取り込みについてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） JR九州によりますと、九州新幹線の全線開通によりまして、在来線の都城駅、小林駅等においても——数字としては具体的に教えていただけませ

んけれども——売り上げベースで前年を大きく上回る利用実績を上げているというふうに向っております。県としましても、JRグループ6社と南九州3県が連携した「熊本・宮崎・鹿児島デスティネーションキャンペーン」を全国展開する中で、えびの・小林・都城エリアのPRにも取り組んでいるところであります。県西地区は、新幹線停車駅で大きな伸びを見せております鹿児島中央駅から、また「B&Sみやぎ」の停車駅である新八代駅からも近距離であるという地の利がありますことや、地元の市町においても、観光資源の新たな発掘や、さらなる磨き上げに取り組んでおりますことから、県としても十分連携を図りながら、観光客の誘客に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山下博三議員 新しい地域資源、ジオパークの取り組みについてお伺いしてまいります。現在、このような災害から復興を図っている県西地区において、霧島という火山と共存し、その魅力を磨き上げることにより、新しい地域資源であるジオパークが育っております。この新しい地域資源の活用について、県民政策部長にお伺いをいたします。現在、県西地区では、環霧島会議という県境を越えた広域的な政策連携を進めておられます。これは、霧島山をふるさとの山ととらえる7つの自治体が、お互いに知恵を出し合い、協働することにより、地域活性化を図ろうとするもので、環境、観光、防災、広報及び教育という5つの分野で連携をしております。これから派生したものに、都城市、小林市、えびの市、高原町、霧島市及び曾於市の5市1町を主体として平成20年10月に設置された、霧島ジオパーク推進連絡協議会がありま

ジオパークとは、世界的に美しく貴重な地形に触れ、学ぶことのできる自然公園であります。ジオパークが目指すものは、その地域自然を保護、研究するばかりでなく、教育的な活用や体験型の観光に生かして、地域活性化に結びつけようとするものであります。特に霧島ジオパークは、その地質学的な価値ばかりでなく、ミヤマキリシマやノカイドウなど1,300種にも及ぶ植物や、高千穂峰に降臨したニニギノミコトから我が国が始まったとされる神話の伝説など、多様な魅力を持っているジオパークだと思います。そして、そのような魅力が評価され、平成22年9月には日本ジオパークに認定をされました。それを受け、圏域では、県の補助事業などを活用した霧島ジオパークを説明する看板設置などの環境整備、ジオパークガイドの育成及び広報活動などを着実に推進されております。私は、この圏域がジオパークに認定されたことにより、観光客の増加や新幹線効果の取り込み効果があるばかりでなく、修学旅行などを通じた地形や地質、あるいは自然や歴史の学習など、教育に生かすこともできるのではないかと考えております。本県として、このような新しい地域資源としての霧島ジオパークをどのように評価し、活用されようと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 霧島地域でございますけれども、昭和9年に日本で初めて国立公園に指定されました霧島屋久国立公園も位置しております。貴重な自然に恵まれ、雄大で美しく、かつ変化に富んだ地質学的にも珍しい景観は、まことにすばらしいものでございます。宮崎、鹿児島両県にまたがる地域が連携しまして、この豊かな地域資源を生かし、霧島ジオパークという新たな視点からの地域活性化

に向けた取り組みが図られていることは、大変心強いことと考えております。県といたしましても、地元市町などとも連携しまして、観光情報の発信や修学旅行の誘致、県民への啓発などに取り組みまして、観光振興や教育など県西地域の一層の活性化のため、積極的に活用してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしくお願ひいたします。

最後の質問になりますが、世界ジオパーク認定についての県のスタンスについて、知事にお伺いをいたします。私は先日、島原半島ジオパークに行っていました。現在、国内には20のジオパークがあり、そのうちの5つが世界ジオパークに認定されており、その中の1つが2009年に認定された島原半島ジオパークであります。雲仙普賢岳の噴火ではとうとい命が犠牲になりましたが、そのような歴史をも踏まえつつ、地域資源の活用を図り、島原市、雲仙市及び南島原市が長崎県と緊密な連携をとって世界ジオパークに認定をされました。そのことにより、さらに圏域の魅力が高まっているように感じたところであります。まさしく火山との共存と言えるのではないのでしょうか。また、来年5月にはジオパーク国際ユネスコ会議が島原市で開催される予定であり、国際的な注目度も高まると聞いております。8月の日経新聞には、「国内ではまだ認知度が低いジオパークだが、先行する欧州や中国での認知度は高く、世界ジオパークになるとそのアピール度は抜群である。国内では有名な阿蘇も、海外では、どこか知らなくても島原の隣と言うとすぐにわかってくれるというほどだ」ということが記事に書いてありました。そして、「中国からの観光客はジオパークをよく知っているだけに、アジアから呼び込む強力な観光資源になり得る」とい

う記事がありました。

今、霧島ジオパークでも、世界ジオパーク認定に向けて動き出そうとしておられます。世界ジオパークに認定されるには、拠点施設の整備、地域資源の活用、あるいは地域住民の理解の推進など、さまざまな課題をクリアする必要がありますということでもあります。しかし、拠点施設整備や充実など、課題によっては市町村単位での取り組みには限界があると聞いております。一方で、世界ジオパーク認定については、その基準も年々上がってきているようで、そのような状況を背景に、早ければ平成25年度までというような動きが始まっておりますし、地域間競争という面もあることから、一刻も早い取り組みが求められます。拠点施設である「えびのエコミュージアム」への学芸員の配置、さらなる財政支援などについて要望があったと聞いております。このような動きや要望に対して、本県としてどのような支援をされる考えがあるのか、お伺いをいたします。また、鹿児島県とどのように連携されていく考えがあるのか、あわせてお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 霧島ジオパークであります。宮崎、鹿児島両県の地域住民と地元市町が一体となった熱心な取り組みによりまして、現在、世界ジオパークの認定に向けた準備が進められております。私も、先ほど御指摘がありました環霧島会議に副知事として代理出席をしましたときにいただいた冊子、パンフレットの中に霧島連山の航空写真が写っておりまして、大変すばらしい眺めでありまして、県境を越えたこの地域の魅力というものを非常に感じて、その写真を切り抜いて副知事室に飾っておったということがあるわけでございますが、この両県の取り組みというものを何とか進めて

まいりたい、そのような思いでございます。

今後、世界ジオパークになることによりまして、国内外の注目も一層高まるものと期待をしておるところであります。世界ジオパークの認定のためには、地質と景観、運営組織、さらには情報や環境教育など、数多くの評価項目につきまして点数を積み上げた上で、審査を受けることが必要になってまいります。先日、都城市長さんからも、各般にわたりまして要望いただいたところでございます。県としましても、現在、世界ジオパークの認定に向けた課題への取り組みについて財政的な支援を行っているところではありますが、今後、地元市町のほか、鹿児島県とも十分に連携をしまして、これら評価項目全般にわたりまして精査をした上で、最も効果的な取り組み方法や支援のあり方について具体的に詰めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。先日、島原に行きましたときに、国際ユネスコ会議で非常に盛り上がりまして、本当にこういう結果がついてくるんだなと、そういう思いをいたしたところでありました。実は、阿蘇も阿蘇ジオパークを昨年申請されておったみたいですね。だけど、準備が整わなくて、なかなか足並みがそろわなくて、昨年、辞退をされたそうでもあります。そういうことで、非常に周到な準備と、かなりな行政支援というのが必要になってくるだろうと思っておりますから、応分な支援をよろしくお願ひしておきたいと思ひます。また、2県にまたがるということで、複雑なこともあるかと思うんですが、鹿児島県と我々、両県議会の環霧島友好議員連盟も発足いたしましたところでもありますから、我々も強力に支援をしていきたい、そういう思ひであります。よろしくお願ひいたします。あ

りがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 郷中の会の有岡でございます。「時は金なり」と申しますが、今回は貴重な一般質問の時間をしっかりと生かしてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

まず、郷土の偉人、小村寿太郎侯が亡くなられて100年、今の日本をどのような思いで見守っておられることでしょうか。今月26日が命日でした。地元紙では「誠の人」として紹介されておりますが、「命を削り、国に尽くす、先見性を持ち、的確判断」とあり、無私の立場で、国にとってこれが大事という考えで行動する小村寿太郎侯に学び、宮崎県にとって今何が必要か、的確な判断が求められます。御存じのとおり、ポーツマス講話条約締結や関税自主権回復に貢献されましたが、100年後の現在、くしくも日本はTPP参加による関税撤廃の是非を議論しているというめぐり合わせを感じます。今さらながら、先見性を持ち、的確な判断と責任をとる覚悟を持った郷土の偉人に学ばせていただいております。また、第11回都道府県議会議員研究交流会の講演では、リーダーに求められるものとして、洞察力、大局観、歴史観、国家観、グランドデザイン力、そして何よりも命にかえてやりたいことを取り組む、そのことが必要で

あるという講演がありました。そこで、知事にお伺いいたします。知事の政治姿勢として命をかけてやりたいこととは何かをお尋ねいたします。

次に、警察本部長にお尋ねいたします。

ポリスマインドとは、一人一人が自分の職責を自覚し、世のため、人のために行動するとあります。月刊マガジンの「ひゅうが」でも紹介されておりました。しかし、全国的な事案の中で見てみますと、2003年の鹿児島県議選をめぐって起訴された被告12人全員の無実が確定した志布志事件は、警察独自の成果主義が捜査員に不要な重圧を強いた結果と考えられます。再発防止策として監督官制度を導入しているようです。そこで、本県においても、成果主義にとらわれない県民のためのポリスマインドにどのように取り組んでおられるのか、警察本部長にお尋ねいたします。

以上、登壇中の質問を終わり、質問者席より再質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

私は、1月の知事就任以降、県議会の皆様の御理解と御協力をいただきながら、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火への対応、そして東日本大震災の被災地支援などに取り組む一方、3月には宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」、6月には今後4年間の「アクションプラン」などを策定し、県政運営の枠組みをつくり上げてまいりました。また、本県経済は、たび重なる災害・災難等もあり、大変厳しい状況にもありますことから、8月には経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」を取りまとめ、雇用や金融対策などの喫緊の課題にも鋭意取り組んでいるところであります。私としまして

は、現下の状況を踏まえ、まずは、数百年、数千年先を見据えたさまざまな災害対策と防災力の強化、そして、本県経済の浮揚に重点を置いて対策を講じていくとともに、御指摘のありました郷土の先覚者にも学びながら、これまで策定した各種計画に基づき、山積する行政課題に的確に対応していくことが、全身全霊を傾けてやらなければならないことだと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 お答えします。

職員一人一人が自分の職責を自覚し、世のため、人のために行動するという、いわゆるポリスマインドは、県警の運営方針であります「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」実現のために必要不可欠なものであります。このため、本県警察では、誇りと使命感に基づく県民への奉仕、人権尊重に基づく公正・親切な職務執行、厳正な規律と清廉・堅実な生活態度の保持等につつまして、職務倫理教養を実施しているところであります。今後とも、警察学校の各課程における授業や各職場における研修等によりまして、職員に対する職務倫理教養の徹底に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 再度、警察本部長にお尋ねしたいと思います。さきの統一地方選挙において、事前運動取り締まり本部の本部長を務められたわけですが、本部と県内13署における違反・警告状況等が報告されていると思うんですが、そういった実態を把握していらっしゃるかをまずお尋ねしたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） さきの統一地方選挙取り締まりは、私を取り締まりの責任者でございます。幾つかの違反情報に基づき内偵捜

査等をし、何件かは検挙しております。また、警告も何件かはしておりますけれども、その件数等については現在詳細な記憶はございません。役所に帰れば、何件かということは詳細にわかると思いますけれども、申しわけございませんが、件数については御容赦いただきたいと思っております。

○有岡浩一議員 私は県民の立場から、私どもに寄せられた情報の中で、任意聴取の件で報告させていただきたいと思っております。県民のためのポリスマインドという視点から、任意聴取をする際に、体調の悪い方等と呼ばれて、長時間携わることによって薬を服用できなかったという話を聞きまして、どういうことか詳しく知りたいと思ったんですが、御本人が9月に50代で亡くなったものですから、体調がどういうふうが悪かったのか聞くことができませんでした。また、体調を壊して入院されたというケースも聞いております。このことにつきましては、任意聴取の仕方について今後検討する必要があると思っております。県民のために調べていただくことは大変重要ですが、過剰になっていく、または体調を壊していくことのないように、薬の投与が必要な方には薬を飲んでいただくとか、そういった配慮等も、警察官一人一人の判断でやっていただくことがベストだと思っております。多くの警察官の皆さんが県民の期待と信頼にこたえるために努力していただいておりますので、ポリスマインドの徹底を図っていただきながら、宮崎県警が安心・安全な宮崎県のためにますます活躍いただくことをお願いしておきたいと思っております。

次の質問に入りたいと思いますが、先ほど知事の政治姿勢についてお尋ねしまして、2つの目標を掲げていらっしゃるということで、防災

に力を入れたい、雇用の場の確保ということが2つのテーマかと思っております。そこで、昨日、私は県政報告会で地元の方に報告をいたしました。その中で住民の方がおっしゃったのは、「我々は命がけで生活しているんだ。だから、議会の中でも命がけで議論して取り組んでほしい」ということでした。命がけということはどういうことかと私なりに考えますと、結局は一生懸命やることだと思えます。知事が一生懸命やるという意思表示をし、汗をかいていらっしゃるその姿を見ることで、県民は奮い立ち、一緒に頑張るといことになりますし、私ども議員も後押しし、一緒に知恵を絞って頑張る所存でございます。その姿が、いつも知事が御心配されるカラーになると。知事がこのことを頑張っているという姿を、私は知事のカラーとして応援していきたいというふうに思っておりますし、私どもも県勢発展のために精いっぱい努力してまいりますので、知事の一つのビジョンを示していただくことで県民をまとめていただく、そういう力になっていければいいなと思っております。

そこで、3番目の質問になるんですが、その大きな力になるために今、宮崎県民が何を期待しているのか、命がけでやってほしいことは何かというテーマの中に、私は、アクションプランの中から1つお願いしたいことがございます。それは、若い人たちの雇用の場がない、仕事がない、そういう不安を抱えている現状の中で、宮崎県として、今、アクションプランにうたっております、4年間で100社を誘致し、県外新規も30件を目標に取り組まれているようです。大変厳しい社会情勢の中ではありますが、これは県民一体となって努力すべきテーマだと思います。このことにつきまして、知事の思い

をお聞かせ願いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 地域経済の活性化、雇用の確保という観点からは、地場産業の育成・振興というものが一つ重要であります。それとあわせて、今御指摘のありました企業立地も、地域経済の振興、雇用の確保に即効性のある効果的な施策であると考えておりますので、私も政策提案の一つに掲げ、アクションプランにも、今の厳しい経済情勢の中で高い目標を掲げたところでございます。これを達成するために、私が本部長を務めます企業立地推進本部を中心に、部局間の連携を推進しながら、全庁一丸となって企業立地に取り組んでおります。特に、今後の成長が期待される新エネルギー関連産業でありますとか、東九州メディカルバレー構想に基づく医療機器関連産業のほか、本県の特性を生かした食品関連産業、また、多くの雇用が期待できるコールセンターなどの情報サービス産業などを重点産業に位置づけまして、私も幾つか企業訪問をするなど、戦略的に企業立地活動を展開しておるところでございます。この結果、今年度の立地件数は、本日現在で22件、うち県外での新規というものは3件となっております。今後ともこの目標達成に向けまして、さまざまな機会をとらえたトップセールスを積極的に実施するなど、市町村とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、知事のほうから答弁をいただきましたが、ぜひとも若い世代の方々が宮崎に残っていただける、そういう人材が残るような県政に取り組んでいきたい。私たちが精いっぱい頑張りたいと思っておりますが、企業誘致の中でよく言われるのが、ワンストップサービスの充実。要するに、企業のスピード感に

行政がついていくための施策が必要だと。さらには、以前もお話したことがございますが、宮崎県の在京経営者会議等があります。宮崎にゆかりのある方たちと一緒にやっていく、こういった施策をもっともっと推し進めていただきながら、県民総力戦、また、ふるさと宮崎を思う人たちの総力戦で頑張っていたいただきたいと思います。

話が私ごとになりますが、知事もスポーツをされる方だそうで、おわかりいただけると思うんですが、私は駅伝競走をやっておりました。前の選手の頑張った思いを次の選手にたすきで渡していく競技であります、そのたすきを私たちが預かって今、ランナーとして走って、子供たちにたすきを渡すという役目があるわけです。ところが、地域によっては、その文化や歴史、地域の宝である力というものをつなぐ若い世代がいなくなると。これが現状です。たすきを渡す人がいないという、これは大変悲しいことですし、箱根駅伝等を見ていただくとわかりますが、大変悔しい思いをしている。ああいう思いをさせないためにも、若い方々が県内に残っていただけるような施策をやることは、我々、行政に携わる、また議会人として、ぜひとも力を入れてやっていかなきゃいけないことです、県民総力戦でこの分野に取り組んでいただきたいと思います。

4番目に、警察本部長に再度お尋ねいたしますが、市町村における暴力団排除条例の制定が今進んでおります。8月1日に県の暴力団排除条例が制定されて、私が聞いた話では、商店主の方から、いろいろな相談をしやすくなったという大変ありがたい言葉をいただいておりますが、市町村の制定状況、さらにはこの条例制定における効果というものをぜひ教えていただ

きたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 暴力団排除条例の関係の前に、先ほどの選挙違反取り締まりの関係でございますけれども、警告件数は、統一地方選挙で、文書掲示、文書頒布等で20件、検挙につきましては、供応買収等で2つの事件を検挙しているという状況でございます。

暴力団排除条例の関係でございますけれども、県内の市町村における条例の制定状況につきましては、26市町村のうち、既に24の市町村で制定がなされております。未制定の2市につきましても、この12月の市議会に、それぞれ条例案を上程したというふう聞いております。

次に、暴力団排除条例の効果でございますけれども、飲食店経営者の方々が、長年、暴力団組員に対して用心棒料を支払っていたというような事案がございましたが、これにつきまして、本年の10月に県条例に基づき調査を行った上、用心棒料としての利益供与、受供与をやめるように勧告したという事例がございます。また、県条例の施行後、県や事業者からの相談及び暴力団排除に関する照会が急増しているという状況でございます、このことから、暴力団排除に関する県民の皆様の意識が高揚しているものと認識をいたしております。

条例をさらに実効あるものとするために、県や市町村の各担当者に対する説明会を実施するなど、連携の強化を図っております。そのほか各種業界に対しましても、総会とか研修会の場に寄せていただきまして、取扱業務に関する契約書等に暴力団排除条項を盛り込んでいただくように、働きかけを行っているところでございます。そういった形で、県や市町村、事業者等が一体となって暴力団排除に取り組むことによりまして、社会全体で暴力団を孤立化させる効

果が大いに期待できるものというふうに考えております。

○有岡浩一議員 ぜひとも、市町村と連携をとりながら、安心して住める地域づくりのためにも頑張っていたいただきたいと思います。

続きますと、5番目になりますが、選挙管理委員長にお尋ねする項目がございます。ことしの4月の県議会議員——私どもの選挙でございますが、投票率が49.02%で過去最低を記録したということで、県民の関心の低さ、関心が薄れている現状があるのかということで大変危惧しておりますが、この対策なり、この現状についての選挙管理委員長の見解をお尋ねしたいと思います。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 選挙の投票率は、その時々政治情勢、候補者の政策や争点、投票日当日の天候など、さまざまな要因によりまして左右されるものであると考えますが、一方で、有権者の政治離れも相当程度進行しているのではないかと大変危惧しているところでございます。県選挙管理委員会といたしましては、若者を初めとする有権者が、少しでも政治に関心を向け、自分の一票で世の中を変えられるという実感が持てるよう、各種啓発事業を充実させながら、有権者の政治意識の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 この状況を打破するのは大変難しい現状ではございますが、私自身が危惧しておりますのは、県民総力戦で宮崎県が取り組もうとする中で県民の意識が薄れていく。この49.02という数字が、県に対する一緒にやろうという気持ちの薄れに変わってきているというふうに危惧する面もございます。そういった意味では、投票率の向上、そして我々の県政への

取り組み、そういったものを充実させながら、県民と一緒にやる姿というものを協働という言葉として皆さん方にもっともっと伝えながら、選挙が他人事ではないと、宮崎をよくするためにみんなで一緒に頑張りましょうというメッセージを我々も発していきますし、また、選挙管理委員会におかれましても、そういった啓発等を進めていただきながら、県民の意識を高めていただければありがたいと思っております。

その県民の意識を高める中で一つ危惧しておりますのが、公職選挙法で言います事前運動という言葉で、大変わかりづらい内容になるんですけれども、選挙の手引——私も5回ほど選挙をする中で、この解釈で毎回苦しんでおりますが、政治活動としていろんな方に政策報告をする、これは政治活動でいいと。しかし、この手引の中に書いてあります選挙運動とは、1、特定の選挙において、2、特定の候補者の当選を得または得しめるために、3、選挙人に働きかける行為であるということが出来る。選挙運動の3要素と言われるものであるということで、この3つの要素がかかわることによって事前運動というふうに判断していいのか。そこら辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 選挙運動とは、議員のお話のとおり、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得または得しめるために、選挙人に働きかける行為でありまして、これを立候補届け出前に行いますと事前運動となり、公職選挙法で禁止されております。公職選挙法におきまして、選挙運動以外の政治活動については、原則として自由に行うことができますが、政治活動として行うものでありましても、実態として立候補予定者の氏名の普及宣伝のための活動を行う場合などは、事前運動とな

る可能性があり、その活動が事前運動に当たるかどうかは、個々の事例について、内容や時期、場所、あるいは方法、対象などの具体的な状況を把握して、総合的に判断されることになるものと考えております。

○有岡浩一議員 大変解釈の幅が広いということでわかりにくいわけですが、一つの事例というんでしょうか、凡例等を教えていただければありがたいです。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） これまで事前運動に当たる凡例としては数少ないのでございますが、立候補届け出前に特定の候補者の略歴が記載された文書を頒布したことが、特定の選挙において特定の候補者の当選を目的として行われたものとして、事前運動に当たると認められた事例がございます。

○有岡浩一議員 言葉で説明をしていただくとなかなかわかりづらいんですが、ここに39名の議員の皆様方、知事を含めて40名の選挙にかかわる者がいるわけです。我々の勉強ももちろん大事ですが、実はこれは有権者の皆さん方にもかかわってくる問題ですから、こういった解釈を我々は常に勉強しながら、また、選挙管理委員会におきましても、啓発・指導をしていただきながら、今後とも事前運動等の問題がないような取り組みをしていただき、県民の皆さんが選挙にかかわることは悪いことではない、選挙にかかわることは大事だという意識づけのためにも、今後とも努力していただければありがたいと思っております。

次の質問に入らせていただきたいと思います。人材が育つ環境づくりについてということと質問させていただきますが、また私ごとでの話で、時間を精いっぱい使わせていただきたいと思います。私も20代のころ、職員の経験がご

ざいます。年休処理ということで、たくさんの年休処理をした人物でありまして、県の職員の方の中では、20代が7日間ぐらい、30代になりますと10日。職員の方は平均約10日間の年休処理をしていらっしゃるという話を聞きました。ただ、私の経験から、若いときに、年休を使ってもスキルアップのために動く、そしていろんなところを見て回る。そういうエネルギーな活動をされることは大いに結構だと思いますし、9月に知事のほうから、コンプライアンス遵守の問題をお話しされましたけれども、若いときにいろんな視野、いろんな角度から物を見る力をつけることが、こういった対策になると私は思っております。そういった意味で、年次有給休暇の活用について、もっともっと職員の方に権利として使っていただいて、大いに職員の皆さんのスキルアップに活用していただきたいと思っておりますが、その点について現状なり報告をいただければありがたいです。

○総務部長（稲用博美君） 年次休暇は、本来、心身のリフレッシュを図るためのものでありますが、自己啓発やワークライフバランスの観点からも、その取得促進に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。昨年度からスタートしました次世代育成支援のための行動計画におきましては、平成26年度までの年休取得日数を、平成20年度比で20%増加させることを目標に掲げているところであります。このため、日ごろから職員あるいは所属長への年休取得に関する意識啓発を行っているところでありますが、本年度は、夏季のリフレッシュ年次休暇を2日ふやしまして4日間とするとともに、啓発用のチラシを作成して、職員本人のリフレッシュはもとよりですが、家族サービス、地域活動、自己啓発といったさまざまな

年休取得のあり方を例示するなど、取得促進の呼びかけ、あるいは取得しやすい環境づくりに努めたところでもあります。今後とも、公務能率の維持向上はもとよりですが、年次休暇のさまざまな効用を積極的に職員にPRし、取得促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 職員の皆様方に対しても、そういった啓発をしていただき、心のバランスというものを含めてしっかりととっていただきながらモチベーションを上げてもらい、県民のための活躍をしていただきたいと思います。

また、職員の中でも、勤務体制の不規則な県病院等の看護師の話で一つ教えていただきたいと思いますが、3交代制の勤務体制であると。そして子育て中、さらには高齢者の介護等の問題を抱える。さまざまな家庭の事情があるかと思いますが。そういった看護師の皆様方のワークライフバランスというものがどのような状況なのか。そして、日南、宮崎、延岡という3つの県病院を抱える中で、異動等の心配をされながらの職務体制ではないかと思っておりますが、そういった対策についてどのような取り組みをしていらっしゃるのか。3交代制という特殊な部分での御苦勞を考えましてお尋ねしたいと思います。また、郷土の偉人のお話を少しさせていただきますが、高木兼寛先生——高岡町(旧穆佐村)出身の方ですが、「病気を診ずして病人を診よ」という言葉を残していらっしゃいます。これは、病気を抱えていらっしゃる患者さん本人にどう接するか、要するに看護師の必要性を訴えられた言葉でもありますし、日本で最初に看護の学校をつくられた先生でもあります。医療という分野で看護の大切さを伝え

てこられた人物であります。看護師の現状としてどのような取り組みをしていらっしゃるのか、報告いただければありがたいです。

○病院局長(甲斐景早文君) 病院局におきましては、職場の活性化と医療水準の向上を図るため、適材適所を基本に人事異動を行っております。その際には、職員の能力、適性、希望や家庭環境などを十分勘案し、配置しているところであります。また、看護師は女性が多く、出産、育児などと勤務の両立が求められますことから、看護師の定着・確保を図るため、育児休業などの休暇制度の活用を初め、院内保育の導入など、育児を行う職員が安心して勤務できる環境の整備に努めているところであります。

○有岡浩一議員 私どもは、看護師の方、医師の不足の問題、そういった現状も抱えておりますけれども、皆さんと一緒に頑張っていけるような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。また、大切な人材です。民間病院との違いもあろうかと思っておりますけれども、次の世代の若い看護師を育てるためにも、ベテラン看護師の方とタイアップして人材育成に取り組んでいただきたいと思います。

次に、5番目の項目の質問をさせていただきます。 「いきいき集落」の取り組みについてでございますが、この「いきいき集落」事業に大変期待しております。県北に多いと聞いておりますし、県南等にもふえてきておりますが、宮崎市周辺にまだ動きがないということで、私も地元に戻りまして、ぜひこの「いきいき集落」を宣伝して、地域で盛り上げていこうというメッセージを発していきたいという思いで今後とも頑張りたいと思っております。点として取り組むものが線としてつながるために、交流会等も計画していらっしゃるようですし、線

が面になるためにも、提案というかアイデア提言というふうにお酌み取りいただければ結構かと思いますが、この前の南九州の観光研修会の中で、修学旅行生の受け皿として民泊をやっているという事例もありましたし、一つの大きな面としての目標として、そのような民泊または空き家対策などに取り組んでいく提案等も、時期を見てされていいのではないかということで、いきいき集落のこれから発展される姿をイメージして質問させていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 「いきいき集落」の取り組みにつきましては、住民みずからが考え、行動するような元気な集落づくりを推進するために行っておりまして、現在、97の集落を「いきいき集落」として認定しております。県では、「いきいき集落」に対しまして、他の集落のモデルとなり得るような取り組み等への助成を行うとともに、集落相互の情報交換を図るための研修交流会を実施しているところでございますので、その中で、議員から御提案のありました民泊や空き家対策等につきましても、都市住民との交流を促進し、地域活力を向上させる魅力ある取り組みとしまして、県内の市町村あるいは各集落へ情報発信を行うとともに、必要な助言等も積極的に行ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうぞ県内各地にこういう活動が芽生えて、宮崎県の一つの目玉として育てていただくことを期待しております。

次に、教育行政について質問させていただきます。

9月の県議会におきまして、先輩議員のほうから、教科書採択の問題につきまして、明文化されたルールづくりが必要だということで提案

され、また、教育長からも答弁がございました。9月以降、市町村教育委員会に対し、どのような指導・助言を行われ、どのような取り組みをされることになるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 市町村立小中学校の教科用図書の採択につきましては、それぞれの採択地区ごとに設けられております協議会において決定されることになっておりますが、その手続に関するルールとして、協議会規約が定められております。これらの規約の中で、採択地区内の市町村教育委員会の間で、どの教科書を採択するのか判断が分かれた場合の決定の手続が明確に規定されておりましたので、必要な事項を盛り込んだ規約例を作成し、指導・助言を行ったところであります。今後とも、国の動向等も注視しながら、適切な指導・助言に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○有岡浩一議員 ぜひともこういったルールを整備しまして、地域の先生方が安心して採択に持っていけるような努力を、今後ともお願いしたいと思います。

教科書に関係する中で、教育委員長のほうにお尋ねしたいと思います。先ほど、小村寿太郎候、高木兼寛候のお話をさせていただきましたが、教科書等を通じて郷土の偉人を学ぶということは、子供たちにとって、宮崎の偉人はこういった人がいるということで大変自信になる、そして、よそに行っても、宮崎にはこういう人物がいらっしまったという誇りになる、そういうふうにするんです。特に教育委員長はカウンセラー等の専門でもありますので、子供たちの心理、発育の中のそういう思いというものを考えたときに、教育の視点から、教科書の中の郷

土の偉人の学習というものをどのようにとらえていच्छるか、お尋ねいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 小中学校におきましては、小村寿太郎侯など身近な地域の歴史上の人物について学習しております。子供たちには、このような郷土の偉人に関する学習を通して、その功績はもちろんですが、私は、ぜひそこに至るプロセスを学習してほしい、多くを学んでほしいと考えております。世界につながるすばらしい功績も、今、子供たちがいるここ宮崎が出发点になっていること、特別とは言えない日々の出来事や自分の思いに向き合っていること、人との出会いやつながりが夢の実現にはなくてはならないものであること、プラスのことだけではなくマイナスの体験も次につながる力になることなど、子供たちがそれぞれの年齢に応じて共感を持つことができ、心に残る学びであることが重要と考えております。私は、一人の郷土の偉人を学ぶときに、小学生の年齢で気づくこと、感じることに、中学生の年齢になって改めて気づくこと、それぞれがあって初めての学習だと感じております。余談ですが、私もこの年齢になって読み返すと、また学ぶことがあるわけです。ですから、そういう気づきの持てる学習であってほしいと考えております。県教育委員会といたしましては、このような郷土の偉人の功績や生き方についての学びを通して、郷土を愛し、我が国や国際社会の発展に寄与する夢や高い志、そしてあきらめない心を持った子供たちをはぐくんでいきたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうぞ子供たちの成長過程の中で郷土の人物に触れ合う機会をつくっていただき、さらにはお願いでございますが、先生方の指導力アップのために、こういった郷土の偉

人についてもますます勉強していただきながら、子供たちにしっかりと伝えていただける環境を整えていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。キャリア教育ということで、高校ではよく耳にする言葉でございますが、小中学校におきましても、それぞれの取り組みをしていच्छると伺っております。さらに、私どもが危惧するのは、高校から職場についたときになかなか続かない現状もあると聞いております。このキャリア教育というもの、社会に出て自信を持って自分を表現できる力をつける、そういったものが必要な時代になってきているのかなと思っておりますが、宮崎における小・中・高のキャリア教育の実態等をお尋ねしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） キャリア教育は、児童生徒の発達段階に応じて体系的に推進することが大切であると考えております。学校におきましては、例えば小学校段階で、係活動などを通して自分の役割の自覚や働くことへの関心を高めさせております。中学校段階では、職場体験学習や立志式における職業人の講話などにより、勤労観、職業観の育成に努めております。また、社会への移行準備の時期である高校では、学校と保護者が連携し、さらには地元企業の協力もいただきながら、さまざまな分野での職業講話やインターンシップ、職場見学等を行うことで、実社会の仕組みを学んだり、将来の職業への意識を高める取り組みを進めております。これらをさらに充実するために、県教育委員会といたしましては、県内各地区の小中学校のキャリア教育推進の核となる教員を指導者として養成し、県内全域でキャリア教育の意義と指導法などの普及を図る取り組みを進めているところであります。また、高等学校におきまし

ては、キャリア教育の啓発について、全国的に実績のある講師を招聘いたしまして、働く意味と学ぶ意味の講演をすべての学校で実施しているところであります。なお、県教育委員会といたしましては、今年策定いたしました第二次宮崎県教育振興基本計画におきまして、「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」を重要な施策の一つとして位置づけているところであります。このことを具現化するために、有識者から成る学校教育改革推進協議会におきまして、宮崎にふさわしいキャリア教育の推進のあり方について幅広く御意見をいただいているところであり、その提言も踏まえまして、小・中・高12年間を見通したキャリア教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○有岡浩一議員 キャリア教育の現状について大変わかりやすく説明いただきまして、ありがとうございます。ただ、このキャリア教育にこれから取り組む中で、私は、実際に子供を育てる親の立場であります。果たしてキャリア教育ができているのだろうか、親の働いている姿を見て子供たちはどう思っているのだろうか、大変不安ではございますが、家庭教育の大切さというのを考えております。行政におきましては、「こどもの日」「少年の日」とか、いろいろな形で取り組んでいただいておりますが、家庭の大切さ、キャリア教育における家庭の取り組みについてのアドバイスをいただければありがたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 古くから伝わるすばらしい言葉の一つに、「子は親の背中を見て育つ」というものがございます。家庭は、子供の成長、発達を支え、自立の基礎をつくる大切な場でありまして、働くことに対する保護者の考

え方は、子供の職業意識の醸成に深く影響を与えるものと考えております。このため、県教育委員会でもさまざまな家庭教育事業を進めているところであります。例えば、家庭内で読書に取り組む、家で読むと書きまして「うちどく」と読む「家読」運動におきましては、親子で同じ本の登場人物の生き方やなりわいの感想を語り合うことで、子供の社会的な成長を促すことにつながります。また、「みやざき弁当の日」の取り組みでは、保護者の手をかりることなく、子供が自分自身で献立を考え、材料をそろえ、調理をし、弁当箱に詰め、後片づけまでして学校に持っていくという一連の活動を通して、毎日の食事をつくる保護者の苦勞を身をもって学びますとともに、任され、褒められることが社会的な自立に子供をつないでいくというようなことではないかというふうに考えております。近年、家庭や地域の教育力が低下しているということが言われておりますけれども、人としての生き方、あり方のもととなる、そういった力をはぐくむもととなる家庭教育は、いかなる時代にあっても大変大切なものであると考えております。以上です。

○有岡浩一議員 ぜひ家読というのものにも取り組みたいと思います。また、弁当の日につきましても積極的に取り組んでいただきまして、さきにえびののほうでも視察させていただきましたが、子供たちの生き生きとして弁当を食べている姿を見まして、人と接すること、人と交流することの楽しさを、学校の中でもこの取り組みの中でやっていらっしゃる姿を見まして、一つ一つこういった取り組みの積み重ねがキャリア教育の形になってくるのかなと感じております。新しい分野の取り組みでありますけれども、教育行政の中の社会に出てからの力になる

という部分ですので、御指導いただきたいと思っております。

それでは、最後の質問になりますけれども、農政水産部長のほうにお尋ねしていきたいと思っております。

耕作放棄地再生事業というふうな形で農林水産省でも取り組んでいる事業がございまして、宮崎県でもやっております。私は今回、猿害対策を取り上げて御質問させていただきますが、耕作放棄地対策をやっている反面、猿害を受けることによって耕作を放棄してしまっている現状が多々広がっていると。制度事業でやりながらも、こちらでは耕作放棄地がふえているという大変難しい状況ですが、猿害というものは鳥獣害の中でも特殊な分野でありますので、猿害対策に取り組むことが、地域によっては耕作放棄地再生に向けた大きな取り組みになるというふうに思っております。現在の宮崎県としての猿害対策の状況を教えていただきたいと思っております。

○農政水産部長(岡村 巖君) 猿害につきましては、他の鳥獣に比べまして、学習能力や運動能力が高いため、その対策には特有の難しさがあります。このため、一たん被害を受けますと、経済的な損失にとどまらず、生産者の生産意欲の減退や作付の断念など、耕作放棄地の増加につながる深刻な問題があり、早急な対策を講ずる必要があると考えております。したがって、県といたしましては、鳥獣被害対策緊急プロジェクトの中で、集落ぐるみでの追い払いや、野生猿に侵入されにくい猿用ネットさくを設置など、地域が一体となった被害防止対策とあわせ、被害状況に応じた適正な捕獲対策など、総合的な鳥獣被害対策に取り組んでいるところでございます。

○有岡浩一議員 今、部長のほうから答弁いただきました。実は私も農家の一人でありまして、15年ほど前から被害に遭ってまいりました。そして、追い払い等の作業を10年以上続ける中で、関係者はくたびれてしまったと。しようがないと人間のほうがあきらめてしまっているという現状もございまして。そういった意味で、追い払い等の対策ももちろん必要ですし、それぞれのやるべきことをしっかりやるということも大切なんですけれども、やはり捕獲という部分も並行してやっていかなければ、現在の状況を維持または打開していくことは難しいと思っております。そういった意味で、捕獲対策としてどのような取り組みをしていращやるのか、環境森林部長のほうに答弁をいただきたいと思っております。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 猿の捕獲対策につきましては、平成19年度からは、猿の被害の多い18市町村と連携しまして、従来の有害鳥獣捕獲班とは別に、66班、826名の野生猿特別捕獲班を組織し、捕獲対策に取り組んでおります。加えて、昨年度から、シカ・猿被害の多い22市町村に、シカ・サル対策指導捕獲員48名を配置し、わなによる猿の捕獲や追い払いを実施しているところであります。

○有岡浩一議員 今お話しいただきました捕獲対策で多くの人的努力をしていただく中で、効果が上がっている部分があるというふうに聞いておりますが、こういったことを継続していきながら適正数に落ちつくことを願っております。また、生産者にとって、猿害というものがどうなっていくのか見えるということが一番ありがたい。これからどんどん広がっていくのではないかと不安を持ちながらの生産活動です。なかなか手を打てないという状況もありま

すので、鳥獣害という大きな取り組みの中の猿害という一つのテーマでありますけれども、20年前には全く聞いたこともない被害が現在こうやって広がっているという事実を受けとめた上で、県政の中でも取り組んでいただき、市町村単位でも早い段階から取り組んだわけですけれども、まだまだ対策が追いついていかないという現状ですので、プロジェクトチームの活動にも期待をしながら、ぜひとも県も市町村と一緒に猿害対策に取り組んでいただきたいと思います。

最後に私のほうから、農林水産省が取り組んでいらっしゃる耕作放棄地再生利用緊急対策事業について、考えを述べて終わらせていただきたいと思います。70ヘクタールもしくは46ヘクタールの実績があるというふうに聞いております。私ども農業をする人間としましては、先祖から預かった農地だということで大切にしたいという気持ちがございます。それ以上に、100年前、柳田國男という農学者がおっしゃったことは、「次の世代の人たちからお預かりしている農地だ」と。ですから、農地は自分たちのものではない。次の世代からお預かりしている農地を農地としてお返しする、その義務があるというふうに思っております。耕作放棄地再生利用緊急対策という事業を大いに活用していただきながら、農地を農地として次の世代に引き継ぐための努力をしまいたいと思っておりますし、行政の皆様方の力をかしていただきながら農地を守る。そして、次の世代に安心した地域づくりができる基盤を残していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 通告に従

い、一般質問を行います。

まず、行財政改革についてお伺いいたします。

私は、平成21年度に設置された行財政改革特別委員会の委員長に選任され、県が出資している法人等のことについて調査研究し、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」の立案や「新宮崎県公社等改革指針」への提言などを委員会の皆さんとともに行いました。条例の細かいことについては申し上げませんが、ことしから本格的に、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の運用が始まり、9月議会で各常任委員会に報告がありました。条例に基づく報告は初めてでしたが、県としてどのように臨まれたのか、知事にお伺いいたします。

次に、新宮崎県公社等改革指針についてであります。今回の指針は、平成22年度から24年度の3カ年で、対象法人の統廃合により1割程度削減(45法人から40法人へ5法人減)や、対象法人への県の職員派遣数を1割程度削減(102名から90名へ12名削減)、さらには、財政支出額20億円削減(130億円から110億円)といった数値目標が立てられておりますが、中間年度の本年度までの進捗状況はどうなっているのか、総務部長にお伺いします。

財政が逼迫している一つの要因として、高齢化に伴う社会保障費の伸びがあります。社会保障費の伸びの状況を見ますと、平成23年度は、老人保健医療対策費144億円、国民健康保険助成費110億円、介護保険対策費127億円、合わせて381億円になっており、昨年に比べ13億円も増加しております。まさに財政のメタボ3兄弟になっており、社会保障費の伸びの抑制が今後の財政運営に大きな要因を与えることは明確だと考えており、これまでも、平成19年11月議

会、そして昨年の11月議会でも質問させてもらっております。知事等から、「今後、老人医療費を初めとする社会保障費が増大し、本県財政にも大きな影響を及ぼすことが予測されており、健康や予防の観点からの取り組みが、今後の県政運営において重要な要素となると考えております」とか、また、「本県市町村における特定健康診査実施率は全国平均より4ポイント下回っており、県としても市町村と連携しながら健康づくりを推進していきたい」といった答弁をいただいております。

さて、未来みやざき創造プランの工程表の目標でも、市町村国保における特定健康診査の実施率65%を掲げておりますが、この目標を達成するために具体的にどのような政策に取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

3月11日に発生した東日本大震災・大津波被害を契機に、本県の防災対策を調査研究する防災対策特別委員会が設置され、井本委員長のもと、私も副委員長として県内外の調査を行いました。調査の中で、防災対策イコール地域づくりイコールきずなづくりであるということ強く感じました。自助・共助をしっかりとつくり上げ、公助がサポートしていく地域づくり、きずなづくりを行い、防災対策が充実してほしいと感じております。

さて、本県においては、今回の震災を契機に、現在、地震・津波防災対策に関する見直しを行っていると聞いており、地震規模並びに津波の大きさなどについて、国の中央防災会議での検討を踏まえ、本県の減災計画、防災計画等を行っていくということでもあります。減災計画や防災計画にしても、実効あるべき計画にする

必要がありますが、地震・津波防災対策に関する見直しについては、どのような視点を重視し、変更しようと考えているのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、新燃岳対策についてお伺いいたします。

1月26日に、約300年ぶりの大噴火で多量の降灰があり、雨が降るたびに土石流が発生しないか心配しておりましたが、今のところ大きな土石流は発生しておらず、ほっとしております。しかし、他の火山噴火において数年後に大きな土石流が発生した事例があり、心配しております。また、新燃岳対策には、環境省、林野庁、国土交通省といった複数の行政機関の連携が必要だと考えておりますが、今後の土石流対策にどのように取り組んでいかれるか、お伺いいたします。

改めて「活動火山対策特別措置法」を見ますと、第2条「避難施設緊急整備地域の指定等」で、「内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定しようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない」とありますが、避難施設緊急整備地域について、これまでの進捗状況と今後の進め方についてお伺いいたします。

次に、第11条「降灰除去事業」についてありますが、市町村が行う降灰除去事業は、国の補助があると規定されておりますけれども、県が行う降灰除去は規定がなく、県単事業の維持事業で対応するしかないのが実情です。県で行

う降灰事業も補助対象にすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」に基づく議会報告についてであります。この報告に当たりましては、県議会が県民の代表として、県と公社等との関係を監視する役割を果たしていくべきであるという条例制定の趣旨を真摯に受けとめ、県の人的・財政的関与の縮減の取り組み状況や、法人の財務状況などを経営評価報告書として取りまとめ、報告させていただいたところであります。県といたしましては、今後も適切に報告を行い、県議会にチェックをいただきながら、平成22年2月に策定をしました指針に基づきまして、公社等改革に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(稲用博美君)〔登壇〕 お答えいたします。

公社等改革の進捗状況についてであります。新指針を策定いたしました平成21年度当初を基準として設定した25年度当初の目標値に対しまして、中間となります本年度当初時点における進捗状況は、対象法人数につきましては、5法人削減目標に対して2法人の削減となっております。ただ、口蹄疫復興財団を平成22年度末に新設したために、差し引きでは1法人の減となっております。次に、県職員の派遣数につきましては、12人の削減目標に対しまして16人の削減となっております。県財政支出額につきましては、20億円の削減目標に対しまして、約15億円の削減となっております。ただ、財政支出

削減額のうち約4億円につきましては、派遣職員の人件費を県からの直接支給に切りかえたものによりますので、差し引きでは約11億円の縮減となっております。今後も引き続き目標達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、地震・津波防災の見直しにおいて重視する視点であります。今回発生しました東日本大震災におきましては、想定を超える巨大な津波により、残念ながら多くの犠牲者を出すことになりました。したがって、今後の見直しにおきましては、地震・津波への対策の中で、「想定外」という事態を起こさないという視点が非常に重要であるというふうに認識しております。想定外ということをなくしました、いわば最悪の状況の中で、一人でも多くの県民の命を守るための対策が必要であり、このためには、まずは地震動や津波高の想定を、今回の震災の状況も踏まえてしっかりとつくり上げた上で、ソフト、ハード両面からの対策を進めてまいりたいと考えております。中でも、今回の震災のような大津波の被害を踏まえたと、住民の迅速かつ的確な避難という点が特に重要であると考えております。政府においても専門調査会を立ち上げて検討を進めているところですが、県としましても、本県の地域性にも十分に配慮しながら、各市町村とも連携し、実効性の高い避難対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、避難施設緊急整備地域についてであります。県では、本年1月末に、火砕流のおそれにより避難勧告を出されました高原町の一部地域を、避難施設緊急整備地域として指定されるよう国に対し要望したところであります。2月に地域指定がなされまして、その結果、高原町を初め、現在8市9町1村において、農業関連

の降灰対策等、国の補助事業が受けられることになりました。また、地域指定を踏まえ、高原町における調査結果や要望等に基づき、避難ごうや道路等を含む同町避難施設の整備計画を9月に策定提出して、10月に国からの同意を受けましたので、今後、この計画に基づき、国に支援を要望しながら施設整備の促進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

市町村国保における特定健康診査についてであります。特定健康診査の実施率の向上に向け、県としましては、実施主体の市町村に対し、経費の一部を負担いたしますとともに、事業の実施に関し、市町村に出向き、技術的助言を行っているところであります。また、県、市町村国保、被用者保険者等で構成します保険者協議会や広報委員会において、ポスター・リーフレットの作成、広報テレビ番組のオレンジタイムの放映等による県民への広報活動や、保健師等に対する研修会を実施いたしますとともに、今年度は新たな取り組みとして、新聞広告を行う予定といたしております。今後とも引き続き、市町村等との連携により、これらの取り組みを通じ、県民が受診しやすい体制を構築し、受診率の向上に積極的に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（児玉宏紀君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、新燃岳の土石流対策についてであります。新燃岳の火口周辺には、広範囲に国立公園や国有林が位置しておりまして、議員の御指摘のとおり、土石流対策を円滑に進める上で、国

土交通省はもとより、環境省や林野庁など関係行政機関との連携が大変重要であります。このため、1月末の噴火以降、関係機関や学識経験者で構成します霧島火山防災連絡会などの場で、情報の共有化や調整を図り、緊急対策工事等を迅速に進めてきたところであります。今後の土石流対策につきましては、国土交通省におきまして、霧島山ろくに位置する都城市と高原町の17溪流を対象に、当面、おおむね10年間をかけて36カ所の砂防堰堤や導流工等を整備する計画が定められたところであります。本年度は、このうち3カ所について着手する予定と聞いております。県といたしましても、関係住民の安全・安心な暮らしの確保が最重要課題であることから、恒久的な土石流対策の早期実現に向けて、関係行政機関との一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、降灰除去事業についてであります。この事業は、活動火山対策特別措置法に基づく事業で、市町村が行う降灰除去に対する国庫補助事業であります。県が管理する道路につきましては、議員御指摘のとおり、補助の対象となっておりません。このため、今回の新燃岳の噴火における降灰の除去につきましては、災害復旧事業及び県単独事業により対応を行ったところであります。降灰除去事業は、災害復旧事業と比べまして比較的採択基準が緩やかであり、また、土捨て場に係る費用等も補助の対象となるなど、事業の適用範囲が広いというメリットがございます。このようなことから、県といたしましては、国に対して、県管理道路への降灰除去事業の適用拡大を要望しているところでありますが、今後は、さらに、鹿児島県など活動火山を有する自治体で構成されております活動火山対策連絡会議とも連携いたしまし

て、国へ働きかけてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 まず、数点要望させていただこうと思っております。

新宮崎県公社等改革指針の進捗状況について答弁をいただきましたが、県からの財政支出は約11億円の削減になっているということでしたけれども、いろいろ調べてみますと、社会福祉事業団への8億円の自立化補助金を除けば、実質3億円しか減額できていないのではないかというふうに思っております。また、公社等への県職員の派遣は、確かに16名削減になっておりますが、OB派遣は22名ふえております。今後ともしっかりとした公社等の改革に積極的に取り組んでいただきますことを、まず要望しておきたいと思っております。

また、特定健康診査の実施率65%の目標達成には、もちろん市町村の取り組みが重要であります。後期高齢者医療制度がどうなるかわかりませんが、現制度上では、目標を達成しなかった場合には、後期高齢者医療に対するペナルティーが課せられることもあり、県民自身に負担がはね返る可能性があるといった広報も重要であると思っておりますので、啓発、広報、指導に全力で取り組んでいただくことを要望したいと思います。

また、私の住んでいる高原町で、特定健康診査を受診しない理由のアンケートをしたところ、現在、病院に通っているというのが約3割あるということでもあります。医療現場との連携が重要だと考えますので、医師会との連携をさらに強化していただくことを要望しておきます。

引き続き質問に移りますが、財政運営をする上で大きな負担になっている社会保障費につい

て、改めてお伺いいたします。

平成21年度から今年度までの計画になっている宮崎県高齢者保健福祉計画に掲げている「介護予防及び生活習慣病等の予防の推進」並びに「高齢者の積極的な社会参加」について、次期計画では実効性のある計画にすべきと考えておりますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 介護予防や生活習慣病等の予防の推進につきましては、県で開発いたしました「いきいきはつらつ介護予防プログラム」で、高齢者が自宅で継続的に取り組めるよう普及する取り組みや、市町村などが実施する健康教育、健康相談、健康診査などの取り組みを、介護保険法に基づく地域支援事業との連携によりまして進めているところでございます。また、高齢者の積極的な社会参加につきましては、コミュニティビジネスの手法も取り入れたシニアパワーを生かした事業への取り組みを行いますとともに、団塊の世代等の高齢者によるNPO等の立ち上げや参加の促進などによりまして、高齢者の多様な社会参加を支援する取り組みを進めているところでございます。いずれにつきましても、市町村の取り組みが大変重要でございますので、次期高齢者保健福祉計画の策定に当たりましては、市町村と十分連携を図りながら、これまでの取り組みを踏まえて、さらに実効性のあるものとなりますよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○丸山裕次郎議員 いずれにしましても、実効性のある形にさせていただきたいと思っております。

次に、今年度から第3期の財政改革が始まっております。投資的経費について毎年縮減・重点化

が掲げられております。そのような中、来年度の当初予算編成において、公共事業費の特別枠措置を考えるということでもあります。毎年度社会保障費が増加していく中で、どの程度の特別枠を設置していただくのか、非常に注目しております。非常に困難な判断かと思われませんが、先ほど述べました介護予防、生活習慣病予防、高齢者の社会参加などの市町村の取り組みによっては、県全体の社会保障費の伸びの抑制につながると私は思っております。今後、公共事業費の特別枠設定の検討を進められると思いますが、このような市町村の社会保障費の取り組みの成果について何らか考慮することはできないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化の進展に伴いまして増嵩していく国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療などに係る社会保障関係費を抑制するためには、議員御指摘のように、それぞれの地域において、医療や介護の主体となります市町村の健康や予防の観点からの取り組みが極めて重要であると考えておりました。本県の財政運営に与える影響を考えましても、各市町村における積極的な取り組みについては大変期待をしておるところでございます。

御質問の公共事業費の特別枠につきましては、口蹄疫等により停滞しております本県の地域経済の活性化等を図るために、来年度当初予算編成の中で検討することとしておるものであります。具体的な内容や規模につきましては、国の予算編成状況を初め、今後の税制改正や地方財政対策等を見きわめるとともに、社会保障関係費の伸びが県財政に与える影響なども踏まえながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、来年度予算に大きな

影響を与えると思われる新たな子供向け手当について、厚生労働省は、平成24年度以降の新たな子供向け手当の財源、総額2兆円を確保するため、地方自治体に対し、現行のほぼ倍となる1兆円程度の負担を要請する方針を固めたという報道もあり、非常にびっくりいたしました。民主党は、約2年前の選挙のときには、子ども手当は全額国費で行っていくとしていたことからすると、言語道断ではないかと思っております。突如過ぎる発言で地方自治体がそれぞれ困惑しているという報道もありますが、この政府方針に対してどのように感じ、どのように対応しようと考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回、厚生労働省から、国と地方の費用負担の割合を1対1に見直すという提案がなされたわけですが、この提案は、国と地方の協議の場を設定することもなく示されたものであり、まことに遺憾であると考えております。また、この提案によりまして本県の負担額を試算いたしますと、これまでの約25億円から約47億円と大幅に増加することが見込まれておりました。地方に裁量の余地のない現金給付の地方負担を一方向的に拡大しようとしているものであって、到底受け入れられるものではないと考えております。先般、地方六団体から国に対しまして、早急に国と地方の協議の場を開催するよう要求がなされているところではありますが、本県におきましても、地方の理解が得られる形で制度設計が行われるよう、全国知事会等を通じまして強く国に対して要望してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 知事が今言われましたとおり、25億円から47億円、22億円の増加負担は許されないというふうに思っています。また、新

聞等では、私立保育園向けの運営補助金についても押しつけようとしております。仮に新たな子供向け手当と私立保育所向けの運営補助金が両方とも国から押しつけられた場合には、50億円以上の負担増になり、財政は一気に逼迫していくことになると思っております。新たな子ども手当のような地方自治体に裁量権のないような事業については、国の責任でしっかりと取り組んでいただくことを強く国に要請していただくことを要望したいと思っております。

次に、防災対策について改めてお伺いいたします。

平成22年2月に策定された宮崎県地域防災計画、特に地震・津波対策について、私自身、検証をいたしましたけれども、本当に実効性があるのかと疑問に思いますので、そのことを中心に再質問させていただきます。

まず、書かれております河川管理者、海岸管理者、港湾管理者である県土整備部長にお伺いいたします。防災計画書には、災害予防ということで、過去、津波の侵入が認められた箇所の把握や構造物の安全性の確認、航行船舶等の二次災害の防止、油類等危険物の流出防止対策の徹底、緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援対策の確立等が計画にありますが、これまで具体的にどのようなことを行ってきたのか、また、今後どのように対応しようとしているのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県では、地域防災計画に基づく具体的な津波対策としまして、ことし6月に、「津波襲来時の河川、港湾等管理施設の対応指針」を策定し、操作員の安全を考慮した的確で迅速な水門等の開閉操作や、災害発生時の点検方法等を明確にしたところであります。また、水門や港湾施設等の構造

物の安全性につきましては、構造物の耐震強化や水門等の自動閉鎖化など、必要な対策について調査検討を行い、今議会において津波対策に係る補正予算を提案したところであります。さらに、今回の東日本大震災における津波は、これまでの想定をはるかに超える規模でありましたことから、新たに設定される地震動や津波の高さに対して、今後、国が定める指針等に基づき、堤防や防波堤等の補強やかさ上げを検討してまいりたいと考えております。また、今回、船舶の被害や油類などの危険物の流出など、広範囲にわたりさまざまな被害が発生しましたことから、津波被害の軽減に向けまして、国や関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。県としましては、今後とも、地域防災計画に基づき、実効性のある防災対策が図られるよう努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、県公安委員会及び道路管理者という項目があるものですから、それについてお伺いいたしたいと思っております。「津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し、周知するものとする。なお、県公安委員会は、必要に応じ隣接する県と連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するもの」と防災計画にありますが、具体的にどのように取り組んできたのか、また、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県管理道路につきましては、地域住民の避難路として重要な役割を果たしますことから、交通渋滞など円滑な避難行動を妨げるおそれのある交通どめ等の道路規制は、原則として行わないこととしております。しかしながら、津波浸水のおそれのあ

る地域への新たな進入を抑制するとともに、地域内からの速やかな避難を促す必要があることから、津波警報等発令時におきましては、道路情報板や進入防止のための注意喚起看板の設置などによる情報提供を行うこととしております。また、沿岸部の県管理道路において、普段から津波浸水の危険性について認識を持っていただくとともに、避難の目安として役立つよう道路の標高表示を行うことにつきまして検討を進めているところでございます。県としましては、今後とも、国や関係する市・町などと情報交換を行いますとともに、十分に連携しながら、道路利用者や地域住民の円滑な避難行動が実施されますよう、地域防災計画に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○警察本部長（鶴見雅男君） 津波に関する交通対策として、都道府県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づきまして、応急対策に必要な人や物資の緊急輸送などを行う車両が通行できる道路といたしまして、緊急交通路を指定することとされております。この緊急交通路を通行することができる車両は、消防車やパトカーなどの緊急自動車のほか、緊急通行車両として都道府県公安委員会から標章の交付を受けた医薬品や食料などを積載した車両などとなっております。県内の緊急交通路につきましては、管区警察局及び隣接県公安委員会との調整のもとに、国道10号、国道218号などの主要幹線道路を初め、合計26路線について選定をしております。また、必要に応じてこの中から指定することにしております。また、災害発生時に迅速・円滑な災害応急対策を推進するために事前届け出制度というものがございますので、関係行政機関等に対しまして、この制度の利用促進を働きかけているところであります。県警といたしまし

ては、地域防災計画が実効あるものとなるよう配意しながら、今後とも災害発生時には迅速・的確に対応できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、教育施設等での訓練という項目がありますので、そのことについてお伺いいたします。防災計画では、「日常の教育で津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう定期的な訓練を行うものとする。野外活動における津波対策として、引率者に津波に対する心構え等を周知するものとする」などとなっておりますが、具体的にはどのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組まれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 地震を想定しての避難訓練は、これまでも各学校において実施されておりましたが、今回の東日本大震災の発生を受けまして、津波被害が予想されるすべての学校におきましては、従来の避難訓練を見直し、校舎の最上階や近隣の高台に避難するなど、さらに危機感を持った実践的な取り組みが行われているところであります。また、遠足など校外活動中に津波が発生することも予想されますことから、県教育委員会が各学校に配付いたしました「津波災害にともなう安全対策マニュアル作成指針」の中で、事前に避難場所や避難経路を確認することや、発生時における教職員の対応を具体的に示しており、各学校におきまして、児童生徒の安全確保のための適切な対応がなされるよう指導しているところであります。自然災害は、登下校時や休日など、いつ、どこで発生し、児童生徒が遭遇するとも限りませんことから、すべての学校におきまして、津波の危険を感じたら素早く高いところへ

避難するなど、災害発生時の適切な判断や行動選択ができる児童生徒の育成に努めているところであり、県教育委員会といたしましては、今後とも、宮崎県地域防災計画の内容をしっかりと受けとめながら、各学校における防災教育等の充実が図られますように指導してまいりたいと考えております。以上です。

○丸山裕次郎議員 これまで、防災計画の地震・津波の項目について質問させていただきましたが、防災計画は2冊の分厚い計画になっておりますので、すべての項目につきまして、当局におきましては実効あるものにしていただきたい。また、もし変更するべきものがあれば変更もしていただけたらというふうに思っております。

次に、防災対策特別委員会の県外調査で調査した事項をもとに質問させていただきます。防災対策特別委員会の県外調査で訪問しました岩手県では、行政機関、研究者、報道機関が連携して、頂点の住民の安全を守るという「減災の四角錐」と言われる体制を構築しておりました。また、静岡県では、研究機関の大学、気象台等の防災機関、報道機関で構成した「しずおか防災コンソーシアム」を設立しておりました。本県においても同様な連携チームが必要だと考えておりますが、総務部長にお伺いいたします。

また、静岡県では、2年に一度、住民防災意識調査として、3日以上食料・飲料の備蓄状況や家具類の固定状況など、細かい調査を行っております。静岡県のように細かな県民の防災に対する意識調査をすることは重要だと考えますが、あわせて総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(稲用博美君) 御質問にありました岩手県、静岡県の例でございますが、この中

で、情報の問題というのがコンソーシアムの中では大切だと思っております。静岡県の取り組みでは、県民への啓発・教育ということを中心に、また、岩手県の取り組みでは、火山噴火の対策として、現場の監視や情報共有の対応の中で、いずれもチームへの参画を通して、報道機関の持つ特性や能力を十分に生かす連携が行われている事例であるというふうに認識しております。

本県におきましても、災害が起こる前の啓発・教育的な役割、また、災害発生時の住民への災害情報の伝達、さらには災害発生後の被災者へのさまざまな情報提供など、行政と報道機関の連携は非常に重要であると考えております。したがって、既に行っております県の地域防災計画における県内報道機関の位置づけや、災害時の住民への情報提供に関する協定の締結などに加え、さらなる連携強化に向け、今お話のありました他県の取り組みを参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

県民意識調査の関係でございますが、本県ではこれまで、県民意識調査におきまして、県民の防災意識について調査を行ってまいりました。静岡県が行っております防災意識調査は、より具体的な県民の意識を確認するとともに、調査の実施、そしてその結果を公表することを通して、県民の皆様が自分自身の防災対策について再確認を行う機会、また、防災の啓発としての役割、目的もあわせ持ったものであるというふうに考えております。本県といたしましても、防災意識調査のあり方につきましては、普及啓発としての活用の観点からも検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひお願いしたいと思いま

す。

3月11日に発生した津波では、津波警戒で巡回しているときに残念ながら命を落とされた消防団員、警察官等が多くおられます。任務とはいえ、余りにも悲惨であったと思います。この教訓を生かすためにも、津波警戒に関する知識向上や警戒方法が必要だと考えますが、総務部長並びに警察本部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 東日本大震災では、253人もの消防団員が死亡または行方不明となっておりますが、その多くは、住民の避難誘導中や水門閉鎖中に津波に巻き込まれたものであります。このため、消防庁では、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を11月に設置し、大規模災害時における消防団活動のあり方や消防団員の安全確保等について検討することとしております。県としましても、災害時における消防団員の安全確保は大変重要であるというふうに考えておりますので、国の検討状況も踏まえながら、市町村や消防協会などの関係機関と連携を図り、安全確保策の確立について取り組んでまいりたいと考えております。

○警察本部長（鶴見雅男君） 東日本大震災におきましては、津波からの避難誘導に当たる中、多くの警察官が殉職をいたしました。これを教訓として、本県警察におきましては、現在、自治体等において見直しが進められている避難場所、避難経路等の把握とあわせまして、関係機関と連携を図りながら避難誘導訓練等を実施しておりますほか、津波の脅威や知識につきまして、部内での共通認識を図るべく、巡回指導、教養等を実施しているところであります。津波の発生時には、限られた時間の中で、住民の皆さんの安全確保はもちろん、警察官み

ずからの安全確保にも配意しつつ、迅速・的確な高台等への避難誘導が必要であるというふうに考えております。今後とも、関係機関との連携強化や各種訓練の実施などを通じまして、災害警備の万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○丸山裕次郎議員 防災対策の最後の質問にしようと思いますけれども、6月議会でも、新庁舎を含め、防災拠点施設プロジェクトチームを立ち上げるべきではないかということで質問したところ、検討するということでありましたけれども、現在の進捗状況はどうなっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 7月に設置しました庁内検討委員会では、先進県における庁舎の整備状況を調査し、防災拠点として必要な機能について検討を行いますとともに、本県の防災拠点の整備方策、具体的に言いますと、1号館の耐震補強、他の庁舎への移転、新たな施設の整備について検討を行ってきたところでございます。その結果、1号館を初め、いずれの庁舎も防災拠点として必要な耐震性能を有していないため耐震補強が必要であること、さらに、耐震補強を行った場合には、耐震壁等の設置により執務室が狭くなること、また、他の庁舎への移転につきましては、1号館より床面積が小さいため、スペースが十分に確保できないこと等の問題点がございました。こうしたことから、災害対策の中核的施設として必要な通常の1.5倍の耐震性能を有し、災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点施設を新たに整備することが適当であるとの報告があったところでありますので、今後、さらに具体的な内容の調査、検討を行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、口蹄疫対策についてお伺いいたします。

昨年は、口蹄疫対策ということで、6回の補正予算で約1,900億円余の予算で、家畜処分等の防疫対策、子牛競り価格安定対策や購買者対策等の競り対策、さらには農家のみならず商工業者への経営安定対策など、さまざまな事業を実施されました。それぞれの事業の予算に対する決算と実績及び効果についてお伺いいたします。

また、人工授精業務自粛により子牛生産の不均衡が生じ、子牛競り出荷頭数の不均衡が生じ、早期出荷対策や子牛競り価格対策などの対策が必要ということで、ようやく今議会に提案をしていただいております。具体的な内容と効果について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 平成22年度におきましては、口蹄疫の発生に伴う一連の対策を行いますとともに、口蹄疫からの再生・復興に当たって緊急的な対応を要する課題に取り組んだところでございます。

まず、口蹄疫の発生に伴う対策としましては、防疫対策として約58億円の予算措置に対してほぼ全額を執行し、家畜の殺処分、消毒ポイントの運営等を行いました。また、終息後の経営安定対策として約18億円を措置し、約7億円を執行して子牛購入者に対する支援等を実施することで、家畜市場の安定化等を図りました。

次に、口蹄疫からの再生・復興に向けた取り組みとしましては、畜産経営再開の支援として、観察牛の導入や中間保有施設の整備等のために約3億円を措置し、そのうち約2億円を執行して円滑な経営再開を図りました。また、本県イメージの回復のために約2億円、経済・雇用対策として約89億円を措置し、ほぼ全額を執

行して、企業と連携した観光キャンペーンや県外での宮崎フェア、発生地域における県単独公共事業や中小企業に対する金融対策等を実施いたしました。これらに加えまして、県内経済の回復を初めとする中長期的な課題に的確に対応できる財源を確保するため、県や口蹄疫復興財団等の基金造成に約1,270億円を執行したところでございます。

次に、肉用子牛市場口蹄疫影響緩和対策についてでございます。肉用子牛市場口蹄疫影響緩和対策事業は、口蹄疫の発生に伴う家畜人工授精業務の自粛の影響により、子牛競り市への出荷頭数が大きく増減する期間において、子牛価格安定のための支援を行うことで、畜産団体の行う競り市への出荷時期の調整及びこれによる出荷頭数の平準化の取り組みを促進するものでございます。具体的には、平成24年1月から5月までの間、その月の県平均価格が40万円を下回った場合に、1頭当たり1万5,000円を上限に交付する子牛価格安定対策と、購入した子牛を県外に輸送する購買者に対して、輸送費の一部(九州域内は1,000円、九州域外は2,500円)を助成する導入促進対策を行うこととしております。本対策に加え、雌牛の導入対策、運転資金の融資の合わせて4つの対策を総合的に実施することにより、人工授精業務再開後に生産された子牛価格の安定が図られ、県内肉用牛農家の経営安定に資するものと考えております。以上でございます。

○丸山裕次郎議員 今回補正で提案された内容を見てみますと、私から見ますと、子牛競り価格安定対策を重視するということが、既存の子牛価格安定基金事業の充実をしたということなのですが、購買者対策として九州内は1,000円、九州外が2,500円なんですけれども、九州内に宮

崎県内は含まれていないということで、宮崎県の購買者もかなりいるということを考えますと、この購買者対策は物足りないという意見をよく聞くのであります。購買者対策の充実を図るべきだと考えておりますが、見解をお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 子牛出荷頭数の増減によります価格の下落を抑制するためには、購買者を確保することが大変重要であると考えております。このため、県では、農畜産業振興機構に設置されている口蹄疫畜産再生基金の活用を国に要望し、その結果、県外購買者対策が措置されたところであり、これに係る地元負担分につきまして今議会にお願いをしているところでございます。なお、県の子牛価格安定対策や購買者対策の考え方については、あらかじめ各地域に御説明し、地域の実情に応じた独自支援策の検討を要請してきたところであり、その結果、県内の購買者対策や導入対策等について、それぞれの地域で必要な対策が、措置あるいは検討されているところでございます。

○丸山裕次郎議員 先ほど言いましたとおり、県内購買者の率が約6割から7割という現状からしますと、県内の購買者向けが排除されたということはまことに遺憾であると思っております。今回の補正は、国の機構に設置された口蹄疫畜産再生基金を活用したということでありますけれども、口蹄疫が発生した当時の鳩山総理、菅総理が宮崎に来県したときに、「何でもやります」と答えられたことからすると、裏切られた気がしてなりません。

次の質問に移りますが、ことし1月に生産者と一緒に、子牛競り平準化について要望を行いました。県当局からは、既存の事業、いわゆる宮崎牛資質向上緊急対策事業などで対応してい

きますという答弁でしたけれども、実際に既存事業で導入された雌牛導入状況はどうだったのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 平成22年度第4・四半期の繁殖雌牛導入につきましてお答えいたします。

まず、能力の低い繁殖雌牛を淘汰し、優秀な雌牛に更新する「宮崎牛資質向上緊急対策事業」によりまして19頭の導入、次に、地域の優秀な繁殖雌牛を地域内に保留する「優秀繁殖雌牛地域内確保対策事業」として226頭の導入、さらに、農協が繁殖雌牛を購入し、農家に一定期間貸し付けた後に農家に譲渡する「繁殖雌牛導入事業」により139頭の導入実績となっております。これら3つの事業により、22年度第4・四半期では合計384頭の導入が図られております。

○丸山裕次郎議員 人工授精自粛により生じた子牛市場の不均衡から早く脱出し、子牛市場の平準化を図ることが緊急課題であると思っております。年明けから行われる子牛市場で、意図的な繁殖雌牛の保留並びに導入事業がぜひとも必要だと思っております。先ほど質問したように、県としては既存の事業を活用していこうということ聞いておりました。19頭導入の実績があった宮崎牛資質向上緊急対策事業について再質問を行いますが、この事業は繁殖雌牛の更新と導入がセットになっていて、口蹄疫で全頭処分した児湯地域においては活用できなかったり、また、児湯地域以外でも子牛競り平準化に対しては活用が難しいと聞いております。その大きな要因として、更新がセットということが大きな障害になっているということでありますけれども、この更新という条件を撤廃できないのかお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 宮崎牛資質向上緊急対策事業は、能力の低い繁殖雌牛を廃用し、能力の高い雌牛に更新するのに必要な導入経費の一部を支援するものでございます。雌牛側からの改良を行い、本県肉用牛のレベルアップを図る上で大変重要な事業であると認識しております。一方、家畜人工授精自粛の影響を緩和し、将来的に子牛生産の平準化を図るためには、多くの雌牛の導入が必要でございます。このため、当該事業の活用を促進する観点から、事業の周知を行うとともに、要件の緩和につきましても、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、226頭導入実績のあった優秀繁殖雌牛地域内保留対策事業についてお伺いいたします。同事業は、子牛市場平準化対策とは別枠として、年間を通して優秀な雌子牛を選定・保留するために活用する事業ですので、今回の緊急対策事業にはなじまないと思いますが、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 優秀繁殖雌牛地域内保留対策事業は、種雄牛造成の母体となる県内トップクラスの雌子牛を地域内に保留する場合に、その経費の一部を助成するものであり、優秀な種雄牛を継続して造成していくという事業でございます。したがって、県内の各子牛市場において、計画的に優秀な子牛を地域内に保留するよう指導を実施してきたところでございます。平成24年1月から3月期では、現時点で当該事業による地域内保留は163頭が予定されておりますことから、これらにつきましても、将来的には子牛生産の平準化につながるものであると考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、139頭導入実績のありました農協有事業についてお伺いいたします。

同事業は、増頭志向の農業者に対して農協が貸し付ける際に要する経費を助成する事業というのですが、この事業を活用するためには保証人が必要ということであり、子牛市場平準化策としては現実的ではないと思われそうですけれども、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 繁殖雌牛導入事業は、農協が繁殖雌牛を購入して農家に一定期間貸し付けを行う場合に、その経費の一部を助成することで、農家が初期投資を低く抑えながら、無理なく繁殖牛を増頭するために重要な事業でございます。繁殖雌牛の所有権は農協にあり、貸付期間が満了した段階で、農家は農協に対して必要な代金を支払うこととされていることから、貸し付けを行う農協サイドとしては保証人が必要とされているところでございます。県としては、当該事業の活用を促進する観点から、事業の周知を行うとともに、関係団体と連携を図りながら、要件緩和に係る必要な検討を今後行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 私の地元の西諸畜連では、地元のJA、市町村が連携して、ことしの2月・3月競りで県からのいろんな支援をお願いしたんですが、なかなか厳しいということで、独自の対策として1頭当たり7万円とか5万円補助する事業に取り組んで、通常の競りより1.5倍の導入実績がありました。先ほどから言っておりますけれども、人工授精自粛により生じた子牛市場の不均衡から早く脱出し、子牛市場の平準化を図ることが、本県畜産の再生として緊急かつ最重要課題だと私は思っております。人工授精自粛を要請した県の責任で、平準化対策を幅広く積極的に行うべきだと考えますが、改めて農政水産部長の見解をお伺いします。また、今回、口蹄疫復興宝くじ収益金7億7,000万円余

を復興対策基金に積み増しするということがあります。基金も活用して平準化対策に取り組めないのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県といたしましては、今議会にお願いしております「子牛価格安定対策」「輸送費の一部を助成する導入促進対策」に加えて、既存事業を活用した「繁殖雌牛の導入対策」及び「運転資金の融資」を4本の柱といたしまして、総合的に対策を実施することとしております。また、各地域における独自支援策等の検討を要請してきたところでございます。その結果、各地域においては、県内の購買者対策や導入対策等、それぞれの地域で必要な対策が措置あるいは検討されているところがございます。これらのさまざまな対策を有効に活用いたしまして、人工授精自粛の影響を緩和し、子牛価格の安定と農家経営の安定を図ってまいりたいと考えております。なお、口蹄疫復興対策基金につきましては、今回の事業の効果や、また、畜産の復興・回復及び県内経済の全体的な状況等を見きわめながら、有効に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○丸山裕次郎議員 あとは要望にしたいと思いますが、県も国との交渉をして、何とか今回の補正予算をつくり上げてきていただいて、本当に感謝をしておりますけれども、今回の補正は、子牛価格の安定だけが重視されているような感じがしております。出荷頭数の平準化に対してなかなか明確な答弁がいただけないということでもあります。非常に残念であります。既存の事業の要件緩和を検討するということでもありますけれども、畜産関係団体からは、新たな平準化対策事業の創設要望などが当局にも届いていると思っておりますので、真摯に受けとめな

がら、人工授精自粛を要請した県の責任ということをしかりと心に思いながら、平準化対策がなし遂げられて、一日も早く口蹄疫からの復興がなし遂げられるように強く要望したいと思います。

最後に、県有種雄牛凍結精液の取り扱いについてお伺いいたします。

県内の8地域の家畜改良協会がばらばらに種雄牛づくりをしていたのを、昭和48年に全県挙げた産地づくりを目標として、現在の家畜改良事業団が設立されました。以来、宮崎方式とも言える一括管理で、ブランドの確立、畜産農家の所得向上に寄与してきたと思っております。また、宮崎の財産とも言える種雄牛凍結精液の管理を県内の改良協会に加盟している会員のみ配布し、宮崎の財産を守っていると思っております。しかし、数年前の畜産試験場で発生した精液盗難事件を契機に、捜査が行われ、県外への流出等が発覚し、凍結精液の管理体制強化が検討され、平成22年度には新システムが稼働する予定でしたが、口蹄疫発生により実施がおくれたと聞いております。現在の管理体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、これまで改良協会会員だけに凍結精液を配布していたのを、会員以外にも配布するようになった経緯、理由についてお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） まず、県有種雄牛凍結精液の管理体制についてのお尋ねでございます。県有種雄牛の凍結精液は本県畜産の貴重な財産であり、管理体制の強化を図ることは大変重要であると考えております。このため、現在、県家畜改良事業団において、家畜人工授精師が授精や精液ストローの毀損等の情報をスマートフォンにより迅速に報告すること

で、事業団等が精液の利用や在庫状況をリアルタイムで把握できる新しいシステムの構築を進めているところでございます。現在、地域ごとに新システムの説明会等を行い、導入に向けた準備を進めているところでございます。

次に、会員以外にも配布することとなった経緯、理由についてでございます。県有種雄牛凍結精液の配布について、一部地域の家畜人工授精師協会の入会制限が、結果的に県有種雄牛の凍結精液の入手を困難にしていたことから、平成21年3月に公正取引委員会から当該協会に対し、「独占禁止法の参入制限行為に抵触するおそれのある行為が見られる」として口頭注意をされたところであります。また、県内の家畜改良協会に所属しない家畜人工授精師や、家畜人工授精師免許を有した肉用牛経営者等から、県有種雄牛凍結精液の配布要望も受けたところであります。県としましては、法令遵守の観点、及び県有種雄牛は、多額の県費を投入し、県内の畜産農家・関係団体の協力を得ながら造成される貴重な財産であることから、その凍結精液は県内で広くかつ公正に活用されることが必要であると判断し、関係団体とも協議し、宮崎牛ブランドの一層の確立を図りつつ、現体制の見直しを行うこととしたところでございます。

○丸山裕次郎議員 関係団体と協議し、見直しを行うこととしたということでもありますけれども、この見直しに対して不安の意見も聞きます。現場が混乱しないように、しっかりと行っていただきたいと思っています。不安の一つの要因として、先ほど答弁でありましたけれども、携帯端末によりインターネットを使い、リアルタイムで凍結精液の在庫管理ができるようにしたいということではありますが、実際にはなかなかうまくいっていないのではないかと

話も聞くのでありますけれども、今後どのように改善していくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 新システムは、導入時点の在庫を正確に把握すること、そして、利用者が授精や精液の毀損等の情報を正確に報告することで、リアルタイムで凍結精液の需給管理ができるものであります。現在、県家畜改良事業団が地域ごとに新システムの導入を進め、関係者の意見等を伺いながら、必要なシステムの改善等を行っているところでございます。県としましては、適正な需給管理のできるシステムの構築及び円滑な運営を支援してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 最後に要望させていただきますが、県有種雄牛の凍結精液は県民の財産であります。県外に流出することのないように、管理体制の強化をしっかりと行っていただきますことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 ここで休憩をいたします。
午後2時58分休憩

午後3時10分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 大変お疲れさまでございます。最後になりましたけれども、おつき合いをよろしくお願い申し上げます。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

私は、9月議会で、大地震や大津波、そして東京電力福島原子力発電所の過酷事故が発生した3月11日、3・11大震災後は、これまでのよ

うな発想や考え方は許されない時代に入ったと指摘しました。アメリカでのスリーマイル島原発事故やソ連でのチェルノブイリ原発事故が起き、地震学者などを含めて事故の危険性が再三指摘されたにもかかわらず、「日本でチェルノブイリのような事故が起きるはずがない」「日本の原発は安全だ」と、原発政策が見直されることはありませんでした。議場配付資料をごらんいただきたいと思います。先日、文部科学省は、10月13日現在の同省航空機モニタリングによる放射性物質セシウム134、セシウム137の蓄積量の測定結果を発表しました。その結果に基づき朝日新聞が作成したのが議場配付資料の裏側でございます。セシウムは飛散量も多く、特にセシウム137は半減期が30年と大変長く、その影響が心配されています。放射性物質による汚染は、福島原発から250キロ地点で岩手県南部、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県など広範囲に及んでいます。九州の地図は私が作成したもので大分誤差があるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。160キロの地点までしか円がかいてありませんが、鹿児島県の川内原発、佐賀県の玄海原発、愛媛県の伊方原発のいずれも、事故が起きた場合、宮崎県全体に放射性物質が降り注ぐことが予想をされるわけです。原発事故は広範囲に重大な被害を我々に及ぼすこととなりますが、知事の率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

以下は質問者席からお尋ねいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

文部科学省が公表しました放射性物質の影響の状況でございます。文部科学省が実施しているさまざまなモニタリングの結果をもとに作成

された、福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の影響でございますが、この内容を見てもと、今回の福島第一原子力発電所のような大規模な事故が発生すると、その影響というものが大変広範囲に及ぶものというふうを受けとめたところでございます。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 そのとおりですね、本当に広いなというふうな気がいたします。知事の率直な感想をお伺いいたしました。そこで、9月議会の原発政策についての私の質問に対して、「原子力政策については、国が決定する事項である。最も大切なのは国民の安全を守ることであると考えている。コストや技術面など解決すべき課題はあるものの、中長期的には再生エネルギーの割合を高めていく必要があると考えている」と答えられまして、国の原発政策に対する態度を明確にされませんでした。私は、少なくとも30年を経過した老朽化原発は早急に廃炉にし、今後10年程度で脱原発を図るべきだというふうに考えていますので、再度明快にお答えをいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) この図を見ましても、今回の福島第一原子力発電所の事故というものが、これまでの基準や考え方では安全性が確保されないということを示しておるところでございますが、一方で、原子力発電が日本の基幹電源として大きな割合を占めるようになってきたことも事実であります。エネルギー政策は、最終的には国が決定する事項であり、福島の事故を受け、現在、エネルギー政策に関する基本政策の見直しが行われているところでございます。エネルギー政策で最も大切なのは、安定的供給や国民の安全を守ることであるというふうな認識でございます。原子力発電がさまざまな

課題を抱えているということを考えますと、今後は、持続可能なエネルギーの供給という面からも、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの拡大を図ることが必要である。本県としてもその方向でできる限りの貢献をしてまいりたい。それが基本的な考え方でございます。

○鳥飼謙二議員 知事はそれで、老朽化した原発は廃炉にしていってほしいだろうということを書いてあるつもりですよ。私にはそう聞こえないんです。知事の真意を読み取ると、そう聞こえるかもしれない。メッセージとしては弱いと思っています。

実は、原発は、当初は30年ということでした。それが40年に延びて、50年に延びて、60年にしていこうというときに、圧力がまといまいますか、原子力の容器、この圧力容器に中性子とかウランとかがぶつかる。そして、脆性遷移温度——もちろん聞かれたと思いますけれども——はどんどん上がってきている。そうすると、私はこのコップの水を時々飲みますけれども、熱いお湯を入れたときに、急に冷たいもので冷やすとパリッと割れてしまいますよね。それが大変な事故だというときに、脆性遷移温度で90度近くになっているということですから、冷たい水で冷やしたらパリンといく可能性がかなり指摘されています。これは新聞にも出ておりました。

九州の原発を見ても、30年を越したのは、今度とまる玄海原発1号機が、55万9,000キロワットで36年経過しております。2号機は30年経過。愛媛県の伊方原発は34年経過、伊方原発2号機は29年になります。そして、川内原発1号機は27年、2号機は26年というふうにかなり老朽化して、廃炉にすべき時期に来ているんです。ソーラーフロンティア構想を打ち出して

やっているわけですから、それを明確に打ち出していくと。確かに国のエネルギー政策もありますけれども、それは直ちにということではないわけですから、国民はそれを望んでいると思うんです。それをメッセージとして出していくことが必要ではないかと思しますので、再度お尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国は、原子力発電所のあり方について、現在、ストレステストという新たな手法などの取り組みをしているわけでありまして、御指摘のような原子力発電所の老朽化の問題というものに対して、この新たなストレステストの実施によりどのように安全性が確保されるのか、そこにつきまして、科学的・専門的な分析というものをしっかり見きわめたいというふうに考えております。そういったことを踏まえて、今後の原子力発電のあり方、エネルギー政策のあり方というものは、しっかり国民的な議論がなされるべきだというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 私は極めて残念です。知事のメッセージというのは、そういうものではないんですよ。奥歯に物が挟まったようなことではない。そういうことでは県民に伝わっていかないと思います。担当の方とも話したんですけど、知事はそのような気持ちですよと言っておられましたけれども、それならそのつもりで言いなさいよと私は言いたいわけです。それを乗り越えられないところに、知事としての限界があるのかなと言わざるを得ないんです。もうこれ以上申し上げませんが、しかし、知事のメッセージというのは非常に大事ですから、そこをしっかりと押さえていく必要がある。それがすべてにつながっていきます。もうこれ以上申し上げません。また次回にやらせていただき

ます。

次に、森林法違反と宅建業法違反の事件でございます。宮崎市内海の通称いるか岬近辺の民有林における無許可林地開発と無免許土地分譲についてお尋ねします。

同地域は、日南海岸国定公園にあり、県南の住民には命の道路である国道220号に隣接し、森林法等により厳しく開発が制限されている地域であります。ところが、報道等によりますと、株式会社洋香園は、県知事の許可を受けず、平成7年ごろより森林法第10条の2に定める開発行為を行い、宅地建物取引業法第3条に定める県知事の免許を受けないまま、土地を分譲していたのであります。なぜ、県知事の許可・免許を受けずに8ヘクタールもの開発が今日まで野放しになってきたのか、その経緯についてお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘の森林区域につきましては、現在の所有者が平成7年に土地を取得して以降、緑化木の養成などを目的としまして小規模の開発を繰り返してきたものであります。無許可の開発は、職員の巡回や周辺住民からの通報により把握されるケースがほとんどであります。本件の場合、開発が断続的かつ不定期に行われるとともに、開発地の一部には園芸用の樹木などが栽培されていたことから、把握がおくれたものでございます。現在、県では、開発行為を確認した7月以降、森林法など関係法令に基づきまして、開発行為の中止及び災害防止対策を指導しているところであります。今後とも適正かつ厳正に対処してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 通報とかそういうものがなかったから今日まで来たんですよということなんです。山の上ですから、ある程度認めると

しても、現にそこに5軒、家が建っているんです。これは登記書類なんですけれども、「目的」のところに、「不動産業宅地造成並びに建て売り住宅のあっせん販売」というのも載っているんです。これは公正証書不実記載というのかわかりませんが、それに違反をしているというのは事実だと思うんです。これでやっているわけですから。そういうことが実際やられてきたと。今住んでいるということなんです。そこで、環境森林部長にお尋ねします。これは手続をとっていないんですが、林地開発をするには通常どのような手続で行っているのか、答弁できますか。どのような手続で林地開発の許可を行っているのか。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 1ヘクタールを超える開発行為をする場合は、森林法第10条の2の規定に基づいて知事の許可が必要ですが、その許可の申請があった後に許可することになっております。

○鳥飼謙二議員 これは、全国林業改良普及協会、編集協力・林野庁というふうになっていまして、この中に、分けてしていても1ヘクタールを超した段階でやりなさいとされているんです。そして、林地には、災害を防ぐ働き、水害を防ぐ働き、いろんなどころがあります。ですから、厳しい網がかかっているわけなんです。開発計画の検討・立案に始まって、申請書類を提出して、審査と調査を県の担当のところで行われて、結果を通知して事業を実施する。そして、どの部署の方かわかりませんが、進行状況の調査に行くわけです。そして、開発工事を完了して、完了届を提出する、完了確認をするというふうにして、非常に込み入った手続が行われているわけです。ところが、これもやられていないということは、結局

この法律は何だったのかということになるんです。ですから、森林法違反が長期にわたって放置されてきたということを指摘したいと思うんです。

私は、部長を困らせようとか知事を困らせようと思って言っているわけではないんですが、今5軒住んでいる。さっき知事に石ころを——これは知事に投げようと思って持ってきたわけじゃないんです。投げなさいと渡したわけでもないんですが、砂岩泥岩互層という土で、砂の岩、泥の岩が互いに層になっているということで、水とか空気に触れたらぼろぼろになるんです。土曜日に持ってきたときはかっちりしていたんですけれども、きのうぼろっと割れまして、知事に1個あげたわけです。そんなところなんです。開発区域に5軒あって、そこに住んでいる人たちは上から土砂が落ちてくる可能性が十分あると。私は現地を見ました。その上でまた1ヘクタールぐらいやっているんです。その途中もやっていまして、山ですから、最初あったように、こんな（直径1メートルぐらい）大木もあるんです。これを掘り起こして、埋めて更地にして、そこをまた分譲しようとしていたところに調査が入ったからやめたわけですが、県の指導もあって、木を植えなさいということになった。このくらい（直径2～3センチぐらい）の木が50本ぐらい植わっているんです。これでは保水力は保てないです。私が問題だと思うのは、そういう状況が放置されてきたということで、たかだかそれぐらいのことをやっても私は危険だと思うんです。

それから、もう一つは、これは洋香園のパンフレットなんですけど、この中に限定15区画とか書いてあるんです。これは県土整備部で宅建業の許可をやらないとできないことなんですけ

れども、これが堂々とやられていたということなんです。現にそこで住んでいる。土地を買っている人もおるし、私が見にいったときは、建設してもうすぐでき上がる人もいました。10区画ですから、あと5区画ぐらいあるんでしょうけれども、今から被害を受けるおそれのあるところが出てくるわけです。今建てている人たちも被害を受けるおそれがあるわけです。私は、土木とか環境森林部という範囲を超えて、県民の安全な暮らしを担保していくというのが行政だと思うんです。ですから、しっかり調査をやって対策をとってもらいたいというふうに思っているんですけれども、知事、どうでしょうか。そこをお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） この開発業者から復旧計画書を提出してもらって、復旧工事に着手しているということですが、今、御指摘のありましたような森林法の趣旨というものにかんがみ、安全・安心が保たれるよう、防災の機能がそこで保たれるようなところというのは、しっかり今後チェックをしてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 急々にはできないかもしれませんが、環境森林部、県土整備部、宮崎市もかかわってくるかもしれませんが、早く実態を調査していただいて、本当に8ヘクタールなのかどうか——私は航空写真を持っていますけれども——こういう復旧でいいのか、災害は起きないのか、220号ですから、下まで行かないのか、そういうこともひっくるめて早急に調査して対策をとっていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。参考までに、前知事の顔写真までホームページに載っているんです。ですから、前の知事が推薦しているように見えているんです。

次に、地域経済循環システムと自動販売機の設置についてお尋ねをしたいと思います。

ことし6月に定められました宮崎県創造計画「アクションプラン」におきまして、本県経済の活性化を図るとして、県民による本県農林水産物の消費拡大や県産品の購入促進などにより、県内での生産と消費の円滑な循環を図る循環型の経済システムの仕組みづくりを進めています。これは9月にもお聞きしたんですけれども、再度、地域経済循環システムとはどのようなもので、県民生活にどのような効果があると考えているのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今後の本県経済の活性化を図る上では、県外、海外からの需要を取り込んでいく一方で、県内における消費を喚起しまして、価値や資金というものが県内を効果的に循環する流れを強化していくことは、大変重要であると考えております。このため、総合計画に掲げました地域経済循環システムにつきましては、農林水産物の消費拡大や県産材の利用、県産品の購入促進、公共事業における県産材の利用促進、あるいは行政が発注する場合の地元企業の活用、さらには企業活動における原材料等の県内調達や100万泊県民運動など、広い意味での地産地消の展開を図っていくこととしております。このような取り組みを通して、県内の資源や素材、あるいは企業の持つ技術やノウハウなどが有機的に結合し、新しい価値を生み出しながら、県内経済が活性化する仕組みというものを構築してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 再度確認をさせていただきまして、これはすばらしい発想、着想だと思っております。太田議員が詳しくやりますので、私

はこれでやめますけれども、より地産地消を推進していくということですから、ぜひ頑張ってください。

次に、自動販売機についてなんですが、知事部局、教育委員会、警察本部において、職員や外来者の利便に供するとして設置されていた飲用自動販売機について、平成22年から、宮崎県庁舎自動販売機設置者募集要項により設置者を決定しています。そこで、何点かお尋ねをいたします。知事部局、教育委員会、警察本部で現在何台設置されているか。また、今回の貸付制度の適用、従前の目的外使用としての設置台数、県外業者と県内業者の比率についてお尋ねをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 知事部局における自動販売機につきましては、行政財産の目的外使用許可により、平成21年度は252台設置をしておりましたが、平成22年度からは、使用許可の更新分のうち一部の自動販売機につきまして、県内に本店・支店、または営業所等を有する業者を対象に公募により選定し、公有財産の貸し付けを行っております。その結果、平成22年度、23年度の2年間で、公有財産の貸し付けで設置したものが71台、公有財産の目的外使用許可で設置したものが56台で、合計127台となっております。そのうち県内・県外業者の設置台数の割合につきましては、県内業者が58台で46%、県外業者が69台で54%となっております。公募前後の県内・県外業者の設置台数の割合を比較してみますと、公募前は設置台数252台のうち県内業者が112台で44%、県外業者は140台で56%でありましたので、公募前後におきます県内業者の割合はほぼ横ばいという状況だと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会所管の

施設に設置されている自動販売機につきましては、本年の10月末現在で、公募による財産の貸し付けを行っているものが59台、教育財産の目的外使用許可を行っているものが95台でありまして、合わせて154台となっております。この154台のうち、県内業者による設置は73台でありまして、設置台数全体の47%を占めているところであります。なお、公募の前と後で県内・県外業者の設置台数の割合を調べてみますと、公募前は、総設置台数151台のうち県内業者は48台で32%でありましたので、公募の前後の割合で比較してみますと、県内業者の割合が15ポイント増加している状況にあります。以上です。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察施設には現在65台の自動販売機を設置しております。このうち公有財産貸し付けによるものは43台、行政財産の目的外使用によるものは22台であります。公有財産貸し付けによる43台の内訳でありますけれども、県内業者が15台、県外業者が28台で、県内業者の割合は34.9%であります。行政財産の目的外使用による22台の内訳は、県内業者が11台、県外業者も11台ということで、割合は50%ということになります。平成22年度から県の募集要領に基づいて公募を実施しておりますけれども、平成22年度は22台更新したうちの22.7%が県外業者であったものが、平成23年度に募集要領の見直しが行なわれて地域要件が設定された結果、更新の22台のうち県内業者が50%ということになりまして、県内業者の占める割合が増加をしているという状況であります。

○鳥飼謙二議員 いずれも県内業者の比率がふえてきているという形での答弁があったようですが、県内業者と標榜している業者の中において、いわゆる大手の県外の企業の自動販売機の

あつせん業者の方もおられるんです。これがかなりの比率を占めているんです。私がなぜこれを申し上げるかといいますと、やはり県内の農産物を使ってほしい、農家の所得向上につなげてほしい、農業の振興につなげてほしいという気持ちがあるからです。ですから、地域経済循環型システムということであれば、いずれもそこをねらいにしてやっていくべきではないかというふうに思っております。清涼飲料メーカーの飲料総研調べというのがあるんですけれども、全国的にはかなりの部分を大手が占めております。コカコーラが28.7%、サントリー、伊藤園、キリン、アサヒ、大塚、ダイドー、こうなっているんです。そうすると、県内の業者の南日本酪農にしても農協果汁にしても本当に微々たるものです。ですから、つぶそうと思えばつぶせるような程度のものだということを考えていただかないといけないんじゃないかというふうに思うわけです。いずれも認識としては、地域要件AとBとに振り分けたことによって県内業者がふえましたというような認識のようですから、ここはお聞きしませんけれども、地域要件AとBの比率についても、先ほど申し上げたように、県外の大きい業者のところの自動販売機設置を業としている人たちが入れている。これは県内業者数とカウントしてあるんです。それもしっかり調べていただきたいと申し上げておきたいというふうに思っています。

この自動販売機の設置者要領ですね、設置者の決定に当たって書いてあるのは、県が定めた最低貸付料以上で最高の価格で応募申し込みがあったものとされていますけれども、これは全国展開する業者が弱小業者を淘汰することになるというふうに思っているんです。総務部長が今、数字を把握されていればですけども、最

高の金額で落札した者というのは、そこに持っておられればお聞きしますけれども、持っておられなければお尋ねしませんが……。今まででしたら目的外使用ということになっていたんですけれども、今度は契約になるということで、確かに自治法の改正というのがあったんですが、とても太刀打ちできなくなるんですね。どうですか、あればお願いします。

○総務部長（稲用博美君） 申しわけありません。手元に資料を持っておりません。

○鳥飼謙二議員 承知いたしました。やはり県内の農家のやる気を起こすような政策をやらなといかんですね。そこでお聞きしたいのは、農政水産部が農業の振興をつかさどっているわけですが、これを導入する際に協議があったんだらうかと。私は、総務部が政策をつくったときに、上に立つ者が、これは大丈夫かというのがあれば、そこまでにならなかったと思っていますけれども、協議が行われたのかについてお尋ねします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 自動販売機の公募制導入に際しましては、事前に農政水産部も協議を受け、我々としたしましては、県産品のPRや本県農業の振興の観点から、農業者等への農業技術等の普及活動、試験研究を行っている施設において農業関係団体等が設置する自動販売機については、公募対象から除外していただくよう要請したところでございます。

○鳥飼謙二議員 それの結果としてそうなっているわけですから、もうちょっとしっかりしてもらわないと困るとというのが私の意見です。新しい政策を導入すれば変わってくるわけですから、どう変わるのかというのをそこが判断する、そして上に立つ人たちが判断をしていかないと困ると思うんです。教育長と警察本部長に

聞きましたが、とぼつちりと言うと語弊がありますけれども、総務部の提案でやってきたというのは一つ状況としてはわかるんです。そういう意味では、農政水産部がある知事部局の責任は重いというふうに思っております。24年度は最後の更新になりますので、ぜひこの取り扱いについて抜本的な検討をお願いしたいというふうに思っております。

それから、代表して総務部長にお尋ねしますが、100程度、指定管理者をやっておりますけれども、指定管理者の皆さん方もそれを理解していただくと。警察も今、食堂をやって、それはそれでいいんですけど、警察本部においても、食堂で業者の人の運用をスムーズにするためにということでそういうことをやっているんですが、その中にはやっぱり地産地消、宮崎県の農業振興をということをちょっと入れて考えていただければというふうに思うんです。そういう要請を指定管理者の方たちへもやっていくべきではないかというふうに思っているんですけれども、総務部長、答弁をお願いします。

○総務部長（稲用博美君） 自動販売機の設置に関しましては、すべてが公募ではありませんで、公募を除外しているものがございます。農業団体が設置している農業関係施設の場合、あるいは福祉団体、今お話がございました指定管理者が設置する場合、また、食堂等でそれを収入としている場合等につきましては、最初の段階で公募から除外しているところであります。それと、公募、公募除外、両方含めまして、23年度は、地域要件とはまた別に、県産品の原料を使った飲料品を1種類以上入れてくださいということで、これは法的な義務は問いませんが、努力目標ということで要請しているところであります。これはすべての設置者に対して

要請をしているところでございます。

○鳥飼謙二議員 指定管理者についても同様と
思っていますか。——わかりました。私がお
尋ねをした趣旨というのは御理解いただいたと
思います。宮崎県の農業の振興につながらな
ければ、県の財政が潤ってもだめだということな
んです。2月議会でも代表質問で言いました。
確かに総務部とすれば歳入をふやしたいという
のはあるでしょう。しかし、県民のための改
革、県民の側に立った改革をやっていただか
ないといけないと思いますので、ぜひ御検討を
お願いしたいと思います。

次に参ります。口蹄疫からの復興と家畜保健
衛生所の体制整備についてでございます。

昨年4月に本県で発生した口蹄疫は、児湯郡
を中心に、5市6町の農家1,304戸で28万8,649
頭を殺処分する甚大な被害となりました。牛は
約6,800頭で県内飼養頭数の約22%、豚は22万頭
で約24%に及び、本県経済に深刻な影響を
与え、それは現在も続いているというふうに思
っております。二度とそういうふうな事態を繰
り返さない努力を今やっていただいております
けれども、現在の口蹄疫からの復旧・復興につ
いての県の取り組みについて、知事にお尋ね
します。

○知事（河野俊嗣君） 口蹄疫からの再生・復
興につきましては、工程表に基づきまして、防
疫体制の強化、畜産・農業の再生、経済・雇用
対策などに取り組んでいるところであります。

まず、防疫につきましては、県の防疫マニ
ュアルを見直し、2回の防疫演習を行うととも
に、獣医師会を初めとする29の団体と防疫協
定を締結しております。また、家畜防疫員の体
制を強化し、飼養衛生管理基準の遵守や埋却
地の確保などにつきまして、県内全農場の巡
回指導

を実施するなど、防疫体制の強化に取り組
んでいるところであります。

次に、畜産農業の再生につきましては、市
町村、関係団体と一体となって、畜産農家
個々の実情を踏まえた経営再開への支援・指
導を行うとともに、冷凍野菜加工施設の整
備、6次産業化のサポートなど、産業構造・
産地構造の転換に向けた取り組みなどを行
っているところであります。

さらに、経済・雇用対策につきましては、
中小企業応援ファンドや口蹄疫復興対策運
用型ファンドを活用した、商工団体等の行
う経済復興の取り組みへの支援とともに、公
共事業の実施などに取り組んでいるところで
あります。今後とも、市町村、関係団体等と
連携を図りながら、こうした対策に全力で
取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。

次に、以下、何点かお尋ねします。10月
に飼養衛生管理基準が示されまして、今あ
りましたように、農家に対して指導や調査
が行われていますが、取り組み状況につ
いてお尋ねをします。また、患畜等の焼
却・埋却地は農家が確保するということ
になってはいますが、現状はどうか。新
聞報道では、20%の農家が埋却地を確
保できないとのことですが、これからの
取り組みについて農政水産部長にお尋
ねします。

○農政水産部長（岡村 巖君） まず、
農家全戸巡回の取り組み状況についてで
ございます。県では、農場防疫を強化す
る観点から、今年度、農場全戸巡回を
実施することとし、家禽農場につ
きましては、10月末までに999戸全
戸の巡回を終了いたしました。牛・豚
につきましては、現在、家畜保健衛生
所の家畜防疫員に加え

て、支庁・振興局等の畜産技術職員や民間獣医師等を家畜防疫員に任命いたしまして、市町村の協力をいただきながら巡回しているところがあります。11月21日現在で、豚農場14%、牛農場34%の進捗となっており、年度末までにはすべての巡回が終了するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、埋却地の確保につきましては、全戸巡回の中で確保状況の確認を行うとともに、巡回が終わっていない農家に対しましては、市町村の協力を得ながら指導等を実施しているところでありまして、10月21日の時点では、牛、豚、家禽農場のうち約8割の農場で埋却地が確保されている状況であります。埋却地の確保については、水田地帯や山間部である、また、周辺の土地に湧水の懸念があるなどの課題がありますが、市町村と連携して、地域の実情等も十分に踏まえながら、適切な埋却方法等に関する助言指導や必要な情報の提供等を行い、埋却地の確保支援に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 大変な量ですけれども、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。試掘とかは不必要というような通知などもあったりして、これで大丈夫かなという感じはするんですけれども、何はともあれ、それを達成していただくということで頑張ってくださいと思います。

それから、家畜保健衛生所の役割は大きなものがあるというふうに思っているんですが、その体制整備なんですけれども、今後5年間で食肉衛生検査所を含めて獣医師は32名退職をいたします。一方、最近の5年間の採用状況を見ますと13名になっていますから、この状況が続くと、差し引き19名、毎年4名獣医師が減少し、危機的状態を迎えるというふうに思ってお

ります。例えば宮大の獣医学科に地域枠を設けるとか、奨学金は今、5年生と6年生しか出していませんので、これをもうちょっと幅を広げるとか、いろんな方法があるというふうに思いますけれども、獣医師確保策についてお尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長(岡村 巖君) 現在、家畜保健衛生所には48名の獣医師がおりますが、本県は他県に比べ家畜飼養頭数も多く、昨年度の口蹄疫等の発生を受け、家畜保健衛生所の役割がますます重要となっていることから、その業務は非常に厳しい状況にあると認識しております。このため、獣医系大学の就職説明会や特別講義に出向き、公務員獣医師への理解の醸成を図るとともに、平成21年度からは、国の制度を活用した修学資金の給付、インターンシップ学生に対する研修費の一部助成などを行っております。さらに、受験年齢の引き上げや初任給調整手当の支給などの対策を講じているところでございます。全国の国立大学の中で獣医系学部等を有しますのは10校であり、地域枠の設定は非常に難しい状況にあると聞いておりますが、本県は有数の畜産県であり、獣医師の確保は喫緊の課題でありますので、地域枠の創設など、県内の産業動物獣医師確保に資する対策について、大学とも協議をしてみたいと考えております。また、5・6年生を対象とした奨学金制度の拡充につきましては、低学年の時点では進路が定まっていないなどの課題もありますが、就業動向等を考慮しながら研究してみたいと考えております。以上です。

○鳥飼謙二議員 なかなか困難な面はありますけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

家畜防疫員に今回96名、畜産職の職員を充て

ておられます。家伝法には特にそういう記載がないんですけれども、これはただし書きなんです。特に必要があると認めるときは、当該都道府県の職員で——民間の人だったら非常勤職員にするのかどうかわかりませんが、そういう手段を使って——家畜の伝染性疾病予防に關し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができるというふうになっていますから、違法ではないと思っています。緊急事態だと思っています。しかし、家畜伝染病予防法（家伝法）では、6条などで、「注射、薬浴又は投薬を受けるべき」とかそういうところも出てくるわけです。ですから、これは非常事態だけですよということなので、畜産職員を充てておればということになってしまうと困りますけれども。そこで、獣医師確保に向けての知事の決意をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の農場の全戸巡回につきましては、現状では、家畜保健衛生所の獣医師数が少なく対応が難しいという状況を踏まえて、今御指摘のありました家畜伝染病予防法の規定に基づき、緊急的に畜産技術職員等を家畜防疫員に任命したところであります。本年4月に家畜伝染病予防法が改正をされまして、「都道府県知事は、獣医師を職員として採用することにより、必要な員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない」と規定されたところでありますので、その趣旨を踏まえ、今後とも獣医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしくお祈りします。

最後になりますが、県南地区の医療ということでお尋ねしたいと思います。

医師確保とかいろんなところで、福祉保健部、病院局の皆さん方に大変な御苦勞をいただ

いて、これまで頑張ってこられたらと思うんです。その御努力に感謝を申し上げながらお聞きをしたいと思います。

県南には、基幹病院であります県立日南病院を中核に、日南市立中部病院、串間市民病院が公的病院としてあります。特に日南地区は、県立日南病院、中部病院、その他民間病院が地域住民の医療を守っています。ところが、中部病院で医師の退職が相次いでいると。ことしの2月、3月で2名、そしてまた新たに2名ということで、7名いた医師が近々3名になるというようなことを聞いております。そこで、この現状への受けとめ、今後の対策について福祉保健部長にお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） お話がありましたように、日南市立中部病院に退職予定の医師がいるということについては、私どもも承知しておりまして、日南市のほうからも支援の要請が来ているところでございます。御承知のとおり、関係市町村で構成する医師確保対策推進協議会を設置いたしまして、本県での勤務を希望する医師と公立病院とのマッチングを行う病院説明会の開催や、直接、医師を公立病院に案内するといった支援を行っておりますが、日南市立中部病院に対しても、これに基づきまして医師の紹介等を行っているところでございます。

○鳥飼謙二議員 救急を要する事故ではなかなか厳しい状況になっています。そこで、中部病院は4月に救急告示病院が取り消しになっていますが、県病院への影響、特に救急患者受け入れへの影響はないのか、病院局長にお尋ねをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立日南病院のことしの4月から10月までの間の救急患者数は

約2,300名となっております。前年同期に比べると、やや増加傾向にありますが、現時点では、今御指摘がありました中部病院の救急告示病院辞退による大きな影響は出ていない、このように認識をしておるところでございます。

○鳥飼謙二議員 今のところは特に影響は出ていないということですね。南那珂医療圏といえますか、特に日南市域での中部病院の役割、位置づけについてお尋ねをしたいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 日南串間医療圏においては、御承知のとおり、県立日南病院が、救急や災害医療、がん、周産期医療等の中核病院となっておりますが、日南市立中部病院、串間市民病院等の地域の医療機関とともに、県立日南病院との連携のもと、当該圏域の地域医療を担っていただいているという状況でございます。

○鳥飼謙二議員 その地域で医療を完結していくためには、地域医療連携パスといえますか、役割分担が出てくるというふうに思います。中部病院は回復期リハビリテーション病棟(41床)を持っています。そして、一般急性期混合病棟(47床)ということになっています。ですから、県病院としても、そういうものが流れていかないと、患者さんの滞留というのが出てくる可能性もありますので、やはりこれはしっかりと再生に向けていってもらいたいと思いますし、私どももできる分があれば努力したいと思います。福祉保健部、また病院局でも御努力をいただける分があれば、連携をぜひよろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、日南地区での救急医療体制の現状とこれからということでお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 日南市におき

ましては、21年8月から、市が運営いたします初期夜間急病センターの診療日数等が、日曜・祝日だけから毎日の夜10時までとなるなど、軽度の救急患者の治療を行う初期救急医療体制の充実が図られているところでございます。また、重症救急患者の医療を行います第2次救急医療体制は、主に県立日南病院を中核として、百瀬病院や他の医療機関によって担われているところでございます。中部病院につきましても、告示病院の取り下げという事実はあったわけでございますけれども——24時間対応ができないということで告示を取り下げたわけでございますが——現在も昼間等においては救急患者も受け入れていただいておりますので、全体として大きな役割を果たしていただいているのではないかとこのように考えております。

○鳥飼謙二議員 今のところはということでございますけれども、地域の現状を聞いてみますと、外来で来ている人は救急は診ましようということですが、新規は診られませんということのようです。それから、今、外来患者が700人いるわけですが、ここをどう振り分けるのかというのがありまして、紹介状を書いたら、今までは公共交通機関で来ていたのが、タクシーでは行けなくなるからもう行かないというような声も出てきております。700人の中の300人程度は糖尿病の患者さんということです。それから、民間の救急告示も長くは続けられないというような話を聞いております。大変な状況とは思いますが、大事なのは中部病院の再建ということになりますので、苦労は多いと思いますけれども、再建に向けて、医師の確保に向けて御尽力をよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

た。(拍手)

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ここで、さきに提案のありました給与改定関連の議案第34号及び第35号を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第34号について、慎重に審査をいたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、当局より、「今回の改正は、平成23年の人事委員会勧告を踏まえ、医師の給料表を除いた各給料表について、おおむね40歳台以上の中高齢層の職員が受ける号給に重点を置いた引き下げ改定を行うとともに、平成18年4月の給与構造改革に伴う、平成17年度末の給料月額を保障する経過措置額の算定基礎となる額についても引き下げを行う。また、公民較差に基づく今回の給与改定を、人事委員会勧告どおり12月から実施するに当たって、本年4月から11月までの公民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当において所要の調整を実施するものである。なお、今回の改正による一般会計の人件費削減額は約3億4,000万円である」との説明がありました。

このことについて、委員より、「今回の給与改定の影響はどの程度となるのか」との質疑が

あり、当局より、「行政職では平均年齢43.2歳の職員の給与月額が約36万8,000円から1,000円程度下がることとなり、年間では1万7,000円程度の減額となる。また、高齢層ほどマイナス幅は大きくなることから、58歳程度で年間約4万5,000円減額となるケースが最大となる見込みである」との答弁がありました。

また、別の委員より、市町村において同様の改正が行われた場合の人件費削減額について質疑があり、当局より、「県内市町村全体で同様の改正が行われた場合には、約1億4,000万円の削減となる」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第35号について、慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

議案第35号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、当局より、「今回の改正は、平成23年の人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであり、中高齢層の職員が受ける給料月額を、50歳台がマイナス0.5%程度、40歳台後半がマイナス0.4%程度、40歳台前半が0からマイナス0.3%程度引き下げるとともに、平成18年4月の給与構造改革に伴い、平成17年度末の給料月額を保障している経過措置額についても0.49%引き下げる。また、平成23年4月から11月までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、12月

に支給される期末手当で調整を行う」との説明がありました。

このことについて、委員より、「今回の条例改正の対象となる職員数と減額はどれぐらい見込んでいるか」との質疑があり、当局より、「減額改定の対象職員数は4,245名、構成比率は約64%となっており、約1億2,000万円の減額を見込んでいる」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提案のありました議案第34号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第35号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論を行います。

県は、平成23年度の給与において、公民較差の是正を理由とする県人事委員会の勧告を受けて、県職員及び市町村立学校職員の給与に関して、中高年層が在職する号給に重点を置いて、本年4月から11月末日までの期間に係る公民較差相当分を、12月期の期末手当において減額を実施するとしています。

しかし、今回、政府は、東日本大震災に対応するとして、人事院勧告による国家公務員の給与引き下げを拒否し、人事院勧告を大きく上回る7.8%の引き下げを行う特例法をもって、国家公務員の給与削減を行おうとしています。

県は、仮にこの法案が通っても、国に準じる引き下げは行わないとしていますが、今後、職員給与等にかかわる交付税削減などによってその影響が生じれば、その時点で必要な対応をとることもあり得るとしており、さらなる職員給与の削減が生じることが想定をされています。

今回の給与引き下げに反対する理由の第1は、人事院は、公務員労働者の憲法で保障された労働基本権を制約する代償措置として設けられたものであり、本来、公務員労働者の労働条件の向上に資する役割が求められております。しかし、人事院は、1999年から毎年のように給与や期末手当の引き下げを勧告し、県もそれに準じ、そして市町村にも及んでいるという問題です。

第2は、ここ10年以上続けられてきた公務員労働者の給与や期末手当の引き下げが、公民較差の是正などとしながら、果てしのない公務員と民間の賃金引き下げ競争をつくり出していることです。今回、県が人事委員会勧告どおりに給与削減を実施すると、行政職で6割から7割が対象となり、例を挙げれば、43.2歳で年間約1万7,000円の減額、58歳で約4万5,000円の減額となり、全体では約3億4,000万円の減額に上ると試算をされ、さらに市町村での実施においては、1億4,000万円の減額になることが試算をされています。

こうした人事院勧告に準拠する自治体での給与の引き下げは、職員やその家族の生活への影響にとどまらず、さらに民間労働者の給与やボ

一ナスにも波及して、県民の消費を一層冷え込ませることは明らかです。長期にわたる深刻な不況の中、しかもデフレ経済が進行する中で、こうした賃金引き下げ競争は、消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかならず、地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことは明らかです。今こそ、庶民の懐を暖めることが肝心であり、国の責任も大きく問われるものです。

今、東日本大震災を経験して、改めて公務員労働者の果たした役割の大きさ、重要性が再確認されています。そうした点も含め、今回の給与等の引き下げ改定に反対するものです。

以上、反対の理由を述べまして、議案第34号及び35号に対する討論といたします。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第34号及び第35号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議案第34号及び第35号について一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時14分散会

12月1日（木）

平成 23 年 12 月 1 日 (木 曜 日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	岩 下 斌 彦	(自 民 党 つ く し の 会)
3 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
4 番	渡 辺 創	(新 み や ざ き)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	黒 木 正 一	(自 由 民 主 党)
7 番	松 村 悟 郎	(同)
8 番	内 村 仁 子	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	凶 師 博 規	(日 日 新)
15 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	高 橋 透	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
17 番	太 田 清 海	(同)
18 番	田 口 雄 二	(新 み や ざ き)
20 番	蓬 原 正 三	(自 由 民 主 党)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
23 番	押 川 修 一 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新 み や ざ き)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自 由 民 主 党)
33 番	横 田 照 夫	(同)
34 番	中 野 一 則	(同)
35 番	中 野 廣 明	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	十 屋 幸 平	(同)

欠席議員 (1 名)

19 番	星 原 透	(自 由 民 主 党)
------	-------	---------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
県 民 政 策 部 長	渡 邊 亮 一
総 務 部 長	稲 用 博 美
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	加 藤 裕 彦
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	児 玉 宏 紀
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	甲 斐 景 早 文
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	渡 辺 義 人
警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	四 本 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 高 勝 弘
事 務 局 次 長	成 合 修 稔
総 務 課 長	山 之 内 稔
議 事 課 長	武 田 宗 仁
政 策 調 査 課 長	福 嶋 幸 徳
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	前 田 陽 一

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。きょうは、1番、2番と自民党のロートルがやることになっておりまして、先にやらせていただきます。

私ども、今月16日でありましたが、防衛議員連盟で沖縄に参りました。そのとき、田中聡沖縄防衛局長が講演をされまして、そして熱く、普天間基地を辺野古に移すと、しゃべっていいぎりぎりの状況までおしゃべりをなさって、大した人だなと思って帰ってきたところでありましたが、この前、オフレコで記者団と懇談されて、私どもが酔っぱらっても口にできないようなことをおっしゃって更迭されるということになりました。多分、新聞記者が、こういうことでしょう、こういうことでしょうと誘導しながら、それにうんうんと答えたのでこういうことになったんじゃないかなと、このように思っております。非常にかわいそうな人で——定かではありませんが、一説によると、ノンキャリアでここまでこつこつと積み上げてきた人だということを知ると——本当に1人の人を殺すのに、何でもないことで殺されるんだな。職員をやめるということは殺すことなんです。すぱつと首を切られるのと一緒です。こういうことができる取材陣というのは——自分の職責をもっと考えなくちゃいけないなというふうに思った

ところでした。また、今、言葉狩り、ひどいですね。この前もそうでしたが、大震災で死んだ友達を思って、「あのばかやろう、何で死んだんだ」、こう言った。民主党の副大臣か何かでした。また自民党の大島副総裁、「問題にしくちやいけない」——だれだって言いますよ、自分の親しい人が死んだら。「あのばかたれが、死んで」と言うはずですよ。こんな言葉狩りが多くて、この日本はどうなっているんだというような気がします。

さて、さきの9月定例議会で、我が党の会長であります中野議員から、「郷土の先覚者10人の肖像画のうち上原元帥の肖像画が外されている。これはどういうことか」というような質問がありました。16年前に外されたそうですから、私も議員としてこの場におったわけなんです。全く知りませんでした。全く痛恨のきわみで、なぜえびの中野議員から指摘されたのか。都城の薩摩藩士である我々が気がつかなかったというのは本当に残念であります。

いろいろ調べてみましたら、大体わかりました。どういうことでそうなったのかというのはわかりましたが、あるクレーマーが来ていろいろとしつこく、「外せ、軍服姿は似つかわしくない。軍国主義に走るような状況の軍服姿じゃないか」というような話だったそうです。それで外されたんでしょう。何かと相談されたと思いますが、ただ一人の県民からそういうことを言われて、それを外すということ自体がおかしい。そんなことで県政を揺るがされたら大変なことになると私は思うんです。ただ、今、その方たちも定年されて安寧にお過ごしのことですから、その方たちのことをとやかく言う人はいませんが、今から、県庁の職員たるもの、そういうようなことでおどおどしたらいけない

じゃないかなというふうに思っております。

そして、この前の新聞に載っておりました。県の生涯学習課の職員のコメントとして、「先覚者としてこちらが決めたのに、外してしまうのは失礼だったかもしれない」——「だったかもしれない」——失礼ですよ。また県秘書広報課は、「再展示にはそれ相応の理由が必要ではないか」——何が必要があるかと。いろいろな電話等が来ました。これも、私は絶対この2人の職員はこんなことを言っていないと思うんです。うまく誘導されて、この辺ばかり抜き出して書かれたものだろう、大体おもしろおかしく書いておるんだらうということで、県の職員が言ったのではないと思っていますから、そのように思ってください。

それで、県民政策部長にお伺いしますが、この上原元帥の肖像画をどうされるつもりかお伺いをいたします。

壇上からの質問をこれで終わらして、質問者席から質問させていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○県民政策部長(渡邊亮一君)〔登壇〕 答えします。

上原勇作氏らの肖像画についてでございます。上原勇作氏は、都城市にみずからの蔵書を寄贈した「上原文庫」を設置しました。また、旧制都城中学校への優秀な講師招聘に尽力されるなど、郷土の青少年育成に力を注ぐとともに、陸軍大臣、元帥などの政府の要職を務めた人物でもありまして、本県の先覚者の一人であると認識しております。そのため肖像画につきましては、今後の対応を関係部局と協議いたしました結果、上原勇作氏を含めた10人の肖像画を、置県百年記念事業で作成されたものとしてより多くの県民の方にごらんいただけるよう、

県総合博物館の了解を得まして、現在、当館に展示するための準備を進めているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○中村幸一議員 早速すばらしい配慮をしていただきまして、心から感謝申し上げます。これで上原翁も浮かばれると思います。

さて、親ウナギ育成研究施設への支援についてお伺いをいたします。

10月14日でありましたが、美郷町南郷地区のNPO法人セーフティー・ライフ&リバーの親ウナギ育成研究施設の起工式が10月13日に行われたということが新聞で報道されました。河野知事も行かれまして祝辞を述べられて、世界的なすばらしいことだというようなことをおっしゃったというふうに承っております。建設地は美郷町の南郷区、旧渡川小学校校舎跡地を利用するというので、何でこんな遠いところにつくるんだらうかなと一瞬思いました。そしてまた、有名な東京大学大気海洋研究所の塚本教授が、本当にこの研究施設の所長としておいでいただけるんだらうかと思ひまして、これは見しておく必要があると思って美郷町に行きました。県庁から2時間かかりました。2時間かけて行ったら、美郷町の職員2人が待っていてくれてまして、そこからまた旧渡川小学校まで案内いただいたわけですが、それからまた20分かかりました。そういう場所で、これはちょっと宮崎から遠いなということを感じたんです。しかし、案内してくれた2人の美郷町の職員——県庁職員もすばらしい人ばかりですけれども——この2人の職員が本当にいい人たちで、私も初めて会ったんですが、長年知っているような錯覚に陥るぐらい親しくしていただいて、連れていってもらったところでした。それが非常にいいのかなと思ひましたが……。

東京大学の塚本教授が所長に就任されるわけですが、教授が会長をしておられる中国、韓国、台湾、日本の4カ国で構成する東アジア鰻資源協議会が推進している鰻川計画では、「東アジア全域に鰻川を指定、100年にわたりシラス接岸の科学的データを蓄積する。データサンプルアーカイブの構築、共有、公開。親ウナギの保護育成。河川環境の改善。ウナギのサンクチュアリとする。市民による環境保全活動の拠点とする」、このような項目を掲げて資源保護等を進めていくということで、この研究施設は東大のウナギの研究チームが主体となってやっていくと。また、宮大あるいは九大の皆さん方もお手伝いをされるということを伺いました。私は、どうしても塚本教授に1回会いたいということで会ったわけですが、それは置いておいて……。

その前に、あそこをずっと職員から案内してもらいましたけれども、渡川小学校というところは2階建てで、研究施設あるいは宿泊施設をつくるのには非常にいいところだろうと。また、校長室があつて体育館がありました。そして運動場もありました。この運動場に、フランスの画家モネの庭園を模した庭園をつくるんだと、この申請もやっているんだそうです。モネの庭園をつくるについては、フランスのほうにちゃんと許可を得ないと「モネ」という名前を使えないんだ、その辺を一生懸命やっているんですという話。これで村おこしをしたい。そして今、盛んに田んぼや沿線に菜種を植えて、最盛期には菜の花が見られるように一大観光地にしようという計画を立てていらっしゃる。この2人が一生懸命やっておりますので——ここの出身の人もいるわけですが——なぜ美郷町なのかというのがわかったのは、一つはそういう職

員が熱心に働きかけをしている、その成果かなと思ったところでありました。

私も、段取りしていただいて、11月11日、11時11分にお会いしましょうということで——全然おもしろくないですね——会いました。東京のあるホテルでお会いしたんですが、行ってみたら、新聞で見た写真の顔の人が、ジャンパー着てズックを履いて一生懸命パソコンを打っていらっしゃる。時間が来るまで待っていて、「塚本先生ですか」と話したら「そうです」、冒頭に名刺を交換して、「実は、県会議員の方にお会いするんだったら背広で来ようと思ったんだけど、今から千葉県の川にウナギの生息等について調査に行くものですから、お許してください」というような話でありました。非常にざっくばらんな方で、私みたいな素人がいろいろ聞いたわけですが、「どの辺で生まれるんですか」「ここから2,000キロ離れた遠いところで生まれるんですね」。その先生がおっしゃるのには、1970年代からずっと先輩たちが調査をやってくれたおかげだと。1回の航海で東京ドーム2杯分ぐらいの水をすくってウナギの採捕に努力をしてきた。今回見つけたというのは奇跡的で大変なことだったんだという話をされました。「しかし、先生、どの辺ぐらいのところでウナギは卵を産むんですか、交尾したりするんですか」「深海だと思ったんですが、大体200メートルの浅いところで、それも海底山脈があるところで、そしてまた新月のときにそういうことが行われる」「ああ、そうですか。しかし、ウナギというのは池におりますけれども、池でウナギの子供がかえるようなことはないんですか」「絶対ありません。全部海で生まれて帰ってくるんですよ」、こうおっしゃる。「しかし、池に大きなウナギがいるじゃないで

すか」「あれは全部川から遡上してきたやつがはって池に入ったんだ」、その証拠に、ダムなんかウナギが上るんだそうです。そういう話もされました。いわゆる人工でふ化させていく技術もできつつありますが、「えさはわかりましたか」「えさもわかりました」、プランクトンの腐ったやつの綿みたいなのを食っているらしい。そういう研究をやってみたら、それで生き延びるんだけど、やっぱり何か足りないんだ、奇形が生まれるという話で、これも研究しなくちゃならない。そのためには親ウナギを放流しないとイケないんだという話をされました。親ウナギの放流というのは遠大な構想で、日本に戻ってくるかこないかもわからないものをそういうことをされるということは、本当に世界じゅうが注目していると言っても決しておかしくないというようなことなんですね。

ところが、今回、この問題で執行部の皆さんといろいろ協議をしたんですが、河野知事が指示もされなかったんでしょう。非常に冷たい反応でした。そんなことがあるんですかみたいなことです。私も会社勤めをしていて、自分の社長がきょうはどこに行くのかな、何を考えているのかな、そういうことを考えます。測量会社におりましたが、社長が来られて、「今回このような仕事を受けたので、ちょっと単価が悪いんだけど、頑張ってやってください」「わかりました」。1カ月出張して測量しなければならないんですが、それも朝、日の出から日没まで測量をやって、夜は夜で計算をやってちゃんとやりましょう、半月ぐらいで帰ってきて会社の業績を上げましょう、こういう発想で民間の人たちはおるんです。県の職員が優秀なことは十分知っているんですが、河野知事が起工式に行かれてあいさつされて……。行かれたというこ

とは、そのような方向で我々も動いていかなくちゃいけないな、そこまでは発想が至らない。これは非常に残念。親分が動いているのに、まだ指示があるまで待っておかにかいかん。指示がある前に動くようでもなくちゃ県庁は伸びない、県は伸びない。私は今回、質問の作成に当たって、つくづくそれを思いました。これは言うつもりはなかったんです。ちょっと脱線してしまいましたが、そのように思った次第です。やっぱり知事が動いたら、次はどういう指示が来るのかな、指示が来なくても動かなくちゃいけないなというのは、県庁職員は当然理解していかなくちゃいけない。教育委員会なんかでは怒りました。「あなたたちは今から学校の校長や教頭になるんでしょう。そんな物の言い方は何だ」と言ったところでしたが、そういうことでした。

塚本先生に、「県として、産学官やらなくちゃいけないが」と言ったら、「産学は一生懸命やっています。官が、今、美郷町が一生懸命やっています」、「宮崎県は」ということは出てこなかったんです。私は、「宮崎県で何かやることはありますか。この世界的研究に対してお手伝いできることはあるんですか」と。もしこれが成功したら宮崎は潤いますよ。それを座して見ておったらいけないと思うから、わざわざ訪ねていった。先生がおっしゃるのに、「船がありますか」「ええ。船は、海洋高校が実習船で遠洋航海にハワイ沖ぐらいまで行っていますので、大丈夫じゃないでしょうか」「それを貸してもらおうと、調査して、その航海中は学生に私がずっと講義をして、学生もよくなると思うんですけどね」「ああ、いいことですね」「夏休みにはサマースクールをやって、宮崎県の子供たちに、ウナギの生態から、そして

また環境問題、そういったことをすべてレクしましょう」。そういう話をしたんですが、このおじさんは何を言うちょっとやろかという感じで聞いていただきました。「海洋高校の船も2回航海に行くので、とても貸せません。ドック入りもしなくちゃいけません」、こうおっしゃった。「ああそうですか」。きのう先生から電話が来て、「だめですよ、船は使えません。何も協力できないんじゃないでしょうかね」と話をしたら、「まだ遠いところまで行かなくてもいいんだ。シラスがずっと遡上してくる。それは黒潮に乗ってくるのか、何らか別の原因で来るかもまだわかっておりません。ですから、その近海も調査したいんですが、その船も出せないでしょうかね」、こういう話。宮崎に船があるんですね。「みやざき丸」とかなんとかいう海洋調査船か何かあるんですね。あの船を利用できるのかなと思ったんですが、なかなか固定観念にこだわられていると、貸す貸さんという問題も、「検討してみましよう。じっくり上司とも相談してみましよう。それでしかるべき手を打ちましよう」、それが本当じゃないですか。その辺がちょっと今欠けているんじゃないか。私は本当に腹が立ったから、きょうはもっともっとウナギのことを言ってまだまだ知り得たことを全部お話したかったけど、そういういきさつがあったから、あえてこんなことを申し上げました。

船のことについて、教育長、貸していただきたいとおっしゃっていますが、貸せないようですから、一応答弁してください。

○教育長（渡辺義人君） 実習船「進洋丸」を利用しての調査研究への協力ということでありますけれども、越えるべき課題として、今、議員のほうからドック入り等の御指摘もありまし

たけれども、大きな課題の一つに、長期、短期の航海実習等で、進洋丸については年間のスケジュールが非常に厳しい、余裕がないという状況があります。2つ目に、航海の安全面から現在の航路が最適と考えておりまして、変更が難しいという事情があります。3つ目には、調査船ではなくてマグロはえ縄漁を目的とした船体構造になっている、こういった越えるべき大きな課題があると認識をいたしております。しかしながら、本県の子供たちが一流の研究者の方にじかに接して最先端の研究について講義を受けたりするということは、子供たちの科学への探求心や研究への夢を駆り立てるなど大変意義があることというふうに考えておりまして、もし高校生等に対してそのような講義等の機会をいただければ、大変ありがたいと考えております。以上です。

○中村幸一議員 こういう打ち合わせの段階でのごことに時間を割いてしまいましたからあれですが、非常におもしろい話がありました。「卵から生まれてどうなるんですか」と言ったら、卵から生まれてプレ・レプトセファルス、それからレプトセファルス、シラス、黒子、黄ウナギ、銀ウナギ、どんどん大きくなっていくんだそうです。初めて知りましたが、「31個の卵を発見できたのは奇跡的だ」と、英国のネイチャーコミュニケーションズに載って高く評価されたという話です。だから、繰り返しになりますが、座して宮崎県が加勢しなかったら大変なことになるなと思います。

そこで知事、近海で調査したいとおっしゃっているんですが、みやざき丸というのがあったような気がしますけれども、その辺を都合できませんか。やっぱり検討するんでしょうが、検討されますか。

○知事(河野俊嗣君) まず、少し整理をして答弁させていただければと思います。

本県は養殖ウナギの生産量全国第3位ということでございます。また最近、天然のシラスウナギの採捕量が大変少ない状況にもございますので、東京大学、国の研究グループが産卵場の特定などや種苗生産技術の開発を進められているのは大変意義深いことであるということで、注目をしております。こういう研究施設が、しかも中山間地域で廃校の施設を有効活用されるということで、大変意義深いものと思って、私も起工式に参加をさせていただいたところがあります。地元の担当者、NPOの代表者の方、それから塚本教授からもそれぞれ話を伺ったところでございますが、具体的に県のほうに対してこういうことをしてほしいというのは、この段階ではお話を伺っておりませんでした。ただ、お話を伺っておりますと、質問議員は県で何かできますかという積極的な問いかけをされて、いろんなお話がなされたということでございます。

県としてはこれまで、ウナギの資源保護を目的としまして、採捕量や採捕時の気象データの提供などを通じて国などの研究グループに協力するとともに、採捕量の定量的な把握や資源の効果的増殖手法の検討など取り組んでおるところでございますが、塚本教授らの研究に県としてどのような貢献ができるのか、今後ともしっかりお話を伺いながら、できることをしっかり見きわめて対応してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 今おっしゃったように、非常にシラスウナギが枯渇していますよね。2008年には1,430キロあったものが、2009年には545キロ、2010年には422キロと激減している。これは

ジャポニカ種に限らず、アンギュラ種とかロストラータ種というのがあるらしいですけども、世界的にそういう状況だという話も聞きました。ですから、やっぱりこちらからも働きかけて——知事も起工式でああいう立派なことをおっしゃったわけですから——やっていただきたいなど。

まだやるつもりだったけど、時間がないので次に行きます。知事は、11月定例会冒頭に提案理由説明の中で、「今回の66回国民体育大会において本県が久しぶりに20位台という成果をおさめた。個人もそうだし、団体もそういうふうに努力していただいた。非常にありがたかった」という話をされました。そして、宮崎県で行われてから大分たちまして、あと15年たったら宮崎県の順番になるんです。鹿児島県はことし10位ということで、内々に内定があって、10年後ですから準備をしなさいという内示を受けているんですね。我が県では15年後にある。そしてまた準備も急々にはできないだろうから、準備をしていかなくちやいけないうらうと思えます。その中で、私が回りくどいことを言うのは、何を言っているかということ、宮崎県に都城、宮崎、延岡3つの都市がありますが、都城だけ、全天候型のトラック、それから50メートルのプール、体育館もいいのがないんです。箱物は原則凍結するというものでありましようが、15年後を見据えてそろそろ準備も進めておったらどうかと私は思うんです。

県会議員になって20年余になります。ずつとこの県議会に携わって、延岡、宮崎に比べて、何と予算を都城地区に落とさないものかよとずつと思っております。県病院もない都市。平成19～23年の5年間を調べてみましたら、宮崎地区に488億3,019万円、延岡地区に316

億2,970万円、都城地区には237億8,635万円しか投下されていない。延岡地区と都城地区の差が78億4,335万円ある。そのぐらい都城をほったらかしておるわけです。であれば、やっぱり同じく税金を払っている県民としては非常に不平等である。我が田に水を引くようですが、ちゃんとしてもらわんと困る。同じ税金を払っていて、これだけ延岡との差があるというのは許せないと思ったので、早く都城にもそういったものをつくっていただきたい。そしてまた、先ほども都城商工会議所から電話が来て、やろうじゃないか、こんなに虐げられた我が都城だったら、むしろ旗立てて回ろうじゃないかという話でしたので、そういうことのないようにしていただくとありがたい。

それから、病院のプロパー化のことについてであります。病院は苦しい経営を続けてまいられました。最近の第1期5カ年計画が22年度で終わり、業績も非常によくなってきました。これはひとえに、病院局の皆さん、各病院の皆さん、医師、看護師、またスタッフの皆さんが一致協力して取り組んでこられたおかげだと思います。局長も非常に御苦労されたことも十分承知しております。だけど、この前の厚生常任委員会で私は申し上げました。「院長先生、事務局長が3年どころころ交代して、それで満足な病院経営ができますか」と言ったら、先生ははっきり答えられた。「それは長くおってもらったほうがいい」、とおっしゃったんです。局長も聞いていらっしやいましたね。だから、今からもう一つ病院局が伸びるには、31名県職員がおりますが、どんどんプロパーに変えていくんです。そして、病院局長は院長とともに一生懸命病院再建に取り組む、そういうことも打ち出していないと、一生懸命やられたんだか

ら、これから伸びようと思うとそれしかないと思いますので、ぜひそれをやっていただきたい。そして当分は局長を公募にして、それからどんどん育てていけばいいじゃないですか。いかがでしょう。

○病院局長（甲斐景早文君） 現在、各県立病院の事務局長を初めとする事務職員につきましては、職務の内容や適性、経験、さらには各県立病院長の意向等も踏まえまして、経営感覚に富む人材や病院勤務経験者などを、知事部局からの交流により、議員御指摘のとおり、3病院全体で31名配置いたしまして、病院運営のかなめとして重要な役割を担ってもらっているところでございます。御質問にありましたように、事務職員のプロパー化につきましては、平成25年度に経営形態の検討を予定していることありまして、県立病院経営を取り巻くさまざまな経営の変化を踏まえながら、その効果や課題等について慎重な検討が必要ではないかと考えているところであります。今後とも、病院現場の意見を踏まえながら、事務局体制の専門性の強化など対応できるものにつきましては適切に対応してまいりたい、このように考えているところでございます。

○中村幸一議員 今の答弁では、余りやりたくないというようなニュアンスですよね。ただやっぱり、3年行って、半年か1年目は勉強です。2年、3年目に事務局長としての仕事できて、はい、さよならと、3年でかわる。もちろん事務局長で行く人は県庁でも優秀な人が行くのは知っています。だけど、私が知っている民間の医者と事務長は何十年も一体となってやっているんです。この前、一緒に飲んで語りました。「いや、うちの事務長がおってくれるから、私は安心して仕事に没頭できます」、ま

た事務長も、「いや、私は先生のおっしゃったことをまっしぐらにやっていくだけです」。こういう連帯感がなければ赤字になるんです。民間はつぶれるんです。だから私は、プロパー化して、事務局長は院長と一体になって長く病院経営に当たって病院をよくしていただきたい、こういうことを言っているんです。ぜひ検討してみてください。

それから、皆さんは保護司という仕事を御存じかどうか知りませんが、私は保護司を35年ぐらいやっています。殺人を犯した人、あるいは覚せい剤で病んでいた人、いろいろな人を見てきました。その中で、研修会があるということで、10月の26～27日に山口県的美祢市に行ってきました。今回は調査に行ったんですが、美祢市に何しに行ったかという、PFIの刑務所ができています。刑務所に――初犯の人ばかりですが――最初は男性500名、女性500名、そしてPFIですから、国から120～130名、200名ぐらいは民間の近辺の人たちが働いていらっしやる。そこの地産地消で全部賄っているということで、2,500～2,600人の人たちがそこにいらっしやるわけですから、その町は非常に潤う。そういうことなんです、全国からも、刑務所が足りないからうちというのはあるらしいですけども、この美祢市だって、企業誘致に造成した土地で、どこも企業が来なかったのでそういう誘致策をとったと。我が県もそうですね。企業誘致をしているけど来ないところがある。そこを利用したらどうかという話なんです。それを誘致する気持ちがあるかどうか、県民政策部長。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 刑務所の誘致についての御質問でございますけど、刑務所の誘致については、広大な遊休地の活用が図られ

るというメリットもあります。また、必要な生活物資の調達、あるいは職員とその家族の定住をもたらす、こういう高い経済効果が見込まれることも考えられます。それで、今御紹介がありましたように、これまでも県外の市町村による誘致活動が行われ、また実現しているところもあります。ただ一方で、社会的不安や治安悪化への懸念などを理由に地元住民の反対運動が展開されるケースも多いと聞いているところでございます。この種の誘致につきましては、総論賛成、各論反対といったケースになりがちでございます。そういった点からも、まずは誘致に当たって、実際に刑務所が設置される地域の住民が刑務所のもたらす影響をどう評価するのか。そしてさらに、それをもとにした地元市町村の意向が何よりも重要であると考えております。以上でございます。

○中村幸一議員 行ってみると塀がないんです。三重に電氣的な設備で脱走できないようにされている。今おっしゃった安全かどうかということですけど、安全な証拠に、正門の前に幼稚園がある。子供たちが歓声を上げてそこで過ごしているんです。そういうところでした。だから、安全性の面についてそんなに問題ないと思っています。

はしょっていきます。時間がありませんので……。視察を終えて、車中で初めて自己紹介がありました。ある女性の方が、「きれいな花が咲いていましたね。あの花を見ながら、この受刑者たちは何を考え、何を思うんでしょうね」と泣きながらおっしゃった。感性の豊かな方だなと思ったんですが、その感性豊かな方をもう一人訪ねました。長門市の仙崎に向かいました。ここに26歳の若さでこの世を去った金子みずずさんがいらっしやる。この方のところを訪

ねたわけですが——もう時間がないのではしよりますが——こういう題の詩を書いているんです。「大漁」といいます。「朝焼小焼だ大漁だ大羽鱈の大漁だ。濱は祭りのやうだけど海のなかでは何萬の鱈のとむらひするだろう」。本当にこういう殺伐とした時期であるからこそ、思いやりを持って接しなくちゃいけない。このとき、最近の記事で、「お茶くみ社員」とか「お茶くみ職員」とか、あのようなぎりぎりの差別用語を使って書いた人がおりましたが、思いやり、そして人を思う心があれば、こういうことは書けないだろうなと思いつつながら視察を終えて帰ってきたところでした。

以上で質問を終わります。(拍手)

○外山三博議長 次は、福田作弥議員。

○福田作弥議員〔登壇〕(拍手) 河野知事に質問をするのは、知事御就任後初めてであります。もっとも、副知事をされているときに一度だけ質問をいたしました。誠実で丁寧に問題意識を持って答弁される姿を、今思い出しております。そのときの質問がきょうの質問とほぼ同じ趣旨であります。何回も何回も海上物流問題を取り上げますのは、本県の最大のネックであります大消費地圏から遠隔地であるというハンディを、どうにかして少しでも克服したいという私の長年の思いからであります。河野知事は、私が本県の農畜産物の物流に密接に関係するようになりまして、既に5番目の知事になります。河野知事は、本県の農畜産物物流の関係で一番熱心だなど、副知事時代の答弁から感じました。

東国原知事以外は、残念ながら鬼籍にお入りになっております。過去の知事を振り返ってみますと、全力で海上物流の構築に当たられた、そして大きな実績を残された知事、努力はされ

たが、経済状況の激変のために新しい物流方式が実現せず、また運航中のフェリーも休止となり、後退の状況の中退任された知事、あるいは、短期の在任期間であったために、思いはあったかもしれませんが、全く取り組みをされなかった知事、当時の記憶が脳裏をよぎります。しかし、5人目の河野知事は、まだ就任早々、なおかつ47歳という新進気鋭の知事であります。さらに知事は7年にわたり本県に、総務部長、副知事、知事とポストはかわりましたものの重要ポストに在籍されており、本県物流の問題を熟知されていると思います。半世紀余、本県が取り組んできている海上物流の問題、シンクタンクなどによる各種調査研究や関係団体を含めての物流対策推進本部の設置などは、今日まで莫大な費用と時間をかけて実施されておりますが、最終的には方針の判断ができずに現在に至っております。この問題を解決するだけで、私の試算では年間10億円近い物流コストの削減ができると考えます。さらに、環境禍のCO₂の削減にも大きく貢献できるのであります。デフレ経済下、本県の経済的メリットは大きいのであります。北海道で就航している貨物専用のローロー船と同程度のものであれば、京浜航路がデーリー就航をやめた時点、そしてまた全面運航休止に至るまでのトラック陸路での運賃差で、とっくに2~3隻の船が購入できる計算になるのであります。以上申し述べましたが、河野知事に首都圏の海上物流の再構築について基本的なスタンスをまずお聞きし、以下の質問につきましては質問者席よりしっかりとお尋ねしたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

物流に対する県の取り組みについてであります。大都市から遠隔地にある本県にとりまして、議員御指摘のように、低コスト、大量輸送が可能な海上輸送などの充実による物流の効率化は大変重要な課題であると認識しております。京浜航路につきましては、ローロー船「南王丸」が油津・細島港と東京港との間を週2便運航しておりますが、このローロー船の細島港寄港は、平成17年のカーフェリー航路休止を受けて県が働きかけを行った結果、実現したものであります。また、宮崎・細島港と大阪の堺泉北港との間を週3便運航しておりますローロー船「はっこう21」が、平成21年4月から堺泉北港で大王海運のローロー船と接続をいたしまして、間接的にはありますが、本県と京浜地域を結んでいる、そのような状況にあるわけでございます。御指摘のように、京浜航路の増便、新規航路の開設というものは、本県産業の振興にとって非常に重要なかぎになるというふうに考えておりますが、現在のところ、従前からの課題であります、特に下りの荷物は、必要な貨物の確保が困難な状況もございます。さらには燃油価格が高騰しているような状況で、新規航路等の開設は大変難しい状況にあるものと認識しております。引き続き、物流効率化支援事業などによる荷寄せへの支援でありますとか、企業誘致等による新規貨物の創出に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福田作弥議員 お答えを聞いておりますと、事務方がつくった原稿をお読みになったようであります……。実は、お手元に資料を配付いたしております。今、知事が答弁された内容が記載してあったんですが、私の質問には直接関係ありませんでしたから削除いたしましたら、

下のほうに、総合交通課資料をもとに私が作成したことになっております。それはそれでいいでしょう、削除したんですから。

私は、今日までの本県の海上物流、特に首都圏の問題について振り返ってみたいと思うんです。昭和46年に日本カーフェリーが就航しているんです。これは、よく私がお話をしますが、海上物流のお手本にいつも北海道を見るわけがあります。北海道の炭礦汽船が本県に会社を設立したものであります。その後、本県の海上航路の経緯の資料に掲載されておりますとおり、順調な運航がなされたわけでありました。当時、これは大ヒットの海上物流、旅客と貨物をあわせ持つ機能を持っておりましたから、評価も国内、内航船では非常に高いものがございました。

しかし、その後、経済情勢が大きく変化をした。その変化とは何か。まず、本県の新婚旅行を中心とした観光ブームが過ぎ去った。当時のカーフェリーはお客を乗せることを主流にして、その運賃収益を主に、それに付加する形でトラックの積載運賃をいただいていたわけですが、これがうまく機能しなくなった。県もそのときは気づいたんです。20年近く順調に運航されておって、満船状態も続き積み残しもあった。しかし、気づいた時点でこ入れをすればよかったと思いますが……。そこでちょうど登場しましたのがテクノスーパーライナーです。皆様のお手元に配っています資料の最後に載せていただきましたが、T S Lの誘致運動がございました。ちょうど川崎航路が曲がり角に来たときに、このテクノスーパーライナーが国の施策から登場してきたわけです。このとき、私どもは既存のフェリーのことをすっかり頭から脱落させてしまって、T S Lの構想に飛び

乗ってしまった。これが宮崎県の海上物流のボタンのかけ違いの始まりかな、こういうふうに私ども県議会も反省しているんです。当時、知事がいつもこの本会議場で、「関東平野の農業を宮崎で」というキャッチフレーズを繰り返し繰り返し発言されました。私はまだ脳裏から離れません。あれが成功していればすばらしいものでありました。宮崎一京浜間を8時間で結ぶデーリー運航です。そして、宮崎で収穫した農畜産物を東京市場で翌日販売できる、そういうシステムを構築しようというものでありましたから、それはすばらしいものでありました。テクノスーパーライナーの誘致期成同盟会もつくられまして、一生懸命やりました。1回だけ宮崎港にも試験就航してきましたから、歓迎の意味で、知事以下みんな議会の関係者は出迎えたんです。しかし、残念ながら実現しませんでした。その後、私はこういう問題を数回、本会議で指摘をしましたが、いつまでも知事初め県当局は、やっぱりTSLにこだわられた。これも私はまずかったと考えております。

そこでお聞きしたいのでありますが、今、執行部は30年前と同じような答弁をされるわけがあります。私は当時から、帰り荷については心配していたんです。北海道のお手本を調査しましても、関東からの帰り荷にはやっぱり心配があるんです。しかし、みずから帰り荷をつくるんです。例えば自動車の積載からシャシー積載に変えて、帰りに空のシャシーを積載貨物とする、これも一つの手ですね。それから今、物を大事にする時期でありますから、ワンウエーの容器を数回繰り返し使えるものにするとか、そういう考え。場合によっては、長距離フェリーは南九州と北海道しかないわけでありまして、これをうまく組み合わせて、北海道、東北

の物流を関東で中継するとか、いろんな考えがあつてしかるべきだと思います。

私は10何年間、理屈をお聞きしてきましたが、まず先頭に立って県が引っ張っていく姿を見せてほしい、こういうふうに感じております。総合物流課がありますが、今までの流れをずっと見ておりますと、結局、安き方向に流れるんですね。先ほどの知事が答弁されました南王丸につきましても、これは王子製紙の8割スペースチャーターの船なんです。県が誘致したところじゃありません。王子製紙のチャーター船なんです。2割残っている部分を私どもが使わせてもらうということでもありますから。この際、知事がやるかやらないかはっきりしないと、関係団体、関係者は困っているんです。今度の知事はやってもらえるだろうなと思いますが、知事の正直なところを自分の言葉でお答えになっていただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今のやるやらないという御指摘は、新規航路の開設ということかと思えます。これは、先ほど答弁申しましたように、荷寄せにつきましても、県の事業なり事業者への働きかけに取り組んでおるところでございますが、なかなか難しい状況がある。それから、燃油価格の高騰というものが、さまざまな会社にとっても、新規航路の開設に踏み出すには難しい状況だということでございます。今後の経済状況の好転を期待しつつというところではありますが、そういったものを見ながら判断せざるを得ないのではないかと考えております。現時点では、新規航路の開設というのは非常に難しいものと認識をしております。

○福田作弥議員 前回の答弁からしますと随分後退いたしました。宮崎県の経済的メリットを考えますと、ぜひ取り組んでほしい大きな課

題の一つであります。忘れないでいただきたい
と思います。

次に移ります。観光スポット、地域地産地消
の核としてファーマーズマーケットを、これも
長年私が訴え続けてきている案件であります。
この議場でファーマーズマーケットを質問した
のは私が最初だと思います。平成4年でした。
そのときの質問のきっかけは、リゾートと
ファーマーズマーケットを組み合わせる宮崎県
の観光の核をつくろう、そういう気持ちから
やったのでありますが、全く反応がありません
でした。当時、企画調整部長や農政水産部長か
ら答弁いただいておりますが、「先進地の事例
を調査し、関係市町、関係団体とも研究してみ
たいと思います」——関心がないですね。そこ
できょうは、まずファーマーズマーケットに対
するイメージを、関係します農政水産部長、商
工観光労働部長、教育長——教育長は後でもよ
ろしいです。県土整備部長、イメージを聞か
ないと答弁がちぐはぐになりますから、まずお聞
きしたいと思います。

○農政水産部長(岡村 巖君) ファーマーズ
マーケットについてでございますが、欧米で人
気のファーマーズマーケットは、地元の新鮮で
安価な農産物を売る店が所狭しと軒を連ね、中
には趣向を凝らしたカフェレストランや音楽な
どのイベントが行われるなど、地域住民を初め
観光客にも人気の施設も多いと伺っております。
まずはそのようなイメージを持っております。

また、本県では農産物直売所のイメージがご
ざいですが、現在、本県の農産物直売所の数
は、県民の地産地消の理解の高まりの中、県独
自の支援策も講じてきたことにより、個人や団
体等の多様な運営形態において約150件に達し、

年間1億円以上売り上げている施設も着実にふ
えております。これらの農産物直売所は、とれ
たての地域色豊かな農産物の提供のほか、各種
イベントや農作業体験等を通じた都市住民との
交流の場や、少量多品目を生産する高齢農業者
や女性の活躍の場、また地域情報発信の場とな
るなど、生産者と消費者とのきずなを深めると
ともに、農村地域のにぎわいを創出し、活性化
にもつながる大変有意義な施設と考えておりま
す。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 全国の
ファーマーズマーケットの中には、農産物の直
売所だけでなく、加工施設、レストランやカ
フェ、さらには温泉などを併設した複合施設が
見受けられ、ショッピングや地元ならではの
「食」の楽しみ、あるいは野菜収穫の体験など
もできるといったことから、地元住民のみなら
ず多くの観光客が訪れている事例もあると伺っ
ております。このようなことから、ファーマー
ズマーケットは観光面からも魅力的なスポット
になり得ると考えております。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 県土整備部
に聞かれるのは、恐らく、市街化調整区域にこ
ういう大きな施設ができないかという観点でと
思いますので、そういう視点で答えさせていただきます。

市街化調整区域につきましては、建物の建築
など市街化を抑制すべき区域でありますので、
ファーマーズマーケットの設置に当たりまして
は、道路や公園等の基盤整備とともに、建築物
の用途などを定めた一定区域の地区計画として
都市計画決定するか、あるいはまた個別に開発
行為の許可を受ける必要がございます。県とい
たしましては、まちづくりの主体であり、これ
らの権限を有しているのは市や町となりますの

で、そういったところから協議がありました場合には、地域の実情等に十分配慮しながら適切に対応したいと考えておるところでございます。

○福田作弥議員 それぞれイメージについてお答えを賜りました。前回の質問からすると随分、内容を研究、調査いただいていると感謝をいたしているわけではありますが……。

今、我が国においてファーマーズマーケットは1兆円産業になりました。本県でも小さいのを合わせますと100億内外売上金額があるかと思うんですが、1兆円産業ですね。私は農水省の資料を見たんですが、農家の総産出額が8兆5,000億円ですから、1割を超えているんです。本県は、全国有数の農業県であり、しかも、観光が衰退したとはいえまだ観光県なんです。しかし、不思議なことに40万の人口の県央部にこれがないんです。なぜできないか——それは、それをつくろうとする人がいないからだろうとおっしゃるんですが、たくさんいるんです。ところがなかなかできない。先ほどの県土整備部長の答えにもかかってくるし、後からもお聞きしますが、このファーマーズマーケット、これからの農業の高齢化等に向けて、それから宮崎県の県央部の観光スポットとしてなければならぬ施設だと、他県の状況から見て考えます。私は、福岡県、和歌山県、愛知県この3つの施設を見てまいりました。なかなか苦労があったようですが、完成した暁にはすばらしい実績が上がっております。ぜひ私はつくってもらいたいと思うんです。

そこで、ファーマーズマーケットの効用等については、それぞれ関係部長から御紹介がございましたけれども、やはり小規模農家対策、これはT P Pの問題も絡んできますが、高齢化の

農家の対策、あるいは、「ファーマーズ」とついていますから農業だけではだめですね。やはり漁業者とも手を組む、あるいは観光業者とも手を組む、そういう姿が私の視察したファーマーズマーケットにはございました。今はやりの農商工連携、6次化のいわゆる具体例のようなものでしょうか。「6次化」という表現が適切かどうかはわかりませんが、そういう効用を見て取りました。

そこで農政水産部長、今、適切なファーマーズマーケットに対するイメージを申されましたが、そういう問題でまだ市町村からの相談はないですか。農水部長のところは、まず最初に農地法の問題がありますよね、ファーマーズマーケットを設置する以前に。それから設置の問題ですね。商工のほうはその次でしょうけど、農水部門が解決してから初めて県土整備部のほうに行く。そして最終的には知事の許認可でありますから、農地は今、4ヘクタールまでいきますね、農政局が合い議すれば。最後は知事です。その辺はどうですか。農水部長、相談はあっていませんか。

○農政水産部長（岡村 巖君） 現在のところ、具体的な相談というのは承知しておりません。

○福田作弥議員 農水部長に相談がないということであれば、市町村段階、特に土地利用規制の段階で門前払いを食っているんですね。大体こういう施設は、各県の事例を調べますと、最初、門前払いをするんです。最後に決断しているのは知事なんです、どこも。福岡でも聞きましたよ、知事。その当時の福岡の農政部長は宮崎におられた方が農政部長で行かれていたようではありますが、私は名前も知りませんし顔も知りませんからお会いしませんでした。その開設

者に聞きましたら、知事が最終的に判断したと。でありますから、ぜひファーマーズマーケットを——全国的には1兆円産業でありまして、宮崎県の高齢化した農業の再生につながると思いますから——実現してほしいと思うんですが、その前に、まず農振の解除、農地転用許可、そして開発許可について農水部長に、それからもう一回、そういう相談が来たら、開発等の問題について県土整備部としてしっかりと受けとめるかどうか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農地に建設する場合の規制ということでございますけれども、大型のファーマーズマーケットにつきましては、農畜産物以外の物産販売、また観光施設の設置なども想定され、これらは農用地区域内においては農業用施設等として認められないということになりますので、農振除外及び農地転用の手続が必要となります。また、2ヘクタールを超える大規模な施設の場合には、国と事前協議などを行うこととなっております。県といたしましては、大型のファーマーズマーケットの建設については、地域の農業振興の観点も十分踏まえながら、市町村や関係機関と十分協議して、適切に対応してまいりたいと考えております。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 議員から紹介がありました他県の事例でございますが、市街化調整区域内に大規模なファーマーズマーケットと思われる施設が設置されている事例がございます。ここにつきましては、詳細は確認できておりませんが、開発行爲の許可基準である都市計画法に基づきまして、開発区域周辺の市街化を促進するおそれがない開発行爲として、建築物の用途等を限定した条例を定めて許可をさ

れたというふうに聞いております。この許可についてであります、許可権限がいろいろございまして、県が持っておりますのが国富町、門川町のエリア、それ以外の宮崎市、延岡市、日向市につきましては、それぞれの市が地域のまちづくりの方針に基づき、計画地周辺の市町村への影響を考慮して、地元の合意形成を図った上で制定するという事になっており、最終的には市町村の意向が大事でございますから、そういったところと十分協議を進めてまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 そういう問題が現実には相談として上がってきたら、関係部長、そして最終的には知事の判断であります、しっかり受けとめていただけるでしょうか。知事、最後に。

○知事（河野俊嗣君） ファーマーズマーケットという施設は、議員も御指摘されましたように、農商工連携なり6次産業化というような効果、また先ほど農政水産部長が答弁したようなさまざまな効果が期待できるのではないかと、大変意義深いものであると考えております。小規模なものは県内にも幾つかできております。また最近では、都城インターをおりたところにもそういったような施設ができたところでございますが、今後、具体的な案ができましたときには、その開設場所とか規模、どういったような構想なのか、その内容をよく吟味した上で、先ほどるる説明がありましたようなさまざまな法的規制もございまして、関係機関とも前向きにいろんな調整をしてまいりたい、そのように考えております。

○福田作弥議員 ありがとうございます。

次に進みたいと思います。「フードビジネス」という言葉が最近はやっていますね。6次化、農商工連携も関係してまいりますが、私は

この前の特別委員会で、県民政策部長から宮崎県の産業構造についての説明を受けました。なかなか適切な分析をされているなど感心をしたのであります。そこで、以前から私はフードビジネスについての関心を持っておりまして、農業県の宮崎が、食品のいろんな素材を持っている宮崎県が、どうしてこんなに素材だけで県外出荷しておるんだらうかと考えておりました。TPPの問題以前に、口蹄疫絡みでようやく冷凍野菜等のフードビジネスのはしりみたいなものができまして、今議会にも、続いて、西都のジェイエイフーズと規模が変わらないようなものが、今度は、長年県がもてあましておりましたフリーウェイ工業団地に民間サイドで立地すると、大変いいことだなと見ておるわけでありませう。

そこで、この段階まではそう大きな付加価値あるいは雇用は創出されないと考えるんですが、基本的な宮崎県の農業産出額3,000億円余です。しかし、食料品製造業出荷額で見ますと2,500億円内外。お隣の鹿児島、ちょっと宮崎よりか農業県のボリュームが大きいんです、農業産出額が4,000億台ですから。4,000億で食料品製造業出荷額が6,000億台、大きいですね。宮崎は農業産出額に対するパーセンテージでは80%台、鹿児島は150%台、大きな差があるんです。この辺からも、きょうは県民政策部長にひとつ、この辺の数字を精査したものを、もう一回本会議で説明いただきたい、そのように考えておられます。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 本県の産業構造を見ますと、先ほど議員がおっしゃいましたように、農業産出額が全国第5位となっている一方で、これがうまく食品製造業に結びついていないために、その出荷額で、議員から御紹介

がありました、農業県である鹿児島の約半分、それから、例えば佐賀県の農業産出額は1,274億円でございます。ところが、食品製造業の出荷額は2,940億円で宮崎より上でございます。いわゆる農業産出額が宮崎県の3分の1程度なのに、食品製造業は宮崎を超過しているというような実態があるわけでございます。それで、本県の強みであります農林水産業をベースに、加工や製造、流通・販売、各分野が効果的に今後連携し、総合的な食料供給産業として本県のフードビジネスを振興して、本県の産業振興をますます図っていく、これは何よりも重要であると考えております。本県ではアクションプランを策定しました。この中でフードビジネス展開プログラムを重点施策と位置づけておりまして、地域の特徴を生かすとともに、産業間の有機的な連携を進めながら、県内各地で総合的な食料供給産業を展開していくこととしておりますので、今後とも積極的に事業推進を図っていききたいと思っております。以上でございます。

○福田作弥議員 大変心強い意見の開陳だと見ております。そこで、直接の関係部長、農水部長のお持ちの農政分野で、フードビジネスの展開をどのようにイメージされているのかお聞きしたい。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の豊富な農水産物を活用し、農水産業者と食品企業とが連携いたしまして新商品の開発や販売に取り組む、いわゆるフードビジネスを展開いたしますことは、本県経済の発展に大きく資するものと認識しております。このため農政水産部といたしましては、地域農水産業者の新たな事業アイデアの掘り起こしや食品企業とのマッチング機会の確保、また食品企業のニーズに対応する加工・業務用野菜の生産振興、さらに、みずから

加工や販売の分野に参入する農業法人等に対して専門家が具体的なアドバイスを行う体制の整備や、機械・施設の整備に対する支援など、積極的にさまざまな支援策に取り組んでいるところでございます。このような取り組みを通じまして、本県農水産物の生産から加工・流通に至るまでの一連の高付加価値化をさらに強化いたしまして、農業・農村における所得や雇用の確保を図ることで、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 オーソドックスな答弁をいただきました。私はもう少し具体的な踏み込んだ個別の品目からお答えが出るものかなと考えておりました。もう少しという感じがいたしますが……。

そこで副知事——副知事は農水省で食肉行政に携わってこられましたね。日本の国内の食肉行政を実質的に取り仕切るポストにおられました、食肉鶏卵課長ですから。グローバル、そしてまた国内を全部見て、畜産県の本県でフードビジネスの展開としてはどういう可能性を——全く新しいところからぽっと宮崎県の副知事に就任いただいたわけですから、河野知事がそれを期待して招聘されたかもしれません。お聞きしたいと思いますが、副知事。

○副知事（牧元幸司君） 議員から御指摘ございましたように、フードビジネスの展開というのは本当に重要だと思っております。一つには、消費者にとっても非常にメリットがあるということでございまして、食料の安定供給とか豊かな食生活の面でももちろん貢献はございますし、また関係部長から今御答弁申し上げましたように、地域経済の牽引役としても極めて重要ということでございます。とりわけ1次産業が基幹産業である本県にとりまして、フードビ

ジネスの展開というものは非常に大きな役割を果たすわけでございまして、その中で畜産というお話もあったところでございます。畜産については、言うまでもなく本県農業の生産額の過半以上を占める基幹的なものでございまして、畜産の面でもフードビジネスへの展開を図ることが非常に重要でございます。特に口蹄疫からの再生・復興というものが本県の非常に重要な課題になっているということでは言をまたないわけでございますけれども、口蹄疫からの再生・復興を果たす上でも、畜産のフードビジネスの展開というものは必要だと思っております。

これは、これまでもいろいろと言われてきたことでございますけれども、具体的には、畜産の中でも特に低価格部位——牛、豚でありますとももとか肩、あるいは鳥でありますと胸肉、——にいかにか付加価値をつけていくのかということが非常に重要ではないかと思っております。このような面も含めまして、本県のフードビジネスの展開を積極的に推進すべきであると考えてございます。

○福田作弥議員 特に畜産分野のフードビジネスの強化については御期待をしたい、こういうふうに考えております。

そこで知事には——けさでしたが、「新たな成長産業化への挑戦」、これを見たんです。七次の農業・農村振興長期計画。知事のあいさつ文書をぽっと読みました。文章に書いてあるんです。「本県農業を雇用と付加価値を創出し続ける産業としていく」、知事が文面にびしっと位置づけをされております。具体的に知事としても構想をお持ちで立派な冊子のあいさつ文を書かれたと思いますが、お話をいただきたいと思います。構想をお聞きしたい。

○知事（河野俊嗣君） フードビジネスの一連

の御質問でございます。議員、冒頭の御指摘にありましたように、農業産出額と食料品製造業の出荷額の九州各県においての比較という意味でも本県がおくれをとっているというところ、今後、非常に努力の必要なところではありますが、一方で伸び代があるという見方もできるかと思っております。農業・農村振興長期計画におきましても、「儲かる農業」を目指していくんだという方向性の中で、農商工連携、6次産業化をしっかり進めていく、その上でフードビジネスの展開を図っていくというのは重要な柱としておるところでございます。今後とも積極的に、本県のまさに強みを生かすという意味で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○福田作弥議員 ぜひオール県庁でフードビジネスを展開していただきたいと思っております。

最後になりましたが、TPPと本県農業であります。これは昨日、我が会派の山下議員に知事が非常に詳しく答弁されていますから、それと重複を避けたいと考えております。

TPPがどうなるか定かではありませんが、しかし、最悪の事態を考えて対策を打っておることは本県農業の強化につながるという観点から、いろんなことを思い起こしました。まず本県は、口蹄疫で、さらにTPPでダブルパンチの状況にあるんです。しかもTPPで一番影響を受ける畜産、そしてまた並んで本県の主力のハウス園芸、果樹等、県内経済に2,400億円程度の影響があると言われております。18年前、細川総理のとき、未明に総理が記者会見されまして米の自由化を発表されました。「ミニマムアクセス米受け入れ自由化」というのが正しい表現だと思いますが、あれ以上の農政上の激変があると考えております。しかし私は、知事のT

PPに対する考え、態度は立派だと思います。ことしの9月議会の答弁から、そしてまたTPP参加阻止大会のあいさつ内容を聞いていまして、一步踏み込んでおりましたから、知事の腹は座ってきたな、大丈夫という考えであります。知事の腹が座るということは、宮崎県一丸となってTPP対応をやっていくということでもありますから。

そこでお尋ねしたいんですが、今、大きくTPP問題で言われています全国レベルの問題も無視はできませんが、宮崎県の農業ということを考えてほしいと思っております。畜産とハウス園芸、この2つでほぼ100%に近いですね。これを考えますと、競合相手はどこかといったとき、今、畜産以外は余り表に出ていませんが、豪州だろうと思っております。米——宮崎県の早期水稻の田植え時期に向こうは収穫期です。大干ばつだからないだろうとおっしゃいますけれども、私は現地を見てまいりましたが、腰を抜かさばかりの状況です。一時期、干ばつで衰えておりましたが、また息を吹き返しそうであります。それからハウス園芸——宮崎県のハウス園芸、施設園芸で暖房が要る時期に、向こうは露地でいろんな野菜や果実ができます。まだ国内人口がオーストラリアあたりは少ないですから、余り大々的に栽培されていません。自国2,000万人ぐらいの人口でしょうか、それに合わせた生産だそうですが、いよいよTPPが締結をされますと、それが一挙に怒濤のごとく日本に入ってくる。ちょうど宮崎から大消費地市場に持っていく時間で、今、ローコストキャリアですか、格安航空貨物が飛んでまいります。これを考えますと、大変な事態だと思います。もう一つ、野菜ではニュージーランドもあります。ここはほとんど日本の商社が資材あるいは種苗を持ち

込んで開発輸入の実験が終わっております。この2つをしっかりと踏まえて、畜産とハウス園芸に対する対応をやってもらいたいと思うんですが、主管の農政水産部長にお願いしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県は、温暖な気候を生かすとともに、畜産や施設園芸などの集約的な農業の振興に取り組み、農業産出額で全国第5位の食料供給県に発展してまいりましたが、今後のTPP協定交渉の動向が不透明である中で、農業大国であるアメリカやオーストラリア産の農畜産物には到底太刀打ちできないのではないかと考えております。こうした状況におきましても、基本的には、本県農業がこれまで培ってきた技術やノウハウ等を最大限に生かして、本県の土地、また気象条件に最も適した農業を積極的に展開し、輸入農畜産物との差別化を図っていく必要があると考えております。例えば、地域の実情に即して農地の集積や機械の導入を進め規模拡大によるコスト低減を図ることや、本県が全国に誇る残留農薬の検査体制を生かした安全・安心を確保すること、さらには、6次産業化により県産農畜産物ならではの新商品の開発を進め高付加価値化を図ることなどが考えられるところでございます。しかしながら、仮に関税撤廃となった場合、これらの対策のみでは本県農業が壊滅的な影響を受けることが予想されますので、政府に対しましては、国民的な議論を踏まえた慎重な対応を求めたいと考えております。

○福田作弥議員 私が現地を見て考えましたことは、米でも野菜でも畜産でも全部、日本の商社、種苗メーカー、日本人が手がけておるんです。ですから実質は国内競争と同じなんです。つぶさに調査されまして、この対応を固める必

要があると思います。特に食肉については、日本に入っている豪州産は全消費量の50%近いです。そのまた半分以上を日本の商社が現地で肥育して出している。こういう件、牧元副知事は農水省におられてよく御存じだと思います。本県の黒毛和牛を中心とした畜産がこれに太刀打ちできる方策を、恐らく中央省庁におられたときからいろんな思いをめぐらされていたと思いますが、ぜひ宮崎県においてこれをやっておこうということがあればお聞きをしたい。

○副知事（牧元幸司君） 本県の農業については、先ほど議員が御指摘のとおり、畜産とハウス園芸が非常に重要だと思います。ただ、本県の畜産については、全国ではもちろん、肉用牛にしても養豚にしてもブロイラーにしてもトップレベルということでございますけれども、先ほど農政水産部長から御答弁申し上げましたように、国際競争力という点からするとまだまだ課題が多いというのは事実だと思っております。

そういう中で、具体的な対応としてどういう対応があるのかということでございます。もちろん、安全・安心を確保する、コスト低減するというのは当然でございます。加えまして、先ほどのフードビジネスの議論とも重なりますけれども、付加価値をつけていくことが非常に大事ではないかと思っております。畜産の面について言えば、先ほどもちょっと申し上げましたような、低価格部位を中心にいかに付加価値をつけていくかということだと思っております。その面では、本県におきましても既に幾つか各地において取り組みがあると承知をしております。さらに、口蹄疫からの再生・復興というような面でも新しい動きが出てきていると承知をしておりますので、そういう新しい動きをぜひ

後押しをいたしまして、本県の6次産業化とい
いましょうか、付加価値をつけることについて
積極的な展開を図っていききたいというふうに考
えてございます。

○福田作弥議員 ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後1時0分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開
きます。

次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) それでは、
早速質問に入ります。今回は4つの項目につい
て質問をさせていただきます。

まず、前回の6月議会の質問に引き続き、観
光資源の磨き上げについて質問いたします。

宮崎の観光は、古くは新婚旅行のメッカとし
て多くの県外観光客が訪れ、本県経済の牽引力
となった時期もありました。また、近年、特に
冬の温暖な気候に恵まれた環境を活用し、プ
ロ野球やゴルフなどのスポーツキャンプが年々
盛んになり、テレビやスポーツ紙に取り上げら
れる場面も多く、観光宮崎のイメージは全国に
認識されているものと思っておりましたが、先日
出されました統計データを見てみますと、県外
観光客の推移は、21年度を10年前と比較する
と、約100万人減少の440万人、観光消費額は190
億円減少の567億円であり、統計上は決してよい
とは言えない数字であります。スポーツキャン
プは、団体数、人数ともに増加傾向にあります

が、スポーツキャンプの誘致をめぐる各県との
競争は激化しており、今後、厳しくなることが
予想されます。21年度の延べ宿泊者数も243万人
泊と、全国38位という状況にあります。さら
には、本県では、昨年の口蹄疫、鳥インフルエ
ンザ、新燃岳の噴火の影響による大きな打撃も加
わり、観光関連業界の苦悩はいかばかりかと大
変心配しております。この状況を打開するた
めには、ここで何としても観光再生への積極
的な施策を打つ必要があるのではないでしょ
うか。

6月議会でも話をさせていただきましたが、
ミシュラン・グリーン・ガイドブックに本県が
取り上げられ、神話や歴史などの宮崎県に本
来ある観光資源が高く評価され、さらには、九
州では本県だけがミシュランマンによるプレゼ
ンテーションを企画するなど、大きな話題であ
りました。これまで以上に、宮崎ならではの魅
力を生かした観光地づくりに取り組んでいけ
るのではないのでしょうか。また、ここにきて
特に驚いたのは、日本最大級のファッションイ
ベントである「東京ガールズコレクション」の
開催にこぎつけたことでもあります。この東京
ガールズコレクションは、特に20代前後の女
性に絶大な人気を得ておりますが、12月23
日にシーガイアでの開催となりました。主に
東京を中心に開催され、本県以外では名古屋
と沖縄でしか開催されていません。北京やパ
リでも開催されるなど、海外からの注目度も
高く、パリコレクションをしのぐ勢いで、外
務省や観光庁も後援するなど、日本を挙げ
てクールジャパンを発信しようとしているプ
ロジェクトであります。このように、「宮崎恋
旅」とのコラボをきっかけに、東京ガールズ
コレクションをターゲットに絞り込み、本県
開催誘致に成功するなど、本県の積極的な
観光戦略が見てとれますが、宮崎観光再

生の観点から、本県の観光振興のあり方についてのお考えを知事にお伺いいたします。

後は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

観光についてであります。本県は、豊かで変化に富んだ自然、日本発祥にまつわる神話や伝説、豊富な食、そして一年じゅうスポーツが楽しめる環境など、多彩な観光資源を有しております、それぞれ高いポテンシャルを持っているものと考えております。これら本県観光の優位性を生かし——以前、新婚旅行という話もございましたが——今の時代状況に応じた観光客のニーズを踏まえながら、現在、体験型観光資源を活用しました「ゆっ旅」や、マリンスポーツを体験する「波旅」、さらに恋や愛にちなんだ神話スポットなどをめぐる「恋旅」、この「三旅」を推進しております、観光客の誘客に努めているところであります。このうち、宮崎恋旅につきましては、その切り口のおもしろさが、今、御指摘のありましたような東京ガールズコレクションの主催者の側からも高い評価をいただきまして、今回、宮崎での大規模イベントの開催が決定するなど、大きな広がりを見せているところであります。ただ一方で、このガールズコレクションの開催を契機に、先日、恋旅をめぐる県内外の関係者との意見交換の場にも出たんですが、特に県外の関係者からは、まだまだ恋旅をめぐるPR、県外に向けての発信が足りないのではないか、県内部にとどまっているんじゃないかというような厳しい御指摘もいただいたところでございます。こういった声もしっかり受けとめながら、また、先日、台湾、香港等を回ったときに、国外から見たとき

の宮崎の観光の魅力というものも、新たにいろんな気づきがあったところがございます。観光というものは、宿泊、飲食、それからお土産などの物産振興という幅広い経済効果も期待できますし、本県のイメージアップ、また、受ける我々の側の地域の活力、元気にもつながる大変幅広い効果のあるものだというふうを受けとめておるところでございます。口蹄疫の影響等によりまして、厳しい状況も見られるところがございますが、より柔軟な発想を持って新たな挑戦をしていくんだと、そのような心がけで観光振興に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 ありがとうございます。恋旅の県外、国外での認識については、まだまだこれから努力していくというお話でございました。よろしくお伺いいたします。

そこで、宮崎の観光を売り出す新たな商品として、県内の縁結びスポットなどを活用し、20代から30代の女性をターゲットにして、宮崎恋旅プロジェクトを一昨年よりキャンペーン展開していますが、具体的にはどのような取り組み、商品開発をしているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 宮崎恋旅は、ただいま議員からお話がありましたように、本県独自の恋や愛にちなんだ神話等を活用して、主に女性をターゲットに本県への誘客を図ることを目的として、21年度から取り組んでいるものであります。具体的には、県内24カ所の縁結びなどにゆかりのある神社等をめぐる周遊企画や、旅行会社等が造成する「宮崎恋旅」をテーマにした旅行商品への支援を行いますとともに、全国に対して情報発信を行うため、メディアや企業等とタイアップしたPRなどに取

り組んでいるところであります。また、民間事業者などから構成される「恋旅スイシン委員会」で出された意見をもとに、民間においても、県内の飲食店等による宮崎恋旅と関連づけたグルメやお土産の開発、ホテル・旅館による宮崎恋旅を使った宿泊プランの造成等が行われているところであり、いわば恋旅ブランドが本県観光の新しい顔として次第に定着しつつあると考えております。以上でございます。

○松村悟郎議員 さて、繰り返しになるかもしれませんが、東京ガールズコレクションが宮崎で開催されることは本当に驚きであります。皆様に配付の資料をごらんいただきたいと思いますが、東京ガールズコレクションの公式ホームページからの抜粋であります。12月23日開催の宮崎恋旅サポートのイベント案内が出ております。その下に、北京やパリなど海外での過去の開催と、さらに下の方には、パートナー企業として、そうそうたる企業とともに、我が宮崎恋旅も掲載されております。そして、何といてもその下、外務省や観光庁までがサポートしております。まさに、国を挙げて、日本のアパレルやファッション、文化を海外に売り込もうとしていますし、アジアを初め世界が注目するエンターテインメントであると思います。裏をごらんください。裏にはたくさんの過去の開催が入っておりますが、東京ガールズコレクションは、これまで代々木体育館や埼玉アリーナなど東京を中心に開催されてきました。今回の宮崎開催は——名古屋、沖縄は特別枠でございましたが——まさに地方開催としては初めてと言ってもいい開催ではないかと思っております。このように、世界へ発信する東京ガールズコレクションをよく引っ張ってこられたと思います。誘致に当たった職員チームの企画力・営業力は本当に

大したものだと、私は思っております。なぜこの宮崎で開催されるのか、どのようにして誘致できたのか、その経緯について商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 東京ガールズコレクションは、日本最大級のファッションイベントでございまして、20歳から30歳代の女性を中心に絶大な支持を受けているものであります。このように、東京ガールズコレクションのターゲット層が一致すること、それから強力な情報発信力を持つことに着目いたしまして、昨年の3月からコレクションの運営企画会社と接触を開始したところ、運営会社さんのほうからも宮崎恋旅の取り組みを高く評価していただき、宮崎恋旅との連携が実現したものであります。その第一弾が、昨年9月に口蹄疫からの復興支援として行った東京ガールズコレクション会場内における宮崎恋旅のブース出展でありまして、その後、本年3月、それから9月にも同様な取り組みを行う中で、今回の宮崎開催につながったものであります。

○松村悟郎議員 若い女性にたくさん来県していただきたいとの思いだと思いますが、この東京ガールズコレクションとコラボすることで、宮崎恋旅の誘客戦略にどのような効果があるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 東京ガールズコレクションにつきましても、イベントの開催時だけではなく、ウェブ、雑誌等で情報を提供するなど、強力な情報発信力がありますことから、本年4月から9月にかけて、宮崎恋旅とのコラボキャンペーンを実施したところであります。このように、ターゲットとする誘客層に直接訴えることができる東京ガールズコレクションと連携することによって、宮崎恋旅の認

知度が高まり、女性を中心とした新たな観光客の誘客が進んだものと考えております。

○松村悟郎議員 私には高校3年生の娘がおります。先日、インターネットの前にずっと座っておりました。何をしているのかと思ったら、インターネットで先行予約のための予約どりというんですかね、それをやっていました。この東京ガールズコレクションの先行チケットというのがあります。5,000人規模のビッグイベントなんですけど、わずか5分で完売です。娘も残念ながらとれませんでした。娘の友達にはとった子もいましたけれども、なかなか手に入らないプラチナチケットになっているようでございます。この圧倒的な人気のイベントでございますけれども、今回開催ということですが、来年、再来年、引き続き開催できる、このようなことは県としては考えられているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 今後につきましては、まだ決まっていないところでございます。まずは、今月のイベントの成功に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 恋旅、最後でございますけれども、宮崎恋旅プロジェクトでは、若い女性の恋心をくすぐるような新たな観光ルートが提案されていますが、実際に来県されるお客様により満足していただくためには、それぞれの観光スポットのさらなる磨き上げや宮崎オリジナルの「食」、お土産の開発なども必要であると思います。その取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 宮崎恋旅におきましては、現在、24カ所の恋旅スポットから5つのルートをモデルコースとして設定

し、市町村等とも連携しながら、観光地の周遊促進に取り組んでいるところであります。また、県内の飲食店等では、宮崎恋旅と関連づけたグルメやお土産の開発など、取り組みの輪が広がっているところであります。また、先般、100人を超える関係者の方々が集まった、先ほど知事のお話にもありましたような「宮崎恋旅サミット」が宮崎市で開催されるなど、官民の垣根を越えた盛り上がりが見られるところであります。今後とも、市町村や民間事業者等と連携を深め、本県観光の新しい顔として、さらなる磨き上げに取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 よろしく願いしておきます。

次に、同じく観光についてであります。西都原古墳群についてであります。宮崎県には2,000基の古墳があります。そのうち約6割が県央部に集中しております。小丸川、一ツ瀬川流域の茶臼原古墳群、新田原古墳群、持田古墳群、川南古墳群などですが、中でも国指定特別史跡の西都原古墳群は、300基以上の古墳が集中して分布する日本有数の史跡だと思います。周辺の自然景観との調和も配慮され、整備も行われてきております。毎年100万人近い観光客が訪れる宮崎県を代表する観光地ともなっておりますが、西都原古墳群の歴史的価値や観光資源としての位置づけや取り組みについて、商工観光労働部長及び教育長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 西都原古墳群は、全国最大規模の古墳群でありまして、特別史跡公園として整備されておりますことから、悠久の歴史や古代ロマンを身近に感じられる歴史文化遺産として高い評価を受けておりま

す。また、その周辺には、約2,000本の桜のほか、菜の花、ヒマワリ、コスモス等が植栽され、年間を通じた花の名所として、年間100万人近くの観光客が訪れる、本県を代表する観光地の一つでございます。このため、県といたしましては、歴史観光や教育旅行等の促進のための貴重な観光資源として、国内外に向けて積極的な情報発信を行っているところでございます。

○教育長（渡辺義人君） 西都原古墳群は、昭和9年に国の史跡に、さらに昭和27年には特別史跡として指定されております。また、古墳群としては、全国でも2例しかない貴重な特別史跡でありますとともに、我が国における古代史を解明する上においても重要な遺跡と考えております。県教育委員会といたしまして、昭和40年代には、「風土記の丘保存整備事業」によりまして、土地の公有化や墳丘の復元など、史跡公園としての基盤を整えてきたところであります。また、平成7年度からは、国の補助事業を活用した史跡整備を実施し、遺構を保存するための覆屋の建設や、鬼の窟古墳や100号墳など、発掘調査の成果に基づく古墳の保存・修復を行ってきたところであります。

○松村悟郎議員 西都原古墳群の中でも、特に際立つ価値を持つのは男狭穂塚と女狭穂塚ですが、男狭穂塚は我が国最大の帆立貝形古墳であります。また、女狭穂塚についても、九州最大の前方後円墳であります。それにもかかわらず、本当に残念なんです、樹木に覆われて、その姿、全容を見ることができないのであります。西都原古墳群は日本を代表する古墳群だと思いますし、宮崎県内ではナンバー1の観光資源だとも思います。そこで、男狭穂塚、女狭穂塚の整備あるいは調査はどのようにされてきたのか。また、その結果をどのように公開して活

用されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 陵墓参考地であります男狭穂塚、女狭穂塚の調査につきましては、宮内庁の許可を得て測量や地中探査を行い、議員のお話にもありましたように、男狭穂塚が日本最大の帆立貝形古墳であることや、女狭穂塚が九州最大の前方後円墳であることが解明されるなど、貴重な成果を得ることができたところであります。男狭穂塚、女狭穂塚の調査の成果につきましては、報告書を作成いたしまして、市町村教育委員会はもとより、県内の図書館や資料館などに配付いたしますとともに、西都原考古博物館におきまして、男狭穂塚、女狭穂塚の大型模型や地中探査の成果をわかりやすく展示公開しているほか、県民を対象とする講演会を行うなど、広く県内外への公開、活用に努めているところであります。以上です。

○松村悟郎議員 男狭穂塚と女狭穂塚は、御陵墓参考地ということでございます。そこで、宮内庁で管理されているということですので、去る10月26日、自民党会派の商工観光部会の5名で宮内庁に行ってまいりました。御陵墓参考地を所管する宮内庁書陵部の岡部長に直接お会いすることができ、西都原古墳群の男狭穂塚、女狭穂塚の歴史的資源の活用について意見を交換させていただきました。宮内庁では、御陵墓については、鎮守の森として、あるいはあるがままの姿として管理するという、基本的な御陵墓の管理のあり方についての御意見でございました。また、下刈りや除間伐は継続して実施していくということでもございました。このような意見をいただいた中ではありますが、本県としては、男狭穂塚、女狭穂塚の取り扱いについて、宮内庁に対して、これまでどのように働きかけ

を行ってきたのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 宮内庁は、陵墓参考地について、今お話がありましたように、その静安と尊厳の保持を管理の基本とされておりますことから、陵墓参考地内への立ち入りや樹木の伐採については、大変厳しい状況でございます。しかしながら、県教育委員会といたしましては、男狭穂塚、女狭穂塚につきましては、西都原古墳群の中でも中心的な古墳であり、南九州の古墳時代や日向古代史を理解するためには、その調査は欠かすことができない重要なものであると認識いたしておりました。このために、宮内庁に対しまして、事業の目的や古墳群の保護・継承を行ってきている地元の状況のほか、県が実施してきました古墳群保存整備事業の実績などを説明し、協議を進めてまいりました。その結果、宮内庁として、これまでの実績や調査の意義を最大限に御理解していただきまして、陵墓参考地としては、まさに特例中の特例として、昨年度まで実施してきた測量や地中探査につきまして、全国で初めて許可をいただいたものであります。以上です。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。西都原古墳群の中心にあるこの巨大な古墳の姿が見えないというのは、本当に残念であります。宝の持ち腐れになるのではないのでしょうか。男狭穂塚、女狭穂塚の樹木を全部伐採することは、そのすばらしさを認識させ、観光資源としての価値も高まると考えております。そのために、知事を先頭に宮内庁へ陳情活動を行っていくお考えはないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この西都原古墳群の位置づけの重要性、また、男狭穂塚、女狭穂塚の重要性については、今、説明答弁を申し上げた

とおりでございます。この活用について大変興味を持っておるところでございますし、以前、外山議長と意見交換をしましたときにも、この伐採という案に大変強い関心を示しておられたところでございます。私もぜひ現地へと思ひまして、先日、西都古墳まつりのとき——これは1年で唯一、一般開放されるということで、何十メートルか立ち入ることができるわけでございますが——私も参りまして、自然豊かな静ひつな中に独特の雰囲気があるすばらしいところだというふうに受けとめたところでございます。そのときに、男狭穂塚、女狭穂塚を管理されるのが、京都にあります桃山陵墓監区事務所でありまして、その所長さんが現場に来ておられました。その所長さんに対しまして、県民の間から有効活用に対する強い声があるということをお申し上げたんですが、先ほど言いましたような静安と尊厳の保持を基本とした管理ということで、大変ガードがかたいところがございました。樹木の伐採等は大変困難な状況ではないかと考えておりますが、西都原古墳群のすばらしさというものを国内外に発信し、本県における貴重な観光資源としての活用にも寄与できるような環境整備を何とか図ることができないか、機会をとらえて、アイデアを練りながら働きかけをしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。積極的な観光戦略をよろしくお願い申し上げます。

次に、西都・児湯の地域振興対策についてありますが、高鍋町にあります持田古墳群に隣接する県の観光遺産である高鍋大師は、今回の口蹄疫復興ファンドを活用した地域振興対策の取り組みで、一帯を花木で飾る花守山事業をスタートさせ、さらなる交流人口をふやすための

観光資源の磨き上げを図ろうとしております。そのほか、西都・児湯地区でも復興ファンドを使った地域振興への取り組みがなされようとしておりますが、そのほかの地域での取り組みについて、その考え方について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 西都・児湯地域におきましては、域内市町村が協議に基づき、地域活性化の目標といたしまして、「地域資源を生かした産品・拠点づくりによる交流人口の拡大」という統一コンセプトを定めたところがございます。具体的な取り組みといたしまして、高鍋町の花守山整備事業や都農町のにぎわい拠点整備事業などの各市町村の地域資源を活用した事業を実施することとしており、口蹄疫復興財団といたしましては、各市町村から提案のあった事業に対して、運用型ファンドにより助成することとしております。また、統一コンセプトの実現に向けては、各市町村の取り組みが有機的に結びついて、より大きな相乗効果が得られることが重要でありますので、地域内の関係者が一体となって、広域的な連携を企画・実施するような取り組みに対しても支援を予定しているところであります。今後とも、市町村や関係団体等と緊密に連携を図りながら、運用型ファンドによる支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松村悟郎議員 地域の連携というのは本当に大事だと思います。そこで、10月20日にルピナスパークで開催されました東児湯鍋合戦、これは4回目の開催になりましたが、今回は東児湯5町以外にも、西都市や北浦町、そして米沢市などからも参加した11チームで競い合い、2万人以上の来場者がそれぞれ自慢の鍋を堪能し、大変好評だったということでした。主催する

「ひがしこゆ観光ネットワーク」は、児湯5町の新たな観光ルートづくりを手がけるなど、地域連携に果たす役割は大変大きいと思っております。そこで、ひがしこゆ観光ネットワークの成果や課題、それからこれからの役割について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 「ひがしこゆ観光ネットワーク」につきましては、平成19年の設立以来、地域一体となって、東児湯鍋合戦を通じた食と農の情報発信やモニターツアーの実施など、幅広い観光振興策を展開されております。特に、先ほどお話がありましたルピナスパークで開催された先日の鍋合戦では、過去最高となる2万2,000人の人出でにぎわい、地域の魅力発信に大きな効果があったものと考えております。東児湯地域における広域観光の推進に当たりましては、これまで以上に各市町村の観光資源を広域的に結びつけ、面としての広がりや奥行きを持たせることが課題でありますことから、地元において多様な観光メニューの提供や観光客受け入れ体制の整備に向けた一層の連携強化を図ることが重要であると考えております。

○松村悟郎議員 今回の鍋合戦では、本当に多くの来場者でにぎわったルピナスパークでありました。このルピナスパークも、1年を通して十分な活用が図られているのか、そして観光拠点としてこれまで多々課題があるのではないかと思います。その課題と今後の活用について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業科学公園「ルピナスパーク」は、平成9年の開園以来、気軽に農業を楽しんでいただける場、また農業を通じた憩いの場として、多くの県民の皆様にご利用いただいておりますが、一方で、利用者

の伸び悩みや一部施設の利用休止などの課題もございいます。このため、ひがしこゆ観光ネットワークと連携するとともに、ボランティアの皆さんとも協働しながら、地域と一体となった魅力ある公園づくりを目指して、鍋合戦や親子で楽しむ食農教室、ぶどう収穫体験などの食と農に関するイベント等に積極的に取り組んでいるところであります。今後とも、地元市町村や関係団体との連携をさらに密にしながら、農業・農村の理解促進を図る施設としての機能を十分活用し、児湯地域の魅力ある観光の拠点となるよう努めてまいりたいと思います。

○松村悟郎議員 西都・児湯地区でも、それぞれの地域復興対策がなされようとしておりますが、今お話がありましたように、都農の一の宮神社周辺の道の駅にぎわい拠点整備事業なども、まさに、それぞれ交流人口をふやし、観光振興を図ろうとする事業だと思っております。これらの事業が効果的に進むためには、さらなる広域ネットワークが必要だと思っております。連携して取り組む仕組みづくり、これが必要だと思っております。先ほど述べましたが、その観光の中心となるのは西都原古墳群だと思っておりますので、どうぞ西都原古墳群の磨き上げをよろしくお願いいたします。

次に、農業再生への課題と対策についてであります。

昨年の口蹄疫発生後、農場の再開がスタートして約1年を迎えようとしております。口蹄疫からの復興に向けて、一歩ずつ前進しているところですが、被害農家の畜産経営再開も依然6割を切ったところにあります。まだまだ病気や畜産物流通などへの不安、そして原発事故に伴うセシウム汚染問題で牛肉価格が低迷しているなど、再開できない理由の一つではないかと思

います。県は、農商工連携による新たな産業づくり、園芸作物など畜産以外の農業育成などの施策を進めるとしてはいますが、具体的にはなかなかその姿が見えないところであります。また、家畜伝染病に関しては、リスクの高い季節を迎えようとしておりますが、知事は6月議会の私の質問に対して、「工程表に基づき、全国のモデルとなるような新しい畜産の構築を進めていく」と強く答弁されました。そこで、「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づいた復興対策の現状認識と今後の対応について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 口蹄疫からの再生・復興、さまざまな課題に取り組んでおりますが、その中でも、畜産・農業の復興というものは、大変大きな重要な柱ということで、市町村、関係団体、農家の方と一体となって、工程表、それから指針に基づいて取り組んでおるところでございいます。しかしながら、口蹄疫の終息宣言から1年がたった時点で、畜産経営の再開状況は、農家の戸数で57%程度ということで、まだまだ道半ば、課題が残っているという状況でございいます。経営を再開しておられない畜産農家の中には、さまざまな畜産を取り巻く状況の中で、再開時期を見きわめておられる方、あるいは耕種への転換を考慮しておられる方など、さまざまな方がおられますので、引き続き、農家個々の実情を踏まえた、きめ細かい支援・指導に取り組んでまいりたいと考えております。また、JA経済連が整備しました冷凍野菜加工施設を核とした付加価値の高い土地利用型の農業でありますとか、6次産業化などの推進に向けた取組み、これも着実に一歩一歩進めていく必要があるかと考えております。今後とも、畜産農家の皆様に寄り添いながら、市町村、関係

団体と連携しまして、再生・復興方針に掲げました「全国モデルとなる畜産の再構築」「産業構造・産地構造の転換」という目標に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 防疫についてお伺いします。市町村や関係団体との連携した地域防疫体制の整備状況と、6月議会でも質問しました特定疾病フリーの取り組み状況、さらには安全な畜産地帯を守るための常設消毒ポイント、畜連など家畜が集合する施設の防疫機器の整備状況、そして今後の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） まず、地域防疫体制の整備でございますが、県といたしましては、全国モデルとなる畜産の再構築を図るため、市町村や関係団体等と連携を図りながら、家畜防疫員による畜産農家の全戸巡回や全市町村を対象とした家畜防疫演習、並びに県・市町村家畜防疫連携会議を開催するなど、地域防疫体制の強化に向けた取り組みを進めているところでございます。そのような中で、常設消毒施設の設置につきましては、どのような車両を対象とするのかや、効率的な設置場所、継続的に活用するための運営主体のあり方などの課題について検討がなされているところでございます。また、家畜市場など多くの畜産関係者が集まる施設での消毒体制につきましては、地域段階で検討していただくようお願いをしているところでございます。次に、特定疾病フリーの取り組みといたしまして、まず豚につきましては、生産者が中心となった「西都・児湯新生養豚プロジェクト協議会」が主体となり、オーエスキー病やPRRSのない清浄地域づくりを進め、生産性の向上が図られているところであ

り、さまざまな課題はありますが、今後の展開に期待をいたしております。一方、牛のBLにつきましては、地域の状況に応じて、どのように対策を進めていくかについて、各地域で検討を行っていただいております、これを踏まえて、今後、検査等を進めていくことになると考えております。以上です。

○松村悟郎議員 生産者段階における防疫意識の啓発、そして畜産農家への立入検査についてであります。先日、御報告もあったようでございますが、畜産職員まで家畜防疫員として投入し、鋭意努力されていることは敬意を表するところであります。しかし、多くの県職員を投入したとはいえ、1万1,000戸を対象とした検査と指導でありますから、大変大がかりな業務であると思います。県や案内役を担う市町村の関係職員の本来業務がおろそかになるのではないかと私は大変心配しておりますが、その状況について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県では、工程表において、農場防疫を強化する観点から、今年度、農場全戸巡回を実施することとし、7月から家禽999戸、牛9,122戸、豚513戸の巡回調査・指導を行っているところであり、来年3月までには終了したいと考えております。初めての全戸巡回調査であり、また農場数も多いことから、家畜保健衛生所の獣医職員に加えて、緊急的に県の畜産技術職員等を家畜防疫員に任命し、市町村の協力を得て巡回を実施しております。本来の業務に加えての調査であり、担当職員の少ない市町村にあっては、負担が大きいなど、業務的には厳しいものがあると認識しておりますが、農場防疫の強化のために取り組んでいるところでございます。なお、本年10月に改正された国の防疫指針においても、原則として

年1回以上、立入検査を実施することとされたところではありますが、来年度以降の調査について、どのような形で実施するかについては、今年度の実績や課題などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 1年に一度、大変な検査でありますけれども、その効果というのにもいささか疑問を感じる場所もございます。現実には、私が6月に指摘した事案についても未解決のままも聞いております。生産段階での防疫は、経営者みずからが、みずからのために徹底すべきものであります。一方で、地域全体に負の影響をもたらす危険性もあります。早急に改善できるところは、財政的な助成措置も講じて、徹底して防疫措置をするべきだと思います。ほとんどの農家の皆さん、ほとんどの方がまじめに防疫体制づくりをされている、それが経営者だと思います。しかし、もしできない経営者は、畜産業界から退場願うことも必要だと思います。そのような意味から、日本一を誇れる家畜防疫体制を構築するため、6月に指摘したように、強制力のある宮崎県独自の遵守規定を定める必要があるのではないかと考えておりますが、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本年10月に制定された新たな飼養衛生管理基準では、ウイルスを農場内に持ち込ませないための農家みずからが遵守すべき基準として、牛22、豚24、鶏25の項目が定められたところであり、県では、この基準に基づき、独自にチェックシートを作成し、農場巡回調査時に徹底した指導を行っているところでもあります。なお、農場において、これらの飼養衛生管理基準の遵守違反が認められた場合には、県は家畜伝染病予防法に基づき、指導・助言、勧告、命令を行うこととされてお

ります。また、家畜の飼養衛生管理状況等に問題があり、口蹄疫等の発生予防、蔓延防止のための措置を適切に講じなかったと認められる場合には、手当金等の不交付、減額があるとされたことについても十分周知を図る必要があります。したがって、まずはこれらの取り組みを市町村や関係団体と連携して推進し、防疫対策の強化に努めてまいりたいと考えておりました。その成果や課題等も踏まえた上で、県独自のルールの必要性について研究することになると考えております。以上でございます。

○松村悟郎議員 畑作関係について質問いたします。再生・復興方針では、畜産の再開に加え、畜産と耕種のバランスのとれた産業構造の構築を目指すということから、露地園芸等への転換、さらには6次産業化、農商工連携の推進と農業構造の転換を図るとしております。そのエンジン役となるのが、西都市に立地した冷凍野菜工場の稼働でございます。その稼働状況と加工向け露地野菜の作付状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) まず、8月に竣工しました冷凍加工施設の稼働状況でございますが、現在までに、里芋228トン、コマツナ52トン、ゴボウ19トンの加工処理を終了したところでございます。また、当施設の中心品目となりますハウレンソウは、加工処理を11月21日から開始したところであり、来年4月までに2,500トンの加工処理を行う計画であると伺っております。次に、作付状況でございますが、現在、当施設向けのハウレンソウの作付面積は、県内で約165ヘクタールが確保されており、そのうち約8割に当たる136ヘクタールが児湯地域で作付されています。県といたしましては、今後とも、冷凍加工施設を核とした土地利用型野菜の新た

な産地づくりや農業経営の安定向上に取り組み、畜産と耕種のバランスのとれた産地構造への転換に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、JTによる廃作奨励に応じて、宮崎県では1,475ヘクタールあった作付地のうち713ヘクタールが廃作になり、西都・児湯地区においても、174戸あった生産農家のうち140戸が廃作を選択し、324ヘクタールあった作付地のうち255ヘクタールに作付されない状況となりました。葉たばこ農家の廃作によって生じる大規模な転作については、具体的な作付転換の方向や計画を伺っておりません。県としてはどのような対策を打とうとしているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 葉たばこ廃作農家の転換の方向性につきましては、廃作農家に対するアンケート調査の結果を見ますと、転換品目として露地野菜の希望が多い状況にあります。県といたしましても、廃作農地の有効活用や転換品目の販売先の確保、さらには冷凍加工施設を核とした6次産業化の推進等を図る観点から、加工・業務用を中心とする土地利用型野菜の振興を進めていきたいと考えております。このため、農業改良普及センターを中心とした技術・経営面での継続的な支援や大規模な畑作経営モデルの実証展示圃の設置、省力化を目的とした機械化一貫体系の導入促進等に取り組む、廃作農家の円滑な経営転換を支援してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 また、全体の8割、たばこの生産が減少すると、これまで乾燥調整などに利用されていた共同乾燥施設の運用あるいは統合整理という課題が出てきます。生産者だけでは大変対応が難しいと聞いております。この件についての対応状況について、農政水産部長にお

伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今回の廃作は、過去に例のない大きなものとなることから、共同利用施設の再編が地域の大きな課題となっているところがございます。このため、県といたしましては、地域の関係機関・団体で構成する「葉たばこ構造改革支援緊急プロジェクト会議」をそれぞれの地域に設置いたしまして、関係農家の意向を踏まえながら、施設の統合や不要となった施設の売却等、具体的な施設の再編について、施設ごとに指導助言を行ったところであります。また、国庫補助事業を活用して整備を行い、今後不要となる施設について、県が中心となって、補助金返還が生じないよう、国と協議を進めているところがございます。今後とも、関係機関・団体と連携を図り、生産者の負担軽減が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 本当に大きく減少するとはいえ、本来葉たばこが地域農業を守る重要な農産物であることには変わりありません。また、土地利用型の農業として、安定した農業経営として農家を形成してきたのも事実であります。宮崎県も代表的な葉たばこ産地であります。難題に対応しながらも、担い手育成を中心とした対応も求められ、葉たばこ産地を維持するビジョンを示すときでもあります。葉たばこの生産を中止する経営体個々に対する支援と同様に、残ることを選択した農家に対する支援についても、県などがしっかり対応していく必要があると思っておりますが、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の葉たばこ継続農家360戸につきましては、平均年齢52.9歳、1戸当たり耕作面積が2.1ヘクタールと意欲

ある若い農家が多く、将来にわたって夢と希望を持って取り組めるよう支援していく必要があると考えております。JTにおいても、これら基幹的担い手に対しては積極的に支援していくと伺っており、買入れ価格の引き上げや災害援助金制度の見直し、生産対策助成事業の拡充等が示されたところであります。葉たばこをめぐる情勢は、製品たばこの消費減退や増税問題など不透明な状況にあります。県といたしましては、引き続き葉たばこを土地利用型の重要な基幹品目と位置づけ、JTに対して安定的な耕作面積の確保等を要請するとともに、経営安定に向けた支援策を、関係機関・団体と連携して進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 口蹄疫による経営中止農家、そして葉たばこの廃作農地に加え、再来年には埋却地の耕作再開と、多くの農地利用が課題となっています。これら農地利用とその農地での農業振興は、今年度公表された第七次宮崎県農業・農村振興長期計画では、想定外の事案と考えられます。私は、「児湯の大地に夢を！」をスローガンに、児湯地域の農業振興を初めとする産業経済の振興を進めたいと思っております。そこで、これらの課題に対する知事の認識と対応をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 畜産を取りやめたり葉たばこを廃作したりということで、本県の農業が大きな波に見舞われているという状況かというふうに思っております。これにより生じた農地を有効活用し、産地の構造転換を図り、新たな宮崎の産地づくりを進めていくということは、本県の農業を考える上で大変重要な課題であると考えております。このため、県では、JAや市町村と連携いたしまして、経営感覚にすぐれた個別経営体や農業法人、集落営農組織の

育成・確保、意欲ある担い手への農地の面的な集積による経営規模の拡大、また需要が急速に伸びつつある加工・業務用野菜の生産振興や畑地かんがい施設の有効活用による安定生産などに積極的に取り組みまして、「儲かる農業」の実現に全力で努めてまいりたいと考えております。さらに、地域の特産物に着目しまして、生産から加工・流通に至る一連の取り組みを強化する6次産業化などの取り組みによりまして、本県農業の新たな成長産業化を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、農業後継者を育成する教育機関である農業大学校と高鍋農業高校についてであります。

両校とも、口蹄疫により大変御苦労されたところだと思っております。先日、高鍋農業高校の肉牛が共進会に出場するなど、喜ばしいニュースもございました。そこで、両校の口蹄疫からの復興状況について、農政水産部長、そして教育長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業大学校では、口蹄疫の発生により牛218頭すべてを処分し、昨年度は、カリキュラム等を一部変更しながら実習を行ってまいりました。家畜につきましては、昨年11月から牛の再導入を行い、現在では155頭と、学生の実習に大きな支障がない頭数にまで回復しております。埋却地につきましても、立入防止さくを設置し、適正に管理するとともに、家畜防疫エリアの設定や本年9月には防疫更衣室を整備するなど、口蹄疫の発生を教訓にした「家畜防疫日本一の学校」を目指した取り組みを行っているところであります。また、学生たちも、東日本大震災で被災した東北の農業大学校との交流や、地域振興イベントへの参画などのさまざまな活動も積極的に行って

おり、口蹄疫からの復興は着実に進んでいるものと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 高鍋農業高校は、口蹄疫の発生により、残念ながら牛豚合わせまして335頭の全家畜を失い、生徒や職員が悲しい思いをしたところでありますが、その後の再導入により、現在では、牛42頭、豚78頭、計120頭を飼育するまでに回復いたしております。生徒たちにも笑顔が戻り、日々畜産実習に取り組んでいるところであります。また、酪農施設につきましても、ことしの6月末に新しい乳牛舎が完成いたしました。搾乳実習が再開されたところであります。さらに、家畜防疫体制の強化を図るために、車両消毒装置などの防疫施設の整備も進めてきております。こうした状況の中で、生徒たちも、お話にありましたような県畜産共進会への出場を初め、口蹄疫復興イベント等に参加したりして意欲的に学習に取り組んでおりますが、加えて、先日の学校文化祭では、牧場産の豚肉を地域の方々に販売することができるなど、復興は着実に進んできているというふうに考えております。以上です。

○松村悟郎議員 時間がだんだん少なくなってまいりましたが、次に、高鍋農業高校の牛乳加工施設の整備についてお伺いします。高鍋農業高校の牛乳加工施設は、昭和38年に学校の牧場内に設置され、生徒たちが搾った原乳を加工して市乳を製造し、高校生みずからが販売もしてきました。ところが、昨年、いろいろな理由で廃止されました。現在は、地域からの声も非常に多いんですが、本来、酪農家は自家で牛乳を製造し、そして製造から販売までの経営形態というのが今、本当に進んでいると思います。6次産業化といいますか、その効果を学ぶためにも、ぜひとも牛乳加工施設の整備が必

要ではないかと思えます。さらには、農業大学校、ここにもないわけでございます。農業大学校と連携して、共同で活用できるような牛乳加工施設ができないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 高鍋農業高校の牛乳製造につきましては、施設設備の老朽化等によりまして、平成22年4月に生産を中止せざるを得なかったものであります。議員の御指摘のとおり、農業の6次産業化を踏まえた教育に取り組むことは、農業経営者を育成する高等学校として、大変意義深いことであると考えております。そのため、現在、高鍋農業高校におきましては、自分たちで栽培したマンゴーを使ったヨーグルトやトマトを使ったケチャップ等を製造し、販売を行うなどの学習をしているところであります。今後、牛乳製造を6次産業化の教育として再導入することにつきましては、施設等の整備に多額の費用を要することも考慮しながら、教育課程上の有効性や必要性も含め、検討してまいりたいと考えます。

○松村悟郎議員 続きまして、高鍋農業高校の遊休地の活用についてであります。高鍋町の舞鶴公園に隣接する高鍋農業高校の一角に、今、遊休地がございます。この土地を活用して、観光拠点づくり、地域の案内や物産販売の施設、さらには住民の交流の場を整備し、そこを農業高校の生徒が生産物を販売する施設として活用する、それが消費者との連携、農商工連携の足がかりになると思います。そこで、農業高校の遊休地を新たな活用場として活用できないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 議員が御指摘の舞鶴公園に隣接する土地につきましては、私も実際に参りまして承知いたしておりますけれども、

高鍋農業高校の生徒の基礎的な実習を行う農場でありましたが、教育課程の変更等により、教育活動には使用しないこととなり、平成22年度までに農場内のすべての施設設備を撤去し、活用を停止しているところであります。現在では、まだ教育財産となっておりますが、今後も利用する見込みがないことから、この土地につきましては、地元自治体等の意見も伺いながら、有効活用がなされるように検討してまいりたいと考えます。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

次に、農業経営のあり方について、生産技術だけじゃなくて、収益を上げる経営力、そして6次産業化、農商工連携による経営の多角化・高度化が求められる中で、農業大学の教育の役割という必要性が出てくると思います。その農業大学の学生の最近の就農状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 農業大学の卒業生の就農状況は、過去3年間の学科卒業生168名のうち、直ちに就農した者や研修後に就農する者が86名で、全体の51%となっております。また、その他の卒業生も、農業団体や資材販売会社等に就職するなど、就農を含めた農業関連産業への従事割合は約8割となっており、本県の農業・農村の振興に大きく貢献していると認識しております。今後とも、関係機関・団体等と連携し、「就農に自信と誇りを持ち、農業に果敢に挑戦できる人材育成のための学校づくり」に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 農業大学校も、後継者を育成する本当に大事な機関だと思います。高鍋農業高校と農業大学校は、高鍋町内に位置しております。同じ農業後継者育成の教育を目指しております。先ほども述べましたが、これからの農

業の多角化や経営センスを高めるという観点からも、両校の連携、そしてさらに高度な後継者育成が必要だと思いますが、どのような連携がとられているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 連携については、本当に大切なことだと思っております。農業大学校では、農業経営者養成を教育の柱とする高鍋農業高校との連携を一層充実させるため、本年6月に両校の職員による検討会議を設置し、各種の取り組みを実施しております。具体的には、農業大学校施設を利用した園芸科1年生のバイオテクノロジー実習や、農業大学校職員による畜産科2年生を対象とした家畜防疫に関する授業などのカリキュラムの連携に取り組んでおります。今後とも、農業高校等との5年間連携教育体制の実現に向けた取り組みを進め、「たくましい実践力を備え、即戦力となる農業者の育成」に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。これからもさらなる連携を図って、いい担い手を育てていただきたいと思います。

もう時間が参りますので、あと1問だけで終わりたいと思います。鳥獣害対策についてであります。

農山村における鳥獣害対策というのは、毎年毎年、議員の皆様からも御指摘のあるところでございますが、私は沿岸部に生活しておりますけれども、少しずつ、猿、シカがふえているような状況にあります。特にことしは被害報告が多いようですが、沿岸部での被害の状況、そしてこれからの取り組みは、担当する市町村の鳥獣被害防止計画の対応が多少おこなわれているのではないかと思いますので、あわせて市町村の取

り組みの支援についても農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 農作物等の鳥獣被害は、水稻の被害が最も大きく、次いで野菜、果樹、飼料作物の順となっており、平成22年度の被害額は約2億7,000万円となっております。獣種別では、イノシシによるものが最も多く約1億円、続いてシカが9,500万円、猿が5,000万円となっております。また、近年は、西白杵等の中山間地域のみならず、児湯地域を初めとする沿岸部においても被害がふえている状況にあります。農作物等の鳥獣被害につきましては、直接的な損失のみならず、生産意欲の減退や耕作放棄地の増加につながるなど、金額にあらわれない被害も発生し、地域活力を低下させる深刻な状況にあります。

次に、市町村における被害防止計画の作成についてでございます。平成20年2月に施行されました鳥獣被害防止特措法では、市町村が被害防止計画を作成し、これに基づき、国及び県は、市町村が行う被害対策が円滑に行えるよう、財政的な支援措置等を講ずることとされております。本県における被害防止計画の作成状況につきましては、平成22年度までに20市町村で作成されており、御指摘のありました地域を含む未作成の6市町に対しましては、本年度中に被害防止計画を作成するよう指導を行っているところでございます。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。時間が参りましたので、最後に、鳥獣害対策、1年を通じて常時対応で捕獲活動ができるような専従捕獲体制の整備を要望しておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。会派自由民主党、二見康之と申します。早速ですけれども、始めさせていただきたいと思っております。

おととい29日に、私の所属しております都城青年会議所主催で、皆様御存じの東京都知事に立候補されました渡邊美樹さんの講演会が都城総合文化ホールでありました。「夢をかたちにする」という演題でのお話でした。夢をかたちにする、つまり実現していくために必要なこと、大切なことについてのお話でございました。内容としましては、第一に、まず夢を描くこと、何を実現したいのか具体的にイメージをつくることということです。次に、その夢に日付、期限を決めること、そうすることで、やらなければならないことを明確にするということでございます。そして3番目、それが決まれば最後まであきらめないで努力することというふうに、簡単にまとめますと、この3点になるかと思っております。厳しい世情の中ではございましたけれども、居酒屋を出発点としまして、そこから農業、介護、そして弁当宅配事業にも参入して成功してこられております。そこで私も大事だなと思ったことがございました。それは「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」という企業理念を掲げられていることでございます。これらのことは、政治についても同じことだと思います。私たちが住む地域社会をよくしていこうという夢を描き、それに向けて計画を立て、全力で取り組んでいくこと、そして、それは住んでいらっしゃる皆さんが本当に幸せになってもらいたいという思いで取り組んでいかなければならないこと。さきの都知事選では、宮崎にゆかりのある方もい

らっしゃいましたけれども、渡邊氏に対しまして、これからも経営者としてさらに御活躍いただきたいというふう感じたところでございます。大変いいお話を聞きまして勉強になりましたが、こういう方にはなかなかお会いすることはできませんけれども、書籍やほかの講演会に行ったりとか、いろんなところで刺激を受け、学ぶことはできます。最近、肖像画についての議論もございまして。歴史上の偉人や先祖の写真等もこれに当たるかと思っておりますけれども、これらは、先人をしのぶだけのものではなく、先人のおかげで今があるということについて感謝すること、その先人に対し恥じることのない生き方をしなければならないと自分を戒めること、常日ごろから先人に見守られながら自分を律するというような意味もございまして。肖像画の肖という字は、「あやかる」という意味がございまして。「あやかる」とは、その人のいろいろな徳について、自分もそのようになりたいという思いを込めて、いわゆる尊敬するといひますか、そういった思いが込められている言葉でございまして。そこで、知事にお伺いいたします。知事の尊敬する人物、人生の目標となるような方がいらっしゃれば、歴史上の人物でなくても結構です。どういうところにあこがれていらっしゃるのかを含めてお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わり、以下は質問者席より質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

尊敬する人物についてであります。私が政治家として尊敬しております人物は、「上杉鷹山公」と「ジョン・F・ケネディ元アメリカ大統領」のお二人であります。まず、上杉鷹山公につきましては、「なせば成る」の名言でありま

すとか、「伝国の辞」に示されました政治哲学と強い信念のもと、本県出身ながら、米沢藩主として藩政改革をなし遂げられた名君であります。その土地の出身者でなくても立派な仕事をされたということは、今の私の立場にとって大変心強く、また模範とすべき名君、郷土の偉人であると考えております。また、ジョン・F・ケネディ元アメリカ大統領につきまして、政治家として功罪いろいろ議論のなされているところでございますが、私のポイントとしましては、就任演説におけるスピーチ、名文句ですね。「祖国があなたに何をしてくれるのかを尋ねるのではなく、あなたが祖国のために何をできるのか考えてほしい」というくだり、これは今、私どもの掲げております「県民総力戦」にも通ずる、大変これからの時代を考える上で重要なメッセージではないかと考えておるところでございます。さらに加えて、昨日も議論になりましたが、没後100年を迎えられます「小村寿太郎公」でございまして。日本でもアメリカでも私の大学の先輩ということになりますし、以前、私も志しておりました外交という分野におきまして、当時、必ずしも国民世論のフォローの風ではない向かい風の中でありながら、しっかりと国益を見据え、将来の我が国のためにということで、立派な仕事をされたというふうにご覧しております。大変優秀な頭脳とともに、小柄な方でいらっしゃったということですが、諸外国を相手に堂々とした立派な仕事をされた、その胆力というものをしっかりと学んでいきたいというふうにご覧しております。こういった先人の姿に少しでも近づけるよう精進するとともに、県勢発展のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○二見康之議員 大変詳しくお答えいただきま

して、本当にありがとうございます。もうちょっと短くなるかと思ったんですけども、尊敬する人物がいるということは本当に大切なことだと思います。目標とする方がいらっしゃる、そういったことがあるからこそ、人が見ていなくても自分を律することができるんじゃないかなという一つの人生訓といいますか、そういったものにつながるのではないかなというふうに感じております。

次に、知事は、東京大学を御卒業されて自治省に入省され、今は宮崎県知事となられていますが、国家公務員であったころと、県知事、政治家となられた今、職務職責が変わられて、それにより、人生観、価値観などが変わったところがあったんじゃないかなというふうに思うんですけども、どのようなことを感じていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 少しでも自分の思いを伝えよう、カラーを出そうと長い答弁になってしましまして、恐縮でございました。

知事就任以前も、国家公務員として、また総務部長、副知事として、国民の、そして県民の皆様のために職責を果たしてまいったところがございますが、選挙で選ばれ、政治家、知事という立場になりますと、やはり県民の皆様といういろんな形で接する機会、意見交換、対話をする機会もふえます。より県民の皆様の思いや暮らしというものを身近に感じるようになったというふうに受けとめております。例えば、よくタクシーに乗っております、タクシーの運転手さんから、「最近、町なかをがらで商売上がった」という話を聞くことがございますが、以前であれば、今の経済状況はどういうことがあってどういうのが背景だと、これに対してどういう対策があってこういう対策を打って

いるというようなことが頭に浮かぶだけといいますか、そこで終わっておったわけですが、今はそれに加えて、やはり肌身に感じるといいますか、大変県民の皆さんのつらい状況というのがずしっと重く感じられる、それだけ自分が物を背負っているんだなということを痛感するところでもあります。知事というのは、県政運営におきまして、最終的な決断をし、その責任をすべて自分が背負うという、その職責の重さをひしひしと感じているところでもあります。

○二見康之議員 続きまして、もう一つ、知事に求められる資質、これまでもいろいろと問われてきているかと思っておりますけれども、現代は閉塞感を打ち破ってくれるようなリーダー、指導者が求められている時代ではないかなというふうに感じております。何々旋風とかいうカリスマ性、そして最近よく耳にしますドラッカーのマネジメント力、この2つは似ているようなものですが、ちょっと意味が違うんじゃないかなというふうに私は感じているんです。カリスマということについては、予言的、超自然的、超人間的な、いわゆる神秘的な資質で人を動かすということ。マネジメントについては、組織を効率よく動かすために、まず何をすべきかということを考え抜いて、自分の得手不得手を見きわめるというような資質ではないかなというふうに考えております。先ほどワタミの渡邊氏のお話を挙げましたけれども、目標設定、そして計画をつくること、努力継続という要点だったんですが、カリスマは目標設定に、マネジメントは計画作成のほうに重点が置かれているというふうに思います。知事という職務には、もちろん両方必要なことだと思うんですが、河野知事として、どちらに重点を置くべきであるとお考えになっているのかお伺いしま

す。

○知事（河野俊嗣君） カリスマとマネジメントについての、今、目標設定なり計画策定、そういう整理をされたところでございます。それぞれがそういうふうに結びつくかどうかはともかく、目標を設定すること、それから計画を策定すること、どちらも重要であるというふうに考えております。政治家として大事なこと、知事として求められておりますことは、やはり将来の目標なり希望なりというものをしっかりと示した上で、それに向けての具体的な戦略を定め、そして県庁組織を、また県民を鼓舞し、その先頭に立って引っ張っていく、そのような姿勢が求められているというふうに思っております。カリスマという言葉、閉塞感を打破するという御指摘があったところでございますが、やはり大変危険な状況もあるのではないかとこのところを憂慮しておるところでございます。けさも朝日新聞に、京都大の佐伯教授が「民主主義と独裁」というインタビュー記事が載せられて、大変唆に富むものと受けとめておるところでございますが、カリスマというような言葉ですとか、その発信力なり人気のみで引っ張って、これから我が国はどうなるんだらうかという一抹の不安もあるところでございます。私としましては、目標設定も、それから計画策定も、両方大変重要なものとして考えながら、地に足をつけた県政に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○二見康之議員 ありがとうございます。大体想像していたとおりであったかなと思うんですけども、やはり、どうしても打ち破らないといけないような、すごく大きな動員力といいますか、そういったものが必要なときには、やっぱり人を引きつけるカリスマ性というものが求

められる時期というのがあるんじゃないかなと思います。もちろんその能力をどういうふうにするかというのは、その人次第であるというふうに思いますので、先ほどの尊敬する人物というのを挙げたのも、やはりそういった意味で、権力におぼれるのではなくて、しっかりと相手のことを考えて行動できるような方であれば、ぜひ持っていただきたい資質ではないかなというふうに私は感じております。

続きまして、宮崎県総合計画についてお伺いしていきたいと思います。総合計画に位置づけられていることなんですけれども、未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）の中で、戦略8の「持続可能な地域づくり戦略」に、「地域ブロック単位での対応が困難な高度医療や高等教育、産業振興による雇用の場の確保など人口流出を食い止める人口のダム機能といった高次の都市機能については、宮崎市、都城市、延岡市・日向市の3拠点を中心とした広域的な連携により確保します」というふうに載っております。アクションプランのほうにも、そのことが同じように書いてあります。「人口流出を抑制していくため、高度医療や高等教育、産業振興に……」、同じですね。「持続可能な地域づくりを推進するため、市町村や住民等との対話を通して、県と市町村又は市町村間の連携・協力等について検討・実施します」というふうにここに書いてあるんですけども、それぞれの地域性を生かした医療とか教育とか、そういったものというのは公益性があるものですから、こういうビジョンに立っていられるんだということだと思っておりますけれども、もうちょっと具体的に何かビジョンを持っていらっしゃるのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 今後、人口構

造の変化等に伴いまして、社会、経済のあり方も大きく変わっていくものと予想されておりますが、そのような中にありまして、人口の流出を抑制し、定住人口の確保を図りながら、活力を維持し、持続可能な地域であり続けるためには、市町村の枠を超えて地域が連携していく仕組みが必要でございます。このような認識のもとに、県内各地域ブロックごとに、消防・防災活動や地域交通、観光など、生活に必要な機能を補完し合う市町村の連携の推進に取り組んでいるところでございますが、特に、高度医療や高等教育、産業振興による雇用の場の確保など、高次の都市機能につきましては、広域的な視点から確保するとともに、県内のどの地域からも利用可能な条件を整備していくことが必要であると考えております。このようなことから、総合計画におきましては、県央の宮崎市、県西の都城市、県北の延岡市・日向市、この3つの拠点を中心に、広域的な地域連携を促進していくこととしたものでございます。以上でございます。

○二見康之議員 ありがとうございます。広域連携というのを伺ったときに、地域地域の特色を生かしたものを考えていらっしゃるのかなというふうに最初感じたものですから、ちょっとお伺いしたんですけれども。もちろん、救急医療、2次医療とか、病院マップとか拝見したときに、距離とか非常に3拠点構想に基づいて整備していくんだということがよくわかったんですが、産業に関しては、もうちょっと、その地域性というものがあると思うんです。それを生かしていけるようなビジョンというものをその中に加えることはできないのかなと思いましたので質問したんですけれども。

きょうは、皆様のお手元に資料を配付させて

いただいているんですが、この半紙ですね。九州の地図と南九州の都城志布志道路のマップなんですけど、本当はこういう冊子になっているものなんですけれども、節約のためか半紙だったんですが、申しわけございません。これは、都城志布志道路について、都城土木事務所がつけられた資料でございます。恐らく、梅北インターチェンジから五十町インターチェンジまで開通されたときにつけられたものであると思うんですけれども、この表紙とか拝見しますと、すごくよくできている。五十町から梅北まで真っすぐ通りましたという達成感といいますか、そういったものにあふれたような表紙になっていますので。実際はまだ先がありますから、しっかりとそちらのほうも着実に進めていけるようにまずお願いしたいと思うのですが。

この地図の中で、左上のところに九州のマップがあるんですけれども、こちらの青い線のところがいわゆる高速道路、都城から志布志港に向いている赤い線が都城志布志道路なんです。この地図をごらんいただくと、ちょうどこの赤い線とその左側にある青い線が近くなっているところがあると思うんですけれども、その青い線の一番近いところは、末吉財部インターチェンジのところなんです。これは国道10号のところでございます。この志布志道路のところでは、ちょうど五十町のところが国道10号で乗りおりするようになっております。これを見たときに、今の志布志道路を最優先的につくっていただきたいというのももちろんあるんですけれども、次のステップといいますか、もっと広域的に考えたときに、国道10号の五十町から末吉財部インターまでの間、このところに道路の重要性というものを見出していかないといけないんじゃないかなというふうに考え

ております。

都城市というところは、鹿児島県との県境にあるんですけれども、国道10号を走っておりますと、いつどこから鹿児島県に入ったかわからないぐらい産業圏としてはすごく近いところなんです。ですから、この地域を考えたときに、国道10号の重要性というものをもうちょっと認識していくべきじゃないかなというふうに感じています。もちろん都城市は、きのう山下議員から御質問があったように、ジオパークということで環霧島会議、地域の連携というものを進めております。ここの道路のことについては、恐らく、平成21年より定住自立圏の中で、都城市と三股町、そして曾於市、志布志市と一緒に、その構想を取り組んでいらっしゃるんですけれども、そういった中で、やはりこの区間の道路の重要性というものをこれから考えていかないといけないというふうに感じております。もちろん行政区域が宮崎県と鹿児島県にまたがっておりますから、県として取り組むことができることは限られていると思うんですけれども、直接に道路をつくるわけではありませんので。ただ、ここに、この道路の重要性——これからどういうふうにこの町が発展していくかというときに必要となってくる道路であると思いますので、私もさらなる調査研究を進めていって、ここの道路の必要性をもうちょっと研究していきたいというふうに考えておりましたので、ちょっときょうは一言お話しさせていただきました。

また、これは御存じだと思えるんですけれども、九州にも40万人以上の都市が7つあります。1つは宮崎市、お隣の鹿児島市、そして熊本市、大分市、北九州市、福岡市、長崎市の7つなんです。この九州の中で40万都市が結構

バランスよくなっているんじゃないかなというふうに思います。宮崎市から鹿児島市に行くときに、今は高速道路でありますと、えびの市のほうを迂回していくつながりになってはいますが、この霧島を囲むような形で道路整備ができれば、非常にいい道路網になってくるんじゃないかなというふうに考えております。これはまた、今後とも自分でも研究を進めていきたいと思っておりますので、いろいろとアドバイス等ありましたら、ぜひお願いしたいところでございます。

次に、ここからは林業公社についてお伺いしていきたいと思っております。

さきの9月議会でいただきました資料に、平成23年度の収支予算書がありました。こちらの予算書を見ますと、事業活動収支、投資活動収支、財務活動収支、すべてマイナスという予算であります。つまり、事業を行っても会社にお金が残らないし、投資するお金もない、そして財務のほうは、借金を返すためにさらに借金をしているというような予算書になっておりました。普通の企業であれば、なかなか存続の厳しい状況なのかなというふうに感じております。しかし、先日出していただきました「林業公社のあり方に関する県方針（案）」において、今回、公社の廃止を含め検討された結果、公益性の面、県財政面からも存続すべきとのお話でしたが、平成20年度を始期とする第3期経営計画策定以降、厳しい経営状況にある林業公社ですので、今回、改めて公社としての意義・本質等を見詰め直していきたいと思っております。まずは、林業公社の設立目的、達成目標について伺います。設立時から約40数年たっておりますので、この間、目的達成のために取り組んでこられたことと思っておりますが、設立時と現時点で

は、その設立目的、達成目標が変化してきているんじゃないかなというふうに感じますが、林業公社の設立目的、達成目標について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 林業公社の設立目的等ですが、国は、戦後の大幅な木材需要の増大に対応して、森林の木材生産力を高めるために、昭和33年に分収造林特別措置法を制定し、分収方式による拡大造林を推進してきたところでもあります。これを受け、本県でも昭和42年に宮崎県造林公社を設立し、森林所有者個人での造林が困難な奥地等への拡大造林を組織的に行ってまいりました。公社は、設立当初、1万ヘクタールの分収林を整備することを目標としておりましたが、平成10年度までに、これを上回る約1万2,000ヘクタールの分収林を整備してきたところでもあります。造成された分収林については、今後、本格的な収穫期を迎えることから、公社は、収益性が高くなる施業に取り組み、収入の確保につなげていくこととしております。

○二見康之議員 続けてお伺いします。公社を存続させるに当たり、他の林業関係業者との比較をしなければならないと思いますが、林業公社は、他の林業事業体と比較して、独自の強みもしくは弱みという面でどのような点が違うのか、お伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 林業公社は、分収林特別措置法に基づく県内唯一の森林整備法人であることから、他の林業事業体が行う事業よりも高率での補助事業の実施が可能となります。一方、林業公社は、他の林業事業体と違い、独自の労務組織を持たないことから、みずから森林整備を行うことは困難ではありますが、社員である森林組合などの協力を得て、適正な

森林整備を行っているところであります。

○二見康之議員 林業公社の役割、また果たしてきた成果をどのように評価されていらっしゃるか、続けてお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 林業公社は、設立以来、奥地等の造林困難地の拡大造林を推進してきたほか、平成14年度からは、森林施業受託事業により、植栽未済地等への植栽及び保育を行ってきております。これらの事業の実施により、雇用の創出など、山村地域の振興に大きく寄与するとともに、造成された森林は、水源の涵養や自然災害の防止等の公益的機能の維持・増進にも貢献しているものと考えております。

○二見康之議員 今の御答弁をまとめさせていただきますと、まず、当初の目的である1万ヘクタールの造林というものは目的達成されたということですね。それによって、今の段階では、収穫による収入確保に努めることが残りの目的になっておいて、そしてまた、森林整備法人としての高率補助事業を今後行っていくのがもう一つの課題であるかなというふうに受けとめました。また、その成果については、山村地域の経済・雇用、そして水源涵養と、環境にも貢献してきたというふうにも実際感じるところでございますが、国策で進められてきたことであるとは思いますが、実際に林業公社自体の経営というものは、基本的に地方自治の中に入っておりますので、やはり県としてしっかりと——今のこの現状を考えますと、昔の見通しが甘かったのかなという気はします。

続いて、分収造林契約についてお伺いします。この契約相手について、契約件数及び県内外別の状況をお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 平成22年度末

現在で、契約件数は1,233件、契約者数につきましては1,646名ですが、そのうち県内は1,601名、県外は45名となっております。

○二見康之議員 やはり県内の方が多いいというのは意外だったんですけども、奥地であるから、思ったほど、よその方は余り興味がないのかもしれないですね。しかし、ここ数年間で主伐が始まったわけなんですけど、契約書を見ますと、契約自体、間伐するのにも相手方の意見を聞かなければいけなかったりする内容になっております。また、これまで進めております長伐期の期間延長をする場合、これもまた相手方との再契約という形になりますので、一応契約は終わっているということですけども、いろいろな主伐・間伐に関しても相手方があることなんですけど、40年ほど前に契約したものでありますので、その間、相手方が引っ越されたり、もしくはまた相続が発生したりする場合も考えられるんですけども、現在の対処状況についてちょっとお伺いしたいんですけど。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 相手が引っ越したり、相続が発生していた場合ですけども、相手方が引っ越しをされた場合は、当然ですけども、住民票の確認作業などを行うことになります。また、相続が発生した場合、その相続人が所有権移転登記をされている場合は、その方と分収林契約の変更を行うことによりまして手続は終了しますけども、所有権移転登記がされていないケースも多数ございます。このようなケースでは、分収林契約の権利者を特定していただくため、遺産分割協議をお願いすることとしておりますが、契約地が共有地であったり、あるいは相続人が海外在住である場合には、手続に長時間を要することもございます。

○二見康之議員 契約上、相手方がいらっしゃるということなので、仕方のないことかもしれませんが、またそこのもっとしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、公社の貸借対照表について伺いたいと思います。この貸借対照表なんですけど、林業公社では、森林勘定というものをういた会計処理を行っていらっしゃいますが、平成22年度末資産合計が約355億円に対し、森林勘定が約349億円となっております。これはつまり資産の約98%を森林勘定が占めておりまして、要するに、今まで公社のお金の98%をこの森林につぎ込んできたということではありますが、この森林勘定は、森林経営にかかわる直接費・間接費から、受け取り利息等の収益を引いたものでありますから、実際の森林価格ではないわけですよ。そこで、過去最低の価格というふうにご伺いしております平成21年度の木材価格で試算した場合と、平成22年度の価格で試算した場合の森林勘定の評価額はどのようになるのかお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 平成21年度における県森連原木市場の平均価格、これは1立方メートル当たり8,900円でございます。分収林をこれをもとに評価しますと、約97億円となります。また、今おっしゃいました平成22年度における平均価格、1立方メートル当たり9,900円でございますけれども、これをもとに評価いたしますと、約137億円となります。21年度と22年度の評価額の差は、約40億円となります。

○二見康之議員 その差が1立方メートル当たり1,000円違えば40億円変わるということですので、およそ400万立方メートルの森林が今あるということかと思いますが、要するに、今後、公

社としては、先ほどお伺いしましたとおり、この森林を売っていった収入を上げなければならないということなので、もちろん年月がたてば木は大きく成長していくでしょうから、さらに木は大きくなって立方当たりもふえていく、また、主伐・伐採等をしていけば、その分は減っていきますから、そこのところは計画的に調整されていくことかと思えますけれども、ただ、木材価格が上昇することでは収入を上げられない状況ということかと思えます。また、この価格というものを公社のほうで実際決めることができない、市場価格というのがありますから、これを公社のほうでどうこうすることはできない、非常に厳しい課題かなというふうに思っております。また、これまでに森林につき込んできたものも非常に大きかったというところもあるかと思えますので、そこのところをしっかりとまたこれから先——今の現時点で終わってしまっていることは仕方のないことだと思いますので、これからいかにして分収契約している森林を高く売っていけるか、そこに努めていくことに、ひとつ改善点を絞っていかねばならないかというふうに思っております。

次に、公益性についてお伺いします。先日いただいた資料で市町村別分収林面積についてですが、契約地域が延岡、西臼杵、日向、東臼杵、西都、西米良、木城と、県北部に偏っておりますが、現在、一応公社に対しまして、県から無償で貸し付けを行っております。公的資金を投入しているわけですから、宮崎県の中でも森林が多い地域は確かにこの地域なんですけれども、県の税金を使うという観点から考えますと、ここにちょっと不公平感があるのではないかと思うんですが、環境森林部長、どのようにお考えかお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 公社による分収林事業につきましては、拡大造林を効率的に推進するため、公社設立当時、人工林の割合が県南地域に比べて低かった県北地域において、重点的に実施されてきた経緯があります。このため、公社営林の所在地は、県北地域の12市町村になっておりますが、公社の運営については、これまで県による無利子貸し付けだけでなく、社員である12市町村においても、分収割合の見直しや無利子貸し付けという方法で支援を行ってきたところであります。一方、平成14年度からは、県南地域においても、森林所有者等から施業の委託を受けて、植栽未済地の解消に積極的に取り組んでいるところであり、公社は、県内全域において、森林整備法人としての役割を果たしてきていると考えております。

○二見康之議員 おっしゃるとおりかと思えます。また、市町村のほうも、分収割合のほうを6対4から9対1に見直してくださったと、非常にありがたいことかなと思うんですが、市町村の場合は、分収契約をしたときに、市町村独自の費用がかかっているわけじゃないと思うんですよね。植林するにしても公社のほうでやっているわけですから、それに対して9対1の割合で収入があるということは、これから先、非常に割合としては厳しいところかもしれませんが、もともとの費用がかかっていないのであれば、そういったところにも協力を求めているかといけないのかなという気はするんですが、そこのところはまた今後とも御検討いただければと思います。

また、今の公社の経営状態なんですけれども、県は公社の連帯保証人のような立場にあるというふうに感じます。公社のほうが必要になって借りた分のお金に関しては、県のほうが

いわゆる債務保証をしているので、どうしても出さないといけないという状況にありますので、今はそのし寄せが全部県に来るような状況になっているかと思えます。実際に、その貸付金がふえにふえて今の現状になっておりますので……。もちろん今一番大きいのは県なんでしょうけれども、残りのほかの市町村、そして森林組合に、できる限りの協力をお願いをしないといけないと思うんですが、県として、そういう公社の社員全員の協力体制づくりというものをどのようにお考えでいらっしゃるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 公社の経営につきましては、これまで社員である県、市町村、森林組合等が、それぞれ役割分担をして、支援を行ってきているところであります。県はこれまで公社に対し貸し付けを行っており、平成22年度末で211億円の貸付残高となっております。先ほどの話とも重なりますが、また、市町村においては、当初6対4であった分収割合を9対1に見直し、森林組合においては、出資金の増額などを行ってきたところであります。公社の経営については、今後とも、社員一体となった取り組みが必要であると考えております。

○二見康之議員 おっしゃるように、協力は求めていらっしゃるということですが、さらに経営状況は厳しくなっているわけですから、やはりまたさらに協力をお願いしていくべきじゃないかなと。できる、できないの範囲といますか、幅はあるでしょうから、そこはまだ検討の余地があるのかなと。お金だけの問題でもないような気がするんですね。いろんなところで各行政機関、森林組合等も、公社に対して協力できる場所はありますから、そ

ういったところもさらにあきらめないで、改善の協力要請の余地を検討していただければと思います。

そして、平成20年にできました第3期経営計画の見直しについてなんですけれども、今回、分収交付金算定基礎を見直すということですが、これは言いかえれば、相手方の利益を奪うこと、要するに契約相手、土地所有者の利益を県のほうに譲ってほしいということかと思うんですけれども、ここ数年先に主伐された方々との公平性についても、この件については懸念されるんですが、どれくらい中身が変わるのか。そこら辺の公平性がとれるのか。また、分収造林契約書の第1条には、信義、誠実、義務の尊重という条項も設けてありますし、民法でも信義則という原則があります。そういった意味も含めまして、契約者個人に与える影響は許容範囲なのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 分収交付金算定基礎の見直しですけれども、分収交付金の算定に当たっては、これまでは売り上げ収入から収穫調査に要する賃金や旅費などの直接経費のみを差し引くこととしておりましたが、今後は直接経費に加え、入札などの事務処理に要する経費などの間接経費も差し引くこととしたところです。契約者の方々と締結している分収契約では、売り上げ収入から差し引く経費は、伐採搬出等に要した費用とされておりますので、今回の見直しの内容につきましては、契約者の方々には御理解いただけるものというふうに考えております。

○二見康之議員 さきの検討会議のときの資料もいただいておりますが、7つですか、今回の見直しについての項目が載っておりますけ

れども、大体主伐時のコスト削減とかいう、带状複層林施業等についても取り組まれるということ。これらの取り組みというのは、結局、森林価格を上げるために、分収契約している森林に対しての付加価値を高めていこうという取り組みであります。その価格自体を決めるのは、市場価格といいますか、公社自体で決められないところ、やっぱりそこがウイークポイントになるんじゃないかなというふうに思います。この価格の問題に関しては、公社だけの問題ではなくて、やはり県の林務のほうでも、しっかりと木材価格を上げていけるような取り組みというものを考えなければならぬんじゃないかなというふうに感じます。また、長伐期へ移っていくわけですから、大径材の木材利用についてもよく質問されますので、そういったところも長期的に考えられることじゃないかなと思います。この分収契約は長い年月をかけて取り組まれる事業ですので、そういった意味で、息の長い政策を考えていただけるようお願いしたいと存じます。

そして、こっちはちょっと別件なんですけれども、総務部長にお伺いします。林業公社への貸付金に対する特別交付税措置があるというふうに伺っておりますけれども、その内容及び実績についてお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 林業公社に対しましては、その運営を支援するために、県が無利子貸し付けを行っているところでありますが、お尋ねの特別交付税措置につきましては、この貸付金に対し、総務省が利子相当額の一部を措置しているものでありまして、平成18年度から実施されております。具体的には、県の無利子貸付金の残高に長期プライムレートの利率などを乗じて算出した利子相当額の2分の1が特別

交付税として交付されております。平成22年度の交付実績につきましては、約1億2,600万円となっているところであります。

○二見康之議員 やはり、これがあるだけでも全然違うというふうに感じます。いろいろと存続・廃止について考え検討されたということですからけれども、こういった、いわゆる特別交付税措置等があれば、やはり現段階では存続させるということのほうが、財政面にとっても非常に有利であるということは明らかなことでありまして、これから先、考えないといけないところは、価格をいかにして上げていくかということに絞られると思います。これは重ねての口上になってしまひまして済みませんが……。

そして、さきに質問しましたが、公社の事業について、分収林事業と森林施業受託事業の2種類がありますが、公社経営を継続するかどうかの判断で重要なところであると思っておりますけれども、今の公社の現状を考慮すると、長期借入金
の元利金——元金と金利の分ですね——この負担が非常に大きい状態です。そこで、この長期借入金の収支を除いた分収林事業の収支及び森林施業受託事業の収支について、どのような状態であるのかお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 長期借入金の収支を除いた分収林事業について、平成22年度決算において試算しますと、事業収入が4億535万3,000円、事業支出が2億3,078万6,000円で、事業収支は1億7,456万7,000円のプラスとなっております。また、森林施業受託事業については、事業収入が2億4,001万1,000円、事業支出が2億3,927万円で、事業収支は74万1,000円のプラスとなっております。

○二見康之議員 今お伺いして思ったんですけれども、施業受託事業については、ほとんど

んということです。もちろん、高率の補助金を使ってのことですから、利益を生むわけにはいかないというふうに私も考えるんですが、もう一方の分収林事業、こちらのほうの収支がプラスにならない限り、いわゆる公庫、市中銀行から借りたお金を返す原資にはなり得ないんだということが林業公社の根本だと思うんです。それ以上に現時点で返すお金が大き過ぎるから、何としても県のほうで貸し出さないといけないということかと思いますが、その中で、今の長期借入金を抜いたもので、分収林事業の事業収支がゼロとなる木材価格、いわゆる損益分岐点というものは幾らになるのか、続けてお伺いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 同じく平成22年度の決算書を用いて試算いたしますと、事業収支がゼロとなる木材価格は、1立方メートル当たり7,700円程度と見込まれているところであります。

○二見康之議員 それは原木の価格でありますか。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 先ほど使用しました原木市場での木材価格の平均価格でございます。

○二見康之議員 ありがとうございます。ということは、この価格を下回るときに、分収事業の赤字が出てくるんじゃないかなということになりますので、そういったところをしっかりと見きわめながら、これから先、これは長期的なことですので、まだまだ先の長い検討が必要かと思えます。まだちょっと幾つか残していたんですけれども、時間が来ましたので、これで終わりますが、今度、次の議会のときに、改めて長期計画を見直されて、経営改善計画を出してこられるかと思えますけれども、とにかく分収

契約の価格が上がらない限りは、収支改善というのは難しいということだと思いますので、そこをしっかりと知事もリーダーシップをとっていただきながら、県一体となって改善に取り組んでいただけるようお願い申し上げまして、質問を終わります。（拍手）

○十屋幸平副議長 ここで休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後3時10分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 御苦労さまでございます。「韓国ではFTA批准無効反対デモに10万人が参加」という記事が載っておりました。若者の姿が多く見られ、30代の男性の「米韓FTAは自分とは関係ないものだと思っていたが、問題点がわかってきて廃止するために参加した」とのコメントが載っておりました。我が国政府は11月11日、TPPの交渉参加を表明いたしました。情報不足の中で不安や反発が広がっている中で、私は県民の生活、福祉を守るため、宮崎を守るため、地方からさらに阻止に向けた運動の必要性があるというふうに強く感じておるところであります。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「春は花 秋は紅葉に帆をあげて 霧や霞の浮き舟の城」と歌われております、私の出身であります都於郡城10代伊東義祐のときが全盛期で、日向48城の城主の孫として、日向の国、私が住む都於郡に生まれました伊東マンショについて質問させていただきます。

島津氏の攻撃を受け、伊東氏の支城の綾城が

落城した際、当時8歳であった伊東マンショは、家臣の田中国廣に背負われ、豊後に落ち延びております。豊後で暮らしていたときにキリスト教と出会い、その縁で司祭を志し、有馬のセミナリヨに入った。巡察師として日本を訪れていたビアリーニャーニは、キリシタン大名であった大村純忠と知り合い、財政難に陥っていた日本の布教事業を立て直すため、また次代を担う邦人司祭育成のため、キリシタン大名の名代となる使節をローマに派遣しようと考えた。そして、伊東マンショは大友宗麟の名代として選ばれ、1582年2月に中浦ジュリアン、千々石ミゲル、原マルチノの3名と一緒に長崎港からヨーロッパに向けて出航をしております。遣欧使節にあっては終始主席としてふるまい、スペイン国王フェリー2世、教皇グレゴリウス13世、キリスト教世界の最高位の人々から絶大な歓迎を受けられたと言われております。8年後の1590年に帰国後、豊臣秀吉と謁見し、秀吉は彼らを気に入り、特にマンショは強く仕官を勧められたが、司祭になることを決めていたためそれを断り、天草のコレジオに進んで勉学を続けたようであります。その後、神学の高等課程を学ぶため、マカオのコレジオに移り、退会した千々石ミゲル以外はそろって司祭に叙階されたようです。マンショは、小倉を拠点に活動していましたが、領主細川忠興によって追放され、中津へ移り、さらに追われて長崎に移り、コレジオで教えていましたけれども、1612年11月13日、ヨーロッパ帰国から22年目に病死したと言われております。私の御先祖様であります郷土の偉人マンショについて、どのように考えておられるか、知事にお伺いいたします。以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。伊東マンショについてであります。本県西都市の出身であります伊東マンショは、天正遣欧少年使節として1582年にヨーロッパに派遣されまして、ローマ教皇等に謁見し、人々に日本の存在を広めるとともに、当時の印刷機や楽器など、西欧の文化や品々を日本に持ち帰ったとされております。地元西都市におかれましては、伊東マンショの歴史的伝承と地域の活性化を図るため、毎年、都於郡城址まつりを開催するとともに、長崎県の少年使節ゆかりの地と協力し、中学生を平成遣欧少年使節として海外へ派遣するなどの顕彰事業を実施されております。400年もの昔に、苦難を乗り越えて8年にわたる旅をなし遂げ、少年使節として、またその使節団の首席正使として、重要な役割を果たした伊東マンショは、我が国における国際交流の端緒ともなる人物であり、本県における先覚者の一人であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○押川修一郎議員 末裔の一人として本当にありがたく感謝申し上げます。実は、都於郡城址まつり、私が初代の実行委員長をさせていただいております。ことしも11月12、13日の土日に盛大に開催をさせていただきました。そこで、西都市では、天正遣欧少年使節として偉業をなし遂げた伊東マンショの年代、今の中学2年生を対象にローマへの派遣事業を3年に1回実施しているところであります。この事業を県内に拡大し、青少年の育成並びに今後の宮崎県づくりのために毎年実施するような形の中で、宮崎県としてこの事業を拡大して取り組むことはできないだろうかということで、教育長にお伺いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 伊東マンショの出身

地であります西都市が、少年使節にゆかりのある長崎県の4市1町と共同して、中学2年生をローマなどに派遣いたします「平成遣欧少年使節海外派遣事業」については、幾多の苦難を乗り越えてヨーロッパに渡り、日本と西洋のかけ橋となったマンショラの足跡を体感する意義ある取り組みであると考えております。県内では、このほかに、例えば小村寿太郎のゆかりの地でありますポーツマス市と交流を行っている日南市での取り組みですとか、あるいは高木兼寛のゆかりの東京慈恵会医科大学に小中学生を派遣している宮崎市の取り組みなど、それぞれの市町村で、それぞれの地域に根づいた取り組みが行われているところであります。県の事業として、中学2年生をローマに派遣する取り組みはできないかということではありますが、県教育委員会といたしましては、各地域での特色ある事業につきましては、各地域の方々が工夫をされながら充実したものにしていくことが、その趣旨にふさわしいのではないかと、このように考えます。

○押川修一郎議員 どうも後ろ向きの答弁でありますけれども、この日南の国際交流等の補助金制度を活用した事業、これは私立日南学園中学校の3年生、20名を対象にということであります。それから、旧高岡町の慈恵医科大学の高木兼寛さんゆかりの地を視察ということで、これは小学生4人、中学生2人ということで6名ということでお聞きをしているところであります。先ほど教育長からの答弁もありましたけれども、やはり伊東マンショのほか3名、計4名でありますけれども、あの当時、右も左もわからない、そして今のように飛行機とかそういうもので旅をするわけじゃなく、風任せ、気任せのヨーロッパ行き、そういった苦難、いろんな体

験、経験をされたというふうに思うんです。そして、中学2年生ぐらいの子供たちが、そのことをどう考え、そういった経験をしたことの勉強の中で、我が郷土宮崎県のために、今後、どういう形で自分たちも頑張っていこうかなという、恐らくそんな思いに立たれることもあろうかと思えます。そして、そのことは県民広く、先ほど言いましたとおり、県内の中学生を対象にしてこの事業を組むことが、偉大な伊東マンショを初め、3名の功績になる。宮崎県からそういうことでぜひ上げていただきたいということで、これは通告しておりませんでしたけれども、教育長の考えを、もしあればお聞かせください。

○教育長(渡辺義人君) 先ほど申し上げましたように、郷土の先人にちなんだ取り組みが、西都市のように国際化の視点も交えながら県内の各地域で展開されますことは、大変素晴らしく、意義深いものであるというふうに考えます。こうした取り組みにつきましては、先ほどもお答えいたしましたところでありますけれども、まさに郷土の先人ゆかりの地におきまして、しかも、末裔である地域の皆さん方を対象として実施されてこそ、より事業効果が高いのではないかと、このように考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。今後、ぜひ検討していただいて、子供たちがそういう希望なり夢が持てるような形の中で、宮崎県の子供の育成のために、また御努力いただければありがたいと思えます。

次に、実は来年、伊東マンショ没後400年祭が西都市を挙げて計画されているところであります。1612年でありますから、ちょうど来年ということになるわけであります。記念事業といたしましては、少年使節とゆかりのある長崎県の

5市町を招いて式典や市民創作劇など、盛りだくさんの内容を検討中のようであります。今後、県に対して、西都市から事業支援等の要請があると思いますが、偉人顕彰の観点からもぜひ御協力をお願い申し上げたいと思います。知事、よろしく申し上げます。

○知事(河野俊嗣君) 来年11月、西都市において伊東マンショ没後400年記念事業が開催されるということで、天正遣欧少年使節ゆかりの方々を招いて記念式典や古楽器の演奏会、記念講演会などの行事が予定されているということでございます。本県の先覚者である伊東マンショを地元が一体となって顕彰していくことは、地域の活性化につながるという意味からも、大変意義深いことであると考えております。県といたしましては、この記念事業に対しまして、地元西都市の要望を踏まえながら、必要な支援などについて検討してまいりたいと考えておりますとともに、事業の盛り上がりを図るため、県内の市町村を初め、関係する文化団体等への周知に努めてまいりたいというふうに考えております。11月11日といいますと、宮崎県の「ひい・むう・かあ」の誕生1年にも当たるものがございます。コラボも考えられるのではないかと、今、いろんなアイデアを凝らしていきたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひそのことをお願いしようと思っておりましたら、先に知事のほうから言われましたけれども、ちょうど来年の11月11日でありますから、日程等もあろうかと思えます。しかし、そういう顕彰するような没後400年でもありますから、ぜひ日程等調整をしていただきまして、できるだけ来ていただきますように御要望を申し上げておきたいと思えます。

次に、位置情報利用ITサービスについてで

あります。岐阜県大垣市にあるIT系企業集積地「ソフトピアジャパン」入居企業により開発されております、スマートフォンアプリケーション「セカイカメラ」を各種施策に活用されているとのことであります。21年度からは観光名所、宿泊施設、飲食店等の情報整備をされているとのことですが、情報をエアタグ化することで、商業施設や観光情報だけじゃない、いろんな活用が可能になるということであります。IT技術の時代にふさわしいすばらしい取り組みだと思いますが、本県の取り組み状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) スマートフォンの利用者が増加しておりますことから、お話にありましたように、スマートフォンのカメラ機能を使ったシステムを構築して情報提供を行う自治体がふえていくと伺っております。このシステムでは、スマートフォンのカメラで現在いる場所を写しますと、容易にその場の観光情報を取得できるようになっております。こうした情報提供の仕組みは、観光客の利便性を高めるものでありますので、本県においても、年内、つまり今月中の情報提供開始に向けてシステムを構築しているところでございます。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。今月中に構築されると稼働するというようなことで理解をしてもよろしいでしょうか。そういう中で、岐阜県大垣市では、セカイカメラを活用して、「あじな岐阜遊歩祭2010謎解きクイズラリー」——地図に隠されたなぞを解きながらまち歩きを楽しむラリーゲーム——で、①信長の暗号コース、②駅前探索物語コースの2コースを設定、このようなゲームに参加して正解をすれば、例えば食事券の優遇があるなどの楽しむことができるようなことも工夫をされておるよ

うであります、こういったものにも取り組まれるおつもりか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 今回のシステム構築に当たりましては、そういった周遊を図る取り組みまでは考慮しておりませんでした。今後とも、スマートフォンの観光面での活用について、他県の取り組み等も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひお願いをしておきたいと思えます。

次に、ジオメディアと呼ばれる位置情報を利用した新しいITサービスを観光などに活用する取り組みが、九州の企業や大学の間でも広がっておるようであります。スマートフォンの普及に伴い、商業施設や観光地を訪れる人の利便性を高める新たな武器として期待されているようであります。そこで、本県の情報発信はどのような状況になっているのか。観光情報提供サービスを観光以外の分野も含め、市町村も含めた県全体で活用していく考えはないのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県では、現在、県のホームページやツイッター、職員ブログ、動画ニュースなど、ICT（情報通信技術）を活用した、わかりやすい県政情報の提供に努めているところでございまして、今後普及が見込まれるスマートフォンの機能に着目した県政情報の新たな発信方法につきましても、可能なものから取り組んでまいりたいと考えております。また、観光情報提供サービスなど、県と市町村が一体となって取り組むほうがより効果的と考えられる分野につきましても、市町村とも十分連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。部長みたいに前向きな答弁が出てくると楽しい質問になるというふうに思っております。

それから、知事、要望でありますけれども、知事はブログあるいはツイッター等もされますから、IT関係には相当親しんでおられると思いますし、興味もあるというふうに思います。今、部長の答弁もありましたけれども、県内のいろんな情報がより早くとれるように、あるいは発信できるように、そして観光客を初めいろんな方々が本県に来られたときにスマートフォンで画面を拡大やらすることによって、例えば病院の位置が、もし病気になったときにはどこの病院に行けばいいとか、例えば、マンガを食べたければどこに行けばいいという、そういう素早くわかるような方向の中で、県全体の取り組みの中でまたいろいろと取り組みを知事のほうからもしていただければありがたいと思えます。

次に、私は、6月定例会において、東日本大震災では住民を二次的被害から守り、復旧に取り組むための拠点施設となる県庁舎や市町村庁舎も大きな被害を受けることを踏まえ、本県において県の危機管理や災害対策等を担う部局の入る庁舎は、地震発生時には業務の継続ができるよう耐震性強化をしておく必要があるということをお願いしたところであります。そして、大震災を想定し、災害対策拠点を含めた災害時に的確に対応できる庁舎のあり方について検討する必要があるのではないかと質問したときに、総務部長から、今以上に耐震性のある施設の整備が必要であるので、今後新たな災害拠点施設の整備を含めて、県庁舎のあり方について検討していくという答弁をいただいたところであります。昨日、丸山議員の質問に対して、部

長の答弁で防災拠点施設を新たに整備することが適当であるとの報告がありましたが、今後、具体的な内容調査検討を行っていくとのことでもありますから、そこでお伺いいたしますけれども、知事は庁舎検討委員会の報告を受けて、この防災拠点施設の整備についてどのように考えておられるのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) この施設の整備ということでございますが、本県におきましては、日向灘地震につきまして、今後30年以内にマグニチュード7.1前後の地震が70%から80%前後の確率で発生をし、大きな被害を及ぼす可能性があると言われておりますので、県民の生命と財産を守るためにも万全の対策を講じておく必要があると考えております。その災害発生時に災害対策本部が設置をされます庁舎というものは、対策の基盤となるものでありますので、十分な耐震性能を確保しておく必要があると考えております。その一方で、本県の財政は引き続き厳しい状況でございますので、もし施設を整備するとなった場合に、整備費用を極力抑制する必要があるものとも考えております。従いまして、この防災拠点施設の整備につきましては、今後、有識者を含めた検討委員会を設置して、規模や場所など、より具体的な内容の調査検討を行った上で、県議会を初め、県民の皆様の御意見を幅広くお伺いしながら、新たな施設整備についての判断というものを行ってまいりたいと考えております。

あと1点、先ほどICTの問題がありました。私も大変関心があるところでございます。先日、知事公舎にICT関係の有識者を招いてフォーラム、意見交換をしたところでございます。今後ともそういう専門家の意見も交えなが

ら、また県職員の意識向上なり技術の向上も図りながら、しっかりと活用を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。またこの耐震施設についても、十分検討された中での、つくるからにはしっかりしたもの、そして安全なものを私たちも希望しておきたいというふうに思います。

次に、運輸事業の振興助成についてお伺いをいたします。

各都道府県にありますトラック協会への交付金として、軽油引取税を財源とする運輸事業振興助成交付金というものがありますが、この交付金の取り扱いについては、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとなっているため、総務省から基準額及び交付すべきであるという事務連絡がなされているように伺っております。各都道府県の判断で基準額を下回る交付額の決定がなされるようになってきたため、ことし8月に議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律」が制定されました。都道府県に対し「当該事業の振興を助成するための交付金を交付するよう努めなければならない」とされたところであります。本県でも今年度は基準額を下回る交付金を措置されたところでありますが、今回の助成法が制定されましたので、見直しを図る必要があるのではないかと考えておるところであります。そこで、担当される商工観光労働部長へお伺いいたしますが、来年度の交付金の措置に向けて、総務省令・国土交通省令で定められる算定に基づく基準額を措置される方向で対応される見込みなのかどうか、その検討状況についてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) この交付金

制度は、昭和51年に軽油引取税の税率が引き上げられた際に、営業用トラック及びバスによる運輸事業に与える影響を考慮して、運輸事業に係る費用の上昇の抑制や輸送力の確保を図るため、当時の自治省通知に基づき創設されたものでありますが、この交付金の財源は地方交付税で措置され、各都道府県から県トラック協会等に対し、これまでそれぞれ交付してきたものがあります。このような中、お話がありましたように、今般、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が制定され、各都道府県に対し、国の算定額を基準として交付する努力義務が内容として盛り込まれております。一方で、このような予算措置の義務づけについて、地方の自主性を損ないかねないとの議論もあり、県としましては、法律の趣旨や本県の財政状況等を十分に踏まえながら、今後、対応について検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 多分今後の予算編成の中で検討されるものと思いますが、この交付金については、軽油引取税の暫定税率設定の影響を考慮し、これまで措置されてきた交付金制度であり、またトラック協会からも、事業運営上必要不可欠な財源として強い要望が寄せられているところでもありますから、ぜひとも基準額どおり予算を確保されますように強くお願いしておきたいと思っております。

次に、犯罪被害者支援対策についてであります。

本年6月に九州・沖縄では、被害者同士が支え合い励まし合うことで、被害者を孤立させることがなくなるように自助グループが結成されたと報道がありました。そこで、9月定例会の代表質問において、本県の状況を警察本部長にお聞きしましたら、自助グループが結成された

とのことでありました。しかし、犯罪被害者支援は警察だけが取り組むだけじゃなく、県全体で取り組む必要があると思っておりますが、本県の状況について県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長(渡邊亮一君) 犯罪被害者等への支援につきましては、現在、警察及びみやざき被害者支援センターが中心となっており、さまざまな支援が行われておるところでございますが、知事部局におきましても、交通事故相談あるいはこころの健康相談、公営住宅の優遇措置など、被害者等のニーズに個別に対応しているところがございます。さらに平成21年度からは、関連施策の窓口において被害者等の立場を十分理解し、適切に対応できるよう、被害者等を招いての講習会を開催し、担当職員の資質向上を図っているところがございます。今後とも、警察等関係機関との連携を強化しながら、犯罪被害者等の支援を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川修一郎議員 続きまして、本県の犯罪者の発生状況とみやざき被害者支援センターにおける支援状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(鶴見雅男君) 本県の犯罪被害の発生状況であります。昨年中の刑法犯認知件数は8,750件でありまして、そのうち、被害者や遺族に対し継続した支援が必要な、身体を害する犯罪である殺人及び傷害が241件、性犯罪である強姦及び強制わいせつが69件発生しております。また、交通人身事故の発生件数は1万1,000件で、そのうち死者は51人でありました。

みやざき被害者支援センターにおける支援の内容であります。電話や面接による相談への対応を初め、公判や病院への付き添い支援、また、臨床心理士によるカウンセリング、弁護士

による法律相談を行っておりまして、昨年は相談の受理・対応509件を初め、合計655件の支援を行ったところであります。また、支援したものを対応別に見てみますと、性的被害に関するものが258件で約4割を占め、次いで傷害が85件、交通事故被害に関するものが78件の順となっております。その他財産被害やDV、ストーカー等に関するもの等となっております。

○押川修一郎議員 ただいまお聞きいたしましたけれども、本当に被害者というのは多いんだなということを改めて思ったところであります。そういう中で、既に報道されておりますけれども、オウム真理教の裁判は終結いたしました。16年以上の長きにわたり人生を狂わされた遺族や被害者の苦しみ、怒りは消えるものじゃないというふうに思います。その後もいろんな犯罪による被害に遭われる方々が数多くおられるということでもあります。ただいま警察本部長からもありましたとおり、このような状況の中で、社会から孤立させないためにも、犯罪被害者等支援条例をつくって支援していくべきではないかと思っております。岡山、神奈川県など都道府県の半数で犯罪被害者等の支援を推進していく必要があることから、基本理念、県や県民等の責務、県が講ずべき施策など、支援の基本となる事項等を定めた条例を制定されておるところでありまして、本県も条例制定に向けていられる考えはないか、県民政策部長にお願いいたします。

○県民政策部長(渡邊亮一君) 犯罪被害者等支援に関する条例につきましては、内閣府の調査によりますと、本年4月1日現在で、21府県が制定しております。本県は未制定となっておりますが、犯罪被害者等の支援につきましては、平成17年に策定した「宮崎県人権教育・啓発推

進方針」に基づきまして施策を推進しているところでございます。犯罪被害者等の方々が、その受けた被害を回復し、あるいは軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、さまざまな支援施策を総合的に推進していく必要があると考えております。したがって、条例の制定につきましても、今後、警察、関係機関と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。できるだけ早くお願いを申し上げたいと思っております。

それから、次に、障がい者の雇用についてありますけれども、我々自民党会派では、毎年障がい者団体の方々との意見交換会をさせていただいております。その中から今回2問、私のほうから質問してみたいと思っております。

障がい者の雇用について、県では、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、就労継続支援B型事業所や授産施設などで働く障がい者が、地域で自立した生活を送るために、障害者年金などとあわせて工賃引き上げを行うことが重要であるとして、平成19年度に「宮崎県障がい者工賃倍増5か年計画」を策定されておるところであります。この計画では、平成18年度に月額約1万1,000円だった工賃を、平成23年度には2万2,000円以上に引き上げる目標でありましたが、平成21年度が約1万1,500円と伸び悩んでおります。目標達成は事実上不可能な状態であろうと思っております。そこで福祉保健部長にお伺いします。工賃倍増という目標達成ができなかった要因をどのように分析しているのか、さらにそのことを踏まえ、今後、どのように工賃水準の引き上げを図っていかれるおつもりなのか、考え方をお聞かせください。

○福祉保健部長(土持正弘君) 県では、計画達成のため、経営の専門家で構成する工賃向上支援チーム、これによる個別指導や中小企業診断士による研修会の開催、イベント等での共同販売など、さまざまな支援策を進めてまいりました。この結果、平成22年度の工賃、これ総額でございますが、約2億3,500万円となりまして、平成18年度と比較して約44%の伸び率となっておりますのでありますが、利用者数も増加していることから、平成22年度の平均工賃月額でございますけれども、1万2,128円で約10%の伸びにとどまっているところでございます。各事業所における工賃の伸び悩みの主な原因としましては、障がい者への適切な生活・職業訓練と、工賃アップのための業務とマッチングさせる難しさのほか、経済情勢の悪化等の理由によりまして、商品開発、販路開拓等を通じた工賃の確保が予想を下回ったものというふうに考えております。なお、平均工賃が2万円台後半を超える事業所も存在する一方、4,000円台の事業所もあるなど、事業所間で工賃に大きな差が生じておりますことから、県としましては、引き続き工賃全体の底上げに向けて、各事業所の支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いしておきたいと思います。

次に、障がい者対策についてであります。昨年度、ハローワークを通じて就職した障がい者が過去最多になったということでありまして。本県においても、就職した障がい者は717名と、前年度の602名から大幅に増加しております。障がい者雇用に対して企業の意識が高かったことが雇用がふえた要因の一つであると思っておりますが、改正障害者法が雇用を義務づける事業所の規模

を引き下げたことや、国が試行雇用制度を実施した影響が大きかったのではないかとおぼやかす。ただ、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故発生、さらには米国債の格下げによる急速な円高の進行によって、国内経済の先行きが不透明になる中において、今後の景気動向次第では、障がい者の雇用にも大きな影響が出てくるのではないかとこのように思うところがあります。こうした厳しい経済状況の中において、引き続き障がい者の雇用促進が図られるように、県としてどのような取り組みをされていくか、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 障がい者の雇用の促進につきましては、身近なところで就業の相談と支援が受けられる体制の充実や、企業の障がい者雇用に対する理解の促進が重要であると認識しております。このため、障がい者の就業・生活に関する総合相談窓口であります障害者就業・生活支援センターを7つの障がい保健福祉圏域すべてに設置いたしますとともに、企業等の理解を深めるための企業向けセミナーの開催や就労に向けた訓練を行います障害福祉サービス事業所の整備・充実など、さまざまな取り組みを推進しておるところでございます。県といたしましては、厳しい経済状況の中ではありますが、今後も、宮崎労働局等の関係機関と連携しながら、障がい者雇用の促進に積極的に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川修一郎議員 どちらかといえば、障がいを持っておられる方々、なかなか健常者とする大変な状況にあるわけでありまして、そこあたりは十分御理解いただけるかとは思いますが、今後も引き続きいろんな支援の中

で、障がい者の皆さん方がそういう雇用の場が確保できますように、またお願いをしておきたいと思います。

次に、先ほど松村議員のほうからもありましたけれども、たばこについて、私もたばこ産地の一人でありますから、質問をさせていただきたいと思います。日本たばこ産業が全国の葉たばこ耕作者に募っていた廃作希望が県内では795戸の55%、435戸に上るようであります。本年度限りで廃業することになり、全国2位を誇る生産額は45億6,000万円から大幅に減ることは間違いありません。作付面積も現在の1,475ヘクタールから745ヘクタールに半減します。近年の健康志向や昨年の増税で販売が低迷していることや、JTからの廃作協力金、10アール当たり28万円を支払うことを受け、耕作者の方々が決断をされたというふうに思います。このことを受けて本県農業への影響について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 今回の葉たばこ廃作につきましては、御指摘のとおり、過去に例のない大規模な廃作となったことから、算出額の大幅な減少や廃作農地の遊休化のおそれが生ずるなど、各方面への影響が予想されており、本県の土地利用型農業の振興にとりまして非常に重要な問題であると認識しております。県といたしましては、葉たばこ継続農家、経営転換農家双方に対する細やかな支援を行いながら、地域農業の振興に多大な影響が出ないように、関係機関・団体と一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 実は、先月の18日になりましたけれども、西都共乾の解散式に出席させていただきました。こんなことは全然予想もしておりませんでしたけれども、西都は116名の生産者

の中で、今回残られるのが26名というふうに聞いているところでありますが、4つの共乾が実はあるわけであります。その解散式の中で、残られる方あるいは今回廃作される方、いろいろお話をしたところでありますけれども、本当に決断に至るまでの苦労、そして今後のことについても、いろんな不安があるというような状況の中でいろいろ話をさせていただきましたし、要望も聞いておるところであります。まず、出席をして栽培を継続される生産者の方々から、このような状況の中で耕作継続農家の皆さんが安心して生産に取り組める支援について、農政水産部長に聞いてくれということでもありますから、ぜひお願いをしたいと思います。

○農政水産部長(岡村 巖君) 葉たばこ栽培を継続する農家の皆さんにつきましては、JTの支援策として、買い入れ価格の引き上げに加え、共同利用施設の機能移転への助成や、品質・収量の安定化に必要な資材等の現物支援、専用機械への助成等が実施されると伺っております。県としましては、これらJTの支援策の積極的な活用を推進するとともに、近年、病害の発生等により生産が不安定になっていることを踏まえ、土壌消毒機等の導入等を行う県単事業を活用しながら、収量・品質の安定確保等に努め、葉たばこ継続農家の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしくお願ひしたいと思います。それから、同じく廃作される方の県のアンケートでは、9割以上の方が農業を継続される意向だということでもあります。作物転換になります。転作の支援について、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 葉たばこからの転作につきましては、転換品目の販売先の確保

が極めて重要であることから、市町村・JA等関係機関から成る葉たばこ構造改革支援緊急プロジェクト会議をそれぞれの地域に設置し、既存品目の拡大や加工・業務用で需要が見込まれる品目を中心に推進しております。具体的に申し上げますと、研修会や農家巡回等において、里芋やカンショ、バレイショなどの作付体系モデルや経営収支指標を提示するとともに、経営改善計画の作成支援等を行っているところでございます。また、県単独の園芸産地基盤強化緊急支援事業などの補助事業や制度資金を活用した支援をあわせて行い、円滑な経営転換に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 園芸産地基盤強化緊急支援事業、多分2,594万円ということで聞いておりますけれども、これは収穫機や洗浄機などを支援するということでもあります。ただ、廃作農家は本当に不安の中、耕作転換に踏み切ろうとされております。私は、廃作農家が安心して耕作転換が図られるよう、国、県、市町村、団体が一体となって支援していくべきだというふうに思います。我が地元西都市においては、補正で転換作物の生産資材を支援するようであり、また農協も1,500万円を助成する予算を計上したと聞いております。本当にありがたいことだというふうに思います。今は県も財政的に厳しい状況にあります。みんなで知恵を出し合い、工夫し、安定した農業経営に向けて支援をしていく必要があると思います。たばこ廃作農家は本当に不安がいっぱいだろうと思います。ハウスや機械といった大きな費用を要するのは国、県、そして生産資材などかゆいところに手が届くような支援は市町村及び農業団体といった支援の方法を連携して、県、市町村、農協等が連携して耕作指導を行うことにより、たばこ廃作農家

が安心して耕作転換に取り組めるよう支援していただければありがたいと思います。知事、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、面積を拡大し生産量をふやすために、国庫補助事業等により整備された施設の処分に、補助金返還を免除するなどの農家の負担軽減措置を図っていただきたいと思います。対応について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 国庫補助事業を活用して整備した施設の処分につきましては、耐用年数以内の場合、補助金返還が必要となることから、関係農家の負担増加が懸念されているところでございます。このため、県では、葉たばこ廃作に伴う共同利用施設の処分に当たり、補助金の返還が免除される特例の適用について、国と事前協議を行い、国からは、特例の一つである「社会情勢の変化等に伴い、当初の目的に従った利用が困難な施設」に該当するとの回答を得たところであります。今後とも、補助金返還が生じないように、個別案件ごとに、きめ細やかに対応してまいりたいと考えております。また、施設の処分等に係る支援対策につきましては、JT対しまして、知事、副知事から直接要請を行った結果、今回、新たにJTによる助成事業が実施されることとなったところでございます。今後とも、関係機関・団体と連携し、各種事業の活用等を図りながら、葉たばこ生産農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 しっかりお願いをしておきたいと思います。

次に、昭和1けたのリタイアなど担い手の高齢化が進む中、今回のたばこ廃作など農業情勢の変化をかながみると、長期的には耕作放棄地

の増加が心配をされるところであります。今後の農地の利用集積をどのように行っていくのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 担い手の減少や高齢化が進む中、耕作放棄地の発生を未然に防止することは大変重要な課題であると認識しております。このため、県といたしましては、市町村、農業委員会、JA等農地利用集積円滑化団体から成る市町村面的集積推進組織を整備するとともに、農地が確実に担い手に継承されるよう、利用調整活動への指導・支援を行っているところでございます。また、JAの生産部会等を単位とした産地みずから認定農業者やJA出資法人等を将来の生産の担い手として明確化し、農地を初め、農業機械・施設などの農業資源を確実に継承する仕組みづくりを支援しているところであります。今後とも、関係機関・団体と一体となって、農地の継承先となる認定農業者や集落営農組織等の担い手の育成に努めるとともに、JA出資法人等との連携により、農地の利用集積に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 続きまして、今後の農地集積に関する施策ということであります。平成23年10月に、食と農林漁業の再生推進本部が、我が国の食と農林漁業の再生の姿、全国対策として講ずべき方針及びこれを実現するための行動計画を基本方針としてまとめられております。基本的な考え方は、今後5年後に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地20から30ヘクタール、中山間地で10から20ヘクタールの経営体を目指すということであります。これを実現するために、担い手、農地、生産体制、関連

組織等に関する仕組みを見直し、一体的に改革すると言われておりますが、確かに今後土地の集積は必要になると思いますが、我が県にはとても当てはまる計画ではないというふうに私は思います。そこで、このような計画に対して農水省からお越しの牧元副知事、どのように考えておられるか、本県の目指す方向をお伺いいたします。

○副知事(牧元幸司君) 農業生産の低コスト化あるいは高品質化に向けた構造改革を急ぐ必要があるところございまして、農地集積はその実現に向けて大変重要であると考えているところでございます。国においては、このような考え方のもとに、高いレベルの経済連携と農林漁業の再生あるいは食料自給率、その両立を実現するために、米を初めとする土地利用型農業につきまして、今議員御指摘がございましたように、平地で20ないし30ヘクタール、中山間地域で10ないし20ヘクタール規模の形態が担う生産構造を目指す基本方針を打ち出したところでございます。しかしながら、御指摘ございましたように、本県の農業生産の現状というものは、畜産、園芸などの集約的な農業が発展をしてきたということがございまして、農業経営に占める米のウエートが低いわけでございます。さらに、畑地が農地の半分を占めるなど、生産構造は本県特有の全国とはかなり違った状況になっているわけでございます。また、土地の基盤整備につきましても、全国に比べますと進んでいないと、狭小な水田を多く抱えておられて、特に中山間地域におきましては、土地のまとまりも小さいということで、国の示す経営規模への短期間での農地集積につきましては、大変困難であると考えているところでございます。このため、全国一律の対策だけではなく

て、畜産、園芸を基幹といたします本県の実情に合った対策というものが需要であるというふうに考えているところでございまして、国に対しましても、必要な支援策なりを要望してまいりたいというふうに考えております。

○押川修一郎議員 副知事も宮崎に来られてもう7カ月以上がたちました。8カ月目に入ったというふうに思います。県内各地いろんなところを見て回っていただいておりますというふうに思いますから、実情は十分御理解のところだと思いますし、隣県あたりとも、やはり形態が似ているわけでありまして、連携の中で国のほうにさらに要望していただきたいと思っておりますし、同じく知事にもそのことは強くお願い申し上げたいと思っております。それから、新たな成長産業化への挑戦ということで、本県農業の目指す生産構造というのがあるわけでありまして、このことについても、しっかりこういったものについて、今後の宮崎県のあり方の中での方向づけに誤りがないような形をお願いをしておきたいと思っております。

次に、県内牛に係る凍結精液の問題についてであります。昨日、丸山議員のほうからもありましたけれども、全国的にも銘柄牛による産地間競争が激化する中で、優秀な種雄牛も作出されております。一般的に種雄牛につきましては、県で主体的に造成しており、他県にも民間のもの以外流通しないシステムだと聞いております。しかしながら、優秀な種雄牛の凍結精液は人気が高いことから、最近も他県において偽造精液証明書の問題が起きたところであります。本県におきましては、昭和48年以降、家畜改良事業団にて一元管理され、家畜改良協会を通じて配布されておりましたが、今般の新聞報道によって、公正取引委員会からの指摘も踏ま

え、希望者に提供する方針決定をされたということではありますが、決定に至るまでの経過について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 県有種雄牛の凍結精液配布につきましては、地域の家畜人工授精師協会が公正取引委員会から独占禁止法上の問題点を指摘されたこと、さらに、家畜改良協会以外的人工授精師等から配布を希望する声もありましたことから、平成21年度以降見直しを行ってまいりました。見直しに当たりましては、法令遵守の観点から、公正取引委員会や弁護士の見解を聞いた上で、関係団体とも十分に協議を行い、今回公表しましたような見直しの方向性を整理し、一定の理解を得たところであります。平成22年度には、各地域の家畜改良協会に説明を行っていくこととしておりましたが、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生により、地域での説明が十分に実施できず、今年度、県内各地域の家畜改良協会への説明が終了したことから、今般基本的な方針の考え方を公表したところでございます。

○押川修一郎議員 農政水産部長、再度、今回の凍結精液配布見直しについての経過をお伺いしたいと思います。

○農政水産部長(岡村 巖君) 県有種雄牛の凍結精液配布の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたように、公正取引委員会からの注意や国からの指導、また新たに凍結精液を入手したいという家畜人工授精師等の要望もあつて、平成21年度から関係機関・団体と協議を重ね、一定の理解が得られたとの認識をしております。今回公表を行ったということでもあります。今後、今回公表いたしました方針を関係者に十分説明いたしながら、法令を遵守した新たな配分方法で、宮崎牛ブランドがさらに発展するよ

う、関係者の理解と協力を求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川修一郎議員 ただいま再度説明をさせていただいたわけでありますけれども、宮崎牛のブランドづくりに向けては、長い歴史の中で県のみでなく、県議会も車の両輪となって取り組んできたところであります。そのような中であって、今回のストロー管理体制の改革について、これは宮崎牛ブランドにかかわる非常に大きな事項であると私は思います。これについて、平成21年度に問題点についての説明はさせていただいておるものの、その後の報告がないまま、今回新しい方針が公表されたということであります。やはり検討の経過なり方向性について、議会に対してもしっかりと説明をしながら進めるべきではなかったかと考えます。今後具体的な方策等について検討を進めていくと思いますが、それに当たっては、関係者に対して丁寧な説明を行い、共通理解を醸成するとともに、県議会に対しても丁寧な説明をいただきたいと思われすし、連携をしっかりと図りながら進めていただくようお願いをしたいと思いますし、そして、ともに宮崎牛ブランドを一層強固なものにしていくよう、強くこれは知事をお願い申し上げておきたいと思われす。余り時間がありません。

次に、県有種雄牛凍結精液の配布について、今までそれぞれの地域でできた種雄牛の種は、優先的に系統に合わせて配布されていたということですが、今回、門戸を広げられることによって、種雄牛造成やブランドづくりに影響はないか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 宮崎牛の改良やブランドづくりには優秀な種雄牛を継続的に造

成していくことが重要であり、今日まで肉用牛農家を初め、さまざまな関係団体の協力を得ながら、まさに挙県一致の体制で種雄牛造成を行ってきたと認識しており、この体制は今後も引き続き維持していきたいと考えております。したがって、県有種雄牛の凍結精液を用いての種雄牛造成は、今後も挙県一致体制で行ってまいりますし、新たに県有種雄牛の精液を利用される方にも、宮崎牛ブランドづくりの意義について、十分に理解いただくとともに、試験種つけなどの協力を求めていくこととしたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、現在は家畜改良協会に所属する人工授精師130名で、新たな対象者が約270名になるようであります。門戸を広げることによって県外流出の心配はないのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 県有種雄牛凍結精液の管理につきましては、現在、スマートフォンを活用し、家畜人工授精師が精液の利用や毀損等の情報を正確に報告していただくことで、家畜改良事業団等がリアルタイムで需給管理が行える新システムの構築に取り組んでいるところであります。今後、新たに凍結精液を供給する家畜人工授精師等についても、当然このシステムに加入していただくこととなります。県としましては、本システムをしっかりと運用していくよう指導するとともに、県有種雄牛凍結精液については、本県畜産の貴重な財産であることを関係者に周知し、不適正な県外流出の防止に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。しっかりそこあたりをお願いしておきたいと思われす。

実は、西都原整備についてありましたけれど

も、先ほど松村議員のほうからもありました。
知事、最後に地元の関係者あるいは県のそういう関係者と一緒になって、ぜひ宮内庁に行っていて、この整理、伐採あるいは間伐でも結構でありますから、一緒に行ってくださいますようお願いをしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） しっかり地元の御要望を受けとめながら、しかるべき対応というものをとってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。
以上で一般質問を終わります。（拍手）

○十屋幸平副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時7分散会

12月2日（金）

平成 23 年 12 月 2 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 23 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-------------------|-------------|-------------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 元 邊 亮 一 | 牧 元 邊 亮 博 美 |
| 県 民 政 策 部 長 | 稲 持 正 弘 | 稲 持 正 弘 |
| 総 務 部 長 | 土 持 裕 彦 | 土 持 裕 彦 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 加 藤 隆 夫 | 加 藤 隆 夫 |
| 環 境 森 林 部 長 | 米 原 村 巖 | 米 原 村 巖 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 岡 村 玉 宏 紀 | 岡 村 玉 宏 紀 |
| 農 政 水 産 部 長 | 児 玉 島 美 敏 | 児 玉 島 美 敏 |
| 県 土 整 備 部 長 | 会 計 管 理 者 | 会 計 管 理 者 |
| 企 業 局 長 | 豊 濱 砂 公 一 | 豊 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 日 限 俊 早 文 | 甲 日 限 俊 早 文 |
| 財 政 課 長 | 教 育 委 員 長 | 教 育 委 員 長 |
| 教 育 委 員 長 | 教 育 長 | 教 育 長 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 浩 | 鶴 見 雅 浩 |
| 選 挙 管 理 委 員 長 | 川 崎 浩 | 川 崎 浩 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 孝 | 宮 本 尊 孝 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 | 四 本 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 内 修 稔 | 成 合 内 修 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 宗 仁 | 山 之 内 宗 仁 |
| 議 事 課 長 | 武 田 幸 徳 | 武 田 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 浩 太 郎 | 福 嶋 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 谷 幸 二 | 伊 豆 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 前 田 陽 一 | 関 前 田 陽 一 |

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 1971年11月13日、高千穂町の山合いにある小さな集落、土呂久の砒素公害が一人の教員によって告発されました。それから40年がたちます。裁判は、1990年に最高裁の勧告を受け、住友金属鉱山との和解で決着をします。しかし、鉱毒による苦しみは消えるものではありません。また、その支援の流れは、世界の砒素被害と向き合うNPOへとつながり、その活動はバングラデシュ、中国、ベトナムと、この宮崎から世界へと広がっています。

先月30日、残念な出来事がありました。裁判闘争の中心であり、和解後は語り部としての役割を果たしてこられた佐藤ハツネさんが、93歳でその生涯を閉じました。子供のころに宮崎で、そして土呂久で何度となく接したことがあります。その柔和な笑顔が印象的なおばあさんでした。心から御冥福をお祈りいたします。

知事もご存じかとは思いますが、この土呂久公害は、日本の近代化の中で、その負担を日の当たりづらい一部に押しつけてきた象徴であります。県史を振り返る上での重要な一ページでもあります。県が知事あっせんとして、被害の実態にそぐわない解決策をとろうとしたことも問題を複雑化させました。しかし、この知事あっせんの反省に立ち、問題解決のために心血

を注いだ県職員も数多くいらっしやったと聞いています。ベテランの職員の方々には、さまざまな形でこの問題に携わった方もいらっしやることでしょう。また、この県議会の場でも何度となく扱われてきたテーマでもあります。

ぜひとも、知事、この機会に見ていただきたいホームページがあります。告発からちょうど40年目を迎えた先月13日、「土呂久 砒素のミュージアム」がサイトオープンしております。そのトップページには、「記憶 時の流れにはあらがえない 老いにもあらがえない それでも、忘れてはならないことがある」と記されています。私は、この土呂久公害事件の支援活動にかかわる家庭に生まれ育ち、この事件が社会に目を向けるきっかけとなり、新聞記者、そして今、この場に立っています。社会に埋もれている「声」を大切に、「届けるべき声がある」と、政治活動に入りました。きょうの一般質問では、県議としての7カ月を振り返り、私なりにさまざまな形で集約してきた「声」をテーマに質問を行わせていただきます。

さて、具体的な質問に入ります。先月27日、宮崎から500キロ離れた大阪から衝撃的な選挙結果が伝わってまいりました。都構想を掲げ、大阪市長選と大阪府知事選のダブル選挙を仕掛けた「大阪維新の会」が、両選挙で候補者を当選させました。この余波は今後、地方自治のあり方という意味では、全国に少なからず影響を与えると考えています。知事は、全国知事会などで橋下新大阪市長とも御交流があるかというふうに考えますけれども、選挙結果、そしてまた現時点でいえば法律上の課題がある大阪都構想に対してどのような考えをお持ちでしょうか。また、今回の選挙では「反独裁」という言葉が飛び交い、橋下氏の政治手法も焦点となりまし

た。物議を醸している教育基本条例案、職員基本条例案についての御感想と、また本県において同様の制度が必要か否か、知事の御見解を伺いたいと思います。

壇上での質問はここまでとし、以降の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 まず、大阪における選挙結果等についてお答え申し上げます。この選挙におきましては、政令指定都市制度なり大阪都構想などが主な争点、話題となった選挙でありましたが、これは、大阪府民や市民の方々が大阪を取り巻く閉塞感の打破、何とかそれを変革してほしいと、制度に関する議論というよりも、その意向、何とか変えてほしいというところが強く反映された選挙ではなかったかという受けとめをしておるところでございます。大阪都構想につきましては、二重行政でありますとか、また「府」と「市」をあわせると「府市あわせ(不幸せ)」と言われたような、それぞれの自治体のあつれき、確執、そういった大阪の地域の実情というものを反映して、大都市制度のあり方に一石を投じる構想ではないかというふうに考えております。

その実情をつぶさに把握していない段階で賛否というところは差し控えさせていただきたいというふうに思っておりますが、一般論として申し上げますと、私も政策提案の中で市町村重視ということを掲げております。住民により身近な市町村に権限・財源を移譲して、それをより強化していくというのが今、大きな流れであるというふうに考えておりますが、必ずしもその方向ではないということを受けとめております。また、都政というものが必ずしも二重行政の解消につながるものというものでもございませんし、大都市制度にとって理想的な制度とし

て、その成り立ちも考えますと、そういうものとして今、位置づけられているものでもございません。むしろ、区に対する自治権の拡充を求める議論などもなされているというような状況でございます。これはあくまで一般論でありまして、いずれにせよ、大阪の実情を踏まえて、今回、大都市制度のあり方について大きな一石が投じられ、またそれをみんなで考えていこうというような試みがなされているわけございまして、今後の議論の展開に大変興味を持ち、強い関心を持ち、動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、大阪維新の会が提出した職員基本条例案及び教育基本条例案につきましては、橋下前大阪府知事の政治姿勢の一端を具現化したものと受けとめておりまして、その背景には、大阪への危機感と、現行の地方自治・地方公務員制度に対する閉塞感があるのではないかと考えております。民間視点の導入や公務能率の向上を図りながら、意欲あふれる公務員が地域住民のために全力を尽くすようにしたいという思い、その根底のところにある思いというものは理解できるところであります。しかしながら、この具体的な内容につきましては、従来の公務員制度改革からすると、かなり性急な改革も含まれておりますし、教育に対する政治的中立というような課題もあるところでございまして、条例でどこまで定めることが適当なのか、これは十分慎重に議論を尽くす必要があるのではないかというふうに受けとめておるところでございます。

さまざまな議論を見ておりますと、イソップ寓話に「北風と太陽」という物語があったということをお思い出すところでございます。私といたしましては、条例による職員管理の強化を図

るよりも、就任の際から申し上げております「対話と協働」というものを県庁内で進めることによりまして——もちろん一方では厳しさも必要ではありますが、あくまでも職員との信頼関係に基づいた上で——職員の一層の意識改革を促していき、県民の皆様とともに宮崎を変えていけるように取り組んでまいりたい、そのように考えておるところでございます。

なお、冒頭御発言のありました土呂久につきましても、私は以前、マスコミに勤めておられて、退職されてこの活動に取り組んでおられる方との意見交換をさせていただいたこともございます。大変関心を持って今後とも勉強していきたいと。ホームページ、まだ拝見しておりませんので、ぜひ拝見したいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 冒頭の件にまで御言及いただきまして、本当にありがとうございます。良識的な知事のもとで県議会での活動ができることをうれしく思いながら御答弁を聞かせていただきました。

実は先月23日に、大阪の市長選挙両候補の街頭演説を聞いてまいりました。私が聞いた演説がたまたまだったかもしれませんが、橋下氏の演説では、「二重行政解消のために大阪市を解消する。都構想によって大阪が世界の主要都市と肩を並べる」という主張以外に、具体的な政策を提示することはありませんでした。たくさんの方の選挙演説を聞いておりますけれども、幾ら大規模な政令市とはいえ、基礎自治体の首長選挙においては異例なことかというふうな印象を持ちました。究極の政策選挙なのか、究極のイメージ選挙なのか、不思議な感覚にとらわれたことを覚えております。

また、平松陣営では、元官房長官の野中広務

さんが応援演説に立っていらっしゃいました。言うまでもなく、日本の政治史にその名を深く刻んでいらっしゃる政治家でございます。印象的だったのは、一度演説を終えた野中さんが最後にもう一度マイクを持たれたことでした。野中さんの言葉をそのままかかりますが、「民主主義、議会政治の根幹を知らない人間」がトップに立つことの危うさを指摘して、「昭和を生きてきた人間の最後の遺言です」と、84歳の力を込めていらっしゃいました。昨日、この議場でも、閉塞感漂う社会状況の中での政治家のカリスマ性、またそのリスクについての議論が交わされていたかと思っておりますけれども、議会にかかわる者の一人として、非常に印象深く残った、重たい言葉でもありましたので、ここで御紹介をして、このテーマを終わりたいと思います。

続けて、全国的な課題でもう一問、知事にお伺いをいたします。今、国政では社会保障と税の一体改革の議論が進んでおります。12月中には与党内で一つの山場を迎えそうですので、現時点での知事の率直な見解をお伺いしたいというふうに思います。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要な改革でございますが、県や市町村というものが、医療、介護などの国の制度化事業のほかに、地方単独事業として、地域の実情に応じまして、乳幼児医療費助成等のさまざまな社会保障サービスを提供しているという実態がございます。したがって、「社会保障と税の一体改革」の中で、これらの地方単独事業の役割についても十分な評価がなされまして、その財源についても安定的な確保が図られる、手当てがなされるということが極めて重要なことだというふうに受けとめております。

現在、国におきまして、6月に決定をされま

した「社会保障と税の一体改革成案」の具体化に向けての検討が進められておりますが、先月17日に、ようやく第1回目の「国と地方の協議の場」の分科会が開催されたところでありまして、現時点では、国と地方の間で十分な協議が尽くされたものとは受けとめておりません。県としましては、今後とも、国の検討状況を注視するとともに、地方の意見が十分反映されますように、全国知事会等とも連携を図りながら、国に訴えてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 さて、県政の課題に議論を移します。まず、商工観光行政についてお伺いをいたします。

現在、県は、宮崎、東京新宿、大阪梅田、大阪堺、4つのアンテナショップを展開しておりますが、その役割をどのようにお考えでしょうか、部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） アンテナショップは、その名のとおり、県内外におきまして、県産品の魅力を売り込んでいくための情報受発信の拠点施設であります。したがって、売り上げはもちろん大事ではございますが、売れ筋商品だけではなく、県内企業が開発した新商品など広く紹介するとともに、消費者等から得られた情報を県内企業へフィードバックするマーケティング機能も有しているところでございます。また、季節ごとの特別フェアの開催や県外のイベントへの出展、県内企業が実演販売などを行うことによる売り込みの場や、量販店バイヤーとの商談仲介の場として機能しているところであります。アンテナショップは、本県の最前線基地であり、県産品のPRや販路拡大を図る上で大変有効な施策の一つでありますので、今後とも、関係団体と連携して、一層の販売促進や店舗の有効活用に努めてまい

りたいと考えております。

○渡辺 創議員 今の御答弁にもありましたけれども、まさに市場調査機能、つまり首都圏において、また近畿圏において、今は福岡にはありませんけれども、北部九州圏において、宮崎県産品がどれだけの可能性を持っているのか、それを探ることが重要だと私は思っています。さらに、その情報のフィードバックによって戦える商品へと、そこに向かう改良につなげていくことが大切だというふうに思うわけです。そして、その商品というのは、いつまでもアンテナショップの人気商品であればいいわけではなくて、普通の百貨店であったりスーパーであったり、普通に買える商品になっていくということが一番重要なことだと、理想のことだというふうに思っています。

そこで、東京を例に挙げて考えてみたいのですが、新宿KONNEにおいて、今どれだけの商品を扱って、市場調査機能——マーケティング機能ということでしたが、その意味ではどういう取り組みを行っている現状になっていすでしょうか、部長の御答弁を……。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 新宿みやざき館では、食品、飲料、工芸品など合計で約1,200の商品を取り扱っております。また、市場調査機能、いわゆるマーケティング機能といたしましては、消費者ニーズを把握するため、日常の接客の中でいただいた声や量販店のバイヤー等から収集した情報はもちろん、来館者にはがきモニターを実施し、寄せられた御意見なども出品企業にお伝えして、商品改良等に役立てていただいているところでございます。

先月、私も新宿KONNEのほうに参りまして、館長——彼は民間企業出身の方でございますが——に、いろいろお話を伺ったんですが、

いわゆる県内企業へのフィードバックとか、こういったことに非常に力を入れて運営していただいているということ強く感じたところでございました。

○渡辺 創議員 物産品の販路拡大、また観光のPRというのも同様かと思いますが、どこの自治体もそれなりに取り組んでいることだと思います。しかも、都道府県という目で見れば、沖縄と北海道というのは両面でも飛び抜けている存在かと思えます。では、その中で頭一つ飛び出すためにはどうすればいいかといえ、頭一つ飛び出したことをするしかないというのが現状だというふうに思えます。言い方を変えれば、予算面も含めて思い切った展開を行っていくことが重要なかぎになるはずで。

今、部長の御答弁にもありましたけれども、私も新宿KONNEにお邪魔をいたしまして、新しい館長さんとお話をさせていただきました。非常にやる気にあふれていらっしゃいます。「宮崎プロへの道」と銘打って、明るく元気なホスピタリティーあふれる場を目指すとともに、25人の職員の方が、冷や汁や地鶏の商品ごとの違いがきちんと説明できるようになろうと、そういう努力も積み重ねていらっしゃいます。また、民設方式の大阪の堺では、以前から宮崎牛を扱っていただいています南海グリの女性社長が、宮崎の品をデリーに扱える場所にしたい、そういう目標を持たれて御尽力いただいております。しかし、いずれの場所でも耳にしたのは、県が何をしたいのか、このアンテナショップという場をどういう場として何をここで実践していきたいのか、そういう強烈なメッセージが伝わってこないという御指摘がありました。知事にお伺いをしたいと思います。まさにアンテナショップの今後について、知事

はどのような考えをお持ちか、お伺いしたいというふうに思います。

○知事(河野俊嗣君) アンテナショップは、先ほど部長が答弁しましたように、本県の持さまざまな物産、そういったものをいかにアピールしていくか、まさに最先端の場であるというふうに考えておるところであります。新宿みやざき館KONNEにおきましては、かめで仕込んだ焼酎ですとか、冷や汁などが大変な人気だということで、その素材のよさとか、こだわり、どれだけ手間暇かけているか、そういったところをアピールしているということでございます。そういった、いかにストーリーをつくって訴えていくかということが大事だというのが、そういう売れ行き状況を見てもわかることでありまして、やはり消費者のニーズを踏まえつつ、我々としても仕掛けというものを試していく、そういった場として、今後とも有効活用してまいりたいというふうに考えております。本年6月には、民間の活力やノウハウを生かした特約店方式による新たな店舗を関西地区で開設したところでございまして、そういう民間の力とも連携を図りながら、より充実を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 1つ提案を申し上げたいというふうに思います。私は、「KONNE」という名称の積極的な活用が必要だというふうに思います。もともと新宿の物産館の名称として始まったネーミングであって、商標登録もされているということは知っております。しかし、東京だけで浸透するものではない、1店舗あれば浸透するというものではないと思います。今、大阪の堺を含めて2店舗が「KONNE」という名称を使っているわけですが、なぜ4店舗すべてで「KONNE」という愛称を使わないの

かということに疑問が残ります。大事なのは、宮崎の物産を扱っているところが「KONNE」というところだということ、広く広く浸透させることだというふうに思っています。

例えば、都市部では「わしたショップ」といえば沖縄の物産を置いているところだというのは、かなり広く浸透しているかと思えます。私も東京でサラリーマンをしていた時代に、石垣島のラー油が欲しいから「わしたショップ」に行くとか、まさにそういうふうに使ったこともございますが、そういう場に宮崎のアンテナショップもならなきゃいけないと。

目を転じてみれば、楠並木通りでやっている物産展といいますか、道に並ぶお店では「KONNE市」というタイトルがついたりしているのに、なぜか県庁の隣の物産館は「KONNE」とは言わない。そんなに大きな課題があるような気はしないんですけども、もし東京から宮崎に観光に来て、県庁の隣の物産館で買い物をしたときに、そこが「KONNE」という名前になっていれば、東京に帰って新宿の南口で宮崎の「KONNE」を見たときに、ああ、ここも「KONNE」というんだ、宮崎の物産品を置いているところだなというふうに思うこともあるかもしれませんし、またあわせて、宮崎の楽しい思い出というのもよみがえってくるわけだというふうに思えます。

ほかにも、いいかげんな提案ですが、例えば協力していただいて宮崎県の物産品を5品以上まとめて1カ所に置いてくれるというようなお店があれば、そこに例えば「ミニKONNE」という商標をつくって、そういうブランド展開もできるようにしていく、そうすれば、そういうものをたくさん目にすることが出てくれば、草の根の取り組みかもしれませんが、「KON

NE」イコール宮崎の物産を扱うところだというイメージが浸透し、またその中で増幅していくんだというふうに思います。そんなに大してお金のかかる取り組みだとも思いませんので、すぐにでも取り組めるのではないかと思います。知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 大変興味深い提案をいただきましてありがとうございます。もともと「KONNE」の名称というのは、県外に物産を打って出るためのものということで、まず新宿のアンテナショップの名称、さらには県物産貿易振興センターが実施しますイベントの名称として使用されてきたところでございます。今、堺みやざき館にも名称使用を認めているということで、一定の基準が今の段階ではございます。販売品目は常時10社以上かつ100品目以上扱うとか、名称を使用して1年以上にわたってちゃんと営業してもらえる、それから、ちゃんと県産品のPRにつながるようなという、いろんな要件をつけているところですが、「ミニKONNE」の提案の話、それから、みやざき物産館にも「KONNE」という名称をとということでございます。これは、統一的なイメージ戦略という観点からも大変有効なものというふうに受けとめております。関係団体とも協議の上、御指摘を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 前向きに取り組んでいただけると理解をいたしました。

さて、県は知事の政策提案に基づいて100万泊県民運動に取り組んでおります。県内の人口流動を高めて経済の活性化を図りながら、県内の地域間交流であったり、相互理解を推進することかと思えますが、その進捗状況はいかがでしょうか、県民政策部長にお伺いします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 現在、県、市町村を初め、民間団体、事業者、県民が一体となって広い意味での地産地消を推進します、新たな県民運動の取り組み方針あるいは推進体制の検討を行っておりまして、100万泊県民運動についても、この中で具体的な取り組み内容の検討を行っているところでございます。また、100万泊県民運動の展開に当たりましては、県民の皆様一人一人に、県内の地域資源や観光地につきまして、まずは知りたい、そして行ってみたい、それから泊まってみたいと思ってもらい、その上で、県内観光や地域の交流活動、イベントへの積極的な参加等、県民の皆様一人一人ができるところから実行していただくことが必要でございます。このため、県としましては、県民が知るための情報発信の強化、あるいは学校におけるふるさと学習の推進、そして県民が行ってみたいと思えるような中山間地域と都市部との交流イベント、あるいは観光地の磨き上げ、それから、県民が泊まってみたいと思えるような体験・滞在型観光の普及促進、あるいはグリーンツーリズムの推進等を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○**渡辺 創議員** 本格的に稼働するのはこれからというふうに認識をしております。口蹄疫だったり、新燃岳の噴火活動によって、宿泊関係の業界の皆さんも大きな影響を受けていらっしゃいますので、一日も早い取り組みが具体的に目に見える形で進んでいくようお願いしたいというふうに思います。

続けて、観光施策にテーマを移したいと思えます。観光のPRにおいては、その県のイメージを的確に打ち出すことが重要だと思います。最近でいえば、「うどん県」と銘打った香川県の取り組みは、まさに思い切り方も明快で、上

手に戦略が練られたものだというふうに感じています。さて、我が県に目を移すと、東国原前知事という強力なイメージから抜け出して新しい宮崎のイメージをつくり上げていくというのは、重要であり、かつ、なかなかハードルの高い作業かと思っております。その意味では、destinationキャンペーンの一環で使われています「ゴクジョウ」というキーワードのポスターの展開であったり、また、きのう松村議員が取り上げていらっしゃるけれども、スピリチュアルな観光資源と若い女性をつないだ「宮崎恋旅」を初め、「ゆっ旅」「波旅」など、いい方向性での展開ができているというふうに感じています。しかし、これからも絶え間なく、時に斬新で、時に新しいイメージを打ち出し続けなければ、本当の意味での定着はないんじゃないかというふうに感じるのですが、知事は今後の宮崎県のイメージ戦略についていかなるお考えをお持ちでしょうか。

○**知事（河野俊嗣君）** ただいま御指摘のありました香川のうどん県は、一つのコンセプトに割り切る、非常に発信力、アピール力があるというふうに受けとめておるところであります。ただ本県には何か一つに割り切るにはなかなか難しいといえますか、それだけ多彩な魅力があるものというふうに受けとめております。マンゴーなら宮崎、牛肉なら宮崎といった本県のイメージを形成する、いわゆるイメージリーダーというものはしっかりと定着をさせつつ、それらを牽引役としながらも、農畜産物や木材、また観光では「宮崎恋旅」「波旅」など多彩な魅力を結集して、官民一体となって繰り返しアピールしていくということで宮崎全体のイメージアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

こうしたコンセプトのもとで、オールみやぎき営業チームという取り組みを進めますとともに、先般誕生いたしましたキャラクターの「みやぎき犬」——「ひい」「むう」「かあ」であります。こういったものを新たなシンボルとしてイベントやフェアなどに積極的に活用しながら、イメージアップの一翼を担わせたいと考えておるところであります。地域間競争はかなり激化をしておりますので、これまで、例えば「みやぎきweeeek」のような県外でのプロモーションでいろんな企業にも御協力をいただいておりますが、そういった大手企業などの協力もお願いしながら、県民、関係者一体となって、本県のイメージアップに取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、御答弁でもありましたが、「ワンワン・ワンワン（11月11日）」ということで先月発表のありました新しい宮崎県のキャラクター、「みやぎき犬」の「ひい」「むう」「かあ」君たちでありますけれども、部長、余り目にしないんですが、いかがお過ごしなんでしょうか。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） お話がありましたように、「みやぎき犬」は11月11日に誕生し——3匹と書いていいんでしょうか——3匹とも元気に頑張っているところでございます。具体的には、県庁前庭でのお披露目会を皮切りに、これまで宮城県山の山元町を含む県外3回、県内9回、計12回、イベント等に派遣したところであります。また、イラストにつきましては、県庁玄関へのパネル設置を初め、県のホームページやパンフレット等への使用を開始しており、今後、フェアやイベント等のPRはもとより、キャラクターグッズとか県産品等のパッケージなどにも広げていきたいというふう

に考えております。「みやぎき犬」の浸透はまだまだこれからでありますので、県民に親しまれ、末永く愛されるキャラクターとなるよう、さまざまな場面で継続的な使用、活用を図っていきたくと考えております。

○渡辺 創議員 先日、お隣の熊本県の「くまモン」のラベルが張られたしょうゆを普通にスーパーで見つけました。先日、熊本に行って宿泊した際には、熊本県のホテルに「くまモン」の名刺が置いてありました。お隣はゆるキャラ日本一となりまして、まだ「みやぎき犬」は追いかけていく立場でありますけれども、ぜひオールみやぎきで頑張っていきたいというふうに私も思っております。

この分野では最後の質問といたしますが、先日、みやぎきフラワーフェスタを来年度から行わない、中止の発表が行われました。フラワーショーの時代から考えれば40年以上にわたって宮崎の春を彩ってきたイベントの終止符としては、意外なほどあっさりしていたかなという印象を持ったんですが、後継の取り組みなども含めまして、今後、どういう展開をお考えか、部長にお伺いをしたいと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） フラワーショーあるいはフラワーフェスタとして親しまれてきているわけですが、後継の取り組みとしまして、「花旅みやぎき」を実施することとしております。これは、先月開催されました県や市町村、それから関係企業、関係機関で構成する「花とみどりのみやぎきづくり推進協議会」の総会におきまして、県内各地の花の名所を年間を通して県内外に発信し、その土地の花や文化などを楽しむ旅を提供する、いわば観光の新しい取り組みとして決定したところでございます。これは、長年開催しておりました

フラワーフェスタを通じて、自治体や企業などの自主的な取り組みによる花と緑のみやぎづくりが県下全域に広がった成果をさらに発展させる取り組みでございます。

具体的には、幾つか例を申し上げますと、五ヶ瀬のしだれ桜やシャクナゲ、西都原の桜や菜の花、日南市南郷町のジャカラダ、それから生駒高原のコスモスといった四季折々の花の名所やイベントなどを掲載したガイドブックを作成し、情報発信を行うとともに、「花旅みやぎ」の始まりを県内外に広くPRするために、花びらでスケール感のある絵を大勢の参加者で制作し、そしてまた展示をしていくインフィオラータや、3Dの屋外映像の放映などのスターティングイベントといたしますか、こういった始まりを広くPRするイベントを、来年3月に宮崎市内で開催することといたしております。

○渡辺 創議員 非常に楽しいイベントが、スタートとして行われるようです。また、4番目のラインナップというか、花旅——恋旅等々に続く新しい展開として期待もしたいというふうに思います。

続いて、スポーツ振興に関して伺いをいたします。

知事の政策提案の中には、甲子園優勝や国体、高校総体等の上位入賞というものがあります。具体的にはどのように取り組んでいるのでしょうか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 競技スポーツにおける本県選手の活躍が、県民のスポーツに対する関心を高めるとともに、地域におけるスポーツ推進に寄与するものでありますことから、県教育委員会におきましては、競技力の向上を図るために、それぞれの競技団体が実施する強化練

習や合宿等に対する支援、スポーツ教室の開催、トップレベルの指導者の養成のための派遣研修の実施、有望社会人の受け入れ体制づくりなどに取り組んでおります。その中で、特に本県競技力の中核となります少年競技力を維持向上させるために、各地域でスポーツ教室等を実施したり、中学校や高等学校における競技力推進校の指定や、優秀な選手を選出しての合同合宿練習等を行うなど、小・中・高の一貫指導体制の充実に取り組んでいるところであります。今後とも、関係機関と十分連携を図りながら、県民に元気と感動を与えることができるような競技力の向上に取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 いろいろと取り組みはあるようなんですが、詳しく調べてみると、基本的には各事業とも組み替えによる事実上の継続であったり、また予算額的に見ると、平成19年度に1億6,981万円あった予算が23年度には1億5,567万円と、下降傾向にあるわけです。厳しい財政状況の中というのはわかりますが、果たしてそれは十分なのでしょうか。また、強化校の指定のあり方についても、私は個人的にですが、1校集中の指定というよりも、複数校が競い合って、その結果として競技力が上がっていくというのが、学校教育の一環ということを考えても望ましい形ではないかというふうに思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 競技力向上関係予算につきましては、厳しい財政事情の中、増額していくことは、現在のところ大変難しい状況にあります。県教育委員会では、限られた予算の中で最大限の効果を上げることができるよう、県体育協会や競技団体等と連携しながら、先ほど申し上げましたような、選手の育成強化、指導者の養成確保などの面から、中長期的

な戦略を立てて継続的な対策を講じているところでありまして、今後とも、さまざまな工夫改善を加えながら、競技力向上に取り組んでまいりたいと思います。

また、強化指定校についてでありますけれども、本県における高等学校のスポーツ水準の安定的な維持や、国民体育大会における競技力向上に資するために、全国に通じる競技力を有し、今後もその維持向上が期待されるなどの条件を満たす運動部を指定して、遠征・合宿費の補助や研修会派遣などの支援を行っております。本年度は22校21競技44部を指定しているところでありまして。また、1つの競技で2校以上が全国レベルにある場合には、複数の学校を指定したり、強化指定校の競争相手となるライバル校支援制度を設けるなど、お互い競い合いながら、競技力の向上を図る取り組みも行っているところでありまして。

○渡辺 創議員 こういうお話をさせていただいたのも、少し思いがございましてお話をさせていただきました。私は、ちょうど10年前になりますが、2001年夏の甲子園——当時、新聞記者をしておりましたが——第83回大会ですけれども、優勝候補だった横浜の横浜高校と一緒に、帯同記者として夏の甲子園、一夏を過ごしました。結果としては、優勝した日大三高に準決勝で1点差で敗れましたけれども、全国制覇という大きなプレッシャーをかけられた高校生の生徒さんたちがどういう思いで過ごしていくのかというのをつぶさに見てまいりました。本来、スポーツを頑張るといことは、自分のためであったりとか、近くで応援してくれる家族だったり、仲間のために頑張ることであって、県のためにというような重荷を大人が背負わせる必要はないんじゃないかと私は思います。そ

うでなくても、その思いというのは子供たち自身がそれぞれ強く感じているところです。子供たちに伸び伸びとプレーをさせてあげて、そこに結果が伴ってきたときには、本当にみんなで一生懸命、心から喜んであげる、それが大人の役割ではないかというふうに私は思います。政策提案で掲げる内容に適しているかどうかということにも個人的には疑問がありますけれども、それが大事だと、甲子園優勝、国体上位、高校総体上位というのが重要ということであれば、実態が伴った取り組みにすべきではないかというふうに考えますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 流行語大賞になりましたけれども、「なでしこジャパン」の優勝というものが、大変つらく厳しい我が国にどれだけ感動と希望を、それから力を与えてもらったか、今思い出しておったところでございます。競技スポーツへの取り組みというものは、一般の皆さんに対する生涯スポーツの振興にも通じますし、国民、県民にさまざまな形での勇気や希望、それから力を与えてもらえるものだと、そういう思いでこの競技スポーツの振興というものを掲げておるところでございます。

今、甲子園の横浜高校の話がございましたが、恐らく、それぞれの県のそれぞれ状況に応じて、どういう思いで臨んでいるかというのは違うのではないかという思いがしております。この宮崎県において、九州・沖縄で唯一宮崎だけが後塵を拝しているという、その悔しい思いで頑張ってもらっているというふうに思っておりますし、今御指摘がありましたような重荷を背負わせてはいけない、それは確かにそうだと思います。でも、頑張れ頑張れと言うことは、どちらかという背中を押しているんだという

思いで、これからもいろんなところで激励してまいりたいというふうに考えております。

それから、政策提案、アクションプランなどで競技スポーツの振興を掲げておるわけでございますが、これは県が例えば何か強化費をつけてお金をつけて、県だけが何かをやるということではございませんで、こういう一つの呼びかけに対して、競技団体、関係団体、また企業も含めて、自分たちに何ができるだろうかと考えていく、そのプロセスも非常に大事なのではないかとこのように考えておるところでございます。まさに、県民総力戦でスポーツの振興を図りながら、県民の元気、それから健康増進などにも資していきたい、取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○渡辺 創議員 続いて、総合型地域スポーツクラブをテーマにしたいと思っております。文部科学省が旗振りをして、本県においても、知事も重要性を唱えていらっしゃるけれども、県内での状況と県の支援の姿勢を教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 本県では現在、13市町で22の総合型地域スポーツクラブが設立されておりまして、それぞれのクラブでは、会員からの会費を基本として、スポーツ振興くじ助成金や地元自治体からの補助金、さらには体育施設管理の受託や物品販売などによる財源確保を図りながら、会員が知恵や力を出し合って自立した運営に向けて努力をされております。県教育委員会では、クラブ設立1年目の立ち上げ時に、財政的な支援を行うとともに、クラブ運営に直接携わるクラブマネジャーの育成や資質の向上を図るため、養成講習会を開催しております。さらに、先進クラブ事例等の情報の提供ですとか、県内クラブ間の情報交換の場として定

期的に総合型クラブ連絡会議を開催するなど、クラブの円滑な自主運営に向けた支援を行ってるところであります。総合型地域スポーツクラブは生涯スポーツ推進の核となる組織でありますので、今後とも、市町村や県体育協会等と連携を図りながら、継続的、安定的なクラブ運営が図られるように支援に努めてまいります。

○渡辺 創議員 今の答弁でも、スポーツ振興くじ（toto）の助成金に触れられておりましたが、そこをもう少し詳しく御説明いただきたいのと、基礎自治体の支援の実態、具体的にはどういうふうになっているか、御説明いただきたいと思っております。教育長にお願いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 総合型地域スポーツクラブは、会員である地域住民の方々の自主運営、自主財源を基本理念に掲げながら営まれている団体であります。クラブ設立の準備期間や設立当初は、人的、財政的な運営基盤が十分ではないことから、各種の財政支援がなされているところでもあります。県におきましては、設立1年目のクラブを対象に、スポーツイベントなど各クラブが実施します事業に要する経費に対して年16万円を補助しております。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、スポーツ振興くじ助成として、設立前2年間、設立準備の支援として上限として年108万円、さらに設立後5年間、クラブ運営の支援として上限年360万円と、クラブマネジャー雇用の支援として上限年413万6,000円の助成などを行っております。なお、地元自治体でも4つの市町が独自の財政支援を行っているところでもあります。

○渡辺 創議員 今ございましたが、ポイントは、totoの助成金が運営の大きな割合を占めているということなんです。私が話を聞いた宮崎市のあるクラブでは、平成21年度の決算ペー

スでtotoの助成が約400万円入っています。この年度の収入の合計は約990万円です。支出の合計は870万円です。収入で見たときに4割強がtotoの助成ということになっているわけです。このクラブは助成が切れた後に、市の事業である河川敷といいますか、河川の草刈りをやったり、いろんなことで活動費を捻出しています。会費が基本ということはわかりますし、一日も早く、助成がなくても独立した運営をやっていくようにしなければならないというのは当然なんですけれども、totoの助成がなくなれば、このクラブの場合、予算規模は3分の2に落ち込んでいまして、そうなれば当然、活動の中身も落ち込むということになります。そこが特別な例というのではなくて、今の話のところは、県内でも優良な運営を行っているところだというふうに思います。地域のスポーツ振興とともに、地域で暮らす方々の健康の増進、そういう観点においても大きな役割を果たしているものだと思います。宮崎県内ではこれからtotoの助成が切れるクラブが次々と出てくる状況になります。そのクラブが、ようやく地域で活動が浸透して認識もされてきた中で、活動を縮小していかなければならない、そういう状況になることがないように、本当の効果がきちんと生まれるよう、県としても御支援を考えていただけるようお願いをしたいと思います。

教育委員会関連の質問を続けさせていただきたいと思います。定時制・通信制高校のあり方を議論させていただきたいと思います。

教育長にお伺いをします。定時制高校、通信制高校のあり方も時代とともに変化をしてきていると思いますが、現状についてお伺いをしたいと思います。またあわせて、時代は変わっても、高校教育を受けづらい環境の中で、学びた

いという意欲を持った生徒たちの学ぶ場を保障すること、そして、一たんは学ぶことをやめた者であっても、学び直したい、再起したいという、その気持ちを尊重することができる場、これをきちんと確保していくことは大切だと思いますけれども、教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 定時制・通信制高校で学ぶ生徒の入学動機には、従来は、働きながら学びたいということが主たるものでありましたが、近年では、高校を中途退学した後に改めて学び直し、高校卒業の資格を得たい、あるいは特技を伸ばすための時間を確保したい、建築士などの資格取得のために再度、高校教育を受けたいなど、さまざまな動機で入学している状況にあります。このように定時制・通信制高校は、まさに多様な教育的ニーズにこたえる場として、その重要性がますます高まっているものと考えております。

このため、県教育委員会といたしましても、これまで、すべての定時制・通信制高校に単位制を導入いたしまして、また宮崎東高校と延岡青朋高校に昼夜開講型の定時制を導入するなどの改革に取り組んでまいりました。また、平成21年度からは、宮崎東高校通信制課程の募集人員を50名ふやしまして350名とするなど、生徒のニーズに対応してきたところであります。さらに、生徒支援相談員をすべての学校に配置し、悩みを抱える生徒たちのさまざまな相談に応じるなど、心のケアにも努めております。今後とも、働きながら学ぶ生徒だけではなく、さまざまな入学動機や学習歴、ライフスタイルを持つ生徒が学ぶ場として、その充実を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 かつて定時制夜間には、働き

ながら学ぶというイメージがありました。しかし、調べてみますと、東高校の定時制夜間で、アルバイトも含めた有職率は5割程度というふうに聞いています。そういう意味では、少し古典的なイメージなのかもしれません。ただ、少数であっても、生業的な仕事をきちんと持ちながら、学びたいという要望を持つ生徒さんはいらっしゃるはずです。そういう声にこたえるために、県教委、また学校では具体的にどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長(渡辺義人君) 社会全体の雇用情勢が厳しい中で、定時制・通信制高校におきましても、生徒の就労の場を確保することが大変難しい状況でございます。このような中ではありますけれども、それぞれの定時制・通信制高校におきましては、仕事をしながら学びたい生徒を支援するために、職員が企業を訪問したり、ハローワークと連携して求人情報を積極的に生徒へ情報提供するなど、就職先の開拓に努めているところであります。

なお、県教育委員会におきましても、全国的に実績のある講師を招聘して、働く意味と学ぶ意味の講演を実施するなど、キャリア教育の充実に努めたり、また学校におきましても、それぞれの学校で生徒による職場見学や職業講話などを実施して、キャリア教育という意味での支援にも努めているところであります。

○渡辺 創議員 先ほどの教育長の御答弁の中で、近年の定時制・通信制の役割として、高校中退者の学び直しの間という御説明がありました。そこで、お伺いしたいのですが、県内の定通制の中で最も全日制高校にスタイルに近い東高校昼間部において、高校中退経験を持って入学または編入しているケースというのはどのぐ

らいあるのでしょうか。

○教育長(渡辺義人君) 平成23年度の新入学者が79名おりましたが、中途退学を経験している生徒は10名と報告を受けております。

○渡辺 創議員 今の答弁を伺うと、中退経験者の割合は1割強と、意外と低いです。もう20年近く前の話ですが、私は、宮崎市内の県立全日制高校を中退して、この東高校の昼間部に再入学をした、今のお話で言うところの1割強にカウントされる生徒でした。その経験も踏まえて考えると、県内でも珍しい昼間定時という仕組みは、実は中学校からそのまま入ってくるお子さんたち、15歳のお子さんたちが大半なわけです。その意味では、中退経験を持って再チャレンジを図る子供たちの支援というのと同時に、先ほどの教育長の答弁でいえば、2番目にあつた特技を伸ばすための時間を確保したい、そういう積極的な目的を持った子供たちが活用できる場としての側面を重視することが、学校活性化のかぎだというふうに思います。例えば、芸術関係の素養を伸ばしたいと思っている生徒さん、学校スポーツ以外のところでスポーツに熱心に取り組んでいる生徒なども思い浮かぶところです。教育長、恐らく宮崎県で一番学力水準の高い生徒が集まるのは宮崎西高の理数科だと思いますが、ここも定員80名、宮崎東高校の昼間部も定員は80名です。私は、教育委員会が、西高理数科と同じ数の県民が学ぶ教育課程においては、当然同じような熱意を持って学校のあり方、そしてまたどういうふうに進めていくのか、考えているというふうに信じております。定時制昼間部を設置している目的とその意義について、教育長にお伺いをしたい思います。

○教育長(渡辺義人君) 定時制・通信制教育

についていろいろと御質問をいただいて、ありがとうございます。宮崎東高校定時制昼間部がありますが、平成2年度に、従来の夜間部に加えて、定員40名の新しい課程として設置をいたしております。その設置目的は、多様化した生徒の教育ニーズにこたえるためでありまして、例えば、中途退学した生徒や、朝から夕方までの授業を受ける全日制での修学が難しい生徒、特技を伸ばすための時間と学びの時間を両立したい生徒など、さまざまな事情を持つ生徒に対応した新しい学びの場を提供いたしております。

この学校の昼間部の特色といたしましては、全日制の高校と違いまして、1つには、必要な科目だけを選択し、授業のない時間は自由を使うことができること、2つには、そのような自由な時間の使い方ができる学校でありながら、3年間で卒業が可能であること、3つには、必要に応じて定時制夜間部や通信制の科目を履修できること、4つには、制服がないなど自由な校風であることなど、柔軟なスタイルで学ぶことができることとあります。このようなことから、本校昼間部のニーズは高いものがありまして、平成13年度には定員を80名にふやしたところではありますが、働きながら学ぶ生徒だけではなく、さまざまな入学動機や学習歴、ライフスタイルを持つ生徒たちが、ともに学び合い、刺激を与え合う場として大きな役割を担っていると考えております。

○渡辺 創議員 いい学校なんです。卒業生だからよくわかります。ただ、目的を持って学校を活用するという姿勢を持たなければ、なかなか次が開けてこないというのも事実だと思います。たくさんの御努力があることもわかっておりますし、現実的な運用の中で課題があること

もわかります。しかし、それでも学校というのは次に向かっての羽ばたきの場であると、私は思っています。それを強く打ち出して、積極的な学校をつくっていただきたいというふうに思っています。

同じ定通制に関してですが、これは質問にしておりましたが、質問はやめます。ぜひとも、定通制の学校等について、その学習環境のさらなる向上に、教育委員会としても御尽力をいただきたいと思います。先日、東高校の、10年来プレハブの校舎が続いておりましたが、新しく完成した校舎を見てまいりました。きれいな校舎で、まさにすばらしいと思ったんですが、狭い敷地の中で、窓をあけると、隣は2メートルで大宮高校野球部のバッティングゲージがあります。夜間、午後5時55分から始業する夜間部もあります。ぜひとも、個別の理由にも御配慮いただいた対応をいただきたい、これはお願いにしたいと思います。

さて、定時制・通信制には、年に一度、県内の生徒さんたちが一堂に会する生活体験発表会というのがございます。ことしも10月2日に宮崎市で行われまして、定通制の教育振興会会長の坂口議員、また同参与の井上議員とともに私も出席をして、生徒さんたちのお話を聞かせていただきました。私が感想を申し上げるよりも、すべての発表を真剣に聞いていただいております教育委員長に御感想を賜りたいと思います。

○教育委員長(近藤好子君) 今、議員の御発言にありました「定時制・通信制生徒生活体験発表及び文化の集い」は、例年10月に開催しておりますので、その中で生活体験発表として、定時制・通信制で学んでいる発表者がそれぞれ思いを語るものです。今年度も8名の生徒さん

が、一度は学校で学ぶことを断念せざるを得なかった過去の体験や、学ぶことから離れてしまったかつての自分への振り返り、改めて学びをスタートさせるに至ったいきさつや学ぶことへの決意、支えてくださる人々への感謝など、深く熱く語っていただきました。会場の生徒さんたちは、発表者の思いを大変真剣に聞いておられました。発表者の思いは、会場にいる、ともに学ぶ仲間への応援メッセージだということで、聞き手の心に届いていたんだと考えております。

私も昨年とことし、出席というか、参加させていただきました。その中で、感動はもちろんなんですけれども、私の率直な感想は、私もあしたから頑張ろうと思ったということです。それは、力をいただいたということだと感じております。その力は、発表者の中に育っている自分と向き合って前に進む、その生きる力が伝わってくるからだと感じております。このような取り組みは、教育の原点に触れることができる貴重な発表大会でありますので、今後とも、私も私自身のためにも参加していきたいと考えております。以上です。

○渡辺 創議員 私もまさに同様の気持ちで聞いておりました。知事に提案がございます。来年必ずとは申し上げませんが、ぜひ会場にお越しただいて、生徒の発表を聞いていただきたいというふうに思います。高校生全体から見れば、一風変わった環境で学ぶ少数派かもしれません。人よりも少し早く、少し多くつまずきを経験した生徒が多いのかもしれませんが、しかし、その彼らが今の歩みの中でまさに必死に紡ぎ出そうとしている言葉に、ぜひ耳を傾けていただきたいと思います。知事がお越しになれば、必ずしも学びやすい環境ばかりで高校生活

を送っているわけではない生徒さんたちにも大きな励みになると思いますが、知事、前向きな御答弁をいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ただいまの教育委員長の話も伺いながら、強く関心を持ったところでございます。私も、日程の都合が許せば——例年10月の第1日曜日ということでしょうか——ぜひ出席の機会を持ちたいというふうに考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

残り幾つか質問させていただきます。まず、県警本部長に伺います。聞くところによりますと、全国的には相変わらず振り込め詐欺の被害が横ばいでいっているというふうに聞いております。また、最近は訪問型と言われる手口も全国的にはふえていると聞いておりますが、県内の状況はいかがでしょうか。

○警察本部長（鶴見雅男君） 振り込め詐欺の発生状況でございます。県内でまず最も多かったのは、発生件数でございますと、平成18年の262件、被害額で申しますと、平成20年の1億8,978万円でありました。本年は10月末現在で10件、540万円ということで、大幅に減少しているという状況であります。全国的には、10月末現在で5,220件の91億4,000万円の発生ということで、認知件数は約5%の減少でありますけれども、被害額は約43%の増額というふうに聞いております。特徴でございますけれども、先ほどございましたように、特に首都圏を中心に、子供や孫の友人等を名乗って電話をした上で、被害者宅を訪問して現金をだまし取る手口、それから警察官等を名乗ってキャッシュカードをだまし取る手口、そういったオレオレ詐欺が増加しておりますけれども、県内におきましては、こういった形での訪問型のオレオレ詐欺の認知

は発生しておりません。

○渡辺 創議員 ピーク時262件というのが今年度は10件というのは、県警察のまさに熱心な取り組みが功を奏していると思いますので、積極的なアピールもされていいのではないかというふうに思います。

続けて、自転車で最近話題になっていますピストに関して県内の状況はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） ピスト自転車にはブレーキがございませんので、これで公道を走れば制動装置不良自転車運転に当たって、5万円以下の罰金が科せられるということになります。ピストにつきましては、3～4年前から東京や大阪等で利用者がふえまして、歩行者との事故も発生するというようなことで、危険性や迷惑性が指摘をされているところでございます。県内での大型自転車店ではピストの販売実績がないようでありますし、県内でピストが関与する交通事故も発生しておりませんので、利用者は県内では少ないものというふうに考えております。この7月から自転車利用者に対する取り締まりを強化しておりまして、11月末現在で交通事故絡みを含めて24件、違反を検挙しておりますが、そのうちの1件がピストで県道を走っていたというものであります。今後とも、ピストによる公道走行につきましては、積極的な検挙措置をとってまいりたいというふうに考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

続けて、県土整備部長にお伺いをします。宮崎市を流れる八重川の河口付近から、隣接する津屋原沼——通称タンポリと言われるところですが——その付近の河川の土砂の堆積が深刻になっています。地元の皆さんや関係者の皆さん

から対策を求める声が強くなっております。私も何度か現場に足を運びましたが、干潮時には水位がひざよりも下というぐらいの状況になります。船の航行等にも問題が出る状況になっています。管理者がいろいろ分かれているとか、難しい問題があるのはわかりますが、ぜひ横断的に、何とか問題の解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。部長の御見解をお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 八重川の河口から津屋原沼までの間は土砂が堆積しておりまして、船の航行に支障があるという話は、県のほうにもそういう声が届いておるところでございます。この区間は、管理者が国と県に分かれておるところでございます。国とも連携し、対応については検討しているところでございますが、河川管理上は特に支障がない、そういう状況にございまして、その対応に苦慮しているところでございます。しかしながら、現地の状況につきましては、十分認識をしているところでございますので、今後とも、国とも連携を図りながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 難しい課題がたくさんあることはわかりますが、住民の皆さんにとっては、管理者が国だ、県だとか、県の中で担当課が違うということは、壁の向こう側の課題でしかありませんので、ぜひ住民本位の姿勢で取り組みを引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続けて、質問としては最後のテーマといたしますけれども、県内におけるウイルス性肝炎患者の現状、そしてまた他県では実行例のある患者及び介添え者の交通費助成について、現時点でのお考えを福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） B型及びC型肝炎ウイルスの感染者でございますけれども、国内で300万人を超えているとも言われておりますことから、本県では、あくまで推定でございますが、約3万人の感染者がいると推定をされているところでございます。肝炎ウイルスは、感染の後、持続感染により慢性肝炎を引き起こすことがあり、さらに肝硬変、肝細胞がんへ進行することもあります。肝炎ウイルス感染者を早期に発見し、適切な治療を受けることができれば、進行を防ぐことができます。このため、県としましては、保健所や医療機関での無料検査を行いますとともに、慢性肝炎患者のインターフェロン治療等に対する医療費助成を行っているところでございます。

お尋ねの肝炎ウイルス患者等に対する通院交通費の助成につきましては、全国では、都道府県でございますが、新潟県が遠距離の通院者——片道50キロ以上ということでございますけれども——に助成しているという実態がございますが、他の疾患との公平性の観点などから、県としての事業化は難しいというふうに考えております。今後とも、国において本年5月に策定されました「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づきまして、肝炎に関する対策の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 なかなか厳しい御答弁ですが、状況もわかります。

続けて、肝機能障害において障害者手帳の申請が2年前から可能になっているかと思いますが、県内の実態を部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 肝機能障害につきましては、今御指摘がございましたように、平成22年4月から身体障害者手帳の対象と

なったところでございます。本県では、23年9月末でございますが、119名の方から申請がありまして、85名の方に手帳を交付いたしております。

○渡辺 創議員 患者団体の方々からは、家族の経済的な負担等を思って障害者手帳を申請して、交付を受けた後、2日でお亡くなりになった患者さんがいらっしゃったりと、悲痛な思いを伺っています。県の財政状況も非常に厳しい中というのはわかりますし、またほかの難病も含めて、できる限りの御支援を検討いただけるようお願いしたいというふうに思います。

質問は以上で終わりましたけれども、一言申し上げさせていただきたいと思っております。私は6月議会の一般質問で、県庁本館正面玄関にあります前東国原知事の人形とパネルの撤去を求めました。時間はかかりましたが、残っておりましたパネルも今週初めには移動をされたようでございます。この間、知事には大変御迷惑をおかけしたかもしれませんが、新しい宮崎の構築に向けての、まさに自立に向けての第一歩が踏み出せたようなすがすがしい気持ちでおります。前回の質問後、批判も含めまして、さまざまな声をいただきました。その多くは、「よく言った」というものでありました。多くの県民の声を……（「本当か」と呼ぶ者あり）本当かという御指摘も今、後ろのほうからありましたけれども、きちんと声を聞いた結果、御批判の声もありましたが、多くの方は「よく言った」と。議会においてそういうことを発言したことは正しいという御指摘もたくさんいただきました。私は、県民の皆様の声に耳を傾け、そしてその声を質問にしたことは間違いなかったと確信いたしております。これからも、一步一步前を向いて進んでいきますことをこの場で宣言さ

せていただいて、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い一般質問をいたします。

宮崎県立高等学校教育整備計画は、社会の変化や本県の生徒数の減等に対応しながら、魅力と活力のある高等学校教育の推進と第2次宮崎県教育振興基本計画の具現化を図ることを目的として策定されます。計画期間は平成25年度から平成34年度まで、10年間を見通した基本計画となっています。子供たちが多くいる地域は活力があり、言いかえれば学校は地域コミュニティの核であり、防災施設であり、地域振興の大きな力でもあります。地域から高等学校がなくなるという事態は、地域活力をもぎ取られる思いもあり、避けたいと、私自身はもちろんのこと、関係地域の議員からの声が強く県議会でも上がり、関係地区の首長からも要望が上がっていることは御承知のとおりです。中山間地域対策に懸命に取り組んでいる傍らで、地域から学校という核を奪うようなことは胸が痛くなるような思いです。ただ、現実的に言えば、未来みやざき創造プランでも明らかなように、本県人口構造の将来推計と予測は直視しなければならぬことも事実です。今回の宮崎県立高等学校教育整備計画策定における議論は、宮崎県の子供たちがどの地区でどのような高等学校教育を受けることができるのか、その方向性が明らかになるのではと注視しているところです。まず、知事に、各地区の高等学校の方向性については地域に与える影響が大きく、また県勢の均衡ある発展をかんがみ、政策的に知事と関係市町村長との協議の場を持ち、十分議論を

重ねた上で、方向性を示すべきと考えますが、お尋ねをいたします。

次に、近藤教育委員長に、宮崎の子供たちの高等学校教育はどのようにあるべきか、また宮崎県の教育について各市町村長との協議の場を持つことについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、次は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

私は、未来を切り開き、心豊かでたくましく生き抜いていける次代を担う宮崎の子供たちを育てていくためには、魅力と活力のある教育環境を提供していくことが大変重要であると考えております。そのような観点から、現在、教育委員会におきまして、県立高等学校教育整備計画を策定しているところをございまして、その計画の中で各地区の高等学校の方向性も示されることとなるところでございます。私もこれまで知事として、円卓トーク、これは各ブロックごとの市町村長さんとの意見交換の場ではありますが、そういう円卓トーク等に出向いたり、また市町村長の皆様が県庁においでになられたときにさまざまな要望などを伺ったところでございます。地元にある県立高校に対する強い思いというものをそのような機会を通じてお聞きしておるところでございまして、こういう思いを教育委員会に伝えているところでございます。このことを踏まえながら、教育委員会におきまして、生徒、保護者、地域のニーズ等を十分に勘案するとともに、県民の代表である県議会の御意見も十分にお伺いをしながら、生徒にとってよりよい教育環境の提供という観点から、今後、検討されていくものというふうに考えてお

ります。以上であります。〔降壇〕

○教育委員長（近藤好子君）〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎の高等学校教育についてであります。私は、高等学校に進学することは、多くの子供たちが自分の未来を考え、自分と向き合い、初めて自分で選択する機会ととらえております。だからこそ、選ばれた高等学校教育は、生徒、保護者の期待にこたえるものでなければならないと考えております。また、子供たちによっては進学や就職などで本県を離れていく現状があることも踏まえ、進学した高等学校を自分で選んだという自負を持ち、生徒自身が社会の一員であることを自覚し、卒業後の未来を切り開いていく力を身につけることができるそのステージこそが高等学校であると考えております。そのためには、高等学校におきましては、生徒自身が自分の可能性に気づき、その可能性に向かって挑戦し、自己実現を図っていくために必要な知識や能力をしっかりと身につけることができる教育が求められています。

私は教育委員長として、また教育委員として、これまで多くの高等学校を訪問してまいりました。現在のところ、28校訪問しております。それが十分とは思いませんが、どの学校におきましても、高校生が授業や学校行事等に対して素直に真剣なまなざしで取り組み、地域を思う姿に深い感銘を受けました。先日、訪問しました学校で、子供たちが「地域の活性化のために」というテーマで、自分で問題点を見つけて取り組んでおりました。次に何に取り組むかというところが空欄で、それをじっと見つめておりました。私は、その空欄を見つめているということが大事なんだと、そのとき思いました。また、高校の修学旅行で東京に行きます際

に、本人たちがグループで企業訪問を企画していらっしやいました。そのときの一つに、先ほども話題に上がりました東京の物産館のKONNEを訪問先としておりました。私は、生徒さんに、「どうしてKONNEを訪問するの」と聞きましたところ、「何が売られているのか、どのように売られているのか、だれが買ったださっているのかを見てみたい」というふうに、目をきらきらさせて答えてくださいました。大変私はうれしいとともに、心強く感じたところです。このような生徒さんたちのためにも、高等学校教育をより一層、充実、発展させていかなければならないと考えているところであります。

次に、各地区の高等学校の方向性についてであります。先ほど知事の答弁にもありましたように、私は、子供たちに魅力と活力ある教育環境を提供していくことが大切であると考えております。そのような観点から、現在、県立高等学校教育整備計画を策定しているところであり、その計画の中で各地区の高等学校の今後の方向性も示すこととしております。この計画の策定に当たっては、各地域の皆様の声に十分に耳を傾けることが非常に重要なことであると考えておきまして、教育委員会におきましては、平成21年度から2年間にわたり、市町村教育長や保護者代表者等から成る高等学校教育に関する協議会等を県内各地域で延べ29回開催するなどして、御意見や御要望を幅広く伺い、この協議会からことし2月に報告をいただいております。また、教育委員会にお見えになった際や地域で開催された会議におきまして、市町村長や地元の皆様が語られました地元にある県立高等学校への強い思いにつきましても、事務局から報告を受けております。今後とも、生徒、保護

者、地域のニーズ等を十分に勘案するとともに、県民の代表者であります県議会の皆様などの御意見も十分にお伺いしながら、生徒にとってよりよい教育環境の提供という観点から慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○井上紀代子議員 大変含蓄のあるといえますか、そういう御答弁をいただいて本当にありがとうございました。ある意味では、宮崎県の高等学校教育というのはこの方向性で行くんなら大丈夫かなというふうにはちょっと思ったところですが、ただ、高等教育整備計画のことにつきまして、何点か教育長にお伺いをしたいというふうに思っています。魅力ある、特色ある高等学校というのが再三子どもの耳にも入ってくるわけですが、それはどのような学校だと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 魅力ある高等学校とは、中学生にとっては行きたい学校、保護者にとっては行かせたい学校であり、生徒が卒業後に、行ってよかったと誇りを持てる学校であると考えております。そのため、各学校におきましては、確かな学力を身につけさせること、豊かでたくましい心をはぐくむこと、そして健やかな身体をはぐくむことなどの教育を充実するための取り組み、さらには生徒が自立した社会人、職業人となるための意識や態度を育成することなどが求められていると思います。このようなことにつきまして、それぞれの学校が生徒の実態を踏まえまして、創意工夫を重ねながら、特色ある教育活動を展開することが魅力ある学校につながると考えております。県教育委員会といたしましては、それらの特色づくりのためにどのような手だてが必要であるのかな

ど、現在、高等学校教育整備計画を策定する中で検討しているところでありまして、今後、それぞれの学校の魅力と特色づくりが推進できるように支援してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、普通科の通学区が撤廃をされてから、学級数というのは宮崎市に集中しているのではないかなという印象を持って、資料の提供をお願いしたところ、そうは変わっていないと。教育委員会のほうからいただいた資料ではそういうふうな状況になっておりました。ただ、宮崎の県立高校というのは、宮崎市内にあるのは大体、10学級から11学級というふうになっているわけです。学級数の多い宮崎市に高等学校を増設する考えというか、その方向性があるのかどうか、そこを確かめておきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 現在の宮崎県立高等学校再編整備計画におきましては、全日制高等学校の1学年の適正規模につきまして、4学級から8学級を基本としておりますが、この基準を超えている1学年9学級以上の学校は、現状として宮崎市内の普通科高校3校でございます。新たな高等学校の設置についてでありますけれども、宮崎市内の中学校の卒業生数が減少していく傾向があると予測されますことから、その必要性は極めて低いと考えられますが、今後の適正規模の基準や適正規模への対応について新たな計画を策定する中で検討していくこととしております。

○井上紀代子議員 また、計画の中に、不登校経験者や中途退学者等への支援についてというのが明記されているわけです。先ほど渡辺創議員から、定時制・通信制に通っておられる方の昼間部の方の思いというか、そのあり方というか、そこを指摘させていただきましたが、それ

に関連してでもあるんですけれども、不登校経験者や中途退学者等への支援、受け皿づくりということについて、現実にその方向性というか、そのお考えがあるのかどうか、それを教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 不登校を経験したり高等学校を中途退学した生徒がそれぞれの可能性を切り開いていくためにも、新たな学びの場を確保していくことは大変重要なことであると認識いたしております。このために、生徒がそれぞれ自分のペースで学ぶことができるよう、定時制や通信制の高校へ単位制を導入しますとともに、宮崎東高等学校通信制課程の定員を50名ふやすなどの対応をしてきたところであります。また、それぞれの学校におきまして、悩みを抱えた生徒に対応するため、中途退学対策対応教員や高等学校カウンセラー等を各学校の実態を踏まえながら配置しまして、相談体制を充実させるなど、支援に努めてきたところであります。県立高等学校においては、過去3年間、減少傾向ではありますが、依然として相当数の不登校生徒や中途退学者がおりまして、それらの生徒のための学びの場の工夫が必要であると考えております。さらには、在籍する生徒が不登校や中途退学等にならないように、生徒指導や相談体制のより一層の充実が各学校には求められております。このようなことから県教育委員会といたしましては、不登校生や中途退学者等への対応を重要な課題ととらえまして、宮崎県立高等学校教育整備計画を策定する中で、その対策について検討しているところであります。

○井上紀代子議員 次に、高等学校の入学選抜制度の推薦制、これについての評価と今後の考え方についてお伺いをしたいと思います。実

は、私自身が非常に疑問を持っていますのは、私の息子の次男がちょうど30%推薦制が始まったころの高校1年に入学するかどうかという時期でございました。それについては、非常に疑問があり、私は教育長室の前に座り込んでおったこともありました。そういうふうにして抗議をさせていただいたという経過もありました。この入学選抜制度の持つ、推薦制の持つ意味合いというのが、やっぱりきちんと評価を含めて総括される必要というのがあるというふうに思っています。そしてまた、今、中高一貫校、それから中高一貫連携、もう一つは地域の中学校との連携というのものもあるわけです。非常にわかりにくい点もあるんですが、推薦制についての評価と今後の考え方について教育長にお伺いしておきます。

○教育長（渡辺義人君） 推薦入学選抜制度につきましては、1つには、特色ある高等学校づくりを進めること、2つには、あらゆる角度から生徒の適性や能力を見ること、3つには、中学校の教育指導全般を充実させること、4つには、中学校、高等学校相互の一層の充実を図ることなどをねらいといたしまして、昭和61年度に導入いたしまして、その後、見直し、改善を図りながら実施してまいったものであります。毎年実施しております中学校、高等学校へのアンケート等によりますと、推薦制度についてはおおむね評価をされているものの、一方では、3割以上の生徒が学力検査を受けずに入学してくることから、基礎学力の定着に影響があるのではないかと懸念する声もございます。さらに、平成22年度末にいただきました宮崎県学校教育改革推進協議会の報告では、現行の制度を今後も維持しながら、選抜方法については、中学生段階における学習習慣の定着や基礎学力

を身につけさせるという観点や、当該高等学校における学習に適応できるかどうかを見るという観点から、面接等に加え、学力検査を導入していくことを検討していく必要があるという提言をいただいているところであります。そのような提言の趣旨も踏まえまして、推薦入学者制度がよりよいものとなるように検討しているところであります。

○井上紀代子議員 次に、特別支援学校で一つ顕著な学校であります今回の延岡しろやま支援学校についてお尋ねしておきます。この人的体制の決定状況についてお伺いしておきます。

○教育長（渡辺義人君） 来年4月に開校を予定しております延岡しろやま支援学校は、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由の3つの障がいに対応した総合的な専門教育を行いますとともに、就学前からの子育て支援を行う地域教育支援センターや、卒業後に向けた就労や生活の支援を行う自立支援センターなどを有する全国的にも特色のある学校を目指しております。

お尋ねの学校の人的体制であります。現在、検討している段階ではありますが、国の基準を基本としながらも、特に開校当初に円滑な学校運営が行われるよう配慮することが必要であるというふうに考えているところであります。今後、開校時における児童生徒数を見きわめながら、学校の特色が発揮されるように、さまざまな観点から適切な人員配置を検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 しろやまには、今まで養護教諭の先生というのが3校にいらっしゃったわけですが、その方たちの人員がもし削減されるとするならば、修学旅行も含めてですけれども、しろやまでどこか行こうかという、修学旅行でも行こうかとなると大変厳しい状況にな

るのではないかとこのように思っています。人的な適切な配置というのはどういう配置なのかというのは十分御検討いただいて、保護者を含めて、もちろん先生方もですけれども、不安がないようにしていただきたいというふうに思っています。また、手話ができない先生が生徒を教えるようになるとするならば、非常に難しい状況にもなっていくのではないかとこのように大変危惧しておりますので、人的配置というのは大変注目に値するというか、今後のしろやまのありように対して大きな分岐点になるのではないかとこのように思っておりますので、今回、しっかり数も出していただきたいと申し上げたら、まだそこまでは至っていないということだったので、私もそこまでは強く求めませんでした。

最初、知事に申し上げましたとおり、高等学校の設置がどこになるのか、どんなふうにして地域の子供たちが学ぶことができるのかということは、やはり政策的にもしっかりと考えていただきたい内容だというふうに思っています。その地域にいらっしゃる市町村の長の方ともしっかり——知事は円卓会議、トークとかも含めて、今後、市町村長さんとは十分な協議を踏まえていきたいというのは、最初から、就任当時から言っておられますので、そこに期待を申し上げたいと思っています。

私が今回、教育委員会に求めました資料のうちの一つに、一般運営費からはじき出した、生徒1人当たりには幾ら費用を使っているかというのを求めさせていただきました。一般運営費とは、電気料・水道料等の光熱費、校舎の環境整備等の維持費、教員・生徒用の教材費や実習費、事務用・教材用の物品購入費、これは職員の給与は除いてあります。その中で、宮崎大宮

高校2万9,927円、東高校は5万7,366円、そして農業関係のところというのはちょっと高くなっているわけですが、県立高校で都城泉ヶ丘高校3万6,494円、ずっといきますと、高鍋高校3万8,353円、延岡高校3万9,906円、突出して五ヶ瀬高校44万6,365円になっているわけです。では、五ヶ瀬の地域の子供たちはどこに行っているかという、五ヶ瀬の中高一貫校に2名ぐらいしか行っておられないんです。ほかの方は残念ながら高千穂高校に行かれるか、それか延岡にも行かれるんでしょうけれども、蘇陽高校に行ったりされているわけです。これを均衡ある、バランスのいい学校と言えるのかどうか。教育予算の使い方と学校の配置のあり方と学校の特色、これはまた教員給与にも関係することなんですけれども、十分な学力をつけるということはどういうことなのかという、やっぱり先生の数というのは大きいわけです。五ヶ瀬高校は40人ぐらいしかいないけれども、20人、20人で、十分な先生たちが対応していくわけです。英語の習得を含めてですね。では、ほかのところにも学校の先生がそれだけいたらどうなのかということがやっぱり問題視されるし、議論をしなければいけないところだと思うんです。先ほど魅力ある、特色がある、活力があると言われたときに、一番思いつくのが進学率かなと。それに就職率かな、その次が部活の特出した何かやっているのかなというふうに見られてしまうと思うんです。教育委員長も、それから教育長も熱心に学校教育のことについて、宮崎県の教育についてやっておられて、一方で、それをバックアップじゃないけれども、宮崎県内の子供たちに一番大きなかわりがあるところでの予算の使い方というのはどうしていくのかということは真剣に議論をさ

れて、この計画が策定された段階のときに各市町村長さんも納得がいく形をとっていただけるように、今後も議論を深めていただきたいと思います。これは私の要望ですので、答弁は要りませんが、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。観光振興のことなんですけれども、再三にわたって観光振興の問題が取り上げられておりますので、その中で私は、昨日の松村議員が発言された宮崎県の観光の今の現状というのは、これはそのとおりだと思っています。たくさん資料を私も持っていますが、まさに松村議員がきのう言われたとおりだというふうに思っています。だったら、どう今度それを返していくのかということが重要だと思うんです。

先日、南九州観光議員連盟の会をしたときに、鹿児島、熊本は非常に盛り上がっておりました。宮崎は、一人残されたような感じがするわけです。たくさんいいものを持ちながら、この状況です。まず、私は、やっぱり子供たちが、宮崎県の子供たちが宮崎県を見ることもすし、他県からも見ていただきたい、このことは大変重要だと思っているんです。宮崎県の子供たちは修学旅行でどこに行っているかという、小学生は鹿児島県です。1泊2日。中学生は大体関西、多分これはなんばグランド花月だと思うんですが、そこあたりに行っているんです。3泊4日です。高等学校は大体、信越とか関東方面に行っています。海外に行くケースも非常にふえています。こういう状況なんです。他県から宮崎県にはどうやって来ていただくのか、その努力はどうされているのかということについて現状を部長にお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 教育旅行の誘致につきましては、近年、大変厳しい状況が続いておりまして、その強化というものは本県観光にとりましても大きな課題であるというふうに考えております。教育旅行の最近の傾向としましては——これは宮崎県から出ていく場合も来る場合もそうでございますが——体験学習とか環境学習などを組み込む行程が主流となっております。このため、体験型観光資源を活用した「ゆっ旅」や、サーフィンを初めとするマリンスポーツを体験する「波旅」、さらには本県で集積が進んで、本県の一つの特性と言えるのではないかと思います太陽光発電関係の学習などを盛り込みました教育旅行素材集を作成して、近県はもとより、関西・中国地方においても学校や旅行会社等に対して積極的な誘致活動を展開しているところであります。

特に、本県とアクセスがよくて、最近、正直申し上げまして修学旅行が減っている鹿児島県の教育関係者の方々に対しましては、具体的に申し上げますと、鹿児島県の県教委、鹿児島市の教委のほう、それから特に鹿児島県内の校長先生方が構成する鹿児島県連合校長協会、こちらのほうに先日、私どものほうも本県の教育委員会の職員にも一緒に行っていただきまして、本県の現状、それから本県が持っている教育旅行の対象となる資源について御説明をし、本県への教育旅行の実施について検討いただくよう強くお願いをしてきたところでございます。

また、海外という面もございますので、海外からの誘致につきましても、九州各県との連携による現地商談会や教育関係者の招聘事業を活用し、本県の自然、文化はもとより、農業体験や農家民泊など魅力ある体験メニューのPRを行ってきたところでありまして、このような中

で、例えば五ヶ瀬町の農家民泊、これは日本の生活文化の体験や地域住民との触れ合いが高い評価を得ているところでございます。

こうした取り組みの結果として、奈良県とか広島県からの教育旅行の入り込みも見られるようにはなりましたけれども、まだまだ少ない状況でございますので、今後とも、国内外からの誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 やっぱり子供が動く親は絶対動くんです。子供が行ってみてよかったところというのは、やっぱり親も一緒にまた行ってみようということになる可能性も非常に高いと思いますので、ぜひ修学旅行のことについてはもっと熱心にやっていただきたいし、もう口蹄疫のことを理由にはできなくなると思うんです。いかに安全であるか、安心であるかということのアピールと同時に作り上げていただいで、修学旅行生がいっぱい声を上げていただけるようにしていただきたいと思っています。

宮崎で修学旅行で負けるようなところがどこにあるのかなとちょっと思うんです。私は、西都原考古博物館なんていうのは最高の場所だと思います。ここを抜きにして修学旅行があるなんて思いもしないんですけども、宮崎県内の子供たちも絶対あそこには1回行って、話を聞いて、古代に夢をはせるというか、そういうことがまさに必要なところだと思うんです。だから、単なる観光スポットとして持っているだけではだめなんです。売り出さないといけないので、そこはしっかりとやっていただきたいと思っています。

私は、そういう意味でいうと、観光振興の大きなポイントになるところは、知事が提唱され

た100万泊県民運動、これだと思うんです。內的、外的、呼び込まないといけないんです。呼び込まないといけないけれども、再三にわたって私も議会で、県民が宣伝マンになることということについては申し上げてきましたが、100万泊県民運動というテーマの設定の仕方、これは知事の発想として本当にすばらしい発想だと思いますし、これをしっかりとした——先ほど部長からもお話を聞きましたが、具体的であること、楽しいこと、このことが必要だというふうに思います。

実は、ちょっと御紹介しますと、私の議会バックアップの会というのがありまして、その方たちは、私の名前がついているけれども、およそ自主的ということなんですが、ミステリーバスというのを走らせているんです。1回目ときは小さなバスでした。今回、11月26日にやったんですが、そのときにはもう大型バスになっておりました。大型バスでどこに行くかといいますと、今度の4月の私の統一自治体選挙のときのキャッチフレーズは、「みやざきが一番」だったんですが、それをまさに実行しようということで、西都原考古博物館、次が宮崎県農業科学公園ルピナスパーク、ここで敷き物を敷いてお弁当をいただきました。そして、帰りには、科学公園の事務の方から花の種とかいただいで帰りましたし、そこで農産物をしっかりと買い込んでバスに乗りました。次が延岡の企業であります千徳酒造さんにお伺いしました。そのときに、イケメンが来るから、さわってもいいし、何をしてもいいということをお言われたんですが、そのイケメンというのは田口議員でした。次が日向の馬ヶ背のクルスの海だったんですが、クルスの海はバスの中から見たんですが、そのときの発想は何かというと、こと

しの嫌なことは捨てて、来年に向かっていいお願いをクルスの海でしようというのがテーマでした。その次が都農のワイナリーに行って、バスの中は禁酒、禁煙、禁欲、禁出来心というのがテーマでしたので、それで結局お酒を飲んでいないので、千徳さんの試飲でがっぼり飲んで、ワイナリーでがっぼり飲むみたいな感じで、ただ酒をずっと飲んでいくみたいのところだったんですけれども、都農のワイナリーでもしっかりと、千徳さんでもたくさん買いましたけれども、ワイナリーでもしっかりと——たくさん来られている、バス1台ですので結構な人数なので——買って帰られました。非常に楽しくて、また次行くから、また次行くからという感じですね。宮崎は、特に西都原考古博物館は非常に人気で、次は絶対にゆっくりした時間で自分に行きたいということを再三にわたって参加されている方に言っていただきました。

私は、年明けはよく七福神めぐり、海岸沿いにあるところの七福神、これは北からおりてくる、今山さんから行くのか、下から青島から行くのか、こういう七福神ですね。それとか、先ほどいろんな何旅、何旅、何旅というのがありましたけれども、その中でもいっぱいいろんなものが、考えられるものがあると思うんです。

ただ、100万泊県民運動ということはわかるけれども、それが具体的にどういうことで、どこに行くと、どんなことが楽しくて、何ができるのかということをお知らせする、そういうプレゼンをするということが大変重要なのではないかとこのように思っているわけですが、知事の100万泊県民運動としてのテーマ、これは今後どう進めていかれるのか、知事の思いを聞かせていただきたいと、思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘ありますよう

に、県外、国外から観光客を引っ張ってくるのは大変重要ですし、そのためには、まず宮崎県に住む我々が宮崎のよさを実際に体験して十分知る必要があると、大変重要な御指摘かと思っております。私の政策提案でも掲げた100万泊県民運動でございますが、県民一人一人、今、113万県民が1人年間1泊すれば100万泊になると。一人一人の小さな積み重ねが大きな経済効果を、人が動く、金が動く、もたらすことができるのではないかと同時に、やはり県民がふるさと宮崎を知る機会になるのではないかと、それから受ける側としても、いろんな地域についての気づきにつながるのではないかと、さまざまな効果を期待してということでございます。まずは県民の皆様にこういうコンセプト、こういう考え方を知っていただいて、では実践しようかという気持ちになっていただくことが大変重要であるかと思っております。

まだ形になっていないところでございますが、私ごとながら、100万泊、100万泊というのを言っておりますと、うちの家族が、うちの家族は全然家族旅行をしていないと、強い陳情、要望を受けたところでございまして、非常に私ごとで恐縮ですが、あさって、朝、えびので仕事があるものですから、あすはえびのに行き泊まるということになって、3年ぶりの家族旅行をするきっかけになりました。ですから、そういう運動をやっているというのが一つのきっかけになって、いろんな団体が、では県内に行ってみようかと、そういう動きになれば、展開になればということをご期待しております。

このようなことから市町村や民間団体などとも連携をしながら、県民の皆様に県内の地域資

源や観光地などを知ってもらい、それを行動に移していただけるような環境づくりというものをこれから進めてまいりたいというふうに考えております。議員御指摘のように、楽しみながら新たな出会いや発見をしていく、大変これもおもしろい、意義あることだと思いますので、今後の取り組みをしっかりと形にしていきたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 私は今回、西都原考古博物館に行ったときに、あそこのパネルの中に書いてあった言葉に物すごく感動したんですけれども、その言葉は、「現代の農業は文化を生み出す力を失いつつある。だから、いま一度文化を生み出す農業を取り戻す必要がある」、このメッセージはすごく大きなものがあると思うんです。私は、行って、ただ楽しんで見て帰って、すっと帰るのではなく、先ほど教育委員長からも何回かありましたが、感動を自分の中で感じて、自分がそうして動き、また伝えていくということが非常に大事なのではないかなと思う。もう磨き上げなくてもいいようなものがたくさんあるわけですから、いかに今度は発信をしていくかということが大事だと思いますので、その発信をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それでは次に、防災のことについて質問をさせていただきます。

まず、防災の目的というのは、一つは人の命をしっかりと守ることだというふうに思います。それとやはり今後、私どもがしっかりと対策をとらなければならないのは、安全な避難場所と避難経路を確保すること、災害に強い地域づくりをするということ、防災施設、防災拠点、そしてライフラインの点検と補強を日常的にしておくということ、防災情報伝

達体制の整備と確実な運用が必要であるということ、防災意識の向上、防災教育、避難訓練、こういう充実をしていくということが大事だと思うんです。

そして、私どもが持っていました、今までありました地域防災計画の最初の主たる地震なんかは、マグニチュード7.5ぐらいを想定していたと思うんですけれども、これは絶対にマグニチュード9以上を想定しなければいけないというふうに思います。だったら、そこからまず変わっていかなければいけませんし、そこから発想するという、そこから具体性を持った対策をとるということが絶対に必要だというふうに思います。それで幾つか質問をして、最後にまたお願いをしたいと思います、まず災害時の孤立可能性集落、その集落がどのくらいあるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 平成22年度末の取りまとめ結果ということになりますが、本県におきまして、風水害等によります孤立の可能性のある集落、これは571集落となっております。集落が孤立しました場合には、食料や飲料を初めとした物資の供給などを含めましたさまざまな支援が必要となりますが、支援を行います市町村役場と孤立集落の間の情報通信が断絶しますと、これらの支援を迅速的確に行うことが困難となる、こういう状況も想定されるところであります。

したがって、県といたしましては、1点目としまして、市町村が行います集落への衛星携帯電話の配備の促進、2点目としまして、一般の通信回線、これが被災した場合に早期復旧するための通信事業者との連携、3点目としまして、一般の通信回線、これが途絶えた場合の防災行政無線の機能強化など、災害時にお

きまして、孤立集落と行政等が双方向での情報通信が確保されるように取り組んでいるところであります。

○井上紀代子議員 次に、私は、避難勧告が発令されてもなかなか地域の住民の方たちが逃げていただいている、避難していただいているということとかを大変心配しているんですけれども、災害発生時に市町村が的確に避難勧告等を発令して、発令に伴って住民がより確実に避難をする、これについて県はどのように取り組んでおられるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） さまざま災害によります人的被害、これを減じていくためには適時的確な避難が重要であると考えております。特に、風水害に関しましては、これまでも数々の教訓が残されているわけですが、ことし近畿地方で甚大な被害を出しました台風12号、このときにおきましても、避難勧告が発令されなかった地区の被害発生、また避難勧告が深夜となった事例があったというふうに伺っております。避難勧告等の発令につきましては、市町村長の権限となるわけではありますが、県といたしましては、各市町村に対しまして、避難勧告等の判断・伝達に関しますガイドラインを示しまして、具体的な判断基準の策定を働きかけております。また、避難勧告、避難指示等が的確に発令されるように、こういうことで促進しております。それから、自主防災組織、これを充実強化しまして、県、市町村、学校、職場、地域などで避難訓練と啓発など、これも行ってございまして、より確実な避難がなされるよう取り組んでいるところであります。

○井上紀代子議員 次に、防災拠点のことについてお尋ねをしておきたいと思います。昨日の

質問の中で、丸山裕次郎議員、それから押川修一郎議員に対して、災害対策の指揮と実行できるその拠点についての質問がありましたら、それは検討委員会を設置するという事を知事が答弁しておられました。ただ、防災拠点というものの役割というのは、本庁舎だけではなくて、全体的な対策の拠点として、情報収集、物資の配給、救急医療の支援等の機能を担う施設が県内では幾つか必要なんです。その拠点について県の考え方を伺いしておきたいと思いません。

○総務部長（稲用博美君） 防災拠点の関係でいきますと、狭義、広義というふうにあるだろうと思います。後方支援の拠点というようなことも含めて考えるべきだと思っております。今回の東日本大震災におきましては、被害の甚大さ、超広域的な広がりということによりまして、災害の発生後から応急対策、復旧に至ります段階におきまして、膨大な量の情報、物資、支援人員を国内のみならず世界から集め、的確に整理、配分することが必要となったところであります。このような状況に対応していくためには、あらかじめ後方での支援拠点となる施設、これを想定して物資の備蓄を行うなど一定の整備をすることが求められると考えております。今回の震災では、岩手県の遠野市におきまして後方支援拠点が大規模な自衛隊や医療関係者、ボランティアなどを受け入れるなど、支援のための拠点として役割を果たした事例であるというふうに思っております。県といたしましては、今回の事例も踏まえまして、同様の拠点の確保に向けまして、情報収集や検討に着手しているところでございます。

○井上紀代子議員 医療と食料と情報、これを後方支援といいますか、そういうことがしっか

りとできないと、本当の意味で宮崎県内全体の命を守るということはなかなかできないと思いますので、その施設の議論をしっかりとやっていただきたいと思えます。せめて中央、それから県北、県南、これは確保していただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

丸山裕次郎委員長を中心として防災の条例をつくったとき、私もそこの中の委員として入っておりました。そのときに、事業者の責務というところをきちんとうたってはいたんです。うたってはいたんですが、東日本大震災を受けて改めて企業防災という視点というのが本当に必要なのだなということを実感いたしました。あの条例をつくったときの感覚と今の感覚とは相当な違いがあります。やっぱり地域を本当に早目に復興させていくには、防災の目的は人の命を守るということと、もう一つは産業を守るということだと思うんです。そのときに企業防災ということをしきんとやっておかなければいけないと思えますが、東日本大震災の教訓を踏まえて、企業防災の重要性について県としてどのように考えて、今後どのような対策に取り組んでいかれるのか、お聞きしておきます。

○総務部長（稲用博美君） 東日本大震災におきましては、多くの企業で施設・設備や従業員が被災したことによりまして、企業活動が継続できなくなりました。このために、被災地が大きなシェアを占めておりました部品の不足、あるいは他企業への部品の供給が滞るなど、国内外において社会・経済に深刻な影響を与え、また地域の雇用や経済力が大きく損なわれるなど、非常に大きな課題となっております。本県におきましても、企業防災の重要性は認識しているところでありまして、これまでに県内の中小企業を対象としました企業防災セミナーを県

内で4回開催し、企業防災や企業の業務継続計画、いわゆるBCPの策定について研修を行いましたほか、出前防災講座などさまざまな機会をとらえまして、企業の防災に関する普及啓発にも取り組んできたところでありますが、今回の震災の状況を踏まえまして、BCPの普及など企業防災の充実に向けまして、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、私自身、大きな災害というのを、実際、東日本のあの地域の皆さんのところに会派調査ということで行かせていただいて、何回か見させていただいたら、やっとな胸に迫ってくるというか、頭の中でわかっているのと実際というのは非常に違うものがあるなということはある実感をしているところです。私は今回、いろいろ学習させていただきましたが、その中で今後、東日本大震災の教訓から男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援というのをしっかりとしていかなければいけないということを実際いろんなところに行って学んでまいりました。というのが、平成7年の阪神大震災、そのときと平成16年の中越地震、それを受けて、国も防災基本計画の改正の中で男女共同参画の視点を入れるということを明確にしています。そして、平成17年の男女共同参画基本計画、この中に防災復興の分野の男女共同参画を盛り込むということも明記しています。そして、第3次男女共同参画基本計画の中では第14分野というところで、地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進というのをしっかりとうたっておられます。

実は、いろんな避難所での問題点というのが、発災後、実際あったわけです。そして、男女共同参画の視点からさまざまな問題が浮かび上がったと。発災後の避難所での物資の備蓄や

提供に関する問題点として、生理用品、おむつ、粉ミルクがない。また、粉ミルクはあっても、哺乳瓶、離乳食がなかったとか、生理用品や女性用下着が届いても、男性が配布をしているため、もらいに行きづらかったということとか、避難所運営に関する問題として、授乳や着がえをする場所がなく、女性が布団の中で周りを気にしながら着がえしていたと。女性用の物干し場がないため下着が干せない。女性が起きたら、知らない男性が横に寝ていたと。それから、女性だからということで当然のように炊き出しの仕事を割り振られて、朝早くから夜遅くまで食事の用意や片づけに追われて、その合間に子供の面倒や両親の介護を行ったというようなこととか、いろいろな問題点があるんです。その後、これは宮城の新聞なんですけど、被災した夫婦のDVが増加をしたというような記事とかもあるわけです。「災害のときにそんなことを言っておったってだめよ」と言う方もいるかもしれないです。でも、それは、起こっていないときからその視点を持って取り組めば、変わるというふうに思いますので、そこをしっかりと受けとめた取り組みを今後されるおつもりがあるか、そこをお聞かせいただきたいと思ます。

○総務部長（稲用博美君） 議員のお話にもありましたとおり、東日本大震災における被災者支援に関する課題として、震災のストレスなどさまざまな原因により配偶者等からの暴力あるいは性犯罪、高齢者、女性、障がいを持った方への人権侵害など、避難所等において少なからず発生していたというふうなことを伺っております。現在の県の地域防災計画におきましても、市町村が運営します避難所の環境整備において、男女の違いや災害時要援護者への配慮

を求めているところでありますが、このような東日本大震災におきます状況を教訓に、今後の本県及び市町村におきます防災対策の見直しの中でも重要な課題の一つとして取り組む必要があるというふうに考えております。

この問題に対しましては、政府におきましても、来年度までかけて男女共同参画の視点からの対応の調査を行いますとともに、被災者支援に関する新たなマニュアルの整備を行うというふうになっております。県といたしましても、これらの検討結果を踏まえつつ、県内の関係団体等からの御意見も伺いながら、地域防災計画の対策を見直し、市町村に対しましては、より実効性の高い避難所運営マニュアルの策定と実施体制の確保、これを強く要請してまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 どうぞよろしく願いしておきたいと思っております。また、議会のたびごとに点検もさせていただきたいというふうに思います。

次に、最後ですが、がん対策についてお伺いをしていきたいと思っております。

今、県議会における医療対策特別委員会において、がん条例の制定に向けて努力中です。この委員会は、私は、久々にヒットの、いい委員会ではないかなというふうに思っているところなんです。専門的な知識のある議員もいまして、その方からの資料提供、そして議員間の議論も非常に進んでいるという点でいえば、非常にいい条例ができ上がっていくのではないかと思います。ただ、条例は、それは理念条例ではだめなわけで、実効条例でなければいけないんです。県民に広がり、実効性のあるものでないといけないということなんです。実効性を高めるということを含めて、今回質問させていただ

きますが、がん対策を推進する上で関係団体等と、これはマスコミも入ってなんです。幅広く連携した県民運動の展開が必要だと思いますが、県民運動化していくおつもりがあるかどうか、知事にお尋ねをしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) がんは日本人の2人に1人が罹患すると言われておりますことから、すべての県民がその予防や早期発見の重要性を認識するとともに、市町村や関係団体と一体となって、がんを負けることのない社会の実現に取り組むことが大変重要なことと考えております。このため、現在、県におきましては、県民の啓発に資する事業としまして、民間企業や団体と連携をしまして、宮崎県がん検診受診率向上プロジェクトに取り組んでいるところであります。今、御指摘にありますような県議会におきます条例制定の動き、これがなされているということでございますので、その内容もしっかり踏まえまして、今後、県民や関係団体などが幅広く連携しました全県的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 知事の御出身地であります広島県に行きました。県民運動の会長は衣笠祥雄さんでした。何かすごいですね。こういう形ですそ野を広げていっていただきたいというふうに思って期待をしています。

次に、がん登録の取り組みなんですけれども、その推進に当たって住基ネットを活用する考えがおありかどうか、お尋ねしておきます。

○福祉保健部長(土持正弘君) 現在、がん登録につきましては、がん診療連携拠点病院等を中心にいたしまして、各病院単位で院内がん登録に取り組んでいるところでございますが、地域がん登録につきましても、平成24年度中の開始に向けて検討を行っているところでございま

す。地域がん登録の運用方法の具体的な設計に当たっては、個人情報の取り扱いに留意をしながら、御指摘のありました住民基本台帳ネットワークシステム、この活用も含めて検討してまいりたいというふうを考えております。

○井上紀代子議員　がんについては、やっぱり喫煙の影響というのは非常に大きいというふうに言われています。私は、総務部と教育委員会、それから県警の喫煙と禁煙の対策の状況についてお尋ねをしておきます。よろしくお願ひします。

○総務部長（稲用博美君）　知事部局でございますが、平成23年度、喫煙者866名ということで、喫煙率にしますと22.6%というふうになっております。喫煙対策として、保健指導の必要な喫煙者に対しましては、定期健康診断時でありますとか健康教育におきまして禁煙指導を行っております。そのほか、5月31日の世界禁煙デーに合わせて、禁煙の推進、受動喫煙の防止について職員への普及啓発を図っております。また、各庁舎におきましては、分煙の徹底に努めているところであります。

○教育長（渡辺義人君）　県立学校職員の喫煙状況について申し上げます。平成23年5月1日現在の調査では、喫煙者数550名、喫煙率13.3%となっております。また、禁煙対策の具体的な取り組みにつきましては、学校敷地内での全面禁煙の実施を初めといたしまして、保健指導員を学校に派遣しての禁煙指導、さらには公立学校共済組合と連携して禁煙サポートセミナーを開催し、専門医による講義や問診、禁煙補助薬ニコチンパッチの処方を行うなど、県立学校職員の禁煙を支援しているところであります。

○警察本部長（鶴見雅男君）　警察職員の喫煙者は、本年5月末現在で職員全体の34.6%、781

人です。県警におきましては、禁煙を進めるために禁煙マラソンというのをこの9月1日から実施しております。禁煙を決意した職員に対しまして、同じ職場の喫煙しない上司、同僚等が伴走者として激励の声かけなどの支援をするということによりまして、マラソンを想定した90日間の禁煙を継続させて喫煙者の減少を図ろうと、そういう施策でございます。現在、喫煙者のうちの約7割、540人余りがこれに参加をし、完走を目指しているところでございます。

○井上紀代子議員　県警の取り組みは物すごく、何というんですか、参考になると思うんです。これは、県警が出している「ひゅうが」という本、部内誌なんですか、その中に禁煙マラソンを完走しようというのがあるんですけれども、本当に楽しげなんですね。そして、禁煙マラソン実施要領なんかを見ますと、中身をよくわかって、みんなで楽しみながら禁煙し、体づくりをもう一回していこうという、そういうやり方というのは非常にいいと思うんです。押しつけられてじゃなくて、本当に自分の体を考えて、そのことを実行しようとしたら、やっぱりこういう取り組みというのは非常に具体性があるいいと思います。政策も含めてすべてそうなんですけれども、やっぱり一工夫あるということは大変大事なことではないかなというふうに思っています。

県民の健康にわたるお金を大量に――きのうちちょっと議論がありました社会保障費をたくさん使うことにお金をかけるのか、それともそれに参加しつつ、みんなが楽しみながら自分の健康づくりをしていくのか、この違いというのは非常に大きいと思うんです。たばこによる害が大きいということについては、認識のありよう

というのは高いと思うんです。これは熊本県のたばこ対策の取り組みということで熊本県が出している——熊本県は葉たばこ全国1位です。その中でも、認識をきちんとしながら、禁煙取り組みをしていこうとしています。私どももしっかりと、がん対策をする以上は、それを受けて立つほうの側もしっかりとやったほうがいいというふうに思います。

私の質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の清山知憲でございます。6月以来、待ちに待った一般質問でございます。きょうは原稿を読まないで質問させていただきますので、知事、執行部を初め、心のこもった誠意ある答弁を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さきの宮崎神宮の神武さまにおきましては、御神幸行列に渡辺議員と一緒に参加させていただきました。私は、ちょうど30年前の10月31日土曜日、神武さまの初日の夜に宮崎市内で誕生いたしました。この宮崎県の代表的な行事とは御縁を感じておりますけれども、この伝統が末永く続き、また宮崎県が発展していくことを祈念申し上げた次第でございます。また、先日、気管支肺炎ということで入院されておりました天皇陛下が御無事に退院されましたことを、心

よりお喜び申し上げたいと思います。天皇陛下におかれては、東日本大震災発生以来、皇居での自主節電に加えて、被災地でのたび重なる訪問など、大変体に御負担がかかっていたのかなと思いますけれども、一刻も早い御平癒を心よりお祈り申し上げます。

それでは、以下、おおむね通告に従って質問させていただきたいと思います。

河野県政が始まってもうすぐ1年がたとうとしておりますけれども、そろそろ河野県政の方向性が見えてくるころかなと思います。河野知事は、県外出身であるからこそ、宮崎県のことを客観的に眺めることができるのかなと思いますけれども、この宮崎県固有の価値というものを見出して発展させることこそ、私は県政の役割であるかなと考えております。知事がかわるたびに、宮崎県のイメージや基調となるようなコンセプトがころころ変わってしまったら、全く一貫性もありませんし、宮崎県のそうした本質的な価値の発展、発信にもつながらないと考えております。そうした点にこそ河野カラーを見出していただき、頑張っていたいただきたいなと思います。河野知事の考える宮崎県固有の価値、ほかの地域をもってはかえがたい唯一無二の価値とは何なのかお尋ねして、以下、質問者席より質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

宮崎県固有の価値についてであります。

私の政策提案の中でもお示ししておりますとおり、本県はさまざまな潜在力に恵まれております。豊かな自然環境や安全・安心で豊富な農林水産物はもちろんでありますが、他県出身の私にとりましては、穏やかで優しい県民性や、地

域に残された人と人とのつながりというもの
を非常に印象深く感じたところでありまして、
これらは、次の時代に引き継いでいくべき大切な
宮崎の財産であると考えております。また、
本県は、古事記や日本書紀に描かれた天孫
降臨にまつわる神話・伝説の地でありまして、
高千穂の夜神楽や西都原古墳群など、県民の心
のよりどころとして、長い年月受け継がれて
きた文化や歴史といったものも、全国に誇
ることができる大切な価値であると考えて
おります。以上であります。〔降壇〕

○清山知憲議員 フォーカスがなかなか
絞り切れないような印象を受けてしま
いませうけれども、そういうちょっと
総花的であることそのものが、河野
カラーになりつつあるのかなとも最
近は思います。私は、後半の神話に
かかわるところ——宮崎県は、この
日本国の起源を記した古事記、日本
書紀にも登場してまいりますし、
また、そうした古事記や日本書紀の
中心にあられる皇室、そして日本
国の象徴であり、立憲君主制の中
心であられる皇室の起源、そうした
ものを有するという事実そのものが、
やはり宮崎県がこの国の中で誇る
べき固有の価値かなと思います。現
に、県外の観光客の訪問先上位を見
ますと、高千穂、鶴戸神宮、西都原
古墳群と、いずれも神話にかかわる
スポットで、そうした県外の方々
というのは、宮崎県のそうした本
質的な価値というものに引かれて
来るのではないかと思いますけれど
も、改めて、この神話・歴史の伝
承・発展・発信のために県が取り
組んでいることは何か、お尋ねし
たいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 「神話のふるさと」と
呼ばれる本県におきまして、神話・
歴史の伝承と発信の取り組みは大
変重要であると考えております。
小中学校におきましては、社会科
や国

語科、さらには総合的な学習の時
間における「ふるさと学習」の取
り組みなどにおきまして、神話を
取り上げておりまして、国の形成
に関心を持たせたり、昔の人々の
物の見方に気づかせたりするなど
の学習を行っておるところござ
います。私ごとで恐縮ですが、私
の小学校4年の娘も大変関心を
持ちまして、夏休みの自由研究は
古事記を勉強して、何か絵をか
いたり、まとめておったりしたと
ころでございます。また、県教
育委員会が開設しております「
ひむか学」のホームページにお
きまして、宮崎の神話に関する
コーナーを設置するとともに、
県立図書館に宮崎の神話を学
べる講座を開設したり、総合博
物館では宮崎の歴史をわかりや
すく展示したりするなど、子供
たちや若い世代に本県の神話・
歴史を伝える取り組みに努めて
いるところであります。さらに、
これまでも神話などを貴重な観
光資源の一つとして位置づけま
して、県の観光情報サイトの「
旬ナビ」を活用した情報発信や、
「ひむか神話街道」として神話
や伝説を紹介するための物語集、
ルートマップなどの作成を行っ
ております。また、来年は古事
記編さん1300年を迎えるとい
うことで、私も県の広報紙12
月号にその旨を書いて、県民の
皆様にもお知らせしたところで
ありますが、古事記と本県のか
かわりなどについても、広く
県内外にPRしてまいりたいと
考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。
それでもやや貧弱な取り組みな
のかなという印象を受けてしま
うんです。趣旨確認の段階では
ももっと少なかったんですけど
も、いろいろ頑張っかけてか
き集めてこられたのかなと思
いますが、その「ひむか学」の
ホームページとかは、私もきの
う初めて拝見しましたけれど
も、なかなか一般の県民の方
々は余り見ませんよね。そ

の前に、宮崎県のホームページ、トップページを拝見しましても、ざっと一見したところ、神話の「し」の字も出てこないし、神話や歴史といったイメージの一片も感じ取ることができない。やはりそういったところから、取り組みがまだまだ貧弱なのかなと思いますし、また宮崎県の長期総合計画——これは大体2部で、前半が20年後を見据えたビジョン編と、後半がアクションプラン、4年間の行動計画になっていて、このビジョン編の第3節に「宮崎県の特性」と、宮崎県のこと書いているんですね。宮崎県を記述されている。この特性をみる見たんですが、地理的特性とか自然環境は書かれているんですけども、歴史的特性といった宮崎県最大の特徴が書かれていない。これはとても僕は残念に思いました。来年、知事がおっしゃったように、古事記編さん1300年を迎えますけれども、県内のある宮司さんとお話をしていたところ、この1300年の記念に向けて、宮司さんとしてはあらゆる努力を惜しまないと、いろんなことをやっていきたいけれども、県からこういうことをしてほしいとか、そういった協力要請は全くないし、何も伝わってこないし、そういう声がありました。翻って、例えば島根県は、知事も御存じかもしれませんが、平成22年から企画して、「神々の国しまね」プロジェクトと題して——読み上げますけれども——神話をテーマとするブランディング、ふるさと再発見の県民運動、地域素材を旅行商品化、そして「神話博しまね」の開催というふうに、観光にとどまらず、県民を挙げて大々的に取り組んでおられますけれども、やはり神話の本家本元である宮崎県こそ、観光にとどまらない宮崎県の教育、文化、県民生活全般にわたる全庁を挙げた取り組みが必要じゃないかなと。

それも来年だけにとどまらず、今後ずっと必要じゃないかなと。県外から県を訪れる方にとっては、それぞれの地域の文化、独特の文化って非常に魅力を感じるところで、例えば宮崎県を訪れると、どこに行っても神話や歴史のイメージを感じるとか、あとは極端な話、宮崎県に来ると西暦を使っていなくて皇紀で言うとか——2671年とか、知事は歴史的仮名遣いを使うとか着物を着ているとか。極端な話ですけども、本当に何でもおもしろいと思うんですね。そうした統一した基調となるコンセプト、そうしたものを持って、県を挙げて何か取り組みを強化していただくことはできないでしょうか、意気込みをお願いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、神話や伝説というものが、本県にとって貴重な歴史的な資産であり文化的な資産、そして一つのアイデンティティーであるというふうに考えております。総合計画の記述についても、今、御指摘をいただいたわけですが、いろんな形でこれから、来年の1300年というのも一つのはずみにして、神話・伝説——改めて自分たちの足元を見詰め直し、いろんな形での発信に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○清山知憲議員 やはり100年たっても残る宮崎県の価値とは何かと考えると、そうしたものが出てくるのかなと思いますし、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

関連して、神話との関係を考えますと、宮崎県にとっては皇室は特別な存在であり、皇室にとっても、起源を有するこの宮崎県は特別な地であるはずだと思っておりますけれども、近年、そうした皇室との関係、縁を感じる機会が非常に少ないと感じます。例えば、この宮崎神宮への御

皇族方の参拝の歴史を見ても、昭和54年までは結構頻繁に皇族方が参拝されておりましたけれども、昭和54年に昭和天皇が御親拝されて以降、30年間、ただ一度だけ平成18年に高円宮妃久子様が御参拝されたのみでございます。こうした皇室、ひいては宮内庁との関係もあります。先ほどの西都原古墳群もあります。皇室、宮内庁との関係・連携強化について、どういった県としての姿勢、取り組みがあるのかをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘にありましたように、いろんな縁もあるというところがございます。最近、ことしのことであれば、口蹄疫以来、鳥インフルエンザ、新燃岳と大変な状況にある本県のことを、天皇皇后両陛下が心配してくださいます。2月15日に私も皇居に直接御説明に参ったところがございます。宮崎県民に対する心温まるお見舞いと励ましの言葉を賜ったところがございます。また、被害の状況も熱心にお尋ねになりましたし、以前、宮崎においでになったときの御記憶の中で、SAPの農業青年の研修の活動、それについて特段の言及がございまして——今「みかんの花」を毎年、皇太子御夫妻にお届けしておるところでございますが、以前、たまたま何か病気をされたときに、根のついたものをお持ちしたところ、それを東宮御所にお植えになって、それから今ミカンができています、そのようなお話もあったところがございます。大変、いらっしゃったときの記憶を大切に、また宮崎のことを思ってくださっているということを受けとめて、うれしく思ったところでもあります。また、昨年8月の高文祭——高等学校総合文化祭のときには、口蹄疫直後、大変な思いをしておりますときに、秋篠宮・同妃殿下と佳子内親王がおいでくださ

いまして、何とか立ち上がるぞと、我々は大変励ましをいただいたと、そういうこともございます。また、御案内のとおり、本県は、梅原猛先生の本であります——私も総務省時代4年間、直接お仕えしたところではありますが——『天皇家の“ふるさと”日向をゆく』にも記されておりますように、古事記、日本書紀におきまして、神武天皇が生まれた地ということで、広く伝えられておるところでございます。本県にとりまして、そういう身近な存在でございますので、今後とも、天皇陛下を初め皇室の皆様方に対しましては、県民の皆様ともども、心から敬愛の念を持ちまして接してまいりたい、そのように考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。ある人に伺ったところによると、前の黒木博知事なんかは、いろいろと事あるたびに宮内庁へ足を運んで、いろいろと良好な関係強化に努めていたと伺います。皇族方は、公私にわたって割と県内を訪れておられると伺っておりますけれども、やはりそうした折には、最大限、県としては把握して、歓迎の姿勢を整えていただきたいし、宮内庁とも良好な関係を構築していただきたいと思っております。

続きまして、まだまだ神話に関連して質問させていただきますけれども、県内には県立中学校が3つございまして——五ヶ瀬中学校、泉ヶ丘中学校、そして西高附属中学校があります。それぞれの県立中学校が、来年度から使う歴史教科書採択状況を発表されまして、いずれも帝国書院ということで一致して決まったようですが、この帝国書院の歴史教科書——僕も余り見たことがなかったんですけれども——をこの間、拝見したら、かなりゆゆしき記述を発見いたしました。今までのる申し上げてきましたよ

うに、宮崎県と神話、皇室との関係というものは特別なものがございませぬけれども、この手元の資料をごらんいただきたいんですが、左側のほう、「天皇は、神の子孫であることを否定して、「人間宣言」を出しました」と、手元の資料には書かれていると思います。その裏側には、この根拠となった昭和21年1月1日の「新日本建設に関する詔書」——これは原典が記載されておりますけれども、ここには神の子孫であることを否定されたという事実は全くありません。天皇陛下が神であること、現つ神であることを否定されたということはありません、神の子孫であることは否定されていない。これは完全な誤りだと思いますけれども、知事はいかが思われますか。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘のありました教科書の記述であります。1946年の1月1日、昭和天皇が国民に発せられました「新日本建設に関する詔書」にあります「天皇ヲ以テ現御神（アキツミカミ）トシ」のくだりから、このように書かれたものと考えられます。この詔書の解釈につきましては、さまざまな受けとめ方があるというふうに考えておりますが、御質問の記述のある教科書につきましては、国の教科書に関する審議会によりまして、専門的・学術的に公正・中立な審議を経て検定に合格したものと、それに基づく記述であると考えております。

○清山知憲議員 知事、教科書検定のプロセスを伺ったのではなくて、知事のこの記述に関する見解、考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） そのような検定を踏まえて、専門的・学術的に公正・中立な審議を経た上での記述であるものと受けとめております。

○清山知憲議員 知事、ここに記載している「新日本建設に関する詔書」は、天皇陛下が出されたもので、公文書の中では最上位に位置するもので、これが根拠になります。ここに書かれていないんですけれども、知事は、そうした歴史事実の認識を教科書検定審議会、そうした外部のところに依拠するんですか。

○知事（河野俊嗣君） 記述にはいろんな幅があると思いますが、あくまでもこの教科書におきましては、そういう専門的・学術的な観点から、中立・公正な立場でのチェックがなされている、そういうものとして受けとめているということをお願いしております。

○清山知憲議員 しつこいんですけれども、教科書検定に関しては伺っておりません。知事は、昭和天皇が一度でも神々の子孫であることを否定されたとお考えですか。

○知事（河野俊嗣君） 済みません。その件については、よく承知しておりません。

○清山知憲議員 教育委員長にも同様の質問、この記述に関していかが思われますか。

○教育委員長（近藤好子君） 昭和天皇が国民に発しました「新日本建設に関する詔書」につきましては、さまざまな解釈があり得ると思います。このような解釈にかかわる記述に関しましては、発行者の考えに基づいてはおりますが、御質問の記述のある教科書につきましては、教科用図書検定調査審議会の審議を経て検定に合格しており、多くの専門家によるさまざまな角度からの調査の積み重ねが反映されたものであると考えております。

○清山知憲議員 私は、教科書検定のプロセスについて伺ったのではなくて、やはり神々の子孫であることを否定したというのは、宮崎県にとって非常にゆゆしき表現ですね。本当に天皇

陛下が、今の皇室が、神話との関係を否定された事実はないんですけれども、それを否定されたとあらば、今の宮崎県の神話や歴史的遺産というものはすべてフィクションということになります。その点に関して、もう一度、最後、知事の考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 質問議員は、そのようなとらえ方をされているということですが、私は必ずしもその部分が神話との関連性を否定したと、そこまでのものというふうには受けとめていないところです。いずれにせよ、この記述というものは、専門家の客観的・公正な審査を経てなされているものでございますので、私どもはそれを受けとめております。

○清山知憲議員 次の質問に移ります。その右側のページに移りますけれども、「7月のポツダムでの会議でアメリカ・イギリス・中国の名前で日本の無条件降伏をうながす共同宣言を出しました（ポツダム宣言）」とあります。これも原典を裏に記載しております。ポツダム宣言の外務省訳を記載しておりますけれども、ここには5番目に「吾等ノ條件ハ左ノ如シ」というふうに降伏条件を明記しております。これは無条件降伏ではないと考えるんですけれども、知事のこの記述に関する見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） ポツダム宣言における無条件降伏の解釈につきましては、条件付降伏であったとか無条件降伏であったなど、さまざまな研究がなされ、さまざまな見解があるというふうに伺っております。いずれにしましても、質問のこの教科書につきましては、先ほど述べたとおりでございますが、そういう国の教科書に関する審議会によりまして、専門的・学術的に公正・中立な審議を経て記述がなされたものと、チェックをして合格されたものだと、

そういうものとして受けとめておるところであります。

○清山知憲議員 教育委員長はいかがでしょうか。

○教育委員長（近藤好子君） 知事がただいま述べましたように、ポツダム宣言における無条件降伏につきましては、さまざまな研究がなされていると聞いております。したがって、御質問の記述のある教科書につきましては、先ほども述べましたとおり、教科用図書検定調査審議会の審議を経て検定に合格しており、多くの専門家によるさまざまな角度からの調査の積み重ねが反映されたものと考えております。

○清山知憲議員 知事、せっかくこうやって原典を用意したので、真摯に読んでいただきたいと思いますが。知事はきのう、かつて外交官を志したとおっしゃっていましたが、御存じだと思いますが、日本史上有名な外交官で重光葵——当時の外務大臣——は、9月2日に戦艦ミズーリ上で降伏文書に署名をした方ですけれども、その翌日、9月3日には、マッカーサーを訪れて命がけで折衝しております。それは、日本は無条件降伏したのではなくて、ポツダム宣言の条項に書いてあるとおり降伏条件があると、この降伏条件を守ってほしいという命がけの折衝をしております。知事、日本がここで無条件降伏したかどうかというのは、近現代史における非常に大切なポイントで、占領期にさまざまな諸制度が定められておりますけれども、そうしたものの正当性にもかかわる問題です。私はこの件に関しては、外務省国際法課とも電話でいろいろ確認させていただきましたけれども、改めて、知事、この記載について、いかがおられますか。

○知事（河野俊嗣君） 私は、そういう経緯、

それから連合軍からどのような回答がそれに対してあったのかも含めて、正確な知識なり知見を持たないところでございます。私としましては、先ほど言いましたような国の検定等を経たこの教科書の記述を受けとめておるところでございます。

○清山知憲議員 この後、教育長への質問がありましたけれども、申しわけありませんが割愛させていただきまして、引き続き知事に、ちょっと私は満足のいかない答弁でしたので伺いますけれども、この教科書の右側の下のほうに、大変ゆゆしき表現があります。知事は広島県出身でございますが、私は、原子爆弾の投下に関しては、国際法上明らかな違反的な行為で、どうあっても許されない非人道的行為だと思います。どんな事情や理由があろうとも許されない。そして、後世の人たちには、同様の核兵器使用を認めないためにも、そうした原爆の投下の背景には、一片の理由、事情の余地もないということを伝えていかなければならないと考えておりますけれども、この教科書には、「ポツダム宣言を日本が黙殺したため、アメリカは戦争の早期終結とともにソ連に対して優位にたつため、8月6日に広島に原子爆弾を投下しました」とあります。新学習指導要領の歴史項目によると、「様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」とありますけれども、私は、こうした核兵器の使用に関して、このような一方的で非人道的な記載は見たこともありませんし、宮崎県の中学生がこれを読んで育つのは非常に残念だと思いますが、いかが思われますか。

○知事（河野俊嗣君） 議員の見方につきましては、今おっしゃったとおり、そのような見方

をされたというふうを受けとめたところでございます。非人道的な記述という話がございましたが、原子爆弾というものが、国際法の根底にありますような人道主義に非常に著しく反する大量破壊兵器であるということについては認識をしておるところでございますが、ここの記述につきましては、先ほど言いましたようなチェックをなされて記述がなされているものというふうを受けとめております。

○清山知憲議員 最後にいたしますけれども、政治家になられた知事としては、やはり個人的なきちんとした歴史的認識を持っていただきたいと思えますし、決してそこを国の検定審議会とか、そうした外部のところに判断を依拠していただきたいくないなと思って申し上げました。これはここまでにしておきます。

続いて、副知事に質問させていただきます。副知事は、河野知事が県外出身であるために、地元の間を採用してくださいというような声があったにもかかわらず、河野知事の強い思いで、農水省を退職し副知事になられましたが、牧元副知事ならではの、牧元副知事でなくてはならなかった今までの8カ月のお仕事、また、これからの意気込みについてお伺いできればと思います。

○副知事（牧元幸司君） 私の取り組みについての御質問でございます。

私は、副知事といたしまして、庁内の業務全般につきまして、知事を補佐するというのはもとよりでございますけれども、とりわけ県政の重要課題の中の一つでございます口蹄疫からの再生・復興につきましては、農水省における行政経験というものを生かしながら、まず一つは防疫の徹底、これは二度と口蹄疫を起こさないということがまずもって大事でございますの

で、この防疫の徹底、それから畜産農家の経営の再開・安定といったようなところに重点的に取り組んできたところでございます。その中で、口蹄疫の被害というものについては、これはもちろん農業だけではなくて、商工業、観光にも及んだところでございます。そしてまた、防疫の徹底を図る上におきましては、これは農業関係者だけではなくて、さまざまな業界の方々の御協力が必要なわけでございますので、私といたしましても、空港・港湾でございませうとか、ホテル・観光でございませうとか、こういったさまざまな業界の方々に直接足を運びまして協力要請をしたところでございます。それからまた、口蹄疫からの再生・復興にとどまらず、やはり県政の推進に当たりましては、現場を大事にするといいましょうか、まず現場を見て現場の皆さんの御意見を聞くというものが、まず何よりも大事だというふうに考えておるところでございます。この現場主義ということにつきましては、私も公務員になりましたから、諸先輩方からも常に教えられたことでもございますし、また、知事におかれても、県民との対話というものを非常に重視されて、いろいろなところに出向かれて対話を行っているところでございますけれども、私も同様に、中山間地域を含め、県内いろんなところに足を運びまして、いろんな皆さんとの対話というものを重視していきたいというふうに考えております。最近におきましては、例えば、西都・児湯地域におきまして、畜産農家の皆さんと意見交換をしたりとか、あるいは延岡の北浦、島浦に行って、漁業関係者の皆さんと意見交換をしたりとか、いろいろとやらせていただいておりますけれども、これはまだまだ自分でも不十分だというふうに思っております、引き続き、現場に赴いて、

できるだけいろんな皆さんのお話を通じまして、そのことを県政の推進に生かしていきたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。牧元副知事の知識と経験を生かして、ぜひ口蹄疫の復興に励んでいただきたいと思いますし、知事、副知事と2人しかいないので、また、今後4年間、任期はありますので、ぜひとも県政全般にわたって、その能力を生かして頑張っていただきたいと思います。

続いて、病院局長へお伺いします。さきに中村議員から県病院に勤める職員のプロパー化について質問がありましたけれども、私もこれは大賛成で、実際にほかの県においても、県病院に勤める県職員の3分の1程度は、医療専門職としての専門職化を進めているようなところもでございますし、やはり県立病院のそれぞれの事務長——民間病院であれば、事務長というのは経営のほとんどを掌握していて、もちろんトップに医師という立場で院長、理事長がいるんですけれども、実際に収益を上げるものとか経営に関することは、事務長がすべてを握っていて、長年携わっておられると。そうした観点も必要かなと思いますので、何とぞ検討いただければと思います。そして、研修事業についてお伺いしたいんですが、来年から宮崎県内で研修医として勤める内定した医学生の数というのは61名ということで、去年の29名から倍増して、少しは県内の医療体制に明るい兆しが見えてきたのかなと思いますけれども、県立病院で研修を開始する人数としては8名ということで、昨年とするとちょっと伸び悩んでいると。こうしたところに関する今後の研修事業への局長の意気込みと、それから、私が6月に質問させていただきました研修事業を支える専門の県

職員の配置についていかがか、お伺いしたいと思えます。

○病院局長（甲斐景早文君） まず、臨床研修をサポートする専任職員の配置でございますけれども、病院現場の負担軽減や医学生から見た魅力的な研修病院づくりを進める観点から、現在、宮崎病院への配置に向けて準備を進めているところでございます。また、平成24年度の臨床研修医のマッチング結果については、議員のほうから今御指摘がありましたとおり、宮崎病院が8名となりましたが、25年度に向けて、専任職員の配置のほか、現在勤務しております若手医師を研修医・医学生の相談窓口とするなどの体制整備や、フェニックスプログラムを初め個々の研修プログラムの魅力向上のための見直し等を行うとともに、本年に引き続き、県外における病院説明会等への積極的な参加や各病院ホームページの充実等により、県立病院の臨床研修のPR強化を図るなど、研修医の確保に全力で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。

続きまして、県立宮崎病院の医師定数についてお伺いします。県立宮崎は86名というふうに医師定数が定まっております、現在100%充足しているというような説明を委員会等でも受けますけれども、現場を見ますと、救急専属の救急専門医がずっと不在が続いているのに加えて、ほかの専門科においても、なかなかスタッフ不足で大変だという声を伺います。こうした現場の状況とこうした医師定数には、非常に乖離、矛盾を感じるんですが、この医師定数については、撤廃か、もしくは現実に見合った形での増加を考えていただけないでしょうか、お願いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 病院局における職員定数は、現在、1,387名でございます。この定数の範囲内であれば、職員を配置できるというふうに認識いたしております。お尋ねの県立宮崎病院の医師数については、条例等に基づく定数ではございませんで、看護師あるいは薬剤師など、さまざまな職種ごとに設定している目標数の一つでありまして、その性格は必要数の目安というべきものであるというふうに考えております。このため、今、御指摘にありましたように、宮崎病院における目標数は、既に86名に達しているわけでございますけれども、お話にもありましたように、救命救急科あるいは地域医療科などの医師については、病院長ともども現在確保に努めているところでございます。このように、目標数は弾力的な性格のものでありますので、その都度増員する必要はなく、また、延岡・日南両病院の休診科の解消や総数の確保が最重要課題となっている現状からも、この目標数を撤廃する考えというものはございませんけれども、宮崎病院において、さらに必要な医師の確保につきましては、病院長と十分協議しながら、引き続き、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 弾力的に取り組んでいただきたいと思えますし、引き続き、延岡、日南のほうも全力を挙げていただきたいと思えますけれども、やはりこうした医師の定数そのものの数字というものは、外部から評価する。例えば知事がそうした資料を見るとか、ほかの議員が資料を見たときに——私だったら現場の声とか伝わってきますし、これは100%満たしているけれども、なかなかそうではないのよねというところがわかります。ただ、それ以外の方々にとっては、こうした数字というのが大事な指標であ

りますので、また今後とも、いろんな面で検討いただければと思います。

引き続き、平成23年度アクションプランの工程表についてお伺いします。県立病院の場合は、病院局として、指標を一つだけここに掲げております。病院事業全体における収支、平成26年8,900万円のプラスということで掲げておりますけれども、これにあわせて、県立病院の最大のミッションである良質な医療の提供ということを考えると、医療面での指標をセットで幾つか定めていただけないか、お考えを伺いたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 公営企業である県立病院が、高度で良質な医療を県民に安定的に提供していくためには、経営の健全化が不可欠であると認識いたしております。このため、アクションプランの工程表につきましては、本年2月に策定いたしました第二期宮崎県病院事業中期経営計画の収支目標といたしております「平成25年度に3病院全体で収支均衡」を図ると、これを数値目標としたところでございます。ただいま御指摘のとおりでございます。現在、病院局では、最重要課題であります医師確保に向けまして、あらゆる手だてを講じながら取り組んでおりますし、また、看護師等の医療スタッフの確保や医療器械の導入など医療機能の充実を図っているところでありますが、これらの活動状況や達成度を評価する指標も必要ではないかというのが御意見であると思います。そういうことも理解できますので、今後、医療機能を定量的に評価する指標について検討してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 前向きな答弁をありがとうございます。これは、実は趣旨確認では課長補佐と激しくやりとりさせていただきましたが、そ

の中では、そうした医療面での目標や目的というのは中期経営計画に書かれていると。そういったこともございましたけれども、一般県民や医療従事者、そしてここにおられる議員や知事ですら、なかなか中期経営計画の隅々まで見ることはなくて、こうしたアクションプランとか工程表に出てくるものを見て、もしそこに財務指標一つしかない、何だ、やはり県病院局としては経営健全化にしか興味がないのかといった誤解というか、誤ったメッセージを送りかねないので、いろんな面でこの辺を検討していただければと思います。もうちょっと突っ込ませていただこうと思いましたが、予想以上に前向きな答弁だったので、この辺にさせていただきたいと思います。

続いて、福祉保健部長へお伺いいたします。持続可能な社会保障体制のためには、今後、少子化対策は死活的に重要だと考えますけれども、結婚していない人の割合——未婚率の経年的な推移と、夫婦1組当たりの生涯の子供の数の推移についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の年代別未婚率の推移につきましては、例えば、30歳から34歳までの男女別の未婚率、これを見てみますと、40年前、昭和45年には、男女とも7.3%となっております。その後、男女とも上昇を続け、昨年調査結果では、男性が39.4%、女性が30.5%と、未婚者の割合が大きく増加しているところでございます。また、夫婦1組当たりの子供の数につきましては、戦前の約4人から、戦後は次第に低下傾向となる中で、昭和30年代後半からこれまで2.0以上で推移してきましたが、昨年、平成22年の調査では1.96ということで、初めて2人を下回ったという状況でございます。

○清山知憲議員 今、説明がありましたとおり、未婚率は7.3%からいずれも30%台と激しく上昇し、また、夫婦1組当たりの子供の数は、1972年では2.20が40年で1.96と、0.24低下したということなんですけれども、この2つが独立因子として少子化に寄与しているのかなと思います。そのいずれが本当に重要なのか、ぜひ分析を進めていただきたいと思います。また、ざっと数字を見ただけでも、未婚率の上昇が目に見えすぎだと思えますが、未婚化対策といえますか、この辺に対する県の取り組みはどんなものがありますか、お伺いします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 未婚率の上昇の理由につきましては、さまざまな要因があると言われておりますが、男女とも適当な相手にめぐり合わないというのが大きな理由として挙げられております。このため、県では、平成20年度から「みやざき新たな出会い応援事業」、こういったものに取り組みまして、独身男女が出会うイベントや民間団体が実施いたします出会いの機会の情報を電子メールで提供する事業に取り組みできたところでございます。今年度は、民間団体の活動を活性化するための意見交換会の実施や県ホームページを活用したイベント等の情報提供を行っておりまして、今月の25日でございますけれども、独身男女各50名が参加する交流会を民間団体と共同で開催することといたしております。このような取り組みが未婚化対策の一つとして大変重要であると考えておりますので、今後とも、市町村、それからNPO等の民間団体とも連携しながら、結婚を応援する事業に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 通告にありませんが、ちょっと知事に伺いたいんですけれども、本当につい

先日、発表されましたよね。未婚者の独身である理由などの調査がありますけれども、第1位が、今説明があったとおり、出会いがない、そして次に自由を失いたくないと、いろいろありますけれども、実際これは県庁の若手の中でも、職場やいろんなところで出会いがないと、そういう切実な声が上がっております。平成23年度の予算の事業なんかを見てみますと、例えば、出会い創出事業というのが2つ明確にありますけれども、合わせて大体400万円程度の予算規模であります。これに比較して、子育て関連の事業は随分充実してきておりまして、5,000数百万円程度予算がおりていると。やはり相対的に未婚化対策というものがややおろそかになっているのではないかという印象を受けますけれども、知事として、この辺をいかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 大変重要な御指摘であり、従来こういう出会い関係の事業といたしますのは、市町村が後継者の確保というような観点から取り組んできたものでございますが、県としてもできる限りのことをする必要があろうということで、これまで取り組んできておるところでございます。もっとも力をいれていく必要もあろうかというふうに思っております。そのように考えております。県職員の話がございました。先日開催しました県庁職員の運動会ですが、もちろん健康保持なり組織の垣根を越えた融和というのがありますが、そういう効果も期待できないかというところは、実は本心では思っておるところでございます。いろんな形で場を設定すること、その意味で今、県職員を例にして申し上げましたが、いろんな主体がいろんな形で場を提供し、機運を盛り上げていく、大変大事なことだと考えて

おります。

○清山知憲議員 ありがとうございます。

福祉保健部長にお伺いしますが、アクションプラン等政策目標としては、合計特殊出生率が目標となっております、1.85を目指すとありますが、どうしても少子化対策の政策効果がなかなか合計特殊出生率に反映されにくいんじゃないか、いろんな要素が複雑に絡み合うので、すぐにわかりやすく反映されるものではないかなという印象で、もっと未婚率の低下等、より現実的で具体的な数字等も指標として検討いただけないか、お考えを伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） アクションプランの成果指標につきましては、御指摘がございましたとおり、現在、合計特殊出生率を設定しているところでありますが、これは、全国状況と比較して、少子化の動向を端的にあらわすものでありまして、少子化対策に係るプログラム全体の成果や達成度を見るための指標として有効であるということから設定しているものでございます。なお、少子化対策に係る工程表の指標につきましては、活気を生み出す出会いや交流の場の創出のための事項として、縁結び応援団の登録数を掲げ、民間団体による出会いの機会づくりの場の創出、促進に取り組んでいるところでございます。結婚に対する個人の価値観、それから考え方は多様でございまして、今、御指摘のございました未婚率の低下を指標化することによりまして、行政が一律に結婚を奨励するという事は難しいものがあるというふうに考えておりますが、より具体的かつ政策効果のわかりやすい指標につきましては、関連事業の成果等を勘案して、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 今、部長から、なかなか難しいという答弁がありましたけれども、今後の社会保障体制を考えると、なかなか悠長なことは言っていられないというのが私の率直な印象で、例えば20年後、部長が後期高齢者になられるころ、私はまだ50歳で、現役世代としてお支え申し上げますけれども——今の62歳が一番多くて、全国で226万人、現在人口としてあります。私の世代が149万人で、私の息子、5歳の世代が106万人。226万人と106万人、これは大変な状況で、今の社会保障体制の水準を続けることはまず不可能だと私は思っております。ぜひとも、この辺、より現実的というか、もっともっと力を入れて——少子化対策、合計特殊出生率を政策目標に掲げているので、これも言ってしまうと、行政が子供を産むことを強制しているわけではないと思うんですよね。やっぱり目標としていろんなものがあるのもいいと思いますので、今後とも、ぜひ力を入れた取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続けて、県民政策部長へお尋ねいたします。手元の資料の一番最後、2枚目の裏側をごらんいただきたいんですけども、現在、記者クラブに対しましては、県の本庁舎の一角を無償貸与してございまして、記者クラブ主催の記者会見というものは、ほとんどこの部屋で行われております。一部、知事が定例記者会見で講堂を使うことがございますけれども、ほとんどはこの部屋で行われます。写真をごらんいただきたいんですけども、この部屋の一角で記者会見を行っております。鳥インフルエンザの発表のときですね。これは率直に申し上げますと、物すごくみすばらしいですね。見ていただきたいんですが、知事の後ろに、ハンガーに記者の何か私服がぶら下がっていると思うんですよ。もう

ちょっと記者の人たちがきれいに使っていたければいいと思うんですが、こういったテレビやインターネットなどの映像を通して伝わるものの価値というのは、非常に重要な時代を迎えていて、宮崎県の威信やブランド力低下——例えば県外から県内を訪れていて地域放送を見られる方とか、鳥インフルの発生時なんかは、これがそのまま全国に流れたりすることもあるわけで、ぜひこの記者会見場について、県が多少お金を出すというか、いろんな知恵や工夫、多少の予算を出してでも整えていただきたいと思うんですが、部長、いかがでしょうか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 記者会見でございますけれども、現在、知事の定例記者会見などは一部講堂で実施されておりますが、その場合を除き、通常は、今、議員から御指摘があったように、県政記者室で行われているところでございます。県政記者室は、取材の拠点として県が提供しているものでありますが、ここでの記者会見につきましては、限られたスペースの中で発表者席や記者席を設けるなど、工夫しながら行われているところでございます。今、写真で御指摘がありましたけれども、それでも狭いスペースの中で工夫して今現在やっているという状況でございます。しかしながら、今、議員が言われましたように、もう少し工夫ができないのかということでございます。より一層効果的な県政情報発信の場となるような工夫をするべきであるということは私も思っています、例えばレイアウトをもう一回検討する、あるいは例えば知事の記者会見時に設置しております県のPRパネル、こういうものを県政記者室での記者会見の場にも使用すると、そういったことを県政記者クラブの協力を得ながら、さらに検討してまいりたいと考えておりま

す。以上でございます。

○清山知憲議員 ありがとうございます。2年前、私は宮崎に帰ってきて、こうした映像を見て、本当に汚いなと思ったのが率直な印象で、ぜひ改善の努力をしていただければと思います。つつい県内にいるとなれてしまいますけれども、やはり外の人が見るとみすぼらしいと思います。

続いて、選挙管理委員長へお伺いします。ことしの4月の統一地方選では、特にこの宮崎県議会議員選挙で初めて選挙公報が配布されたけれども、県内での有権者世帯への配布状況をお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） ことし4月の県議会議員選挙の選挙公報につきましては、先ほどお話がありましたように、初めて無投票を除く全選挙区で発行いたしまして、市町村選挙管理委員会において、自治会や新聞折り込み等を通じまして各世帯に配布するとともに、公民館や商業施設等にも配布所を設置するなど、広く有権者の方々への周知に努めたところであります。市町村からの報告によりますと、全世帯数約41万世帯に対しまして、自治会や新聞折り込み等を通じまして約31万世帯に配布されており、その配布率は約75%であります。新聞の重複や自治会の加入状況等を総合的に勘案しますと、少なくともおおむね70%程度の世帯には配布できたのではないかと認識いたしております。

○清山知憲議員 選挙管理委員長、公職選挙法では、こうした選挙公報は、原則として全戸配布することが義務化されているとも解釈されております。今の状況だと、70%程度しか届いていないと。しかも、特にいつも問題になる若者世代の投票率ですけれども、特に若者ほど新聞

をとっておりませんし、自治会にも加入しておりませんし、そうした状況になると、若者は全く候補者の情報を得られないんですね。例えば、近くにある公設の掲示板に行って、一人一人見るしか候補者の名前を知る機会がないと。そうした中で、さまざまな自治体がいろんな工夫をしております、郵送という手段をとっておるところもありますけれども、やはり郵送もコストがかかると。そして、先般の東北で行われた地方選挙におきましては、この選挙公報そのものをインターネット上のウェブサイトに掲載して、そういう形の頒布をとったとあります。これは総務省も大丈夫だということで、許可というか、そういう通知を出しまして、さらに当時の片山総務大臣も国会の答弁で、これは公職選挙法上、現行の法律のもとで可能だと判断を示されました。これは宮崎県の選挙管理委員会として積極的に進めていくお考えはないでしょうか。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 東日本大震災の被災地で実施されました選挙においては、多くの有権者の方々が、県外や市町村外へ避難されている状況を踏まえまして、試行的に選挙公報のウェブサイト掲載が行われたところがあります。国においては、こうした状況を検証しながら、選挙公報のウェブサイト掲載について、法律の改正まで視野に入れた検討がなされていると聞いております。県選挙管理委員会といたしましては、選挙公報のウェブサイト掲載が、選挙公報未配布世帯への情報提供とあわせまして、若者を初めとする有権者に対しまして、啓発手段として有効であると考えておりますので、御提言も十分踏まえまして検討を進めますとともに、国に対して、全国一律で実施できるよう要望してまいりたいと考えておりま

す。

○清山知憲議員 つい先日、明るい選挙推進協会が発表しました調査によると、先般の統一地方選挙を調査したら、50%の有権者が候補者情報の不足を認識していると、中でも道府県議会議員選挙における候補者情報の不足は65%に上るとありました。今、被災地の特殊な状況を御説明されましたけれども、この宮崎県内における50%を割る投票率というのは、これはすごく異常事態だと思います。ぜひ県の選管としても、積極的にこれは検討を進める方向でお願いしたいと思います。

続きまして、総務部長へお尋ねしたいと思います。近年、高齢化が進むにつけ、県内の救急出動件数もどんどん上がっておりまして、平成22年度の消防年報によると、3万6,000件台というふうに非常に高い位置でとどまっております。その上で、救急の適正利用と民間事業者による救急搬送、そうしたものの周知徹底も十分必要かなと思いますけれども、県の取り組みをお伺いしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 民間事業者によります患者等の搬送事業につきましては、管轄しております各消防本部におきまして、事業者の認定を行いますとともに、住民や医療機関等への周知に取り組んでいるところでありますが、当事業の一層の周知を図るために、昨年8月、各消防本部と県による会議を開催しまして、今後の取り組みについて協議を行ったところであります。それを受けまして、現在、事業者の認定を行っております市におきましては、それぞれのホームページや広報紙、イベント等で当事業について案内するほか、医療機関に対して、事業者の一覧を示した文書を送付するなど、当事業の周知に積極的に努めているところであり

まして、平成22年中の民間事業者による搬送人数につきましては、前年に比べまして1,744人増の8,749人となっております。県といたしましても、今後とも、各消防本部と連携を図りながら、当事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** ありがとうございます。救急事業というのは、各消防本部だけではなくて、やはり各基礎自治体で完結しないものですよ。患者さんの搬送等になると、2次医療圏をまたがるものもございますし、また県内には7つの消防非常備地区等もございます。やはり県も積極的に周知の取り組みをしていかなければならないと思いますけれども、今現在、県のウェブサイトや県のあらゆる広報手段を見ましても、救急の適正利用、そしてこういった民間業者の周知徹底の取り組み、私は全く拝見することができなかつたんですが、これは県としても一生懸命努力していただくおつもりはないでしょうか。

○**総務部長（稲用博美君）** 先ほども言いましたように、昨年、各消防本部と県の協議もやりまして、市のほうも積極的に取り組んでいただいています。県といたしましても、県のホームページあるいは広報媒体、「広報みやざき」等とありますので、そういったものを活用しました周知活動につきまして取り組んでまいりたいと思っています。

○**清山知憲議員** 救急車による患者さん搬送の中には、病院から病院へと患者さんを搬送する転院搬送というものがございます。この転院搬送が宮崎県内の全救急出動件数の中に占める割合と、全国平均を教えてくださいたいと思います。

○**総務部長（稲用博美君）** これは消防庁がこ

としの2月に発表しました速報値でございますが、平成22年の救急出動件数に占める転院搬送の割合は、本県が17.1%、全国平均が8.6%でありますので、本県は全国平均よりも8.5ポイント高くなっております。

○**清山知憲議員** 転院搬送、全国平均よりもほぼ倍ということですが、昨年の医療対策特別委員会の消防保安課長のコメントの中で、「こういった転院搬送の中には、必ずしも救急車でなければならないようなもの以外も含まれている。救急車じゃなくてもいいケースがあるんじゃないかというような声が見受けられる」とあります。県のこの認識と今後の取り組みについてお伺いします。

○**総務部長（稲用博美君）** 救急出動件数が増加する中、緊急性のある傷病者を迅速・的確に医療機関に搬送することは、大変重要な課題でございます。御指摘のように、転院搬送が多くなりますと、交通事故あるいは急病など、緊急性の極めて高い傷病者の救急搬送への影響も懸念されるところであります。このため、消防本部におきましては、医療機関に対しまして、転院搬送の要件を明示しました文書を発出しまして、救急車の適正利用を呼びかけているところもでございます。県といたしましても、消防機関と密接な連携を図りながら、さまざまな機会・方策を通じまして、転院搬送につきましての理解を求めていきたいというふうに考えております。

○**清山知憲議員** 続きまして、総務部長へ、宮崎県にとっては、公務員獣医師の確保は非常に重要な課題だと認識しておりまして、さきの鳥飼議員の質問にもあったとおりでございますけれども、平成19年に獣医師の需給調査の結果が発表されておまして、そこでもやはり公務員

獣医師の不足や産業動物診療獣医師の不足なんかもうたわれておまして、日本獣医師会は、公務員獣医師の処遇改善を求めてきております。県の公務員獣医師の処遇と他県との比較についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 本県の獣医師の給与につきましてですが、6年制の大卒者の初任給が19万7,600円、また、職員の従事する業務の内容によりまして、月額1万8,200円から3万3,600円の給料の調整額や日額440円または800円の特殊勤務手当が支給されることになっておまして、これらの給料や手当全体としましては、おおむね各県と同程度の処遇となっております。このような中で、本県では、今年度から新たな手当といたしまして、獣医師に対しまして、新規採用の日から月額3万円を10年間、それ以降は1年ごとに5,000円ずつ逓減しまして、最長で15年間支給するという内容の初任給調整手当を支給することとしたところでございます。この手当は現在、全国で約半数の24の道県で措置されておりますが、本県の支給額、支給期間につきましては、その中でも手厚い内容となっております。

○清山知憲議員 そうやって初任給調整手当のアップが図られたわけですがけれども、その後の獣医師確保——この間も発表がありました——は、なかなか困難をきわめていると伺っております。それ以上の公務員獣医師の処遇改善、もしくはいろんな取り組み、何かお考えはないかお伺いしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 獣医師の確保が全国的な課題となっておりますわけですが、その中で必要な人材を確保するためには、御指摘のありましたような給与面、これを充実するということがあります。そのほか、さまざまな面からの

処遇改善の取り組みが必要であるというふうに考えております。このため、本年度から、本県におきまして、全国トップクラスの初任給調整手当制度を導入いたしました。給与面におきまして処遇改善を図ったところであります。また、採用後におきましても、国の専門研究機関への派遣研修でありますとか、大学、民間団体等が主催します研究会への参加によりまして、獣医師としましてのスキルアップの支援、またモチベーションの向上に努めているところであります。さらに、獣医師の採用試験につきましても、受験の年齢上限の引き上げ、あるいは受験会場の複数化など、受験機会の拡大に努めますとともに、職員が直接大学に赴きまして、学生に公務員獣医師の魅力あるいはやりがいというものをPRするなど、受験者数の確保に努めているところであります。以前は、宮崎大学からたくさん県庁に来ていただいていたんですけども、最近、若干それが少なくなってきたということ、こういうところも何とかしないといけないなと思っているんですが、宮崎大学のほうで産業動物防疫リサーチセンターというのを設置されました。本県のこういう行政面でも非常に関係の深いセンターでありますので、そことも連携を図りながら、獣医師の確保を行っていききたいというふうに思っております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。ぜひとも、今後とも、前向きに努力を重ねていただきたいと思います。

最後に、コメントと知事に質問をお願いしたいと思いますが、質問の冒頭のほうで説明申し上げましたとおり、第二次世界大戦の終結に当たっては、日本国はドイツとは全く違った形で戦闘終結を迎えております。ドイツは、ドイ

ツ政府がなくなった状態での敗戦を迎えましたけれども、日本の場合は、日本国政府が現前として存在し続け、ポツダム宣言に書いてある条項を交わしながら、そうした降伏条件のもとで戦闘を終えました。こういった無条件降伏という言葉すらも、9月2日の降伏文書で初めて日本軍の武装解除に対して用いられた表現であって、この教科書の記載は全く不正確であると——後で私の資料をお貸しいたしますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、改めて、冒頭に申し上げました宮崎県の歴史と神話の伝承と発信に関する取り組み、意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど御答弁申し上げましたように、本県にとって貴重な資源・資産であり、貴重なアイデンティティーの一つであるというふうに考えております。ホームページの活用、また、さまざまな媒体を通じて、これからも積極的に県の内外にアピールをしていきたいと考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。（拍手）

○十屋幸平副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 横田照夫でございます。原稿を利用させていただきます。私はこれまで「掛けまくも畏き 伊邪那岐大神 筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原に」と続く祓詞をこの壇上で3回紹介させていただきまして、宮崎の価値として、神話や古事記の話もしてきました。先ほど、若い清山議員が同じような質問をしてくれて、本当にうれしく思っております。知事や関係部局の皆さんに、清山議員の質問に対して、私からもくれぐれもよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問に入らせていただきます。

先日、ブータン国王夫妻が来日され、ブータンブームが起ころうとしております。ブータン政府は、御存じのように、国民総幸福量の増加を政策の中心としております。つまり、金銭的・物質的豊かさを目指すのではなく、精神的な豊かさ、つまり幸福を目指すという考えから生まれたものです。国としては小さな国で、決して豊かな国とは言えないかもしれませんが、ほとんどの国民が幸せだと感じており、世界じゅうで一番で幸せな国と言われております。一方、我が国は、高度経済成長やバブル景気を経て、物もお金も一昔と比べたら比較にならないくらい豊かになりましたが、その反面、地域のきずなや規範意識などが薄くなってしまいました。殺人事件も毎日のように報道されますが、その半分ぐらいは、親子間や家族間での事件だそうです。本当に私たちが求めてきた豊かさとは、こういうものだったのでしょうか。こういう状況の中で、政府はTPPに参加しようと進めています。京都大学大学院の中野剛志さんは、「TPP亡国論」という書籍の中で、TPPの実態は日本の市場をアメリカに差し出すだけのもので、自由貿易で輸出がふえるどころか、デフレの深刻化を招き、雇用の悪化など日本経済の根幹を揺るがしかねない危険性のほうが大きいと述べています。輸出産業にとっての一番の問題は円高ドル安であって、関税ではありません。今、自動車などの輸出産業は、円高ドル安の影響などで、海外に工場を移転して現地生産を進めております。日本の自動車メーカーは、アメリカでの新車販売台数の6割以上を現地生産で賄っているそうです。日本の輸出産業は、為替リスクの回避のために、既に海外生産比率を高めてきています。もはや関税の有無は輸出の増減とは関係なくなりつつあり、ドル

安が続く限り、この傾向はさらに進むこととなります。日本がTPPに参加し、アメリカに関税を全廃してもらったとしても、もはや関税撤廃と輸出力の強化とは何の関係もないこととなります。TPPに参加して日本の輸出を伸ばそうというもくろみは、ドル安によってつぶされてしまうのです。その一方で、ドル安でさらに安くなった輸入農産物は、関税という防波堤を失った日本の農業市場に殺到し、日本の農業に壊滅的な打撃を与えることはほぼ間違いないと思われまふ。将来、ドル安が解消されたとしても、一たん失われた日本の農業を関税なしで復活させることはほぼ不可能で、食料のアメリカ依存、すなわちアメリカによる日本の農業市場の支配がさらに深まることは確実であります。

また、世界経済がグローバル化した中で、輸出企業は、競争相手の多い世界市場で厳しい競争にさらされています。厳しいコスト競争の中で、実質賃金を抑制せざるを得ません。こうしたグローバルな世界における競争の結果として、労働者の賃金は最も低い賃金の水準まで低下していき、輸出を中心としない国内企業の賃金水準も、代表的な輸出企業の賃金水準に引きずられてしまいます。企業が輸出力の強化によって利益をふやせば、株主や経営者はもうかるかもしれませんが、その輸出競争力の強化は労働者の賃金アップを犠牲にしているのです、格差はさらに拡大していきます。GDPの成長メリットは、一部の輸出企業だけにとどまり、ほとんどの国民は、そのメリットを享受できないのではないのでしょうか。今、韓国で、アメリカとのFTA締結批准の問題で混乱が起こっていますが、韓国民も気がついている証拠ではないのでしょうか。アメリカのウォール街等で行われているデモや座り込みの行動は、一握りの富裕

層がアメリカ全資産の8割以上を保有しているという格差に抗議することが目的です。市場原理主義を国是としているアメリカの行く末がこの格差社会だと思ひます。TPPは、まさにこのアメリカンスタンダードの押しつけではないのでしょうか。こういうことが予想される中で、TPPに参加してまでも経済成長を目指して、本当に日本国民は幸せになれるのでしょうか。私たちは、ことしの夏、電力不足による大規模停電を防ぐために、大幅な節電をしました。その結果、夜がいつもより若干暗かったことはありましたが、別段生活に支障が出るということはありませんでした。そのことを見ても、私たちは利便性を求めて、なくてもいいようなものまで求め過ぎていたのではないのでしょうか。そこで、知事に、TPPに対する考えと幸せとはどういうことと考えるかをお尋ねし、後は質問者席からの質問といたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

TPPに対する考えと幸せについてということでもあります。人々が幸せに暮らしていくためには、日々に不安がなく、また将来に希望が持てる環境にあることが必要であると考へております。そのためには、これから時代が大きく変化する中にありまして、経済的な側面のみならず、人や地域のきずな、安全・安心な暮らしなど、新しい「ゆたかさ」を創造していくことが重要であると認識しております。本県の総合計画にも、そのような形で目標として定めておるところでございます。このような観点からTPPを見てみますと、輸出産業を中心に、経済的なメリットが出てくる分野もあると思ひますが、例えば、本県のような第1次産業を基幹産

業とする地方におきましては、関税撤廃によりまして、農林水産業のみならず、地域経済全体が大きな影響を受けるとともに、医療や金融等の分野における規制緩和の内容によりましては、これまで築いてきました地域社会の仕組みそのものが崩壊していく可能性があるものと考えております。先般、国がTPP交渉参加の意思決定を行ったことは大変遺憾でございますが、国に対しましては、引き続きTPPの問題点を訴えながら、しっかりとした情報提供を行い、国民的な議論を踏まえて、慎重に対応していただくよう要請してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 私は、実にいいタイミングで、ブータンの国王夫妻が来日されたというふうに思っています。経済成長やGDPの引き上げだけが国民の幸せではないということを教えるに来てくださったんじゃないかと、そういった気がします。国の根幹を揺るがしかねない、また国の体をなさなくなるかもしれない、そういった危険性を含むTPPには、県を挙げて、また議会を挙げて、断固反対していかなければいけない、このように思います。

次に、県の行う事業の考え方について質問させていただきます。「入るを量って出るを制す」という言葉があります。中国の故事にある言葉ですが、日本でも、知事が尊敬されている上杉鷹山公が、苦しかった藩財政を立て直すために使った政策として有名です。「入るを量って出るを制す」とは、幾ら収入があるのかを計算して、どれくらい支出できるのかを判断することだというふうに思いますが、その逆の発想で、幾ら支出することによって、どれくらいの収入が予想されるのかを考えて事業を展開することも大事なのではないのでしょうか。いわば

「出るを量って入るを制す」という考え方です。今の本県の予算の考え方も、「入るを量って出るを制す」になっていると考えます。それはそれでしっかりと評価させていただきますが、しかし、出るを制すばかりでは経済活動が縮小して、入るほうにも期待できなくなり、結果的には縮小のスパイラルになっていくのではないのでしょうか。歳出ばかりに目を向けた管理ではなく、将来に向けた戦略も必要だと思います。そこで、そういった観点から、私がこれまでに質問した内容をもう一回一緒に考えてみたいと思います。幾つかの例を出してみますので、その考え方をお聞かせください。

まず、住宅リフォーム事業についてです。昨年11月議会で、住宅リフォーム事業の請願を全会一致で採択しました。でも、その事業化が見えてきません。住宅リフォーム事業は、全額補助をするというのではなく、その一部を助成することで県民のお金を引き出すという事業です。エコカーや太陽光発電の設置などは、その購入費の一部を助成することによって大幅に購入が進みました。県民の消費行動を促すための、いわば呼び水としての出費です。建築産業は、大工や左官、建具、電気、管工事、塗装に変わらなど、すそ野が非常に広い産業です。一定の支出でそれよりも大きな税収が望める、本当の意味での経済対策ではないかと考えますが、県民政策部長、いかがでしょうか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 住宅リフォーム事業につきましては、関連する業種が多いことから、経済対策として大きな波及効果が期待できるものと認識しております。また、税収につきましては、事業者個々の事業規模や所得水準にも左右されると思いますが、一定の税収効果は期待できるのではないかと考えておりま

す。県といたしましては、厳しい財政状況の中、経済対策としてどのような事業が効果的であるのか、また税収面から見て、より税収を見込めるような事業があるのか、または市町村との役割分担や選択と集中の観点から、住宅リフォーム事業も含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 知事にお尋ねしますが、今の部長答弁で、「経済対策として大きな波及効果が期待できる」とか「一定の税収効果は期待できる」という言葉がありました。「選択と集中の観点から」という言葉もありましたが、答弁全体のニュアンスでは、選択しませんよというふうに聞こえました。これまで何人もの議員が住宅リフォーム事業について質問しておりますし、今回も何人もされるようです。請願も全会一致で採択しました。いわば、議会としては、住宅リフォーム事業を選択すべしという判断だと思えます。議会と執行部との選択の基準がこんなにも違うことに、非常に残念な思いがしております。私たちは、この住宅リフォーム事業については、やはり積極的に取り組むべきと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 県としましては、今、御指摘のありました「地域経済の再興・活性化」という請願の趣旨を踏まえまして、現在、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」に取り組んでいるところでございますが、御指摘の住宅リフォーム助成事業につきまして、いろんな効果があるという説明をしたところでございますが、市町村との役割分担や国の経済対策の活用なども考慮しながら、大変厳しい財政状況があるわけでありまして、今言われましたような請願の趣旨、それからさまざまな効果というものもしっかり踏まえ、今後、検討してま

いりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 検討していただくということですが、個人資産にかかわることということなんかもありまして、いろいろ難しい面もあるのかもしれないけれども、ほかの県でもやっているところがありますよね。ほかの市町村でもやっているところがたくさんあります。要は、知事のやる気があるかないか、そういうことじゃないかなというふうに思います。例えば、節電等のエコ対策とか県産材の利用拡大とかで工夫をしていくとか、特別枠での県単公共の一部をこれに振りかえるとか、いろいろ検討する余地はあると思うんですよね。ですから、検討もありがたいんですけども、いつまでも検討されても困るんですよね。どこかで判断をして、やるかやらないか、判断してもらわないと困ります。できれば年度内ぐらいに判断していただきたいと思うんですけども、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘の趣旨を踏まえ、これまでの議論の経緯を踏まえて、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 もしできないということであれば、意思表示をしていただきたいなと思えます。できないとなれば、また別の方法を私たちが考えていかなければいけませんので、ぜひ年度内にそういう結論を出していただきたいと思えます。

次は、オンデマンドバスについてです。宮崎県は、全国に先んじて高齢化が進んでいます。高齢化社会になると、当然交通弱者がふえて、買い物や通院などに支障が出る人たちがふえてきます。都市部の新興住宅地でも、そのような状況が進んでいるんじゃないでしょうか。そこで、そういう人たちに積極的に社会に出て消費

活動をしてもらえるようにと、平成22年9月議会で、オンデマンド交通システムの導入を提案させていただきました。確かに行政負担はふえると考えますが、スーパーや病院などと連携して、オンデマンドバスを利用して来たお客さんに対して、その購入金額の何%かをオンデマンドバスの運営費に回してもらうことなどによって、その負担軽減につなげるなど、いろんな工夫が考えられるんじゃないかと思います。多くの貯蓄を持っていると言われていた高齢者に、どんどん消費行動をとってもらって、それを社会循環してもらうためにも、今後さらにそういう交通システムが必要になってくると考えますが、県民政策部長、いかがでしょうか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） オンデマンド方式でございますけれども、利用者の予約に応じて運行することから、利便性の向上等が図られまして、高齢者の外出機会の確保を図る上でも有効な方式であると考えております。このため、県では、今年度から、未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創出事業を始めております。この事業の中で、オンデマンド方式などの実証実験に取り組む市町村を支援しているほか、本年10月には、オンデマンド交通システムを構築している東京大学と、その導入事例である三重県玉城町から講師をお招きしまして、市町村を対象として、勉強会を実施したところでございます。また、議員御提案のように、高齢者の積極的な外出は、地域経済の活性化にも寄与すると考えておまして、現在、バスと地元商店街等が連携した取り組みにも支援しているところでございます。県といたしましては、今後とも、市町村等と連携しまして、高齢化社会にも対応した地域公共交通の確保を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 行政やバスの運行会社だけでなく、地元商店街とか利用者も巻き込んで、地域一体となって取り組んでいくことが大事じゃないかなというふうに思います。また、取り組む市町村を支援するだけじゃなくて、取り組んでもらえるように、県としてもしっかりと積極的なリードもお願いしたいというふうに思います。

次は、宅配事業や移動販売車についてです。今、民間のコンビニなどで、食べ物などの宅配サービスがふえているそうです。都市部でもそういうサービスの必要性がふえてきています。まして、買い物できるお店が少ない中山間地域ではなおさらです。宮崎県中山間地域振興計画にも買い物弱者対策がうたっています。中山間地域に人が住まなくなれば山が荒れます。山が荒れば、下流部の都市部の人たちが困ります。そこで、災害対策に膨大な費用をかけることとなります。そういうことにならないためにも、中山間地域に人が住んでもらえるように、住環境整備の方策の一つとして、宅配事業とか移動販売事業に力を入れなければいけないのではないかと考えます。県は、中山間地域において、住民の高齢化や個人商店の廃業により、日用品の調達が困難になっているために、平成22年度及び23年度に、美郷町の南郷地区で宅配のモデル事業に取り組みされました。その結果はどうだったのでしょうか。また、今後の買い物弱者対策についてもお尋ねします。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 美郷町におきましては、県の「まちなか商業再生支援事業」を活用し、商工会と社会福祉協議会が実施主体となり、ひとり暮らしの高齢者など105世帯を対象に、週2回の見守りを兼ねた宅配事業に

取り組んでいるところであります。平成22年度における宅配の実績は、注文件数が195件、購入金額は約20万円となっており、総事業費約220万円のうち、200万円を県や町からの補助金で賄っていることから、事業の継続性や採算性をどう確保するかが大きな課題となっております。いわゆる買い物弱者対策につきましても、このような課題とともに、美郷町の例でも見られますように、商工業のみならず、地域住民の生活支援や福祉のあり方にもかかわってくる問題でありますので、今後とも、関係部局や市町村、関係団体と連携し、地域の実情に応じた多様なサービスのあり方について検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 美郷町のモデル事業では、ほとんどビジネスとしては成り立ちませんよね。でも、ビジネスとして成り立たないからこそ、行政が何とかしていかなければいけないんじゃないでしょうか。今ありましたように、福祉などの関連部局とも連携をして、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、ワクチン接種への公費助成についてです。県はことしの1月、国の事業を活用して10億円余の基金を積み立てて、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類の公費助成を決めました。しかし、この基金は、平成23年度末までの事業が対象となっていて、その後の対応がわからなく、もし一時的なものとなったら、著しい不公平感が生じて、大きな問題になりかねません。そこで、私が当時の高橋福祉保健部長に24年度以降の予算措置を含めた対応の仕方を尋ねたところ、「これらのワクチン接種が継続されるためには、予防接種法の定期接種へ位置づけられることが必要であるので、引き続き、国へ要望して

いくとともに、定期接種化されるまで事業が継続されるように国に強く働きかけていく」という御答弁をいただきました。現在の状況はどうなっているのでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種による疾病の予防効果が見込まれ、医療費の削減効果も期待されております。これらのワクチン接種につきましては、国の責任のもと、恒久的な制度として、すべての国民に接種の機会を設けることが必要と考えますことから、国に対して、予防接種法に基づく定期接種化や、定期接種化されるまでの事業の継続について、あらゆる機会を通して要望してきたところでございます。現在、国において、平成24年度以降も継続してワクチン接種ができるよう、今後の定期接種化を視野に入れた検討がなされているところでありますが、県といたしましても、引き続き、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今、部長は、「ワクチン接種には、疾病の予防効果が見込まれて、医療費の削減効果も期待される」というふうに言われました。私も同じように、ワクチン接種は、病気にかからないように予防として前もって小さな出費をするのか、それとも予防せずに後で病気にかかって大きな医療費を出費するのかという判断だと思います。これも管理と戦略の考え方ではないでしょうか。

私は、平成21年9月議会で、三世代同居への政策的誘導について質問しました。今、核家族化がどんどん進んでいますけれども、大家族のときは、病気になったときとか高齢者介護なども、家族内の相互協力でカバーしていました

し、子育てや教育なども、祖父母の手助けや経験が大いに役立っていました。しかし、核家族ではそれができず、老老介護とか育児ノイローゼ、児童虐待などの負の部分が増大してきました。それをカバーするために、行政は大きな財政負担をせざるを得ないようになりましたし、その負担は今後さらに大きくなると予想されます。そこで、行政の将来負担をできるだけ家族で吸収してもらうための方策として、三世同居への政策的誘導を提案しました。これも先ほどのワクチン接種と同じような考え方だと思います。これまで一つの例として、住宅リフォーム事業、オンデマンドバス、宅配や移動販売車事業、ワクチン接種への公費助成について質問しましたが、いずれも先に出費することで、後の税収増とか負担軽減につなげることができる事業なのではないでしょうか。県も財政状況が極めて厳しいことは十分承知しておりますが、将来の税収増や負担軽減を見越してのいわゆる戦略に、勇気を持って取り組んでいただきたいと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今、一連の御質問を伺いながら、以前、私が別の団体で財政課長を務めましたときに、先輩から繰り返し言われたことを思い出しておったんですが、財政が厳しいときに予算を切るだけならだれでもできると、その中でいかにメリハリをつけるかということでもあります。私ども、選択と集中ということを掲げて今取り組んでおるわけですが、今の一連の御質問というものは、将来の税収増や負担軽減ということを考えながら、しっかりと予算をつけていくと、そういう視点でということでありまして、一つは選択と集中の中での視点かというふうに考えております。私どもが

8月に取りまとめました「みやぎき元気プロジェクト」の中では、将来を見据えた産業づくりを進めるためにということで、中小企業の金融対策、雇用の維持・確保、フードビジネスの展開、環境・新エネルギー産業の創出など、そういったような視点で、さまざまな事業に取り組んだところでございますが、今後とも、大変厳しい財政状況の中ではございますが、選択と集中の一つの視点として、御指摘を踏まえて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、和牛の種雄牛造成に関して、農政水産部長にお伺いします。

昨年の口蹄疫により、県有種雄牛が5頭だけになってしまいました。西都市に6頭避難させましたが、そのうちの「忠富士」に感染が確認され、殺処分されました。1年以上たった今でも、子牛市場では「忠富士」の産子が一番の高値で取引されておりますし、先日行われました宮崎県枝肉共進会でも、「忠富士」の産子はすばらしい産肉成績をおさめました。本当に残念でなりません。しかし、悔やんでばかりいても仕方ありません。できるだけ早く挽回していくために、種雄牛造成の促進を図っていかねばいけません。現状はどうなっているのかをお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県有種雄牛につきましては、口蹄疫の発生に伴い、供用中のものは5頭を残すのみとなりましたが、平成22年度に社団法人宮崎県畜産協会に造成した種畜再生対策基金を活用しまして、新規種雄牛の早期造成を図っているところでございます。現在、直接検定を終了し、産肉能力後代検定を控

えている種雄牛、いわゆる待機牛が22頭であり、今後も年10頭程度が直接検定に合格し、待機牛に随時追加される予定となっております。また、いち早く産肉能力を把握し、種雄牛として供用するため、従来現場後代検定に加え、平成24年度からの2年間は、全国和牛登録協会が認定する産肉能力間接検定を実施することとしております。今後は、間接検定が終了した種雄牛を順次、供用種雄牛として選抜し、平成26年度以降、供用種雄牛と待機牛を合わせまして、45頭を維持する計画としております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。

次に、県有種雄牛を殺処分したことにより、東の横綱と称される青森県の基幹種雄牛「第1花国」を初め、宮城県、岩手県、鳥取県、山形県などから、多くの優良種雄牛の凍結精液の提供を受けましたが、その利用方法はどうなっているのでしょうか、お願いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 口蹄疫の発生により多くの種雄牛を失った本県に対しまして、昨年11月から本年6月にかけて、御質問のありました青森県を初め、5県から凍結精液の無償譲渡を受けております。いずれも貴重な優秀種雄牛の凍結精液であり、譲渡をいただきました各県の御厚意に対しましては、心より感謝を申し上げる次第であります。譲渡いただいた凍結精液につきましては、関係団体と協議し、今後の宮崎牛の改良の方向性を見据えながら、種雄牛造成のための改良基礎雌牛350頭へ計画的に交配していくこととしております。また、関係者と協議して効率的な種雄牛の選抜を行うため、計画的な配分を行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次の質問ですけれども、全国的に牛肉志向がサシから赤肉へと変わってきて

いるというふうに言われています。そういったことを受けて、宮崎牛の改良の方向をどう判断しておられるのかをお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 宮崎牛の改良は、牛肉の輸入自由化以降、輸入肉との差別化を図るため、脂肪交雑、いわゆるサシを重視した改良を行ってきたところではありますが、最近では、牛肉の志向は、サシから赤肉に移行しているとの話もお聞きしております。このため、本年7月と8月には、消費者代表や流通関係者、生産者等から成る「宮崎県産牛肉・豚肉のあり方に関する意見交換会」を実施し、いただいた意見をもとに、現在、関係団体等と宮崎牛のあり方について検討を行っているところでございます。肉用牛の改良には長い年月が必要であり、まずは改良に最も影響のある種雄牛の造成につきまして、将来の消費動向を見通し、肉質や発育速度、肉のうまみなどの多様性を確保する方向で検討する必要があると考えております。

○横田照夫議員 以前、経済肥育という考え方で、コストを削減するために早期出荷を促進したことがありました。でも、全く市場価値のある肉に仕上げられずに、失敗に終わってしまいました。和牛としての特性を生かして、市場価値が上がる方向での検討をよろしくお願いいたします。

県は、和牛精液ストローを家畜改良協会に所属する家畜人工授精師に限って配布してきたものを、独禁法に触れる可能性があるということで、協会以外の授精師にも配布することを決めたという報道がありました。このことは何人も議員が質問されましたので、協会以外の授精師にも配布することで懸念されることはないのか、あればその対応はどうするのかだけをお尋

ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県有種雄牛凍結精液の配布につきまして、御質問にございましたように、今回、一部の地域の家畜人工授精師協会が公正取引委員会の注意を受け、また、家畜改良協会外の家畜人工授精師等からの配布希望もあり、見直しを行うものでございます。これに伴いまして、今までより多くの関係者に凍結精液が配布されることとなり、種雄牛造成、また宮崎牛ブランドへの影響や、県外への凍結精液の流出を心配する声も聞かれるところでございます。今回の見直しは、本県がこれまで築いてきました宮崎牛ブランドをさらに発展させていくことを目的としたものでありますので、新たに県有種雄牛の凍結精液を利用される方にも、宮崎牛ブランドづくりに対する理解や協力を求めていきたいと考えております。また、詳細な内容はこれから検討してまいります。また、県有種雄牛の凍結精液は、県有以外の種雄牛造成に使用しないこと、県外の凍結精液を利用する方には、配分する精液に一定の制限を行うことなどの条件を設定することになると考えております。さらに、凍結精液の需給管理を適正に行うため、スマートフォンを活用した新システムをしっかりと運用していくよう指導し、不適正な県外流出の防止に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 昨年の口蹄疫で一番大きな問題となったのが、民間所有の種雄牛でした。現在、民間で種雄牛を保有しようという動きがあるのでしょうか。もしそういう動きがあれば、県としての対応はどうされるのでしょうか。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県有種雄牛の造成につきましては、県内の多くの肉用牛農家や関係団体等の協力を得て、挙県一致の体制で

進めてきたところであり、今後も多くの方の協力のもと、宮崎牛ブランドの確立に資する種雄牛造成を進めてまいります。こうした中で、本県にも、民間において種雄牛を保有している、あるいは保有したいと希望する関係者もおられます。県といたしましては、農家のリスク軽減や市場の安定性を図るという観点から、種雄牛の産肉能力が明確になった上で本格供用を行うべきであるということ、強制ではありませんが、指導していく必要があると考えております。

○横田照夫議員 それぞれ自分たちの牛に自信を持っておられるんだろうとは思いますが、安定的に宮崎牛を生産していくためには、産肉能力後代検定などで客観的なデータの裏づけができたものを供用していくことが大事じゃないかなというふうに思います。県全体でそういう秩序をしっかりと守っていただきながら、種雄牛の造成を図っていただくようお願いいたします。

次に、中学校で導入が予定されている武道必修化に対する取り組みについて、教育長にお尋ねします。

体育教科での武道の授業は来春からの導入となっていますが、各学校の準備状況はどうなっているのでしょうか。施設や用具、指導者等、それぞれの準備状況をお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 各学校におきましては、来年度からの武道必修化に備えまして、実施種目の決定や指導計画の作成など、実施に向けての準備が行われている状況であります。また、実施に当たって必要な施設・用具の整備につきましても、計画的に準備が進められているところであります。県教育委員会では、こうした学校の準備が円滑に進められるように、すべ

での保健体育担当教員を対象に、武道に関する講習会等を開催し、指導方法や指導計画作成上の留意点等につきまして、指導を行っているところでもあります。今後とも、各中学校におきまして、来年度からの武道必修化の実施に向け遺漏がないように、引き続き、市町村教育委員会と連携しながら支援に努めてまいります。

○横田照夫議員 それぞれ学校で、どの種目を選択するか決まっているんじゃないかと思いますが、それぞれの種目別に学校数をお聞かせください。

○教育長(渡辺義人君) 県内には、国公私立を合わせまして、147の中学校がございますけれども、ことしの3月末現在の調査結果によりますと、現在、若干変わってきているかもしれませんが、来年度、平成24年度は、複数種目を実施する学校もありますが、種目別で申し上げますと、柔道が114校、剣道が38校、相撲が2校、空手道が2校、弓道1校の実施予定となっております。

○横田照夫議員 当然女子生徒もおりますので、相撲はないのかなと思っておりましたら、相撲も2校あるということで、ちょっとびっくりしました。そういった男女の違いもありますので、生徒たちには、武道種目に対していろいろな希望があるんじゃないかなと思います。五ヶ瀬町が町内の4校を1校に集めて、理解度に合わせた授業など、教職員を最大限に生かした授業実践をしておられます。いわゆるG授業です。1校に1人しかいない教師が4人集まることで、理解度に合わせた授業への対応が可能になるということです。武道の授業での希望種目の選択肢をふやすためにも、五ヶ瀬方式で、幾つかの学校が連携して、幾つもの種目から選択できるようにすることはできないものでしょ

うか。

○教育長(渡辺義人君) 武道の授業におきまして、御提案のありました五ヶ瀬方式のように、学校が連携して種目の選択肢をふやすことは、生徒の技能・体力の程度、運動経験、興味・関心に応じた学習を進める上で、有効な方策の一つであると考えます。一方で、実施するということになると、生徒の移動の手段や時間の問題、それとか武道の複数種目実施に際しての施設・用具の問題ですとか、解決すべき問題もあるのではないかなというふうに思われます。このようなことから、武道の授業の実施方法につきましては、地域や学校の実態を踏まえて、それぞれの市町村教育委員会や学校におきまして、ただいま議員の御提案も含めた形でいろんな検討を進めた上で、実際判断されることが望ましいというふうに考えます。

○横田照夫議員 先日の11月27日に、宮崎県武道館におきまして、宮崎県武道振興演武大会が行われました。これは、次代を担う青少年の育成と武道振興のために、県内の9武道団体の演武者が一堂に会して、磨き抜かれた心・技・体の究極を演武披露し合うとともに、錬成大会を実施し、広く県民の方々に御理解いただき、あわせて各武道間の融和協調を図り、もって日本の伝統文化の発展と本県武道の普及振興に資するために開かれるものです。その大会に、武道を理解してもらい、武道必修化に備えてもらうために、昨年からは県内全中学校へ案内がなされております。でも、残念ながら、県内147校のうち、昨年が1校だけ、ことしが4校だけの出席でした。各学校が本当に武道必修化に関心を持っているのか、ちょっと疑問を感じてしまいます。そこで、改めてお伺いしますが、中学校で武道を必修化される目的は何なので

しょうか。

○教育長（渡辺義人君） 御案内の武道振興演武大会につきましては、私も毎回出席させていただいております。中学校で武道が必修化された背景ということでもありますけれども、平成18年の教育基本法改正におきまして、「教育の目標」の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」ということが新たに盛り込まれたところでもあります。これを受けまして、改訂されました学習指導要領の中学校保健体育科では、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすることなどが重視され、武道の指導の充実が図られることとなったところでもあります。

○横田照夫議員 武道を履修する時間は、年間10時間ぐらいになるというふうにお聞きしていますが、精神的なものまで含めて、そういった限られた履修時間の中で、武道必修化の目的を十分に達成することは難しいのではないかと、いうふうに思います。しかし、武道履修に期待されている精神的なもの、例えば徳目や礼儀作法、形式美、様式美などは、武道の履修時間だけでなく、国語とか数学などの他の科目の授業とか給食の時間、朝礼や休み時間などでも学ばせることはできると思います。体育の授業に武道が導入された意義を十分に踏まえて、学校生活全体で武道の持つ精神的教育をしていくことが大事だと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 武道の授業がねらいとしております相手を尊重したり礼儀を重んじる態度は、あいさつや社会的マナー、他者の痛みを理解する心、感情を適切な方法で表現することなど、望ましい人間関係を醸成するために

必要な力につながるものでありますことから、武道の授業だけではなくて、他の教科や特別活動など、学校の教育活動全体を通して指導し、身につけさせることが大切であると考えております。そのため、そのような態度の育成につきましては、これまでも道徳の時間を初め、朝の会・帰りの会、教科指導、給食指導、清掃指導、部活動など、さまざまな機会を通じて指導が行われているところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会と連携しながら、各中学校におきまして、武道の必修化の趣旨を踏まえた指導が、学校の教育活動全体を通してなされるように努めてまいります。以上です。

○横田照夫議員 先日、委員会で、高千穂高校に行かせていただきました。高千穂高校は、御存じのように、剣道が全国レベルの学校です。教職員も生徒も、この剣道部を多分誇りに思っているんじゃないでしょうか。あいさつなどもすばらしいというふうに感じました。まさに全校に剣道精神が行き渡っているのではないかと考えますし、このようなことが武道必修化のねらいじゃないかなというふうに思います。武道必修化には、県武道協会も全面的な支援をするという思いでおられますので、ぜひ積極的な要請をしていただきたいというふうに思います。先ほどのT P Pの質問の中で、国の根幹とか国の体という言葉を使いました。武道精神というものにも、まさにそういった意味合いがあるんじゃないかなというふうに思います。教育委員会には、ぜひぜひ武道必修化を成功させるために、最大限の努力をお願いいたします。

予定していた質問は全部終わったんですけれども、少々時間がありますので、若干お願いしたいことがあります。今、狩猟の季節でして、

県内あちこちで狩猟が行われています。我が佐土原町でも、巨田の池のカモ猟が行われています。これは400年以上続けられている、また全国で2カ所しかない投げ網猟です。県の無形文化財にも指定していただいております。狩猟期は2月15日まででありますので、知事、副知事、教育長、ぜひ体験をしていただきたいというふうに思っています。私がお誘いいたしますので、頭の中にひとつ考えておいていただければと思い、お願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○十屋幸平副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、5日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

12月5日（月）

平成 23 年 12 月 5 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|---------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 山之内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 一般質問

○十屋幸平副議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。質問をいたします。

延岡にこひつじ保育園という法人立の保育園があります。ここの3代目の園長、牧野正史氏は、49歳の若さで他界されたのですが、彼が昭和63年から平成7年までの8年間、園児の家庭に向けて発行していた「こひつじ通信」77編がこのたび本となって発行されました。その中に、「モクセイの甘い香り」という題の次のような感動する話が載せられています。読み上げますと、「小学校の運動会の朝、母親から「きょうは忙しくて運動会に行けないから、一人で弁当を食べてちょうだい」と弁当を持たされ、昼になると、家族ぐるみで弁当を広げる人たちの間で、涙をこらえながらその人は弁当を開いたそうです。するとモクセイの甘い香りが漂い、見ると弁当にはモクセイの花がそっと添えられていたそうです。途端にこらえていたものが一度にあふれ出し、忙しく稲を刈る母親の姿を思い浮かべながら、涙とともに弁当を食べた」という内容でした。そして、こう結んでありました。「私は現在、教師となり、運動会の日には必ず親に来てもらえない子供たちと弁当を広げることにしています」、以上、抜粋しましたが、その後、園長さんの言葉が次のように添えられています。「母親のさりげない行為が優しく子供たちを思いやれる一人の教師を育て

たわけですが、親のさりげない行為がこのように子供の心に影響し続けることがあるということに改めて思い知らされ、親として、保育者としての自分の日常の子供に対する行為を戒められました」。

質問に移りますけれども、私は今の世の中が優しくあってほしいと思います。今の世の中を見ると、新しい貧困といいますか、新たな格差が生まれているように思います。学校現場からの話によると、3日も4日も下着を着がえていない子供もいるとのこと、どんな家庭環境なんだろうかと案ぜられます。今、教育問題で話題となっている大阪府でも、ある府立校では、家に学習机がない生徒が半数以上おり、家庭環境の問題を抱える生徒が多いということが新聞で報じられていました。教育の格差、貧困の連鎖であります。私は政治に携わる者の一人として、このような問題に対して、政治がうまく機能していない、政治がその責任を果たしていない、そのような感じを持ちます。そこで、知事に質問です。本年の7月の段階で、生活保護受給者が過去最高の205万人、非正規労働者は働く者の34.3%を占め、結婚できない若者の増加、人口の減少など、国力が低下し、日本という国の形が壊れてきているように思います。知事は、こうした今の日本の現状をどう思われるか伺います。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

我が国の現状についてであります。御指摘のとおり、私を含め多くの国民の皆さんが、今の暮らし、社会、経済の状況に、そして、その先行きに大きな不安を抱えている状況だと思われ

ます。また、ことし、東日本大震災を初め大規模災害が相次ぎ、我が国の危機管理やエネルギー政策のあり方が根本から問われるとともに、世界的な金融危機やTPPなどの国際・経済問題など、国家の根幹にかかわる問題が顕在化したことも不安に拍車をかけておまして、それらに対する抜本的な解決策と将来への展望が見出せないまま、閉塞感に覆われているように思います。今、国の形が壊れているというような表現をされたところでございます。しかしながら、我々日本人には、大震災に際し世界が賞賛いたしました、礼節を重んじ和をとるとぶ精神、勤勉さ、規律正しさなど、すぐれた国民性、また、大震災や口蹄疫など未曾有の災害に立ち向かう中で、より強くなったきずながございます。また、今、御紹介がありましたような優しさや思いやりが生きた社会であると考えております。私は、こうしたきずなや思いやりの精神こそが、我が国再生の原動力になるものと考えておるところでございます。政治・行政に携わる私どもが、国民・住民の声に真摯に耳を傾け、しっかりとしたビジョンと戦略を示し、みんなが一致団結して立ち向かうことで、この厳しい状況を必ずや乗り越えられるものと確信しているところでございます。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 それでは、関連しますので、地域経済循環システムについてお伺いしたいと思います。私は資料を出しておりますので、その資料で説明しますと、実は今回、県が出しました「みやざき元気プロジェクト」、その中の表がこのように初めて提示されました。この資料の左のほうの県内経済のデフレスパイラル、それから下のほうの循環システム、非常に私にはわかりやすく、実は感動しました。私が訴

えたいなと思っていたのは何かこういうことであって、1つ下の図表にあります循環システムのほうでいえば、例えば消費の増加があれば企業が収益を上げる、そして雇用の拡大にもつながるという意味では、本当に私たちは今から、政治・行政、すべてこの方向に向かっていかないと、日本は大変なことになるがなという思いで、こういった非常にわかりやすい図表、考え方の定義については、私は評価したいと思っています。ただ、この右のほうにも、じゃどうするのかということで書いてありますし、「みやざき元気プロジェクト」の中でも、241事業1,122億円の予算をつけて宮崎を活性化しようというビジョンが示されたわけですが、私は正直に言うと、心の中にちょっと感動がなかった。この図表で示されたことの具体的なやり方としては、確かに間違いではないと思うけれども、何か大事なことを忘れていたような気がして、後でまた指摘はしたいと思いますが、そういう意味では——今、こういう循環型の経済を目指そうとしているときに、片一方では指定管理者制度とかアウトソーシングとか徹底した経費の節減ということは、この循環と逆回りになっちゃうんではないかということも感じるものですから——実際目指すことと具体的にやることに少しずれがあるのではないかとということで、知事の考え方をお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 地域経済循環システムは、この図にありますように、さまざまな分野で県内の消費を喚起しながら、価値や資金が県内を循環するような、そういう流れを強化しようとするものでございます。御質問は、指定管理者制度との関係というところでございますが、指定管理者制度など外部委託（アウトソーシング）につきましては、多様化する住民ニー

ズに対応して、行政サービスの向上を図るとい
う観点から、持続可能な執行体制を築いていく
ために行っているものでありまして、これも一
つ重要な、必要な取り組みであるというふう
に考えております。その中で、例えば、指定管
理者制度の運用に当たりまして、県内施設の指
定管理者は、県内に事業所を持つ法人などに
するといったような、地域に目を向けた取り扱
いというものを行っているところでございま
す。今後とも、効率的・効果的な行財政の執行
に努めながら、地域経済循環システムが目指
しております県内の経済活動の回復や、将来に
向けた産業育成などに取り組んでまいりたい
と考えております。

○太田清海議員 きょうの新聞でも報道されて
いましたが、結婚できない派遣労働者とか、
そういう人たちには本当に消費購買能力がな
いわけですよ。県も本当に悩みながらではあ
ると思いますが、いい循環が逆になっている
のではないかという、その辺をちょっと問うて
みたいなと思いましたが……。先ほど私はほか
にもっと大事なことがあるんじゃないかとい
う意味で言いましたけれども、常々言ってお
りますが、実は高額所得者に対する課税、こ
れを強化すべきではないかというふうにず
っと訴えてきているんです。本年の11月22
日にも、政府税調のほうで、いわゆる富裕層
、高額所得者に対して増税をしなきゃいかん
ということが検討されているということが新聞
報道でされております。これについて、こう
いった動きに対して、知事はどう評価されて
おりますか。

○知事（河野俊嗣君） 政府税制調査会
でございまして。我が国の経済・社会の構
造変化に対応する税制の抜本的な改革の一環
といたしまして、今、御指摘がありましたよう
な所得再分配

機能の回復を図るために、高額所得者に係
る累進課税の見直しなどが検討されているとい
うことは承知しておるところでございます。将
来の社会経済情勢を見据えた税制となります
よう、所得課税も重要であります、そのみ
ならず、消費、資産を含めた課税全般につ
いての論議、課税全体のバランスのとれた
税制体系に向けての議論というものが大変
重要であると考えております。私も、今の
政府税制調査会とは成り立ちが異なります
が、7年前に1年間担当しておりました。
そのときから課題になっていること、残
された課題が山積みになっておるところで
ございまして、しっかりとした議論、税制
体系全体を見据えた議論というものも今後
必要だというふうに考えております。その
中で、特に地方税に関しましては、税源の
偏在性が少なく、税収の安定性を備えた
税体系を構築していくこと、これが大事
だと考えております。

○太田清海議員 税の問題については、
国の問題でもあります、本当に地方自治
というものを考えた場合、ここに手をつ
けないと、私たちの財政といいますか、
地方財政というのは、本当の政策も打
ち出せない、そんな感じがするん
です。だから、消費税の前にやるべき
ことをやっておく。以前も言いました
けれども、かつて所得税の最高税率が
75%、そういう時代もあった。今は
40%に下がっている。何でそうし
たのかなと思うんですけど、これは
また代表質問等ありますので、きょう
はこのくらいにしておきます。超過
累進課税ですから、今40%の最高
税率であっても、それを所得1億円の
人に40%の税率を超過累進課税で
掛けておりますが、実際計算してみ
ると、単純な比例税制で言うと、37%
ぐらいにしかならないんですよ。そ
ういうものなんです。75%の場合で

あっても、比例税制に直せば実際は60%なんですよ。そういうのもありますので、今後の課題としておきたいなと思います。

それから、さきの9月県議会で、自民党の右松議員が新人議員ながら本当に勉強されて、地方交付税、臨財債に関する論議を、質疑をされました。大変興味深く聞かせていただきました。後で議事録も読ませていただきました。私にとっては、非常に記憶に残る財政論議ではなかったかなと思っております。私もそれを引き受ける形で議論をしてみたいんですが、地方財政を本当に確立するためには、地方交付税自体のパイをふやす、これだと思うんですよね。だからこそ、高額所得者への課税を強化しないと、地方交付税の本来の任務がなくなってしまうのではないかというふうに思いますが、知事、お考えはいかがでしょう。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘の地方交付税であります。所得税を初めとするいわゆる国税5税がその原資となっておるところであります。この国税5税が最近、税収の減少に伴いまして、交付税総額の減少に結びついていると、それを臨時財政対策債などで臨時的に補てんしているという状況でございます。地方財政の安定的な運営を確立していくためには、地方が必要とする交付税総額を確保することが最も重要でありますので、本県を初め全国知事会としましては、国税5税の法定率の引き上げについて、国に対し強く求めているところであります。議員御提言の所得課税の見直しにつきましても、所得税総額の増加、さらには交付税総額の確保につながるものというふうに考えているところでございます。

○太田清海議員 法定率という話がありましたが、前回の先ほど紹介した議事録の中でも、知

事はこう答えておられます。「国がしっかりとした財源を確保して交付税率を高めるとというのが本当でございます」ということで、国の責任として、きちっと財源を取るべきところから取らないとだめだぞというメッセージを送られていると思うんですが、その中で、総額確保という言葉も出てきましたけれども、もう一回、具体的にはどういうことを指しておられるのか伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 地方交付税は、地方団体が標準的な行政水準を確保するために必要な財源を保障する、その財政上の仕組みであります。税収の減少に伴いまして、例えば今年度におきましては、本来必要な23.5兆円に対しまして、国税5税の法定率分が10.6兆円にとどまっております。国の一般会計からの特例加算などはありましたが、地方交付税としては17.4兆円しか確保できていない状況にあります。23.5兆円必要なものに対し、17.4兆円しか地方交付税として確保できていないということでございます。こうした地方交付税の不足額は、先ほど御指摘のありました臨時財政対策債等で補てんされているところでございます。この地方交付税制度、本当に地方の財政の根幹をなすものというふうに考えておりますが、それを安定的に運営していくためには、臨時財政対策債で補てんされている額というものを圧縮して、地方交付税そのものを増加させることが必要であると考えております。具体的な総額確保の方策としましては、先ほど申しましたとおり、全国知事会と連携いたしまして、法定率の引き上げなどを求めているところでございます。国も財源が乏しい、地方も財源が乏しい、その財源が乏しい同士が綱引きをしても、なかなか展望が開けませんので、全体のパイをふや

していくこと、大変これが重要であるというふうに考えております。国において、国税5税の増加につながる取り組みを進めていただくことも、大変重要であると考えております。

○太田清海議員 国も貧しい、地方も貧しいという表現でありましたが、片や国民の中には、格差が広まって、何億円という稼ぎをする人たちもおるわけですね。人間の社会の中で、もうかったというのはお互いの助け合いの中でもうかっておるわけですから、社会的な負担として、そういう人たちからいただくということは、私は、税の中で所得再配分すべきではないかなというふうに思います。わかりました。

次に、原発事故対策についてお伺いしたいと思っております。

9月議会でも質問といたしますか提案をしておきましたが、休日保育等特別事業——これは節電対策の一環として補正で取り込まれた事業で、いわゆる企業に勤めている人たちの平日の出勤を土日にずらして、企業が使う電気をできるだけ減らそうということで取り込まれたと思うんですが——この実績はどうだったのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思っております。

○福祉保健部長（土持正弘君） 企業の電力需給対策の実施に伴います休日保育等特別事業についてでございます。このことにつきましては、延岡市及び木城町内の3保育所で実施されまして、事業の対象となった企業は3社でございます。次に、事業実績であります。延岡市では、2カ所で休日保育が実施されまして、延べ10人が利用しております。また、木城町では、1カ所で延長保育が実施されまして、延べ152人が利用しております。なお、県からの補助額でございますが、安心こども基金を活用いたしまして、約97万円を支出したところでござ

います。

○太田清海議員 わかりました。私、宮崎もあるのかなというふうに思っていたんですが、既存の事業の中で取り込まれたというふうにも聞いております。今度、冬の節電対策というものもあるんですが、冬期の取り組みは必要ないのかなどうか、同じくお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 国は、冬期につきましても休日保育等特別事業を実施するというので、先月、事務連絡をいただいております。そういうことで、県といたしましても、県内の保育ニーズを踏まえまして、的確な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。節電といいますが、国民もそれなりに一生懸命節電し、無駄な電気は使わないということは努力していかなくやいかんと思いますが、実際、企業・産業用の電気と家庭用の電気を比較してみると、圧倒的に産業のほうが多いわけですから、家庭用が幾ら節電しても効果が薄いということもあります。ひとつ産業・企業のほうにも、節電のためのいろんな取り組みが必要であれば、行政としても、その対応をお願いしておきたいと思っております。

次に、10月に国が行った災害廃棄物、いわゆる災害ごみの広域処理受け入れに関する再調査を行ったと聞いておりますが、この結果はいかがだったのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 10月7日付で、環境省から県に対しまして、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理受け入れの検討状況に関する調査依頼がありまして、県内の市町村や一部事務組合等に照会を行いまし

た。調査の結果、受け入れに向けた検討を行っている市町村等はありませんでした。

○太田清海議員 わかりました。私のところにも手紙が来ましたが、口蹄疫とかいろんなことでお世話になった宮崎県が、こういうときにお返しをするべきではないかということで、非常にそれは本当に宮崎県民としてのいい心だと思うんですよね、そういう思いは。そういう人たちも実際いらっしゃいます。ただ、今聞いてみると、そういう受け入れをするところがないということではありますが、私たちが気をつけなければならないのは、いわゆる放射能といったものが、客観的にそういうものが含まれていないんだということであれば、やはり当初にあったように、受け入れをするべきものはあるんじゃないかと思うんですよね。ただ問題なのは、放射能に汚染されているところがどうなのかということだろうと思います。米とかそういったものにも汚染米が見つかったということもありまして、サンプル調査ではどうもいけないんじゃないかな、全部調査するような仕組みをつくらないと、国民の不安というのはぬぐい切れないんじゃないかなという思いもいたします。それから、国会で「国会は一体何をやっているんですか」と言った東大の児玉龍彦教授ですけれども、この方の話によると、日本のいわゆる放射能の関係する法律の中に、高線量の放射能に対応する法律はいっぱいあるけれども、低線量の放射能に対処する法律はないんですよね。だから、今、私たちは、児玉教授も含め、違法状態で対応しておりますと、超法規的にやっておりますということなんです。だから、国会の中でももう少しきちとした、国民が安心できるような法律をつくっていただきたいなと思います。私は、県民の安全ということを考えて

場合に、きちっとそういったものの整備、もしくは放射線技師とか——調べてみますと、作業環境測定士という国家資格を持った人たちもいらっしゃるということでもあります——こういった人たちを活用しながら、将来こういったごみの問題とか考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

次に、この震災による関係で、本県に移住してきた人といえますか、避難してきた人をどのように把握しているのかということでもあります。初日に黒木正一議員が質問いたしまして、個人としては245名ぐらい宮崎県に避難しておられるということですが、そういった把握の仕方、どのように把握しておられるのか、総務部長にお聞きしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 東日本大震災に伴いまして避難されている方の把握につきましては、総務省が全国避難者情報システムを構築しております。このシステムは、震災発生後、被災者等が全国各地へ避難され、その所在地等の把握が困難となったために構築されたもので、避難者から、避難先の市町村に対しまして、氏名やもとの住所等を申し出いただき、その情報を各都道府県を經由して、避難元の県や市町村に提供することによりまして、所在地を把握するとともに、被災者に係る支援策等、必要な行政情報を提供できるようにしているものであります。先ほど245名という人数がありました。このシステムへの登録というのは、避難者の意向による任意のものでありまして、登録者以外で各市町村が把握している避難者、それを含めまして245名——これは11月22日現在の数字ですが——となっております。

○太田清海議員 個人としてしか把握できない、いわゆる世帯を把握できないということな

んですが、これもプライバシーの問題がありまして、恐らくおれはいいんだよという人はわからないわけですよ。ただ、そういった避難をしてこられた世帯の人と直接話すことがあったんですが、その人の話では、その人のネットワークの中でお互い確認しているのは、宮崎県内に避難してきた世帯が150世帯ほど、300人ほどですよというふうに言われました。正確なきちとしたものではないと思いますが、実際はまだ多いのかもしれない。実は、東京のふるさと回帰支援センターにこの前視察に行ってきたんですけれども、その中で担当者が言われたのは、3・11以降、ふるさとといいますか、そういったところに都会から戻ろうとする人たちがふえてきましたと、相談者がふえてきましたという答えを聞きました。宮崎県でも、「来んね、住まんね、お誘い事業」とかいろんな移住の対応をしておりますけれども、本当に災害を利用してということではないんですけれども、先ほど言った避難してきた人の声を聞くと、「宮崎県というのはすばらしいよ。安全だもの。宮崎県の人たちが私たちにどうこうしてくださなくてもいい。ここに住むだけでも、安全であるということは、放射能に本当におびえている人の気持ちからしたら、宮崎県て何てすばらしいんだろう」と言われました。私は、そういう意味では、本当にああそうなんだと、宮崎県というのは、それだけですばらしい県なんだなという感じを持ちました。周りには、伊方原発とか玄海原発、川内原発もありまして、EPZの問題とかもあって、宮崎県もなかなかではあります。私は宮崎県の価値というのは、安全であるという価値があるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ今後の参考にさせていただきたいと思っております。

次に、地域医療について、福祉保健部長にお伺いいたします。

さきの質問で、鳥飼委員が日南市立中部病院の件についてお尋ねいたしましたけれども、2名退職するというふうになると、診療体制に影響が出てくると思いますが、現在の中部病院での入院患者数と外来患者数をお聞きしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 日南市立中部病院によりますと、平成22年度の1日当たりの入院患者数でございますが、54.2人、それから外来患者数が172.0人となっております。また、ことしの4月から10月でございますが、1日当たり入院患者数が53.6人、それから外来患者数は158.3人となっております。なお、中部病院では、今回の件に対応するため、後任医師の確保を進めますとともに、非常勤医師の活用も含めた勤務体制の見直しを検討するなど、影響を最小限に抑える努力をされているというふうに聞いております。

○太田清海議員 そういう数字を聞きますと、あの地区では、中部病院だけの問題ではないと思うんです。もし最悪の場合が出てくると、それが県立日南病院にも影響を与えることだってあるかと思うんですね。ですから、本当に中部病院の問題は県の問題にもなってくる可能性があるわけで、私たちもいろんな立場で努力はしますけれども、地元の盛り上がりなんかもつくりながらやっていくべきかなと、大変難しい課題でありますけれども、そういう認識の中で頑張っていたいただきたいと思います。

次に、自殺対策についてお伺いをいたします。

実は、私の机の上に本が置いてありました。

「神さまからの贈りもの」というのがぼんと置いてあったものですから読ませていただきましたが、非常にこれも感動いたしました。私は、自殺対策等は、いろんな電話コールとか、ああいった対応かなと思っていたんですが、これを読んでみますと、都城の社会福祉法人キャンパスの会あたりが頑張っておられたということなんです。それをちょっと紹介しますと、この本は、仕事へのストレスからうつ病を発症してしまった作者の闘病生活をまとめた本であります。一時期はアルコールにおぼれたり2度の自殺未遂を経験しながらも、妻と2人の子供の温かい支えを受けながら、さらに障害者就業センターや障害者福祉事業所に支援されて社会復帰を果たすことができたという本であります。このように同じよううつで本当に苦しんでおられる方に、焦らないで無理をしないで少しずつでいいからという思いと、一般の方々から精神疾患に対する偏見をなくしたいという思いから、この本を出版されたようであります。この本の著者のように、うつ病を患った精神障がい者が病気を克服する過程において、職業訓練を通じて社会復帰につながっていく可能性も相当あるんだなということを知られました。こうした障がい者が就業を目指す際の相談窓口としての——この本の中でも取り上げられておりますけれども——大いなる役目を果たしたということであり、障害者就業・生活支援センターという機関が整備されておることでもあります。当機関の役割と活動実績についてお伺いしたいと思います。福祉保健部長にお願いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 障害者就業・生活支援センターにつきましては、障がいのある方の就業・生活面の一体的な支援や企業から

の障がい者雇用に関する身近な総合相談窓口といたしまして、県内7つの障がい保健福祉圏域すべてに設置されているところでございます。当センターの平成22年度における実績といたしましては、相談に対する指導・助言が1万7,612件、関係機関との連絡調整が6,222件、また、就職に至った件数が268件などとなっております。県といたしましては、今後とも、当センターを中心にいたしまして、宮崎労働局や宮崎障害者職業センター等の関係機関と一層の連携を図りながら、障がい者が身近なところで就業の相談と支援が受けられる体制の充実に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。非常に地味な仕事をされているかもしれませんが、本当に社会的にはかなりな貢献をしているなというふうに感じまして、ぜひ今後、PRなり、そういう悩んでいる人を掘り起こしていただきたいというふうに思いました。

次に、市町村への事務移譲についてであります。今回、議案第7号でも提案されております。身近に市町村で仕事をしてもらうことのほうがいいんだということで、今、県のほうから事務を移譲しております。中には、うちの首長は何か自分の手柄のように仕事をとってきて、あと体制が十分でないのにといい声も聞かれたりするものですから、その点をお聞きしたいと思うんですが、県から市町村への事務移譲に当たって、県はどのように財政支援を行っているのか、県民政策部長にお伺いしたいと思います。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県から市町村への事務移譲につきましては、今議会に関連の条例改正案を提案しているところでございます

が、従来より、地方自治法に基づく事務処理特例制度を活用しまして、知事の権限に属する事務を希望する市町村に移譲しているところでございます。なお、事務の移譲に当たりましては、本来、都道府県が担うべき事務を市町村にゆだねるという側面がありますことから、市町村に対し、移譲した事務の処理経費に係る財源としまして、処理実績に応じました権限移譲交付金を交付するとともに、事務引き継ぎを徹底し、移譲後も事務処理の相談・助言を行うなど、移譲した事務が円滑かつ適切に実施されるよう努めているところでございます。県としましては、市町村の自主性・自立性の向上、地域の実情に応じた柔軟な行政サービスの提供等に資するため、今後とも、市町村と十分協議の上、事務移譲を推進してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。財政的な支援はあるということですが、市町村への事務移譲には、交付税との関連で影響はあるのかどうか、再度お聞かせください。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 事務処理特例制度により移譲した事務につきましては、法令上、あくまで知事の権限に属する事務でございますので、当該事務に係る地方交付税は県に措置されることとなりますが、先ほど答弁いたしましたとおり、移譲した事務の処理経費に係る財源として、県から市町村へ権限移譲交付金を交付しております。なお、さきの通常国会において成立しました地方分権に関するいわゆる「第2次一括法」に基づき、来年4月1日以降、未熟児の訪問指導などの事務の権限が都道府県から市町村に移譲されることとなっておりますが、これらの事務に係る地方交付税につきましては、当然都道府県から市町村へ移管され

ることになるのではないかと考えております。以上でございます。

○太田清海議員 わかりました。条例による移譲の分と法令による移譲の分が、2つ存在するというところでいいですね。そして、法令の分は交付税措置されるという解釈でいいですね。わかりました。

続きまして、畜産対策についてお伺いいたします。

これも新聞で、県内で豚の放牧をされているという報道を見たわけですが、いわゆる放牧方式の養豚についての県の見解をお伺いしたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 養豚経営におきましては、これまで経済のグローバル化による輸入豚肉の増加等に対応するため、集約的な施設での養豚経営へと移行してまいりました。このような中で、ヨーロッパ諸国では、快適性に配慮した家畜の飼養管理、いわゆるアニマルウェルフェアの観点から、放牧を取り入れた養豚経営が展開されていることも承知しております。健康的な豚肉づくりという点からは、放牧養豚も理にかなった飼養形態の一つであると考えておりますが、我が国で放牧方式を取り入れる場合には、ふん尿を自然循環できる土地の確保、また、においの対策等の衛生管理面、さらに防疫面など、解決すべき課題がございます。また、土地の制約を考慮いたしますと、比較的小規模での取り組みになると考えられますので、安定した養豚経営を行っていくためには、えさや飼い方にも特徴を持たせ、安全・安心のこだわりを持った銘柄豚肉として、契約取引などの販売ルートを構築していくなどの工夫が必要ではないかと考えております。

○太田清海議員 ブランド化を図るいろいろな

工夫が必要だということでありました。アニマルウェルフェアの言葉も使われて、前回、私が質問した言葉でもあります。本当に、動物、人間も含めてですが、免疫性ということをもう少し人間は考えていくべきではないかなという思いもあります。口蹄疫とか鳥インフルエンザ——本来、人間、動物が持っている免疫性というのを高めることも必要ではないかな、今、がん条例なんかでも、恐らくそのあたりも取り組んでいる人たちもいますので、そういう議論もあっていいのかなと思います。それから、3・11以降、私たちの人間の思考を少し変えなきゃいかんのではないかという議論もあります。また、ブータンの国王も来られたということで、幸せって何だろうということ、科学的に進歩することがすべてだろうかという問いかけも逆に私はあるんじゃないかと思って、今、県が目指しておる「儲かる農業」という中に、その一視点として、こういった放牧豚といいですか、そういう視点も片や取り入れてみてほしいなというふうにも思います。

次に進めさせていただきます。地域交通についてであります。

コミュニティバスなど地域公共交通の確保に係る県の取り組みについて伺いたいと思います。また、国において今回つくられました地域公共交通確保維持改善事業の市町村への周知に係る県の取り組みについてお伺いしたいと思います。県民政策部長。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県では、今年度から、未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業によりまして、県と市町村が合同で地域公共交通の課題についての勉強会を実施しますとともに、デマンド方式のコミュニティバスなど、新しい地域公共交通に係る実証実験を

行う市町村を支援しているところでございます。また、国の地域公共交通確保維持改善事業につきましては、平成23年度から、新たに幹線交通につながるコミュニティバスへの運行費補助の拡充等がなされたところでございまして、事業の活用について、市町村に対し必要な助言を行うとともに、さまざまな機会をとらえて、その周知を図っているところでございます。県といたしましては、今後とも、国、市町村等と連携しまして、地域公共交通の確保を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 この改善事業は、生活交通サバイバル戦略という名前も持って打ち出されているようであります。これまで地域交通というのがずたずたになってきている、それは、もうかればいいというか、利益優先の考え方でやってきた。その辺の反省として、こうして国がもう少し地域交通を守ることに予算をつけようということでおっしゃるようですが、ぜひ、市町村とお互い連携しながら、いいアイデアを出しながら地域交通を守る、こういった事業を活用しながら頑張っていただきたいと思います。

次に、長浜海岸侵食問題についてお伺いをいたします。

延岡にある長浜海岸の現在の侵食状況について、どういうふうに認識しておられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 長浜海岸につきましては、侵食傾向の海岸であります。近年、台風の接近が少ないということ、また、平成19年度から延岡新港のしゅんせつ土砂を侵食対策として長浜海岸に搬入しておりますことから、現在は比較的安定している状況であります。今後とも、定期的に調査を行い、状況を確認してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 比較的安定しているということですが、これについては、いわゆる延岡新港に落ち込んだ砂は絶対外には持ち出さない、長浜海岸に戻すんだよという約束の中で、安定化が図られているのかなというふうに思います。これは持ち出したら絶対侵食されるという実証にもなったかと思うんですね。ということは、延岡新港に落ち込んだ砂を必ず長浜の海岸に戻すということ、ずっと将来も繰り返していかないかということになるかと思うんですが、延岡新港に堆積した土砂の昨年度の搬出量、戻した量とその経費についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 延岡新港では、県、それから専用岸壁を有する民間企業で土砂のしゅんせつを行っておりますが、昨年度の実績を県施工分と企業施工分を合わせた数値で申し上げますと、搬出量が約1万5,000立方メートル、経費は約4,700万円となっております。

○太田清海議員 1万5,000立米ということですが、これはどのくらいかというのがわからんものですから、トラック何トン車で何台分とかいうのがありましたら、ちょっと教えてください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） この1万5,000立方メートルでございますが、例えば10トンダンプ車で換算いたしますと、運搬台数にしまして約3,100台となります。

○太田清海議員 多大な出費をまたもたらすことになるんですが、これは循環しないと国土が守れないということで、やむを得ないのかなと思いますが、昔の言葉に「一浜いじれば七浜たたる」という言葉があります。一浜をいじると、関連して、ほかのところからの関係で、七浜、七つの浜に影響をもたらすといういい言葉

だと思うんですが、それを見ると、港というのは、やたら勝手につくったらいかんというような感じもするわけですよ。「一浜いじれば七浜たたる」、そういう意味で言うと、延岡新港に今でも砂が落ち込んでいる、堤防もあるんですが、その堤防を延ばしたりとか、そういう方法も考えられないのかなというふうにも思うんです。「一浜いじれば七浜たたる」ですから、あんまりいじってはいけなけれども、最小限経費を抑え込むためには、何かそろそろ工夫をしたり、関係者と協議をしたりとか、そういう努力も必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 延岡新港では、土砂の流入を防ぐことを目的に、平成8年度までに延長100メートルの防波堤整備を完了しておりますが、議員御指摘のとおり、その後も港内への土砂の流入がありますことから、防波堤の延伸あるいは離岸堤新設などの新たな対策も含めまして、検討を行ってきたところでございます。しかしながら、新たな構造物の設置につきましても、議員も言われましたとおり、潮流の変化など、隣接する漁場環境への影響も懸念されますことから、現状では、しゅんせつ土砂を海岸へ戻す、いわゆるサンドリサイクルという方法を続けることで、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○太田清海議員 私は、そろそろ検討といえますか、そういった時期に入っているのかなと思ひまして、提案をしておきたいと思ひます。

時間が残されておりますので、ちょっと要望をお伝えしたいと思ひますが、私が資料を出しておる中に、電気料金の明細書を入れております。この中で、明細を見てもらえば、太陽光発電促進付加金とか消費税等相当額とかいうふう

に明示されておるわけですね。ところが、電源開発促進税、いわゆる原子力発電を促進しようという目的を持った、そういった税金が明示されていないのかなというふうにいろいろ問い尋ねたんですが、どうも総括原価方式、例の悪名高いといいますか、国民にはわかりづらい総括原価方式の中にも税金が組み込まれておるわけですね。ということは、もう確実に税金を国民から取られておるということで、国家予算の中で3,500億程度の税金になっておるわけです。この問題もしたかったかなと思ったんですが、ああいう3・11以降でありますし、こういった税金についても国民にわかりやすく、もしくは将来、整備されていかないといけないんじゃないかなと。特に電源開発促進税は、一部の天下り法人にも流れておるということも聞いております。

それから、最後になりますが、実は、宮崎県内のある高校で、高校生の新聞が発行されました。去年の11月発行なんですけど、見てみると、その中に高校生が、「以上のことをかんがみ、電力不足を補う一方法として、また我が郷土、町の発展の足がかりとして、小型の原子力発電所設置を提案したい」と書いておりました。調べてみると、これは文部科学省が全国の高校生に募集した課題研究コンクールなんですね。しかも、それを文部科学省が直接やったんじゃなくて、日本原子力文化振興財団に委託してやっておるわけですね。先ほど言った税金もこの中に使われておるのかなという思いもするんです。私がなぜ質問しなかったかということ、高校生が純真な思いで当時、原発事故以前ですから、真摯なまじめな思いで一生懸命つくった、応募したんだろうなと思ひまして、これはとやかく言いませんが……。ただ、こういった

原発とかいう課題については、国政を二分するテーマでもありますし、福島県では、原子炉を全部廃炉しましょうという決定もされておるようです。ぜひ教育が政治に翻弄されないように、ひとついろいろ目を光らせていただきたいなと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今、焦眉の課題、T P Pの問題から一般質問を始めたいと思います。「日本の農業がつぶされる」「国民の安全が守られるのか」と、全国に広がる国民の大反対を押し切って、野田首相は、A P E CでT P P交渉に参加することを表明いたしました。しかし、この間、T P P参加に反対する超党派の国会議員の集会や、農業団体、医療関係者、消費者団体、中小業者などが参加した国民集会が全国で開かれ、宮崎県でも10月、3,500名が結集する県民集会が開催されました。まさに、T P P参加に反対する国民の声は、圧倒的な世論となっています。全国の約8割の地方議会が、反対か慎重に対処を求める意見書や決議を上げています。こうした圧倒的多数の国民の不安や批判にこたえない姿勢は、もはや民主政治とは言えず、T P P参加を強行することは絶対に許されないと考えます。そこで、改めて、知事の御見解をお伺いして、後は質問者席から続けていきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

T P Pについてであります。T P Pは、物品貿易における関税の撤廃だけでなく、金融や投

資、労働、政府調達など、さまざまな分野におきまして、規制緩和や経済交流の自由化を目指すものでありまして、我が国の社会や経済に大きな影響が生じるものと考えております。関税撤廃によりまして、輸出産業においてはメリットが出てくる可能性はあるものの、第1次産業を基幹産業とする本県のような地方におきましては、農林水産業だけでなく、地域経済全体が大きな影響を受けるとともに、医療や金融等の規制緩和の内容によりましては、地域社会のあり方まで変わってしまうおそれがあるものと認識しております。ちょうど1年前のきょう、宮崎におきまして3,000人を超すTPPの反対集会が行われ、私は副知事退職後の浪人の立場ではございましたが、参加させていただきました。そして、ことしも10月16日に同じような反対集会がなされたということで、地方の声が国に届いていない状況を大変残念に思っているところでございます。国民に対する十分な説明もない中で、先般、国がTPP交渉参加の意思決定を行ったことは大変遺憾であります。今後とも国に対しては、TPPの問題点を訴えながら、国民的議論を踏まえた慎重な対応がなされるよう強く求めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 さまざまな国民、また県民に影響を及ぼすTPPの問題を、真剣に、真摯に知事も受けとめられて、国にもはっきり物を言うという立場が表明されましたけれども、やはり県民の思いを伝えるということは、非常に大事なことだというふうに思っているところで

す。御承知のように、既に政府の試算でも、農林業に壊滅的な打撃が及ぶということが言われております。しかし、それをもって野田首相は、

国益につなげるんだということを言っておられますけれども、果たして、だれのための、どこの国の国益なのかということが、私は今、非常に問われているというふうに思います。まさに、野田首相の言う国益は、日本の国益ではなくてアメリカの国益じゃないのか、こう言いたくなるような今の状況です。しかも、食料を外国にゆだねるということは、飢餓で苦しむ世界の人々の食料そのものを奪うことにもつながりますし、また、今の自然環境の大異変の中で、外国が食料を輸出しなくなれば、まさに日本の安定的な食料の供給さえ閉ざされてしまうということが明らかな状況です。

しかも、さらなる問題は、非関税障壁の撤廃であります。アメリカは、これまで遺伝子組み換えの表示の撤廃を求めました。さらには、BSEの月齢引き下げ、製造年月日表示の撤廃なども求めて、結局は今、そういうものがすべてなくなっているということで、この例にも見られるように、今回もさまざまな形で非関税障壁が取り払われていく、その危険が重大だというふうに思っております。結局譲歩してしまう危険があるということです。それは医療の混合診療の分野でも、外務省はこれが排除されないんだというふうにも言っている以上、国民皆保険が崩される危険性も今大きく広がっているところ

です。こうして国民の食料や健康、暮らしのすべてに打撃を与えるTPP参加は、私はまさに百害あって一利なし、こういうことだというふうに思っています。知事も言われましたけれども、日本の国のあり方を根本から変えてしまう、文字どおり亡国の道だというふうにも私は危惧いたしております。第1次産業を基本とするこの宮崎県の県民の暮らしや経済もまさに成り立た

なくなってしまうことは、今、明らかにされているところでは、

知事も昨年、そしてことしの県民集会にも参加され、デモ行進の先頭に立って奮闘もされましたけれども、ぜひこういう立場を今後も貫いていただきたいというふうに思います。そして、交渉参加の撤廃に向けて、県民とともに御奮闘いただきたい、このことを強く申し上げたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、原発問題と自然エネルギーについてお伺いをしたいというふうに思います。

東京電力福島第一原発の事故から8カ月が経過いたしました。依然として収束にはほど遠い事態が続いています。いつになったら自宅に、ふるさとに帰れるのか、安心して農業や漁業ができるのか、先の見えない状況に置かれ、また目に見えない放射能の汚染に苦しめられているというのが今の状況であります。子供さんを抱える御家庭では、放射能被害から子供たちを守るために、県外に避難を余儀なくされている。この宮崎にも140名を超す方々が避難して、生活しておられる状況を聞いておりますが、親身な支援が必要だというふうに思っています。日本の災害史上でも類を見ない深刻さを持つ災害となって、原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けていいのか、今、大きく問われているというふうに思います。

日本共産党、我が党への内部告発で明らかになったいわゆるやらせメール。この問題は、佐賀の玄海原発にとどまらず、北海道の泊原発などでも、政府までが関与して、原発の安全神話が振りまかれ、原発の推進が図られてきたことが明らかになりました。裏を返せば、うそをつかなければやっていけない危険性を百も承知で

事業を推進してきたということだと思います。私は全く許されないことだというふうに思います。こうした原発事故とその背景が明らかになった今、この危険な原発から撤退する方向を明確にして、安全な自然エネルギーへの転換を図るべきだと思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の福島第一原子力発電所の事故というものは、一たび事故が起これば制御しがたい原子力発電というところを明らかにし、これまでの基準や考え方では、安全性が十分に確保されないということを示したところでございますが、一方で、原子力発電が日本の基幹電源として大きな割合を占めるようになってきたと、この現実もあるわけでございます。エネルギー政策は、最終的には国が決定する事項でございます。今、御指摘にありましたような福島の事故を受けて、現在、エネルギーに関する基本政策全般の見直しが行われているところでございます。エネルギー政策で最も大切なのは、安定的供給に合わせて国民の安全を守っていくことだと考えております。原子力発電の課題というものを踏まえ、今後は、持続可能なエネルギーの供給という面からも、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの拡大を全力で図っていくことが大事であると考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、起きてはならない原発事故、取り返しのつかない過酷な事故を経験したからこそ、エネルギーは国の政策であると同時に、やはり我々自身の問題として考え、自治体と県民との共同課題として考えていかなければならない大きな問題が提起されたというふうに思っています。そこで、今、改めて、宮崎県民は——県内には原発はありませんけれど

も、お隣鹿児島県にございます。今、県民は、お隣の鹿児島県ではありますけれども、自分たちの問題としてとらえ始めている、危険性を感じているわけです。今、ここの1号機、2号機は、定期点検でとまっております。今、全国では1基しか動いていないという状況でもありますが、どこでも再稼働というものが問題になっております。福島原発事故の検証・究明が完全になされていない段階での再稼働は、私はすべきではないというふうに思いますが、知事はどのように考えておられますか。

○知事（河野俊嗣君） この川内原子力発電所、現在、1号機、2号機ともに定期点検のために運転停止されております。停止中の発電施設の再稼働につきましては、何よりも安全性の確保が前提となるものと考えております。現在、定期検査に加えまして、ストレステストが行われているところでございます。その具体的な内容も含めて、国民の理解が得られるような形で十分な説明がなされた上で、再稼働いかにという判断がなされるべきものと考えております。

○前屋敷恵美議員 これまで国会で、我が党の志位委員長と野田首相との議論の中で、野田首相はこういうふうに答弁されております。「早急に事故の究明、徹底調査を行うことがすべてのスタートの大前提になる」と言われているんですね。ですから、事故の究明抜きに原発の再稼働はあり得ないということなんです。今まさに、安全な原発というのはあり得ないというのが常識になっています。ですから、この福島原発事故が徹底究明されない限り、県民の安心・安全というのは図られない、このことを私は強く申し上げておきたいというふうに思います。

仮に川内原発が事故を起こした場合、今、県

民の皆さんは、さまざまな不安を抱えておられます。そこで、やはり県民の安心・安全を担保するという意味でも、ハザードマップをつくってほしいんだという声もかなり聞くんですけれども、このことについて要望も出されていることですが、どのように受けとめておられるか、また、つくる意思はないか伺いたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 福島第一原子力発電所の事故に伴います影響が非常に広範囲に広がっているということについては、認識をしております。原子力発電所での事故を想定しました防災対策に関する基本的な考え方は、今回の事故の調査・研究で得られた知見等をもとに、現在、原子力安全委員会の中で検討が進められているところであります。原子力ということに関しましては、極めて専門的かつ高度なものでありまして、本県独自で影響内容や影響範囲というものを想定してハザードマップを策定するということは、困難であるというふうに考えております。したがって、県といたしましては、今回の事故を教訓に、九州電力に対しまして万全の安全対策を要請しておりまして、今後は、政府の原子力事故への対策に関する考え方も踏まえながら、本県としての対応について検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 県民の皆さんの不安というものを取り除くということも大事な県の役割です。ぜひそういった希望に沿った形で何らかの対応をしていただきたいというふうに思います。今、原発の過酷事故を経験して、改めて原発の問題が問われています。現在の原発技術は、本質的にはまだ未完成で危険なものであるということ、放射能物質、いわゆる死の灰を原子炉内に閉じ込める手段がない、持っていない

という問題です。しかも、使用済み核燃料を後始末する方法もないわけで、現在、使用済み核燃料の貯蔵プールもほぼ満杯という状況です。軽水炉という原子炉は、もともと原子力潜水艦の燃料として開発された、まさに軍事的に開発されたのが発端でありまして、安全というのは二次、三次になるという状況のままで、そのまま陸に揚げられて、今の原発として、産業として開発されてきた、このことが大きな問題なんです。ですから、一たん事が起きれば、いわゆる時間的にも空間的にも、そして社会的にも解決する見通しがないというのが今の現実の課題で、危険な原発をこのまま使い続けていいのかということ、人類史上問われている課題じゃないかというふうに、この異質な事故を通じて国民の皆さんがみんなそんなふうに思っているところではないかというふうに思います。とりわけ安全な原発はあり得ないという立場から、地震が多発する日本では、原発は使ってはいけないものだと言わざるを得ないというふうに、私は思っているところです。

そこで、やはり原発にかわる安全なエネルギーをどうつくっていくかということが国にも問われ、地方にも自治体にも問われる課題だというふうに思っています。国のエネルギー政策として、自然エネルギー、安全なエネルギーを求めていく。その政策方向転換を迫ることはもちろん大事ですけれども、あわせて、この宮崎の地で、どう安全なエネルギーをつくって、県民の安心・安全を担保するのかという方向性をしっかり示していくことが今必要だというふうに、私は思います。もともと日本の自然エネルギーは大きな可能性を持っています。太陽光や風力、水力、地熱、これだけでも原発54基分の発電能力の40倍は生み出すことができるという

ことを環境省も推定いたしております。ここに依拠して安全なエネルギーをつくっていくこと、このことだというふうに思います。まさに地産地消のエネルギーの活用を本格的にこの宮崎でも——豊富な自然エネルギーを蓄えるこの宮崎の地で作っていくという、そのビジョンというものを明確に打ち出すことが必要じゃないかというふうに思います。これまで宮崎県も新エネルギービジョンを立ち上げて推進してこられました。現段階でその到達状況や今後の見通しなどについて伺いたいと思います。環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） まず、進捗状況ですが、県では、地球温暖化防止対策の重要な施策の一つとして、太陽光発電やバイオマス発電などの導入促進に取り組んでいるところであります。平成21年度末において、太陽光発電の発電能力は約5万4,000キロワットで、この5年間でおよそ2倍の伸び、バイオマス発電の発電能力は約13万9,000キロワットで、この5年間でおよそ5倍の伸びとなっております。次に、今後の見通しであります。平成32年度を目標年度とする「宮崎県環境計画」では、太陽光発電を初めとする新エネルギーの導入量として、平成21年度の約2.6倍となる総出力電力約51万5,000キロワットを目指しております。今後は、この目標達成に向け、本県の恵まれた日照環境や木質バイオマスなどの豊富な資源を生かし、なお一層取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ具体的に、どこでどれほどエネルギーをつくっていくのだということ、県民の皆さんにも目に見える形で提供していただきたいというふうに思っています。今、全国でも、中小水力発電などが盛んに研究・開

発されておりまして、全国的なサミットなども提起されて、自治体の関係の方々もかなり熱心に研究に携わっておられるという報告も聞いているところです。高知県の梶原町、また富山県なども、県が独自に農業用水を活用した小水力発電で、そしてまた、農業分野にもその電力を生かしていく、そして農家の皆さん方の賦課金あたりも売電のお金で軽減していくというような、いろんな取り組みが今進められております。それも安全なエネルギーを駆使しての方向を打ち出しておりますが、ぜひこの宮崎でも、そういった目に見える形での方向性をしっかりビジョンを示していただきたいというふうに思います。そこで、一つ提案ですが、私は、県の機構に、自然エネルギー推進課か推進局といった、専門的に自然エネルギーを取り扱う、そういう部署も、進めていく上でぜひ必要ではないかなというふうに思っているところです。そういうこともしながら、やはり安全な自然エネルギーへの転換を図るという立場を明確に、この際、英断を下していくことが必要じゃないかと思っておりますが、知事に御見解を賜りたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） ただいまの組織に関しましては、一つの御提案として受けとめるところでございますが、いずれにいたしましても、本県は、晴天日数が全国2位、日照量が3位、さらに降水量が全国2位と、日照環境や水資源に恵まれまして、自然エネルギーのポテンシャルは極めて高いものがございます。もともと水力発電というものは盛んに行われておりますし、先日も木城町に九州最大規模の揚水発電所が完成したところでありますし、メガソーラーの発電所も県内にあるわけでございます。それに加えまして、森林資源や畜ふんなどのバイオ

マス資源も豊富に有し、これも既に発電に取り組まれております。国全体でいいますと、福島沖の洋上風力発電とか、さらには静止衛星を使った太陽光発電など、さまざまな構想があるようでございますが、本県といたしましては、今、申し上げましたような本県の恵まれた自然環境というものをしっかりと生かして、低炭素社会の実現を目指す観点からも、太陽光、バイオマス、また中小水力発電等の新エネルギーの推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますし、それが本県ならではの貢献であると考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、そういった立場で促進していただきたいというふうに思います。

次に、介護保険について伺いたいというふうに思います。

介護保険がスタートして11年になります。ことし6月に国会で介護保険法が改定されたことを受けて、来年度から介護保険制度の改変が始まることとなります。その一つに、要支援1・2の人に給付されている介護保険サービスが、介護予防・日常生活支援総合事業に置きかえられるという問題が今起きています。これは、現在、要支援1・2の人は、予防給付として、ヘルパーによる家事援助や介護事業者のデイサービスなどを利用しておりますけれども、この総合事業が導入されると、こうしたサービスが非常に低コストなものに切りかえられる、いわゆる不十分なサービスに置きかえられてしまうという問題が今浮上しています。まさに、保険あって介護なしという状況が想定されておりますけれども、しかし、各人のサービスを総合事業に置きかえるかどうかというのは、市町村の裁量にゆだねられているというふうなことであります。現段階で、市町村では、この総合事業

化を含めて計画があるのかどうか、今つかんでおられる状況をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 介護予防・日常生活支援総合事業は、お話がございましたとおり、本年6月の介護保険法の改正により、来年度から実施可能となった事業でございますけれども、各市町村は、その総合事業を実施せずに、従来どおりの形で予防給付や介護予防事業などを実施することもできるとされております。このため、本県でも、各市町村におきまして、新たに総合事業を導入するかどうか検討されておりますが、今のところ、来年度からの導入予定の市町村はないという状況でございます。

○前屋敷恵美議員 今ないということですが、ぜひ介護外しにならないように、必要な介護が保障されるようにしていただきたいというふうに思っています。

次に、介護保険料について伺いたいと思います。県内の保険料は、現在、平均4,150円です。ことし10月の調査で、年金が月額1万5,000円以下の普通徴収者の保険料の収納状況は、約2割を超す人が未納、滞納している状況であります。また、年金から差し引かれる方でも、生活苦の中で、年金から既に差し引きができなくなったというような事例もありまして、滞納している方々のほとんどが生活が厳しい、そういう実態が今明らかになっています。

厚労省は、来年度、第5期の平均保険料が月5,000円を超えるというふうに試算しておりますけれども、これ以上の保険料の引き上げは、さらに滞納者がふえることにつながり、介護サービスから排除される人々が多く出ることになりかねないというふうに思っています。保険料が引き上げられる大きな原因は、何と

いっても国庫負担の割合が大幅に引き下げられてきたからにほかなりません。介護費用の50%だった国庫負担が25%になり、また、三位一体の改革で今22.8%ということですから、保険料にはね返ってくるのは必然的な状況になっています。ですから、何より今、当面の課題として、保険料の引き下げをしていくということを行わなければならないというふうに考えております。今、県に積み立てられております財政安定化基金の取り崩しを行って、保険料の引き下げに充てることが可能ではないかというふうに思いますが、この基金は今どれほどあるのか伺いたいというふうに思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 介護保険財政安定化基金でございますが、市町村の介護保険財政に不足が生じることとなった際に貸し付けなどを行うため、国、県、市町村が3分の1ずつ拠出したしまして設置しているものでございまして、介護保険法の改正により、お話がございましたように、平成24年度に限り、その一部を取り崩して、保険料の増加の抑制を図るため、その取り崩し額の3分の1を市町村に交付できるということになったところでございます。このため、本県におきましても、来年度、基金の一部取り崩しについて検討しているところでございます。その基金の残高ということでございますが、現在、約32億8,000万円ということになっております。

○前屋敷恵美議員 基金の取り崩しでの市町村への返還分で、いかほどか保険料が下がることになるという見通しも少し出てきましたけれども、しかし、なかなかそれだけでは十分な引き下げにはつながらないというふうに思います。そこで、私は、県の拠出している分、3分の1を市町村に交付する——今積み立てている財源

ですから、ぜひこれを活用して市町村に交付するということも検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。今後の検討課題にのせていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 介護保険財政安定化基金でございますけれども、先ほど申し上げましたように、国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつ拠出して、基金を造成しておるわけでございます。その市町村分を返還するといえますのは、市町村分が保険料を原資として拠出されているということもございまして、その分は保険料の算定にはねるといいますか、そういうことになると思いますが、県が出資している分というのは、一般財源から拠出しておりますので、基本的にはそのまま一般財源のほうに繰り入れられると。その支出については、また今後、新たな視点で検討されることになろうかというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ知事の英断で、新年度の予算の中にも繰り入れていただいて、保険料の引き下げを図って、安心して介護が受けられる、サービスが受けられるという体制をつくっていただきたい、このことを強く要望しておきたいというふうに思います。

それから、今、問題になっております介護労働者の処遇改善について伺いたいと思います。今、介護の現場は、慢性的な人材不足が生じていることが報告されています。これは、あるデイサービス事業所の事例ですが、特にこの1年、ヘルパーの募集をしても、ほとんど人が集まらない、こういう状況だといいます。介護の仕事は、入浴介助から下のお世話、認知症の方への対応など、日々の体調の変化にも気を配りながらの大変な労働です。しかし、御苦勞の多

い仕事の割には給与が低い、これが今の実態でもあります。よい介護をしたいと思って理想を持って入った仕事でも、長く働き続けられないのが今の現実でもあります。その事業所は、数名の欠員を抱えた状態になったために、やむなく派遣業者からの派遣を委託することになったそうなのですけれども、本来ならば、訓練された人材で依頼された人数を確保されるべきであるんです。しかし、ヘルパー講習を受けたばかりのキャリアの浅い人が派遣されてきた、しかも、人数も希望していた人数はそろわなかった、これが今の実態です。結局、サービスの低下、質の低下にもつながりかねないということにもなっています。労働力と報酬が見合っていない、このことが最大の要因だというふうに思いますが、国の介護職員処遇改善交付金も今年度で終了するという状況になっております。こうした短期間の場合当たりの対策で解決する問題ではないというふうに思います。国にも大きな責任がありますが、県として、どのようにこの問題を認識し、また処遇改善を考えておられるか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 平成22年の国の介護労働実態調査によりますと、お話がございましたとおり、介護現場の労働者の悩みとして、仕事内容の割に賃金が低い、人手が少ないといったものが挙げられております。このため、21年度から、介護職員処遇改善交付金によりまして、介護職員の賃金改善を図ってまいりましたが、今年度、事業が終了することから、24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組むよう、全国知事会を通して国に要望いたしまして、現在、検討されているところでございます。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 介護の質を低下させない、また、労働者の皆さんが意欲を持って働ける環境をどうつくるかという点では、国の責任を問いつつも、やはり独自の県の施策というものも必要じゃないかというふうに思っております。検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、基金事業終息問題について伺いたいと思います。

今の介護の処遇改善の基金もそうですけれども、国の経済対策で始まった20の基金事業が、今年度末で終了するというようになっております。特に、子宮頸がん予防ワクチンなどの3種のワクチン緊急促進事業や妊婦健診の事業などは、事業主体の市町村はやめるわけにはいかないと、このようなことを言っておられます。当然だというふうに思うわけです。そこで、県としては、定期接種化やその間の事業を継続させることを国に要望しつつも、仮に国がこの基金事業を今年度で打ち切った場合にどうするかという事後対策を十分に検討する必要があるというふうに思いますが、どのように対応されるおつもりかお伺いしたいと思います。

○総務部長(稲用博美君) 国の経済対策等によりまして造成した基金につきましては、今お話のありました福祉、医療、それから雇用対策や環境対策、またさらには公共事業など、さまざまな分野で活用しております、これらの基金の多くは、お話にありましたように、23年度末で事業実施期間が終了となっております。施設の改修や公共投資のための基金など、これまでの期間で一定の目的を果たしたものもありますが、県民の医療や雇用の維持等を図る事業など、期限到来後も一定の取り組みが求められているものがございます。今議会に追加提案いた

しております緊急雇用創出事業臨時特例基金を初めとして、一部の基金につきましては、積み増しや期限延長の動き等がございますけれども、その他の多くの基金事業につきましては、現時点では、その取り扱い等は明らかになっていない状況でございます。今後、来年度予算の編成作業の中でさまざまな検討を進めてまいります。基金にかわる新たな財源が確保できない場合は、事業の継続が困難となることが考えられますので、国の予算編成の動きなど、必要な情報収集を図るとともに、引き続き、基金の設置期限の延長や新たな財源の措置などにつきまして、国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 国への要望は当然のことですけれども、しかし、最悪の事態も考えなければなりません。県の責任ある対応をしっかりとっていただくことを強く要求しておきたいというふうに思います。

それから、最後になりますが、住宅リフォーム助成事業について伺いたいと思います。

この住宅リフォーム助成事業は、住宅の増改築、リフォームなどに一定の公的な財政支援を行うという事業であります。この景気低迷が長引く中で、住宅関連の事業は、多くの業種がかかわる点で、多方面に仕事がふえ、県内経済の活性化を図ることができる、今必要な施策・事業ではないかというふうに私は思います。ですから、昨年11月、県議会では「住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願」を全会一致で採択したところでもあります。私は、このことを強く大きく受けとめていただきたいというふうに思います。そして、私は、この住宅リフォーム助成事業は、あらゆる角度から検討していくことが必要だというふうに思っています。地

域経済や地域振興にとってどうなのか、雇用を生み出すという点ではどうなのか、また、住宅耐震化の促進など防災対策の観点、もちろん住環境も整う、そういった多面的に、総合的に検討していくことが重要ではないかというふうに思っております。こうした観点から、まず、県土整備部長、商工観光労働部長に、この住宅リフォーム助成事業をどのように評価しておられるか伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 住宅のリフォームは、関連する業種が多岐にまたがりますことから、その需要が喚起されることは、県内中小企業を含め、地域経済に対する幅広い波及効果が見込まれると考えております。以上でございます。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 住宅のリフォームを促進することは、快適かつ安全な住環境の確保や、住宅の長寿命化を図るなどの観点から、重要であると認識しております。このため、県では、ホームページにより、リフォームを含む住宅施策全般に係る情報提供を行いますとともに、土木事務所や市町村等に窓口を設置しまして、リフォームに関する相談にも対応しているところであります。今年度は、県内の16市町村において、住宅リフォーム助成などの取り組みが行われておりますので、県としましては、引き続き、的確な情報提供等に努めてまいりたいと存じます。

○前屋敷恵美議員 県内で今、16市町村が事業を実施しているということを言われましたけれども、今、全国的に自治体で広がっているんですね。そして、市町村の自治体を応援しつつ頑張ろうということで、県の施策としても今進められております。私は、昨年11月議会では、秋田県の支援事業を紹介いたしましたが、ことし

から佐賀県が住宅リフォーム緊急助成事業として始めているということで、3年間で20億円の基金設置を行って事業を行うということです。今、本当に地域経済の疲弊、また県民の暮らしの疲弊を立て直す一助にということで、御苦労の中、こういう施策が続けられているという状況です。もちろんこの宮崎も、たび重なる災害が相次ぎ、県民の暮らしや地域経済の疲弊を何とか復興したいという取り組みも進んでおりますけれども、このリフォーム事業もその一環として取り組んでいくことが、今、非常に重要ではないかというふうに私は思っているところであります。この事業、そして県議会の採択を、県民政策部長、どのように受けとめておられるかお伺いしたいというふうに思います。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 住宅リフォーム助成制度の請願につきましては、口蹄疫等疲弊した本県経済の活性化策としての高い期待のあらわれと受けとめております。今、議員から御紹介のありました各県の状況等も承知しております。県としましては、市町村との役割分担や国の経済対策の活用等を考慮しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 私は、県民と議会の意思をしっかりと受けとめていただくことが重要だというふうに思っております。確かに財源の問題はあろうかと思いますが、いろいろ知恵を働かせて、幅広く使える国のいろんな制度の活用なども、この事業の中に財源として組み込んでいくことが必要だというふうに私は思います。その一つが、既にいろんな方面でも使われております社会資本整備事業など。これを大いに活用する、財源を生み出すということが必要じゃないかというふうに思います。私の住まいする宮

崎市も今、2年間続けられておまして、予算が組まれた3カ月後にはその予算を使い切るといふほど、市民の皆さん、業者の皆さん方が切望しておられる事業であることは疑いありません。私は、やってみる価値は十分にあるといふふうに思っているところです。今こそ県民の要望や期待にしっかりとこたえていくという県の姿勢が大事ではないかといふふうに思っております。知事の御見解——英断を下されるときじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 県といたしましては、先ほど部長が答弁しましたような口蹄疫以来の大変経済が厳しい状況の中で、地域経済の再興・活性化という請願の趣旨をしっかりと受けとめておるところでございます。その趣旨も踏まえて、現在、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」に取り組んでおるところでございますが、御指摘の住宅リフォーム助成事業につきましては、大変厳しい財政状況の中で、いろんな検討すべき課題がある悩ましい事業でございますが、市町村との役割分担、国の経済対策などの活用というのをしっかりと考慮しながら、検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、国では、税と社会保障の一体改革という名のもとに、国民の期待を次々に裏切る施策が続いているのが実態なんですね。年金や医療、介護保険——これは先ほどお話しいたしましたけれども、また、保育も公的責任が放棄されるという状況も生まれようとしております。その一方で、消費税は倍に、大幅に引き上げるといふことです。しかし、消費税の大増税が国民に課せられたとしても、一方では、大企業への減税などによって、差し引き新たな財源は生まれてこない。今、復興財源をどうするかということになっておりますが、この

中からは復興財源すら生まれてこないという状況で、まさに国民へのしわ寄せが今一段と強まろうとしています。こういうときだからこそ、県政の果たす役割、県民の命と暮らし、安全をしっかりと守るといふ立場に立って——原発やエネルギーの問題もそうです。医療、年金、介護、福祉の問題もそうです。県民の暮らしに寄り添った形で、県民のそういう思いをしっかりと受けとめた県政を進めていくことが、より一層、今求められているといふふうに思っているところです。今、地方自治体の果たす役割は、さらに大きさが増しております。私は、そういう立場で、県政もしっかりと取り組んでいただきたい、このことを強く要求申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、内村仁子議員。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の内村仁子でございます。今議会の一般質問、17番目、午後のお疲れの時間と思いますが、私にとっては6月議会より非常に待ち遠しかった時間です。女性の立場から多くの県民の小さな声も届けるために心を込めて質問してまいります。納得のいく答弁を期待します。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

東九州自動車道の早期開通に向けた今後の取

り組みと知事の意気込みについてお尋ねします。

これまで知事は何回となく、東九州自動車道、九州中央自動車道の早期整備について陳情をしてこられました。また、11月11日には、県商工会議所連合会など県内12団体が70万6,243人分の署名を知事に提出され、知事は15日に国土交通省や民主党本部に提出、要望されたと報じられております。また、10月22日には、県内8つの道づくりを考える女性の会の会長が国土交通省等への陳情をされました。民間サイドでもどうしても早期完成を熱望しておられます。私たち自民党県議団でも8月24日に、熊本県・大分県議団と一緒に、国土交通大臣、国土交通省道路整備局等への陳情をしてまいりました。知事の言われる県民総力戦とはこのことではないでしょうか。私の入っております道づくり女性の会の中央の会でも、いつも毎月1,000円ずつお金を出しております。そして、その中から国土交通省への陳情も、これもすべて自費で行っております。県民総力戦とはそういうことではないかと思えます。3月11日発生の東日本大震災では、高速道路が救援隊の通行、救援物資の輸送の核となり、くしの歯状に最大限利用されました。ところが、宮崎県にはくしのもととなる高速道路が完成しておりません。知事のこれからの意気込みをお尋ねします。

次に、さきに法政大学大学院の教授が調査された幸福度に関する研究結果が発表されました。日本一幸せなのは福井県、次が富山県とあり、我が宮崎県は残念ながら半分以下の27位と報道されました。これは、経済力や生産力による指標ではなく、幸福度を数値化しようと調査されたもので、合計特殊出生率や総実労働時間、平均寿命など40の指標で点数化し、総合点

から都道府県を位置づけたとのこと。この教授は、「幸せ度は住む人々の努力で変えられると思う。ランクづけが目的ではなく、幸福度を高める地域づくりの方策を示したかった」とあります。今議会でもブータン国王御夫妻の温かさ、ほほ笑ましさ、優しさが話題に出ました。幸せの感じ方はそれぞれ異なりますが、27位に対する知事の見解をお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席からお尋ねいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、東九州自動車道についてであります。本路線は、本県の経済・観光を支える重要な社会基盤であるとともに、将来想定されます東南海・南海地震、日向灘地震の発生時には、救援物資や救急医療の搬送路として大きな役割が期待されるまさに命の道でありまして、早期開通は喫緊の課題であり、また県民の悲願であります。私自身も民主党の陳情要請に対する対応本部に、また国土交通大臣にも直接お会いいたしまして、東九州自動車道の早期開通を強く訴えてきたところでございます。そして、せんだって、今お話にございましたように、1カ月の短い間で70万人を超える署名を集めていただきました県内の経済12団体の動きでございますとか、宮崎の道づくりを考える女性の会が早期整備を求めて強く国に要望活動を行っていただいております、私といたしましても、県民の早期開通への熱い思いを改めてしっかりと受けとめ、また心強く思ったところでございます。まさに県民総力戦で今この整備に向けて取り組んでいる、そのような状況かと考えております。国の施行区間につきましては、国の責任において、一日も早い開通に向けて十分な予算を確保して

いただきますとともに、事業化されていない区間につきましては、早期に事業化していただくよう、あらゆる機会をとらえ、これまでも増して国に対し強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、幸福度ランキングについてであります。このランキングは、法政大学のある研究会におきまして、4つの部門——生活・家族、労働・企業、安全・安心、医療・健康——の40の指標を評価、分析されて、幸福度として発表をされたものであります。本県は27位という結果が出たところでありますが、これらの指標をもって県民の皆様それぞれの暮らしや思いを全体として推しはかることはなかなか難しいのではないかと考えております。

この指標の発表をもって思い出しましたが、以前、経済企画庁が行ってありました豊かさ指標というものでございます。8つの分野にわたりまして、指標をもとに、これも都道府県のランキングがなされたところでございますが、ちょうど私が以前勤めておりました埼玉県というものが最下位になりまして、当時の知事が大変憤っておったのを今思い出しておるところでございます。これは人口当たりを基準に指標とされるものでありまして、人口密度の高い大都市部周辺には自然、低い数字となってランキングの結果にあらわれてくるというものでございます。いずれにせよ、こういった指標につきましても、どういう項目をどのような指標でもってとらえ、それにどのようなウエートを置くかによって順位というものは変わってくるものであります。そういうものとして、一つの切り口として、今回の幸福度ランキングについては受けとめておるところでございます。

また、きょう、まさにきょう、内閣府が幸福

度指標の試案を発表されたところでございますが、これは132の指標をもちまして国民の幸福度、経済・社会状況に加えて心身の健康、また地域や家族との関係、きずななどをはかるということでございます。本県が目指しております「新しいゆたかさ」とも相通ずるものがあるというふうに受けとめておるところでございますが、いずれにいたしましても、私は、宮崎は大変住みよい県だと自負しておりますし、内村議員もそのように感じておられることというふうに思っております。これらの指標は我々の県を見る一つの切り口ということで受けとめて、今後とも、多くの県民の皆様がより幸福を実感できるような地域づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○内村仁子議員 ありがとうございます。東九州自動車道の整備について、もう一回知事に確認のために質問させていただきます。県議会でも9月議会で平成26年度までに完成させるという要望の意見書を提出しました。私の住む都城圏域でも、地域高規格道路都城志布志道路の早期完成について何回となく陳情しておりますが、国の直轄事業がなかなか進みません。宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」、72ページによりますと、災害時の輸送道路の確保は進んでいるかということにつきまして、目標値、平成26年度を挙げておられます。そして、このことは50%、現況値では平成21年度で42.6%しか進んでおりません。緊急輸送道路の防災対策進捗率にしましても、なかなか進んでいないわけですが、今、国土交通省道路整備局長は熊本県菊池市の出身の方で、東九州自動車道の整備は命の道として最重要であるとわかっていらっしゃいます。今がチャンスではないかと

思っております。提言、陳情のたびに熱望されています文書の中には、現在の組織のもとで国の責任において災害に強い命の道として記載されて陳情されております。知事も今このことを言っていたきましたが、このことに取り組んでいただけるよう、再度、知事の決意を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 東九州自動車道は、国土開発幹線自動車建設法の中でも国において建設すべき自動車道として定められておるところでございます。当然ながら、国の責任のもとで早期に整備していただきたいというふうに考えておるところでございます。今、議員のお話にございましたが、今の国土交通大臣が奈良県の橿原市にお住まいだということでございます。要望に行きましたときも必ず出るのが、「神武天皇が宮崎を発して奈良に行かれた、その縁がありますね」という話をしておるところでございますが、そのようなさまざまな縁も生かしながら、強くこの宮崎の道路の整備の必要性というものを関係者に訴えてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。幸せ度ランキングにつきましても、今、知事から答弁をいただきましたが、私も高速道路を通過して宮崎に通っておりますけれども、四季のすばらしさ、今、紅葉が出ております。こういう自然環境のすばらしい中に住んでいる私も幸せと感じておりますけれども、この幸せ度については、いろいろ問うことで異なってくると思っておりますけれども、今、知事が答弁いただきましたように、宮崎県の環境のすばらしさをこれからもどんどん私も広めていきたいと思うし、県のほうでもそういう取り組みをしていただけたらありがたいと思います。

続きまして、高齢者福祉について福祉保健部長にお尋ねします。

高齢化が進む中、入所できない介護難民がふえ続けております。特別養護老人ホームもできておりますが、入所待機者が今どれくらいおられるのか、状況についてお尋ねします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 特別養護老人ホームへの申込者数でございますけれども、平成23年4月時点で3,673人となっております。申込者のうち、在宅で生活されている要介護4以上の重度の方でございますが、全体の約4分の1となっております。これらの方への対応が重要な課題の一つであるというふうに認識をいたしております。一方、特別養護老人ホームのベッド数につきましては、平成23年4月1日現在で4,975床となっており、1年前と比較しますと190床の増となっているところでございます。

○内村仁子議員 今いろんなところで有料の老人ホームの建設が進んでおります。設置状況及び今後の見通しについてお尋ねいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 本県の有料老人ホーム数でございますが、平成23年11月1日現在、163施設の5,004床となっておりまして、特別養護老人ホーム等の介護保険施設とあわせて、要介護者の生活の場の一つとして重要な役割を果たしているところでございます。各年度の4月1日現在での設置数を見ますと、平成21年度75施設、平成22年度107施設、平成23年度4月1日現在141施設となっておりまして、近年大きく増加している状況にあります。今後とも、高齢化の進行によりさらにふえていくものというふうに考えております。

○内村仁子議員 有料の老人ホームができるということは高齢者にとって安心も確保できるんですが、逆に、今度は有料の老人ホームについ

て介護保険料が上がっていくのではないかと
いう心配をされております。このことについてお
尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 有料老人ホームの大半を占める住宅型と言われるものでございますけれども、これが先ほど申しました163施設のうち130施設を占めておりますが、これについては、在宅生活者と同様に、居宅介護サービスの扱いということになりますので、入居者がふえたといいたしましても、直ちに保険料の増額にはつながらないものというふうに考えております。

なお、介護保険料につきましては、これまで段階的に引き上げられてきておりますが、これは高齢化の進行に伴いまして、当然、介護サービスの量が増加していることによるものでございます。

○内村仁子議員 有料老人ホームは、業種の転換によって老人ホームをつくられる企業もありますし、今そのようにしてふえているわけですが、これに対する県の指導はどうなっているのか。中には、スタッフがそろわないまま開所するホームもあると聞いております。今、私どもの住んでいる地域でも老人ホームができておりますけれども、この指導についてはどうしておられるか、お尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では老人福祉法に基づきまして、有料老人ホームの設置運営指導指針、これを定めまして、届け出の指導を行い、居室等の施設設計や職員配置の状況等の確認を行っているところでございます。また、届け出後につきましても、サービスの内容に応じた設備や必要な職員の配置、施設における衛生管理や感染症の予防など、施設の管理、運営等につきましても、定期的な実地指導や書面

による指導助言等を行っているところでございます。さらに、昨年度からでございますが、県内すべての有料老人ホーム等を対象にいたしまして、合同研修会を開催し、施設における法令遵守や防災対策等について理解の促進を図っているところでございます。

○内村仁子議員 今、指導について答弁をいただきました。先ほども前屋敷議員から、働く人の労働条件が非常に悪いということが出ましたけれども、これから先、指導とか、いろんな研修をされるときには、スタッフの方のいろんな声を聞く機会もつくってもらえたらありがたいと思っております。先ほどの部長の答弁で、要介護4以上の在宅で入所を待っておられる高齢者が4分の1——約1,000人近くになるんですが——おられるということでした。要介護4というのは非常に介護度が高い。そして、家庭では、在宅ではなかなかできないという方が1,000人近くまだ待っていらっしゃるという実態を重く受けとめていただきたいなと思っております。要介護2でも、認知症とか、いろいろ症状は違うわけですが、在宅で介護できる状態ではありません。実は、私の母も昨年3月、104歳で亡くなりました。要介護2まではヘルパーさんの手助けをもらいながら、姉とローテーションを組んで在宅介護を4年間続けてまいりました。それでも、とうとう最後は認知症ということで夜中の徘徊が始まりました。私どもの家族ではどうにもならなくなり、入所という形をとり、7年半、施設での温かい見守りで天寿を全うすることができました。

実は私は今、3人の独居老人にかかわっております。1人は私の小学校2年と3年のときの恩師ですが、要介護4で身寄りがなく、ショートステイをつなぎながら、入所を2年待ってい

ました。10月には2回目の脳梗塞で入院となり、今、病院でリハビリ中ですが、このリハビリ期間は6カ月ということで、次の行き先を探さなければなりません。病院と話をしますと、今の状態では胃瘻になるでしょうねということです。そして、胃瘻になったときに、さて、どこに入所できるか。私はこれを今探しているんですが、なかなか入所が厳しくなりました。この先生は身寄りのない——私の小学校2年のときは華やかな先生だったんですが、今、この姿を見るときに——おむつを持って病院に届けるんですけれども——涙が出るんです。こういう今まで私たちを指導してくださって、日本のために働いてくださっていた方々が、このような施設にも入所できない、家族もいないという現状がありますので、これから先の要介護者への県の対応についてお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 入所申込者への対応につきましては、認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホームの整備に努めますとともに、デイサービス、訪問介護、訪問看護等の在宅サービスの利用を促進いたしまして、在宅での生活を支援してまいりたい、基本的には支援してまいりたいというふうに考えております。また、高齢化が進行する中で、高齢者が安心して生活できる住まいとして、ことし4月、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部改正によりまして、サービスつき高齢者向け住宅登録制度が創設されまして、国土交通省において整備が進められているところですが、これらにつきましても、先ほど申し上げました有料老人ホームとともに、要介護者の受け皿の一つとして重要な役割を果たしていくものと考えております。

なお、今後、そうした要介護者の増加が見込

まれることから、申込者への対応につきましては、重要課題の一つというふうに認識しておりまして、平成24年度からの第5期の介護保険事業支援計画の策定におきまして、そうした申込者の状況等を踏まえながら、市町村と十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。私も通る道です。高齢者の分もしっかり考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、障がい者施設についてお尋ねいたします。

現在、県内で知的障がい者の入所できる施設の数と定員数についてどれぐらいあるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県における知的障がい者が入所可能な施設でございますが、21施設、定員は1,330人となっております。なお、障害者自立支援法では、障がいのある方が可能な限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう施設等から地域生活への移行を進めることとされておりますので、県ではグループホーム、ケアホームなどの整備充実に努めているところでございます。

○内村仁子議員 今の答弁で、施設から地域生活への移行というのが障害者自立支援法で進められているわけですが、これは、施設で生活していた人が地域に帰って——在宅を含んでくるんでしょうが、絶対不可能、できません。障害者自立支援法はスタート時から問題があり、見直しが必要ではないか。施設側、家族側、障がいのある方、皆さんが障害者自立支援法の取り消しを望んでおられます。これは私どものこれからの仕事じゃないかなと思っています。

入所者の処遇について施設への指導はどうなっているのか、伺いたいと思います。けがなどが大変起こっておりますが、施設への指導について伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、障がい福祉サービスを行う事業所に対しまして、おおむね2年ないし3年ごとに実地指導を行っております。実地指導に際しましては、入居者の処遇に係る施設の運営規程が適切に定められているか、苦情受け付けの窓口を設置するなど必要な措置が講じられているかなどの確認を行っているところであります。この結果、改善を要する事項については、事業者から改善報告書の提出を求めますとともに、改善が認められない場合には、必要に応じて勧告や指定の取り消し等の措置を行うこととしております。

○内村仁子議員 入所者のけがとか、そういうことが起こらないように見回りといいますか、2年から3年ごとに指導しているということですが、もし時間がありましたら、時々でもその間でもいいですから、訪問をしていただきたいと思います。障がい者の虐待防止法がことしの6月24日に公布されましたが、この取り組みについて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） ただいまお話がありましたとおり、いわゆる障害者虐待防止法、これが本年6月24日に公布されまして、来年、24年の10月1日から施行されることとなりました。この法律では障がい者虐待を、養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者等による虐待、及び使用者による虐待に区分し、それぞれに虐待防止等に係る具体的な手続が定められるとともに、対応窓口として市町村に障害者虐待防止センターを、都道府県に障害者権利擁護センターを設置することとされました。県とい

たしましては、法律の円滑な施行に向けまして、今後、市町村や障がい福祉サービス事業者に対する研修や啓発活動、こういったものを行うなど、障がい者虐待防止のための体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。障害者虐待防止法が一日も早く——来年からになるんですけれども——実施されますように、家族が望んでいらっしゃるということを申し上げたいと思います。

そして、虐待か自傷事故なのかわからないことが時々起こっております。私もたびたび相談を受けますが、施設のスタッフの方を疑うわけではないのですが、夜間帯のけが等が非常に多く、それを避けるために監視カメラの設置指導はできないのか、お尋ねします。家族会のほうでも監視カメラをつけてほしいと要望を出されております。また、あるところでは、監視カメラがついていたんですけれども、電源が切られていたということで作動しておりません。そして、四国のある施設では、設置者側が自発的に監視カメラをつけられまして、それで非常にけがが少なくなったという事例も出ておりますので、そこが指導できないのかということと、きのうの新聞でも、岩手県の社会福祉事業団の施設で重度障がいの入所者への暴行が数回繰り返されたということが報道されております。ということで監視カメラが設置できないのか、指導といいますか、そういうのはできないのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 監視カメラということでございますが、監視カメラにつきましては、施設の設置基準に定めがないということもございます。それから、入所者のプライバシーにかかわることでもありますことから、県

がその設置を一律に指導することは困難であるというふうに考えております。一番重要なのは——入所者、その家族の方、そして施設と話し合っただきまして、その方向性を見出さしていただくというのが一番よろしいかなというふうには思っております。県といたしましては、引き続き、実地指導を通しまして、入所者に対して適切な障がい福祉サービスの提供が行われるように、事業者の指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。物言えぬ障がい者の方、そして自分のことが表現できない障がい者の方を、これからも温かく見守っていただきたいと思っております。

次に、今回、待望のドクターヘリが来年度予算で入ることになっております。この導入について福祉保健部長にお尋ねいたします。特に県北での交通事故、循環器系の心臓病など、これまでの中山間地域での医療が進み、命の安全が保たれるものと思っております。このドクターヘリの県内各地での離着陸場所の確保はどうなっていくのか、救急車との連携、道路の整備はどうなのか、特に一番必要な山間部での道路狭隘箇所での対応等について伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリは、防災救急ヘリに比べまして機体が小さく、ある程度のスペースがあれば基本的に着陸が可能です。救急現場によってはそのようなスペースを確保することが困難な場合もありますことから、あらかじめ救急車とドクターヘリが合流する場外離着陸場等を選定しておくことが有効でございます。このため、現在、県防災救急ヘリコプター「あおぞら」の離着陸可能地、約220カ所を初めとする適地について、市町村の協力を得ながら、現地調査を行っている

ところでございます。また、山間部においては、運動場等の広場の使用を予定しておりますが、緊急時には道路や畑等を活用することも必要になるというふうに考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。私が先般、静岡のこども病院を訪ねましたところ、ここは静岡県のどこにいても14分以内でドクターヘリで運べるということと、どんな患者も絶対断らないということをおっしゃられたスーパードクターの話をお聞きしたところでしたけれども、このドクターヘリによって多くの命がこれから先救われる。特に、これが中山間地域の今まで医療を大変心配しておられた方々への救済措置になるのかなと、これから期待をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、質問項目がたくさん申しわけありませんが、霧島ジオパークについてお尋ねいたします。

霧島地域の自治体5市1町、都城市、高原町、小林市、えびの市、霧島市、曾於市で構成された霧島ジオパークについて、県民政策部長にお尋ねします。このことは去る30日の一般質問で山下博三議員からも出されましたので、重なる部分は避けて質問いたしたいと思っております。今、国内では5カ所が世界ジオパークとして認定され、そして15カ所が日本ジオパークとして認定されています。霧島ジオパークの世界ジオパーク認定に向け、地元で今、運動がなされて、私たち県議団もその協議会のほうへ入るということで、この前、書類を出したところですが、歴史、観光、学術的価値等の調査が必要とされております。これまで県はいろんな文書も、要望書も出されておりますが、どのような支援をされたか、お伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 霧島ジオパー

クにつきましては、霧島地域の活性化のため、宮崎、鹿児島両県の地域住民と地元市町が霧島ジオパーク推進連絡協議会を設立しまして、市町や県という枠組みを超えまして、自主的に連携した取り組みを行っているところでございます。県といたしましても、平成20年の同協議会発足当初から、北諸、西諸の両農林振興局長が会員として参加しているところでございます。また、昨年度から、世界ジオパーク認定に向けてまして、地元市町が行う取り組みを支援しているところでございまして、具体的には、ジオパークの見どころをめぐるツアーのコースづくりや、霧島の自然をわかりやすく紹介した解説板の設置等の事業に対し、平成24年度までの3年間継続して助成を行う予定としているほか、昨年度は県政番組で霧島ジオパークの魅力の紹介も行ったところでございます。

○内村仁子議員 ありがとうございます。ジオパークについて今、部長の答弁をいただきましたが、世界ジオパークに認定されました5つのうちの山陰海岸ジオパークを一つ御紹介いたします。このジオパークについては、京都府から265万6,000円、兵庫県から761万7,000円、鳥取県から458万1,000円と職員5名の派遣がされております。そして、国際会議の開催等の支援がなされています。また、もう一つの室戸ジオパークでは、高知県からの交流人事で職員1人を派遣し、海洋の研究等がなされ、負担金の支援もされています。先月、私は宮崎一羽田間のソラシドエアの飛行機に乗りました。機内の雑誌には、まず島原半島のジオパークの写真や記事が数ページにわたって、めくったところから掲載されておりました。飛行機の中でいろんな方が機内誌を見られるわけですが、観光客誘致にも欠かせない事業展開となりますので、今後

の支援について知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 霧島ジオパークは、現在、世界ジオパークの認定に向けた準備が鋭意進められているところでございます。この地域は大変魅力のある地域だというふうにと受けとめております。昨日であります、えびの高原に参りまして——今シーズンのオープンを記念してアイススケートフェスタが開催されたところでもあります。新燃岳の噴火活動によりまして、この地域も観光面、地域生活にさまざまな影響が出ておるところでございますが、改めて火山の一方の恵みであるすばらしい自然環境、また温泉、こうした施設、その魅力というものを感じたところでございます。えびの高原は日本初の国立公園ということでございますが、県内有数の観光地を広くPRしていく必要性というものを痛感いたしましたし、また昨日の式典に鹿児島県霧島市の方も来ておられまして、県境を越えたジオパークなどを契機とした環霧島の連携が進んでいることを大変心強く思ったところでございます。

この世界ジオパークの認定のためには、地質と景観、運営組織、さらには情報や環境教育など、数多くの評価項目について点数を積み上げた上での審査を受けることが必要になってまいります。現在、県としましても、先ほど部長が答弁をしましたような、ジオパークの認定に向けた課題への取り組みについての財政的な支援も行ってきたところでございますが、今後さらに、地元市町のほか、鹿児島県とも十分に連携をしながら、これら評価項目の全般にわたって精査をした上で、最も効果的な支援のあり方や、民間も含めた取り組み方法につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。これ

から先の子供に夢を持たせるため、そしてこれを世界に発信するために非常に重要なジオパークの事業だと思いますので、私たちのような今、新燃岳、そして桜島の噴火に脅かされている宮崎県と鹿児島県がお互いに手を組んだ事業となっておりますので、これからも御支援のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公共事業の減少と住宅リフォーム事業について知事にお尋ねします。

公共工事の縮小化等、景気の冷え込む中、その対策として住宅リフォーム事業があると思ひます。このことは先般、横田議員、そして先ほどの前屋敷議員からも出されました。県議会では平成22年に請願第44号として受理され、採択されております。しかし、ちょうど1年以上たつんですが、なかなかその進展が見えないということで、改めてまたここで質問をさせていただきます。今、新エネルギー、フロンティア構想では太陽光パネル設置の事業として2億円が予算化されています。しかし、200万円から250万円かけないと一般家庭でもなかなかソーラーができないということで、一般家庭ではなかなか設置できません。多くの県民がひとしく豊かで安心した生活ができるための、一戸一戸にするとわずかな金額であるんですが、住宅リフォームについて再度、知事からばしとした答弁をお願いします。

○知事(河野俊嗣君) ばしっと答弁を申し上げたいと思っております。住宅リフォームの件でございます。今、公共事業との対比で御質問があったわけですが、公共事業というものが幅広く複数の方に、また長期にわたり効果が及ぶというものに対比しますと、住宅リフォームというのは個人資産の形成の問題ではないかというところがあるわけでございます。

そうはいつても、午前中答弁申しましたように、さまざまな経済効果が期待できるのではないかという事業として提案がなされ、さらに昨年、今御指摘がありましたような地域経済の再興・活性化という請願が全会一致で通ったということでございます。私どもも、その趣旨をしっかりと踏まえまして、現在、経済活性化対策みやざき元気プロジェクトに取り組んでおるところでございます。住宅リフォーム事業につきまして、現在、県内の16の市町村で実施されているところでございますが、こういった市町村とどのような役割分担ができるのか、また国のさまざまな経済対策の事業、どのような制度も含めて活用ができるのか、大変厳しい財政状況ではございますが、そういったことも踏まえて、この請願の趣旨を踏まえた検討というものを行ってまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。ばしっというところにちょっとひっかかりますけれども、住宅リフォーム事業について再度お尋ねします。都城市では、単独事業として平成15年度と16年度にリフォーム事業の助成を行ってきました。このときは上限20万円の助成をし、多くの波及効果が生じております。市民の要望で再度、21年度と22年度に、今回は上限10万円ということで助成をしております。波及効果を申し上げますが、21年度では1,012件の申請に対して助成額7,144万9,000円、それに対する工事費が13億4,608万円あったそうです。生産誘発額19億2,489万円の波及効果が出ております。そして、22年度は1,206件の申請に助成額8,445万円となっております。工事費が17億5,190万円、生産誘発額25億2,400万円という経済効果が発生しております。個人への助成額は10万円の限度ですが、住宅工事には多数の業者がかかわって

まいります。知事の答弁、先ほどの部長の答弁でも、市町村との役割分担で検討したいとあります。都城市でも4年間やってまいりましたが、それぞれ大変厳しい状態になってまいりました。それで県での対策を、助成を県民ひとしく、厳しい情勢ではありますけれども、助成制度で事業者が潤っていく経済効果、そして今の落ち込んだ経済を何とか立て直すために、ぜひ知事にもう一回ばしっと言っていたいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、御説明いただきましたように、それぞれの市町村で取り組まれ、それぞれの金額は小さいかもしれませんが、今言われましたような波及効果、呼び水効果、経済効果が認められるところでございます。こういったところをしっかりと踏まえて、市町村が行っております制度とのどういう役割分担、連携ができるのか、そういったところを踏まえて、しっかりと県の対応というものを検討してまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。

災害対策についてお尋ねいたします。

3・11東日本大震災による津波被害等で、想像を絶するとうとい命、財産が奪われました。本県における災害対策のための備蓄について、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(稲用博美君) 災害発生直後に必要となります食料、飲料水、生活必需品等の備蓄につきましては、県の地域防災計画の中で考え方を示しているところでございます。まず、県民の皆様には、家庭や職場において平時から3日分の食料等の備蓄に努めるよう求めておりました。県及び市町村が県民への啓発に努めることとしております。また、市町村は、災害時に住民に速やかな物資の提供ができるよう、避

難所、公的施設などに分散して備蓄することに努めるほか、例えば食料や燃料などが不足した場合に、あらかじめ締結した協定に基づいて民間で流通する物資から優先的に調達を行う、いわゆる流通在庫備蓄にも努めることとなっております。県といたしましては、市町村の物資の入手のために、民間業者や市町村間の調整を図りますとともに、市町村の要請に応じて物資の供給ができるよう県としての備蓄を行い、流通在庫備蓄にも努めることとしております。

なお、県が備蓄を行っております品目は、食料や水のほか、毛布や衣類、その他日用品などとなっております。この中で、粉ミルクや紙おむつ、衛生用品など、乳幼児や女性に配慮した備蓄にも努めているところでございます。

○内村仁子議員 3・11から防災に対する見直しがされるようになっております。津波防災には繰り返し避難訓練が重要と考えておりますが、その対策について伺います。

○総務部長(稲用博美君) 内閣府が行いました分析では、東日本大震災で亡くなられた方の死因の中で92.4%が溺死となっております。予想を超える大津波から逃げおくれたことによる人的被害が非常に大きな特徴であったというふうに考えております。したがって、津波防災の観点、特に今回のような大津波に対する被害を減らすためには、住民の迅速かつ的確な避難が大変重要でありますし、この避難の実効性を高めるために、最も大きな役割を果たします対策の一つが津波の避難訓練であり、津波防災に向けた啓発、教育であるというふうに認識しております。

県といたしましては、今回の震災以降、県総合防災訓練で日向灘沿岸の市町において一斉に津波避難訓練を実施したほか、各地域や事業

所、団体などの会合において、津波防災に関する講座を多数開催するなど、訓練、啓発に取り組んできております。また、各市町村や地域の自主防災組織、あるいは学校、職場などにおきましても、地震・津波を想定した訓練や啓発活動などが実施されております。今後とも、今回の震災での教訓が風化することのないよう、県及び市町村、地域の自主防災組織などとも連携しながら、県民の皆様への訓練、啓発に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。海岸を控えておりますので、ぜひ避難訓練はこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、各学校の津波を想定した避難訓練の実施状況を教育長にお尋ねします。今回の津波被害を受けた山元町に、夏休みに県内の36人の先生方が行かれ、児童生徒の授業応援をされたとのこと。お疲れさまでしたと、ねぎらいの言葉を申し上げたいと思ひます。教育現場での避難訓練の様子をお聞かせいただきたいと思ひます。

○教育長（渡辺義人君） 津波による被害が予想されるすべての学校におきましては、それぞれの市町村の防災担当部局等の意見を踏まえながら、これまで行ってきました避難訓練を見直し、校舎の最上階や近隣の高台に避難するなど、危機感をより高めた訓練を行っているところでもあります。中には、複数の避難場所を設置した訓練や、幼稚園、小中学校による合同訓練、定時制高等学校における夜間訓練など、実情に応じて工夫した取り組みを行っている学校もござひます。

なお、県教育委員会では、現在、より安全性を高める避難訓練のあり方につきまして、沿岸部にある学校を選びまして、大学教授や防災士

などの専門家による助言を受けながら、調査研究を行っているところであります。以上です。

○内村仁子議員 次に、災害発生時に対する各学校の教職員の研修が必要ではないかと思ひますが、先生方への実施についてお願ひいたします。

○教育長（渡辺義人君） 先ほど議員のお話にござひました宮城県山元町には私も参りました。自然の猛威のすさまじさに言葉を失いますとともに、津波襲来という情報を素早くつかみ、瞬時の判断により校長初め教職員が一丸となって子供たちを避難させ、一人の犠牲者も出すことなく子供たちを守り抜いたことに対し、深い感銘を受けたところであります。この教訓を、県教育委員会としてぜひ本県の防災教育等に生かしたいと考えまして、山元町の2名の校長先生を講師とした「災害から子どもたちを守るための学校づくり研修会」や、山元町に派遣された36名の教職員による県内各地域における報告会を実施したところであります。

なお、本年5月には、県内すべての学校の安全担当者等を対象といたしました学校安全指導者研修会も開催したところであります。災害発生時におきまして、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人が危機意識を持って適切に対応するための能力を身につけておくことが大変重要であると思ひますので、今後とも、研修の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○内村仁子議員 ありがとうございます。次に、もう一点お尋ねいたします。災害時に備えた児童生徒のための備蓄について、各自治体の学校への取り組みは県教育委員会からは助言できないものか、伺ひます。私は10月31日、災害から子供を守る学校づくりという、山元町の2

名の小中学校の校長先生による講演を聞きました。その中で校長は、「校長の素早い判断力、行動力が重要である。中浜小学校では一人の児童も犠牲にならず、先生方の所持していたジャージー等を生徒に着せて屋上で一夜を過ごした」と語られました。次の日はすごい雪の降る日でしたから、先生たちのジャージーが非常に生かされたということでした。せめて1日から2日、その場をしのげる最低限の備蓄は各学校でも必要だと思いますが、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 災害時に備えた学校における児童生徒のための備蓄でありますけれども、先ほど申しあげました「災害から子どもたちを守るための学校づくり研修会」の講話の中で、生々しい避難の状況ですとか、一昼夜を過ごした際に毛布などの備蓄品が役に立ったことなどのお話がありました。今、議員からその一部についてお話がありました。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、県教育委員会といたしましては、県立学校につきまして、災害時の避難に関する施設設備の改修等、防災対策の充実を検討しているところであります。また、その中で、児童生徒のための備蓄のあり方につきましても検討していくこととしております。小中学校における備蓄につきましては、それぞれの市町村教育委員会におきまして検討がなされるものと考えておりますが、参考となる事例等につきまして、研修会や会議など、さまざまな機会を通じて積極的に情報提供を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○内村仁子議員 ありがとうございます。せめて自分の学校の子供は自分で守る、この意識でこれからもぜひ当たっていただきたいと思っております。

最後に、エネルギー問題に入らせていただきます。

県民政策部長にお尋ねいたします。私は先般、「夢の扉」という番組で、日本の中小企業のものづくり、たくみの様子が放映されたのを見て、びっくりいたしました。番組の途中、そのすごさで——その会社の製品が今回、オーストラリアでヘリオスタットというシステムでの国策としての省エネに使われるということでありました。これを見て、今回の議会に新エネルギーとしての一般質問に入れたいと思っておりました。その後、さまざまな縁から、上京の折、この会社を訪問させてもらおうと電話しましたら、社長が電話に出られて、「あんた、わざわざここまで来んでいいが。私が11月28日に宮崎に行きます」ということだったので、11月28日、宮崎大学でのビームダウン式集光装置の起工式がありまして、それに参加させていただきました。これまで研究してこられた新潟大学の教授、宮崎大学工学部教授などが参加されて、起工式がありました。私が驚いたのは、そういう大きなプロジェクトの工事だったんですが、工事関係者がすべて県内の企業であったということです。この取り組みに対する期待を含め、どのようにとらえておられるか、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） ビームダウン式集光装置でございますが、宮崎大学や宮崎県工業会、三鷹光器株式会社などと連携して、宮崎大学の構内に設置を進めておりまして、今後、この集光システムを使い、効率の高い太陽電池の研究、さらには太陽熱を利用して水から水素を取り出す研究などが進められる予定でございます。最先端の研究でありますので、すぐに事業化に結びつくというものではありません

が、本県の恵まれた日照条件を生かし、新しいエネルギーを生み出す取り組みとして大きな可能性があるものと考えております。また、このような最先端の研究開発プロジェクトが本県で進められることによりまして、産業振興や科学技術振興、さらには人材育成など、さまざまな分野で効果が期待できると考えているところでございます。

○内村仁子議員 ありがとうございます。三鷹光器の社長さんと話をしましたところ、これからの子供や学生に夢と想像力を持たせたいということで、宮崎大学への設置となったところですが、この事業が実用化すれば、宮崎県の企業に仕事をしてもらい、雇用につなげていきたいと言っておられます。宮崎県は統計によりまして、日照時間が国内2番目、3番目と長く、最も適したありがたい展開だと思います。先ほど知事も、本県の恵まれた自然を生かすということ、前屋敷議員への答弁の中で言われたところだったんですけれども、私はこれが宮崎県に一番適した事業かなと思っています。佐土原の農業試験場では、この三鷹光器のシステムを利用したハウスの暖房が設置されています。自然の恵みをどう生かすのか、また三鷹光器には宮崎県出身の技術者がおられ、社長が大変信頼しておられました。この取り組みが実用化すれば、地元企業の事業拡大や雇用にもつながると思います。今後どのように伸ばしていかれるか伺います。

○県民政策部長（渡邊亮一君） このプロジェクトでございますが、2015年の世界標準化を目指した実証実験として位置づけられておりまして、現在、三鷹光器株式会社に技術指導していただきながら、地元企業により製造、建設が進められているところでございます。この研究開

発が順調に進んでいくことによりまして、新たなエネルギーの確保や地球温暖化対策など、日本が直面している課題を解決するものとしまして、重要なエネルギー産業に成長していく可能性を持っております。したがって、今後、ビームダウン式集光装置の製造、建設にかかわる分野を初め、関連産業の立地、集積による本県製造業などの発展、ひいては雇用の面でも大きな効果が期待されますので、県といたしましても、このプロジェクトが順調に進んでいくよう、大学や企業と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。宮崎県の恵まれた自然、さんさんと降り注ぐ太陽をいかにこれから先のエネルギー政策に打ち出していくか、今、フロンティア構想でソーラーの仕事もなされておりますが、ソーラーのパネルをつくるのにすごい電力を使ってCO₂削減になっていないという話もまた伺っておりますので、これから先、太陽を使った展開をぜひ考えていただけたらありがたいなと思います。今回も多項目の質問となりましたが、県民の幸せにつながる事業として事業展開をお願いいたします。

きのうの福岡マラソン、オリンピック選考の大会で、埼玉県職員の市民ランナー川内優輝さんが、2時間9分57秒というすばらしい記録で日本人では1位でゴールされました。私は、この一般質問の原稿整理をしていましたが、頑張れコールを送り続けて拍手をしました。宮崎県職員の皆さんも、感動と夢を与えるために努力しておられますが、同じ県職員同士、頑張ってもらいたいと思いました。先ほどの三鷹光器の社長さんが宮崎県の職員の方をすごく褒めておられましたので、これも申し伝えたいと思います。

また、来週12月12日、西都から20キロを車いすでこの県庁を目指して一人でゴールしようと鍛錬しておられる障がい者の方がおられます。午後1時にゴール予定です。青島太平洋マラソンへ車いすでの参加を熱望しておられますが、参加が認められないということで、「赤耐マラソン」として赤い洋服を着て車いすで来られるそうです。引き続き2回目だそうです。ノーマライゼーションの意味からも、多くの声援があるといいなと思っております。スポーツは健常者のものだけではないと思います。夢をいつまでも持つ、福祉を育てる宮崎県を続けていただくためにも、ぜひ皆さんの声援をお願いしたいと思います。未来みやざき創造プランでは、県民の主な役割として、「障がいのある方が安心して社会に参加できるよう、思いやりの心で積極的に支援しましょう」と書いてあります。12月12日1時、できたら県庁で皆さんでお迎えできたらいいなと思っております。

長くなりましたが、以上で今議会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○外山三博議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 新みやざきの田口雄二です。

日本にとって忘れることのできない2011年も残すところわずかとなりました。現在、喪中のはがきが私のところにも届いています。その中に、東日本大震災に関連するものが届きました。西都市のお世話になっている知人からはがきでございました。事情をお伺いしたところ、人口率で人的被害が最大であった宮城県女川町の姉夫婦が被災されたそうです。御自宅は海から少し距離があるところだったようで、地震直後に避難せず、様子を見ているうちに、御

夫婦とも津波に飲まれ、帰らぬ人になってしまったようです。1カ月ほどして姉の身元がわかり、ほどなく御主人の遺体も確認することができ、御夫婦御一緒に葬儀をすることができたそうです。「哀れでならないが、遺体も見つからない人もいる中で、夫婦一緒に見送ることができたことがせめてもの救いだった」と知人は話していました。こんなに身近な人にも身内を失った人がいたのかと改めて衝撃を受けました。この宮崎においても、多くの方々が身内や知友人を失ったであろうと推察されますし、また、東北の地から宮崎に避難されてきた方もいます。あのような悲劇はこの宮崎では起こらないよう、安心・安全の防災対策をしっかりと構築しなければならないと決意を新たにしたいところでもあります。

それでは、通告に従い、質問をとり行います。

先日、延岡市出身で大相撲の行司の最高位を務めた第35代木村庄之助、本名内田順一さんに、本県では6人目となる県民栄誉賞を授与していただき、知事、どうもありがとうございました。県章と出身地延岡の文字をあしらった模様の入った行司装束で、行司の横綱である木村庄之助を3年5カ月務め上げました。この間、横綱白鵬の63連勝を見届ける大仕事もこなすとともに、宮崎県と延岡市の観光大使も務めていただきました。また、昨年、口蹄疫被害の際には義援金100万円を寄贈していただき、ふるさと宮崎をいつまでも大切にしてくれました。最後の場所となった9月の大相撲秋場所で半世紀の行司人生に幕をおろしました。今後の活躍と御健勝はもちろんです。今後、ふるさと宮崎県の観光大使として御尽力を賜りたいと願ったところです。

木村庄之助が引退し、一抹の寂しさを感じていた延岡に、11月14日、新たに朗報が届きました。延岡をふるさととする参議院の平田健二氏が第29代参議院議長に就任いたしました。延岡の小中学校を卒業し、技術者の養成所、旭化成工科学院を卒業後、ベンベルグ工場等の勤務を経て、労働組合活動に入りました。16年前のゼンセン同盟岐阜県支部長のときに、その人柄やリーダーシップに期待が寄せられ、参議院選挙出馬となり、見事当選、3期目で今回の議長就任となりました。岐阜県選出ということもあり、その議員としての存在は延岡でも余り知られていませんでした。延岡市には、現在、90歳を超えた御両親が元気に御健在です。これまでも何かと、ふるさと延岡、そして宮崎に配慮していただきましたが、強力な宮崎の応援団長が誕生し、心強い限りであります。宮崎県民の一人としてこの快挙を誇りに思った次第であります。

そこで、知事にお伺いいたします。今回の平田健二参議院議長誕生について、知事の所感をまずお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終了いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

平田健二参議院議長についてであります。平田議長は、延岡市の御出身であり、本県出身者としまして「三権の長」という国を代表する要職である参議院議長につかれましたことは、私ども県民の誇りでもあり、改めて御就任を心からお祝い申し上げたいと思います。

現在、我が国は国内外に課題が山積しており、国難とも言える状況にある中で、その重責ははかり知れないものがあると思いますが、国

家の安定、繁栄のために、存分に御活躍いただくことを期待したいと考えております。また、議員御指摘のように、現在も延岡に御両親がお住まいになるなど、ふるさと宮崎に強い愛着をお持ちであると伺っておるところであります。御多忙な身とは思いますが、これからも、時に里帰りいただきますとともに、本県の発展のためにも一層の御支援、お力添えを賜りたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 答弁ありがとうございます。平田議長には、細島港の重点港湾指定でも大きな力を注入していただいております。私たちも、これをチャンスにしっかりと要望活動をしてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

知事の政治姿勢について、さらにお伺いいたします。2010年の国勢調査の確定値が先日公表されました。日本の総人口は2010年10月1日現在で1億2,805万7,352人となり、2005年の前回の調査より0.2%増と、これまでで最低の増加率となりました。ただ、総人口から外国人の164万8,037人を除くと、日本人の人口は37万人以上の減少となり、日本人の人口だけを見ると初めてのマイナスとなっております。世帯数は初めて5,000万世帯を超え、うち、ひとり暮らしの世帯が30%を超える状況となりました。全国の市町村1,728のうち、1,321の自治体が人口減となっております。本県においても人口は113万5,233人と前回調査より1万7,809人減少しておりまして、前々回の10年前と比較すると約3万5,000人の減少です。65歳以上の割合は25.8%となり、2.3ポイント高くなっており、高齢化はさらに顕著な傾向です。県内では人口が増加したのは宮崎市と三股町だけで、中山間地の人口減少は著しいものがあります。予想されていた

とはいえ、地域間格差がさらに拡大いたしました。今回の結果を受け、知事はどのような感想を持たれたか、所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の国勢調査の結果を受けてということでございますが、県内の人口減少の状況、また、市町村においては、宮崎市と三股町を除く全市町村での人口減少の様子、さらには、高齢化の進展、65歳以上の高齢者の人口が25.8%ということで、初めて4分の1を超えたと。高齢化が一層進んでいる一方で、15歳未満の年少者が14.0%、15万8,588人と過去最少ということでございます。こういった状況につきまして、ある程度予測がなされておったところでございますが、人口減少の事実と人口構造の変化の実態がこのようなデータとして明確に示されますと、改めて本県の将来に対する危機感を感じ、社会経済情勢の変化に即応した施策展開の必要性というものを感じたところでございます。

私といたしましては、こうした状況に立ち向かうべく、本年6月に策定いたしました「未来みやざき創造プラン」におきまして、経済・雇用対策を初め、中山間地域対策、さらには子育て、医療対策などの重要課題に、市町村や県民の皆様と連携を図りながら、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 本県の15歳以下の人口割合は全国でも5位と高いんですが、15歳以上64歳未満になると大きくダウンしてしまいます。このわずか5年で、日之影町と諸塚村、そして椎葉村は、人口が1割以上も減少しております。そのほかの中山間地も軒並み大きく減少しています。

私は、昨年、中山間地域振興対策特別委員会に所属いたしました。そのときいただいた資料

では、昭和45年から平成20年までの38年間で、県、市町村合わせて2兆3,375億円も中山間地対策としてつぎ込んでいると説明を受けております。内訳は、道路に55%、農業振興に24%、生活環境に9%等々です。県の予算の4年分近くもつぎ込んでおるわけですが、これでもこの状態です。逆に、これだけつぎ込んだから今の状態で済んでいるのかということもあるんですが、知事のおっしゃるとおり、予算の使い方、つまり政策が正しいのかも見直しも含めて分析しなければならない、そんな時期に来ているかと思えます。

先日、美郷町北郷区にある農家レストラン「味さと」というところに行ってきました。テレビでも紹介されたようですが、西日本一帯から問い合わせが、私がいる間じゅうもかかっておりました。県外からも、驚くほど遠くのところからお客さんも来ておまして、非常ににぎわっておりました。料理も地産地消、大変おいしくいただいてまいりました。五ヶ瀬町の農家民泊もそうですが、ちょっとしたアイデアで、驚くほど遠くから不便な宮崎にも足を延ばして来てくれます。人口をふやすのはなかなか大変でしょうから、やはり交流人口をふやしていく、そして地元にお金を落とすしていく、こういう政策を今後考えていかねばならないと、私も行ったときに痛感した次第でございます。また、こういう政策を一緒に考えていかねばならないと思っております。よろしく願いいたします。

次に、質問に移ります。2008年度と2009年度に緊急経済対策として国の補助金で創設された基金についてお伺いいたします。会計検査院が全国を調査したところ、2010年度末時点で、3兆4,000億円のうち約4割しか使われておらず、

2兆円が残っていると報告されました。政権交代前に次々と駆け込みで基金がつくられましたが、「全国一律の配分で制度設計が不十分なものがある」と会計検査院は分析しています。基金の執行残は国庫に返還されることとなります。使い勝手が悪い等々の要因もあるようですが、何とかやりくりして消化してほしいのですが、現状と今後の見通しについて知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御質問のありました国の経済対策等によりつくられた20の基金につきましては、設置期限はそれぞれ異なりますが、平成22年度末実績の基金全体の執行率が約48%となっており、また、活用期限が今年度末までとなっており基金につきましては、予算ベースとなりますが、23年度末の執行率を約96%と見込んでいるところであります。これは、基金対象事業の年次的な進捗に加えまして、一部の基金において、地方のニーズに沿った使い道の拡大という制度の見直しもなされたところをございまして、基金の活用が進んだものと考えております。多くの基金が今年度末で活用期限を迎えるという状況の中で、県民の医療や子育て支援を図る事業など、期限が到来した後もなお一定の取り組みが求められているものもありますので、引き続き、基金の設置期限の延長などや基金にかわる新たな財源の措置などにつきまして、国に対し強く求めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 順調に執行されていると確認できました。しかし、執行残は埋蔵金として残すこともできませんので、国庫に返還しなくてもいいように活用を引き続き御尽力ください。よろしくお願ひいたします。

次に、国の出先機関改革についてお伺ひいた

します。野田政権発足後初めての地域主権戦略会議が10月20日に首相官邸で開催されました。首相は、「東日本大震災以降、余り事務的に進んでいないが、これを機に進め、来年の通常国会に法案を出したい」と強い意欲を示しました。地域主権戦略会議の目玉は、一括交付金と出先機関の改革です。一括交付金は既に今年度一部スタートし、出先機関改革については、政府は、昨年12月にアクションプランを閣議決定しており、首相は、プランに基づき、国土交通省の地方整備局などの3機関の地方移管を年末までに決める予定です。受け皿として名乗りを上げたのが関西広域連合と九州地方知事会です。九州地方知事会は、仮称ではありますが、九州広域行政機構を設立予定で、本年5月に国交省の地方整備局を初め3つの機関を対象に業務移管を求めています。予定どおりに進捗すれば、来年の通常国会に法案を提出し、準備期間を経て、26年度中に事務権限の移譲を行うことを目指しています。

知事御自身は、国の出先機関の改革に伴う受け皿として検討されている九州広域行政機構についてどのようにお考えになっているか、お伺ひをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州広域行政機構であります。国の出先機関の事務、権限、人員、そして財源を丸ごと受け入れることによりまして、国の出先機関が抱える課題を解消し、地域ニーズへの的確かつ効率的な対応などを図るために、九州知事会が提案をしている構想であります。これは、民主党のマニフェストにおきまして国の出先機関の原則廃止というものが掲げられ、また閣議決定もなされたという状況の中で、これを受けて、実現するとすればこのような案があるのではないかと、さまざま

まな政策連合などが進んでおります九州地方知事会におきまして議論の上に、一つの提案としてお示しをしたものであります。

出先機関の廃止につきましては、地方分権改革全体を加速させるとともに、分権確立のために最も重要となる地方への権限、財源移譲を進める一つの実践的な手法となり得る一方で、私は、具体化に当たりましては、財源確保や組織運営のあり方、また、国と地方の役割分担が明確にされないままでの事務権限の移譲、また、国が進めております国家公務員削減など行政改革の手段にされるのではないかと懸念も持っておるところでございます。

閣議決定されて以降、各省庁の抵抗等により改革は停滞しておったところではありますが、10月に開催された地域主権戦略会議におきまして、先ほど御指摘のありましたような首相の指示によりまして、現在、26年度中に事務権限を移譲というスケジュールが示されたところでございます。首相の地方分権改革に対する決意のあらわれだというふうに受けとめておるところでございますが、現時点で、国が検討しておる制度設計におきまして、九州の案、それから関西の案も示されております。そういったものを踏まえて、どのような制度設計がなされるのか、具体的な内容がわからないところがございます。国の各省庁にも強い抵抗があるというふうに伺っておりますが、いずれにせよ、その動向を注視しながら、地方の意見というものを適宜、適切に届けてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 大阪府知事・市長選挙でも話題になった二重行政との批判も多く、出先機関改革が進められようとしていますが、東日本大震災時に東北の各県が被災によりうまく機能し

ないときに、国交省の地方整備局の「くしの歯作戦」等々が効果的に機能したことにより、出先機関廃止反対の声が大きくなってきております。今後予想される東南海地震や日向灘地震等、本県は九州の中でも一番被害が大きいことが予想されます。また、インフラ整備のおくれた本県にとって、今後のインフラ整備にも不利な状況を招くのではないかと、非常に心配する声も大きく、町村会は反対の意向のようですが、再度知事のお考えをお聞きいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国の出先機関改革につきまして、議員の御指摘のような声があることは、私も、市長村長との意見交換、また県議会の皆様との意見交換などを通じ、伺っておるところでありますし、まさにそういった点は私も心配をしておる内容でございます。具体化に当たりましては、東日本大震災や口蹄疫など、大規模災害発生時における国の役割や社会基盤の整備など、九州内における地域間格差の現状、そして、国と出先機関と密接な関係にあります市町村の意見なども十分踏まえる必要があるということをお県の意見として繰り返しお伝えしておるところでございますし、九州知事会内でも共通認識として持っているところがございます。これからも、そういう意味での声、我々の意見というものを届けてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 この件に関しましては、私どもの国会議員にもどうなるのかをお聞きいたしておりますが、ただ、年末に決まって来年の通常国会というのは、スケジュール的にはなかなか厳しいのではないかとこのように言っておりました。しかし、今一番発信力のある橋下大阪市長が知事時代から出先機関の廃止を訴える急先鋒でした。先日の選挙で圧勝し、一段と発言

力を増しています。過激な発言がマスコミに踊り出すと、流れが一気に変わり、一気に流れていく可能性も十分考えられます。また、設立予定の九州広域行政機構は各県知事と各県議会議長で構成される構想のようですが、本県においては、県議会でもこの議論はほとんどなされておりません。県民も全く知らないものと思います。拙速に話が進んでいいのか、再度知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要なポイントだというふうに受けとめておるところでございます。今、現時点では、国から具体的な制度設計の素案というものが示されていないという段階でございますが、私は、国の出先機関改革を初め、地方分権改革全般におきまして最も重要なことというのは、国と地方の役割分担を明確にした上で、その上で、国の出先機関のあり方につきましては、国民への効率的、効果的な行政サービスの提供や危機管理のあり方という観点から慎重に検討する必要があると考えております。出先機関改革の本旨は住民サービスの向上でなければならないというふうに考えておりました。具体化に当たりましては、議会はもちろんのこと、住民により身近な市町村、関係団体、そして国民の意見を踏まえた十分な議論というものが必要になってくると考えておりますので、私もそのことを改めて強く主張してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 九州の各知事は河野知事よりも年上の方ばかりでございます。また、総務省を初め、役所の先輩がたくさんおります。その中で、知事が遠慮なく先輩に対して議論ができるか、私たちも心配をしております。また、奈良県は関西広域行政機構に参加しないことも表明しております。この九州広域行政機構の件は

もう少し議論を深めて慎重に進めるべきだと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、医療・福祉行政についてお伺いをいたします。

来春から医師になる予定の医学生の臨床研修先を決めるマッチングが公表されました。県内の病院を研修先とする内定者数が過去最多の61名になりました。今年度の全国最低の30名からすると2倍以上となり、定員に対しての充足率も40%から75%に飛躍的に向上しています。地方自治体は、さまざまな政策で医学生の県内への取り込みに努めてまいりました。ようやくその成果が見えてきたのかと思っているところです。来年度の臨床研修医のマッチング数が61名と、今年度より倍増するこの状況をどう分析し、また、どう評価しているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 臨床研修医のマッチング数が増加した要因の一つといたしましては、医学部における本県出身者の割合がふえたこと、これは、平成18年度に宮崎大学で導入いただきました地域枠等がございまして、その関係で出身者の割合がふえたことが考えられます。また、宮崎大学各診療科の先生方を初めといたします臨床研修関連病院等の関係の方々の本心に熱心な取り組みのたまものと考えているところでございます。今回の臨床研修医の増加は、将来の本県への医師の定着につながるものと期待しているところでありまして、今後さらに詳細を分析し、次に生かしていく必要があるというふうに考えております。

○田口雄二議員 その61名の内訳ですが、県外出身者は何名いるのか。また、そのうち宮崎大学以外の県外出身者は何名か。再度お伺いをい

たします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 臨床研修医マッチング者61名のうち、県外出身者は26名でございまして、対前年度比12名の増。そのうち宮崎大学以外の県外出身者は4名で、対前年度比2名の減となっているところでございます。

○田口雄二議員 県外出身者が61名のうちの26名、しかも、そのうち宮崎大学以外が4名もいるという今の御報告でした。また、県外出身者はこの比率でいくと43%となります。新研修医制度が導入されて以来、これまでは県内出身者を何とか宮崎大学に入れて、そのまま宮崎県内に残ってもらおうとしていたのが主な政策でした。これまでの流れと少し変わりつつあるあるのか、大分県だけは減少しましたが、今回、九州の研修医のマッチングの状況は全体で76名も増員しています。大震災や原子力発電所の事故により関東地区が一時的に敬遠されたからなのか、それとも都市部の定員抑制効果なのか、興味のあるところです。研修医として赴任した後、なぜ本県内の研修病院を選択したのか、ぜひ聞き取り調査をしていただきまして、今後の研修医確保につないでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、今回、研修医が大幅に増加していることは大変喜ばしいことではありますが、延岡市選出の私としては複雑な心境です。研修医を募集した県内6病院のうち、県立延岡・日南、そして古賀総合病院は1人もマッチングしませんでした。医師不足が深刻な地域には研修医が来ず、宮崎大学附属病院に50名、県立宮崎病院に8名、宮崎生協病院に3名と、またしても研修医も県央地区に偏在することになります。また、定員81名にも届いておりません。そこでお願いをいたします。今後、臨床研修医を確保し

ていくための課題は何か、どう取り組まれるお考えか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 来年度以降の課題としましては、マッチング数をさらにふやし、安定的に臨床研修医を確保していくことが必要であり、今回、マッチングがなかった病院につきまして、研修医確保の実績をつくることも重要であります。このため、医学生や研修医の声も伺いながら、より魅力的な臨床研修プログラムの構築や、研修医を指導する指導医の養成・確保を図っていく必要があると考えております。また、若手医師の学びの場ともなる救急医療体制の強化やキャリア形成の支援など、若手医師がやりがいや魅力を感じるような医療・研修環境の充実を図っていくことも重要であるというふうに考えております。さらに、宮崎大学出身以外の研修医の増加を図るという観点からも、魅力ある研修プログラムや県内の医療環境を県外の医学生に積極的に情報発信し、PRをしていく必要があるというふうに考えております。

○田口雄二議員 次に、研修医確保に大きく期待が寄せられていました県立3病院連携によるフェニックスプログラムも残念ながらマッチングがかないませんでした。3病院の特徴を生かした研修内容に魅力が感じられなかったのか、それとも他の要因があったのか、病院局長はフェニックスプログラムについてどう分析しているのか、また、今後の対策についてお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 議員御指摘にありましたように、今年度新たに設けましたフェニックスプログラムのマッチング結果につきましては、残念ながらこういう結果になったところでございます。病院局といたしましては、県

内・県外での病院説明会への積極的な参加や3県立病院をめぐる医学生向けのバスツアーの実施など、PRに努めたところではありますが、説明会等の参加者が4年生、5年生が中心であったことなどから、今年度の結果に直接結びつかなかったものと考えております。平成25年度に向けましては、基幹病院である県立宮崎病院に専任職員を配置するなどの体制整備やプログラムの魅力向上のための見直し等を行いますとともに、今年度に引き続き、県外における病院説明会等への参加や各病院ホームページの充実、バスツアーの実施等によりまして県立病院の臨床研修のPR強化を図るなど、研修医の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 要するに6年生はほぼ行き先が大体決まっていたと。そういう意味では、4・5年生に今後期待をしてみたいということだと思います。さらにプログラムの内容を充実させていただきまして、来年しっかりとPRして研修医の確保をよろしくお願いいたします。

次に、宮崎生協病院の件についてお伺いいたします。基幹型臨床研修病院が6つしかない本県において深刻な問題があります。来年度も研修医のマッチングが3名もある宮崎生協病院では、平成21年度から基幹型臨床研修病院の指定基準の見直しが行われ、入院患者数年間3,000人未満はその基準を満たさないという新基準が適用されそうです。宮崎県医師会が発行する機関誌「日州医事」に、稲倉県医師会会長の「2年以上研修医の受け入れ実績がない病院は指定が取り消される」とのコメントが掲載されていました。そうすると、県立延岡・日南、古賀総合病院の指定が取り消されることとなります。宮崎生協病院の基幹型臨床研修病院としての見通

しはどうなのか、また、2年連続で研修医が来なければ研修病院の指定取り消しになるのか、その確認をさせていただきます。あわせて、県として、地域に応じた、地域の実情を踏まえた基準にするよう、国に要望すべきではないかと考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 基幹型臨床研修病院の指定要件につきましては、国に対して、地域の実情に応じた基準を設定するよう、私どもも機会があるごとに要望してきたところでございます。このような中、入院患者数が年間3,000人以上という基準を満たさない宮崎生協病院につきましては、国において個別的に研修の状況を調査した上で、指定の是非について検討されることとなったところでございます。また、2年連続で研修医の受け入れ実績がない病院につきましては、現在、厚生労働省が示している指定基準の特例がありまして、直ちに指定が取り消されるものではありませんが、関係病院と連携しながら、受け入れ実績がない要因の分析と対応策の検討を行う必要があるというふうに考えております。

○田口雄二議員 研修医獲得の件に関しましてはこれで終了したいと思いますが、今年度、宮崎大学医学部に進学した学生が45名となり、飛躍的に伸びて大変喜んだところでありました。宮崎大学以外のところに進学した学生のフォローも忘れずに、絶えずふるさと宮崎に地域医療を意識させるように、よろしくお願いいたします。

次に、ドクターヘリについてお伺いいたします。いよいよ本県においてもドクターヘリの来年4月の就航が予定されています。2001年に初めて導入されて以来、現在、全国で23道府県

の27病院に配備され、連日27機が、これまで一度も墜落することなく、救命救急のために飛び回っています。医師不足の地域が多く、道路事情の悪い本県においては、まさに県民待望の就航であります。また、県立延岡病院には、新しく救命救急センターを建設し、その屋上にヘリポートを設置していただくことになりました。24年度中の供用開始と聞いております。心から感謝を申し上げます。ただ、このドクターヘリは天候等によって飛行が制限されると聞いております。運航できる条件と年間出動回数をどの程度と見込んでいるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリは、パイロットが肉眼で位置を確認しながら飛行する有視界飛行により運航することとなりますので、天気のよい日中は運航可能でございますが、雨等で十分な視界を確保できない場合や夜間は運航することができませんので、基本的に日没30分前までに出勤することとなっております。また、年間の出動回数ですが、宮崎大学によりますと、昨年度の全国におけるドクターヘリの平均年間出動回数であります約400回程度を見込んでいるところでございます。

○田口雄二議員 待望のドクターヘリでありますけれども、夜間に飛べないというのは大変残念ですね。ただ、出動回数が400回となると約400名の患者が対象になるものと想像できますが、1人でも多くの命が救われることを期待いたします。

それでは、ドクターヘリの出動要請はだれがするのか、また、出動要請の基準、マニュアルはどうなっているのか、再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリ

の出動要請でございますけれども、救急車の場合と異なり、だれでも行うことができませんで、原則として救急現場に出動した消防機関が行うこととなっております。また、具体的な出動要請の方法や基準、運用等のマニュアルについては、県内消防機関や医師会、それから主要医療機関等関係機関で構成いたしますドクターヘリ運航のための委員会において、現在、検討が進められているところでございます。

○田口雄二議員 先日、ドクターヘリの医師として経験豊富な宮崎大学医学部附属病院の金丸先生のお話を聞かせていただきました。ドクターヘリがしっかりと機能して救命率が向上するまでには、相当な時間と経験を積み上げないとかなわないということでした。ドクターヘリさえ入れれば安心というものではないという御指摘でございましたが、最大限の効果を発揮させるために、消防機関や医療機関等との連携をしっかりとしたものにしていかなければなりません。その取り組みについてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリの運航に当たりましては、消防や医療機関等との連携が極めて重要でございます。このため、消防機関につきましては、ヘリ要請の判断方法や運航における安全管理等について、昨年度から、消防職員を全国トップクラスの運航実績のあります日本医科大学千葉北総病院へ派遣をいたしまして、研修を行っているところであります。また、医療機関につきましては、ドクターヘリの運航を行う宮崎大学において、患者を円滑に搬送するため、現在、医師会と連携を図りながら、医療機関の受け入れ機能等の調査を行っているところであります。引き続き、関係機関と十分連携を図りながら、導入に向けた準

備を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 先ほどもお話ししましたように、ドクターヘリは残念ながら夜間飛行はできないようです。ですから、24時間体制ということにはならないと思います。ただ、パイロット、医師、看護師等々のチームで動くこととなりますので、ドクターヘリ運航と救急の受け入れ態勢の人員体制はどうなるのか、再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリに搭乗する人員体制でございますが、医師1名、看護師1名、パイロット1名、整備士1名の計4名が基本となっております。また、ドクターヘリを運航いたします宮崎大学においては、ドクターヘリのスタッフが所属し、救急患者を受け入れます救命救急センターの整備や人材育成等を行っているところでございまして、現在、医師7名、看護師15名を確保しております。さらに、ドクターヘリの運航が開始される来年度には、医師14名、看護師48名体制を目指しており、現在、大学病院内外からの医療スタッフの確保が進められているところでございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。先ほども申しましたように、県民待望のドクターヘリの就航です。最大限の効果が発揮できますように、よろしく願い申し上げます。

次に、商工観光行政についてお伺いをいたします。

昨年からの口蹄疫や新燃岳の噴火、東日本大震災の影響で、本県の観光は、国内からも海外からも観光客の激減で大きな打撃を受けました。しかし、一時期の底から少しずつ回復してきている状況です。そんな中、先日、日本と台湾間で民間航空業務維持に関する取り決めが結

ばれ、つまり、日台間の航空輸送が実質自由化となるオープンスカイ協定の締結です。就航先や便数等の制限がなくなり、双方の国の航空会社の新規参入や撤退も可能となり、自由に直行便が飛ばせるようになります。日本は既に11の国、地域とオープンスカイ協定を結んでおり、台湾は12番目となります。日本のスカイマーク等も台湾への新規参入を予定しているようですが、本県に乗り入れているチャイナエアラインも、鹿児島、静岡、さらに新潟、富山へも定期便を就航させる計画を公表しています。知らないうちに空も自由化が進み、T P Pのような状態になってきそうです。今回のオープンスカイに伴い、チャイナエアラインは鹿児島空港に台湾との定期路線を開設予定のようですが、これをチャンスととらえるのか、競争激化ととらえるのか、どちらにしても自由化になれば簡単に撤退も考えられます。そこで、宮崎—台北間の利用状況と今後の送客対策について、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 宮崎—台北線における平均搭乗率は、現在71.0%となっております。一時期、東日本大震災等の影響もあり利用者が激減しておりましたが、現在は持ち直しており、全体として比較的順調に推移しているところでございます。また、利用者のうち日本人の割合は約4割となっております。そのほとんどは県民の利用であると聞いているところでございます。宮崎—台北線の長期的で安定的な運航のためには、台湾からの誘客はもちろんのこと、本県からの送客にも一層力を入れていく必要があると考えております。このため、現在、県民に対し、グルメ、親日的な国民性といった台湾の魅力のP Rや送客キャンペーンの実施、団体利用への支援制度の周知に取り

組んでいるところがございますが、今後さらに、修学旅行や民間団体間での文化・スポーツなど、幅広い分野での交流を促進しまして、県民の利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回のオープンスカイに伴い、鹿児島―台北線が就航することになれば、南九州地域全体の利便性が高まるという見方もできるのではないかと考えております。鹿児島線との相乗効果を図るといった視点での、より広域的な取り組みを今後進めていかなければならないと考えております。以上でございます。

○田口雄二議員 鹿児島便ができて、鹿児島に着いて宮崎から飛ぶ、あるいは逆に宮崎に着いて鹿児島から出ると、そういう新たなものができるということになると思うんですが、できるだけ宮崎に来て宮崎から飛んでもらうような政策を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、同じ質問ですが、商工観光労働部としてのオープンスカイ合意に伴う今後の台湾からの誘客の取り組みについて、部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 台湾からの誘客対策につきましては、東日本大震災による観光客の落ち込みもありましたことから、これまで、旅行会社や航空会社が行う旅行商品の企画・造成支援などに加え、先般の知事のトップセールスを含む、現地での切れ目のないプロモーション活動を展開してきたところがございます。お尋ねの日本―台湾間のオープンスカイ合意に伴いまして、九州では、福岡、宮崎に次いで鹿児島に定期路線が開設されますことから、南九州エリアにおいては、これまで宮崎空港のみで発着をしていた観光客にとりまして

は、宮崎、鹿児島両空港を利用することが可能となり、多彩なルートや自由な日程を組むことができるようになるなど、観光面では、利便性が高まることによりまして、南九州全体の旅行需要が喚起されることになるものと考えております。

本県といたしましては、今後とも、豊かで変化に富んだ自然、日本発祥にまつわる神話や伝説、豊かな食文化、そして、一年じゅうスポーツが楽しめる環境など、本県の多彩な観光資源の魅力をさらに発信するとともに、南九州が連携した広域観光ルートをPRして、より一層の台湾からの誘客に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 チャイナエアラインはまだ路線も少なく、業績が悪いと撤退し、他の路線へ変更される可能性もあります。台北間の搭乗率を絶えず気にしながら、搭乗率アップに御尽力いただきますようによろしくお願い申し上げます。

次に、東九州メディカルバレー構想に関する質問をいたします。宮崎県と大分県は、医療機器産業の集積を目指し、国が地域を指定して規制緩和などを実施する地域活性化総合特区の適用を9月に申請しました。規制緩和などにより、企業の進出や地場企業の新規参入を促すとともに、研究開発を促進するため、総合特区の適用で東九州メディカルバレー構想を推進するものです。県北の延岡市や日向市は、この特区の適用により、閉塞した地域経済の活性化に大きな期待を寄せています。東九州メディカルバレー構想に関する総合特区の進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） お話がありましたように、東九州メディカルバレー構想

の推進の取り組みの一つとして、本年9月に、大分県と共同で地域活性化総合特区の指定申請を行ったところであり、この中で、研究開発や産業集積を促進するための薬事法関連の規制緩和、財政上の支援措置等を提案いたしております。申請後の状況についてであります。地域活性化総合特区には全国から77件の申請があり、1次、2次評価を経て、東九州メディカルバレー構想を含めた34件が3次評価のヒアリング段階まで進んだところであります。ヒアリングにつきましては、先日、内閣府において実施されまして、両県から構想に参画する産学官メンバーが出席し、国の検討会委員に対し、地域の優位性や産学官の取り組みをアピールしたところであり、その結果は年内に判明する予定と伺っております。

○田口雄二議員 1次、2次評価をクリアして半数以上の34件に絞られているということをお聞きしましたが、これはかなり期待を持っているのかなと思ったりもしておりますし、最終的にどれぐらいになるかというのはまだ決まっていないとも聞いております。まだ何かやれることがあるのかどうかはわかりませんが、年内に決まるというのであれば、私どもも県選出の国会議員にもお願いをしますし、また、県もやれることがありましたら、ぜひとも何とかクリアできるようによろしく願いいたします。

次に、今年度の補正予算で、東九州メディカルバレー構想に係る寄附講座の設置を目指した事業が6月の補正予算で決まりました。宮崎大学医学部に寄附講座を開設し、研究者を派遣して、県北地区に研究開発の拠点を設置し、九州保健福祉大学や企業等と連携し、研究開発に取り組むこととするものです。現時点での東九州メディカルバレー構想に係る寄附講座設置の進

捗状況について、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 東九州メディカルバレー構想におきましては、医療機器に関する研究開発を推進するために、延岡市と共同で、県北地域を活動拠点とする宮崎大学の寄附講座を開設することとしております。これまで、宮崎大学におきまして研究者の人選を進めていただいております。10月に担当教授の公募が実施され、現在は応募者に対する選考が行われているところでございます。宮崎大学からは、これまでのところ順調に手続が進んでいると伺っております。大学や延岡市と連携しながら、今年度内の寄附講座開設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今、部長から今年度内の開設というお話がありました。具体的なお話も出ましたので、かなり熟してきているんだと思っております。人選も最終段階に近づいているのではないかと思いますので、すばらしい方が研究者として採用されますことを心から祈念しておりますし、また楽しみにしたいと思っております。本当にありがとうございます。

次に、道路行政についてお伺いをします。

東九州自動車道がまだ完成していない中、県北の移動や物流の基幹道路は国道10号となります。しかし、この国道10号は防災上非常に脆弱な道路です。延岡と日向市の美々津間は海岸線に隣接するところが非常に多くなっております。東日本大震災発生時の津波警報発令で通行止め区間が何カ所もあります。国道10号の津波警報発令時の交通規制が実施されるところと、迂回路の確保等々の今後の対策について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） ことし3月の

東北地方太平洋沖地震における津波警報発令時には、国道10号におきまして、延岡市、日向市及び門川町の4区間、約11キロメートルで交通規制が実施されたところであります。国土交通省では、その際に発生した交通渋滞などの問題点を踏まえまして、交通規制を行う際には、迂回路の設置と円滑な誘導を行う必要があるという認識のもと、現在、県や関係する市・町及び警察等の関係機関と迂回路の候補路線の選定や誘導方法などの協議を行っているところであります。県としましても、国道10号の規制を行う場合には、関連する国県道におきまして迂回路の周知や案内誘導を行うなど、国と一体となりまして安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、災害時の救急救命活動や物流を支えるためには、東九州自動車道の全線開通が不可欠でありますことから、防災上の観点からも、早期整備に向けた取り組みを強化しますとともに、緊急輸送道路を初めとする既存の国県道のネットワーク強化を図るため、道路改良や橋梁の耐震化、のり面の防災対策などの道路整備にさらに重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 津波警報だけで県北は道路事情が麻痺してしまいます。特に日向市の平岩から美々津間は、乗用車は何とか迂回できるような道がありますが、大型トラックに関しては全く対応できるような道路がありません。国道10号は警報発令だけでこのありさまですから、実際に津波が来たら、復旧工事が完了するまではトラック輸送は極めて厳しい状況になります。また、JRも、高鍋から美々津間は、これまたほとんど海岸線に沿っておりまして、津波に対しては防災上無防備と言っても過言ではありま

せん。国道10号、JRともに、津波が来れば県北の南北の交通インフラは完全停止となります。一刻も早く代替道路の確保をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

現在、小中学校は市町村の各教育委員会が、県立高校は県教育委員会が、外国語指導助手、いわゆるALTを配置しています。このALTは、公益法人の自治体国際化協会が、JETプログラムという名のもと、外国青年を招致し、国際交流を目的として始めたもので、その外国人の日本での生活の手段としてALTや国際交流員として職を提供するものです。発足から20数年が経過していますが、日本の児童生徒の英語力は依然芳しいものではありません。特に近年のJETプログラムによるALTの質が問題視されており、民間会社のALTに移行している教育委員会もあるようです。県と市町村のALTの雇用状況について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会では、英語教育の充実と国際理解教育推進のために、いわゆるJETプログラムという外国青年招致事業を利用いたしまして、現在、ALTと呼ばれております外国語指導助手37名を県立高校33校と事務局に配置しており、また、必要に応じまして特別支援学校にも派遣しております。市町村教育委員会におきましては、JETプログラムによる27名のALTに加えまして、直接雇用または民間企業を介して任用したALT64名が小中学校で教えているところであります。県教育委員会といたしましては、ALTのさらなる質の向上を図りながら、活用を進めているところであります。

○田口雄二議員 続きまして、今お話ししましたA L Tの質の向上を図るためにどのような研修を行っているのか、お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） J E TプログラムによるA L Tの研修につきましては、来日をした際に、果たすべき役割や服務規律などの基本的事項についての指導の徹底を図りますほか、年に3回、学習指導法や服務に関する全体研修を、さらには年に1回、県の担当者による個別指導を行っております。また、県立学校に配置したA L Tにつきましては、それぞれの学校におきまして、指導担当者による日常的な指導はもとより、管理職による面接指導を年に4回実施しているところであります。

○田口雄二議員 県立高校においては37名がすべてJ E Tプログラムによるもので、市町村の教育委員会は、J E Tプログラムではない直接雇用や民間会社の任用のA L Tが2倍以上です。J E TプログラムのA L Tのレベルの問題で、民間会社や直接雇用が、県内はもとより、全国的に増加しているようです。県内では、日向市は、国際港の細島があるからでしょうか、外国人との交流が多いということもあるからか、民間会社から6名と直接雇用2名の計8名体制で英語教育に取り組んでいます。そこで、他県の公立高校でのA L Tの配置状況についてお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 都道府県教育委員会で任用しているA L Tにつきましては、平成22年度の文部科学省の調査によりますと、44都道府県がJ E Tプログラムにより雇用をいたしております。このうちJ E Tプログラムだけで雇用しているのは26の道府県であります。残りの18都道府県におきましては、J E Tプログラムと直接雇用や民間企業を介しての任用を併用し

ているところであります。

○田口雄二議員 A L T経費の交付税措置は、県と市町村それぞれについてどのようになっていくか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（稲用博美君） A L Tに係る経費につきましては、県分については、地方交付税の算定におきまして、人口や面積を基礎に算定される包括算定経費という項目がありますが、その中で国際化推進対策の一部として措置されております。また、市町村分につきましては、人口を基礎に算定される地域振興費の中で措置されておまして、その措置額は、平成22年度において、A L T1人当たり590万円が標準とされているところであります。このうち8割の472万円につきましては、いわゆるJ E Tプログラムに係るA L Tを配置した場合にのみ措置されることとなっております。

○田口雄二議員 市町村では、J E Tプログラムは1人当たり590万円が標準とされていますが、それ以外の雇用となると、そのうちの472万円がなくなるということです。財政の厳しい市町村があえて1人当たり472万円もの負担をするのはなぜなのでしょう。県内の民間からの雇用をしている教育委員会は、J E Tプログラムは当たり外れが大き過ぎるので、安心して英語に親しんでもらうため、あえて、大きな支出が伴うにもかかわらず、質が高く、安定している民間雇用にしているようです。先ほど言いました自治体国際化協会は、知事の御出身の総務省がつくっているものですが、これに関しましては、石原東京都知事、それから、先日の市長選挙でかわりました橋下元知事は、「天下り先であるから、こんなものは必要ない」というようなことも強く言っているようでございまして、今、全国的にもJ E Tプログラムからの採用は

減っており、民間雇用にどんどん流れていくと。JETプログラムだけでもこの4～5年で2,000人近く減っているんじゃないでしょうか。質の問題がかなり問われているのではないかと思います。

それでは、最後に、ALTの雇用に関して、県内町村はJETプログラムから離れていく状況のようすけれども、県教委としては今後もJETプログラムを利用していくのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） これまでALTが英語教育や国際理解教育において果たしてきた役割は、大きなものがあると認識をいたしております。県教育委員会といたしましては、現在、ALTをJETプログラムを利用して雇用いたしておりますが、このことを基本としながらも、よりよい雇用形態のあり方につきまして、他県の状況等も参考にしながら、今後、調査研究してまいりたいと考えます。以上です。

○田口雄二議員 以上で用意しました質問はすべて終了いたしました。

知事におきましては、昨年のきょうは、選挙直前の、12月9日から選挙が始まる前でございまして、大変緊張や焦りもあったりして、非常に不安な時期を過ごしていたのかもしれませんが、大体1年間を過ごしてまいりましたが、ことしは、日本にとりまして忘れられない年になってしまいました。来年はまさに、日本の再生・復興、そして宮崎の再生・復興にも非常に大きな年だと思っておりますので、ともに切磋琢磨しながら頑張ってまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時56分散会

12月6日（火）

平成 23 年 12 月 6 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕 次郎 (同)
- 23 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 元 邊 亮 一 | 俊 幸 亮 一 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 用 博 美 | 元 邊 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 稲 土 持 正 弘 | 稲 土 持 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 農 政 水 産 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 県 土 整 備 部 長 | 岡 村 巖 |
| 会 計 管 理 者 | 企 業 局 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 企 業 局 長 | 病 院 局 長 | 豊 島 美 敏 |
| 財 政 課 長 | 教 育 委 員 長 | 濱 砂 公 一 |
| 教 育 委 員 長 | 教 育 長 | 甲 日 限 俊 郎 |
| 警 察 本 部 長 | 代 表 監 査 委 員 | 近 藤 好 子 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 近 藤 好 子 |
| | | 鶴 見 雅 人 |
| | | 宮 本 尊 孝 |
| | | 四 本 孝 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 議 事 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 政 策 調 査 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 議 事 課 長 | 議 事 課 長 補 佐 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 主 査 | 議 事 課 主 査 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| | | 前 田 陽 一 |

◎ 議案第40号追加上程

○十屋幸平副議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第40号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋幸平副議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

◎ 知事提案理由説明

○十屋幸平副議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました補正予算案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年11月27日に宮崎海区漁業調整委員会委員の欠員が生じたことに伴い、漁業法の規定により行われる補欠選挙に要する経費について措置するものであります。補正額は、一般会計1,622万5,000円であります。これに要します歳入財源は、繰入金1,622万5,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、5,963億9,726万8,000円となります。

以上、追加提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○十屋幸平副議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○十屋幸平副議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。まず、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党の新見昌安でございます。9月議会に引き続き、一般質問をさせていただきます。知事を初めとして、関係各部長、病院局長、教育長及び警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、知事に伺います。日本気象協会は本年9月7日、「総雨量2,000ミリの時代を迎えて」とのコメントを発表いたしました。そこでは、「9月上旬、紀伊半島南部に甚大な被害をもたらした台風12号の大雨を受け、総雨量2,000ミリの大雨が想定外事象とは言えない時代に入ったと考えている」と述べております。台風12号は、大雨に強いとされてきた紀伊半島においても、広範囲にわたり大規模な土砂災害を発生させました。コメントでは、「アメダス観測地点の72時間雨量を見ると、奈良県上北山村で1,652.5ミリと、アメダス観測史上1位の記録を更新し、さらに、上位5位のうち2位と5位の記録も台風12号の大雨で更新された」とあります。さらに、平成17年台風14号と、平成21年に台湾を襲った台風モーラコット——日本名で平成21年台風8号——を比較検討した結果、日本国内においても2,000ミリを超える大雨が想定されることを指摘しております。この平成17年台風14号こそ、本県に大雨をもたらし、大規模な土石流を発生させた台風であります。先ほどのアメダス観測地点における上位5位のうち、3位が美郷町神門の1,322ミリ、4位がえびの市の1,306ミリであります。これは今も変わっておりません。そして、「平成17年台風14号が台風モーラコット並みのゆっくりとした時速5キロ

から10キロメートル程度で進み、かつ勢力を維持したと仮定すると、神門の総雨量は2,095ミリに達すると見込まれる」と指摘しております。雨量の増加は、深層崩壊を含む土砂災害を引き起こす可能性が高くなります。2,000ミリを超える大雨を想定した新たな対策が急がれると思います。そこで、県としては、そのような土砂災害から県民の生命・財産を守るため、どのように取り組んでいくのか、伺います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

土砂災害に対する取り組みについてであります。本県は、急峻な地形や脆弱な地質に加え、台風や梅雨前線による集中豪雨など、厳しい自然環境下であり、毎年多くの土砂災害が発生しております。土砂災害は、一度発生しますと人命にかかわる重大な被害をもたらすことが多く、本県における自然災害による死者、行方不明者の多くは、土石流やがけ崩れなどの土砂災害によるものであります。このため、県といたしましては、市町村や関係機関との連携を図りながら、計画的に砂防施設等の整備を進めるとともに、土砂災害に関する警戒や避難が的確に行えるよう、わかりやすい防災情報の提供に努めるなど、総合的な土砂災害対策を推進しているところであります。災害対策において最も優先されるべき課題は命を守ることです。1人の犠牲者も出さないという強い決意のもと、今後とも、災害に強い県土づくりに全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○新見昌安議員 ありがとうございます。

それでは、通告に従い、順次伺っていきたく

と思います。

サイバー犯罪についてであります。まずは、最近、新聞やテレビニュースを騒がせているサイバー攻撃について何点か伺いたと思います。

インターネットを通して、相手のコンピューターあるいはデータを提供するサーバー、これらに不正に接続して被害を与えるサイバー攻撃が深刻の度を増してきていると思います。ことしに入ってから、4月にはソニーの米子会社でネットワークサービス利用者延べ1億人以上の個人情報、6月にはセガの欧州子会社でインターネットサービス登録者129万人の個人情報、9月には三菱重工でウイルス感染したサーバーからネットワーク情報がそれぞれサイバー攻撃により流出したとの報道がありました。また、インターネットバンキング利用者のパスワードなどが抜き取られ不正に送金される被害も急増、本年4月以降9月までの被害総額は計2億8,000万円に達しているそうであります。まさに看過できない状況であります。そこで、警察が認識しているサイバー攻撃によると思われる被害の状況について、まずは警察本部長に伺いたと思います。

○警察本部長(鶴見雅男君) 最近、政府機関や主要企業等に対するサイバー攻撃事案が発生をしております。サイバー空間での脅威は身近なものとなっております。その代表的な手法といたしまして、コンピューターから情報を盗み出すことなどを目的といたしまして、業務に関連した正当なメールであるかのように装って不正プログラムが添付されたメールを送りつける、そういった標的型メール攻撃が挙げられます。この標的型メール攻撃に関しまして、警察では、平成23年4月から9月までの間に、全国

で約890件の標的型メールが送られていたことを把握しております。本県では、このような被害は今のところ発生しておりませんが、被害の未然防止を図るために、行政機関やライフライン事業所等との情報共有、そして研修会の実施など、情報セキュリティ対策を推進しているところであります。

○新見昌安議員 全国的に被害が拡大している中で、本県では大規模なものについては把握されていないようでありまして、そのほかの被害状況はどうなっているか、市町村の状況も含めて、県民政策部長に伺いたいと思います。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県におきましては、平成13年に県議会などのホームページが改ざんされる事案が2件ございました。それ以降はございません。また、市町村につきましては、そのような事案の発生は伺っておりません。以上でございます。

○新見昌安議員 我々の足元で発生していたとは知りませんでした。以前のサイバー攻撃は、不特定多数を対象に、攻撃者が自分自身のウイルスの作成能力を誇示したり、あるいは社会を混乱させることを目的としていたようですが、先ほど警察本部長の答弁にあったように、最近では、特定の組織や人を対象に機密情報などを奪い取ることを目的とする、いわゆる標的型サイバー攻撃が主流となっております。特に増加しているのはメール添付型と呼ばれるもので、関係する組織や人に成り済まして機密情報を盗み取るウイルスを添付したメールを送信し、それをあけたが最後となるようであります。お二人の答弁では、本県においては、これまで目立って大きな被害は発生していないようですが、これからはしっかりと対策を考

えていかなければならないと思います。サイバー攻撃に対する防御策について、県としてどのように講じているのか。県庁内の体系的な対策、そして職員に対する啓発の取り組み状況等について、同じく県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 本県におきましては、平成15年6月に、宮崎県情報セキュリティポリシーを策定しまして、全庁を挙げてセキュリティ対策の充実に取り組んでいるところでございます。

まず、インターネットからのサイバー攻撃を防御するために、不正な通信を制限するファイアウォールを設置しますとともに、ウイルスチェックや不正アクセス検知などの体系的対策や、民間の専門機関によるシステムの脆弱性検査を実施しているところでございます。また、県の多くの重要システムを置くデータセンターにおいては、不正アクセスがないか、人により24時間監視をしております。さらに、職員に対しては各種研修を実施するなど、さまざまな機会を通じましてセキュリティ意識の向上にも努めているところでございます。

○新見昌安議員 米国では、サイバー攻撃について、陸・海・空、宇宙空間と並ぶ新たな戦場というふうに位置づけているということを知っています。対策を強化しているそうでもあります。インターネットを通して行われるということを考えれば、これは国を挙げて取り組むべきものでありますけれども、地方においても、攻撃の被害を未然に防止するために、県をまたがって、あるいは、県内市町村、民間と一体となって防御に取り組むことが大事になってくると考えます。今後どのように取り組んでいくのか、これも県民政策部長に見解を伺いたいと思います。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** サイバー攻撃は、インターネットを介して行われまして、県はおろか、国境を越え、全世界に及ぶものでありますことから、国を挙げてその防御対策に取り組む必要があります。このため、国におきましては、平成17年に内閣官房情報セキュリティセンターを設置しまして、サイバー攻撃に対する政府や県、市町村、民間企業を通じた情報共有や連携体制の構築を図ってきたところでございます。今回の政府機関等へのサイバー攻撃という事態を受け、官民連携の強化など、さらなる対策の充実に取り組んでいるところでございます。サイバー攻撃は、今後も増加、高度化すると考えられますので、県といたしましては、国の動向に的確に対応するとともに、各県や県内市町村等との連携も深めながら、セキュリティ対策の一層の強化に努めてまいりたいと考えております。

○**新見昌安議員** よろしくをお願いします。

ここで、国家レベルのサイバー攻撃から、我々の身近に起こるサイバー犯罪に目を転じていきたいと思っておりますけれども、ことしの6月に刑法が改正されて、コンピューターウイルスの作成あるいは配布が罪となるウイルス作成罪が創設されて、7月14日から施行されているようであります。ウイルスによってパソコンがやられる、そのような被害も広がりを見せていた中で、これは一つの朗報じゃないかと思っておりますが、ウイルス作成罪が制定されたことによる効果をどのように考えているのか、警察本部長に伺います。

○**警察本部長（鶴見雅男君）** これまでは、コンピューターウイルスを直接取り締まる法律というものはなく、個別のケースごとに、器物損壊罪や電子計算機損壊等業務妨害罪、こういっ

たものを適用してきたところでありますけれども、この不正指令電磁的記録に関する罪、いわゆるコンピューターウイルス作成罪等が新設されましたことによりまして、ウイルスの作成、提供はもちろんでありますけれども、取得、保管していた場合も処罰の対象となりました。その効果といたしましては、ウイルスの作成について警鐘を鳴らすといった抑止効果もありますし、作成した時点で検挙が可能になることから、被害の未然防止が期待できるということでもあります。警察といたしましては、取り締まりを強化いたしますとともに、被害防止のための広報・啓発活動を実施して、県民の皆様が安心してインターネットを利用できる環境の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○**新見昌安議員** 次に、医療対策について伺いたいと思います。

これは私の体験に基づいた質問でありますけれども、実は、10月末から11月初めにかけて入院をいたしました。循環器系の民間病院でしたけれども、当初、検査入院のつもりでしたが、結局、治療までするという事になって、入院期間は月をまたがりました。その治療は高額療養費制度の対象となるものでしたけれども、入院手続の説明資料には確かに記載してあったんですが、それを見逃してしまい、恥ずかしいことに、市役所への手続もすることなく入院をしてしまいました。そして、4人部屋でしたけれども、同室の患者さん——私と同じ病気で何度も入院したベテランでしたけれども——この人いろいろな話す中で、高額療養費制度で自己負担限度額までの支払いだけで済む限度額適用を受けるには、事前に限度額適用認定証を交付してもらわないとならないこと、適用となるのは

申請した月の初日から、月をまたぐとさかのぼることはできないということなどを知るところとなりました。少々焦りました。高額療養費の申請をすることによって自己負担限度額を超えた分、これは2～3カ月後に還付されるということになりますけれども、限度額適用制度の手続をしておかないと、医療費は一たん請求される金額を払わなければなりません。その治療費はかなり高額になると聞いていたので、少々不安でしたけれども、そういったときに、事務の女性が資料を携えて説明に来てくれました。大変わかりやすい説明でした。この資料には、高額療養費限度額適用制度、また更生医療の手続の仕方、身体障害者手帳の申請の仕方など、詳しく記載されておりまして、最後のページに医療ソーシャルワーカーだれだれというふうに書いてありました。その後、彼女が市役所の担当者と連携をとってくれて、退院後、手続を無事済ますことができ、前もって処理をしたのと同じ扱いとなったところでもあります。医療ソーシャルワーカーと接したのは今回が初めてでしたけれども、調べてみると、医療ソーシャルワーカーとは、「保健医療分野におけるソーシャルワーカーであり、主に病院において『疾病を有する患者等が、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る』専門職を指す」とありました。医療費の支払いのみならず、不安な状態にある患者及びその家族にとっては、安心感を与える存在であると実感した次第です。

そこで、まず、県立病院における医療ソーシャルワーカーの配置はどのような状況になっているか。これは病院局長に伺いたいと思いま

す。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院では、患者さんやその御家族のさまざまな相談——例えば医療費の支払いや退院後の生活、精神的な不安などの相談でございますが——に対応するため、院内に医療連携課を設置いたしまして、専任の看護師を各病院に2名配置しているほか、お話にありましたような医療ソーシャルワーカーとして、社会福祉士などの福祉や医療分野の資格・経験を有する者を、宮崎病院に2名、日南、延岡両病院にそれぞれ1名配置しているところでもあります。

○新見昌安議員 今の答弁にもありましたように、医療ソーシャルワーカーは、医療と福祉のかけ橋的な役割を担っているのではないかとこのように思っております。その存在は本当に重要だと思います。県内の医療機関における医療ソーシャルワーカーの配置促進に努めていくべきだというふうに考えますけれども、見解を福祉保健部長に伺いたいと思います。また、医療ソーシャルワーカーに対する研修などについても、どのように取り組んでおられるのか、あわせて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 今お話がございました、患者や家族が抱える心理的不安、それから各種問題への相談に乗ります医療ソーシャルワーカーの果たす役割は、大変重要であると認識をいたしております。現在、県内143病院のうち112病院に医療相談窓口や地域連携窓口が設置され、医療ソーシャルワーカーなどの相談員が253名配置をされているところでもあります。県といたしましては、患者サービスの向上などの観点から、相談窓口の設置や相談員の配置を促進いたしますとともに、関係団体の協力を得ながら、引き続き、医療ソーシャルワーカーな

どの相談員に対する研修を実施し、資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、高齢者対策についてでありますけれども、今回は、住まいに絞って何点か伺ってきたいと思います。

まず1点目ですけれども、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて、県は、高齢者居住安定確保計画を策定することができるというふうになっておりますけれども、現在どのような状況なのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 高齢者居住安定確保計画につきましては、高齢者が安心して生活できる住まいの確保を目的として、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標やその達成方法などを定めるものでありまして、今後の高齢化の進展に的確に対応していくため、本県におきましても策定が必要であると考えております。このため、福祉保健部を初めとする関係部局と連携しながら、現在、年度内の策定を目標に作業を進めているところであります。

○新見昌安議員 ところで、10月20日から、「サービス付き高齢者向け住宅の登録制度」がスタートしております。その背景には、高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者あるいは高齢の夫婦のみの世帯がふえてきており、バリアフリー構造などを有して、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが重要であるということがあります。高齢者が安心して生活できる住居を提供するために新設されたものでありますけれども、市町村や事業者に対するこの制度の周知にはど

のように取り組んでおられるのか、また、申請状況についてはどのような状況なのか、同じく県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 「サービス付き高齢者向け住宅の登録制度」につきましては、これまで、県のホームページや市町村担当者会議等の機会を活用しまして周知に努めているところでございます。現在、本議会におきまして、登録手数料を定めるための条例を提案しているところでございますが、この登録手数料が定められた後に事業者への説明会を開催するなど、さらなる周知に取り組むこととしております。なお、この登録申請は、県と中核市であります宮崎市で受け付けることとなっております。現在、県で4件、市で2件の事前相談を受けているところでございます。

○新見昌安議員 高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）や、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、こういったこれまで高齢者向けの賃貸住宅のほとんどは廃止されて、サービス付き高齢者向け住宅に一本化されるようです。一部の有料老人ホームも基準を満たせばこの住宅への登録が可能となるなど、今後の高齢化の進展を考えれば、サービス付き高齢者向け住宅を一層推進していくことが重要であると考えております。県としての役割をどのように認識しておられるのか、これは知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） これから急速に高齢化が進展していく中で、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりは、大変重要な課題だと考えております。住みなれた地域で安心できるサービスが受けられますサービス付き高齢者向け住宅、その供給を図っていくということは、高齢者の居住の安定確保のために大変重要であると認識をしております。このため、県としまして

は、今年度策定する高齢者居住安定確保計画を十分に踏まえまして、民間事業者の御理解と御協力を得ながら、この住宅の供給促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次に、地域連携保全活動について伺っていきたいと思います。

これは9月議会で割愛をしていたものであります。昨年の2月議会でも取り上げたところでもありますけれども、2010年、昨年は、国連が定めた「国際生物多様性年」でありました。なかなか光が当たらない分野ではありますけれども、生物多様性、すなわち、すべての生物がバランスよく共存できている状態、これを保全することが人間の生活を守ることにもつながるといことで、本県においても、貴重な野生動植物を守って、生物多様性の保全に向けたしっかりとした取り組みをお願いしたところでありました。国際生物多様性年の昨年12月に「生物多様性保全活動促進法」が制定されて、ことしの10月1日に施行されております。この中で、生物多様性を保全する活動などを「地域連携保全活動」というふうに定義がしてあります。そこで伺いたいと思いますが、この法律に基づく地域連携保全活動に、県はどのような役割を果たしていくのか、環境森林部長、よろしく願いします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 生物多様性保全活動促進法は、豊かな生物の多様性を保全することを目的とするものであります。この法律では、市町村やNPO法人など地域における多様な主体が有機的に連携して行う、生態系に被害を及ぼす動植物の防除や、野生動植物の保護・増殖などの生物多様性を保全する活動を地域

連携保全活動と定義しております。県には、そのような地域連携保全活動に関し、市町村やNPO法人などに対して必要な援助を行うことが求められておりますので、例えば、外来生物についての情報提供や、希少種を保護するための技術的な助言に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 実は、生物多様性基本法という法律が平成20年6月に施行をされております。この法律に基づく生物多様性地域戦略は、主に都道府県が策定するというふうになっております。一方、先ほどの生物多様性保全活動促進法では、市町村が中心にかつ積極的な役割を担うことが示されておりますけれども、地域連携保全活動支援センターという施設の設置に関しては、広域的な視点で地域の生物多様性の保全のための行政を担う都道府県による積極的な取り組みが期待されております。この点を踏まえて、このセンターの設置に対して県はどのように考えておられるのか、同じく環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 地域連携保全活動支援センターは、保全活動を行おうとする人や、それに協力しようとする人などの連携・協力のあっせんや、必要な情報の提供、助言を行う拠点とされておりました。地方公共団体は、この支援センターとしての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努めることとされています。県では、希少動植物に関する情報提供や自然保護推進員の研修などを通して、生物多様性の保全に関する地域活動を支援しているところですが、今後、県内の地域連携保全活動の状況を踏まえながら、支援センターの役割やあり方等について研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしくお願ひします。

次に、災害防止対策について何点か伺ってきたいと思ひます。

まず、壇上での質問に引き続き、土砂災害防止についてであります。

土砂災害防止法が施行されたのは平成13年、ことしで10年を経過することになりますけれども、土砂災害の危険があるとして、都道府県が土砂災害防止法に基づいて警戒区域に指定した後、市町村はハザードマップを作成して公表する義務がある中で、公表していない市町村が約6割にも上るといふことが国土交通省の調査で明らかになっております。本年9月の台風被害で土砂災害への警戒が改めて重視されるようになりましたけれども、この法の趣旨にのっとりた取り組みが求められるところであります。そこで、確認の意味も込め、伺ってまいります。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定はどのように行っているのか、その結果、現在の指定状況はどうなっているのか、県土整備部長に伺ひます。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 土砂災害警戒区域等の指定に際しましては、危険箇所ごとに地形調査を行い、斜面の高さや角度を確認するなどしまして、土砂災害の恐れのある範囲を設定し、住民説明会を行って合意形成を図るとともに、市町村長の意見聴取を経て指定を行っております。平成23年3月末における指定状況につきましては、県内の土砂災害危険箇所1万1,826カ所に対し、全市町村で合わせて1,687カ所の指定を行い、指定率は14.3%となっております。なお、調査に要する予算につきましては、平成20年度の1億7,400万円から順次増額しております。本年度は4億4,000万円で指定の推進を図っているところであります。

○新見昌安議員 次に、先ほど述べたように、県が土砂災害警戒区域の指定をした後、市町村は、土砂災害ハザードマップを作成して公表する義務があります。県内のハザードマップの作成状況について、同じく県土整備部長に伺ひます。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 市町村は、土砂災害防止法により、避難地に関する事項など、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載しました土砂災害ハザードマップを策定することとなっております。昨年度末までに2つの自治体で策定されておりましたが、本年度は新たに3つの自治体で作成されております。

○新見昌安議員 先ほどの答弁で、警戒区域の指定箇所数はわかりましたけれども、国土交通省の調査結果を見てみると、警戒区域が指定された市町村は26と、県内の全市町村であります。その中で土砂災害ハザードマップを作成している自治体は、今年度も含めて5つと少々少ないようですけれども、その理由をどのようにとらえているのか、これも県土整備部長に伺ひてまいります。

○県土整備部長（児玉宏紀君） ハザードマップを作成している市町村が少ない理由でございますが、市町村からは、担当者の負担や財政面を考慮しまして、指定がなされた箇所ごとに作成するのではなくて、ある程度まとまった地域の指定が完了した時点で作成したいと考えていることが主な理由とお聞きしているところでございます。県といたしましては、ハザードマップ作成における市町村の作業軽減について検討を行いますとともに、作業方法についての具体的な指導・助言を行うなど、今後とも、市町村とともにハザードマップの早期作成に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

○新見昌安議員 県民の生命・財産を守るためにも大事だと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、土砂災害から離れて何点か伺っていきたいと思います。

まず、自治体クラウドについてであります。インターネットを通じたクラウドコンピューティングを行政事務処理に活用する自治体クラウド、情報システムへの投資負担の軽減に役立つということは以前から言われていたところでもありますけれども、地震や津波などで庁舎が被害を受けても、外部のサーバーを通して業務処理が可能となる災害への強さも期待されております。本県における自治体クラウドの取り組み状況はどうなっているのか、県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 自治体クラウドは、複数の自治体が情報システムを共通化し、共同利用することによりまして、その効率的な運用を図るものであります。堅牢なデータセンター内にシステムやデータを保管することから、災害対策としても大きな効果があります。こうしたことから、県内市町村に呼びかけて、21年度から、国の委託事業であります自治体クラウド開発実証事業に取り組んだ結果、ことし3月から門川町が、住民情報や税業務など、ほとんどのシステムをクラウドサービスに移行しておりまして、今年度中には延岡市と日向市も移行することとなっております。さらに、高原、川南、都農の3町も今年度中の利用開始を目指しておりまして、別途クラウドシステムを構築中であります。このように、クラウド化の動きは県内に急速に広がりつつあります。県といたしましては、今後ともこのような動きを促進するとともに、県のシステムについ

ても、データセンターへの一層の集約や他県との共同利用を検討するなど、クラウド化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 今回の東日本大震災では、多くの文化財も被害を受けております。6月の新聞報道ですけれども、6月14日現在で文化庁がまとめた被災した国指定、国登録の文化財は568件に上って、県や市町村の指定文化財、地域の古文書などを含めると、その被害ははかり知れず、現地では、瓦れきにまじって廃棄されないよう、ボランティアらによる救出活動が続いているとありました。そこで伺いますが、それら文化財の救出活動、修復作業に県としてもかかわったのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 文化財の修復等について、文化庁におきましては、文化財の緊急保全及び廃棄、散逸等を防止することを目的とする「文化財レスキュー事業」や、文化財である建造物の応急措置と復旧に向けての技術的支援等を行うことを目的とする「文化財ドクター派遣事業」を実施しております。これらの事業では、文化庁から必要に応じまして専門職員の派遣、被災文化財の一時保管等について協力要請がなされることになっておりますが、現在のところ、本県への要請はなされていないところであります。また、埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣につきましても、派遣可能である旨の回答をしたところであります。現段階では派遣要請はないところであります。今後、これらの事案につきまして文化庁から要請がなされた場合には、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 それでは、本県における文化財の防災対策がどのようになっているか、同じ

く教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 文化財の防災対策につきましては、文化財の所有者または管理団体である県、市町村の教育委員会が行うこととされております。県教育委員会におきましては、毎年、県の所有する指定文化財の防火訓練を行うとともに、文化財の所有者や管理団体等に対しまして、防災訓練の実施を依頼しております。特に今年度は、例年開催しております市町村文化財担当者会議におきまして、東日本大震災を踏まえ、防災対策を実施している市町村からの事例報告や、地震・津波等を想定した防災マニュアルの作成方法、発生時における対処方法等についての研修を行ったところであります。今後とも、あらゆる機会をとらえて、文化財の防災対策に関する情報提供や助言に努めてまいります。

○新見昌安議員 東日本大震災では、多くの病院も甚大な被害に遭っております。厚生労働省によりますと、岩手、宮城、福島3県における380の病院のうち、全壊が10、一部損壊が290に上ったそうであります。このうち災害拠点病院では、全壊した病院はなかったものの、33病院中31病院が一部損壊の被害に遭ったようであります。国が耐震化などの整備を進めてきた災害拠点病院で全体の94%もの病院が損壊した。その衝撃は大きなものがあつたんじゃないかと思いますが、病棟の被災によって診療機能にも大きな影響が及び、入院患者を別の病院に移したり、震災後の外来や入院の受け入れを制限したりせざるを得なかったという状況は、テレビなどでも報道されていたところでありました。今後、多くの重症患者が発生するような大規模地震が起こった場合、病院の耐震性が十分でなければ、必要な診療行為が行えないおそれも出

てまいります。津波対策も重要ですが、その前に耐震化を急がなければなりません。そこで、まず、県立病院の建物あるいは大型機器の耐震化の現状について、病院局長に伺いたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 各県立病院の建物は、いずれも現行の耐震関係規定に適合しており、耐震性は確保されております。また、大型の医療器械につきましても、建物の床、壁、天井に固定してありまして、耐震性は確保されているところであります。

○新見昌安議員 県立病院については、地震においてはひとまず安心ということでは、その他の県内の病院における耐震化の現状はどうなっているのか、また、耐震対策はどのようにお願いしているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県内143病院の耐震化の状況でございますが、平成23年11月末現在で、すべての建物に耐震性がある病院が92病院、一部の建物に耐震性がない病院が43病院、残り8病院がすべての建物に耐震性がない病院などとなっております。また、災害拠点病院では、すべての建物に耐震性がある病院が11病院中7病院、一部の建物に耐震性がない病院が4病院となっており、このうち2病院については、現在、耐震化工事中であります。今後とも、耐震化の状況や国庫補助制度の活用意向調査等を通じ、未耐震の建物のある病院へ耐震化の働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○新見昌安議員 よろしくお願ひいたします。

9月議会でも述べましたが、我が党では、全国の女性議員を中心に女性防災会議を立ち上げて、女性の視点からの防災行政総点検の

調査を行いました。10月の1カ月間で、東北3県を除く全国の党所属の女性議員が連携して、地方自治体の防災担当部局に対して聞き取り調査を実施したものであります。県でもお世話になりました。自治体数は658に上っております。その結果、防災行政の現場で女性の意見が反映されていないという実態が改めて浮き彫りになっております。地方防災会議の女性委員の登用では、44.4%の自治体で登用なし、地方防災計画を作成する上での女性の意見の反映、54.7%が「いいえ」でした。また、防災部局に女性職員がいるかどうかでは、51.5%の自治体で「いない」等々であります。また、財政的な理由から、避難所運営の具体的な施策に女性や障がい者などの声が反映されていない自治体が多いということもわかってきました。今後は、今回の調査結果を踏まえて政府に提言を行うということになっておりますけれども、思い切った法改正などが必要な部分もあるものの、地方として取り組めることもあります。女性の意見をふだんから防災対策にしっかり反映できるようにしておくべきであるというふうに考えます。9月議会では総務部長に伺いましたけれども、きょうは改めて知事に見解を伺っておきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要なポイントであるというふうに受けとめております。東日本大震災におきましては、特に避難所における被災者の状況で、例えば、トイレやお風呂などの生活環境や、食品や衛生用品などの物資の面で、女性や高齢者の皆さんに対するさまざまなニーズに十分対応ができなかったというような状況でありますとか、暴力や人権侵害などの課題があったというふうに伺っております。今回の震災のように、広域的かつ甚大な被害により

まして長期の避難が必要とされる災害の発生は、日向灘地震というようなものも想定されている本県においても十分に想定をされるものでありまして、同様の課題に対して少しでも県民の皆さんの不安を減らせるように、対策を講じていく必要があるかと考えております。県といたしまして、今後、東日本大震災の教訓を踏まえながら、地域防災計画やマニュアルなどの見直しを進めてまいります。御指摘の女性の意見につきましては、関係団体から意見をいただくなどして広く反映するとともに、避難所運営などを直接担う市町村に対しましても、しかるべき対応がなされるよう、要請してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 女性防災会議も普及促進を目指している避難所運営の体験型訓練「HUG」というものがあります。「抱きしめる」と一緒ですけれども、「H」が「避難所」、「U」は「運営」、「G」が「ゲーム」で「HUG」であります。避難所に見立てた学校の体育館や教室の平面図を利用して、避難者の性別・年齢などの情報が書かれた避難者カードをその状況に応じて平面図の上に配置していく。そして、この中で、避難所で想定されるさまざまな事態に対応していくゲームであります。このHUGは静岡県の西部危機管理局が、効果的に避難所運営を学べる方法として08年に開発したもののようであります。現物があると一番わかりやすいんですけども、この制作元には全国から注文が殺到しているということで、まだ私たちの手元にはない状況であります。注文はしてありますので、いずれ手に入ると思いますが、避難所を運営する際の優先順位、あるいは避難者の配置のポイント、こういったものを学べるという点で大変役に立つようであります。避難

所運営ゲームHUG、本県においても積極的に普及させていくことが有効ではないかと考えますが、総務部長の見解を伺います。

○総務部長（稲用博美君） 地震・津波など、突発的な大規模自然災害が発生した場合に、学校や公民館などで住民の手による避難所の運営が必要となる場合もありまして、実際に東日本大震災においても、このような状況が多数あったというふうに伺っております。議員から御提案のありました避難所運営ゲームHUGについては、内容はまだ十分に把握しておりませんが、住民がこのような状況下に置かれた場合を想定したものということで、その効果が期待できるのではないかとこのように思っております。現時点では、県外の一部の自治体などが先行して取り組んでいる状況でございますので、その具体的な実施内容あるいは効果などを情報収集いたしますとともに、今後の活用については、直接的に避難所運営を担う市町村とも協議いたしまして、研究してまいりたいというふうに思っております。

○新見昌安議員 次に、改正PFI法について伺っていきます。

PFIについては、県議会でも過去何度も取り上げておりますので、改めて申し上げるまでもありませんけれども、公共施設などの建設、維持管理、運営などを、民間の資金、経営能力及び技術的な能力を活用して行う手法というふうに一般的に言われております。英国など海外において、PFI方式による公共サービスの提供が実施されていた中で、我が国においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法が制定されたのは平成11年7月、そしてその翌年、平成12年3月にPFIの理念とその実現のため

の方法を示す基本方針が策定され、PFI事業の枠組みが設けられたところであります。以来12年、このPFI方式を活用して、全国的には、山口県美祢市の美祢社会復帰促進センター、島根県の島根あさひ社会復帰促進センター、栃木県さくら市の喜連川社会復帰促進センターなどの刑務所が有名ですけれども、財政支出の削減、民間の事業領域の拡大などの効果がある反面、導入当初言われていた官民の責任分担あるいはリスク分担などの課題も見えてきているようであります。以上を踏まえた上で、まずは、本県におけるPFI方式を活用した事例について、県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県におきましては、PFIの手法を使った事業として、平成19年に警察職員住宅を延岡市に整備しておりますが、これは、警察職員用の住宅を建てかえる際に、建設から運営までを民間事業者任せにいたしました。なお、県内市町村におきましては、PFI法に定められた手続に従って実施した事例はございません。

○新見昌安議員 県内では1例のみのようであります。ところで、高度成長期に集中投資した社会インフラ整備から40年以上経過して、そういった社会資本の老朽化問題については、さまざま指摘もされてきておりますけれども、東日本大震災を受けて、安全・安心を確保するという観点から、より一層注目されてきております。安全性の確保は、行政の責任として着実に進めなければならないと思います。

このような中、本年6月に閣議決定された政府の新成長戦略では、改めて政府としてもPFIの活用にしっかり取り組んでいくということが盛り込まれておりますけれども、時を合わせるようにPFI法が6月1日に改正されてお

ます。改正法のポイントは、1つ目に、PFIの対象施設の拡大、2つ目に、民間事業者による提案制度の導入、3つ目に、民間資金等活用事業推進会議の創設などでありますけれども、この中で特に、公共施設等運営権制度の導入は新たな手法として注目されております。そこで、今回の改正法にどのように期待しているのか、その内容を見れば、積極的な活用を図らない手はないと考えておりますけれども、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ことし6月のPFI法の改正では、厳しい財政状況を背景としまして、公共施設の整備を進めていくためにPFIを活用できる幅を広げるということで、今、御指摘のありましたようなさまざまな改正がなされたわけであります。この中で、公共施設等運営権制度の創設については、PFI事業者に対して、施設を運営する権利を設定するものでありまして、自由度の高い事業運営や施設運営権を担保にした資金の借り入れが可能になるなど、民間事業者が参入しやすい環境の整備が図られたところであります。県内におきましては、スポーツ施設を初めとして、公共施設の老朽化による改修等が今後必要になってくる事例が多く出てくると思われるものであります。今回の法改正により、これらを整備する手法としてPFIの活用を検討する幅が広がったものと受けとめております。今後、こうした制度の内容につきまして、市町村に対しても周知を図るとともに、県としましても、PFI手法の活用について検討を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 最後に、警察に係る課題等についてであります。まず1点目です。

昨年の4月から、高齢者や障がい者、妊婦等

が利用できる道路の優先席とも言える高齢運転者等専用駐車区間制度というものがスタートしております。ただ、全国的にこの利用が低調だというふうにも言われております。制度そのものがよく知られていないということも原因の一つではないかと考えますけれども、本県の高齢運転者等専用駐車区間の設置状況、そして、利用する上で必要な標章の交付状況はどうなっているか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 現在、県内では3カ所設置をしております。場所は、宮崎市船塚3丁目の県総合文化公園西側、都城市松元町の寿公園西側、延岡市西階町の西階野球場西側の3カ所でありまして、合計10台分を設置しております。標章の交付状況でございますけれども、本年11月末現在で、高齢運転者に94件、妊娠中の方などに対して4件の合計98件を交付しております。この制度の周知のために、県警ホームページに掲載しておりますほか、ポスターやチラシ、ミニ広報紙等を作成いたしまして、警察署や交番等での掲示や配布、さらに、高齢者や障がい者の方々の関係機関・団体に対する協力要請などを行ってきたところであります。今後とも、県民の皆様の声には十分に配慮しつつ、高齢運転者の方々が安全・安心かつ快適に駐車できるよう、さらなる周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 70歳以上の運転免許所持者は男女合わせて10万人近くいると言われております。それを考えると、標章の交付件数が98件というのはちょっと少な過ぎる感じがいたします。いろいろ課題もあるかもしれませんが、せっかくできた制度ですので、周知に取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目に、先週の渡辺議員の質問で、ブレー

キがないピストバイクを取り上げておりましたけれども、全国的にも、自転車の事故、違反といったものが後を絶たず、ルールへの遵守、マナーアップが求められている状況の中で、警察庁は10月25日に、自転車の車道走行の徹底を柱とする「自転車交通総合対策」を発表しております。自転車の安全走行については、これまでも、教育現場を初め、さまざまな取り組みがなされてきたところでもありますけれども、残念ながら目立った結果が出ておりません。今回の自転車交通総合対策では、自転車専用のレーンの設置も検討されるようではありますが、その前に、この総合対策を受けて、今後、警察として、自転車に乗る上でのマナー向上にどのように取り組んでいかれるのか、警察本部長に伺いたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 自転車利用者による交通事故でございますけれども、本県では、本年10月末現在で1,260件、前年同期と比較してプラス7件、また、死者は、昨日現在5人ということで、前年と同数であり、非常に厳しい状況でございます。こういった情勢の中で、自転車利用者の交通事故抑止及び交通ルールの遵守を図るということで、本年7月から交通指導取り締まりを強化してまいりました。11月末現在で、交通事故絡みの違反を含めて24件検挙しておりますけれども、今後とも、積極的に指導警告を行うとともに、悪質、危険なものにつきましては検挙措置をとることとしております。

安全教育の面でございますけれども、これまで、自転車利用者が守るべき基本的なルールの周知やマナーの向上を図るために、小・中・高等学校における自転車交通安全教室の開催、また、高齢者クラブ、職域、地域において、参加

者に応じた講習をやってまいりましたけれども、今後とも、教育機関、高齢者クラブ等を初めとする関係機関・団体と、より一層緊密な連携を図ることと、学生、高齢者はもとより、あらゆる年齢層の県民の皆様へ、自転車の安全利用についてさらなる周知徹底を図ることにしてまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 繰り返し徹底してやっていく必要があるというふうに思っております。

予定した質問はすべて終わりました。

以上で私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○十屋幸平副議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 公明党が続きます。公明党の河野哲也でございます。知事初め関係部長、教育長、警察本部長、どうか私の質問に対しても、明快かつ予想以上に前向きな答弁をよろしく願います。

「オールみやざき営業チーム」についてであります。知事から「オールみやざき営業チーム」の東アジア地域へのアピール及びトップセールスについて報告がありました。それぞれ充実した内容だったようですが、知事、改めて、今回の東アジアへの訪問での手ごたえはどうであったのかお伺いいたします。

知事はブログで、マカオフードフェスティバルを通して課題点を述べています。11回目にして初めて宮崎ミヤチクが出展したとのことですが、他県のブースの設営の工夫、規模の大きさ、メディアの活用等に圧倒されたようでございます。京都から参加した方が、同じくブログで、フードフェスティバルについて書かれました。ことしのスペシャルは、日本村で合計28店舗が参加しているとのことでした。九州の店舗としては、知事も注目した宮崎の3倍以

上の規模で構えていた鹿児島、「長崎和牛」ど
んぶりを出展した長崎のブースの様子を興奮気
味に報告してありました。残念ながら、宮崎の
記述は一行もなかったように思います。こちら
がアピールする素材が最高だからといってそれ
だけに頼ることなく、東アジアの方々を中心
に据えて、しっかり戦略を考えていく必要があ
ると知事も述べられているとおり、企画段階
の情報収集、発信内容の充実、そして山下議
員が指摘した誠意あるアフターフォローのこ
の繰り返し、東アジアに打って出ることので
きるポイントであると考えますが、台湾、香
港、マカオでの今後の展開、戦略をどう考
えているか、知事にお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者
席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えしま
す。

まず、東アジアへの訪問での手ごたえにつ
いてであります。今回、台湾、香港、マカ
オにおきまして、相互交流の進展・拡大等
を目指しまして、交通、観光誘客、ブラン
ド、畜産の4部門で、政府関係機関や企
業等に対しまして、宮崎を強力にアピ
ールしてきたところであります。まず、
台湾におきましては、国際定期便の維
持・拡大や、本県農産物の安全性・安
心確保対策、輸出促進について、非
常に好意的に理解していただいたもの
と感じております。特に、各関係者
などを招いて開催しました「謝恩の
夕べ」におきましては、私みずから
本県の食や観光をプレゼンテーショ
ンし、宮崎の魅力をしっかりお伝
えすることで、本県への関心を深
めていただくことができたのではない
かと考えておるところでございます。
先日のブータン国王夫妻の来日を見
ておられますとも、やはりトップが

直接現場に赴いて思いを届けるとい
うことの現地に対するインパクトとい
うものを改めて感じたところでござ
います。また、香港では、香港の
国会に当たります立法会や宮崎牛指
定店での意見交換を通じまして、宮
崎牛などの輸出につきまして、今
後とも良好な関係を維持できるこ
とを実感いたしました。また、地
元最大手の旅行会社への訪問の際
には、おもてなし精神あふれた
歓迎を受け、我々としても学ばせ
ていただきましたとともに、グル
メツアーによる宮崎への送客など
、社長さんから直接、今後につな
がる建設的な提案、アイデアもい
ただいたところであります。マカ
オでは、今、御指摘のありました
マカオフードフェスティバルでの
宮崎牛PRなどを行ったところで
あります。これにつきましては、
今後の展開、さまざまな反省、見
直すべき部分等があるわけござ
います。現地メディアの取材も受
けるなど、和牛人気は大変高
うございます。現地の取引先との
関係の維持や今後の販路拡大の
可能性につきまして、これも手
ごたえを感じたところでござ
います。

次に、今後の展開についてで
あります。台湾につきましては、
大変親日的なところでござ
います。日本食料品等を取り扱
う量販店や飲食店が数多くござ
います。また、香港、マカオ
は、富裕層や世界からの観光
客を抱える大変重要な地域
でありますとともに、「食は
広州にあり」というふう
に言われますが、この広東
文化圏は、大変食にかけ
るお金、支出というものが
大きいというふうにと
つておるところござ
います。また、マカオ
のカジノなどは、勝
った方のお金の使
い方が大変大きい
というところも
ござ
います。さら
には、この背後
に中国の大市場
が控えてお
るところが
ござ
いますので、
これら
の地域
を含めた
東アジア
の成長と
活力を
本県に

取り込むということは、大変重要な課題であるというふうに考えております。このため、本県の地の利を生かし、これらの地域とのビジネスの拡大でありますとか、さまざまな人・物の交流を促進することによりまして、本県の成長につなげますとともに、積極的に宮崎の魅力を発信し、本県の認知度の向上やブランドの価値を高めてまいりたいというふうに考えております。今回、現地に参りまして感じたこと、また、反省すべき点、見直すべき点、さらに今後、戦略的に取り組むべき点、これをしっかり整理いたしまして、今回の訪問を契機として、物産や観光、交通等の各分野が連携し、かつ民間企業、関係機関・団体と行政とが一体となって、総合的な情報発信や販売促進活動に努めまして、東アジア市場の開拓や、経済・人的交流の拡大を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 私たちも3年前、観光コンベンション協会会員の集いで、EGLツアーズ社の袁社長の講演を聞かせていただきました。このときも、日本で学んだとおっしゃるおもてなし精神をかいま見ることができました。たしかお礼にと、参加者全員のお名前を花文字にさせていただいたと思います。我々も、我々なりの誠意で、東アジアの方々が喜んでいただけるような取り組みを行っていくべきだと考えております。情報誌「プレジデント」の中で袁社長も語られていますが、中国には「飲水思源」ということわざがあります。水を飲むときは、その源に思いをはせるという意味でありました。実は大分県は、県内の温泉の魅力を中国人リポーターが紹介する動画「温泉テレビ」を、中国版YouTube「ユウク」で公開しております。県内に留学している女子学生2人が、県内温泉地の

見どころなどを紹介しているんです。その他、周辺の観光地、グルメを連続して紹介しています。この留学生の行動こそが「飲水思源」の思いではないかな、そういうふうに思いました。

ところで、外国人旅行者の延べ宿泊者数を調べたところ、宮崎は5万人、それに対して、大分は32万人となっていました。前回の議会で、災害要援護者の件を取り上げましたが、その調査の中で、外国人に対しての要支援ということ、宮崎県に多文化共生アドバイザーがいらっしゃいます。高柳さんという方なんですけれども、その方と意見交換をさせていただきました。「内の国際化」ということを教えていただきました。全国外国人登録者数218万人、この方々への支援というのが今後のポイントになるのではないかと、高柳さんの話を聞いてそう感じました。ところで、県民政策部長、県内に在住する外国人の現状はどのようになっていますか。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 本県の外国人登録者数でございますが、平成22年末現在4,279人で、平成2年の1,975人から、この20年間で約2倍の増加となっております。国籍別では、中国が1,893人で、全体の44.2%を占めておりまして、以下、韓国・朝鮮、フィリピン、インドネシア、米国の順となっております。

○河野哲也議員 宮崎も中国籍の方が多いということですが、技術を学びに来ているというふうにお伺いしています。高柳さんは、災害言語ボランティア活動を通して、県内在住の外国人の方とのコミュニケーションの中で、さまざまな支援を行ってこられました。そのことによって、外国人とつながりを大きく太く持って、そして、その繰り返しで、つながりが大きくなっていくということを実感すると語られていまし

た。そこで、県内に在住する外国人に、宮崎のよさを海外に向けて発信してもらうためにも、外国人の方々が暮らしやすい宮崎県にと考えますが、どのように取り組んでいかれるか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の東アジアの訪問でも感じましたことは、やはり観光にしろ食にしろ、それはお客様に何が求められているのか、お客様視点で考えていくこと、我々が何が大事だと考えているかというよりも、そこを重視することが大変重要だと考えておるところでございます。今、御指摘がありましたような本県の観光振興や県産品の販路拡大などを考える上でも、例えば、著名なブロガーを呼んでネットでアピールをしてもらったり、いろんな取り組みをしているところでございますが、まずは、今、部長が答弁しましたような増加傾向にある本県在住の外国人の方に、地域に溶け込んで暮らしていただいて愛着を深めていただく、そして宮崎はいいところだと発信してもらう、これは大変重要な取り組みだと考えております。県では、ことし3月に策定しました「みやざき国際化推進プラン」におきまして、「多文化共生社会づくりの推進」というものを柱の一つに掲げておりまして、日本語能力が十分でない外国の方々を対象に、日本語講座やインターネットなどを通じました多言語による生活情報の提供などの支援を行いますとともに、日本人の県民の方々を対象にした国際理解講座や語学ボランティアの育成などに取り組んでおるところでございます。また、民間などでも、JC（青年会議所）が、国際理解のフェスティバル、そういうものにも取り組んでおられる。いろんな取り組みがなされておるところでございます。今後とも、市町村や宮崎県国際交流協

会、また民間団体、関係団体とも連携しながら、外国の方も暮らしやすい地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております

○河野哲也議員 また今後、注視させていただいて、しっかりとその支援の取り組みを応援していきたいと思っております。

次に移ります。鳥インフルエンザ、口蹄疫対策でございます。複数の議員より、同じ趣旨の質問がございましたので、これまでの答弁の中で、1点だけ確認させていただきます。防疫体制強化のために、全戸訪問等で消毒の徹底を図っているとお聞きしましたが、特に季節的に緊張感の高まる鳥インフルエンザ防疫に対して、家禽農家の全戸訪問を終えたとお聞きしました。そこで、新たに見えてきた課題はありますか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県では、高病原性鳥インフルエンザの発生防止を目的に、渡り鳥が飛来するシーズン前の7月4日から10月末までに、県内100羽以上を飼養している家禽農場999戸の全戸立入調査を行いまして、38のチェック項目に基づいて調査指導を実施いたしました。昨年度、本県で13例の発生があったこと等もあり、全体として農家の防疫意識は高まっている状況にありますが、今回改正された飼養衛生管理基準に基づき、詳細な調査を行い、細かい点についても指導を行ったところがあります。立入調査時においては、防鳥ネット等の網目が飼養衛生管理基準に示されました2センチメートル以下でなかったこと、家禽舎の屋根の壁面のすき間、防鳥ネット等の破損、また、定期的なネズミ駆除等を行っていなかったこと等が見受けられ、現在、家畜保健衛生所において、12月末をめどに改善指導を行っております。今後、最も警戒を要する時期を迎えます

ことから、市町村や関係団体と一体となって、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るとともに、警戒心を高めるため、より一層の注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 やはり農家の納得する周知徹底というんでしょうね、それをどうかよろしくお願ひしたいと思います。口蹄疫対策については、要望という形で1点、口蹄疫発生以来、特に都農において聞き取りを私は続けています。いまだに再開に踏み切れない農家の叫びを知ってほしいということを要望にしておきたいと思ひます。「もうあげな思ひはしたくない」と、ほとんど外に出ることができず、実家の手伝いをしている状況の農家の方がいらっしやいます。この状況を把握しているのか、実は担当に現在の再開状況をお聞きしたところ、「8月末の調査で」と始められましたので、私はこの質問はやめました。都農では、10月現在のデータを提供してくださいました。都農でさえ、まだ24%の農家が再開するかしないか考えあぐねているとお聞きしています。常に我が心として農家の声を聞いていただきたいなど、そのように感じております。

県北の農業振興についてであります。延岡の畜産関係者と話してみますと、口蹄疫、ユッケ食中毒、福島原発の牛のセシウム検出問題と、トリプルパンチで牛肉の枝肉価格は暴落状態、TPP加盟の議論どころではないと、県北の肉用牛振興の必要性をもっと発信しなければわかってもらえないのか、延岡は地域全体が冠水地帯である、多様な品目はつくれない、耕畜連携のモデルとして支援があれば、保水・治水等、本来の多面的機能を再生できるとの声をもらいました。このたび、県は第七次農業・農村振興長期計画の地域ビジョンを発表されて、そ

れを見させていただきましたが、先ほどの声を生かすには、もっと地域ビジョンの細分化が必要ではないかというふうに考えます。そこで、県において、第七次農業・農村振興長期計画を定められているところではありますが、地域の特色を生かした農業振興をどのように進めようとしているのか、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 県におきましては、先般、地域や産業間の垣根を越えた連携と参入の推進等によりまして、「儲かる農業」の実現を目指します第七次宮崎県農業・農村振興長期計画を策定したところでございます。本県は、平地から山間地に至る多様な立地条件を有しておりまして、この計画を県全域で推進していくためには、それぞれの地域がその特色を生かしながら、地域独自の個性的な農業・農村づくりを進めていくことが重要でございます。このため、県内を7つのブロックに分けて、地域の農業者や消費者、市町村、関係団体などの意見を聞きながら、それぞれの地域の特性や課題に応じた農業・農村の振興を図るためのアクションプログラムの策定を進めておりまして、間もなく公表できる見込みでございます。このアクションプログラムにおきましては、それぞれの地域が農業・農村の目指すべき将来像を描き、地域農業を支える担い手の育成・確保や、地域特産物を生かした農商工連携と6次産業化、鳥獣被害に強い集落と産地づくりなどについて、その方向性を明らかにすることとしております。今後、このアクションプログラムに沿って、地域の特色に応じたきめ細かな施策を展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○河野哲也議員 ありがとうございます。また

アクションプログラムの内容を見せていただきたいと思います。

雇用対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

雇用情勢の厳しい地域について、地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画を策定し、他の地域に先駆けて、県北地域が平成22年10月1日より動き始めました。県は、戦略として、各種助成措置を活用しながら、県北地域のあらゆる産業の成長を支えるため、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線等の基盤整備推進をするほか、農商工連携の推進により、農林水産物の高付加価値化を図る、また、地場食品産業の育成・発展や医療・健康関連産業等の振興により、新たな産業の創出を目指す等々掲げ、以上のような諸施策を推進することにより、計画期間（3年間）に1,200人の雇用創出を目指すとありました。また、県北地域の各市町村が広域的な連携のもと、戦略的な企業立地を促進するともありました。そこで、県北の地域雇用開発計画は、1,200人の雇用創出を目標としていますが、雇用基金事業、企業立地の進捗状況についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） まず、基金事業につきましては、緊急雇用基金とふるさと雇用基金の市町村事業の合計で、22年度は延べ533人を雇用し、23年度は延べ544人の雇用を予定しております。また、企業立地による最終雇用予定者数でございますが、22年度が5件で207人、23年度が現在4件の59人となっております。

○河野哲也議員 数字でなかなかわからない部分がありますが、どれだけの人が安定して雇用されていくのか、この継続の支援というのをどうかよろしくお願ひしたいと思います。

県北のリサイクル工場に会社訪問をしたときでございますが、今、瓦れき処理等の問題等、あとちょっと意見等を聞きに行ったんですけれども、そのとき、企業立地のお話になりました。社長は淡々とお話しされたんですが、私はその話を聞いていて、県の扱いにちょっと納得できないなというところがありました。細かいことは時間の関係であれですけれども、見えることとして、例えば、県外誘致と県内誘致の補助金等の優遇措置の条件にちょっと差があるのではないかという気がしました。例えば、新規雇用者についても、製造業の場合、県外だと11名以上、県内になると21名となっています。私が聞き取りした企業の社長さんは、大変気概のある方で、「我々はあらゆる企業を支えるためにある企業だと自負している」と語られていました。青森とか秋田等は、要件緩和の動きがあります。そこで、企業立地促進補助金について、要件を緩和する考えはないか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 企業立地促進補助金は、製造業や情報サービス業等が県内に立地する際に、雇用機会の拡大などにおいて、一定の効果が見込まれる企業に対して交付することとしております。このため、先ほどお話がありましたように、例えば、地場の一般製造業については、21人以上の常用雇用が新たに生み出されることなどを、補助金交付の要件として定めているところであります。交付要件の緩和につきましては、今後とも一定以上の効果を期待したいということ、また、現下の財政状況等も踏まえすと、厳しいものがあると考えておりますが、企業立地の推進につきましては、地域経済の活性化に大変重要でありますことから、引き続き、積極的に取り組んでまいり

たいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ具体的な姿が見えるように、地場産業の活性というのが、もしかすると一番早い雇用の創出と、早道かもしれないと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

うつ病対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

まずは、本県のうつ病患者の実態をお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 3年に1回実施されます厚生労働省の患者調査によりますと、本県のうつ病を含みます気分障害の患者数でございますが、平成17年は8,000人、平成20年は9,000人と推計されております。

○河野哲也議員 気分障害患者は、全国で17年が92万人、20年で104万人と言われております。気分障害患者の中にもうつ病患者というのがあるんですけれども、17年と20年で分布を見たところ、明らかにうつ病患者のウェートというか割合がふえています。WHOの将来予測では、うつ病は、2020年に総疾病の第2位になるとも言われております。本県の自殺者数は、平成19年をピークに減少に転じていますが、自殺対策として、うつ病対策にどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 自殺者の多くは、その直前にうつ病等の精神疾患を発症していると言われております。このため、自殺防止のためには、うつ病を早期に発見し、適切な医療へ結びつけることが大変重要でありますので、県では、かかりつけ医や看護師などの専門職に対し、うつ病等に関する研修会を実施しております。平成22年度は、延べ933名の方に参加していただいたところであります。

○河野哲也議員 減少は、関係各位の御努力は

もちろん、御答弁のような研修を通して、精神科医療従事者のスキルアップなどが成果につながっていると考えます。国も22年度に「うつ病に対する医療等の支援体制の強化」で、研修だけでなく、精神科医とかかりつけ医との連携強化、先進的療法の普及を打ち出しています。もう一步の推進のために、うつ病対策先進県にもっと学んでいただき、取り組みをぜひ導入していただきたいと考えておりますが、その一つが認知行動療法であります。本年2月定例県議会の我が会派新見代表の質問への答弁で、認知行動療法について、研修に参加させるとの答弁がありましたが、その後の状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 認知行動療法は、考え方や行動の偏りを改め、落ち込みやすいといった気分を変えていく治療法で、うつ病等に有効であるとされております。国において研修会が実施されておまして、本県からも、これまで精神科医療機関等から、医師や臨床心理士、保健師など、6名が研修会に参加したところであります。なお、本年4月に、国において認知行動療法センターが設立され、普及のための研修・研究が本格的に実施されておりますので、県といたしましても、今後とも、認知行動療法の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 普及啓発に努めると答弁がありましたけれども、今の県の動きでは無理です。沖縄でさえ相当な年数がかかって確立しているところ、民間の病院で認知行動療法を標榜しているところは宮崎県内にあります。でも、この療法での治療実績がほとんどないと聞いています。診療の合間に研修を積むことの難しさ等が意見として出されてありました。や

はり研修を指導する人材の育成というのが急務になってくると思います。先日、我が会派は、うつ病の治療方法として、作業療法と集団認知行動療法という精神療法の併用による治療体制を導入して、画期的な成果を上げていると報道のあった沖縄県立総合精神保健福祉センターに調査に行かせていただきました。仲本センター長によると、平成17年から6年間、慢性うつ病患者に対し、社会復帰を目的に認知行動療法デイケアを週1回、ワンクール12回——3カ月ということになります——行っていること、開始以来、新規修了者は本年10月の時点で215人となり、開始時人数270人に認知行動療法を実践してきたことになること、受講者には、学生、サラリーマン、主婦など、職業はさまざまありますが、特に最近、教員、公務員等もふえていたとのことでした。うつ病デイケアにおける修了者の就労として、21年10月で開始前には、就業中の方が23人、休職中の方は72人、無職の方が31人、主婦の方は14人、それらが修了後には、就業中の方が55人、復職された方は18人、そして就職された方は6人ということの報告も受けました。開始前23人の就業者だったものが79人ということで、約3倍以上の転帰という結果が出ているわけです。また、センターでは、民間医療機関への技術移転・普及を目的としたパイロット事業として、うつ病デイケア事業を実施し、認知行動療法の普及活動及び専門家の育成に取り組んでおられます。平成23年10月末現在で、沖縄県内では10カ所の民間医療機関で実施されているというふうに、確実に技術移転されております。そこで、県が主体となって、宮崎県精神保健福祉センターでの集団認知行動療法の導入を考えるべきであると思いますが、見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、今年度から、うつ病医療体制の充実を目的に、宮崎県医師会、それから宮崎大学医学部と合同で、精神科医とかかりつけ医の連携の強化に関する検討会を設けることとしておりまして、今月、12月8日に第1回の会合を開催する予定でございます。この検討会では、お話にありました認知行動療法を初めとする先進的治療法についても、関係機関との意見交換を行うこととなっておりますので、県の役割とかモデル的な取り組みのあり方、さらには集団での療法の普及について研究してまいりたいと考えております。今後とも、うつ病を早期に発見し、適切な医療へ結びつけるための体制づくりなど、本県のうつ病医療体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 全国でも、このセンターの取り組みの効果に着目して、センターでワークショップを実施していますので、率先してそれに参加しているという実態があります。仲本センター長も、自分が発信源になって、どこでも行かせていただくとおっしゃっていました。また、宮崎県精神保健福祉センターの渡所長は非常に優秀な医師だということをおっしゃっていました。どうか中心になって動いていただきたいとおっしゃっていました。だれに伝えていか、ちょっとわかりませんが……。沖縄県は、精神保健福祉士の登録者数が651名なんですね。これが有効に活用されている事例も調査してまいりました。そこでまず、本県の精神保健福祉士の登録数をお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県では、本年9月末現在、571名の精神保健福祉士が登録されております。

○河野哲也議員 読谷村のうつ病ふれあいサロ

ン「なかゆくい」を訪問してきました。精神保健福祉士の資格を持つ読谷村の相談支援専門員2名が、うつ病当事者を対象とした活動スペースを確保し、22年12月からスタートしていました。ここでの特徴は、座して当事者を待つのではなく、アウトリーチ——現場へ出かけ、訪問して相談を受け、サロンに誘うという活動——を行っていました。そして、グループワークの中で認知行動療法の学習を行っていました。治療ではなく、再燃の予防学習というスタンスでした。ちょっと飛びまして問いに行きますけれども、自殺対策として、「うつ病サロン」を本県の重点地域でモデル的に実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県ではこれまで、市町村を初め民間団体等が実施いたします自殺対策の取り組みへの支援などに努めてきたところでございます。この結果、県内では、NPO等による自主的なサロン活動や、障がい者同士で話を聞き合うピアカウンセリングが、医療機関や地域活動支援センターなどで行われるようになってきたところでございます。うつ病患者を対象としたサロン運営に当たりましては、地元の医療機関、市町村等の連携が不可欠でありますので、実施体制のあり方などについて、検討を進めてまいりたいというふう考えております。

○河野哲也議員 地元でつながりそうな、そういう活動を行っていると思いますので、導入の考えがもしあるようでありましたら、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

教師メンタルヘルスについて、教育長にお伺いいたします。先ほども報告いたしました、うつ病などの精神疾患により病気休職する教員が少なくありません。直近の文部科学省調査に

よると、精神疾患が原因で休職した公立学校の教員数は、平成21年度に過去最高の5,458名を記録し、17年連続で増加しているとのことです。本県の教職員の精神疾患による休職者数についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 過去3年間で申し上げますと、平成20年度は病気休職者95名のうち51名、21年度は同じく100名中61名が、22年度は114名中68名が、精神性疾患により休職しておりまして、近年、増加傾向にあると認識しております。

○河野哲也議員 教員のメンタルヘルス問題は、教員個人の健康管理上の問題にとどまらず、児童生徒の学習、人格形成に多大な影響を及ぼします。さらに、保護者や地域の学校教育そのものへの信頼をも揺るがしかねない極めて深刻な問題と考えますが、精神性疾患による休職者の復職までの支援策とその成果についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 復職までの支援策と成果であります。円滑な職場復帰と再発防止を目的として、段階的に職場になれるための職場復帰トレーニングを平成17年度から実施しております。具体的な内容といたしましては、所属する学校におきまして、原則4週間の中で、まず同僚や児童生徒との会話、次に授業参観、授業準備等といった段階を踏んで、徐々に仕事になれるようなものとなっております。また、実施に当たりましては、校長は、家族や主治医、関係機関との連携を密にしまして、本人の状況に十分配慮するとともに、所属職員の協力を得ながら、トレーニングが円滑に行われるように努めているところであります。その成果といたしましては、過去3年間で申し上げますと、平成20年度はトレーニング実施者が25名で

ありましたが、その中の17名が、21年度は同じく30名中24名が、22年度は32名中26名が職場に復帰しておりまして、トレーニングによる成果があらわれていると考えております。

○河野哲也議員 今の答弁の中にもありましたけれども、仲本センター長も、復職トレーニングの中で、最後の段階で管理職、つまり教員でいうと、校長のかかわりが最後で決まるということでありました。復職の際、管理職の言動というのが非常に大事になってくると考えますけれども、管理職のほうの研修のあり方についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 教職員のメンタルヘルス対策につきましては、御意見のありましたように、管理職の果たすべき役割が重要であると考えております。このため、県教育委員会におきましては、これまでも管理職を対象に、専門医等による研修を実施しておりますが、その中で、不調を訴える職員の早期発見・早期対応はもとより、休職者、復職者への対応の仕方についても説明し、管理職としての意識づけと、相談しやすい職場環境づくりの推進に努めてきたところであります。メンタルヘルスに関する管理職研修につきましては、今後、復職者支援の視点も含めまして、より充実したものとなるように工夫を重ねてまいりたいと思います。

○河野哲也議員 本当に大事な人材です。私も9年前まで教員でしたけれども、本当にまじめな男がうつ病等にかかって、残念ながら時間を治療に費やしたとか、そういうこともあります。どうかよろしく願います。

防災教育についてであります。「稲むらの火」という物語を御存じでしょうか。知事に質問通告していませんでしたけれども、1937年から国語の教科書に掲載されてきました。実は05

年1月、インド洋大津波を受けてジャカルタで開催された東南アジア諸国連合緊急首脳会議で、シンガポールのシェンロン首相が当時の小泉首相に、「日本では小学校教科書に「稲むらの火」という話があって、子供のときから津波対策を教えているというのが、事実か」と尋ねられて、総理は知らなかったそうです。戦後という理由もあったかもしれませんが。ちょっとその後が悲しかったんですけども、総理が直ちに東京の文科省に照会したんですが、文科省の方々もだれも知らなかったという情けない話がちょっとしたニュースになりました。粗筋を確認します。村の高台に住む庄屋の五兵衛は、地震の揺れを感じた後、海水が沖合へ引いていくのを見て、津波の来襲に気づく。祭りの準備に心奪われている村人たちに危険を知らせるため、五兵衛は自分の田にある刈ったばかり稲の束にたいまつで火をつけた。火事と見て、消火のために高台に集まった村人たちの眼下では、津波が猛威を振るう。五兵衛の機転と犠牲的精神によって、村人たちは津波から皆守られたという粗筋であります。実はこれは、濱口儀兵衛の史実に基づいてつくられたものでございます。有名な小泉八雲が原作者で、日本人の小学校教師が訳して教材にしたと。この教材が今年度から、小学校5年生の国語の教科書——光村図書ですが——に64年ぶりに復活、「百年後のふるさとを守る」と題して、濱口氏の伝記という形で掲載されることになりました。「稲むらの火」には描かれていませんが、儀兵衛の偉業は、災害に際して迅速な避難に貢献したばかりではなくて、被災後も、将来、再び同様の災害が起こることをおもんばかり、私財を投じて防潮堤を築いた、そういう点が書かれています。これにより、後に、今の和歌山県広川町の中心

部では、昭和の東南海地震、南海地震による津波に際して、被害を免れたと言われています。

この伝記の作者は、儀兵衛の堤防づくりの意義を防災と復興の観点でまとめています。本当に力のある教材だと思います。県では、国語の教科書として採用しているのは、宮崎市と児湯地区の2カ所だけです。ぜひ他の地域も、防災教育の教材として用いていただきたいと思いますが、防災教育では、「稲むらの火」のように、子供たちが防災の必要性を実感できる教材が必要だと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 防災教育では、児童生徒が、防災に関する基本的な知識や過去の震災の事例について学び、的確な思考・判断に基づく適切な行動選択ができるようにすることが大切であると考えております。その防災教育を進めるに当たりましては、被災された方の体験談ですとか、お話にありましたような先人の教えなど、児童生徒が防災の大切さを実感でき、心に届く効果的な教材の活用を図る必要があると考えております。

○河野哲也議員 もちろん国語で扱う教科書なので、この伝記で表現されている内容を正確に読み取るとか、主張点を見きわめるとか、そういう読み取る能力というのを育てることが大前提で、たまに国語を道徳的に扱ってやることがありますけれども、そういうことを踏まえた上で、これを力ある教材としてぜひ使っていただきたいと思います。

文藝春秋8月増刊号「つなみ 被災地のことも80人の作文集」が出版されました。一つの作品を読みます。「つなみは黒くてくさかった」、仙台市若林区東六郷小学校2年、なかむらまい。「帰る途中に強い地震が来ました。津

波が来たからびっくりしました。でも、津波が大きかったのでびっくりしました。津波が来て大きくなって初めてです。そのときはだれもいませんでした。頑張って学校の2階で1人だったので寂しかったです。2階に友達がいたので大丈夫だと思いました。津波のせいで大切なものも流されてしまいました。でも、今度、家にあつたものを探しに行きます。窓から見てたら50メートル以上ありました。でも、頑張って学校で1日過ごしました。避難している人の話し声で眠られませんでした。余震が怖くて眠られませんでした。夜寝るとき寒かったです」というふうに続きます。この中で、実はお父さんの評というか、お父さんの言葉がその後載っているんですが、この中に「津波のせいで大切なものを流されました」という一文があるんですけども、お母様が亡くなられました。ちょっと教育長に非常に酷な質問をしたいと思うんですけども、東日本大震災後の学校再開において、両親が犠牲になった児童に対して、もし教育長がその子の学級担任の立場であったなら、その子供たちにどう向き合うか、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 大変重い課題だと思います。両親が犠牲になった子供たちにつきましては、大震災という過酷な状況に加えまして、はかり知れないほどの心理的なダメージを受けていると思います。私が学級担任であったならばということではありますが、これは私に限らず、どなたに対しても重い課題だと思いますけれども、子供たちはたとえ外見上は元気そうに見えても、心の中には深い悲しみが宿っていると、そういう状況ではないかなと思います。そういう状況でありますから、子供たちの気持ちに寄り添って、思いをまずはすべて受け入れ

るとともに、どんなことでも話せる雰囲気をつくってあげること、子供たちに安心感を与えることが大切ではないかなと思います。その上で、「これからも、あなたを支え続けるよ」ということをメッセージとして伝えることによつて、決してあなたは一人ではないんだよということをお子供たちが実感できるように、そういう形で向き合っていくことが大事ではないかなと、このように考えております。以上です。

○河野哲也議員 講評を教育委員長にお伺いするのがいいかもしれませんが、通告していませんでしたので……。本当に教育長の思われているその思い、実は、被災地の教師集団は、それが現実なんです。毎日、子供たちに向かっていかなきゃいけないということ、それを考えると、子供たちに生き抜く気力を身につけることも、防災教育の大事な視点であるのではないかなと考えます。今後、復興を見据えた防災教育のカリキュラムの作成というのが必要だと思いますが、見解をお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 防災教育は、災害時の児童生徒の安全確保だけではなくて、その後の復興までを見据えた内容であることが重要だと考えます。宮城県気仙沼市立階上中学校の卒業式で、卒業生代表の梶原君が実に感動的な答辞を述べております。「苦境にあっても、天を恨まず、運命に耐え、助け合って生きていくことこそこれからの私たちの使命です」というものであります。このような、児童生徒一人一人に、災害を乗り越え、前向きに歩み出す力や、みずからの意思で地域の復興に参加しようとする態度の育成の視点が重要であります。そのため、各学校におきましては、困難な状況に直面しても、未来への希望を失わず、あきらめない心を児童生徒にはぐくみますとともに

に、地域や社会に貢献しようとする態度を育成することが大切だと考えております。県教育委員会といたしましては、一朝一夕になせることではありませんけれども、今後とも、各教科、道徳等の指導内容と関連づけながら、学校の教育活動全体を通して、防災教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○河野哲也議員 山元町の中学校の校長先生が2名、講演会に来られましたけれども、その最後に、「被災地を忘れるな」ということをおっしゃいました。これは本当に重たいなという気がします。あらゆる場面で、被災地ということをお常に考えながら、教育活動を進めていかなきゃいけないなというふうに考えています。

最後の質問です。県警によるスクールサポーターについて、警察本部長にお伺いいたします。平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の調査結果が発表されましたが、本県を見ると、暴力行為の発生件数115件、1,000人当たり0.94件、これは全国で見ると、全国が4.61件ですから、非常に少ないですけれども、数としては115件あります。また、本当にさまざまな関係者の御努力によって、前年より11件減少していると、そういう報告を受けていますが、これは先ほど言いました学校、教育委員会の真摯な取り組みの結果だと評価しています。加えて、県警によるスクールサポーターも効果を上げていると聞いています。御案内のとおり、スクールサポーターは19年度に導入されました。現在、宮崎、都城、延岡に5名配置されているとお聞きしています。そこで、導入されて5年、効果をどう分析しているかお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） スクールサポー

ターの活動内容でありますけれども、指導・助言活動ということで、問題行動を起こす児童生徒や保護者、または学校関係者等に対する具体的な指導・助言を行っておりますほか、非行防止教室や学校内外のパトロールの指導・支援、環境浄化活動等を実施しております。こういったスクールサポーターの効果的な活動事例といたしまして、教師への暴言・暴行、こういったことが繰り返されるというようなことで、派遣要請を受けたスクールサポーターが、長期間にわたって本人や保護者に対する指導・助言を行って問題行動が解消したとか、また、学校のことを壊したり、指導にも従わず不登校になった生徒について、派遣要請を受けたスクールサポーターが、家庭訪問を繰り返して、本人や保護者への指導・助言を行った結果、登校する頻度が多くなった、問題行動がなくなっていったといったものなどがあります。スクールサポーターの効果といたしましては、そういったような学校関係者等との連携により、非常に大きな成果が上がっているものというふうに考えております。

○河野哲也議員 続けて、スクールサポーターの今後の拡大を考えておられないか、警察本部長、お伺いします。

○警察本部長（鶴見雅男君） スクールサポーターは、先ほど議員からもございましたように、現在5名で、本年度1名を増員したところでありまして、効果的運用に現在努めているところでございます。今後の体制のあり方につきましては、必要に応じて、関係機関とも協議をしまいたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 以上で質問を終わります。（拍手）

○十屋幸平副議長 以上で午前の質問は終わり

ます。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野・明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 今回はゴルフで言いますとブービー賞であります。今回、幸福論がいろいろ出ましたけど、私は今、いい話がなくて、幸福論どころか、何かもやもやしております。そういうことで、今、日本の社会情勢は、高度成長時代とはまる反対の減少時代であります。例えば本県においても、項目だけ申し上げますと、人口、子供、農業、林業従事者、耕地面積、集落、宮崎空港利用者、鉄道利用者、観光客、製造業、商店数、労働力、税金、公共団体の予算、給与等の減少等、減少ばかりの中で、なかなか元気の出る話がありません。先の見えない日本の社会情勢、世界情勢であります。

そういう中で県民政策部は、本県の「未来みやざき創造プラン」なるものを作成いたしております。私たちは、これまでに経験したことがないような時代の大きな転換期に直面していると言っております。社会が大きく転換していく先に、豊かな未来の宮崎県を築いていくための挑戦であります。なかなかいいことが書いてあります。そしてまた総務部では「みやざき行財政改革プラン」が作成されております。県政運営においては行政と県民が健全なパートナーシップを築き、行政だけでなく、県民が総力を挙げて新しい宮崎県の姿を考え、その実現に向けて取り組む環境づくりがこれまで以上に求め

られている、まさしくそのとおりであります。この大転換期においてこのような理念を真に実行するためには、知事の強力なリーダーシップと職員のやる気、積極性、目的追求の意識が不可欠であると思っております。このような時期であればこそ、県職員は各業界と積極的に交わり、その業界の問題点を知ることによって、その業界が必要としている真の政策ができるものと考えております。最近、業界、首長から「県庁は変わった」という声を時たま聞きます。つまり、県と業界との間に何か乖離が生じているのではないかというのが私の感じであります。まずはこのような観点に立って質問をいたします。

まず、みやざき行財政改革プランについてであります。1ページめくりますと、「これまでの行財政改革の主な取組」というふうに書いてあります。最初に出てくるのは、宮崎県職員倫理規程、コンプライアンス推進委員会、宮崎県準公金等取扱規程の制定となっております。このことを裏返しますと、県職員はみんなコンプライアンス（法令遵守）に欠如している。まずはコンプライアンス（法令遵守）を実行しなさいというふうに言っているんじゃないかと思うわけです。皆さんも御存じでありますけれども、この背景はやっぱり、4～5年前の官製談合、預けの問題にさかのぼるのかなと思っております。官製談合は、知事とその周辺の一部の事件だったと思っております。それから預けの問題にしても、長年のあしき行政組織の問題だったと私も思っております。このことは前屋敷議員も4～5年前触れておられます。そういう記憶があります。最終の幕引きは「県庁全職員のコンプライアンスの欠如」という虚構で終えんしたと思っております。虚構とは、事実

そのままなく、作為を加えて一層強く真実味を印象づけようとする。つまりフィクションであります。そのときの知事の支持率は90%ぐらいありました。私は虚構の支持率かなと思っているんです。

そういう中で、倫理規程を見ますと、職員は、公共の利益を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。職員は、県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。こういうところを見ておったら「李下の冠」を思い出したんです。「瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず」、ウリ畑の中でくつを履くようなことをしたり、スモモの下で冠をかぶり直したりするようないぐさは、ウリとかスモモをとろうとしているように勘違いされる。いわゆる「君子危うきに近寄らず」、そんな雰囲気かなと私は思っているんです。しかし、君子の処世訓では、真に有意義に実践するためには、必要などときには瓜田に靴を入れ、李下に冠を正すことのできる真の勇気を持つ必要があるというふうにも書いてあります。そこでまず、倫理規程の中で原則禁止となっている飲酒、ゴルフ、香典の規定はどのようなことか、総務部長にお尋ねいたします。

後は質問者席のほうから行います。（拍手）

〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

県職員倫理規程についてでございます。倫理規程上は、利害関係者から費用を負担してもらったの飲食、利害関係者とのゴルフ及び利害関係者から香典などの金品を受け取ることは、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、原則として禁止されております。ただし、おおむね20名以上が

出席する立食パーティーや会議等での2,000円程度までの簡素な飲食であれば、利害関係者の費用負担による飲食が認められております。また、親族や友人といった私的な関係がある利害関係者との飲食やゴルフ、香典の受領についても一定の例外を認めているところであります。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 いろいろ倫理規程等で議論しますと、いいとか悪いとかいう話は、私も悪いとはよう言わんです。そういうことでちょっと議論したいと思えますけれども、例えばゴルフなんか、私は前よく行っていました。海外から見えたりとかね。1日しますと、その人となりもしっかりわかって、次の日は電話でもできます。それとか、利害者という言葉が出ますけれども、友達が利害者を連れてきた場合はいいですよといっても、はたから見た目はそんなふうには映らんのですね。要は利害者と一緒じゃないか、そういう話なんです。例えば関係団体のゴルフコンペ、これなんかどうなんですか、自費ならいいんですか。

○総務部長（稲用博美君） 利害関係者であります関係団体とのゴルフにつきましては、自費でありまして原則として禁止されております。ただし、県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合で、倫理監督職員の許可を受けたときは自費で参加することができます。なお、倫理監督職員が許可する場合としましては、企業誘致やイベントの誘致等の業務に関係しまして、利害関係者とのつながりを構築するのに有益であると認められる場合などを想定しております。

○中野廣明議員 特に商工観光労働部長は観光団体との総会とか多いんです。そういうのに気楽に行けないとなったら、どこで友達になって

情報を交換するのかなと思うんです。

次に、市町村長は利害関係者になるんですか。

○総務部長（稲用博美君） 倫理規程では、許認可や立入検査、補助金の交付や契約締結など、職員が職務として携わる事務に応じて利害関係者を定めております。したがいまして、市町村長につきましてもそのような県の事務の相手方となる場合には利害関係者に該当いたします。

○中野廣明議員 だから首長などが、「最近、県庁の課長はつき合いが悪いな」、変わったという意味はそういうことかなと思うんです。ここまで一々許可をとって、きょうは飲みに行きます、ゴルフに行きます、そんな話かなと思うんです。悪いとは言いません。

次に、講演を行う場合は倫理監督者（総務部長）の承認が必要となっているが、どのようなことでしょうか。

○総務部長（稲用博美君） 倫理規程におきましては、報酬を受けて講演や討論、講習・研修における指導、知識の教授、著述、監修、編さん、またテレビ・ラジオ番組への出演をしようとする際、それが利害関係者からの依頼による場合には、講演等に見合わない高額な報酬となっていないかなどを確認するため、あらかじめ倫理監督職員である総務部長の承認を得ることになっております。なお、大半は公務としての依頼でありますので、その際は、職員個人に対する報酬はもとより発生いたしませんし、県としての公平性や中立性、県の施策との整合性などを考慮の上、各所属において対応を判断しているところであります。

○中野廣明議員 だから、各課長とか部長とか、自分の業界でちょっと話をしとか言われ

る場合に、どこまで講演に入るのか。今、部長の答えがあったんですけども、そんなことを一々考えて許可をもらいに総務部長のところに行くというのは、こんなことは各部長に任せていいんじゃないかと思うんです。そこまで部長は信用できるのか。知事、どうですか。こんな講演の許可は各部長に任せていいと思うんですけど。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘の点、承認を要するケースがどの程度の数あるかにもよるわけですが、判断の客観性、統一性を保つ観点からは、職員の倫理保持というものを責務とする総務部長の統一的な視点でチェックするのが適当であるということで、このような仕組みになっているところであります。

○中野廣明議員 いいか悪いか私はわかりません。また後で聞きますけど。

次に、適正な給与管理ということがあるんですけど、部長、例えば東京に出張した場合、出張旅費と実際に使った金額なんか、どんな感じですか。

○総務部長(稲用博美君) 私についてのお尋ねでしょうか。

○中野廣明議員 はい。

○総務部長(稲用博美君) ありがとうございます。私の旅費について御心配いただくというのは、幸福度、それだけでも100点でございます。

旅費につきましては、ビジネスホテルに宿泊して普通の食事をするにつくまは、旅費で足りております。なお、業務として懇談会等に出席が必要になります。そのときの経費については、別途公費で支出することができるようになっております。

○中野廣明議員 今、こういうことを職員に聞

いても、なかなかみんな君子になってはつきり言いません。時たま聞きますけど、「今、出張に行く人はおらんです。赤字だから。特に海外なんか行っても」、そういう話です。例えば東京に行きますと、東京駅までは大体旅費が出る。東京から先の1日の活動費は1,100円しかないんです。弁当を食うか食わんかわかりませんが、弁当代、雑費ということで1,100円なんです。それで東京事務所の企業誘致担当に聞いたら、交通費は1日マックスで1,500円ということなんです。オーバーしたときは請求すればやるようになっていきますと。200~300円オーバーしたのを一々書いて請求するかと、そういうことなんです。競馬に例えると、一生懸命むちを入れて、一方では一生懸命たずなを引いて、馬は走っていいかとまっていいかわからんような感じ、これが今のこういう規程かなと思うんです。

最後に知事、どうですか、こういう問題、今までの知事のやり方、今度は知事の新しい——知事が旗を振れば職員がついてくる、そんな雰囲気にするためには、間違いじゃないけれども、難しいですけど、もうちょっと緩やかにできんかなと思うんですけど。

○知事(河野俊嗣君) 議員の御指摘の根っここの部分、思いというのはよくわかるところでございます。ただ、議員からも御指摘がありましたように、談合事件なり不適正支出、さまざまな反省のもとに、そういったことが二度と起こらないようなものをシステム全体としてつくっていくということで、このような取り扱いになっているところでございます。例えば、宿泊したときも必ず宿泊証明をとるということで、私は、先日、呉市に中国木材を訪問したときも実家に泊まったんですが、実家にも宿泊証明が

必要だということで親にサインをしてもらったというようなこともございます。そこまでして、しっかりとしたシステムでチェックをし合うということになっておるところでございます。一方で職員のやる気をそぐようなことになってはいけませんので、その辺のバランスを見ながら、適切な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 このことはやっぱり、知事の胸三寸じゃないですけど、知事の考え方でどうなるかということだろうと思います。

最近、「トップセールス」というのがよく使われたんです。知事のときじゃないですよ。今まで3回、この議場で「トップセールスで決まりました」という虚偽の発言に、私は鳥肌が立ちました。いわゆるごますり発言です。関係した職場はいっぱいおるわけですから、みんなそんなのはうそだと思っている。知事のトップセールスで決まったはずがないとみんなわかっておる。こんなことで部・課長の信頼ができるのかなと思うんです。私はトップセールスが悪いと言っているんじゃないです。正確に使っていただきたい。これは本当に、知った人が聞くと鳥肌が立ちます。議場で部長がこういうことをやり出すとどうしようもない。ぜひ正確に使っていただきたいと思います。

次に、林業公社についてお尋ねいたします。全国の林業公社数41社、廃止が4社、現在37公社、トータル借金1兆4,000億～1兆5,000億となっております。まず副知事にお尋ねいたします。今後の杉に関する政策と杉の需要と供給、価格については、国の見通しはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○副知事（牧元幸司君） 我が国の森林につきましては、戦後造成されました約1,000万ヘクタ

ールの人工林というものがございます。これが造林・保育による資源の造成期から、いよいよ資源の利用期、利用できる段階に入ったということでございます。このため国では、木材利用の拡大をより一層促進するという観点から、今後、長期的な視点に立ちまして、長伐期化の推進、あるいは針葉樹と広葉樹の針広混交林化など、多様で健全な森づくりを進めることにしているところでございます。さらに平成21年には、現在、約1,800万立方メートルが国産材の供給量でございますけれども、これを10年後には約4,000万立方メートルにするということ、そして国産材の自給率を50%以上とすることなどによりまして、森林・林業の再生や山村の活性化等を目指しました、いわゆる森林・林業再生プランを作成したところでございます。

そこで、杉材の需給あるいは価格の動向についてということでございますが、木材は国際商品でございます。外材の供給量、為替の状況等、国際情勢に左右されるということもございまして、その動向を見通すことはなかなか難しい点があるわけでございます。しかしながら、人口の増加等によりまして、特に中国におきまして木材需要というものが非常に増大をしておるということ、あるいはロシア材のロシアにおきます輸出制限という動きもあるということで、外材の供給に対する不透明感が増しているということでございます。一方、国産材に対する期待は確実に高まっている状況にあるのではないかと考えてございます。また、先ごろ成立いたしました東日本大震災からの復興を中心といたします国の第3次補正予算に伴いまして、今後発生いたします建築資材等の需要に対しても、国産材の安定供給が求められている状況でございます。

○中野廣明議員 副知事、今の杉の需要、これは副知事の考えですか。それとも国のそういう予想があるんですか。今、副知事が答えられた分は。

○副知事(牧元幸司君) 先ほどの答弁で、中国、ロシアの動向、あるいは杉材の需給価格についてのお話をさせていただいたところでございますが、これは、林野庁の森林・林業白書の内容等によりまして国において発表されております見解を引用したものでございます。

○中野・明議員 昔は、南方のラワン材を切り尽くせば杉が上がるという話があったんです。何のことはないです。切り尽くしても、また次が出るか、よその国から入るか。だから、今後の杉の需要も、ロシアの輸出制限、あるいは中国の需要増とかいうこと。中国とか韓国なんかも、議員も一生懸命やりましたが、全然家の様式も違うし、杉が売れるかどうか、需要があるかというのは本当にわからんことだと私は思っております。

次に、県の公社貸付金に対する国の平成20～22年度の特別交付税の総額、それから公社がこれまで支払ってきた元利合計額と、そのうち日本政策金融公庫に支払った元利合計額、そしてまた、これまで分収益金の地権者と公社の取り前分の合計は幾らになっているか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 林業公社への県無利子貸付金に対する特別交付税措置につきましては、平成18年度から実施されておりました、平成20年度から22年度までの交付総額は3億5,600万円となります。

次に、借入金につきましては、平成22年度までの償還した元金は267億3,900万円、利息は182億8,200万円の総額450億2,100万円であり、この

うち日本政策金融公庫への償還額は、元金130億5,500万円、利息102億200万円の総額232億5,700万円となっております。また、これまで土地所有者に支払った分収交付金と公社取り前の額の合計金額は26億100万円となっております。

○中野廣明議員 ちょっと聞き忘れたんですけど、県の無利子貸付額がありますよね。平成19年8月で見ますと、公社の検討会で130億円の改善効果があったと出ているんです。中身を見たら、100億円は県の無利子による効果なんです。今まで県の無利子を利息として考えた場合、どれぐらいになるかわかりますか。手元になればいいです。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 済みません。手元にございませぬ。

○中野・明議員 今、事実の数値を部長から言ってもらいました。要は銀行のためにやっておるような話です。450億とか、金融公庫に102億の利息、今までの地権者と公社取り前は26億しかない、そういう話なんです。そういう事実の数字をぜひ頭に入れておっていただきたいと思っております。

次に、第3期計画(平成20～29年度)の実績と計画はどのようになっているのか。特に県の償還金はどのようになるのか。また、後期(平成24～29年度)の経営改善策はどのようなことになるのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長(加藤裕彦君) まず初めに、第3期経営計画についてであります。実績の出ています平成20年度から22年度までの計画と実績の収支をこの3カ年の合計で比較しますと、計画では2,500万円のマイナスとなっておりますが、実績では9,300万円のマイナスとなっております。

ります。次に、この3年間の県貸付金実績についてですが、計画と同額の38億5,200万円となっております。

次に、公社の今後の経営につきましては、計画の最終年度である平成29年度においては、今回、過去最低の木材価格で試算したところ、12億3,400万円の資金不足が見込まれるところであります。そのため、公社においては経営改善策として次のような取り組みを行うこととしていく所です。1点目は、森林施業の効率化や木材の販売方法の見直しによるコストの削減、2点目は、帯状複層林施業により高い収益が見込める分収林においては分収割合の見直し、3点目は、金融機関からの借入金利息の軽減などでありまして、平成29年度までに4億円の収支改善を見込んでいるところであります。そのような上で、なお公社運営のために必要な資金については、県は貸し付け支援を行いたいと考えております。また、公社の社員である12市町村に対しても貸付金による支援を要請することとしております。この結果、平成23年度以降の県貸付金額は、第3期経営計画で当初予定していた額を含め73億5,800万円になると試算しております。また、29年度末における県貸付金残高は274億7,000万円となる見込みです。以上です。

○中野廣明議員 これも数字確認ですけど、3年の計画の中でも6,800万円も開きがあってマイナスになったということです。要は、杉が高く売れなきゃ、何ぼしても県から税金をつぎ込まんとやっていけんということだろうと私は思っております。

そういう中で、公社改革研究会がこういうことを言っているんです。「今回、計画を見直せば、県の新たな負担がなければ経営は成り立た

ないことは明らか。どれぐらい県なり県民が負担することができるか、最終的には財政課や議会が判断することである」、議会が判断すること。「そのための政策判断のための資料をつくるのが我々の役目であります」、研究会はそういうことを言っているんです。総務部長、県の財政を預かる担当部長として、公社の廃止、存続の検討内容についてはどのような理解をされているかお尋ねします。

○総務部長（稲用博美君） 林業公社のあり方につきましては、公社の廃止、存続はもとより、廃止した場合の分収林事業の取り扱いなど複数の選択肢について、それぞれのメリット、デメリットにつきまして検討が行われたものでありまして、県財政を預かる総務部といたしましても必要な意見を申し上げ、担当部局と鋭意調整を行ってきたところであります。具体的な検討につきましては、最低水準の木材価格をベースに公社の収支見通しを明らかにし、県財政に与える影響はもちろんのこと、森林整備の公益性あるいは地域経済面における役割など、さまざまな観点から有識者の御意見もいただいた上で行われたものと理解をしております。また、検討の結果、方針案に示されました収支見通しにつきましては、現時点で想定できる範囲内のものであり、今後の取り組みの中で積極的な経営改善措置を講じることで、可能な限りの収支改善を図っていただく必要があると考えております。

○中野廣明議員 ついでに、公益性とはどういうふうな認識か、部長にお尋ねします。

○総務部長（稲用博美君） 公益性につきましてはさまざまな面があると思います。いわゆる県土の保全という問題もあります。水資源の涵養ということもあります。また、地域経済の振

興ということとも関連するかもしれませんが、雇用の確保ということもある意味においての公益性等々多々あるものと思っております。

○中野廣明議員　そう言えばそういうふうになると思うんです。ただ、この場合、分収林面積、人工林が25万ヘクタール、分収林は1万ヘクタールしかないんです。これで公益性という言い方ができるかというのは、また議論のあるところだろうと思っています。

それと、この検討会は、私に言わせると、公社の廃止、存続そのものが、もともと存続ありきでやっておるんです。どっちがデメリットかメリットかというような話、そして収支がどうなるかという話を、今の検討では24年から29年の間の収支で比較しているんです。その間、補完すれば、12億入れれば、とりあえずやっていけるという話。廃止するとここで334億をどう処理するか。そういう話だったら幾らしても一緒です。そんな廃止論だったらね。今後、公社の廃止、存続というのは視点が全然違うと思う。これはまた議論させていただきたいと思っております。

これは総務省でありますけど、今、国の林業公社の経営対策等に関する検討会報告書が出ております。一定期間内の集中的な改革を推進する。将来にわたり継続的な経営の見通しが立たない場合には、林業公社は廃止しなさい。総務省、知事の出身地はそういうふう結論づけています。それで、総務部長、林業公社のあり方に関する県方針で、県は、公社の経営改善の取り組みについて指導・監督した上で公社の資金が不足する場合は、一定程度の運営資金が確保できるよう貸付金の増額による支援を行うとなっているが、公社は存続可能と見たから、今後このとおりに金を出さということだろうと思う

んですけど、存続可能というのはどこから出てくるんですか。

○総務部長（稲用博美君）　今回の林業公社のあり方に関する県方針（案）につきましては、県財政への影響を初め総合的な観点から検討いたしますと、現時点においては、第3期経営計画の期間であります平成29年度末までは公社を存続させることが最良の選択であると判断されたと認識しております。県といたしましては当面、計画終期の29年度まで必要な公社運営資金について支援を検討してまいることとなりますが、その際は、木材価格の動向や国の制度の状況など情勢の変化に留意しますとともに、公社自身に最大限の経営改善努力を求めまして、毎年度その成果等を厳しく点検・評価していく必要があると考えております。5年間の計画の中で、毎年度毎年度厳しく点検・評価をしていく、チェック・評価をしていく中で、当面はこのまま存続することが最良の選択であるというふうに判断したものと思っております。

○中野廣明議員　私も、何も今つぶせとかそんな話じゃない。どこかでけじめをつけなきゃ仕方がないだろう。私は今、29年度まで残すのが最良の選択というか仕方がない、そう思っているんです。どこかでけじめをつけなきゃいかん。要は、県が金を出さないことには何もやっていけんということですよ。

もう一回総務部長にお尋ねします。公社の資金が不足する場合、「一定程度の運営資金」という言い方、これはどういう意味でしょうか。

○総務部長（稲用博美君）　林業公社に対しましてはこれまで、平成19年度に策定しました第3期経営計画に基づきまして、毎年度一定の無利子貸し付けを実施してきたところであります。今回の県方針（案）では、現時点で想定で

きる範囲内の収支見通しを明らかにしておりますが、第3期経営計画で予定していた貸付額に加えまして、今後の公社による経営改善に向けた取り組みや関係市町村からの支援等によってもなお不足する分について、一定程度ずつ増額していく必要が生じたものと理解しております。具体的な貸付額につきましては、今後、毎年度の予算編成の中で公社の経営改善等を精査の上で総合的に検討してまいることにはしたいと考えております。

○中野廣明議員 言葉じりをとらえれば、今までちゃんとせんかったかという話にもなりますけれども、いずれにしても、今のところは県が出さんことにはでけんということでもありますから、それで仕方がないのかなと思うより仕方がありません。

また、「公社のあり方そのものの決定権限は公社にある。今後も県は貸し付けを行おうとしている。事実上は、県という組織が公社のあり方について実質上の権限を持っている。議会は県の予算を決定する機関であることから、今後の公社のあり方は実質的権限を議会が持つことになる」、そういう言い方もしてあるわけです。だから、結局この問題は、どこが責任とるかという話じゃなくて、しっかりどこかで整理をせんといかんのじゃないか。知事が予算を出して、議会が認めんという話なのか。そういうことをどこかでけじめをつけんといかんと思っているんです。

知事に聞きますけど、今、公社は、自己資金も枯渇し借入金も返済できない状況だ。県が税金を投入しないと公社継続はできない。現状では、杉の価格、需要の高騰も見込めない。県内の森林面積は59万ヘクタール、そのうち民有林は25万ヘクタール、そして分収林は1万ヘクタール。

この1万ヘクタールを維持管理、売買するために、これまで利息を183億入れ込んできた。現在の借入金残高が339億、これが総投資額かな。聞いてもはっきり出ません。分収林の今の時価相場97億という見方です。これまでの地権者、公社の取り前は26億円、平成80年度の方収林契約最終年度では205億円の収支不足になっているということなんです。そして、再度、繰り返しますと、日本政策金融公庫、元金130億円、利息102億円、今まで232億円払っておるわけです。この問題はだれに責任があるかとかそんな話じゃないと思うんです。だれかがどこかで——平成80年まであと55～56年持つていくのかということなんです。そうなるとやっぱりここは——知事は林業公社の理事長でもありますよね。私は、とりあえず知事の責務かなと。そういう案を出して、議会がどうするかというのはまた議会の責務でもあると思うんです。とりあえず、総務部長も29年までするのが最良の方法だと。私もそれでいいと思っている。第3期経営計画の結果次第では、やっぱり公社清算に入るとかそういう決意を持って出していただかないと、私は、こんな状況で「はい、賛成です」とか予算の賛成なんかできんかなと思ってるんです。知事の決意のほど、考え方をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 林業公社につきまして公益性というお話がございました。森林所有者等が整備が困難な奥地の森林などを森林公社が賄い整備をしている。それによりまして国土保全、水源の涵養、多様な公益的機能を果たしている、また雇用等も確保しているということでございます。

今御指摘がございましたように、平成80年度で多額の収支不足が見込まれるような大変厳し

い状況ということで、これについては重く受けとめておるところでございます。もうそのときには自分はこの世になく、それを見届けるということもできないわけでありまして。だからこそ、今この時点で、どのような考えで、どのような情報に基づき選択したのかということをしつかりと県民の皆様にも説明した上で、ベストの選択をしていくことが必要であろう。県議会はということでいろんな記述がございましたが、そういう意味で丁寧な説明を行っていくことの記述でございます。

これまで総務部長等答弁いたしましたように、今後の木材価格の動向というものも大変大きな影響もございますし、国の制度、現在、高率の補助が活用できる、また特別交付税による支援というものもございます。そういったものをトータルでとらまえて、現時点では公社として存続させることが最良の選択であるという判断でございますが、また今後の状況というものをしっかりと勘案しながら、平成29年度のチェックの時点では、改めてその存廃も含めてあり方についてしっかりと考えてまいりたいというふうに考えております。

○中野廣明議員 本日に国内の公社では今、560億、537億、566億、671億とかみんな借金を抱えております。そういうことにならないように、我々はしっかりと議論すべきだと思っております。29年、まだ先の話であります。とりあえずことしの予算もありますから、その間、部長も含めて、総務部長、しっかりとまた議論していただきたいと思っております。今のままでは、私は、ただ賛成とは言えないような気がします。

次に、スマートインターチェンジの設置についてお尋ねいたします。

大分一宮崎の高速道路も2年先にはおおむね

でき上がり、本県の産業に大きな効果をもたらすものと期待しております。また、スマートインターチェンジの設置は開通効果をさらに増大させると同時に、その地域の発展に寄与するものであります。今、国富町はもとより、綾町、宮崎市、日向市、これは西村議員からもありました。国富町のスマートインターチェンジの設置を強く望んでおります。国富町が中心になって活動を始めています。その取り組み状況、県の考えを県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(児玉宏紀君) スマートインターの整備に当たりましては、地元自治体が国、県、市町村、それから高速道路株式会社等から成ります地区協議会を設立しまして、採算性等の検証を行った上で連結許可申請を行う必要がございます。このため、今、議員からお話ありましたように、国富町が主体となりまして、昨年度に地区協議会設立の事前準備として関係機関による勉強会を立ち上げ、必要性や整備効果等につきまして検討を進めてきたところでありまして、先月18日にも勉強会を開催したところでございます。県といたしましては、スマートインターチェンジは地域振興や利用者の利便性向上に寄与すると考えておりますことから、この勉強会の検討結果や国富町の意向も踏まえながら、早期に地区協議会を設立できるよう関係機関との連絡調整など積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私は今、このことだけが楽しみなんです。何もほかはないけど。知事、夢で終わらせんように、ぜひ頑張ってください。部長もですね。

次に、海外からの誘客対策についてであります。

宮崎県の外国人客は、シーガイアオープン当

時、平成5年に宿泊者数2万6,000人、これまでに最高で平成10年に18万5,000人、平成21年で6万4,000人に減少しております。このような中、日本一台湾の国際便はオープンスカイになり、鹿児島空港には来年3月、台湾から週3便の就航予定と聞いております。ことしの8月1日には、鹿児島の上海便は週2便から4便に増便されている、こういうことであります。私は、宮崎は本当に、このままにしておいたら取り残されるんじゃないか、そんな危惧を持っております。新たな路線開設をだめもとでいいからどんどんやるべきだと思いますけど、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 本県では、ことし6月に策定しましたアクションプランにおきまして、中国などとの国際新規路線の開設に向けた動きを活発化させることとしております。このため現在、いろいろな観点から開設の可能性や、どの都市との路線が本県にとって有益かなどにつきまして検討を始めておりまして、先般は上海や北京に拠点を置く航空会社等を訪問しまして意見交換を行ったところでございます。その意見交換の内容でございますが、例えば、今御紹介ありました鹿児島一上海便でございます。現在、中国東方航空が運航しておりまして、ことしの夏に増便いたしました。台湾便とは逆のパターンで、鹿児島便に加え宮崎便も就航していただけないか、そういう動き。あるいは南九州には北京便がありません。このあたりは、北京を拠点とする中国の航空会社であります中国国際航空などに対しまして、宮崎一北京間の就航ができないか、そういう点について意見交換等を行っているところでございます。

また、中国に関してちょっとつけ加えますけ

ど、今、オープンスカイになっておりません。したがって航空協定がありまして、日本の運航地点として宮崎は入っていないわけですが、実は定期便とほとんど同じでありますプログラムチャーター、こういう手法がありまして、その就航をまずはお願いしていく、そういう取り組みもやっていく必要があると思っています。

新たな航空路線を開設するためには、長期的な視点に立った継続的な取り組みが何よりも必要でございます。引き続き、情報収集あるいは実現可能性のある航空会社への訪問、あるいは具体的な要望活動を粘り強く重ねていきたい、そういうふうに思っています。以上でございます。

○中野廣明議員 宮崎は新幹線もない、このまましておるといろんな面で乗りおくれる。知事、こういうときはトップセールスでいいんですよ。部長とかね。やっぱり知事が行けば、相手は社長が会ってくれるんです。営業が行ったら下の人しか会ってくれない。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、カジノ誘致についてお尋ねいたします。

先般、日経新聞に、政府は来年度カジノ法案を提出するという記事が目につきました。民主党であります。先進国の中でカジノがないのは日本だけ。宮崎の観光の現状、将来を考えると、このままでは本当に先細りの感じがしてなりません。カジノは、雇用、税収、観光客誘致等大きな効果が期待できると思っております。知事のカジノ誘致に対する考え方をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先日、マカオを初めて訪問したんですが、そのときに泊まったホテ

ル、客室が3,000室ということで、中にショッピングセンター、レストラン街、それと大きなカジノがございました。そこに群がると思いますか、中華系の皆さんがずっとやっておられました。12時前と朝出発の前、5時半ごろも確認したんですが、同じような状況です。本当に不夜城というイメージでございました。それを見ていると、そこにある購買力といいますかお金が非常にもったいないなど、それを何とか取り込むことはできないのかという思いがいたしております。

カジノにつきましては、大きな集客力もありますし、地域経済や雇用面での期待もできる場所でもあります。一方で、治安、それから青少年に対する悪影響の問題、ギャンブル依存症などの課題もあると言われておるところでございます。これまでも国におきまして、超党派のカジノ議連等でいろんな議論がなされておりました、私も総務省の地方債課というところにおりましたときに、宝くじ担当、まさにカジノ担当でもおりましたので、そういう議連での議論というのにも参加をし拝聴しておりましたが、なかなか制度化に向けて難しい状況もあるということでございます。いずれにせよ、国による法律制定なりの対応が必要になるわけですが、今後とも、私ども宮崎としては関心を持ってその動向に注目をしながら、制度化に向けた方針等が明らかにされるような段階になりますれば、県民の皆様と幅広い意見交換をさせたいきながら、県としてもしかるべき対応を検討してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 積極論から慎重論に変わったかなと思いますけど、ぜひ頑張ってください。

次、口蹄疫関連。山田前農林水産大臣が「口蹄疫レクイエム 遠い夜明け」を出版しており

ます。農政水産部長、読んでおれば感想をお聞かせください。

○農政水産部長(岡村 巖君) 「口蹄疫レクイエム 遠い夜明け」ですが、私も読ませていただきました。その感想ということでございますけれども、その本の中では、著者であります山田前農林水産大臣が、当時副大臣として、国の現地対策本部長として、ワクチン接種の決定や国道等への全車両消毒に向けての消毒施設の迅速な設置、また国、各県からの応援の確保などにつきまして、県とか市町村、また農家等関係者といろいろ意見交換していただきながら進め、取り組んでこられた経緯などが非常に臨場感を持って書いておられます。我が国で初めての感染拡大という事態の中で、現場も相当混乱していたわけですが、現場の混乱を含めた対応の大変さを、改めて思い出させていただいたということでございます。

こうした一連の取り組みの中で、早期の終息や口蹄疫対策特別措置法、また家畜伝染病予防法の改正等につながったわけですが、元大臣を初めとした国、また関係いただいた全国の皆様には、改めて、本当に心より感謝の気持ちを持ったところでございます。

また、この本の中でも描かれておりますし、農家の方々や職員と話す中でも、常に深く感じるところですけれども、口蹄疫の今年の発生時には、口蹄疫ウイルスという見えない敵との戦いの中で、農家の方は一番大変でもとよりなんですが、国、県、市町村、また関係団体、自衛隊や警察の皆様、それぞれのお立場で、さまざまな状況の中で、本当に多くの悩み、苦しみ、また深い悲しみがあったということも深く感じた次第でございます。二度と同じことを繰り返さないということを肝に命じ、また、国や県の

検証委員会からもさまざまな御指摘をいただいておりますので、二度と発生させないための事前の対策及び、万が一発生した場合の迅速、的確な対応につきまして、防疫対策の強化等については全力で取り組む使命があるということを再認識した次第でございます。

○中野廣明議員 丁寧な説明をいただきましたけど、私の期待の半分しかありませんでした。この中で言っていることは、埋却地がなくていかに困ったかというのが3分の2なんです。そういうことを感じてもらいたかったけど、余り出らんかったな。

次に、県警本部長にお尋ねいたします。幹線道路における防疫消毒、交通どめに関して、県警の役割はどうなっているのかお尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 口蹄疫の防疫に関する警察活動は、家畜伝染病予防法に基づきます県、市町村の防疫活動を支援するものがあります。主な警察の活動といたしましては、発生から72時間以内の発生場所への通行の制限または遮断、そして消毒ポイントにおける交通の危険防止やトラブル防止のための固定配置、あるいは誘導、警戒等の支援活動に当たってきたところであります。また、道路に消毒ポイントを設置するためには、警察署長の道路使用許可が必要でありますけれども、事態の緊急性にかんがみまして、口蹄疫発生の際は例外的に、休日や夜間であっても申請を受け付けたり、電話による仮受付などでも対応するなど、消毒作業がおくれることのないよう措置をとったところでございます。万が一、今後また口蹄疫が発生しましたら、迅速・的確な対応ができるよう関係機関との連携をしっかりととってまいりたいと思っております。

○中野廣明議員 本部長に聞いたのは——ここにこう書いてあるんです。「山田は、政府の現地対策本部長として県の担当者に詰問した。

「どうして一般車両の消毒はやっていないのか」「そんなことをしたら国道10号線が大渋滞を起こしてしまいます」「今や交通渋滞を云々する場合じゃないだろう」というようなことで、幹線道路の使用はどうするかということを確認しておいたほうがいいかな。やっぱり最初は本部でしっかり口蹄疫対策をとることだろうと思います。

部長、口蹄疫は本当の検証をして、何が原因であれだけ出たのか。今やっていることは起こる前の消毒ばかりです。一番困ったことは隠さずにしっかりそこをやらないと、二度目起こったときはまた同じことを繰り返すんじゃないかと思っております。本当に虚構じゃだめだと、しっかり本音でやっていただきたい。

知事、もう時間がありませんけど、今、本当に、全国、世界的にもそうですけど、宮崎がよくなるかどうかは知事のリーダーシップ次第です。みんなついていくような雰囲気をつくって頑張ってくださいと思います。終わります。（拍手）

○外山三博議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） 今議会最後というかことし最後の一般質問になりました。よろしく願いをいたします。

質問に入ります前に、去る11月22日に川南町漁協所属のマグロはえ縄漁船火災事故によりまして、4名の方がとうとい命を落とされました。ここに心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、まず知事にお伺いをしてまいります。

初めは、国と地方公共団体との人事交流についてであります。

本県の県民の方々が大変大きな関心を持って見つめている中で、知事は、県の副知事として農林水産省から牧元氏を起用になりました。こういった国からの受け入れというのは、本県に限らずでありますけれども、全国で広く行われております。そしてまた同時に、逆に地方公共団体から国への出向というのなされておるわけでありまして、こういった人事交流というものがなされる目的というのはどこにあるのか、まずお尋ねをいたします。あわせて、その現状についてもお聞かせをいただきたいと存じます。

ところで、本県におきましては、申し上げましたように、今の副知事・牧元氏を初め、合計14名の国からの職員の受け入れをいたしております。そしてまた本県からは、東京事務所所属の各省庁への派遣を除いて、7名の方が国へ出向いております。こういった人事をやっておられるわけですが、まず、知事として、こういった国との人事交流については基本的にどうお考えなのか。これを今後続けていくとするならば、こういった方針でお続けになるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

以上で壇上の質問を終わりました、後は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、国と地方の人事交流についてであります。その基本的な考え方ということでございますが、国と地方の人事交流につきましては、平成10年に閣議決定された地方分権推進計画などにおきまして、国においては、相互理解の促進、広い視野を持って政策課題に取り組むこと

ができる人材の育成の観点から、相互・対等交流の促進を原則として交流を進めることとされております。また同様に、地方公共団体におきましては、人事交流の促進について積極的に検討することとされておるところでございます。このような方針に基づき、国と地方との人事交流につきまして、直近の国の公表資料によりますと、平成22年8月15日現在、国から地方公共団体への出向者は、都道府県への1,220人を含めて合計1,666人、地方公共団体から国への出向者は、都道府県からの1,813人を含め1,996人となっております。これは国全体の人事交流の状況と考え方でございます。

次に、本県における人事交流の考え方についてでございます。県政の重要課題に的確に対応し、県民本位の県政を推進していくためには、行財政運営につきまして豊富な知識と経験を有する人材を幅広く求めていくことが大切であると考えております。あわせて、県庁内部におきましても、柔軟で幅広い視野や高度な政策立案能力を持つ若手・中堅職員を育成する必要があるという考え方から、国との人事交流を行っているところであります。本格的な分権型社会を構築していく上では、国と地方が対等の関係を構築する必要があると考えておるところでございますが、このような人事交流は、本県の抱える行政課題への対応、まずはこれが基本であります。さらに、県と国の相互の実情の把握、連携の強化、さらには人的ネットワークの形成にもつながるものでありますし、人材育成という点からも大変有効であるものと考えておるところでございます。今後とも必要な見直しを検討しながら、本県と国の双方にとってより効果的な人事交流というものを行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 知事に、今の人事交流について引き続きお伺いします。国から都道府県へ1,220名、逆に都道府県から国へ1,813名出向いておるということであります。その基本は、まず対等を旨とするということでもございました。しかしながら、どうも率直に、本当に対等なのかなという感じが払拭できないわけがあります。例えばなんですけれども、本来、地方の立場を一番わかるべく、そしてその上に立つべき総務省でありますけれども、先ほどの1,220名の中の203名は総務省から地方公共団体へ出ております。その中の14名が副知事、34名が部長以上ということで、部長以上が48名なんです。逆に、地方から国へということでの1,813名、この中に課長以上は1人もいないんです。室長が1人。ただ、これは総務省49名の中ですけど。全体で言われました1,813名で見ても室長クラスは2人。具体的には消防大学の副校長と苫小牧の国土交通省の室長待遇の方がありました。こういったのを見たとき、本当に対等と言えるのかなという感が率直にいたすわけでありますけれども、知事はこのことについてどう考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘にありましたように、人数という面でも1対1となっておるわけでもございません。また行き先のポストという面でも、今御指摘にあったような実態があるところがございます。これまでもさまざまな見直しがなされておるところでございますが、今後とも、分権改革の基本的な発想である対等ということで、人事交流につきましてもさらなる見直しが必要であると考えております。

○坂口博美議員 そのこのところとあわせてもう一つ疑問なのが、その目的というのが人材育成

にある。分権時代にしっかり受け皿となれるような地方公共団体の体制を整備する目的だというふうな趣旨の答弁でありました。地方分権推進計画、閣議決定をされたのが平成10年でありますから、10数年が経過するわけですから、こういった精神が改めてうたい込まれて。しかしながら、例えば本県を見てみますと、具体的に挙げて恐縮ですけれども、総務部長とか副知事とか財政課長というところが結構多いんです。現在は県庁生え抜きの方が財政課長、総務部長ですけれども。では、なぜそこが受けざるを得ないのか、人材が育たないのかということ。そうじゃないと思うんです。立派に仕事をしていただいている。ここのところもしっかり今後は、県の立場でぜひ守っていただきたいと思うんです。

先ほどの1,220名の中の121名がたしか部長級以上だったと思うんです。その中の48名は総務省なんです。国土交通省が40名、2つで圧倒的に占めているんです。地方の立場に立って本気で人材を育成していただきたいし、その精神にのっとりた国との人事交流というものを構築していただきたいと思っておりますけど、改めてまた御答弁をお聞かせいただきたいと存じます。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘にありましたように、本県職員の中にも、もちろんそれぞれのポストにふさわしい知識、経験、能力を有する職員多数育っております。一方で、先ほど申しましたような行財政課題の対応というのもございますが、国、地方のいろんな意味での交流なり連携を図っていく、人的なつながりをつくっていくという面もございますので、その辺のバランスを勘案しながら、今後とも適材適所で、県庁の内部、外部を問わず人材の登用に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。
先ほどの中野議員の質問でもそういった交流の大切さは十分理解しますし、僕らも上京いたしまして、要望活動等でここに過去おいでになっていただいた方がおられるとほっとして、その効果というのは十分感じるんです。でも、やっぱり人材育成というのは——また地方にとっては自立というのも大切な課題でありますので、そこを含めてよろしく願いをいたします。

また引き続いて人事問題で恐縮ですが、副知事の2人制について、知事に考え方を聞いてみたいと思うんですが、これは通告していなかったんですけれども。

今、議会の多くがそう感じているんですけれども、どうも最近の県職の方々、事なかれを期待してというのか、何か小さくなったような気がするんです。そういったことを感じている方はたくさんあると思うんです。じゃ、河野知事が副知事であった時代、あるいは今の牧元副知事、優秀ということは衆目の一致するところで、大変すばらしい人材というのはみんなそう思っておるところです。しかし、結果的にどうも、閉塞とは言わないけれども、何かそういった空気が感じられるわけです。これが何なのかなと思うんですけれども、いつかは東京に帰っていく人、いつかはよそに帰ってしまう人というものが壁になったり、いまひとつ遠慮があったりするのかな。こんなお話をすると、知事も副知事も、我々は命がけで宮崎のために頑張りたいのに、心外だと思われるやもしれませんが、現実的にそういうものを感じておる議員が多いんです。県民の方からもそういうお話を聞くんです。これは何なんだろうと考えるんです。

御案内のように、宮崎県は再置県、明治16年

から官選知事が35代続いております。この35代の官選知事の中で11名は2年以内に東京に帰ってしまっているんです。ひどい知事というのは、「宮崎の知事を命ず」という辞令が出たたん、そんなところに行くならおれは公務員やめたということで辞表を出したり、宮崎の知事の辞令が出ても、とうとう宮崎に来んまま、4カ月で、ごねて中央にまた異動させてもらったりとか、とにかく2年以内が11名なんです。4年といたら本当ごくわずかしかないんです。そういうのに県民は怒ってしまって、宮崎は知事の練習舞台じゃないぞという騒ぎを県庁前で起こしたこともあるわけです。これは今は時代も違うし、異次元の話ですけれども、そういったDNAというのを受け継いできているのかなという感じがなくてもいい。ちなみに、これは知事がそうだというんじゃないんですよ。広島出身の知事というのも1人、19代知事がいらっしやいまして、この方は1年1カ月いてくださったのかな。それと広島ゆかりとなるとあと2人いらっしやいまして、32代と35代。1人は1年いなかったのか。もう1人は1カ月ですけど、これは昭和22年の例の最後の県知事で、これは制度的に変わったから仕方なかったんですけど。それで県民は、お2人に、心外と思っても、理解できないという部分がDNAとしてあるのやもしれないんです。

そんな中で、全国の状況を見たんですけれども、今、本県を含めて1人制が15県ございます。ことしに入って、3月に長野県が2人制へ、そして4月に長崎県が2人制へ。15の中の2つが九州では佐賀県と宮崎県なんです。ほかにも、2人から1人に減らしてまた2人にふやしてきているところもあるということで、一つには、我々は単純に、1人減らせば人件費の節

約じゃないかということを書いていたんですけど、仮に2,000万の費用をかけてでも、20億、200億の県民サービスのかさ上げというんでしょうか、サービスの増大、質の向上ができれば、このことについてはかたくなに聖域とすべきじゃないと思うんです。これは通告も何もしておりませんでしたから答弁のしようがないやもしれませんが、できますれば、知事が御判断になることですから、何か考えがあればお聞かせをいただけるとありがたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今、過去のデータも含めてさまざまな御指摘もいただいたところでございます。私も牧元副知事も県外出身でございますが、牧元副知事はいずれ農水省ということでございます。ただ、私は総務省のキャリアもすべて捨てて退路を断って、まさに骨を埋めるということで今務めておるところでございます。ぜひその覚悟は御理解をいただきたいというところでございます。

副知事の2人制の御指摘でございます。これは以前も答弁申し上げましたが、以前そのような提案がなされたときに、その当時のいろんな状況があるということでございますが、やはり、行革の観点からいかなものかということで実現がなされていないところでございます。また、さらに財政状況が厳しくなるときに、それが理解が得られるかどうかということ強く感じるところでございます。

牧元副知事の選任に関しましては、これまでも御説明申し上げましたような、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳さまざまな農業被害がある中で、しっかりと農水省との連携も図りながら取り組んでいきたいという政策的な課題に基づく選任で、実際、現場にも足を運んでいろん

なことをきめ細かく対応いただいているところでございます。それに加えて、今、議員から職員の士気についても御指摘があったところでございます。2人制にすることに伴うコスト、その効果、それから職員、県民の皆様に与える影響さまざま勘案しながら、一つの御提案として受けとめて、私なりに考えさせていただきたいと思えます。

○坂口博美議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思うんです。決してだめだというんじゃないんです、よそからおいでになっても。そうじゃなくて、何か感じるものがあるんです。特にこれから行政というのは、市町村との連携とか、場合によっては痛みを伴わせることのお願ひとか説得、そういったときに、申し上げましたようにDNAが仮に県民性としてあるならば、なおさらのことこれはやっぱり考えていただきたいと思えます。気象予報士よりも、そこに住んでいるじいちゃんの天気予報のほうが当たるわとかそういう話、そこらを県民の皆さんにどう理解していただくかという作業、その前に当然、損益の判断というものがあるでしょうけれども、そういったことに取り組んでいただければなということ強く期待をいたしております。

次に、今度は地方交付税関係についてお聞きしたいんですけども、せんだって国の概算要求がなされました。それを見ますと、この議会でも質問があったんですけども、総務省の地方交付税要求額が約17兆1,000億円、対23年度比で3,000億円ぐらゐの減です。これは今までの経験則からいくと、本県に30億ぐらゐのマイナス影響が出るのが心配されるんですけども、こういった交付税含めた財源の不足というか、その確保とか影響等についてどのようなお考えをお持ちか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘のありましたような、9月末に示された概算要求時点の総務省の地方財政収支の仮試算、あくまで仮試算でございますが、今お話がありましたように、地方交付税の要求0.3兆円の減になっておるところであります。国におきましては、地方税、地方交付税、臨時財政対策債を合わせた地方の一般財源総額につきましては、前年度並みの水準を確保するという方針のもとに仮試算がなされておるところでございますが、本県の場合、自主財源が乏しく、依存財源の占める割合が大変大きいところがございますので、まずは地方交付税として確保していただくことが大変重要であると考えております。現時点では概算要求に基づく見込みでありますので、今後の税制改正の状況なり地方財政対策の議論の動向を注視していく必要があると考えておるところでございますが、本県としては交付税の総額の確保というものを強くこれからも求めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 総額確保というのは当然入り口ですけれども、問題はその後だと思っております。きょうは避けますけれども、まず基準財政需要額の算定のあり方でありまして、今の税と配分の一体的な改革、特に今、32～40%という要望事項も上げておられますけれども、その具現性が見通しとか、ここらをお県にとってどういう選択がいいのかしっかり判断していただいて、ぜひとも強い活動を期待いたしておきたいと思っております。

また、国の概算要求に関してですけれども、これについては、まず一つには中期財政フレーム、もう一つには概算要求の組み替え基準というんですか、これと照らし合わせて、社会保障費の自然増への対応も含めた中での概算要求を

やるんだと。具体的には、公共事業でありますとか、裁量的経費の一律10%カットということが基本でなされた概算要求でありますけれども、そうなりますと、こういった部分に具体的には補助金、国庫支出金として大きく依存している本県にとっては大変気がかりなところなんです。まずは国の必要な裁量的・公共的予算の確保というのが大切になると思うんですけれども、国がまずその予算を確保することについて、知事としてはどういう対応をしていかれるのかお聞かせをいただきたいと存じます。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘のあったような概算要求組み替え基準によりまして、義務的経費を除くほとんどの経費が一律10%削減とされている。また、別枠措置とされております日本再生重点化措置につきましても、7,000億の予算枠に対しまして要求が2兆円出されているということでございまして、地方向け補助金を含む来年度予算の見通しは、非常に厳しい状況にありますし、先行きが不透明だと不安に思っておるところでございます。自主財源に乏しい本県におきまして、今後とも必要な社会資本整備を図る、また県民に必要なサービスを提供していくためには、しっかりとした予算の確保というものの、国からの補助金は欠くことのできないものであるというふうに考えております。これまでも政府や各省庁に対して要望活動を行ってまいりました。道路予算につきましては、先日も御説明申し上げましたような国土交通大臣への要望なり、また民間での70万人署名なり女性の会の動きなど、いろんな県民総力戦で取り組んできたところがございますが、今後ともさまざまな機会をとらえてさらに強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今答弁の中にありました日本

再生重点化措置の閣議決定枠の7,000億ですけれども、これに2兆円近い要望がなされて、これからその確保合戦ということになるんでしょうけど、今回、要望として上げられている再生枠ですが、例えば防衛省、これは国家防衛のための警戒でありますとか監視のための燃料費、そのための装備の維持補修費、あるいは原子力災害時における対応のための装備費、それらを含めて前者が660億ぐらいですか、後者が97億ぐらい、合わせて防衛省だけで960億。それから農水省に至っては、戸別所得補償の米価の価格変動への補てん金としての1,020億ですか、これと合わせて総額で1,506億を要望しているんです。そのほかにも、額は小さいながら、会計検査院でありますとか皇室費、裁判所費、国会費、ほとんどが義務的な経費なんです。どこにターゲットがくるかという、国土交通省の6,600億余りの復活予算だと思うんです。これが10マイナスの1.5掛けですから、仮に3分の1しか認められないと、対前年比で95%になってしまう。そうになると、言われましたように直轄の重点配分ですから、直轄で食ってしまっただけで、仮に国が対前年98%も食ってしまったら地方には91~92%しか来ないわけです。

毎回問題になりますように、本県のインフラ整備、あるいは危機への対応といった急ぐところばかりなんです。大変なことになると思うんですけれども、こういったことを考えるときに、知事として公共事業費の確保というの大きな仕事になってくると思うんですが、これに対しての考え方をお聞かせいただきたいと存じます。

○知事（河野俊嗣君） 公共事業予算に関してでございますが、国土交通省などに要望に参りましたときに、ミッシングリンクというような

ことで東九州自動車道等も含めて予算要求をしたという説明を受けまして、大変心強く思った一方で、今御指摘のありましたような、重点化措置の枠については義務的なものはかなり含まれているのではないかと、公共事業にどれだけ回されるだろうか、大変厳しい状況になるというような認識でございます。ただ一方で、本県は全国に比べておこなっている高速も含めたインフラ整備をしっかりと進めていく必要がございますし、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策など数々の公共事業を取り組んでいく必要がございます。そのようなところで大変厳しい財政状況でございまして、第3期財政改革推進計画に基づく一定のシーリングは行うこととしておりますが、特別枠の地域経済活性化枠（仮称）を設けて、何とか地域経済の活性化を図るということ、この予算の中のやりくり、また国の今後の予算編成の状況等を勘案しながら、しっかりと財源を確保してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ないそでは国も振れないでしょうから、今言われたように、より効率的な予算の執行に向けて一層の努力をお願いしておきたいと思っております。

ここで一つだけ会計管理者にお聞きしたいんですけれども、今、県は幾つかの基金を持っております。当然これは運用されていくわけですが、この基金がどのようになっているのか、また運用の実績がどうなのか、運用に際しての基本的な考え方はどういうものをお持ちなのかお聞かせいただきたいと存じます。

○会計管理者（豊島美敏君） 基金につきましては、平成22年度末現在ですけれども、41の基金があり、その残高が約1,250億円となっております。また、その運用により平成22年度は約1

億7,200万円の利子収入を得たところでありませぬ。こうした基金の運用につきましては、地方自治法において、「最も確実かつ効率的な方法により運用しなければならない」とされており、これを前提としまして、ペイオフ対策などによる元本の確保、またいつでも現金化が可能となるような流動性の確保、そして収入確保のための効率性の追求を基本的な考え方として、定期預金や国債等により資金運用を行っているところでありませぬ。今後とも適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ありがとうございます。今の基本的な考え方からすると、定期預金と国債ということだったんですけど、具体的には、いつでも現金化となると、サイトの問題で大方が定期預金かなと、金利を常に気を配りながらの運用かなという気で、少しは安心したんですけど。

と申しますのも、この問題をあえて取り上げたのは、一つはギリシャに端を発したユーロ危機です。国が背景にある国債だといっても、安心できる時代ではなくなったと思うべきだと思うんです。ですから、国債は安心だよということでそこに簡単に投資というのは、運用の面ではちょっときつくなってくるのかなという気がいたします。我が国の国債は心配ないと思われるかもわかりませぬけどです。僕もそう思っていたんです。日本政府の財政に対しての管理はしっかりしていて、日本は違うがなと思っていたんですけど、そうでもないんじゃないかと思えることが、今回の国の3次補正です。総額では106兆4,000億で、12兆1,000億余りの増額補正をやったんです。これはこれで歓迎すべきことなんですけど、問題は赤字国債なんです。平成23年の当初予算には、歳入では赤字国債によ

る部分というのが38兆2,080億円あったんです。これがせんだっての3次補正のときには36兆9,880億、だから1兆2,200億の減額です。

今の政府・与党、あるいは財務省あたりは仕分けまでやって徹底した無駄の削減をやっているんだということで、大いに期待されているところですけども、申し上げましたように12兆に上る増額補正です。国債も赤字国債です。そういうときに減額を1兆円余りもされるなんていうのは、僕の頭では理解できない行為なんです。もしここで知事が何か知見をお持ちならお答えいただきたいし、恐らく推測では言えないことだと思って。理解できないんです、どう考えてもです。尋常なことじゃないですね。それほど財政運営が未熟なのか、あるいは最初の予算の組み方がいいかげんだったのかと思うときに、我が国の国債、トータル的には歳入で言えば税収とかに頼る部分が106兆4,000億の中の50兆6,000億でしょう。それを上回るか5兆円余り上回る55兆8,000億が公債による歳入ですよ。こんなことも前代未聞。年度末にはこのままいくと676兆円でしょう。これを財務省では国民の皆様にはわかりやすくということで、我が家の家計に例えると、40万円の所得の家庭の皆さんが毎月84万円の生活をしているような状況なんです。だから44万円はローンを組んで生活しているんです。ことしの3月末にはあなたのローンの総額は6,419万円になりますよ。破綻と一緒になんですよということを一方では言ってわかりやすくしているんです。

国とか地方の財政状況のあり方を見たとき、消費税も増額しなきゃなとか、所得税についても累進も含め見直して、やっぱり増額ありきななということ。よく考えてみると、地方議会の議員の立場で税金上げろなんて本当はおかしな

行動ですよ。こういったのに乗つけられたという語弊があるかもわからないですけど、それだけきついと思ったけれども、こんないいかげんな赤字国債を組んでいるんじゃ、やっぱりもう一回出直せと、消費税についてもですね。その中で地方の立場を考えた配分をやれ、5%のうち4%の30%の1.2ですか、こんなのじゃなくて半分ぐらいよこせと言いたくなります。

これは答弁は求めませんが、そういうことで会計管理者には、今どれぐらい国債で運用されている部分があるのかもわからんけれども、我が国といえども国債神話というものは壊れたというスタンスのもとで、ぜひ運用していただきたいなと思っております。

次に、地産地消についてお伺いをしていきたいと思えます。まず県民政策部長に、地産地消について、県は「広い意味での地産地消」に取り組むんだという言い方をなされておりますけれども、「広い意味での地産地消」というのはどういうことを意味するのか。特に「産」というのは何を意味するのか、「消」というのは何を意味するのかについてお伺いをしたいと存じます。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 「広い意味での地産地消」でございますが、県内産の農林水産物の生産、消費にとどまらず、工業や商業、さらには観光などさまざまな分野にわたります。幅広く取り組んでまいりたいと考えております。この中で「地産」の意味でございますが、文字どおり「地域で生産されたもの」ということとなりますが、農林水産物に加え、工業製品、伝統工芸品、あるいは鉄道、バス等の交通機関による移動・輸送サービス、あるいは飲食・宿泊サービスなどさまざまな形での生産活動等が含まれてくると考えております。また、

「地消」の意味でございますが、「地域で消費する」ということとなります。県内のレストランで県産食材が使われた料理を食べたり、地域の文化を体験したり、県内のホテル・旅館に宿泊する、あるいは県内素材を使った最終製品の生産・加工、あるいは企業活動における原材料等の県内調達、そして公共交通機関の利用、さらには公共事業における県産材の利用促進や、行政が発注する場合の地元企業の活用など幅広く含まれてくると考えております。

○坂口博美議員 ありがとうございます。

引き続きもう一つ、その意味での地産地消を進めるというわけですが、そういった意味から、広い地産地消というものを進めるその目的というのはどこに置かれているのかをお聞かせいただきたいと存じます。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 本県経済は、口蹄疫や新燃岳の噴火等によりまして、県内需要の低迷、またそれに伴う消費活動の停滞などによりまして大変厳しい状況が続いております。経済活動の早急な回復が求められております。また、県際収支の面から本県経済を見ますと、平成20年度では約5,400億円の移輸入超過となっております。このことは大まかに言えば、県内需要に対し県内での生産活動がこたえ切れておらず、県外から物品等が流入している状況を意味しているところでございます。また、厳しい環境下に置かれております県内の中小企業の振興の観点からも、県民がもっと地元の中小企業を支えていくことが必要であると考えております。

今後の本県経済の活性化を図る上で、県外、海外からの需要を積極的に取り組んでいく、これはもちろん必要でございますが、一方で、県内における消費を喚起したり、価値や資金が効

果的に循環する流れを強化していくことが大事であります。このような取り組みとしまして、現在、農林水産物の地産地消などが進められているわけでございますけれども、広い意味での地産地消の目的は、これをもう一歩進めまして経済活動のさまざまな部分に拡大し、本県経済の活発化、ひいては地域の活性化につなげていくということでございます。

○坂口博美議員 次に、農政水産部長にお伺いをしたいと思います。地産地消推進協力員でありますとか、こだわりの店でありますとか、こういった形で農政水産部としては積極的な地産地消の取り組みをなされているわけですが、本県におきます農畜水産物の生産と消費の現状はどうなっているのか。それからまた、本県で消費される農畜水産物の中に県内産がどれぐらい占めるのか、県外産がどれぐらい占めるのか。かなりな移出県ではありますけれども、そこらのところが把握できているなら、それも含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長(岡村 巖君) 県内で消費する農水産物は、市場や小売段階での多様な流通によりまして、県内生産が少ない時期や品目など消費ニーズに応じて県外等から供給されておりまして、その状況の把握は困難な状況にあります。このため、県内消費に対する県内供給力という視点で各種の生産データや食料需給表をもとに試算いたしますと、本県における皮やしんを除く食べられる部分に換算した生産量は約94万トン、一方、消費量は約46万トンであり、生産は消費に対し約2倍となります。品目別には、本県の基幹品目である畜産で、牛肉が3.5倍、豚肉が5.6倍、鶏肉が12.8倍、耕種作物では、米が1.4倍、野菜が2.7倍、水産物が1.9倍などと、本県農水産物の高い供給力がうかが

えるところでございます。なお、県内外の流通・消費動向は各種施策を推進していく基礎資料として大変重要であると考えておりますので、品目ごと、需要先ごとにターゲットを絞りながらその把握に努めてまいりたいと存じます。

○坂口博美議員 かなりな、2倍以上の供給県ですよね。でも、周りを見てみますと、ほとんどのものが宮崎で生産されながら移入されているという実態もあるんです。だから、出と入り等何らかの形で統計をとって、また次の手だてを講じていくべきではないか——本気で取り組むならですね。これはまた今後の課題としてお願いをしておきたいと思っております。

それから、公共三部を代表して県土整備部長にお伺いをしたいと思うんですけれども、今、県民政策部長の「広い意味の地産地消」という考え方の中には、公共工事における県内での資材の調達、あるいは県内企業への発注というものも含めているんだというお答えでありました。そういった視点からの公共三部における地産地消は、どういった考え方で、どういう取り組みをされて、どういった効果を上げておられるのかをお聞かせいただきたいと存じます。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 県発注の建設工事等につきましては、地域における建設産業の果たす役割等を考慮しまして、特殊な橋梁等の、県内において施工可能な業者が少なく競争性が不足する工事などを除き、原則として県内業者に発注することとしております。また、技術的難易度が高い工事につきましては、特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVの形態を活用することによりまして県内企業への技術移転を進めているところであります。さらに、県工事におきます下請業者への発注や建設資材の購入につきましては、相手方を県内業者から選

定するよう努めることを県の工事請負契約約款に明記しますとともに、県外業者を選定した場合には、その理由を報告することを義務づけております。また、これらの地元企業の優先活用につきましては、工事発注の都度、受注者に対しまして要請文書を交付するなど、さまざまな機会を通して建設業者への協力要請を行っているところであります。このような取り組みの結果、建設工事におきます平成22年度の県内企業への発注率は、件数ベースで約97%、県内下請業者への発注率及び建設資材の県内調達率は、件数ベースでそれぞれ約90%となっております。

○坂口博美議員 ありがとうございます。

これは、知事、県民政策部長どちらかにお尋ねしたいと思うんですが、知事はよく、県民100万泊運動をいろんなところで発言され、またアクションプログラムにも提唱されているんですけども、100万泊の定義、それから今後の取り組み方について、基本的なところをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 100万泊県民運動、100万のところでございますが、今、県民は113万人ということでございまして、1人が年間1泊すれば、それを足し合わせると113万ということになり100万を超えると。100万という数字はインパクトがございますし、標語（スローガン）的な意味合いで「100万泊県民運動」ということで、その数字を使っておるところでございます。心としましては、一人一人の年間1泊ということで一歩踏み出していただく、その取り組みが、寄せ集めると大きな効果を得るのではないかとこのところを訴えたい。困ったときは、厳しいときはお互いさまという精神、それから県民としても県内の観光地なりさまざまな資源

を改めて見つめ直す、いわばディスカバー宮崎のような取り組みができないだろうか、そのような思いで提唱させていただいたところでございます。

発想のもとがそういうことでございますので、県民の皆様がこの取り組みなりコンセプトというものを知っていただくことがまず重要でありますし、じゃ、協力してみようかという思いになっていただくことが大変大切だと思っております。今、まだ具体的な形にはなっておらないところでございますが、経済団体、市町村などと連携しながらこれをいかにPRしていくか。それを受けていただく宿泊地、観光地の側もそのような意識で受けとめていただくかという仕組みづくりというものを今後考えていきたい。それは、先ほど来答弁しておりますような「広い意味での地産地消」を県民運動的に進めていく中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○坂口博美議員 流れに任せてイメージだけで、本当に実質的な地消につながるかなと心配でもあります。

また、今もおっしゃいました。それから知事はよく、県政報告会のときもおっしゃいましたし、いろんなイベントで、「広い意味での地産地消を県民総力戦で進めるんだ」という発言をよくなされます。大歓迎なんです。じゃこれをどうやって具体的に進めていこうと考えておられるのか、引き続きお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「広い意味での地産地消」というのは、県民一人一人の総力を結集していくということが大変重要でありますので、県民一人一人がこの趣旨を理解して行動していただく、協力していただくことが何よりも重要であると考えております。したがって、そ

の機運の醸成、またその認知を高めていくことが大変重要でありますので、新たな県民運動、官民一体となった県民運動を立ち上げてまいりたいと考えておまして、現在、各分野における、経済団体でありますとか市長会、町村会などとの相談を進めておるところでございます。その推進体制、取り組み方針等につきまして協議を進めております。できれば早いうちに、年度内にスタートということで作業を進めておるところでございます、100万泊県民運動なり中山間地域の活性化、さまざまな効果をねらいながら取り組みを形づくってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 これからいろんな過程を経て最終的な形が決まるんでしょうけれども、今、100万泊にしても標語的な感じの答弁でありました。ですが、これは必ず効果のあることでもあります。しかし、100万泊というものを確実に物にするためには、今、何泊やられているの。県民1泊というのは何の定義をもって——じいちゃんところに夏休みに孫が来るのも1泊なのとか、それとも消につながる宿泊を泊というのとか、ここらをまず整理していった基礎数字を確保することから始める必要があるのかな。

もう一つには、公共三部でも、それぞれの発注部局としては、今の答弁を聞くと、これ以上努力のしようがないよ、100%完璧に地産地消の精神で工事契約なりその先の施工のあり方なりには取り組んでいますよということで、達成感100%というのを恐らく持っておられるんじゃないかというぐらい完璧な地産地消の実態だったと思うんです。公共工事、物づくりというのは、まず設計書があって物ができます。設計書には仕様とかいったものがある。そこで契約し

て守るべきものがその中に含まれるんですけど、設計の中に、宮崎にない資材であったり機材であったり、仮設なんかも含めた工事、それから施工方法であったり、いろんなものが設計の中で固定されてしまうと、「県内で探したってありませんでした」とか、「技術的にその技術はパテントが要るものですから」とか、「その技術者がいないものだから、同じものをつくるためにほかの工法でお任せいただければその機能を確実に達成できるものができるけど、残念ながらこの設計では」という、設計の限界まで今の地産地消は来ているのかな。これを、同じコスト、あるいはそれ以上のコスト、同じ機能、性能が確保できるような工法なり資材なり施工のあり方なりというもので発注すれば地産地消がもっと広がる——公共事業は金額が大きいからですね——という可能性を秘めながら、その整理というのはなかなか難しい気がするんです。

例えば、今ぼつと頭に浮かんだんですけれども、農政水産部は過去、県の間伐材を使った魚礁の開発というのをやりました。これは県内業者が登録を持っているはずですが、その魚礁が入ったという話は聞かないんです。ですから、こういったことを全部調査し、肝心なのはコンサルタントがその知識を持つことだと思うんです。コンサルタントが、こういう設計でいけば県内の消費につながるよということ。だから発注者側とコンサルタント側とがこれをしっかり共有される。NETIS（新技術情報提供システム）に登録されるとか、新技術の紹介に徹底してそこはやっていかれるとか、そうなるとう県で製造される2次製品とか、県内業者が持っている特許の実際の普及がもっと促進できるんじゃないかと思うんです。

今言っていることは、言うほうは簡単なんです。聞くほうは憤りを感じるくらい難しいことだと思うんです。100万泊のカウントにしてもです。だから、今まで新ひむか運動で「なんでも挑戦、みんなが参加」とか、安藤知事のときの3つの部門へのボランティア、福祉部門とかの登録制度とか、その責任を持つ部署をまずつくりましたね。今回は県民総力戦だから、官、民、市町村まで抱き込んだ対策本部なり推進本部をつくって、そこに予算措置をやって、横田議員だったですか、「入るを量りて出るを制す」、その逆の発想も必要なんだと言われましたけど、まさにそこだと思うんです。先ほどの副知事2人制もですね。これはぜひ専門的に——行政というのはかなりなコスト能力を持っていますから——検討していただいて分析していただいて、本気で県民総力戦での地産地消というものを進めていただきたいと存じます。

時間が参りましたので、要望にかえさせていただきます。拍手)

○外山三博議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第37号から第39号まで採決

○外山三博議長 ここで、さきに提案のありました収用委員会委員及び同予備委員の任命の同意についての議案第37号から第39号までの各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第37号から第39号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第33号まで、第36号、第40号及び請願委員会付託

○外山三博議長 次に、今回提案されました議案第1号から第33号まで、第36号及び第40号の各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす7日から12日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

12月13日（火）

平成 23 年 12 月 13 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕次郎 (同)
- 23 番 押 川 修一郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀代子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

- | | | |
|-----------------|-------------|---------------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 渡 稲 | 元 邊 亮 一 |
| 県 民 政 策 部 長 | 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 総 務 部 長 | 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 農 政 水 産 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 県 土 整 備 部 長 | 岡 村 巖 |
| 会 計 管 理 者 | 企 業 局 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 教 育 委 員 長 | 病 院 局 長 | 豊 島 美 敏 |
| 教 育 長 | 財 政 課 長 | 濱 砂 公 一 |
| 公 安 委 員 長 | 教 育 委 員 長 | 甲 日 限 俊 早 文 |
| 警 察 本 部 長 | 公 安 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 人 事 委 員 長 | 代 表 監 査 委 員 | 近 渡 佐 藤 義 人 夫 |
| | | 鶴 見 雅 男 |
| | | 村 社 本 秀 継 |
| | | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 山之内 | 成 合 修 稔 |
| 総 務 課 長 | 武 田 宗 仁 | 武 田 宗 仁 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 議 事 課 主 査 | 伊 豆 雅 二 |
| 議 事 課 主 査 | | 前 田 陽 一 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第33号まで、第36号及び第40号の各号議案並びに請願第7号から第13号まで、及び継続審査中の請願第3号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致、請願については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成23年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、東日本大震災対策、口蹄疫・経済復興対策及びその他必要とする経費について措置するものであり、45億5,600万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものとしては、国庫支出金31億5,600万円余、繰入金9億3,800万円余となっております。

次に、議案第36号に係る追加補正は、国の平成23年度補正予算の成立及び公共事業費の国庫

補助決定に伴うもの、並びにその他必要な経費について措置するものであり、74億6,700万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものとしては、国庫支出金36億8,100万円余、県債27億6,200万円余となっております。

次に、議案第40号に係る追加補正は、宮崎海区漁業調整委員会委員補欠選挙に伴う経費として1,600万円余を措置するものであり、歳入財源は繰入金となっております。この結果、議案第1号及び議案第36号に係る補正額を含めた補正後の一般会計の予算の規模は5,963億9,700万円余となります。

次に、議案第16号及び議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「地域経済を循環させるという観点から、県内の施設については県内の企業・団体のみが指定管理候補者となるような制度の運用について検討を行ってほしい。また、指定管理者制度になじまないと思われる施設もあるので、制度導入の適否について関係部局で議論を行ってほしい」との要望がありました。

次に、防災拠点としての県庁舎のあり方についてであります。

このことについて当局より、「災害時に災害対策本部が置かれる県庁1号館は、建築基準法に基づく耐震性能は確保されているものの、老朽化が進んでいるため、震度6強以上の大地震が発生した場合、使用が困難となる事態が懸念される。また、防災拠点施設としての活動スペースが不足しており、関係部署の連携が図りにくいなどの問題を抱えている。このようなことから、災害時の行政機能の維持を図るため、防災拠点としての県庁舎のあり方について検討を

行ったところ、新たな防災拠点施設の整備が適当であるとの結論に至った」との報告がありました。

これに対して複数の委員より、防災拠点施設の整備する際の財源等について質疑があり、当局より、「施設整備の具体的な内容については、民間の有識者等を含む検討委員会を設置して調査・検討を行うこととしている。財源についても、国の補助事業や交付税措置のある県債の導入、あるいはPFI方式の活用など財政負担がより少なくなる方法について調査・検討を行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の安全・安心を守るためにも、災害時の情報収集や復旧・復興の拠点となる施設の整備を可能な限り早急に進めていただくことを要望いたします。

次に、部の名称についてであります。

このことについて委員より、「部の名称が誤って使われる事例があるため、部の名称のあり方について検討してはどうか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、部の名称でその業務内容が県民に容易にわかるよう、名称を改めることについて検討していただくことを要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件及び新規請願3件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、請願第9号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で37億1,700万円余の増額補正及び3,900万円余の追加の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は1,026億6,500万円余となります。

このうち、地域医療再生基金事業についてであります。

本事業は、本県の地域医療が抱える課題解決のため、地域医療再生計画に基づき、医師確保や救急医療機能の強化、県医療計画に位置づけた4疾病6事業に係る医療提供体制の充実など、各種事業を実施するものであります。

このことについて委員より、「国からの交付金は要求どおりであったのか」との質疑があり、当局より、「今回の拡充分については、43億円余りを要求したのに対し、内示額は30億円であった。認められなかった主な部分は医療機関の機器の整備であり、各関係機関と調整しながら事業を実施していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、交付金を有効に活用して地域の医療体制の充実に努めるよう要

望いたします。

次に、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち、民生委員の定数設定に関する事務における市町村への権限移譲についてであります。これは、民生委員の定数設定に関する事務について、えびの市へ移譲するものであります。

このことに関連し、委員より、民生委員の活動経費について質疑があり、当局より、「活動経費は、県負担分と各市町村の上乗せ分から成り、平成23年度に支払われる活動経費の平均額は1人当たり年額10万5,387円である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「各民生委員の仕事量は大変多く、引き受け手が少ない状況にある。また、この先、地域の高齢者の増加が見込まれることもあり、民生委員の増員が必要であると考え、増員には県や市町村の財政負担が伴うため、今後、市町村とともに検討してほしい」との要望がありました。

次に、議案第18号から第20号までの「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「委託料について、いずれの施設も第2期と比較して減額となっているが、どのような理由があるのか」との質疑があり、当局より、「ここ2年間の実績をもとに算出した結果である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、経費節減も重要であります。利用者へのサービスの低下を招かないよう十分に配慮していただくことを要望いたします。

次に、県立病院事業の平成23年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて当局より、「平成23年度上

半期の結果を前年度と比較すると、収支差はほぼ横ばいとなっている。しかし、昨年度は、年度下半期の患者数や診療収入が大きく増加しており、そのことを考慮すれば大変厳しい状況にあるのではないかと認識している」との説明がありました。

このことについて委員より、「厳しい経営環境の中で、下半期はどのような取り組みを考えているのか」との質疑があり、当局より、「病床利用率を高めることや材料費の節減を図ることなど、これまで取り組んできた収益確保と経費節減をさらに徹底していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「これまでにかなりのコスト削減を行ってきたが、引き続き、県立病院の中では人員体制が整っている宮崎病院において病床利用率を上げるなど、収益の増加を図られるよう努力してほしい」との要望がありました。

また、より一層の経営改善のためには、病院経営に当たる職員の専門性をさらに高めることが必要でありますので、当委員会といたしましては、その実現に向けて、人事体制の見直しを行うなどさまざまな方策を検討することを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外13件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で20億9,000万円の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の商工観光労働部の予算額は535億9,600万円余となります。

このうち、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金についてであります。

このことに関連して、委員より、「国の補正予算の成立に伴い、ふるさと雇用再生特別基金についての積み増しはあるのか」との質疑があり、当局より、「ふるさと雇用再生特別基金については、現在のところ、国において増額補正の動きはない」との答弁がありました。

これに対して委員より、「雇用対策については、一時的な雇用だけでなく、安定した雇用の創出を図ることが重要である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、安定した雇用の確保は本県の重要課題であるので、今後とも積極的に雇用対策を進めていただくよう要望いたします。

次に、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業についてであります。

このことについて委員より、「この事業は、

景気対策のためにも早急にも実施する必要があるので、今後とも市町村等に対して適切な助言を行い、当該ファンド事業の有効活用に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略(仮称)の中間素案についてであります。

この戦略は、平成20年度に策定した「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」を、これまでの成果や情勢の変化等を踏まえて見直すとともに、新たに観光交流の推進や経済交流基盤の整備等の分野を加え、県内企業、関係団体及び県が一体となって東アジア市場の開拓や経済交流の拡大等に取り組むための共有の指針とするものであります。

このことについて複数の委員より、「今後、東アジア市場の開拓、交流の拡大を図ることは重要であるため、他県におくれをとることのないよう推進していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、目指す姿である「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」となれるように、現地法人などからも情報を収集するなどして、実効性のある戦略を策定していただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億円の増額補正及び33億3,800万円余の追加の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の県土整備部の予算額は844億6,100万円余となります。

このうち、直轄高速自動車国道事業負担金についてであります。

このことについて委員より、「今回の増額補正により開通時期に変更が生じるか」との質疑

があり、当局より、「今回の増額補正のみでは開通時期に変更は生じない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高速道路の整備は県政の重要課題であるため、国に対し十分な予算を確保するよう求めるなど、早期整備に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、議案第25号から第29号までの「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「指定管理者の選定を行う委員については、どのように選んでいるのか」との質疑があり、当局より、「担当部局で選定し、指定管理者を募集する際に公表している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「委員の公表の時期については、制度の公平性に疑義が生じることのないように検討していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「自主事業については、指定管理者の自主性が発揮され、利用者のサービス向上を図る上で重要なものであるので、今後とも事業が円滑に行えるよう配慮していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、指定管理者制度における公平性や指定管理者となった団体の自主性を確保するため、委員の選定や公表の時期、自主事業のあり方などについて検討していただきますよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億7,100万円余の増額補正及び6億1,000万円余の追加の増額補正、特別会計で2,400万円余の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は262億4,500万円余となります。

このうち、放射能測定調査事業についてであります。

このことについて委員より、「国からの委託事業であり、調査結果は国に報告しているとのことだが、関係市町村にも報告は行っているのか」との質疑があり、当局より、「調査結果については、県のホームページで公表するとともに、市町村には調査結果が出るごとに電子メールで通知している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「福島原発事故後、衛生環境研究所の仕事量はふえたのではないか」との質疑があり、当局より、「例えば、降下物の調査については、これまで降下物を1カ月間通して採取し、毎月1回調査してきたが、この調査に加えて、1日間の降下物量を毎日調査するようになるなど、調査の方法や回数が変更さ

れ、業務量がふえている」との答弁がありました。

次に、宮崎県林業公社についてであります。

このことについて当局より、公益性や県の財政負担など総合的に判断し、公社を存続させるに当たっての今後の経営改善に向けた取り組みについて説明がありました。

このことについて委員より、「関係者に理解を求めて分収割合を改善すべきではないか」との意見や、「借入金の利息の減免について、市中銀行の金利の引き下げや、日本政策金融公庫の繰り上げ償還を検討しているが、粘り強く交渉し、成果を上げてもらいたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「経営改善を行うとしているが、これ以上改善する余地はないというところまで徹底して行うべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましては、公社存続に当たっては、方針案で示された経営改善に向けた取り組みを確実に実行することはもとより、さらなる収支の改善を検討するよう求めるものであります。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億3,600万円余の増額補正及び13億3,300万円余の追加の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は411億7,300万円余となります。

このうち、肉用子牛市場口蹄疫影響緩和対策事業についてであります。

この事業は、昨年度の人工授精自粛の影響により、今後、子牛の出荷頭数が大きく増減することが見込まれるため、子牛の価格安定や導入

促進を支援することにより、競り出荷時期を調整し、出荷頭数の平準化を図るものであります。

このことについて委員より、「生産農家に対しての子牛導入支援については、どのように対応されるのか」との質疑があり、これに対して当局より、「宮崎牛資質向上緊急対策事業などの既存の補助事業において、要件を緩和して対応することとしているので、活用してもらいたい」との答弁がありました。

次に、県有種雄牛の凍結精液配布体制の見直し経過についてであります。

これは、これまで、家畜改良協会に所属する家畜人工授精師に限定してきた県有種雄牛の凍結精液の配布を、来年度以降、協会以外の授精師にも広げることとしたものであります。

このことについて委員より、「県有種雄牛の凍結精液は本県の宝であるので、新しい体制となっても凍結精液が不適正に県外に流出しないように管理体制の整備に努めてもらいたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願3件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お

手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で180万円余の増額補正であり、この結果、一般会計の補正後の予算額は279億8,800万円余となります。

次に、サイバー犯罪の現状と対策についてであります。

このことについて委員より、「未成年者への啓発活動が大変重要だと思うが、教育現場での取り組みはどのような状況か」との質疑があり、当局より、「県民に対して、サイバー犯罪の実態やネット上のトラブルへの対処方法等の情報提供を行うサイバーセキュリティ・カレッジを実施しており、これまでに中学生が3,603名、高校生が5,482名、教育関係者が511名参加している」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,119億8,600万円余となります。

次に、議案第30号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

当委員会といたしましては、今後、指定管理者の固定化の傾向が強まれば、施設の有効利用や管理等に懸念が生じる可能性もあるため、指定管理者の選定に当たっては、施設の効果的な運営や利便性の向上に重きを置いて実施されるとともに、指定管理者に対し適切な指導・監督にも努めていただくよう要望いたします。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画についてであります。

このことについて当局より、「この整備計画は、第二次宮崎県教育振興基本計画の具現化を図るもので、平成25年度から平成34年度までの10年間を見通した基本計画とし、さらに、前期3年、中期3年、後期4年の3期に分け、魅力と活力のある高等学校教育を推進するための計画である」との説明がありました。

このことについて委員より、「不登校経験者や中途退学者等への支援について、今後はどのような取り組みを行っていくのか」との質疑があり、当局より、「県立高校においては、入学から卒業まで生徒を見守っていくことが基本姿勢であり、まずは、不登校や中途退学とならないよう生徒指導・相談体制を一層充実することが求められている。しかし、やむを得なく中途退学となった場合には、生徒の希望を尊重しながら、転校先など次の進路までしっかりとした対応が必要である」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「今後とも、私学と十分協調を図るなど、中途退学者等の一層の支援を取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「地域の活性化を図る上で、学校の存在は重要な要素の一つであり、地域に学校がなくなると地域の衰退や過疎化が進行するのではないかと、地域住民や保護者は不安や心配を抱えている。高等学校は今後どうあるべきか、子供たちがどのような教育を受けられるのかしっかりと念頭に置いて、魅力と活力ある学校をつくっていくためにも、県議会と教育委員会が十分議論するとともに、その議論のもととなる資料等も随時提供していただくようお願いしたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今後の計画作成に当たっては、次代を担う宮崎の子供たちに魅力と活力ある教育環境を提供できるよりよい計画とするためにも、地域の実情やニーズに十分配慮し、また、県議会に対して理解の得られるしっかりとした説明をしていただくとともに、県議会の意見も十分反映したものとしていただくよう強く要望いたします。

次に、企業局の施設見学についてであります。

このことについて当局より、「これまでも発電所の見学会を毎年行ってきたが、細島工業団地に対する関心が高まっていることから、今年度から新たに工業用水道施設等の見学会を実施することとし、先月、地元日向市の小学生を対象に実施した」との説明がありました。

このことについて委員より、「今後は、企業局庁舎の総合制御室等の施設見学会を企画するなど、企業局が行っている事業や自然エネルギーに対する理解をより深めるための取り組みをしてはどうか」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○外山三博議長 これより、委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の

決定どおり、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 共産党の前屋敷でございます。

ただいま各常任委員長からの御報告がございましたが、文教警察企業常任委員会で審査された、「ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会」——代表が河内進策氏ですが——ここから提出をされた新規請願の第11号から13号について、いずれも教育関連の請願ですけれども、不採択との結果報告でございました。私、紹介議員の一人として、どのような審査の結果——新規請願ですので、ことさら、どういう理由で不採択となったのか、その経過を御説明いただきたいと思います。

○河野哲也議員 委員会の審査におきましては、委員の皆様にお伺いし、継続審査、または採択をするか諮った結果、委員のほうから「採決」との意見がございまして、採決という形になりました。採決によって賛否をお諮りしたところ、不採択となったものでございます。

本請願の趣旨につきましては、各委員十分理解した上での審議であったと思います。審査結果はそのように至ったものであると、委員長として考えております。慎重に審査をした結果の総意として認識しているところでございます。以上です。

○前屋敷恵美議員 十分に委員の皆さん方が理解をされた上で採決に至ったということですが、新規請願ですから、もっと論議をしていただくべきじゃなかったかと思えます。また、判断をする材料だとかそういうものが不十分であるとすれば、請願人を招致するとか、新

たな資料を提供するとかいうことで真剣に受けとめていただいて、十分な論議に付した上での採決に当たっていただきたいというふうに思ったところですが、そういう委員の皆さん方からの意見や要望は出なかったんでしょうか。

○河野哲也議員 審査に必要な資料、また請願者の説明等いろいろ方策はあったと思いますが、今回、議論の中ではその要求はございませんでした。

○前屋敷恵美議員 私は少なくとも、県民の皆さんの多様な意見というのはしっかり委員会でも受けとめていただくことが、そしてまた議会でも受けとめることが重要だというふうに思ったところでした。とりわけ新規請願で即不採択という状況でしたので、改めて、委員会の質疑、採決に至る状況をお聞きしたところでした。以上で終わります。

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。議会の最終日となりましたが、今定例会に提出されました議案及び請願について討論を行います。

まず、議案第29号「公の施設の指定管理者の指定について」、反対の立場から討論をいたします。

同議案は、県営住宅について、宮崎、日南、串間、都城、小林、高岡、西都、高鍋の各土木事務所管内の県営住宅89団地の管理を、宮崎県

宅地建物取引業協会にゆだねるというものです。この指定管理者制度は、官から民への構造改革の路線の一環として導入をされ、あらゆる部署で現在進められております。3年ないし5年間の期間で公募を繰り返す手法で、今回は議案第16号から第30号の議案で、109施設について新たな指定管理者の選定議案が提出をされております。

私は、特に公営住宅については指定管理者制度はなじまないと、これまでも反対をしてまいりました。一つには、指定管理者制度が始まって、住民から寄せられるさまざまな意見や要望がなかなか届かず、対応はおくれにおくれ、「以前のように県の直接管理のほうがいい」、こういった意見が出されており、サービス低下が否めないことです。

さらに、公営住宅は、他の公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。本来、地方自治体は、公営住宅法がうたう健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し提供すると同時に、公・行政が責任を持って維持管理に当たることは、この住宅の確保とともに個人のプライバシーを守るという重要な役割があるからです。とりわけ、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関しては、個人情報守秘等の扱いがしっかり担保されているのかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関しては指定管理者制度はふさわしくないと考えます。よって、今回提案をされた県営住宅の指定管理者の指定について、反対するものです。

また、議案第36号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」については、反対するものではありません。

国の第3次補正予算が成立をし、その財源確

保についての問題はありますが、その予算を受けて県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み立て、治山事業や農地の防災事業、学校校舎の耐震工事、また口蹄疫復興対策費用などが予算化をされており、大いに事業効果を上げていただきたいと思います。しかし、歳入において、農林水産業や土木費に関する1億3,540万円の市町村負担金が生じていることについて、これまでも負担金については問題を提起してきたところであり、この点は改めて指摘をしたいと思います。

次に、請願についてです。

新規請願で不採択と報告されました、請願第7号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の大幅増額を求める請願」、請願第11号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元、学校給食費の無償化について、国に意見書の提出を求める請願」、請願第12号「教職員の増員、障害児教育の充実、学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、災害・事故被災児への援助、安全・安心の学校を求める請願」及び請願第13号「全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」について、私は採択を求めるものです。

いずれの請願も、子供たちの学びのための環境整備や教育費の父母負担の軽減、学校現場で直接子供たちと向き合い指導・援助に携わる教職員の真の意味での資質向上を求めるものなど、行き届いた教育を求め、子供たちの健やかな成長を願う立場からのものです。30人以下学級の実現や、義務教育費国庫負担拡充を求めることについての請願は、9月の定例県議会で可決し、国に意見書が提出をされております。そ

うであればなおさらのこと、県民の思いと議会の意思が一致した点では大変望ましいことであり、請願を不採択にすることをせず、請願の趣旨を採択することは可能ではないでしょうか。今回提出の新規請願を即不採択などとせず、請願者の子供たちへの思いを県議会がしっかり受けとめることは重要であり、同請願の採択を強く求めるものです。

以上、議員各位の賢明な御判断をお願いして、討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第29号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第29号についてお諮りをいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第28号まで、第30号から第33号まで、第36号及び第40号採決

○外山三博議長 次に、議案第1号から第28号まで、第30号から第33号まで、第36号及び第40号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

◎ 請願第11号から第13号まで採決

○外山三博議長 次に、請願第11号から第13号までについて、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、各請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第7号採決

○外山三博議長 次に、請願第7号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第8号採決

○外山三博議長 次に、請願第8号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 請願第3号採決

○外山三博議長 次に、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は取り下げ承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願の取り下げについては承認することに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成23年12月13日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第2号

新たに創設が見込まれる地球温暖化対策税
(環境税)の免除・還付措置に関する意見
書

議員発議案第3号

サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見
書

議員発議案第4号

九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造
会議広域行政懇話会への議員の派遣

議員発議案第5号

第8回九州各県議会議員研究交流大会への
議員の派遣

◎ 議員発議案第2号から第5号まで
追加上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員
発議案第2号から第5号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項
及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員
会の付託を省略して直ちに審議することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号から第5号までの各号議案
について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よっ
て、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事は
すべて終了いたしました。

本年も、あと18日を残すのみとなりました。
当局並びに議員各位におかれましては、一層御
自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられますよ
う心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成23年11月定例県議会
を閉会いたします。

午前10時48分閉会

資

料

平成23年11月定例県議会日程

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
11. 25	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 議案委員会付託（給与改定関連）	議会運営委員会 9:30
26	土		(閉 庁 日)	
27	日			
28	月	休 会	常任委員会（総務政策、文教警察企業） （ 議 案 調 査 ）	一般質問通告締切 12:00
29	火		（ 議 案 調 査 ）	
30	水	本会議	一 般 質 問 常任委員長審査結果報告、質疑 討論、採決（給与改定関連）	議会運営委員会 9:30
12. 1	木		一 般 質 問	請願締切 12:00
2	金			
3	土		(閉 庁 日)	
4	日			
5	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
6	火		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
7	水	休 会	常 任 委 員 会	
8	木			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
9	金			特 別 委 員 会
10	土		(閉 庁 日)	
11	日			
12	月	休 会	(議 事 整 理)	
13	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 1 3 1 3
平成23年11月25日

宮崎県議会議長 外 山 三 博 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成23年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

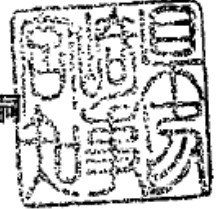
- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第3号) |
| 議案第2号 | 平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第3号 | 平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第4号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第5号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第6号 | 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 |
| 議案第7号 | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第8号 | 宮崎県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第9号 | ふぐ取扱条例の一部を改正する条例 |
| 議案第10号 | 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第11号 | 宮崎県感染症対策審議会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第12号 | みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第13号 | 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例 |
| 議案第14号 | 宮崎県スポーツ推進審議会条例 |
| 議案第15号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第16号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案第30号 | |
| 議案第31号 | 財産の処分について |
| 議案第32号 | 当せん金付証票の発売について |
| 議案第33号 | 都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 議案第34号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第35号 | 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 |

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 3 2 0
平成23年11月30日

宮崎県議会議長 外 山 三 博 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成23年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

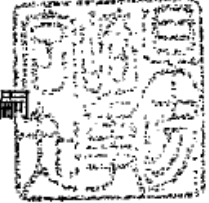
議案第36号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 3 2 0
平成23年11月30日

宮崎県議会議長 外 山 三 博 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



議案の送付について

平成23年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

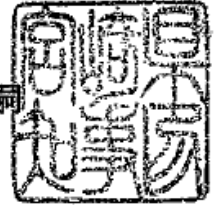
- 議案第37号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第38号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第39号 収用委員会予備委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

215-1330
平成23年12月6日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



議案の送付について

平成23年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第40号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

11月30日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	黒木 正一	10:00～11:00	
2	自由民主党	山下 博三	11:00～12:00	休憩
3	郷中の会	有岡 浩一	13:00～14:00	
4	自由民主党	丸山裕次郎	14:00～15:00	休憩
5	社会民主党	鳥飼 謙二	15:10～16:10	

12月1日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党	中村 幸一	10:00～11:00	
7	自由民主党	福田 作弥	11:00～12:00	休憩
8	自由民主党	松村 悟郎	13:00～14:00	
9	自由民主党	二見 康之	14:00～15:00	休憩
10	自由民主党	押川修一郎	15:10～16:10	

12月2日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11	新みやぎき	渡辺 創	10:00～11:00	
12	新みやぎき	井上紀代子	11:00～12:00	休憩
13	自由民主党	清山 知憲	13:00～14:00	
14	自由民主党	横田 照夫	14:00～15:00	

12月5日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
15	社会民主党	太田 清海	10:00~11:00	
16	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
17	自由民主党	内村 仁子	13:00~14:00	
18	新みやぎ	田口 雄二	14:00~15:00	

12月6日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
19	公明党	新見 昌安	10:00~11:00	
20	公明党	河野 哲也	11:00~12:00	休憩
21	自由民主党	中野 廣明	13:00~14:00	
22	自由民主党	坂口 博美	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第34号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第35号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例					可決

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第2号）				可決	
第3号	平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第8号	宮崎県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	ふぐ取扱条例の一部を改正する条例		可決			
第10号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第11号	宮崎県感染症対策審議会条例の一部を改正する条例		可決			
第12号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第13号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例			可決		
第14号	宮崎県スポーツ推進審議会条例					可決
第15号	工事請負契約の締結について			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第16号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第17号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第18号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第19号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第20号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第21号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第22号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第23号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第24号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第25号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第26号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第27号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第28号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第29号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第30号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第31号	財産の処分について			可決		
第32号	当せん金付証票の発売について	可決				
第33号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第36号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	可決	可決	可決	可決	可決
第40号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 3 号	宮崎地方最低賃金改正についての請願			取下げ		
第 7 号	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の大幅増額を求める請願	不採択				
第 8 号	災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実に関する請願		採択			
第 9 号	消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願		継続			
第 10 号	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3.3 万円の支給を求める請願		継続			
第 11 号	小・中・高の 30 人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元、学校給食費の無償化について、国に意見書の提出を求める請願					不採択
第 12 号	教職員の増員、障害児教育の充実、学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、災害・事故被災児への援助、安全・安心の学校を求める請願					不採択
第 13 号	全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願					不採択

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成23年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第9号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願 請願第10号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	12月13日・可 決
〃 第2号	平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第3号	平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	ふぐ取扱条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県感染症対策審議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例	〃
〃 第14号	宮崎県スポーツ推進審議会条例	〃
〃 第15号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第19号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第20号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第22号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第23号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第24号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第25号	公の施設の指定管理者の指定について	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について	12月13日・可決
〃 第27号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第28号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第29号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第30号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第31号	財産の処分について	〃
〃 第32号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第33号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11月30日・可決
〃 第35号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	12月13日・可決
〃 第37号	収用委員会委員の任命の同意について	12月6日・同意
〃 第38号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第39号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第40号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	12月13日・可決
議員発議案 第1号	軽油引取税の免税措置及び農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免除・還付措置に関する意見書	11月25日・可決
〃 第2号	新たに創設が見込まれる地球温暖化対策税（環境税）の免除・還付措置に関する意見書	12月13日・可決
〃 第3号	サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書	〃
〃 第4号	九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会への議員の派遣	〃
〃 第5号	第8回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃

意見書、その他

軽油引取税の免税措置及び農林漁業用A重油に係る石油石炭税の 免除・還付措置に関する意見書

軽油引取税については、平成21年度税制改正において一般財源化され、目的税から普通税への移行に伴い、道路使用に直接関係しない機械等に用いられる軽油に係る免税措置が、3年間の経過措置を経て、平成24年3月末をもって廃止されることとなっている。

また、農林漁業者の経営安定を図ることを目的に設けられた農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免除・還付措置についても、平成23年度租税特別措置法改正により、平成24年3月末で廃止される予定である。

こうした軽油引取税や石油石炭税の免税措置等がなくなれば、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、鉄道や船舶などの運輸業や製造業など幅広い事業に深刻な影響が生じる恐れがあり、長引く景気低迷や近年の農林水産物の価格低下、燃油価格の高騰なども相まって、関係事業者の経営体力の急速な低下が懸念される。

よって、国においては、下記の事項について実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 軽油引取税の免税措置を継続すること。
- 2 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免除・還付措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年11月25日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
財務大臣	安住淳	殿
農林水産大臣	鹿野道彦	殿
経済産業大臣	枝野幸男	殿
国土交通大臣	前田武志	殿
内閣官房長官	藤村修	殿

新たに創設が見込まれる地球温暖化対策税（環境税）の 免除・還付措置に関する意見書

平成23年度税制改正法案に盛り込まれた地球温暖化対策税（環境税）は、今年10月からの導入が予定されていたが、与野党協議により、今年度の導入は見送られたところである。しかしながら、今月中に閣議決定される予定の平成24年度税制改正大綱には、地球温暖化対策税（環境税）の創設が見込まれており、早ければ平成24年度中にも導入がなされる可能性がある。

地球温暖化対策税（環境税）は、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せするものであり、課税の公平性を確保するため、幅広く負担を求めていくこととしている。

東日本大震災発生後の相次ぐ原子力発電所の運転停止に伴う原油需要の増加や、中東諸国の政情不安から、原油価格が上昇傾向にある中でこうした新たな負担は、多くの燃料を使用する上に経営基盤が脆弱な農林水産業に深刻な影響を与えることとなり、このままでは本県の基幹産業である農林水産業が存続の危機に陥ることになりかねない。

よって、国においては、地球温暖化対策税（環境税）の創設にあたっては、農林水産業者の負担が増えることのないよう所要の免税・還付措置を設けるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月13日

官 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
財務大臣	安住淳	殿
農林水産大臣	鹿野道彦	殿
経済産業大臣	枝野幸男	殿
環境大臣	細野豪志	殿
内閣官房長官	藤村修	殿

サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

衆議院や参議院、政府機関を狙ったサイバー攻撃が明らかになり、サイバー攻撃に対する国民の不安はこれまでになく高まっている。

わが国の重要な情報がサイバー攻撃で海外に流出することは、国益に大きな影響があり、政府が一体となってサイバー攻撃・情報保全対策を構築することが求められている。

特に現在、不定期開催となっている情報セキュリティ政策会議を定期開催することや、情報保全の危機分析、内外情報分析、諸外国の政策動向等を定期的に国会に報告することで、わが国の情報保全対策に対する決意を内外に示すこととなる。

よって、政府及び国会におかれては下記の事項について積極的に実現を図り、サイバー攻撃に対する国民の安心・安全を守るよう強く求める。

記

- 1 国家としての安全保障の観点から、情報保全の基本戦略を早急に構築すること。
- 2 我が国の情報管理、保秘体制を強化すること。
- 3 政府は重要な社会基盤に対するサイバー攻撃の可能性を評価・検証し、地方自治体に対するサイバー攻撃対策についても、早急に法整備を含めた戦略を構築すること。
- 4 民間の優れた人材の技術をさらに活用し、官民一体となった情報保全対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
経済産業大臣	枝野幸男	殿
防衛大臣	一川保夫	殿
国家公安委員会委員長	山岡賢次	殿
内閣官房長官	藤村修	殿

九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会への
議員の派遣

1 目 的 「九州広域行政機構（仮称）」等に関する調査、論点整理、
協議等を行うため

2 派遣場所 福岡市

3 期 間 平成23年12月22日（木）

4 派遣議員 丸山 裕次郎
西村 賢
重松 幸次郎

以上3名

第8回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目 的 議会機能の充実や活力に満ちた地域づくりなどについての意見交換
- 2 派遣場所 大分市
- 3 期 間 平成24年2月2日（木）から
平成24年2月3日（金）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する12名以内

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	—	1	
厚生	3	—	3	
商工建設	—	1	1	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	3	—	3	
計	7	1	8	

新規請願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第7号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる 宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1, 822筆)		
請願の件名	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の大幅増額を求める請願 請願の項目と趣旨 1 学費と教育条件の公私格差を解消するため、私学助成を大幅に増額してください。 公立と私立の教育費を比較すると、高校の3年間では156万円と313万円、大学の4年間では293万円と580万円という格差があるという調査結果が出ています。最近では、親の失業・倒産等によって学業をあきらめなければならない子どもも多数生まれています。経済的な格差が、そのまま子どもの成長発達の機会を奪っています。お金の心配なく子どもたちが学べるように、私学助成を大幅に増額し、特に授業料などの親の負担軽減につながる措置を講じてください。		
紹介議員	西村 賢 前屋敷恵美 鳥飼 謙二		
摘要			

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第8号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市生目台東1丁目11-9 ワン&オンリー宮崎いのちの会 代表 安東 史乃		
請願の件名	<p>災害時などにおける妊婦と胎児に対する支援の充実に関する請願</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所事故により、現在もなお、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。とりわけ、妊産婦や母子にとっては、このような厳しい環境の中、生活や身の回りの不自由さに加え、将来に対する不安など、精神面や健康面でも過酷な状況のもとに置かれています。</p> <p>災害時はもとより平常時におきましても、安全かつ安心して妊娠・出産ができ、母と胎児、母と子の命が守られることは、国民誰もの願いです。</p> <p>つきましては、下記の事項について、国においてしっかりと取組が進められますよう、宮崎県議会としても御尽力賜りますことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害時においては、災害救助法等に基づき、助産師等の相談員の避難所配置や訪問支援に取り組むこととされていますが、今回のような原子力発電所事故の影響が甚大となっている状況にあっては、妊娠かつとう相談が増大することが想定されます。このため、早期に相談体制を確立してください。また、国の取組として、恒久的な公的妊娠かつとう相談制度を導入してください。</p> <p>2 胎児被ばくを避けるとともに、不必要で正当化されない妊娠中絶の増加を防ぐためにも、胎児と放射能について、国が把握している情報を早急に開示するとともに、正確でわかりやすい情報提供に努めてください。</p> <p>3 原子力損害の賠償に関する法律による賠償対象の対象に、胎内被ばくや、避難等による母子の心身的被害を加えてください。</p> <p>4 出産育児一時金や妊婦健診費補助制度の拡充を図ってください。</p>		
紹介議員	内村 仁子 中野 一則 宮原 義久 新見 昌安 有岡 浩一 岩下 斌彦 図師 博規 井上紀代子 鳥飼 謙二		
摘要			

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第9号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願</p> <p>請願事項 財源を消費税に求めない最低保障年金制度の一日も早い実現を求める意見書を採択し、関係各機関に送付すること。</p> <p>請願理由 4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上、たびたびの引き下げはあっても年金が引き上げられたことはありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。「社会保障・税一体改革成案」にも「低所得者への加算」が打ち出されたように、低所得高齢者の生活は厳しさを増しています。 格差と貧困の広がりを反映して、国民年金（1号被保険者）保険料納付率は下げ止まりしません。実質的な納付率は50%を割り込み、下がり続けています。 将来の高齢者の無年金・低年金が懸念される状況です。 消費税は、食料をはじめ生活に欠かせないものにも課税され、低収入の人ほど負担の重い税金であり社会保障財源にふさわしくありません。 「社会保障・税一体改革成案」では、事実上当面棚上げされていますが、消費税によらない「最低保障年金」は喫緊の課題です。意見書採択をお願いするものです。</p>		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘要			

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第10号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願</p> <p>請願事項 「最低保障年金」実現までの救済策として、基礎年金国庫負担分3.3万円に満たない部分を無年金・低年金者に支給する措置を求める意見書を採択し、関係各機関に送付すること。</p> <p>請願理由 4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上、たびたびの引き下げはあっても年金が引き上げられたことはありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。一人暮らしの高齢者の生活は特に深刻です。「社会保障・税一体改革成案」にも「低所得者への加算」が打ち出されています。</p> <p>「最低保障年金」の創設は喫緊の課題ですが、高齢者の生活実態は、その実現を待てない状況です。また、「社会保障・税一体改革成案」に骨格が示された「最低保障年金」は現在の高齢者に適用するものではありません。「最低保障年金」が実現し適用されるまでの緊急措置が必要です。よって意見書の採択をお願いします。</p>		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘要			

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第11号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる 宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1, 822筆)		
請願の件名	<p>小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元、学校給食費の無償化について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 小・中・高等学校の30人以下学級（高校職業科25人・定時制20人）を早急に実現するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人以下学級（35人以下の学年は除外）が実施され、ゆとりある教育条件が実現されています。しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県独自の財政措置を行わずに実施されています。特別な増員なしで実施されているため、高学年では専科教員が配置できなくなるなど、逆に教育条件が低下しています。少人数学級の有効性が認められてきている今日、教育の機会均等という立場からも、国の責任で「30人学級」を実現していくべきです。2011年度から、「小学1年生についてのみ『35人以下』」と法改正が行なわれました。引き続き、国の制度として学年の拡大が実施されるよう求めます。</p> <p>高校の職業科については高度な実験実習を伴うために「25人以下学級」を、様々な困難をかかえている定時制については「20人以下学級」が必要です。</p> <p>2 義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に戻すよう、国に意見書を出してください。</p> <p>2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。この状態では、現在の40人以下学級制さえ危うくなると思われます。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。</p> <p>仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くの</p>		

	<p>しかかって来るわけですから、教職員の増員は困難となります。 従って、要求項目の1と2とは表裏一体の要求であり切り離せないものです。</p> <p>3 給食費は無償にするよう、国に意見書を出してください。 学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達と国民の食生活の改善に重要な役割を果たしています。現在、食材について保護者の負担となっていますが、深刻な経済状況の悪化を受けて、給食費の負担が困難となる世帯が増えています。教科書と同様に、給食費についても無償とするよう求めます。</p>
紹介議員	前屋敷恵美 鳥飼 謙二
摘 要	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第12号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる 宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1, 822筆)		
請願の件名	<p>教職員の増員、障害児教育の充実、学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、災害・事故被災児への援助、安全・安心の学校を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員を増やしてください。</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人学級が実施され、成果も上がってきていると思います。しかし、30人学級のための正規の教職員を増やさずに行なっているため、専科教員が減らされてます。専科教員は、音楽や理科や図工などの専門的な教育を担っていたばかりではなく、出張や休暇などで指導教員が不在となる時間を保障する教員としての役割も担っていました。また、高学年と低学年の担任の授業時数のバランスをとるという意味も持っています。専科教員が少なくなるということは、専科教員が手薄になると同時に、高学年の教員の負担が増大します。また、休暇のとりづらい状況も生まれ、病気による休職者も増えています。教職員を増やしてゆとりある教育ができるようにすることが必要です。</p> <p>2 学級編制基準日を4月1日にしてください。年度途中での学級減・職員減をしないでください。</p> <p>十数年前に行なわれていた「年度当初からの41人学級」はほとんどなくなりましたが、学級編制基準日が現在は入学式・始業式の前日の正午とされているため、職員の配置が直前まで定まらず、新学期の準備に支障をきたしています。また、年度の途中で、児童生徒数に減があり学級そのものがなくなるといった場合に、職員の減員が行なわれるために、学校の全体の教科担任・校務分掌が大きく変動する事態となります。このような場合でも、教職員の減員を行わずにすむようにしてください。なお、来年度から学級編制が市町村教育委員会からの「届出制」になりますが、この場合でも、従来の県の役割を効果的に発揮できるよう運用して</p>		

てください。つまり、学級編制の基準日は4月1日としても、入学式・始業式の前日正午までの増学級に対しては、県教委の発令で教職員の配置を行なうことです。

3 障がいの多様化に応じた手厚い人員配置をしてください。

小中学校では、児童生徒の約6%が発達障害等があるとされています。各学校にはコーディネーターが配置され、必要に応じて支援員がおかれています。しかし、多動性のある子や、車いすを使う子どもなどの支援におわれ、LD（学習障害）やコミュニケーションをとるのが苦手な子どもたちへの支援はほとんど行われていません。学校に一人の支援員ではなく、支援の必要な子一人一人へ支援ができるよう人員配置をお願いします。

4 高校の入学金を不徴収とするとともに、授業料以外の学校納付金を軽減してください。

授業料についてはこの春から無償化されましたが、教科書代や教材費など、学校納付金がかさみます。

少しでも学校納付金の軽減ができるような措置をお願いします。

5 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。

「食育」が見直されている今、学校給食への関心は年々高まっています。給食は単に昼食を提供するだけでなく、健康な体作りと学びの場でもあります。米どころえびのでは、毎日が米飯給食で大変好評です。ふるさとへの愛着、地域との交流のため、また地産地消・地場産業を応援するためにも、安全な地元の食材を使ったメニューを増やしてください。

6 学校が避難所としての機能を果たせるよう、耐震工事・避難経路等を再確認してください。

また、災害・事故等で被害を受けた子どもたちに、授業料免除・給食費補助等、特別の援助制度を設けてください。

県下の学校の耐震化がまだまだ不十分な状況です。学校の耐震化を進めると同時に、避難所としての機能が果たせるような措置をお願いいたします。

紹介議員

前屋敷恵美 鳥飼 謙二

摘要

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第13号	受理年月日	平成23年12月1日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる 宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 1, 822筆)		
請願の件名	<p>全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 全国一斉学力調査を廃止するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>全国一斉学力調査は、もともと児童生徒の学力傾向を把握する趣旨から始められた制度ですが、その当初から目的遂行にあたっては抽出調査だけで十分と言われてきたものでした。問題点は、以下の2点です。</p> <p>まず第一点は、予算のむだ遣いの問題である。この実施には、年間で数十億円もの巨額の予算が投じられている。それを教育現場の施設整備費や備品費、少人数学級の実施等に振り向いてほしいというのが教職員・保護者の声です。</p> <p>第二に、これまで以上に、地方自治体間および児童・生徒間の過度の競争を引き起こす要因となることです。過去、日本政府は国連の子ども権利委員会から「日本の過度な競争教育が子どもたちの人格発達にゆがみを生じさせている」と2度にわたり勧告を受けてきました。全国一斉学力調査の継続は、こうした勧告に反するばかりか、勧告が指摘している「子どもたちの人格発達のゆがみ」をいっそう深め広げる懸念があります。</p> <p>2 教員免許更新制を廃止するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>2009年度から本格実施となった教員免許更新制度ですが、政権交代後、一旦は廃止の方向性が打ち出されたものの、制度が継続しています。かつて本制度導入にあたっては、全国都道府県教育長協議会も、「都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、好ましくない。」といった懸念を表明していました。</p> <p>全国都道府県教育長協議会が懸念した問題は、上記にとどまりません。</p>		

	<p>○ 大学等が行う免許更新講習内容、方法は、それぞれの大学の規模や特色によって異なることが予想され、修了認定に関して公平性を欠くおそれがある。</p> <p>○ 学校における教育活動の現状において、講師等の臨時的な教員を一定数任用することは不可欠であり、講師が任用できない場合は、教育活動に大きな支障をきたす、等です。</p> <p>何より夢やロマンを持って教員をめざし、また勤務している教員を10年という期限付きの不安定な身分に処することによって、教員の生活に対する不安を招き、勤務意欲を減退させ、ひいては教育の土台そのものを切り崩してしまうのではないかとされています。数ある免許の中で、教員の免許を取り立てて更新制にすることは、その他の免許との整合性を欠きます。</p> <p>また特に、公務員制度との整合性を欠くものです。</p>
紹介議員	前屋敷恵美
摘要	

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	平成23年6月15日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市別府町3番9号 宮崎県労働福祉会館4階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山 節夫		
請願の件名	宮崎地方最低賃金改正についての請願		
紹介議員	田口 雄二 井上紀代子 西村 賢 徳重 忠夫 鳥飼 謙二 高橋 透 太田 清海 前屋敷恵美 有岡 浩一 函師 博規		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月25日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（後藤哲朗議員、井上紀代子議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第35号上程 知事提案理由説明 議案第34号、第35号委員会付託 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程、採決（可決）
11月26日	土		
11月27日	日		
11月28日	月	休 会	常任委員会（総務政策、文教警察企業） （議案調査）
11月29日	火		（議案調査）
11月30日	水	本 会 議	議案第36号～第39号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（黒木正一議員、山下博三議員、有岡浩一議員、丸山裕次郎議員、鳥飼謙二議員） 常任委員長審査結果報告（総務政策、文教警察企業） 討論（前屋敷恵美議員）（議案第34号、第35号に反対） 採決（議案第34号、第35号）（可決）
12月1日	木		一般質問（中村幸一議員、福田作弥議員、松村悟郎議員、二見康之議員、押川修一郎議員）
12月2日	金		一般質問（渡辺 創議員、井上紀代子議員、清山知憲議員、横田照夫議員）
12月3日	土		
12月4日	日		
12月5日	月	本 会 議	一般質問（太田清海議員、前屋敷恵美議員、内村仁子議員、田口雄二議員）
12月6日	火	本 会 議	議案第40号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（新見昌安議員、河野哲也議員、中野明議員、坂口博美議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月6日	火	本 会 議	採決（議案第37号～第39号）（同意） 議案・請願委員会付託
12月7日	水	休 会	常任委員会 特別委員会
12月8日	木		
12月9日	金		
12月10日	土		
12月11日	日		
12月12日	月	休 会	（議事整理）
12月13日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑（前屋敷恵美議員） 討論（議案第29号に反対、請願第7号、第11号～第13号不採 択に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第29号）（可決） 採決（議案第1号～第28号、第30号～第33号、第36号、第40 号）（可決） 採決（請願第11号～第13号）（不採択） 採決（請願第7号）（不採択） 採決（請願第8号）（採択） 採決（請願第3号）（取り下げ） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決 定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号～第5号追加上程、採決 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 副 議 長 十 屋 幸 平

宮 崎 県 議 会 議 員 後 藤 哲 朗

宮 崎 県 議 会 議 員 井 上 紀 代 子